

市
政
概
要

土 浦 市

市 政 概 要

(令和 5 年度)

令
和
5
年
度

土 浦 市 議 会 事 務 局



市 章

土浦の「土」の字を桜川にうつる
桜の花弁と霞ヶ浦のさざなみに図案
化し，市民の協和と伸びゆく市勢を
象徴したものである。

(昭和17年6月8日制定)

土浦市民憲章

わたくしたちは、常陸野にたつ ゆるぎない筑波と 霞ヶ浦のひろがりをも、
こころとして生きる土浦の市民です。

この郷土に、はぐくまれるわたくしたちは秩序あるさわやかなまちづくりを
めざし期待とねがいをこめて、ここに市民憲章をさだめます。

- 1 たがいに信じ助けあう あたたかいこころを そだてましょう
- 1 からだをきたえ仕事にはげみ あかるい家庭を きずきましょう
- 1 自然を愛し水とみどりのきれいなまちを つくりましょう
- 1 知性を高め教養をつちかい 文化のみのりを ひろげましょう
- 1 伝統をふまえ未来をみつめる 若い力を のばしましょう

(昭和50年12月23日制定)

は し が き

令和5年度市政概要を発刊しました。

本書は、主として昨年度一年間の市政全般について網羅し、それを部門別に編さんしたものです。皆様方に市政のあらましを御理解いただく上で常に座右に置かれ御活用いただければ幸甚に存じます。

なお、編集に際して資料の提供をいただきました関係各位に心から感謝の意を表します。

令和5年12月1日

土浦市議会

議長 島岡 宏明

交通安全都市宣言文

昨今の交通事故の頻発は真に憂慮寒心に堪えないものがあり、その原因事情に至っては甚だしく常識を逸脱したるものがあって国民の等しく慨嘆しているところである。

今や土浦市は首都圏の衛星工業都市として又観光都市として華やかな脚光を浴びているが、市内の主要幹線道路は交通量俄かに激増し続出する交通禍のために市民は外出にも脅え夜間も枕を高くして安眠することが出来ず、その不安恐怖の念は掩い難ものとなって来た。

交通事故防止のためには、市民の総意を結集して日常生活の安全を確保すると共に事故発生を絶滅を期する凡ゆる方策を講じ、以って安全都市の理想を具現することが喫緊の急務であると信ずる。

よって爾今本市を「交通安全都市」として、茲に強力なる交通安全施策を推進せんとするものである。

右宣言する。

昭和37年3月6日

土浦市長 天 谷 丑之助

非核平和都市宣言に関する決議

世界の平和と安全は、全人類共通の願いである。土浦市はここに日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、世界の全ての国に対し、核兵器の全面廃絶と軍縮を希求するとともに「非核平和都市」の宣言をするものである。

昭和63年3月22日

土 浦 市 議 会

ゆとり宣言

すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間とうるおいのある生活をおくることができるようにすることは、人間性豊かな社会の建設にとってきわめて重要です。

しかし、わが国の労働時間の現状は、欧米諸国と比較して年間で200時間から500時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊かさが実感できない大きな要因となっています。

土浦市議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、すべての国民が週に2日は仕事の手を休め、ときどき長い休みを楽しみ、日々団らんのある暮らしがおくれるよう、労働時間の短縮、生活環境の整備、条件整備に全力をつくします。

平成2年6月6日

土 浦 市 議 会

「土浦市環境都市宣言」決議

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、地球が育む自然は、この大地に生きる全ての生物の母体であり、互いに調和を保って共存していかなければならない。

しかし、大気汚染、水質汚濁、緑の枯渇など自然環境の破壊は、今や地域の問題から地球規模に至るまで拡大し、生物の生存基盤を危うくしている。

茨城県においても、広大な山林、豊富な河川など多様な自然形態を誇っているが、他地域と同様に様々な文明化・都市化の進展に伴う自然・生態系の喪失現象が生じている。

わが土浦市は、市民の生命の源泉である霞ヶ浦と緑の象徴である筑波山から豊かな恵を受けて営々と発展してきた。

我々は、この自然がもたらす恩恵に感謝し、地球的な視点に立ち、人間の英知を結集して、豊かな資源を守り育て、後世へ引き継いでいく責務を負う。

そのために、自然環境と人間の営みとが深くかかわっていることを認識し、これまでの資源・エネルギー多消費型社会を見直し、次世代に禍根を残さないよう最大の努力をすべきである。

地球の一員として、よりよい地球環境を保全していくために、住民、企業、自治体が一体となった地球にやさしいまちづくりを進めていくことを宣言する。

平成5年3月23日

土 浦 市 議 会

青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る街宣言決議

全国各地で「ダメ。ゼッタイ。」を合い言葉に「国連麻薬撲滅運動」が展開されて今年で10年を迎え、茨城県においても「茨城県薬物乱用対策推進本部」を設置し、関係機関が連携をとりながら諸活動を展開しているところである。

しかし、この薬物、特に覚せい剤事犯は、平成7年を境に検挙者が急増し、毎年500人以上を数え、この内には中・高生を含む青少年の検挙者があるなど、誠に憂慮される事態である。

この種の問題は、薬物の蔓延を引き起こす乱用者個人の問題もさることながら、乱用者自身が引き起こす二次的犯罪の発生も懸念され、まさしく平穏な市民生活を脅かすものである。

本会議はかかる事態を根絶し、安心して暮せる街づくりと21世紀を担う青少年をこれら薬物被害から守るため、住民及び関係機関と連携し、覚せい剤等薬物乱用防止活動を強力に推進することをここに決議する。

平成12年3月22日

土 浦 市 議 会

飲酒運転追放並びにシートベルト・ チャイルドシート着用推進の決議

悲惨な交通事故をなくすことは、市民の願いであります。

土浦市では、増加する交通事故の撲滅を目指し、官民一体となり積極的な取り組みを展開してまいりました。

しかしながら、社会人としてはもとより、ドライバーとしての資質が問われる飲酒運転による交通事故が依然として後を絶たず極めて憂慮すべき状態にあり、飲酒運転が重大事故に直結することは、過去の例をみても明らかであります。

また、不測の交通事故に備えるシートベルトやチャイルドシート着用は、運転者や同乗者の命を守るため不可欠なことも自明の理ではありますが、その着用実態は未だ低調であります。

よって、土浦市議会の総意に基づき、誰もが安全で安心して豊かな生活が送れる交通環境をつくるため、市民並び関係機関団体と一致協力して、飲酒運転追放の世論醸成と環境づくりに一層努力するとともに、人命を守るシートベルト・チャイルドシートの100パーセント着用推進を図ることをここに決議する。

平成12年9月19日

土 浦 市 議 会

青色申告・納期内納税完納都市宣言に関する決議

正しい申告と納税は、国民の大切な義務であり、これが全うされてこそ、国の繁栄があり、地方自治体の健全な運営が可能となる。

本市は、なお一層、国・県と一体となり、自主的な申告と納期内納税の意識高揚を図り、活力に満ちた地域社会の発展に貢献するため、ここに「青色申告・納期内納税完納都市」を宣言する。

平成12年12月19日

土 浦 市 議 会

安心で安全なまちづくり宣言に関する決議

犯罪のない安全な生活環境は、市民すべての願いであり、市民生活の基盤となるものである。

しかし、近年、相次いで発生する凶悪事件、身近で生ずる窃盗事件などの頻発により、かつての安全神話は崩れ不安が増大している。

こうした中、安心して暮せる安全な地域社会の実現のためには、市民と事業者、行政が一体となって犯罪に強い環境づくり及び地域のふれあいと連帯の中で安全ネットワークを形成していくことが大切である。

よって、「自らのまちは自らが守る」という自助の精神と地域社会が力を合わせる共助の精神のもと、市民と行政が協働した新しい時代の安心で安全なまちづくりに総力をあげて取り組んでいくことを宣言する。

平成16年6月15日

土 浦 市 議 会

北朝鮮の核実験に強く抗議する決議

北朝鮮政府は5月25日、核実験を強行した。それは北朝鮮に対して「いかなる核実験または弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないこと」を要求した国連安保理決議1718（2006年10月14日）や、北朝鮮が「一切の核兵器及び現在の核計画を放棄する」と合意した6ヶ国協議共同声明（2005年9月19日）にも明確に違反する暴挙である。北朝鮮のロケット発射を非難した4月の安保理議長声明が意に沿わないからといって、北朝鮮が世界に明らかにしてきた公約を一方的に破棄することは許されるものではない。

今日、世界の中で核兵器廃絶に向かう新たな気運が生まれつつある。このようなときに行われた今回の核実験は、そうした動きに対する挑戦であり、北東アジアの平和と安定への重大な逆流である。

したがって今回の核実験に強く抗議するとともに、これ以上の核実験をやめ、核兵器及び核兵器開発計画を放棄すること、そして無条件で6ヶ国協議に復帰することを強く求める。

以上決議する。

平成21年6月23日

土 浦 市 議 会

日本原子力発電東海第二原発の再稼働を断念し廃炉を求める決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原発事故によって、大量の放射能が大気、海洋に放出されるなど、甚大な被害が発生した。

平成11年、東海村にあるJCOの施設で核燃料が臨界事故を起こし2名の作業員が死亡、666名の村民が被爆した。福島第一原発事故や東海原発においては、その教訓が生かされることがなく大惨事を引き起こした。

仮に東海原発が大事故を引き起こすと、30キロメートル圏内に約100万の人々が暮らしており、さらに首都圏に及ぼす影響は計り知れない。

原発はひとたび事故が起こると制御できないものであることが明確になり、安全は絶対ではない。

福島第一原発事故は、収束の見通しも立たず事故の解析もできていない。しかも、使用済核燃料処理も未解決のままである。

「核と人類は共存できない」ことが立証されている今日、今こそ人命尊重が優先される政策及び再生可能な自然エネルギーへと転換していかなければならない。

二度と原発事故を起こさないためにも、日本原子力発電は老朽化した東海第二原発の再稼働を断念するとともに、危険極まりないプルサーマル導入も断念し原発を廃炉にすることを求める。

以上、決議する。

平成23年12月20日

土 浦 市 議 会

第32回オリンピック競技大会及び 第16回パラリンピック競技大会の 東京招致に関する決議

オリンピック・パラリンピックは、スポーツを通じて世界の人々が相互理解と友好親善を深め、恒久的な世界平和の確立に大きく寄与する世界最大のスポーツ・文化の祭典であり、スポーツを通じて心身を向上させ、文化、国籍など様々な違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献するものである。

1964年開催のオリンピック東京大会は、多くの国民に感動と自信を与えるとともに、国際社会の一員として我が国の復興を世界にアピールした。これを契機に、我が国は世界の平和と発展に積極的な役割を果たし、東京都市圏は更なる発展を遂げ、世界有数の大都市圏となった。

現在、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復旧、復興に全力で取り組んでいる我が国、そして被災県の市町村にとって、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、復興に向けて歩む人々に希望を与え、大きな力となるものであるとともに、世界中から寄せられた支援に対する感謝や敬意をあらわす好機となる。

また、世界のトップアスリートに最高の自己表現の場を提供することにより、未来を担う子供たちに新たな希望を与えることができるものであり、スポーツの振興や国際交流等を通じて世界の恒久的平和を願う同じ関東の一員として、東京に近接する本市にとっても、大いに意義のあることである。

よって、土浦市議会は、2020年開催の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致を強く求め全力で支援する。

以上、決議する。

平成25年3月21日

土 浦 市 議 会

「二セ電話詐欺撲滅宣言」決議

土浦市では「安心して安全なまちづくり」の実現に向け、官民一体となり、様々な活動に取り組んでおりますが、依然として、二セ電話詐欺による被害が後を絶たず、高齢者をはじめとした多くの市民が被害にあっております。

二セ電話詐欺は、今や市民生活を脅かす重大な社会問題にまで発展しております。

土浦市は、市民の皆様に対し、二セ電話詐欺への警戒と十分な対策を求めるとともに、市民を被害から守るため土浦警察署及び各金融機関並びに関係機関・団体と連携を図りながら、二セ電話詐欺根絶に向けて全力で取り組むことを、ここに宣言します。

以上、決議する。

平成30年9月19日

土 浦 市 議 会

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を脅かす、断じて容認することができない暴挙である。

このような力による一方的な現状変更は、明白な国際法違反であり、国際社会の秩序の根幹を揺るがすもので、看過できるものではない。

ここに土浦市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事進攻に厳重に抗議するものである。

政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきである。

以上、決議する。

令和4年3月1日

土 浦 市 議 会

目 次

市 勢

1	沿革	1	3	市域の変遷	6
2	位置及び地勢	4	4	人口	7

議 会

1	土浦市議会議員名簿	9	7	広報広聴委員会	16
2	歴代議長・副議長	10	8	議員会派	17
3	年次別当選者氏名	11	9	議員報酬・期末手当	17
4	議会構成	15	10	政務活動費	17
5	常任委員会	16	11	議会活動状況	17
6	議会運営委員会	16	12	議会事務局	18

総 務

	行政機構図	21	7	住居表示整備事業	34
1	歴代三役	23	8	町界町名整理事業	35
2	職員数	24	9	選挙	36
3	給与	26	10	市有財産	38
4	監査	27	11	防災	39
5	情報公開制度	29	12	本庁舎	40
6	個人情報保護制度	31			

企 画

1	総合計画	45	5	行財政改革	60
2	土浦市亀城プラザ	52	6	ICT施策の推進	70
3	合併の経過	55	7	企業誘致	71
4	広報・広聴	56	8	公共施設マネジメント	72

財 政

1	令和5年度予算	73	4	市債	88
2	令和4年度決算	78	5	財政指標	89
3	市税の状況	82	6	土浦市の現況	90

市民生活

1	窓口	91	7	霞ヶ浦対策	110
2	まちづくり活動	94	8	環境衛生	114
3	ダイバーシティ推進	98	9	防犯対策	125
4	消費者行政	101	10	空家等対策	126
5	交通安全	103	11	人権推進事業	127
6	環境保全	105			

保健福祉

1	福祉事務所の窓口	129	9	社会福祉施設及び介護保健 関連施設一覧	188
2	社会福祉	130	10	国民年金	194
3	生活保護	134	11	国民健康保険	196
4	中国残留邦人等に対する支援制度	136	12	後期高齢者医療制度	203
5	障害者福祉	137	13	医療費助成制度	205
6	高齢者福祉	144	14	保健衛生	207
7	土浦市社会福祉協議会	166			
8	シルバー人材センター	187			

こども政策

1	児童の状況	215	7	少子化対策・結婚支援	241
2	保育	216	8	子ども家庭支援	242
3	地域子ども・子育て支援	222	9	児童健全育成等	245
4	母子保健	230	10	母子・父子・寡婦福祉	246
5	療育支援センター	237	11	新型コロナウイルス感染症対策事業	247
6	各種手当等	238	12	出産・子育て応援事業	249

産業経済

1	産業一般	251	8	土浦市勤労者総合福祉センター	280
2	商工	255	9	まちかど蔵「大徳」「野村」	282
3	工業団地	263	10	小町の館	284
4	観光	269	11	農林水産	286
5	勤労青少年ホーム	274	12	農業基盤整備	295
6	一般財団法人土浦市産業文化事業団	277	13	農業委員会	297
7	国民宿舎	279			

都市政策

1	都市計画	299	6	駐車場	309
2	地価公示一覧及び経年変化	302	7	荒川沖橋上駅	311
3	建築行政	303	8	土浦橋上駅	312
4	市街地整備	305	9	神立橋上駅	313
5	公園緑地	307	10	総合運動公園整備概要	314

建設

1	土木	315	4	都市下水道	324
2	建築	317	5	水道	326
3	下水道	319			

教育

1	教育	335	4	文化	361
2	生涯学習	352	5	スポーツ振興	367
3	青少年教育	358			

消防

1	土浦市の消防情勢	381	5	予防対策	391
2	組織・消防力	382	6	救急救助活動状況	392
3	消防車両	387	7	AED設置場所	395
4	過去5年間の出火状況	388	8	消防職員・団員の処遇	396

資料

1	市庁舎	397	2	市内主要施設一覧	398
---	-----	-----	---	----------	-----

市 勢



空から望む土浦

1	沿 革	1
2	位置及び地勢	4
3	市域の変遷	6
4	人口	7

1 沿革

4000~3000年前	上高津貝塚ができる
650年頃（7世紀後半）	上坂田の武者塚古墳がつくられる
1122・24 保安3・天治元	東城寺に経塚がつくられる
平安末期	下高津常福寺の木造葉師如来坐像がつくられる
1206 建永元	八田知家（小田氏の祖）が、極楽寺の梵鐘をつくる（等覺寺の梵鐘）
1275 建治元	穴塚般若寺の梵鐘が鑄造される
1329 元徳元	東寺百合文書に土浦の地名が初めて現れる
1354 文和3・正平9	復庵宗己が正受庵を法雲寺と改める
1435 永享7	鹿島神宮「富有人注文」に土浦郷若泉三郎、高津郷常福寺の名がみえる
1569 永禄12	手這坂の戦いに敗れ、小田氏治は小田城を失い、木田余城に移る
1590 天正18	豊臣秀吉の小田原攻め。小田方は小田城奪還に失敗。
1594 文禄3	土浦地方でも太閤検地が行われる
1601 慶長6	松平信一、土浦城主となる
1618 元和4	西尾忠永、土浦城主となる
1649 慶安2	朽木植綱、土浦城主となる
1669 寛文9	土屋数直、土浦城主となる
1687 貞享4	土屋政直、老中となる（享保3年まで）
1761 宝暦11	土浦醤油屋仲間結成
1790 寛政2	土浦藩領のうち上方領を上知し、替地として奥羽領をもらう
1799 寛政11	土浦城内に藩校郁文館を建設する
1839 天保10	藩校郁文館を神龍寺門前に新築する
1864 元治元	天狗党、真鍋、中貫を焼打ち
1867 慶応3	勤王恭順に藩論を決定
1869 明治2	土屋拳直、土浦知藩事となる
1871 明治4	土浦県を置く（7月） 新治県を置く（11月）
1873 明治6	土浦小学校創立
1895 明治28	土浦、友部間鉄道開通
1918 大正7	筑波鉄道開通
1937 昭和12	中家村、土浦町に合併
1938 昭和13	藤沢村虫掛、土浦町に合併
1939 昭和14	東村、土浦町に合併
1940 昭和15	真鍋町と合併して市制施行（11月3日） 人口 35,567 人（7,298 戸）
1948 昭和23	朝日村と都和村を合併
1954 昭和29	上大津村を合併、人口 72,023 人
1961 昭和36	常磐線上野・勝田間電化
1963 昭和38	市庁舎完成
1974 昭和49	第29回茨城国体開催 人口が10万人を超える
1982 昭和57	土浦バイパス2車線全線開通
1985 昭和60	科学万博開催
1987 昭和62	筑波鉄道廃止
1988 昭和63	市立博物館開館
1990 平成2	市制施行50周年（11月3日）
1995 平成7	第6回世界湖沼会議開催
1997 平成9	土浦駅前地区第1種市街地再開発事業完成
2002 平成14	全国高等学校総合体育大会茨城総体開催
2006 平成18	新村と合併、人口 144,106 人
2015 平成27	市庁舎移転
2017 平成29	土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業完成
2019 令和元	天皇陛下御即位記念第74回国民体育大会開催

茨城県南部の中心都市土浦は人口14万余りを有し、市域は南北約17km・東西約14km、面積約122平方kmで、全国第2位の淡水湖霞ヶ浦の西端をおおい包んだ形で広がる。地形的には中央の桜川低地を挟んで北部の新治台地、南部の筑波稲敷台地から構成され、中央部は土浦駅周辺を中心とした商業地域、北部は農地及び神立などの工業団地、南部は住宅地などの利用が目立つ。平成18年2月の新治村との合併によって、市域は筑波山塊の南麓にも連なった。

土浦市の歴史は、今から約3万年以前の後期旧石器時代の始め頃から始まり、常名やおおつ野などから人々の痕跡が発見されている。

縄文時代には、霞ヶ浦や桜川などを臨む台地上に多くの集落が形成されている。特に縄文時代後・晩期に栄えた上高津貝塚は、関東地方有数の大規模貝塚であり、昭和52（1977）年に国指定史跡となったことで名高い。

弥生時代に入ると市内の遺跡数は減少するものの、北部天の川沿いの紫ヶ丘からは、弥生時代後期の霞ヶ浦沿岸地域で拠点となる大規模な集落跡が発見されている。

古墳時代では、烏山団地にあった烏山遺跡やおおつ野の八幡脇遺跡からは、全国でも屈指の古さを誇る古墳時代前期のメノウを中心とする玉作工房跡が発見されている。古墳では、手野町の王塚古墳・后塚古墳は、古墳時代前期の霞ヶ浦沿岸における盟主級の規模を誇る大型古墳である。また上坂田の武者塚古墳は7世紀代に築造されたもので、昭和58（1983）年の発掘調査では、銀装の大刀や銀製の帯状金具のほか、当時の男性の髪型である「みずら」が形を保ったまま発見されたことで、全国的にも有名である。武者塚古墳の出土品は平成26（2014）年、国の重要文化財に指定された。

奈良・平安時代にかけての土浦市域は、筑波郡・茨城郡・信太郡・河内郡に当たっている。この時期の遺跡も多いが、中でもおおつ野地内の発掘調査で当時の集落や寺の跡、火葬の墓などが多数見つかった。また東城寺から小野にかけての北部の山麓地帯では、須恵器の窯が多数築かれており、茨城県内から千葉県北部にかけて須恵器製品を供給していたことが分かっている。

平安末期には仏教でいう末法思想が広まった結果、東城寺に経塚が築かれたほか、常福寺の木造薬師如来坐像がつけられるなど極楽浄土への人々の憧れが形となって今に伝えられている。

鎌倉時代初めには、常陸の守護八田知家（小田氏の祖）が極楽寺に梵鐘を寄進したが、現在この鐘は等覺寺に伝えられる。また市内穴塚の般若寺にも建治元（1275）年の銅鐘や結界石が残され、東城寺と共に霞ヶ浦沿岸の律宗文化を現在にたどることができる。なお京都の『東寺百合文書』（鎌倉時代）の中には、信太荘の地名として「土浦」の名前が初めて記されている。

室町時代に入ると、今泉氏または菅谷氏によって土浦城の前身となる施設が築かれたと考えられている。鷲神社の板碑とともに東崎・中城といった土浦中心市街地の原形がこの時期に作られたと推定されている。永享年間、鹿島神宮の『常陸富有人注文』の中には、当時の富裕層の名前として土浦郷若泉三郎、高津郷常福寺の名がみえる。

戦国時代には、小田城の小田氏を支える城として、木田余城（信太氏）、土浦城（菅谷氏）など多数の城館が築かれた。常陸太田を本拠とする佐竹氏や越後上杉氏、小田原の後北条氏らとの戦国の争乱の中で、小田氏と菅谷氏は最終的には佐竹氏に降伏することになる。

豊臣秀吉の小田原攻めと全国統一後の土浦周辺は、下総結城氏の飛び地として支配を受けた。一部佐竹氏領となっているところもあるが、両者共に文禄年間を中心に太閤検地が行われた。

江戸時代に入ると、土浦城には代々譜代大名が配備され、初期には藤井松平氏、西尾氏、朽木氏・大河内松平氏らとたびたび城主が交代した。寛文9（1669）年に土屋家が城主となると、次第に所領が拡大し、新治郡域を中心に9万5千石を領有するに至り、その後明治維新に至るまでほぼ200年間、土屋家の支配が続き、藩主は11代を数えた。土浦藩領の拡大に伴い、城を中心とする同心円状に武士が住む廓が整えられた。

城下を貫いて走る水戸街道沿いには問屋、小売、製造などを営む町屋が軒を連ね、川口川に沿って大型の高瀬船が接岸できる河岸が築かれた。土浦は水陸交通の要衝として、多くの人々や物資が集まり分かれていく場となった。関東地方で生産された物資は百万都市といわれた江戸の生活を支えたが、土浦では周辺農村の大豆や小麦を原料とした醤油醸造業が発達し、江戸で消費されている。地誌や番付などに名産地としての名が伝わっている。また、薪炭や材木も江戸に運ばれ、燃料や建材として用いられた。

城下町土浦の商圈は広がりを見せ、豊かな経済力を持った商人たちが登場した。彼らは江戸の文物の影響を受け、和歌や俳句などの文芸や茶の湯や生け花などの芸能をたしなみ、土浦藩士らとも交流して教育や学問を重んずる風潮が生まれた。

明治維新、廃藩置県によって、土浦藩は廃止され、土浦県、続いて新治県がおかれると、県庁が土浦城跡に置かれて、地方行政の中心となった。

明治8年5月7日新治県が廃止されて茨城県の管轄に入り、明治11年新治郡役所が旧本丸に置かれ郡政の中心となった。明治22年市制・町村制の実施に伴い、茨城県は、1市39町、336ヶ村に集約された。当時、土浦町は人口1万人、新たな町制によってますます発展の基礎が固まった。明治28年日本鉄道株式会社の土浦線（現常磐線）の開設によって町域は湖岸に向かって伸展し、駅前通りと大和町が新しく誕生した。

大正6年に土浦繭糸市場が開設され、大正7年には筑波鉄道が開通し、その経済活動は関東全域に拡まった。第一次世界大戦の後、隣接する阿見に霞ヶ浦海軍航空隊がおかれたり、桜川に沿って新市街が整備されたりしたことは、土浦の発展の大きな契機となった。

昭和8年都市計画法の指定を受け、都市建設計画が進められ、新国道（6号線）をはじめ亀城公園、2種港湾土浦港、亀城通りなど、道路網の新設、改良並びに緑地帯の設定が行われた。

湖岸沿いの低地は江戸時代からしばしば洪水の被害を受けてきたが、時代が明治に変わってもその惨禍から逃れることは難しかった。川口川閘門の建設や湖岸寄りに鉄道線路を建設することで霞ヶ浦の逆水による洪水は減少したが、明治43年、昭和13年、16年には桜川の氾濫による堤防の決壊で市街地を中心に大きな被害が出た。町は桜川堤の改修などをかさねることで、しだいにその脅威を遠ざけていった。

新市街地の建設とともに隣接町村との合併計画が行われ、土浦町は昭和12年4月桜川を挟んで中家村を、同13年6月には藤沢村の一部の虫掛を、同14年6月東村をそれぞれ合併、さらに昭和15年11月3日には土浦町、真鍋町を廃して市制を施行し、ここに人口35,567人の土浦市が誕生したのである。市勢の伸展や、土浦海軍航空隊（通称予科練）なども誕生したことによって、その玄関口に位置する土浦は海軍の町として全国的に有名となった。

第二次世界大戦の敗戦により、軍事施設は解体されて一時の隆盛は見られなくなったものの、本格的な空襲を受けていなかったため徐々に復興の計画が立てられ、民主主義のもとに近代的都市の建設が始められた。

昭和23年9月には、新治郡都和村及び稲敷郡朝日村の一部荒川沖を合併し、更に同29年11月には、新治郡上大津村を合併して人口72,000人の市へと発展した。

この前後、土浦海軍航空隊跡には陸上自衛隊武器学校が開設、右叡の第一海軍航空廠跡には、同じく陸上自衛隊武器補給処が開設された。また、霞ヶ浦を水源とする上水道は旧市街地よりしだいに全市におよび、工業用水としても利用されている。霞ヶ浦とその周辺が日本水郷国定公園に指定され、土浦はその玄関口として多くの観光客を迎えた。また、常磐線電化に伴い、東京のベットタウンとしても機能していく。

昭和37年9月には低開発地域工業開発地区に、また同38年8月には都市開発区域に指定され、首都圏の衛星都市として首都圏整備計画に基づいて開発が行われ、工業団地、住宅団地の造成及び関連都市施設の整備などが重要な施策として進められている。

その後、筑波研究学園都市の熟成や常磐自動車道の全線開通、つくば市誕生の中にあって、本市は筑波研究学園都市とともに、首都圏基本計画及び第四次全国総合開発計画において、首都機能分散の受け皿となる業務核都市に位置付けられ、21世紀の国土（多極分散型国土）形成に貢献すべく役割を担ってきた。

平成5年2月には「土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想」が国において承認され、今後土浦市は首都圏の業務核都市として、この基本構想に基づき、首都のもつ主要機能を分担するため、従来にも増してまちの活性化へ向けた都市機能の再構築が期待された。

平成11年には、第五次首都圏基本計画においても、本市は、つくば市、牛久市とともに広域連携拠点として位置づけられた。

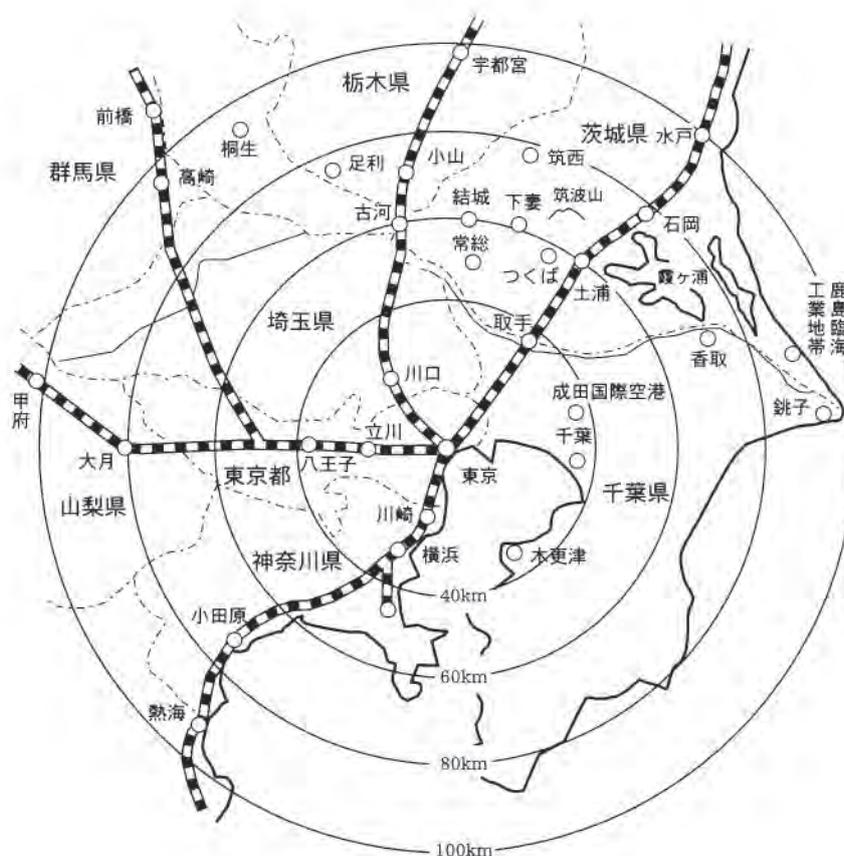
平成18年には、新治郡新治村と合併して人口144,106人、面積123.54km²となった。

平成21年3月には、霞ヶ浦の湖面面積が9.17km²と確定され、湖面面積を含めた本市の面積は122.99km²となった。

平成26年10月には、測定方法の変更に伴い、霞ヶ浦の湖面面積が9.27km²と確定され、湖面面積を含めた本市の面積は122.89km²となった。

2 位置及び地勢

(1) 位置



令和5年1月1日現在

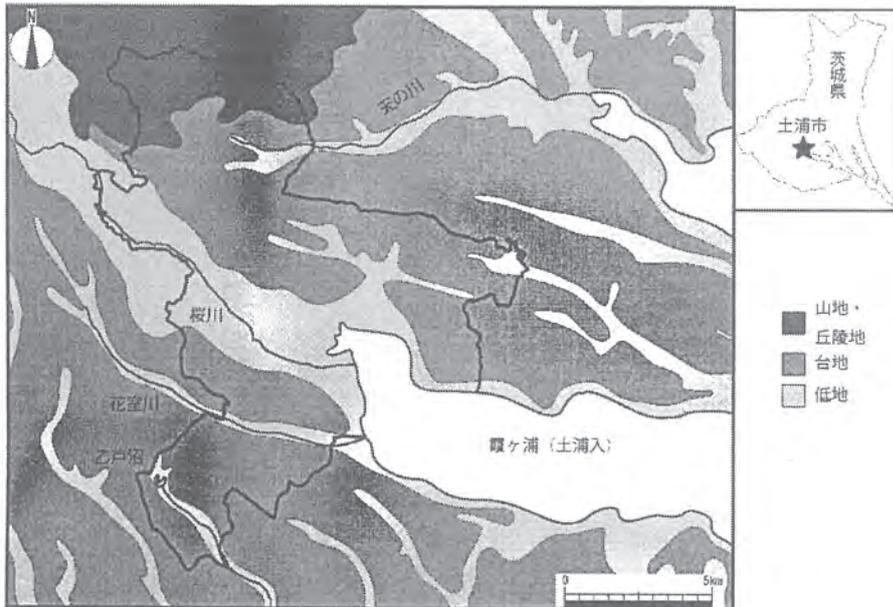
面積 (km ²)				経緯度		広狭	
田	18.88	その他	41.81	東 経	140度12分	東 西	14.4km
山林	15.23						
畑	18.05			北 緯	36度04分	南 北	17.8km
宅地	28.92	計	122.89				

霞ヶ浦 9.27km²を含む

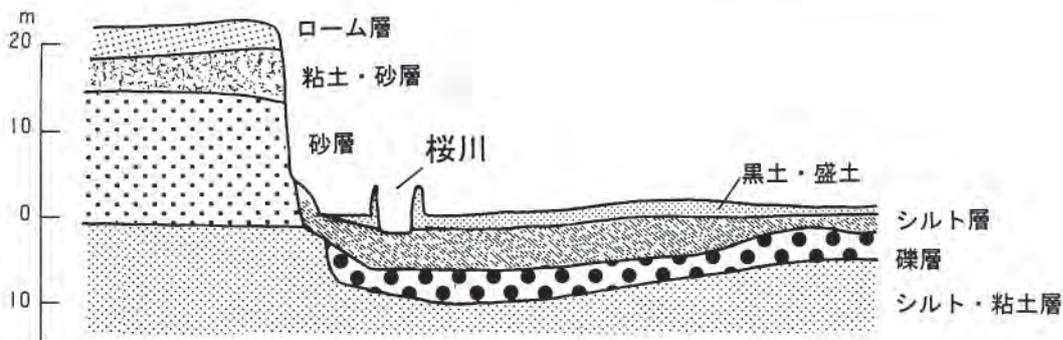
海拔1.8m(土浦市大和町9-1)

(2) 地 勢

土浦市域の地形は台地と低地に大きく分けられ、台地は市内中央を流れる桜川低地を境として、北に新治台地、南に筑波稲敷台地が分布している。これらの台地は下総層群を基盤とし、その上に新期関東ローム層が堆積している。標高は25m前後である。低地には泥や礫が堆積しているが、とくに桜川低地には最終氷期に鬼怒川が流れていたため、鬼怒川由来の礫と、鬼怒川の流路変更後の、桜川由来の砂や泥が堆積している。土浦市街地が標高2m弱の低地にあるにもかかわらず、地震などによる被害を受けにくいのは、この鬼怒川由来の礫層が基盤となっているからである。



土浦市周辺の地形分類図(20万分の1 土地分類基本調査「茨城」をトレース)



土浦の地質断面図 (参考:「図説 土浦の歴史」)

3 市域の変遷

(1) 市域の変遷（編入を含む）

(単位 km)

変更時	変更区域	変更面積	総面積
昭和15年11月	市制施行		46.00
昭和23年 9月	朝日村・大字沖新田・荒川本郷・荒川沖の一部編入	2.45	48.45
昭和23年 9月	都和村を編入	13.74	62.19
昭和29年11月	上大津村を編入	28.98	91.17
昭和30年10月	測定替えによる	0.60	91.77
昭和35年10月	〃	▲0.03	91.74
昭和36年11月	大字菅谷の一部を変更(出島村へ)	▲0.23	91.51
昭和56年 3月	阿見町住吉地区の一部を変更	0.03	91.54
昭和63年 9月	阿見町大字阿見の一部を変更	0.012	91.55
平成18年 2月	新治村と合併	31.99	123.54
平成21年 3月	霞ヶ浦湖面境界決定による	▲0.55	122.99
平成26年10月	測定方法の変更による	▲0.1	122.89

(2) 町村合併の変遷

編入年月日	編入町村	編入年月日	編入町村
昭和12年 4月 1日	中家村合併	昭和23年 9月 1日	朝日村の一部荒川沖合併
昭和13年 6月 1日	虫掛(藤沢村の一部)合併	昭和23年 9月 1日	都和村合併
昭和14年 6月 1日	東村合併	昭和29年11月 1日	上大津村合併
昭和15年11月 3日	土浦と真鍋町合併市制施行	平成18年 2月20日	新治村合併



4 人 口

(令和5年4月1日現在)

世帯数	総数	男	女
65,670世帯	141,801人	70,872人	70,929人

(1) 人口の推移

(各年10月1日現在)

年 度	世帯数	人 口 (人)			女100に 対する男の割合
		総 数	男	女	
昭和 5年	3,845	18,186	8,669	9,517	91.1
10年	4,074	19,259	9,260	9,999	92.6
15年	7,298	35,567	17,012	18,555	91.7
22年	11,863	53,298	25,481	27,817	91.6
25年	13,209	62,246	30,124	32,122	93.8
30年	14,917	72,023	35,653	36,370	98.0
35年	16,137	71,474	34,763	36,711	94.7
40年	19,527	78,971	38,603	40,368	95.6
45年	23,929	89,958	44,197	45,761	96.6
50年	28,987	104,028	51,718	52,310	98.9
51年	29,672	105,773	52,521	53,252	98.6
52年	30,183	107,406	53,313	54,093	98.6
53年	30,921	109,060	54,042	55,018	98.2
54年	31,761	110,912	55,022	55,890	98.4
55年	33,844	112,517	55,768	56,749	98.3
56年	34,339	113,924	56,471	57,453	98.3
57年	35,022	115,761	57,358	58,403	98.2
58年	35,753	117,204	58,106	59,098	98.3
59年	36,491	118,762	58,887	59,875	98.3
60年	36,866	120,175	59,837	60,338	99.2
61年	37,414	120,794	60,210	60,584	99.4
62年	38,132	121,815	60,697	61,118	99.3
63年	39,256	123,988	61,775	62,213	99.3
平成 元年	40,433	126,243	62,962	63,281	99.5
2年	41,417	127,471	63,593	63,878	99.6
3年	42,803	129,380	64,545	64,835	99.6
4年	43,613	130,369	65,011	65,358	99.5
5年	44,492	131,100	65,397	65,703	99.5
6年	45,308	131,813	65,774	66,039	99.6
7年	45,744	132,246	65,930	66,316	99.4
8年	46,632	132,986	66,484	66,502	100.0
9年	47,638	134,072	67,166	66,906	100.4
10年	48,674	134,961	67,583	67,378	100.3
11年	49,617	135,675	67,931	67,744	100.3
12年	49,207	134,702	67,161	67,541	99.4
13年	50,124	135,261	67,284	67,977	99.0
14年	50,685	135,464	67,237	68,227	98.5
15年	50,897	135,120	66,956	68,164	98.2
16年	51,526	135,380	67,245	68,135	98.7
17年	51,090	135,058	67,254	67,804	99.2
18年	54,131	143,703	71,589	72,114	99.3
19年	54,910	143,909	71,686	72,223	99.3
20年	55,543	143,700	71,515	72,185	99.1
21年	56,605	144,534	72,003	72,531	99.3
22年	56,663	143,839	71,600	72,239	99.1
23年	57,222	143,460	71,575	71,885	99.6
24年	57,985	143,404	71,640	71,764	99.8
25年	58,340	142,567	71,215	71,352	99.8
26年	58,908	142,059	70,948	71,111	99.8
27年	57,257	140,804	70,101	70,703	99.1
28年	57,865	140,226	69,843	70,383	99.2
29年	58,483	139,653	69,534	70,119	99.2
30年	59,435	139,414	69,489	69,925	99.4
令和 元年	60,163	138,517	69,113	69,404	99.6
2年	63,093	142,074	70,935	71,139	99.7
3年	63,995	141,844	70,801	71,043	99.7
4年	65,270	141,980	70,918	71,062	99.8
5年	66,356	142,066	71,056	71,010	100.1

(2) 産業別15歳以上就業者数

(令和2年10月1日国勢調査)

分類項目		茨城県		土浦市			H27.10.1 国勢調査	
		総数(人)	割合(%)	総数(人)	雇用者	割合(%)	総数(人)	割合(%)
第一次産業	A 農業	67,128	4.9	1,919	491	3.0	2,185	3.2
	B 林業	689	0.0	2	2	0.0	7	0.0
	C 漁業	1,464	0.1	10	6	0.0	11	0.0
	小計	69,281	5.2	1,931	499	3.1	2,203	3.2
第二次産業	D 鉱業、採石業、砂利採取業	476	0.0	10	10	0.0	20	0.0
	E 建設業	102,612	7.5	4,325	3,422	6.7	4,694	6.9
	F 製造業	277,052	20.3	11,022	10,686	17.1	11,727	17.3
	小計	380,140	28.8	15,357	14,118	24.4	16,441	24.2
第三次産業	G 電気・ガス・熱供給・水道業	6,963	0.5	348	340	0.5	355	0.5
	H 情報通信業	26,002	1.9	1,280	1,195	2.0	1,254	1.8
	I 運輸業、郵便業	79,945	5.9	4,114	3,986	6.4	3,950	5.8
	J 卸売業、小売業	193,540	14.2	10,176	9,357	15.8	10,786	15.9
	K 金融業、保険業	24,174	1.8	1,352	1,308	2.1	1,558	2.3
	L 不動産業、物品賃貸業	18,894	1.4	1,197	983	1.9	1,254	1.8
	M 学術研究、専門・技術サービス業	59,432	4.4	2,975	2,519	4.6	2,980	4.4
	N 宿泊業、飲食サービス業	60,302	4.4	3,507	2,975	5.4	3,877	5.7
	O 生活関連サービス業、娯楽業	49,204	3.6	2,404	1,750	3.7	2,632	3.9
	P 教育、学習支援業	64,214	4.7	3,316	3,072	5.1	3,356	4.9
	Q 医療、福祉	156,491	11.5	7,968	7,599	12.4	7,102	10.4
	R 複合サービス事業	10,450	0.8	544	539	0.8	566	0.8
	S サービス業（他に分類されないもの）	75,157	5.5	3,748	3,336	5.8	3,831	5.6
T 公務（他に分類されるものを除く）	47,315	3.5	2,779	2,779	4.3	2,902	4.3	
小計	872,083	66.0	45,708	41,738	72.6	46,403	68.3	
U 分類不能の産業	41,440	3.0	1,522	723	2.4	2,892	4.3	
合計	1,362,944	100.0	64,518	57,078	100.0	67,939	100.0	

(注) 雇用者には役員を含まない。人員総数には「不詳」を含む。

(単位：%)

第一次産業	5.2	3.1	3.2
第二次産業	28.8	24.4	24.2
第三次産業	66.0	72.6	68.3

議 会



議 場

1	土浦市議会議員名簿……………	9	7	広報広聴委員会……………	16
2	歴代議長・副議長……………	10	8	議員会派……………	17
3	年次別当選者氏名……………	11	9	議員報酬・期末手当……………	17
4	議会構成……………	15	10	政務活動費……………	17
5	常任委員会……………	16	11	議会活動状況……………	17
6	議会運営委員会……………	16	12	議会事務局……………	18

1 土浦市議会議員名簿

(令和5年9月1日現在／議席番号順)

議席	氏名	住所	電話番号
1	根本法子	中高津二丁目10-5 A-201	826-8395
2	目黒英一	北荒川沖町10-21	842-2987
3	平石勝司	神立町672-36	893-5633
4	吉田千鶴子	中村南一丁目7-2	841-5286
5	福田勝夫	神立東一丁目24-2	831-6288
6	古沢喜幸	中694-5	842-3510
7	柳澤健二	小松一丁目401-1	090-2932-6368
8	菅井歩美	右廻2340-28	070-9109-1773
9	吉田直起	常名309-3	821-2568
10	滝田賢治	沢辺1410-1	862-2216
11	田中義法	永国156	802-5531
12	平岡房子	菅谷町1140-14	897-1245
13	奥谷崇	右廻12-11	070-4340-8535
14	矢口勝雄	下高津一丁目5-8	823-4725
15	勝田達也	神立町3623	831-0525
16	島岡宏明	右廻1882	841-0296
17	今野貴子	小松一丁目1-14	893-4820
18	下村壽郎	乙戸1017	841-1176
19	鈴木一彦	藤沢3583	080-4201-7812
20	小坂博	桜町一丁目13-3	090-3149-2009
21	篠塚昌毅	荒川沖西二丁目20-4	841-1170
22	海老原一郎	真鍋三丁目13-1	821-4350
23	寺内充	中央二丁目9-21	821-6757
24	竹内裕	下高津四丁目8-4	822-6998

2 歴代議長・副議長

議 長			
代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	大竹 栄之助	昭15. 12. 12	昭19. 2. 23
2	菊田 七平	" 19. 7. 10	" 20. 7. 25
3	浅野 重夫	" 20. 7. 25	" 22. 4. 29
4	浅野 重夫	" 22. 5. 20	" 23. 5. 31
5	八木下 繁一	" 23. 6. 1	" 24. 1. 29
6	西谷 民家	" 24. 2. 28	" 25. 5. 29
7	八木下 繁一	" 25. 6. 16	" 26. 4. 29
8	吉井 茂一郎	" 26. 5. 10	" 27. 5. 16
9	河合 朝夫	" 27. 5. 16	" 28. 5. 18
10	多田 清一	" 28. 5. 18	" 30. 4. 30
11	坂本 久	" 30. 5. 11	" 32. 6. 7
12	関口 亀藏	" 32. 6. 7	" 32. 12. 17
13	小島 栄	" 32. 12. 17	" 33. 9. 15
14	色川 恵一	" 33. 9. 15	" 34. 4. 30
15	本橋 茂一郎	" 34. 5. 21	" 35. 5. 30
16	小城 銀治郎	" 35. 5. 30	" 36. 11. 14
17	池田 多喜司	" 36. 11. 14	" 38. 4. 30
18	田中 忠右衛門	" 38. 5. 29	" 39. 6. 9
19	田中 忠右衛門	" 39. 6. 9	" 40. 6. 26
20	酒井 誠	" 40. 6. 26	" 42. 4. 30
21	池田 敏一	" 42. 5. 15	" 44. 6. 19
22	菊池 保次	" 44. 6. 19	" 46. 4. 30
23	荒木 馨	" 46. 5. 11	" 48. 6. 23
24	飯嶋 一雄	" 48. 6. 23	" 50. 4. 30
25	高野 久	" 50. 5. 14	" 52. 9. 26
26	木村 実	" 52. 9. 26	" 54. 4. 30
27	寺内 龍太郎	" 54. 5. 11	" 58. 4. 30
28	久保田 正一	" 58. 5. 12	" 59. 1. 23
29	城取 清之助	" 59. 1. 23	" 62. 4. 30
30	本橋 道明	" 62. 5. 15	平元. 6. 26
31	宮本 次男	平元. 6. 26	" 3. 4. 30
32	小野 治	" 3. 5. 15	" 5. 6. 22
33	吉田 信義	" 5. 6. 22	" 7. 4. 30
34	中島 政雄	" 7. 5. 16	" 8. 12. 19
35	沼田 義雄	" 8. 12. 19	" 10. 7. 23
36	豊島 一男	" 10. 7. 23	" 11. 4. 30
37	井坂 信之	" 11. 5. 14	" 13. 6. 19
38	矢口 迪夫	" 13. 6. 19	" 14. 6. 18
39	松本 茂男	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
40	豊島 一男	" 15. 5. 16	" 17. 3. 23
41	内田 卓男	" 17. 3. 23	" 18. 3. 23
42	折本 明	" 18. 3. 23	" 19. 4. 30
43	折本 明	" 19. 5. 18	" 23. 4. 30
44	松本 茂男	" 23. 5. 20	" 24. 6. 19
45	矢口 迪夫	" 24. 6. 19	" 26. 6. 17
46	内田 卓男	" 26. 6. 17	" 27. 4. 30
47	矢口 清	" 27. 5. 19	" 29. 6. 20
48	海老原 一郎	" 29. 6. 20	" 31. 4. 30
49	篠塚 昌毅	令元. 5. 21	令 3. 3. 23
50	小坂 博	" 3. 3. 23	" 5. 4. 30
51	島岡 宏明	" 5. 5. 19	在 任 中

副 議 長			
代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	中山 好一	昭15. 12. 12	昭16. 2. 6
2	佐藤 義助	" 16. 9. 24	" 18. 3. 4
3	河合 朝夫	" 19. 2. 23	" 22. 4. 29
4	清水 浄	" 22. 5. 20	" 23. 3. 5
5	西谷 民家	" 23. 3. 22	" 24. 2. 28
6	中川 房三	" 24. 3. 25	" 25. 6. 16
7	多田 清一	" 25. 6. 16	" 26. 4. 29
8	矢口 豊司	" 26. 5. 10	" 27. 5. 16
9	中村 与一郎	" 27. 5. 16	" 28. 5. 18
10	雨貝 正雄	" 28. 8. 15	" 29. 7. 19
11	小島 栄	" 29. 7. 19	" 30. 4. 30
12	入江 幸治	" 30. 5. 11	" 32. 3. 23
13	吉田 忠三郎	" 32. 3. 23	" 33. 4. 11
14	中村 二三雄	" 33. 4. 11	" 34. 4. 30
15	池田 敏一	" 34. 5. 21	" 35. 5. 30
16	酒井 誠	" 35. 5. 30	" 37. 5. 31
17	関根 豊吉	" 37. 5. 31	" 38. 4. 30
18	高野 久	" 38. 5. 29	" 39. 6. 9
19	木村 芳郎	" 39. 6. 9	" 40. 6. 26
20	菊池 朝三	" 40. 6. 26	" 42. 4. 30
21	高木 彬	" 42. 5. 15	" 44. 6. 19
22	飯島 一雄	" 44. 6. 19	" 46. 4. 30
23	久保田 正一	" 46. 5. 11	" 48. 6. 23
24	小林 不二	" 48. 6. 23	" 50. 4. 30
25	井坂 信之	" 50. 5. 14	" 52. 9. 26
26	中島 政雄	" 52. 9. 26	" 54. 4. 30
27	城取 清之助	" 54. 5. 11	" 56. 6. 27
28	本橋 道明	" 56. 6. 27	" 58. 4. 30
29	小野 治	" 58. 5. 12	" 60. 6. 24
30	菊池 英雄	" 60. 6. 24	" 62. 4. 30
31	吉井 秀夫	" 62. 5. 15	平元. 6. 26
32	来栖 光	平元. 6. 26	" 3. 4. 30
33	塚原 忠	" 3. 5. 15	" 5. 6. 22
34	折本 明	" 5. 6. 22	" 6. 12. 13
35	海老原 惣兵衛	" 6. 12. 22	" 7. 4. 30
36	豊島 一男	" 7. 5. 16	" 9. 6. 24
37	矢口 迪夫	" 9. 6. 24	" 11. 4. 30
38	内田 卓男	" 11. 5. 14	" 13. 6. 19
39	廣瀬 昭雄	" 13. 6. 19	" 14. 6. 18
40	中川 敬一	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
41	勝田 煦	" 15. 5. 16	" 17. 3. 23
42	坂本 喜久江	" 17. 3. 23	" 18. 3. 23
43	川口 玉留	" 18. 3. 23	" 19. 4. 30
44	吉田 博史	" 19. 5. 18	" 22. 3. 24
45	竹内 裕	" 22. 3. 24	" 23. 4. 30
46	寺内 充	" 23. 5. 20	" 27. 4. 30
47	吉田 千鶴子	" 27. 5. 19	" 28. 6. 21
48	小坂 博	" 28. 6. 21	" 29. 6. 20
49	川原場 明朗	" 29. 6. 20	" 30. 6. 19
50	福田 一夫	" 30. 6. 19	" 31. 4. 30
51	平石 勝司	令元. 5. 21	令 2. 6. 18
52	島岡 宏明	" 2. 6. 18	" 3. 6. 17
53	勝田 達也	" 3. 6. 17	" 4. 6. 24
54	塚原 圭二	" 4. 6. 24	" 5. 4. 30
55	鈴木 一彦	" 5. 5. 19	在 任 中

3 年次別当選者氏名

昭和15年12月1日から (定数 30)	福田壬午郎 酒井仙治郎 雨貝 久 田中道之助 高安 源禎 天谷 一郎	豊島庄十郎 浅野 重夫 竹中広治郎 西谷 民家 中川 房三 桜井平四郎	内村 茂 沖田 寛 多田 清一 菊田 七平 大竹栄之助 中村与一郎	中山 好一 河合 朝夫 福見 庄蔵 佐藤 義助 塚原 由彦 海老原惣一郎	茂木 清隆 矢口 平作 飯田 彦一 寺内龍太郎 田中宗三郎 菊池 芳吉
	昭和19年5月15日から 中山好一、寺内龍太郎、雨貝 久、菊池芳吉、福見庄蔵、菊田七平 佐藤義助各議員の退職、桜井平四郎、福田壬午郎議員死亡、 天谷一郎議員応召による補欠選挙				
昭和22年4月22日まで	菊田 七平 市村壮雄一	三好豊太郎 五頭庄三郎	佐藤 義助 八木下繁一	深谷 慶蔵 矢口 清	菊池 芳吉 宮本 正三
昭和22年4月30日から (定数 36)	小島 浩 中川 房三 細野 勝久 染谷 恒 酒井仙治郎 浅野 重夫 矢口 福松 三好豊太郎	根本 悟楼 本橋 正 石引 信雄 原田 長雄 柴沼 四郎 河合 朝夫 吉田忠三郎	清水 浄 本橋茂一郎 八木下繁一 岡野清三郎 星野 梅吉 佐野 光治 佐藤 秀雄	多田 清一 佐野 秀男 矢口 藤吾 坂本 久 内村 金三 松浦 隆一 雨貝 正雄	西谷 民家 関口 亀蔵 松浦 勘作 中村与一郎 村山 栄一 広瀬 誠 川本 サダ
	昭和25年6月22日から 清水 浄、松浦勘作、岡野清三郎、矢口福松、星野梅吉、浅野重夫 各議員の退職、本橋 正議員の死亡による補欠選挙 (県議会議員 補欠選挙と同じ)				
昭和26年4月29日まで	西谷 登喜 塚原章之助	小城銀治郎 久家 栄一	色川 恵一	石上 長寿	鶴町 利吉
昭和26年4月30日から (定数 36)	吉井茂一郎 内村 金三 本橋茂一郎 佐野 秀男 関口 亀蔵 塚原章之助 雨貝 正雄 中村二三雄	小城銀治郎 富島 伝 香取友三郎 伊藤 幸蔵 久家 栄一 吉川 喜一 久保田 実	色川 恵一 田中 正男 西谷 民家 池田多喜司 矢口 豊司 吉田 実 中村与一郎	小島 栄 木村 芳郎 関根 豊吉 広瀬 誠 宮本義之助 関 千代 河合 朝夫	寺内龍太郎 吉田忠三郎 多田 清一 安達伊左工門 松浦 隆一 飯島 政雪 山本 真
	昭和27年10月5日から 安達伊左工門議員死亡による補欠選挙 (市教育委員一般選挙と同時)				
昭和30年4月30日まで	坂本 久				
昭和30年5月1日から (定数 36)	豊島 一郎 入江 幸治 小島 栄 木村 芳郎 色川 恵一 佐倉 順 中村二三雄 小城銀治郎	田中忠右工門 多田 清一 松葉 栄 関根 豊吉 本橋茂一郎 岩瀬 以一 島田 要司	菊池 保次 池田 敏一 吉田忠三郎 池田多喜司 飯田 達雄 関口 亀蔵 雨貝 正雄	西谷 民家 矢口 福松 寺内龍太郎 坂 庄之助 田中 正男 高木 彬 高塚 半衛	竹中 一郎 坂本 久 高野 久 田川喜三郎 鈴木 昇一 酒井 誠 吉田 謙
	昭和34年4月30日まで				

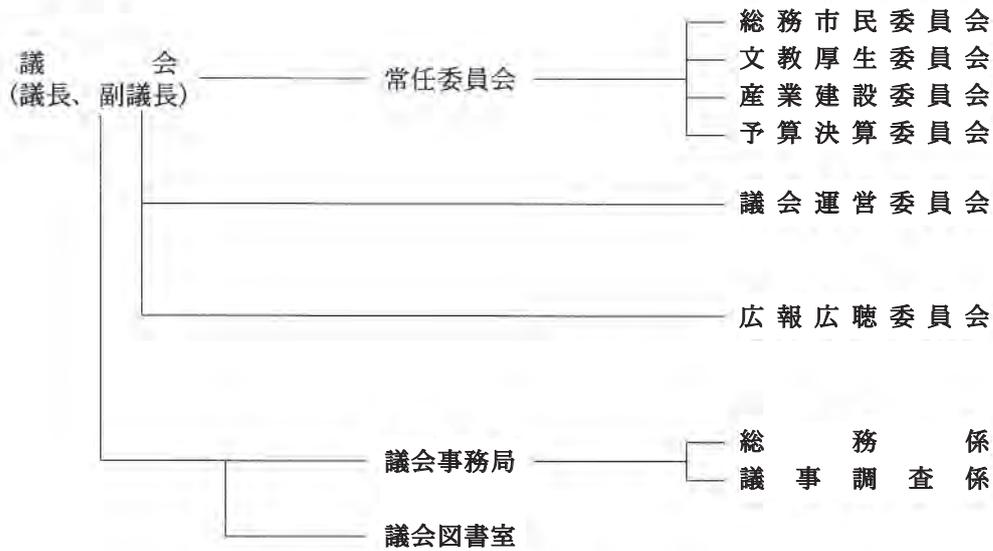
昭和34年5月1日から (定数 36) 昭和38年4月30日まで	田中忠右工門 坂本佐九治 菊池 朝三 小島 栄 寺内龍太郎 佐倉 順 関根 豊吉 山本 真	高野 久 岩瀬 以一 坂本 久 豊島 一郎 荒木 薫 木村 芳郎 菊田 正夫	池田多喜司 菊池 保次 本橋茂一郎 佐野 秀男 小城銀治郎 西谷 民家 塚原 一郎	村山初太郎 岡野銀治郎 須藤 盛二 副 雅典 塚原章乃助 雨貝 正雄 多田 清一	小笠原 徹 沢野銀一郎 池田 敏一 吉田 貢 倉野 隆 酒井 誠 清水六右衛門
昭和38年5月1日から (定数 36) 昭和42年4月30日まで	柴田 勉 池田 敏一 菊池 保次 清野 尚 吉田 貢 本橋茂一郎 木村 芳郎 多田 清一	酒井 誠 沼尻 茂雄 冷水 義一 寺内龍太郎 久保田正一 佐倉 順 岡野銀次郎	高木 彬 小城銀治郎 田上 次助 副 雅典 菊池 朝三 堤 盛次 塚原 一郎	池田多喜司 高野 久 大塚 英雄 石上 長寿 飯嶋 一雄 倉野 隆 関根 豊吉	秋松 栄 西谷 民家 荒木 馨 五十嵐周正 田中忠右工門 白井 博之 鈴木 昇一
昭和42年5月1日から (定数 36) 昭和46年4月30日まで	池田多喜司 菅谷 栄 飯嶋 一雄 吉田 定司 西谷 民家 柴田 勉 副 雅典 石上 長寿	山崎 孝蔵 菊田 正夫 寺内龍太郎 白井 博之 吉田 貢 井坂 信之 吉井 秀夫	長井貫一郎 菊池 保次 荒木 馨 久保田正一 堤 盛次 吉田忠三郎 海老原惣兵衛	小林 不二 中村二三雄 田中 正男 高木 彬 沼尻 茂雄 松葉 栄 三伍 友義	高野 久 池田 敏一 大野隆一郎 塚原 道夫 木村 実 菊池 朝三 岡野銀次郎
昭和46年5月1日から (定数 36) 昭和48年12月17日から 昭和50年4月30日まで	荒木 馨 菊池 保次 池田多喜司 高木 彬 小松崎 清 島田 幸喜 久保田正一 山崎 孝蔵	荒井 久寿 西谷 民家 白井 博之 木村 実 高野 久 吉田 定司 中村 敏行	吉井 秀夫 中島 政雄 副 雅典 菊田 正夫 井坂 信之 石上 長寿	遠藤 辰雄 小林 不二 来栖 光 村山 孝 広瀬 寅直 宮崎 正行 城取清之助	坂本 吉光 松浦 英一 菊池 英雄 飯嶋 一雄 海老原惣兵衛 本橋 道明 田中 正男
	長井貫一郎議員の退職、石上長寿 昭和48.1.19死亡による補欠選挙 (市長選挙と同時)				
	山崎菊三郎	吉田 信義			
	※長井貫一郎 昭和48.7.5 退職 ※白井博之 昭和49.12.2 退職				
昭和50年5月1日から (定数 36) 昭和52年12月4日から 昭和54年4月30日まで	寺内龍太郎 小坂 真一 副 雅典 吉田 定司 今井 敏雄 井坂 信之 遠藤 辰雄 宮本 次男	宮崎 正行 西谷 民家 羽成 力男 本橋 道明 菊池 保次 高野 久 山崎 孝蔵	篠塚 晃 小松崎 清 久保田正一 村山 孝 木村 実 城取清之助 山崎菊三郎	下村 邦男 吉田 信義 小林 不二 小野 治 吉井 秀夫 高木 彬 菊池 英雄	渡辺 吉次 来栖 光 坂本 吉光 松浦 英一 中島 政雄 海老原惣兵衛 三伍 友義
	小林不二 S51.11.19 篠塚 晃 S52.9.30死亡による補欠選挙 (市長選挙と同時)				
	細田 豊	松本 茂男			
	※井坂信之 昭和53.11.7 退職 ※松浦英一 昭和53.11.7 退職				

昭和54年5月1日から (定数 36) 昭和58年4月30日まで	西野 禎一 折本 明 宮崎 正行 寺内龍太郎 池田 有宏 羽成 力男 久松 猛 坂本 吉光	来栖 光 小野 治 副 雅典 高野 僣 海老原惣兵衛 佐藤 秀行 渡辺 吉次	小坂 真一 本橋 道明 沼田 義雄 中島 政雄 三伍 友義 高木 彬 松本 茂男	菊池 保次 宮内 敏夫 田中 修吾 宮本 次男 菊池 英雄 久保田正一 村山 孝	城取清之助 吉井 秀夫 木村 実 山崎 孝蔵 館 清 塚原 忠 吉田 定司
昭和58年5月1日から (定数 36) 昭和62年4月30日まで	川口 玉留 井坂 信一 宮内 敏夫 西野 禎一 松本 茂男 井坂 信之 村山 孝 菊池 保次	来栖 光 折本 明 吉井 秀夫 高野 僣 宮本 次男 本橋 道明 海老原惣兵衛	須田 義之 田中 修吾 沼田 義雄 館 清 渡辺 吉次 中島 政雄 吉田 定司	飯田 隆 渋谷 昇 池田 有宏 吉田 信義 羽成 力男 菊池 英雄 山崎 孝蔵	豊島 一男 武田 信道 塚原 忠 小野 治 小坂 真一 城取清之助 久保田正一
昭和62年5月1日から (定数 32) 平成3年4月30日まで	久松 猛 武田 信道 矢口 迪夫 豊島 一男 塚原 忠 羽成 力男 海老原惣兵衛	渡辺 吉次 宮内 敏夫 中島直太郎 井坂 信一 吉田 信義 小坂 真一 菊池 保次	川口 玉留 吉井 秀夫 入江よしの 折本 明 松本 茂男 本橋 道明	来栖 光 中田 正剛 須田 義之 田中 修吾 小野 治 中島 政雄	渋谷 昇 中井川 功 飯田 隆 沼田 義雄 宮本 次男 城取清之助
平成3年5月1日から (定数 32) 平成7年4月30日まで	田中 洋介 竹内 裕 坂根 光夫 入江よしの 塚原 忠 宮本 次男 海老原惣兵衛	武田 信道 川口 玉留 中田 正剛 豊島 一男 吉田 信義 羽成 力男 菊池 保次	宮内 敏夫 内田 卓男 中井川 功 井坂 信一 松本 茂男 本橋 道明	吉井 秀夫 中川 敬一 矢口 迪夫 折本 明 井坂 信之 中島 政雄	久松 猛 廣瀬 昭雄 中島直太郎 沼田 義雄 小野 治 城取清之助
平成7年5月1日から (定数 32) 平成11年4月30日まで	福田 一夫 久松 猛 勝田 煦 中井川 功 井坂 信一 松本 茂男 中島 政雄	田中 洋介 竹内 裕 坂本喜久江 矢口 迪夫 折本 明 井坂 信之 城取清之助	宮内 敏夫 川口 玉留 内田 卓男 中島直太郎 沼田 義雄 宮本 次男	吉井 秀夫 中田 正剛 中川 敬一 入江よしの 塚原 忠 小野 治	古沢 喜幸 寺内 充 廣瀬 昭雄 豊島 一男 吉田 信義 本橋 道明
平成11年5月1日から (定数 32) 平成15年4月30日まで	小林 幸子 久松 猛 柳澤 明 竹内 裕 矢口 迪夫 沼田 義雄 中島 政雄	福田 一夫 中田 正広 柏村 忠志 内田 卓男 入江よしの 松本 茂男 城取清之助	田中 洋介 吉田 博史 金塚 功 中川 敬一 豊島 一男 井坂 信之	宮内 敏夫 小坂 博 勝田 煦 廣瀬 昭雄 川口 玉留 小野 治	古沢 喜幸 井坂 正典 坂本喜久江 中井川 功 折本 明 本橋 道明
	※池田有宏 昭和61.9.27退職				
	※渋谷 昇 平成元.10.26死亡				
	※中田正剛 平成6.12.2退職				
	※川原場明朗 平成7.5.29退職 ※宮本次男 平成7.6.6繰上げ当選 ※中田正剛 平成10.7.17退職				
	※小野 治 平成11.11.7退職 ※柳澤 明 平成13.7.30退職				

平成15年5月1日から (定数 32)	吉田千鶴子 古沢 喜幸 中田 正広 金塚 一功 内田 卓男 川口 玉留 本橋 道明	荒井 武 久松 猛 吉田 博史 川原場明朗 廣瀬 昭雄 折本 明 中島 政雄	小林 幸子 入江勇起夫 小坂 博 勝田 煦 中井川 功 沼田 義雄	福田 一夫 海老原一郎 寺内 充 坂本喜久江 矢口 迪夫 松本 茂男	田中 洋介 盛 良雄 柏村 忠志 竹内 裕 豊島 一男 井坂 信之
平成18年2月20日から	鈴木 一彦 塚本 博 柴原伊一郎	矢口 清 豊崎 公男 藤井 章壽	宮本 勉 宮本 孝男 池延 和規	上野 悦男 宮崎 正 渡辺 良人	関 利久 前野 憲一
平成19年4月30日まで	※竹内 裕 平成18.11.27退職				
平成19年5月1日から (定数 28)	吉田千鶴子 古沢 喜幸 井坂 正典 中田 正広 竹内 裕 沼田 義雄	荒井 武 久松 猛 海老原一郎 吉田 博史 内田 卓男 松本 茂男	小林 幸子 安藤真理子 柳澤 明 寺内 充 矢口 迪夫 本橋 道明	福田 一夫 篠塚 昌毅 矢口 清 柏村 忠志 川口 玉留	田中 洋介 藤川 富雄 盛 良雄 川原場明朗 折本 明
平成23年4月30日まで	※宮崎 正 平成19.5.24退職 ※川原場明朗 平成19.6.1繰上げ当選 ※中田正広 平成19.11.6退職				
平成23年5月1日から (定数 28)	平石 勝司 古沢 喜幸 篠塚 昌毅 柳澤 明 中川 敬一 折本 明	白戸 優子 久松 猛 藤川 富雄 矢口 清 川原場明朗 沼田 義雄	吉田千鶴子 鈴木 一彦 柴原伊一郎 吉田 博史 竹内 裕 松本 茂男	荒井 武 入江勇起夫 井坂 正典 寺内 充 内田 卓男	福田 一夫 安藤真理子 海老原一郎 柏村 忠志 矢口 迪夫
平成27年4月30日まで	※安藤真理子 平成26.11.26 退職				
平成27年5月1日から (定数 28)	平石 勝司 久松 猛 下村 壽郎 海老原一郎 柏村 忠志 折本 明	吉田千鶴子 勝田 達也 鈴木 一彦 柳澤 明 川原場明朗 沼田 義雄	荒井 武 塚原 圭二 小坂 博 矢口 清 竹内 裕 松本 茂男	福田 一夫 島岡 宏明 篠塚 昌毅 吉田 博史 内田 卓男	井上 圭一 今野 貴子 柴原伊一郎 寺内 充 矢口 迪夫
平成31年4月30日まで	※柏村 忠志 平成27.11.1 退職				
令和元年5月1日から (定数 24)	目黒 英一 久松 猛 島岡 宏明 篠塚 昌毅 吉田 博史	平石 勝司 奥谷 崇 今野 貴子 柴原伊一郎 寺内 充	吉田千鶴子 矢口 勝雄 下村 壽郎 海老原一郎 柏村 忠志	福田 一夫 勝田 達也 鈴木 一彦 柳澤 明 内田 卓男	田子 優奈 塚原 圭二 小坂 博 矢口 清
令和5年4月30日まで	※柴原伊一郎 令和4.5.31死亡				
令和5年5月1日から (定数 24)	根本 法子 古沢 喜幸 田中 義法 島岡 宏明 篠塚 昌毅	目黒 英一 柳澤 健二 平岡 房子 今野 貴子 海老原一郎	平石 勝司 菅井 歩美 奥谷 崇 下村 壽郎 寺内 充	吉田千鶴子 吉田 直起 矢口 勝雄 鈴木 一彦 竹内 裕	福田 勝夫 滝田 賢治 勝田 達也 小坂 博
令和9年4月30日まで					

4 議会構成

(1) 構成



(2) 議員数 (令和5年5月1日現在)

定数24人、現員24人 (任期・令和5年5月1日～令和9年4月30日)

(3) 党派別当選回数

(令和5年5月1日現在)

当選回数	党派			
	公明党	日本共産党	社民党	無所属
1	1	1	1	5
2	1			2
3				4
4	1			
5				3
6	1	1		1
7				1
8				1
9				
10				
計	4	2	1	17

(4) 党派別・年齢別

(令和5年5月1日現在)

党派	公明党	日本共産党	社民党	無所属
当選回数				
25歳～29歳				
30歳～39歳				2
40歳～49歳				2
50歳～59歳	3			5
60歳～69歳				6
70歳～79歳	1	2	1	2
80歳～89歳				
計	4	2	1	17

5 常任委員会

(令和5年6月24日現在)

名称	正・副委員長	委員	所管事項
総務市民	(正) 奥谷 崇 (副) 目黒 英一	柳澤 健二 菅井 歩美 滝田 賢治 小坂 博 篠塚 昌毅 古沢 喜幸	ア 市長公室の所管に関する事項 イ 総務部の所管に関する事項 ウ 市民生活部の所管に関する事項 エ 会計課の所管に関する事項 オ 消防本部の所管に関する事項 カ 選挙管理委員会の所管に属する事項 キ 公平委員会の所管に属する事項 ク 監査委員の所管に属する事項 ケ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 コ 他の常任委員会に属しない事項
文教厚生	(正) 矢口 勝雄 (副) 田中 義法	根本 法子 平岡 房子 福田 勝夫 勝田 達也 鈴木 一彦 吉田千鶴子	ア 保健福祉部の所管に関する事項 イ こども未来部の所管に関する事項 ウ 教育委員会の所管に属する事項
産業建設	(正) 平石 勝司 (副) 今野 貴子	吉田 直起 島岡 宏明 下村 壽郎 海老原一郎 寺内 充 竹内 裕	ア 産業経済部の所管に属する事項 イ 都市政策部の所管に属する事項 ウ 建設部の所管に属する事項 エ 農業委員会の所管に属する事項
予算決算	(正) 平石 勝司 (副) 矢口 勝雄	柳澤 健二 菅井 歩美 吉田 直起 滝田 賢治 田中 義法 根本 法子 平岡 房子 福田 勝夫 奥谷 崇 目黒 英一 勝田 達也 島岡 宏明 今野 貴子 下村 壽郎 鈴木 一彦 小坂 博 篠塚 昌毅 海老原一郎 吉田千鶴子 古沢 喜幸 寺内 充 竹内 裕	一般会計の予算の議案並びに一般会計及び特別会計の決算の認定の議案に関する事項

6 議会運営委員会

(令和5年9月5日現在)

名称	正・副委員長	委員	所管事項	設置年月日
議会運営	(正) 吉田千鶴子 (副) 目黒 英一	菅井 歩美 田中 義法 矢口 勝雄 勝田 達也 小坂 博	議会運営に関する事項	平成3年6月25日

7 広報広聴委員会

(令和5年5月19日現在)

名称	正・副委員長	委員	所管事項	設置年月日
広報広聴	(正) 鈴木 一彦 (副) 奥谷 崇	田中 義法 目黒 英一 矢口 勝雄 今野 貴子 平石 勝司 吉田千鶴子	議会報告会に関すること 議会報の編集 議会ホームページ 放映に関すること	平成27年5月19日

8 議員会派

(令和5年9月1日現在：所属人数及び届出順)

	会派名	代表者	経理責任者	人数	氏名
1	郁政会	海老原一郎	奥谷 崇	7	海老原一郎 篠塚 昌毅 小坂 博 今野 貴子 勝田 達也 矢口 勝雄 奥谷 崇
4	新勇会	島岡 宏明	菅井 歩美	4	鈴木 一彦 島岡 宏明 田中 義法 菅井 歩美
2	公明党 土浦市議団	平石 勝司	目黒 英一	4	吉田千鶴子 平石 勝司 目黒 英一 根本 法子
5	日本共産党 土浦市議団	古沢 喜幸	福田 勝夫	2	古沢 喜幸 福田 勝夫
3	政新会	寺内 充	竹内 裕	2	竹内 裕 寺内 充
6	社民党土浦	平岡 房子	平岡 房子	1	平岡 房子

9 議員報酬・期末手当

(令和5年4月1日現在)

区分	報酬月額	改定年月日	期末手当	改定年月日
議長	570,000円	平成8年4月1日	6月 1.625/100 12月 1.625/100	令和5年4月1日
副議長	500,000円			
議員	467,000円			

10 政務活動費

(令和5年4月1日現在)

交付区分	交付額	改定年月日
会派	月額25,000円×所属議員数	平成13年4月1日
会派に所属していない議員	月額25,000円	

11 議会活動状況 (令和4年)

(1) 定例会等開催状況

会議名	回数(延べ)	会期日数
定例会	4	84
臨時会	3	3
全員協議会	17	16
常任委員会	総務市民委員会	18
	文教厚生委員会	27
	産業建設委員会	15
	予算決算委員会	19
議会運営委員会	25	25
合 計	128	207

(2) 本会議審議状況（令和4年）

区分	会期	本 会 議 日 数	条 例	予 算	決 算	契 約	財 産 の 取 得 処 分	専 決 処 分 等	選 任 ・ 任 命	諮 問	そ の 他	意 見 書	決 議	請 願 ・ 陳 情	選 挙	調 査	傍 聴 者 数	
第1回臨時会	(1/28) 1	1		1				2									0	
第1回定例会	(3/1~3/22) 23	5	10	17					3	1	5		1	1			51	
第2回臨時会	(5/13) 1	1		1				3									2	
第2回定例会	(6/7~6/24) 18	5	7	3			2		3		2			1	1		34	
第3回定例会	(9/6~9/30) 25	5	5	9	3	5	3		1	1		2		1			29	
第3回臨時会	(10/31) 1	1		1				1									0	
第4回定例会	(12/6~12/23) 18	5	7	9		1	1	1	1		3			3			39	
計	87	23	29	41	3	6	6	6	8	2	10	2	1	6	1		155	
審 議 結 果	可決		29	41		6	6				10	2	1					
	否決																	
	承認							6										
	同意								5	2								
	選任								3									
	認定				3													
	報告																	
	採択														4			
	不採択														1			
	継続審査														1			
	取下げ																	
	選挙															1		
	許可																	
推薦																		
却下																		
撤回																		

12 議会事務局

(1) 機 構（令和5年4月1日現在）

局 長 ————— 次 長 ————— 総務係 (3人)
議事調査係 (4人)

職員数 定数 9人 (現員数 9人)
 局長 1人 次長 1人 次長補佐 1人 主査 2人
 主任 1人 主幹 2人 会計年度任用職員 1人

(2) 議会刊行物

(令和4年度)

刊行物	区分	発行回数	発行部数	規格
市政概要		年1回	60	A 4
会議録		年4回	30	A 4
議会報		年5回	58,600	タブロイド

(3) 議会図書室（地方自治法第100条第18項による）

設置 昭和26年10月

運営 主任（局長）、司書（書記）をもって図書の選定及び運営等にあっている。

図書の整理は、専門図書館協議会の指導方針である日本十進分類法を使用している。

蔵書刷数 1,618冊（令和5年4月1日現在）

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学
冊数	308	4	118	1,121	5	25	12	16	2	7

(4) 委員会等行財政視察

(令和4年度)

委員会名	期日	視察地	調査事項
総務市民委員会	10月3日～5日	愛媛県 松山市	産官学民連携の全世代型防災教育について
		愛媛県 今治市	避難所と体験型施設学習機能を併設したごみ処理・リサイクル施設について（バリクリーン）
		香川県 さぬき市	移住定住促進事業について
文教厚生委員会	7月26日～28日	秋田県 秋田市	学力向上について
		山形県 山形市	インクルーシブプレイス コパルの開設の経緯と現状について
		福島県 本宮町	コミュニティスクールの導入から現状について
産業建設委員会	7月4日～6日	徳島県 鳴門市	鳴門市農水産物ブランド品目・コウノトリブランド認証制度の運用について
		徳島県 徳島市	ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業の取組について
		高知県 高岡郡越知町	スノーピーク川の駅おち・スノーピークおち仁淀川キャンプフィールドの運営状況について
	10月3日～4日	静岡県 伊豆市	Recamp 中伊豆の運営について
		静岡県 伊東市	伊東市観光計画とその施策について
議会運営委員会	10月24日～25日	兵庫県 芦屋市	議場内ディスプレイの設置及び活用方法について
		大阪府 堺市	堺市議会業務継続計画（BCP）・議会改革の取組について
広報広聴委員会	10月18日～19日	三重県 伊勢市	議会のあり方調査特別委員会（広報広聴検討分科会所管分）について
		三重県 四日市市	市議会モニター制度、常任委員会テーマ募集について

(5) 他都市議会行政視察（来浦分）

（令和4年度）

年	視察日	議会名	人数	視察項目	担当課
1	5月10日	京都府舞鶴市議会 市民文教委員会	9	キャリア教育 みらいスタディについて	指導課
2	5月24日	沖縄県宜野湾市議会 共生の会	2	キララちゃんバスの運営について	都市計画課
3	7月15日	京都府田辺市議会公明党 ・八幡市議会公明党 議員団・木津川市議会 公明党	7	公共施設と市役所本庁舎窓口 をリモートでつなぐ行政のデ ジタル化について まちなか定住促進事業、空き 家対策について	行革デジタル 推進課 商工観光課 都市整備課
4	7月25日	静岡県議会 加藤 元章議員	1	自転車を活用したまちづくり について	政策企画課 商工観光課
5	8月3日	静岡県長泉町議会 政和会	4	りんりんポート土浦について	都市整備課
6	8月17日	福岡県福岡市議会 総務財政委員会	16	つちうらリモートコンシェル ジュについて	行革デジタル 推進課
7	10月14日	香川県さぬき市議会 総務常任委員会	8	つちうらリモートコンシェル ジュシステムについて	行革デジタル 推進課
8	10月21日	三重県四日市市議会 樋口 博己議員	1	つちうらリモートコンシェル ジュについて	行革デジタル 推進課
9	10月27日	徳島県鳴門市議会 会派潮・未来・ナルト 創生会	7	自転車による観光振興につい て	政策企画課
10	11月1日	群馬県太田市議会 ごみ減量対策調査特別 委員会	9	ごみ減量の取組について	環境衛生課
11	11月9日	宮崎県西都市議会 産業建設委員会	6	サイクリングを活用した観光 振興の取組について	政策企画課 都市計画課
12	11月11日	京都府城陽市議会 建設常任委員会	11	つくば霞ヶ浦りんりんロード について	政策企画課 都市整備課
13	11月11日	さしま環境管理事務 組合議会	33	プラスチック資源化について ごみ有料化について	環境衛生課
14	12月2日	秋田県大仙市	1	土浦の花火について	商工観光課
15	1月24日	新潟県糸魚川市議会	4	小中一貫校 新治学園義務教 育学校について	指導課
16	1月26日	山口県光市議会	7	自転車のまちづくりについて	政策企画課
計			126		

総務

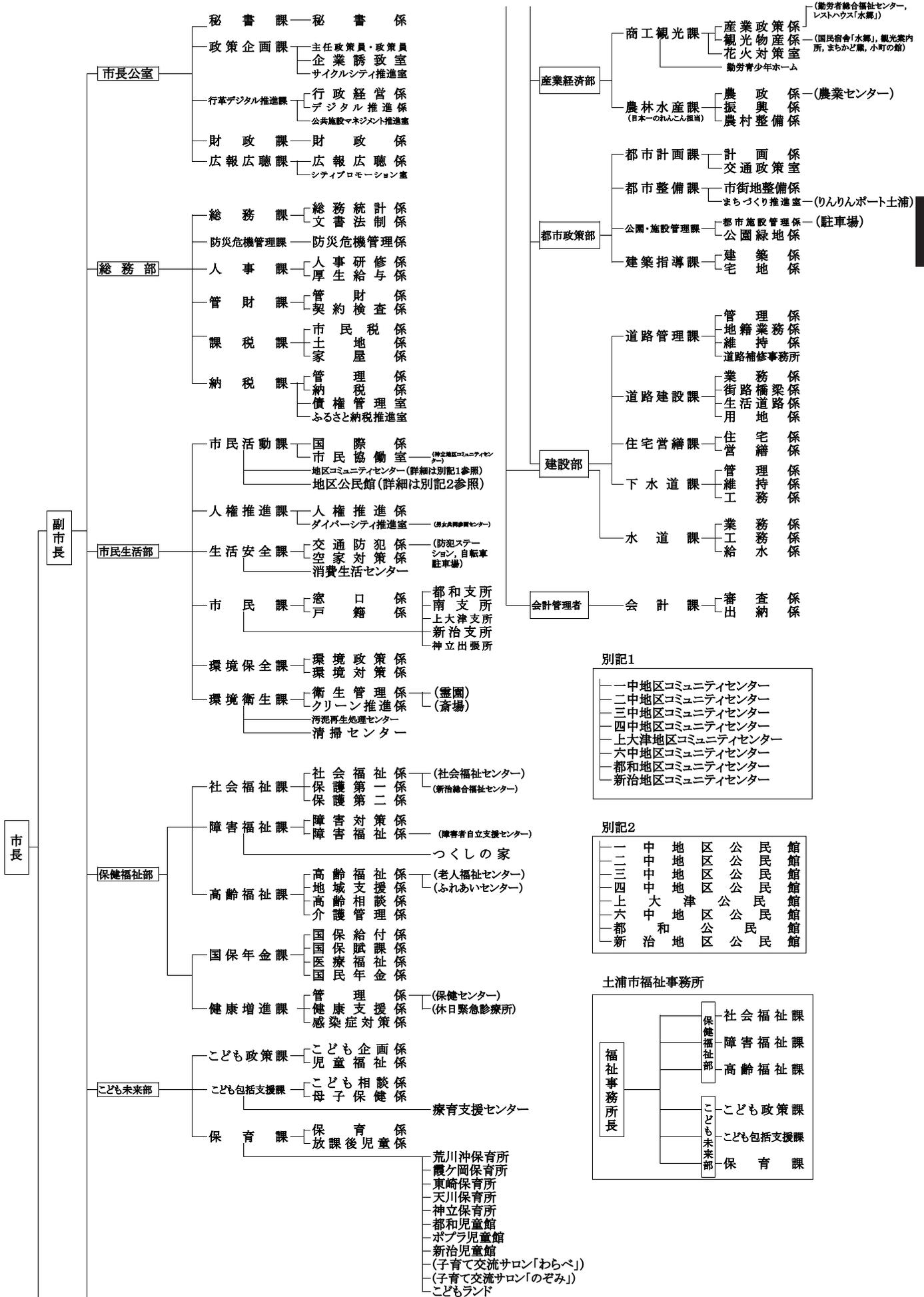


防災訓練（消火器噴霧）

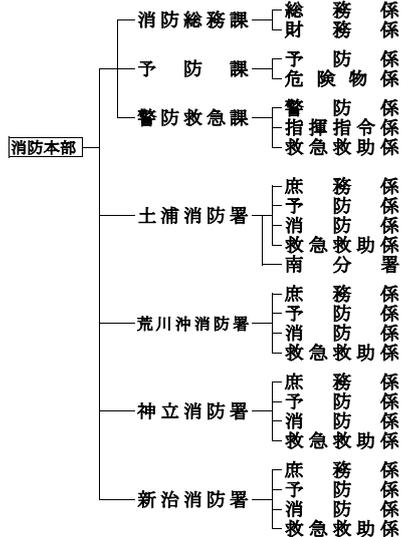
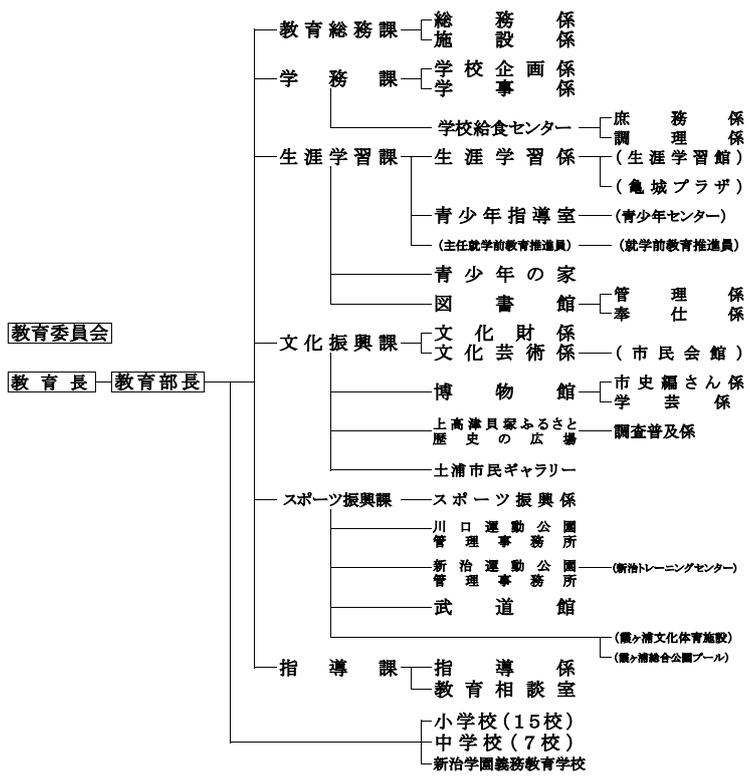
組織機構図	21	7 住居表示整備事業	34
1 歴代三役	23	8 町界町名整理事業	35
2 職員数	24	9 選挙	36
3 給与	26	10 市有財産	38
4 監査	27	11 防災	39
5 情報公開制度	29	12 本庁舎	40
6 個人情報保護制度	31		

令和5年度の土浦市組織機構図

令和5年4月1日現在 ()内は所管施設名



総務



- 議会 — 議会事務局 (総務係、議事調査係)
- 監査委員 — 監査委員事務局 (監査係)
- 農業委員会 — 農業委員事務局 (農地係)
- 選挙管理委員会 — 選挙管理委員事務局 (選挙係(総務課))
- 公平委員会 — 事務局(総務課)

固定資産評価審査委員会 — 事務局(納税課)

関係団体

- [地方公共団体等]
 - 茨城県
 - 茨城県租税債権管理機構
 - 茨城県後期高齢者医療広域連合
 - 土浦・かすみがうち土地区画整理一部事務組合
- [一般財団法人]
 - 土浦市産業文化事業団
 - 土浦市農業公社
- [社会福祉法人]
 - 土浦市社会福祉協議会
- [公益社団法人]
 - 土浦市シルバー人材センター
- [一般社団法人]
 - 土浦市観光協会
- [出資団体]
 - 株式会社ラクスマリーナ

1 歴代三役

(1) 市長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
1	中山好一	昭16. 2. 6~昭18. 2.15	12 13	野口敏雄	昭48.12.16~" 52.12.15 " 52.12.16~" 56.12.15
2	福田 謹	" 18. 4.21~" 20. 5.30	14 15	箱根 宏	" 56.12.16~" 60.12.15 " 60.12.16~" 62.10. 6
3 4	原 彪	" 20. 6.26~" 21. 3.13 " 21. 6.14~" 22. 1.28	16 17	助川弘之	" 62.11.22~平 3.11.21 平 3.11.22~" 7.11.21
5	天谷丑之助	" 22. 4. 6~" 26. 4. 4	18 19		" 7.11.22~" 11.11.21 " 11.11.22~" 15.11.21
6 7	天谷虎之助	" 26. 4.24~" 30. 4.10 " 30. 5. 1~" 34. 4.30	20 21		中川 清
8 9	天谷丑之助	" 34. 5. 1~" 38. 4.29 " 38. 5. 1~" 42. 4.29	22 23	" 23.11.22~" 27.11.21 " 27.11.22~令元.11.21	
10	細田 武	" 42. 4.30~" 46. 4.29	24 25	安藤 真理子	
11	箱根 宏	" 46. 4.30~昭48.11.05			

(2) 副市長

・平成19年3月31日までは助役・(2)印は第2分野担当助役

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
1	三木隆太郎	昭16 224~昭16.12.27	14	武井孝三	昭49. 1.31~昭53. 1.30 " 53. 1.31~" 57. 1.30 " 57. 1.31~平 2. 1.30 " 61. 1.31~平 2. 1.30
2	菊間貞太	" 18. 2.10~" 18. 5.29	15	西海雲郎	" 52. 1. 1~昭56. 3.31(2) " 56. 4. 1~" 60. 3.31(2) " 60. 4. 1~平元. 3.31(2)
3	長谷川長四郎	" 18. 8.25~" 20. 7.11	16	田崎文雄	平 2. 1. 1~" 5.12.31 " 6. 1. 1~" 9.12.31
4	花田三郎	" 20. 7.12~" 21. 2.28	17	筒井久雄	" 3. 1. 1~" 3.11.30(2)
5	蛭沢高一郎	" 21. 3. 8~" 21. 6.25 " 21. 7. 5~" 22. 4.15	18	藤本明人	" 4. 4. 1~" 8. 3.31(2) " 8. 4. 1~" 12. 3.31(2) " 12. 4. 1~" 16. 3.31(2)
6	川崎芳之助	" 22. 6. 5~" 26. 6. 4	19	高橋惠一	" 10. 4. 1~" 13. 3.31
7	島田一郎	" 24. 3.10~" 24. 6.24(2) " 24.10. 1~" 25.12.18(2)	20	砂田元	" 13. 4. 1~" 17. 3.31
8	河原井長平	" 26. 6. 8~" 30. 6. 7(2)	21	瀧ヶ崎洋之	" 17. 4.26~" 21. 4.25 " 21. 4.26~" 25. 4.25
9	菅沢肇	" 30. 6.11~" 34. 6.10 " 34. 6.11~" 38. 1.16	22	五頭英明	" 20. 7. 1~" 24. 6.30 " 24. 7. 1~" 28. 6.30 " 28. 7. 1~令元.11.21
10	飯久保孝司	" 38. 7. 6~" 42. 7. 5	23	小泉裕司	" 25. 4.26~平29. 4.25
11	坂場義雄	" 42. 9.16~" 44. 3.31	24	東郷和男	令元.12.25~在任中
12	柴田勉	" 44. 6.20~" 46. 1.11	25	栗原正夫	令 2. 4. 1~令 4. 3.31
13	野口敏雄	" 46. 6.23~" 48.11.26	26	片山壮二	令 4. 4. 1~在任中

(3) 収入役

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
1	菊間貞太	昭16. 2.24~昭18. 2.10	8	西海雲郎	昭49. 1.31~昭52. 3.31
2	斉藤浩	" 18. 9. 3~" 22. 9. 2 " 22. 9. 3~" 26. 6.11 " 26.10.20~" 30.10.19 " 30.10.20~" 34.10.19	9	竹中章浩	" 52. 4. 1~" 56. 3.31 " 56. 4. 1~" 60. 3.31 " 60. 4. 1~平元. 3.31
3	菅谷寅二	" 38. 7. 5~" 39. 6.30	10	田崎文雄	平元 4. 1~" 元.12.31
4	大塚庄一郎	" 39.10. 1~" 43. 9.30	11	日下部晁	" 2. 1. 1~" 5.12.31 " 6. 1. 1~" 9.12.31
5	柴田勉	" 43.10. 1~" 44. 6.19	12	砂田元	" 10. 4. 1~" 13. 3.31
6	野口敏雄	" 44. 6.20~" 46. 6.22	13	瀧ヶ崎洋之	" 13. 4. 1~" 17. 3.31
7	武井孝三	" 46. 6.23~" 49. 1.30	14	五頭英明	" 17. 4.26~" 20. 6.30

2 職員数

(1) 定数及び現員数の変遷

(令和5年4月1日現在)

区 分	平成31年4月1日		令和2年4月1日		令和3年4月1日		令和4年4月1日		令和5年4月1日	
	定数 人	現員数 人	定数 人	現員数 人	定数 人	現員数 人	定数 人	現員数 人	定数 人	現員数 人
市長事務部局	770	643	770	644	770	662	770	680	770	684
議会事務部局	9	7	9	8	9	8	9	8	9	8
選挙管理委員会事務部局	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2
監査委員事務部局	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
農業委員会事務部局	6	6	6	6	6	6	6	7	6	6
教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	187	106	187	95	187	89	187	77	187	78
消防職員	185	183	185	177	185	185	216	184	216	190
水道企業職員	27	19	27	20	27	20	27	20	27	20
計	1,191	970	1,191	956	1,191	976	1,222	982	1,222	992
他の地方公共団体等への派遣職員	—	15	—	14	—	14	—	16	—	17

(2) 所属別職員数

(令和5年4月1日現在)

所 属	区 分	職員数	左 の 内 訳		所 属	区 分	職員数	左 の 内 訳	
			男	女				男	女
市 長 公 室		1	1		都 市 計 画 課		12	11	1
秘 書 課		6	3	3	都 市 整 備 課		7	7	
政 策 企 画 課		10	9	1	公 園 ・ 施 設 管 理 課		8	7	1
行 革 デ ジ タ ル 推 進 課		10	10		建 築 指 導 課		11	9	2
財 政 課		8	7	1	建 設 部		1	1	
広 報 広 聴 課		13	6	7	道 路 管 理 課		17	14	3
総 務 部		1	1		道 路 補 修 事 務 所		5	5	
総 務 課		12	9	3	道 路 建 設 課		21	20	1
防 災 危 機 管 理 課		6	6		住 宅 営 繕 課		12	11	1
人 事 課		10	7	3	下 水 道 課		23	20	3
管 財 課		14	10	4	会 計 課		6	2	4
課 税 課		29	14	15	市 長 部 局 計		684	409	275
納 税 課		25	17	8	水 道 課		20	18	2
市 民 生 活 部		1	1		水 道 企 業 職 員 計		20	18	2
市 民 活 動 課		10	8	2	議 会 事 務 局		8	5	3
地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー		16	12	4	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		2	2	
人 権 推 進 課		7	5	2	監 査 事 務 局		4	3	1
生 活 安 全 課		10	8	2	農 業 委 員 会 事 務 局		6	4	2
消 費 生 活 セ ン タ ー		2	2		教 育 委 員 会				
市 民 課		24	11	13	事 務 局		48	34	14
支 所 等		11	6	5	教 育 施 設		30	15	15
環 境 保 全 課		11	10	1	教 育 委 員 会 職 員 計		77	49	28
環 境 衛 生 課		18	13	5	消 防				
清 掃 セ ン タ ー		11	10	1	消 防 本 部		28	27	1
保 健 福 祉 部		1	1		土 浦 署		76	72	4
社 会 福 祉 課		24	20	4	南 分 署		13	13	
障 害 福 祉 課		18	10	8	荒 川 沖 署		27	27	
つ く し の 家		9	6	3	神 立 署		23	23	
高 齢 福 祉 課		29	14	15	新 治 署		23	23	
国 保 年 金 課		25	11	14	消 防 職 員 計		190	185	5
健 康 増 進 課		24	6	18	合 計		992	675	317
こ ど も 未 来 部		1	1		他 の 地 方 公 共 団 体 等 へ の 派 遣 職 員		17	14	3
こ ど も 政 策 課		8	4	4	内 訳	国 土 交 通 省	1	1	
こ ど も 包 括 支 援 課		16	2	14		茨 城 県	2	2	
保 育 課		16	9	7		茨 城 租 税 債 権 管 理 機 構	1	1	
保 育 所 等		82	0	82		後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合	1	1	
療 育 支 援 セ ン タ ー		11	5	6		土 浦 か ず み が り 地 区 再 整 理 一 部 事 務 組 合	3	3	
産 業 経 済 部		1	1			社 会 福 祉 協 議 会	4	1	3
商 工 観 光 課		12	11	1		産 業 文 化 事 業 団	2	2	
勤 労 青 少 年 ホ ー ム		2	2			観 光 協 会	1	1	
農 林 水 産 課		15	12	3		農 業 公 社	2	2	
都 市 政 策 部		1	1						

総務

3 給 与

(1) 市長・副市長の給料及び期末手当

(令和5年4月1日現在)

区 分	現 行 給 料 月 額	期 末 手 当
市 長	968,000円	6月 162.5/100
副 市 長	790,000円	12月 162.5/100

(2) 給料表別平均給料額等

(令和5年4月1日現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 料	平 均 年 令
行 政 職 給 料 表	777人	297,959円	41.0才
消 防 職 給 料 表	190	301,062	37.3
企 業 職 給 料 表	19	302,168	43.3
技 能 労 務 職 給 料 表	22	281,745	52.9
合 計	1,008	298,269	40.6

※フルタイム再任用職員含む

(3) 行政職給料表級別給料額等

(令和5年4月1日現在)

級 別	職 員 数	平 均 給 料	最 高 給 料	最 低 給 料	平 均 年 齢
8 級	11	462,927円	468,600円	453,100円	57.5才
7 級	11	433,218	444,600	428,600	55.9
6 級	39	405,000	409,800	401,400	55.3
5 級	58	388,703	393,000	381,000	52.1
4 級	124	365,198	381,000	335,300	47.8
3 級	149	314,481	350,000	255,200	47.9
2 級	240	252,670	292,700	215,200	35.1
1 級	145	210,576	247,600	158,900	27.5
合 計	777	297,959	468,600	158,900	41.0

4 監 査

(1) 監査委員

委員数 識見委員 1名
議会選出委員 1名

(2) 監査等実施状況

(単位：件)

区分 年度	定期監査	財政援助 団体等監査	出納検査	決算審査	工事監査	住民・事務 監査請求	計
平成30	84	2	24	68	1	2	181
令和元	82	2	24	65	1	2	176
2	84	3	36	66	0	8	197
3	84	3	36	64	1	8	196
4	81	2	36	67	0	3	189

(3) 定期監査

小・中学校……………令和4年11月
市長部局ほか……………令和4年10月～令和5年2月

(4) 財政援助団体等監査

土浦市民生委員児童委員協議会連合会……………令和4年5月
土浦全国花火競技大会実行委員会……………令和4年5月

(5) 現金出納検査

例月現金出納検査……………毎月25日

(6) 決算審査・基金の運用状況審査

一般会計・特別会計……………令和4年7月
企業会計……………令和4年7月

(7) 財政健全化判断比率・資金不足比率審査

令和4年7月実施

(8) 工事監査

実施せず

(9) 住民・事務監査請求

土浦市地区長連合会補助金の返還を求める住民監査請求……………1件
土浦市地区長連合会補助金の返還にかかる加算金の納付を求める住民監査請求……………2件

(10) 歴代監査委員

〈識見監査委員〉

(令和5年4月1日現在)

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
菅 谷 幹	昭和22年 8月31日	昭和24年 8月30日
田 中 道之助	昭和24年 6月15日	昭和26年 6月14日
菅 谷 幹	昭和24年 8月31日	昭和26年 8月30日
土 屋 尹 直	昭和26年 7月 6日	昭和28年 7月 5日
久 松 佐 吉	昭和26年10月20日	昭和28年10月19日
菅 谷 幹	昭和29年 3月24日	昭和31年 3月23日
土 方 尚	昭和31年 6月27日	昭和33年 6月26日
土 方 尚	昭和33年 6月27日	昭和36年 6月26日
大 塚 庄一郎	昭和36年 7月17日	昭和38年 6月24日
吉 田 忠 重	昭和38年 6月25日	昭和41年 6月24日

関色	口川	亀一	蔵一	昭和41年	7月	6日	昭和44年	7月	5日
色	川	恵一	一	昭和44年	8月	1日	昭和47年	7月	31日
神	林	正	雄	昭和47年	8月	1日	昭和51年	7月	31日
平	田	公	敏	昭和51年	10月	1日	昭和55年	9月	30日
平	田	公	敏	昭和55年	10月	1日	昭和59年	9月	30日
神	林	正	雄	昭和59年	10月	1日	昭和63年	9月	30日
鈴	木	勝	雄	昭和63年	10月	1日	平成4年	9月	30日
上	野	敏	雄	平成4年	10月	1日	平成8年	9月	30日
市	原	泰	靖	平成8年	10月	1日	平成12年	9月	30日
椎	木	泰	雄	平成12年	10月	1日	平成16年	9月	30日
椎	木	泰	雄	平成16年	10月	1日	平成20年	9月	30日
林			修	平成20年	10月	1日	平成24年	2月	29日
林			修	平成24年	4月	1日	平成28年	3月	31日
藤	田	雪	繪	平成28年	4月	1日	令和2年	3月	31日
				令和2年	4月	1日	在任中		

〈議会選出監査委員〉

(令和5年4月1日現在)

氏名	就任年月日	退任年月日
西谷民家	昭和22年 8月 31日	昭和23年 3月 22日
中川房三	昭和23年 3月 24日	昭和24年 5月 28日
三好豊太郎	昭和24年 5月 28日	昭和26年 4月 29日
中村興一郎	昭和24年 5月 28日	昭和26年 4月 29日
西谷民家	昭和26年 5月 10日	昭和28年 5月 9日
香取友三郎	昭和26年 5月 10日	昭和28年 5月 9日
佐野秀男	昭和28年 5月 18日	昭和29年 9月 20日
坂本久	昭和29年 9月 30日	昭和30年 4月 30日
吉田忠三郎	昭和30年 5月 11日	昭和33年 5月 10日
池田多喜司	昭和33年 9月 15日	昭和34年 6月 10日
関根豊吉	昭和34年 6月 10日	昭和37年 5月 30日
田中忠右衛門	昭和37年 5月 31日	昭和38年 4月 30日
菊池保次郎	昭和38年 6月 25日	昭和38年 12月 14日
本橋茂一	昭和39年 3月 25日	昭和42年 4月 30日
荒木馨	昭和42年 6月 23日	昭和46年 4月 30日
菊田正夫	昭和46年 6月 23日	昭和48年 12月 25日
海老原惣兵衛	昭和49年 1月 31日	昭和50年 4月 30日
坂本吉光	昭和50年 6月 21日	昭和52年 9月 25日
本橋道明	昭和52年 9月 26日	昭和54年 4月 30日
吉田定司	昭和54年 6月 25日	昭和58年 4月 30日
小坂次男	昭和58年 6月 25日	昭和60年 6月 22日
小沼田真一	昭和60年 6月 24日	昭和62年 4月 30日
沼田義雄	昭和62年 6月 23日	平成元年 6月 26日
吉田義信	平成元年 6月 27日	平成3年 4月 30日
豊島一政	平成3年 6月 25日	平成5年 6月 22日
中島一政	平成5年 12月 24日	平成7年 4月 30日
矢口迪夫	平成7年 6月 21日	平成8年 12月 13日
宮内敏夫	平成8年 12月 20日	平成11年 4月 30日
廣瀬昭雄	平成11年 6月 24日	平成13年 6月 18日
川口留裕	平成13年 6月 20日	平成15年 4月 30日
竹内中	平成15年 6月 18日	平成17年 8月 31日
田中	平成17年 9月 6日	平成19年 4月 30日
盛原場	平成19年 6月 20日	平成22年 3月 24日
川原明一	平成22年 4月 1日	平成23年 4月 30日
海老原一	平成23年 7月 1日	平成25年 8月 31日
福田一	平成25年 10月 1日	平成27年 4月 30日
篠塚昌	平成27年 6月 25日	平成29年 6月 6日
松下本	平成29年 6月 28日	平成31年 4月 30日
内村田	令和元年 6月 4日	令和3年 3月 31日
	令和3年 4月 1日	在任中

5 情報公開制度

(1) 情報公開制度の概要

ア 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりである。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

イ 対象情報

情報公開の対象となる情報は、次の要件のいずれも備えているものである。

- (ア) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)
- (イ) 実施機関の職員が組織的に用いるもの
- (ウ) 実施機関が保有しているものに記録されたもの

ウ 請求権者

情報の公開を請求できるものは、次のとおりである。

- (ア) 市内に住所を有する個人
- (イ) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (ウ) 市内に在勤又は在学する個人
- (エ) 実施機関が行う事務事業に具体的利害関係を有するもの

なお、実施機関は、上記に掲げるもの以外のものから、「情報の公開の申出」があった場合においても、情報の公開に努めるものとする。

エ 公開システム

(ア) 請求の方法

情報の公開を請求するものは、情報公開請求書を実施機関に提出しなければならない。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に情報を公開するかどうかについて決定しなければならない。また、14日以内に公開するかどうかを決定できない場合は、決定期間を30日を限度として延長することができる。

(イ) 公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民等に利用しやすい制度とするため、請求の受付、公開等を実施する窓口として「情報公開室」を設置している。

情報公開室では、①情報公開の案内及び相談、②公開請求の受付及び公開の実施、③市政資料等の閲覧、④コピーサービス等を行っている。

(ウ) 公開の方法

情報の公開は、請求があった情報の閲覧、視聴又は情報の写しの交付のいずれかによるものとする。

(エ) 費用の負担

情報の閲覧又は視聴については、無料とする。

情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(オ) 審査請求又は処分の取消しの訴え

請求者については、公開請求に対する処分に不服があるときは、行政不服審査法により審査請求ができる。また、水戸地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることができる。

(2) 情報公開制度の運用状況

平成30年度から令和4年度までの情報開示の請求等の状況は、次のとおりである。

ア 公開請求の件数

年 度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
実施機関	請求の別	公開 請求	公開 申出								
	市	市長公室	34	2	79		229		43		24
総務部		33	7	14	5	14	8	21	6	36	15
市民生活部		7	2	10	2	7	2	186	2	183	3
保健福祉部		4		3		4		14	1	9	
こども未来部※1											
都市産業部			2			1	8				
産業経済部※2									1	1	
都市政策部※2								6	13	3	6
建設部		5	3	1	6	4	6	6	9	9	14
市長部局計		83	16	107	13	259	24	276	32	265	38
教育委員会			2		5	2		5	3	11	2
農業委員会									1		
消防長			2		1		2		2		2
議 会		2		1		8		7		5	1
監査委員		9		12		26		14		13	
選挙管理委員会											
小 計		94	20	120	19	295	26	302	38	294	43
合 計		114		139		321		340		337	

※1 令和3年度に子ども・子育てに関する部署が再編され、こども未来部が新設された。

※2 令和3年度に都市産業部が分割再編され、産業経済部及び都市政策部となった。

イ 公開請求等に対する決定等の状況

年 度	決定等の 内容	公 開	一部公開	非公開	不存在	計	公開率
	請求の別						
平成30年度	公開請求	26	36	2	30	94	97%
	公開申出	11	9			20	100%
	計	37	45	2	30	114	98%
令和元年度	公開請求	21	20		79	120	100%
	公開申出	9	8	2		19	89%
	計	30	28	2	79	139	97%
令和2年度	公開請求	51	55	1	188	295	99%
	公開申出	5	21			26	100%
	計	56	76	1	188	321	99%
令和3年度	公開請求	69	93	2	138	302	99%
	公開申出	12	20	4	2	38	89%
	計	81	113	6	140	340	97%
令和4年度	公開請求	101	65		128	294	100%
	公開申出	16	21	6		43	86%
	計	117	86	6	128	337	97%

※なお公開率は、次の算式によっている。

$$\text{公開率(\%)} = (\text{公開} + \text{一部公開}) \div (\text{公開} + \text{一部公開} + \text{非公開})$$

6 個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の概要

ア 用語の意義

(ア) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(イ) 実施機関

個人情報の保護の責務を有し、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとされる市の機関は、次のとおりである。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

イ 市の保有する個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守している。

(ア) 個人情報の保有の制限

個人情報の保有は、法令の定める所掌事務等を遂行するために必要な場合に限っている。

(イ) 利用目的の明示

本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

(ウ) 不適正な利用の禁止・適正な取得

違法又は不当な方法により個人情報を利用したり、不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(エ) 正確性の確保

利用目的の範囲内で、個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(オ) 安全管理措置

個人情報の漏えい等の防止その他の安全管理措置を講じなければならない。

(カ) 従事者の責務

個人情報の取扱いに従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。

(キ) 利用及び提供の制限

法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の目的のための個人情報を利用したり、提供してはならない。

ウ 自分の個人情報を管理するための開示請求等を保護

市が保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の制度を設け、誰もが自分の個人情報を主体的に管理できる仕組みとした。

なお、開示等の請求を行うことができる者は、プライバシーを保護する観点から、個人情報の本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人に限定している。

開示等の請求を行う者は、請求の内容に応じて、所定の請求書を実施機関に提出しなければならない。その際、本人又はその法定代理人若しくは本人から委任された代理人であることの確認をするため、運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明書、委任状等の提示又は提出をしなければならない。

(ア) 開示請求

誰でも、市が保有する自分の個人情報の開示を請求することができる。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に開示するかどうかについて決定しなければならない。また、14日以内に開示するかどうかを決定できない場合は、決定期間を30日を限度として延長することができる。

(イ) 訂正請求

市が保有する自分の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、誰でも、その訂正を請求することができる。なお、訂正の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に訂正するかどうかについて決定しなければならない。また、30日以内に訂正するかどうかを決定できない場合は、決定期間を60日を限度として延長することができる。

(ウ) 利用停止請求

市が保有する自分の個人情報について利用目的の範囲を超えて保有されている、違法又は不当な方法により利用されている、不正な手段により取得されている、利用目的以外の目的のために利用され、又は提供されていると認めるときは、誰でも、その利用停止を請求することができる。なお、利用停止の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に利用停止するかどうかについて決定しなければならない。また、30日以内に利用停止するかどうかを決定できない場合は、決定期間を60日を限度として延長することができる。

(エ) 審査請求又は処分の取消しの訴え

開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処分に不服があるときは、行政不服審査法により審査請求ができる。また、水戸地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることができる。

(2) 個人情報保護制度の運用状況

平成30年度から令和4年度までの個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりである。

ア 開示請求の状況

平成30年度から令和4年度までにあった開示請求は、次のとおりである。

(ア) 開示請求の件数

実施期間	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市長 部 局	市長公室		1			
	総務部		8	1	3	
	市民生活部	6	1	6	9	7
	保健福祉部	13	19	11	12	16
	こども未来部※1					
	都市産業部			1		
	産業経済部※2					
	都市政策部※2				1	
	建設部	1			2	
会計課			1	1		
市長部局計	20	20	28	26	26	
教育委員会				2	1	
農業委員会				1	3	
消防長	1		1	9	1	
総計	21	20	29	38	31	

※1 令和3年度に子ども・子育てに関する部署が再編され、こども未来部が新設された。

※2 令和3年度に都市産業部が分割再編され、産業経済部及び都市政策部となった。

(イ) 開示請求に対する決定の状況

決定等の内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開示	4	7	6	8	6
一部開示	13	13	16	26	21
非開示			1	1	1
不存	4		6	3	3
合計	21	20	29	38	31

イ 訂正請求に対する決定の状況

決定の内容	令和3年度
訂正決定	4
非訂正	2
合計	6

7 住居表示整備事業

区 分	整 備 区 域	面 積	世帯人口
1 次 (昭47.11. 1)	大和町、生田町、千束町、大町、桜町一・二・三・四丁目、有明町、港町一・二・三丁目	1.24km ²	2,800世帯 9,968人
2 次 (昭49. 5. 1)	川口一・二丁目、東崎町、城北町、中央一・二丁目 大手町、文京町、立田町、田中一・二・三丁目	2.11km ²	3,630世帯 12,923人
3 次 (昭50. 5. 1)	真鍋一・二・三・四・五・六丁目 東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町	2.33km ²	1,784世帯 6,351人
乙戸地区 (昭51. 9. 1)	乙戸南一・二・三丁目	0.60km ²	118世帯 420人
4 次 (昭52. 5. 1)	富士崎一・二丁目、下高津一・二・三・四丁目、国分町 中高津一・二・三丁目、天川一・二丁目、上高津新町	3.32km ²	3,294世帯 12,055人
5 次 (昭54. 5.20)	蓮河原新町、小松一・二・三丁目、千鳥ヶ丘町、小松ヶ丘町 霞ヶ岡町、桜ヶ丘町、小岩田東一・二丁目、小岩田西一・二丁目	3.12km ²	3,165世帯 11,078人
6 次 (昭55. 5.20)	並木一・二・三・四丁目 都和一・二・三丁目	1.20km ²	1,736世帯 6,180人
湖北地区 (昭56. 3. 1)	湖北一・二丁目	0.31km ²	73世帯 230人
7 次 (昭58. 5.20)	中村南一・二・三・四・五・六丁目 西根南一・二・三丁目、北荒川沖町	1.55km ²	2,437世帯 7,993人
8 次 (昭61. 9. 1)	荒川沖東一・二・三丁目、荒川沖西一・二丁目 中荒川沖町	1.24km ²	1,782世帯 5,339人
9 次 (昭63. 8. 1)	神立中央一・二・三・四・五丁目、神立東一・二丁目	1.58km ²	2,108世帯 5,668人
中村西根地区 (平 1. 6. 1)	西根西一丁目、御町一・二丁目	0.41km ²	110事務所
木田余地区 (平 6. 5.30)	木田余東台一・二・三・四・五丁目	0.71km ²	254世帯 736人
上高津団地地区 (平 9. 5. 1)	上高津新町 (街区を追加)	0.03km ²	0世帯 0人
田村・沖宿区画整理地区 (平10. 9.21)	おおつ野一・二・三・四・五・六・七・八丁目	1.00km ²	48世帯 136人
若松町周辺地区 (平12. 3. 6)	若松町、東都和、木田余西台、真鍋四・六丁目 (街区を追加)	0.93km ²	1,538世帯 4,183人
永国東町・中高津町一部 (平15. 3. 3)	永国東町・中高津一丁目 (街区を追加)	0.30km ²	594世帯 1,887人
中村東町地区 (平16.11. 8)	中村東一・二・三丁目	0.28km ²	363世帯 1,052人

①世帯数及び人口は施行3カ月前調査時の数である。

②本市の住居表示実施率は、市街化区域の68.80パーセントである。

③住居表示を実施した後に建物を新築又は増改築等により出入口が変更になった場合は、申請により住居番号を設定する。

④住居表示変更証明書を交付する。

8 町界町名整理事業

区 分	整 備 区 域	面 積	世帯人口
烏山地区 (平 3. 9. 2)	烏山一・二・三・四・五丁目	1.37km ²	1,327世帯 4,371人
永国台 (平 5. 3.29)	永国台	0.13km ²	0世帯 0人
板谷地区等 (平 6. 2. 7)	板谷一・二・三・四・五・六・七丁目 並木五丁目、都和四丁目、東若松町	2.01km ²	1,736世帯 5,110人
栗野地区 (平 7. 5. 1)	栗野町	1.35km ²	74世帯 305人
土浦北工業団地 (平8. 3.22)	紫ヶ丘	0.417km ²	0世帯 0人
瀧田土地区画整理地区等 (平11.11. 9)	滝田一・二丁目	0.21km ²	5世帯 14人
東並木町・西並木町 (平12.10. 2)	東並木町・西並木町	0.48km ²	293世帯 774人
蓮河原町・田中町地区 (平14.11.11)	蓮河原町・田中町	0.57km ²	95世帯 274人
中都町・笠師町地区 (平14.11.11)	中都町一・二・三・四丁目、笠師町 並木五丁目 (境界変更)	1.64km ²	176世帯 597人
小山田地区 (平21. 8. 1)	小山田一・二丁目	0.69km ²	214世帯 621人

①世帯数及び人口は施行3カ月前調査時の数である。

②住所の混乱している市街地周辺地域における大字名と行政町名（通称名）による住所の二重呼称等を解消するため、地方自治法の規定に基づき、町界及び町名を整理する事業である。

③町界町名変更証明書を交付する。

9 選挙

(1) 土浦市の選挙有権者の推移（定時登録者数）

年度	男	女	計
29	59,188	59,825	119,013
30	59,065	59,756	118,821
令元	58,818	59,492	118,310
2	58,640	59,457	118,097
3	58,703	59,240	117,943
4	59,029	59,381	118,410

※各年9月1日現在。

(2) 各種選挙の概要

選挙名	執行年月日	選挙当日の有権者数(人)			投票者(人)			投票率(%)			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
衆議院議員	17. 9. 11	53,676	54,619	108,295	33,161	34,410	67,571	61.78	63.00	62.40	
県知事	17. 9. 11	53,043	54,136	107,179	33,043	34,335	67,378	62.29	63.42	62.86	
県議会議員	土浦市選挙区 新治郡選挙区	18.12. 10	53,106	54,102	107,208	23,882	25,685	49,568	44.97	47.48	46.24
		無投票				—	—	—	—	—	—
市議会議員	19. 4. 22	56,281	57,631	113,912	30,716	34,073	64,789	54.58	59.12	56.88	
参議院議員	19. 7. 29	57,517	58,566	116,083	31,389	31,483	62,872	54.57	53.76	54.16	
市長	19.11. 4	56,904	58,095	114,999	—	—	—	—	—	—	
衆議院議員	21. 8. 30	57,934	58,888	116,822	38,555	38,737	77,292	66.55	65.78	66.16	
県知事	21. 8. 30	57,887	58,828	116,715	38,433	38,656	77,089	66.39	65.71	66.05	
参議院議員	22. 7. 11	58,142	59,069	117,211	32,291	32,193	64,484	55.54	54.50	55.02	
県議会議員	22.12. 12	57,492	58,476	115,968	24,352	25,403	49,755	42.36	43.44	42.90	
市議会議員	23. 4. 24	57,138	58,142	115,280	26,134	28,184	54,318	45.74	48.47	47.12	
市長	23.11. 6	57,556	58,424	115,980	—	—	—	—	—	—	
衆議院議員	24.12. 16	58,336	58,980	117,316	33,648	32,999	66,647	57.68	55.95	56.81	
参議院議員	25. 7. 21	58,250	58,925	117,175	29,544	28,741	58,285	50.72	48.78	49.74	
県知事	25. 9. 8	57,547	58,396	115,943	16,507	16,100	32,607	28.68	27.57	28.12	
衆議院議員	26.12. 14	58,112	58,813	116,925	30,889	30,547	61,436	53.15	51.94	52.54	
県議会議員	26.12. 14	57,491	58,321	115,812	30,751	30,472	61,223	53.49	52.25	52.86	
市議会議員	27. 4. 26	56,852	57,854	114,706	26,794	28,755	55,549	47.13	49.70	48.43	
市長	27.11. 8	57,189	58,100	115,289	16,366	16,394	32,760	28.62	28.22	28.42	
参議院議員	28. 7. 10	59,207	59,942	119,149	29,141	28,752	57,893	49.22	47.97	48.59	
県知事	29. 8. 27	58,317	59,181	117,498	22,846	23,461	46,307	39.18	39.64	39.41	
衆議院議員	29.10. 22	59,247	59,856	119,103	30,094	30,125	60,219	51.01	50.47	50.74	
県議会議員	30.12. 9	58,363	59,124	117,487	20,050	20,988	41,038	34.35	35.50	34.93	
市議会議員	31. 4. 21	57,588	58,580	116,168	24,225	26,229	50,454	42.07	44.77	43.43	
参議院議員	1. 7. 21	58,659	59,401	118,060	25,835	25,949	51,784	44.04	43.68	43.86	
市長	1.11. 10	58,012	58,822	116,834	21,231	22,411	43,642	36.60	38.10	37.35	
県知事	3. 9. 5	57,990	58,759	116,749	19,122	19,594	38,716	32.97	33.35	33.16	
県議会議員補欠	3. 9. 5	57,989	58,757	116,746	18,508	18,805	37,313	31.92	32.00	31.96	
衆議院議員	3.10. 31	58,592	59,167	117,759	30,327	30,554	60,881	51.76	51.64	51.70	
参議院議員	4. 7. 10	58,730	59,240	117,970	27,353	27,294	54,647	46.57	46.07	46.32	
県議会議員	4.12. 11	無投票			—	—	—	—	—	—	

選挙名	執行年月日	立候補者数	定数	最高位当選者得票数	最下位当選者得票数	
衆議院議員	17. 9. 11	4	1	141,212	落(次) 76,798	
県知事	17. 9. 11	2	1	1,080,453	落(次) 404,323	
県議会議員	18. 12. 10	土浦市選挙区	5	3	14,897	9,268
		新治郡選挙区	2	2	—	—
市議会議員	19. 4. 22	42	28	2,356,805	1,370	
参議院議員	19. 7. 29	6	2	540,174	427,297	
市長	19. 11. 4	1	1	—	—	
衆議院議員	21. 8. 30	3	1	147,865	落(次) 114,204	
県知事	21. 8. 30	6	1	743,945	落(次) 318,605	
参議院議員	22. 7. 11	7	2	499,566	307,022	
県議会議員	22. 12. 12	4	3	19,652	12,556	
市議会議員	23. 4. 24	36	28	2,345	1,159	
市長	23. 11. 6	1	1	—	—	
衆議院議員	24. 12. 16	6	1	91,121	落(次) 45,377	
参議院議員	25. 7. 21	6	2	560,642	204,021	
県知事	25. 9. 8	2	1	489,832	落(次) 257,625	
衆議院議員	26. 12. 14	3	1	119,116	落(次) 85,120	
県議会議員	26. 12. 14	5	3	21,484	11,383	
市議会議員	27. 4. 26	41	28	2,772	1,134	
市長	27. 11. 8	2	1	21,129	落(次) 11,110	
参議院議員	28. 7. 10	6	2	609,636	306,050	
県知事	29. 8. 27	3	1	497,361	落(次) 427,743	
衆議院議員	29. 10. 22	3	1	102,820	落(次) 96,987	
県議会議員	30. 12. 9	4	3	11,306	10,658	
市議会議員	31. 4. 21	31	24	2,791,541	1,222	
参議院議員	1. 7. 21	5	2	23,752	11,617	
市長	1. 11. 10	2	1	23,610	落(次) 19,541	
県知事	3. 9. 5	2	1	659,459	落(次) 168,876	
県議会議員補欠	3. 9. 5	3	1	21,579	落(次) 12,050	
衆議院議員	3. 10. 31	2	1	125,703	落(次) 113,570	
参議院議員	4. 7. 10	8	2	23,538	12,348	
県議会議員	4. 12. 11	3	3	—	—	

10 市有財産

市有財産土地及び建物総括表

令和5年4月1日現在
(単位：㎡)

区分	土 地 (地積)						建 物					
	前年度末 現在高			決算年度末 現在高			前年度末 現在高			決算年度末 現在高		
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
1 本 庁 舎	5,878.25		5,878.25	36,110.23		36,110.23	36,110.23		36,110.23	36,110.23		36,110.23
2 その他の 行政機関	(112.30)		(112.30)									
	26,755.43		26,755.43	630.49		630.49	8,538.23		8,538.23	9,168.72		9,168.72
イ 学 校	27,455.70	305.62	27,761.32	38.07		38.07	9,832.37	△163.17	9,669.20	9,870.44	△163.17	9,707.27
	(243.00)		(243.00)									
ロ その他の 施設	581,425.36	△22,104.03	559,321.33	2,948.17	△387.07	2,561.10	160,158.47	△4,616.40	155,542.07	163,106.64	△5,003.47	158,103.17
	(18,454.70)		(18,454.70)	1,930.07	△495.56	1,434.51	63,695.02	△7,875.89	55,819.13	65,625.09	△8,371.45	57,253.64
ハ 公営住宅	128,307.17		128,307.17	539.00	△34.70	504.30	67,698.22		67,698.22	68,237.22	△34.70	68,202.52
	(4,277.28)		(4,277.28)	273.72		273.72	1,102.88		1,102.88	1,376.60		1,376.60
ニ 公 園	886,683.94	301.00	886,984.94	2,670.53	828.02	3,498.55	104,516.23	10,072.97	114,589.20	107,186.76	10,900.99	118,087.75
	(28,535.28)		(28,535.28)									
ホ 施 設	962,571.00	95,104.35	1,057,675.35									
	163,015.68		163,015.68	115.12		115.12	132.49		132.49	247.61		247.61
イ 収益財産				14.58	59.56	74.14	27,089.97	2,365.58	29,455.55	27,104.55	2,425.14	29,529.69
	437,386.63	5,567.50	442,954.13	9,195.75	△29.75	9,130.00	478,874.11	△216.91	478,657.20	488,033.86	△246.66	487,787.20
ロ 施 設	(51,622.56)		(51,622.56)									
	3,860,921.97	△184.89	3,860,737.08									
計												

注 道路橋梁、堤塘、河川、漁港は含まず。
() 書きは、土地開発基金財産で内書きである。

11 防 災

(1) 土浦市地域防災計画

災害対策基本法第42条及び土浦市防災会議条例第2条の規定に基づき、市・県及び防災関係機関や公共的団体、その他市民がその有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(2) 自主防災組織の結成支援及び育成

住民の隣保協同の精神に基づき、震災等に対する心得の会得、火災予防、初期消火及び応急救護活動等に関し、自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害予防及び被害の軽減を図るために各町内を単位とした自主防災組織の結成支援及び育成を図る。

団体数	組織率
148	86.5%

補助制度 自主防災組織結成事業補助金
 自主防災組織資機材等整備事業補助金
 自主防災組織運営補助金

(3) 土浦市地域防災サポーターの育成

災害発生時の被害を軽減するには、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域住民による共助の取り組みを促進させる必要がある。

地域の連携や防災力の強化を図るため、防災訓練や研修会の企画、運営等、地域の防災活動を支える「地域防災サポーター」を育成する。

地域防災サポーターの条件

- ・防災士の有資格者
- ・ボランティアとして地域での防災活動を行う意思のある方

地域防災サポーター数：63名（令和5年4月現在）

(4) 防災訓練

災害時における円滑な防災活動と住民相互の協力体制の強化並びに防災に関し理解と意識の高揚を図ることを目的に、例年、市と市地区長連合会との共催により開催

※令和4年度は10月22日に開催

(5) 災害時における協定

市では平成6年度より、災害時における協力・支援体制の構築を目的に協定の締結を推進

協定締結数：62団体（令和5年4月現在）

(6) 防災行政無線・地域防災無線

○防災行政無線

市内215箇所に設置しており、防災防犯情報等の放送を行なっている。また難聴地域は戸別受信機にて対応

○地域防災無線（IP無線）

携帯電話の電波網を利用した防災関係機関との無線通信システムで市役所と各関係機関及び関係機関相互の通信が可能となるもので、現在99箇所に設置

(7) 防災講演会

防災意識の高揚を目的に例年開催

※令和4年度は令和5年2月26日に開催

(8) その他防災対策

中学校への防災井戸や兼用耐震性貯水槽の整備をはじめとする災害時給水対策や、各種備蓄品の配備・更新、地域と学校の連携による防災訓練の支援、救命講習会の開催など、減災に資する各種対策を進め、地域防災力の充実・強化を図っている。

12 本庁舎

(1) 事業の経過

新庁舎整備計画は、昭和59年に庁舎建設検討委員会が設置され、旧庁舎における課題、庁舎の位置、規模等を段階的に検討してまいりました。また、昭和63年には庁舎建設基金条例を制定し、平成元年に第1回の積立を開始しました。

平成6年には庁舎建設懇談会から7箇所の立地候補地の提言をいただきましたが、その後は、厳しい社会経済情勢が影響し具体的な検討に着手することが困難な状況が続いていました。



平成18年の新治村との合併を受けて、庁舎の位置を含む基本構想を策定することとなり、平成23年に、市民・関係団体・市議会の代表者など17名で構成する土浦市庁舎建設審議会を設置し、平成24年8月までの1年間で6回の審議会を開催するとともに、先進事例視察を2回実施し、庁舎の位置、規模及び機能に関する答申をいただきました。その後、答申を踏まえ平成24年12月に新庁舎整備基本構想を策定し、平成24年第4回市議会において庁舎の位置に関する条例を議決、平成25年3月に新庁舎整備基本計画を策定しました。その基本計画を基に平成26年3月に実施設計を取りまとめ、同5月に工事に着手し、平成27年8月に竣工、同9月に開庁しました。

(2) 基本構想の概要

① 本庁舎の必要性

以前の庁舎は、行政需要の増大や市町村合併を受けて、本庁舎を含めた4庁舎から構成されており、この庁舎の分散配置は市民の利便性を低下させ、さらに執務空間の狭あい化も加わり事務効率を悪化させておりました。

また、東日本大震災の経験から、老朽化に加え耐震性に問題があった旧本庁舎では防災拠点として十分な機能を果たせない可能性があり、さらに、高齢化社会を迎え、高台に位置する旧本庁舎には、ユニバーサルデザインの観点からも課題がありました。

これら多様な喫緊の課題について根本的な対策を行うためには、庁舎の統合、移転の速やかな実現を図る必要があります。

② 本庁舎の基本理念

- ア コンパクトシティを実現し中心市街地活性化など地域経済に寄与する庁舎
- イ 来庁者のアクセスなど市民サービスの利便性・快適性が確保された庁舎
- ウ 地震などの災害に強く、安全・防災拠点の中核機能を果たせる庁舎
- エ 自然エネルギー活用や省エネルギー対策など持続可能社会を体現する庁舎

③ 本庁舎の位置の選定

土浦市庁舎建設審議会答申の建設候補地2箇所について、「市民の利便性」「持続可能なまちづくりへの貢献性」「経済性」「迅速性」の4つの視点からウララを庁舎の位置として選定しました。

(3) 基本計画の概要

① 本庁舎の基本コンセプト

- ア 中心市街地活性化に資する庁舎
- イ 市民の利便性・快適性に寄与する庁舎
- ウ だれにでも使いやすい庁舎
- エ 安心で安全な市民生活を提供する庁舎

- オ 環境に優しい庁舎
- カ 長期間使い続けられる庁舎
- キ 効率的で職員が働きやすい庁舎
- ク 市民に開かれた議会
- ケ 駐車場、駐輪場の整備
- ② 事業スケジュール
 - 平成25年度 基本・実施設計
 - 平成26年度 整備工事
 - 平成27年9月 現庁舎に移転

③ 工事概要

- 耐震補強工事：ブレース設置工事、既存柱ブレース補強工事等
- 外壁改修工事：開口部設置工事、塗装工事等
- 内装改修工事：OAフロア設置工事、天井・間仕切り改修工事等
- 既存撤去工事：既存内装撤去工事、設備機器撤去工事等
- その他工事：仕上げユニット工事等

(4) 基本設計の概要

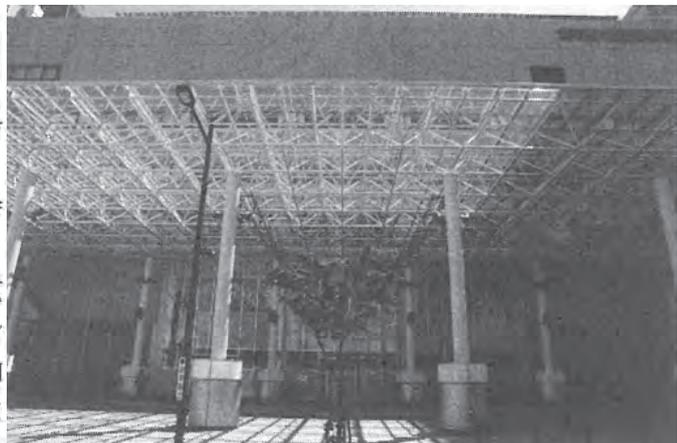
① 中心市街地活性化に資する庁舎

■本庁舎が駅前に移転

「人が憩い・集い・賑わう」中心市街地の拠点施設を開設しました。

ウララ広場に大きな屋根を掛けて庁舎の顔となる施設に整備しました。

市民が気軽に利用できる多目的な広場空間の整備をしました。市民ラウンジと外のウララ広場を結び、建物の内外を一体的に活用できる空間を設けました。



② 市民の利便性・快適性に寄与する庁舎

■総合窓口の整備

市民課総合窓口で取り扱う業務を見直し市民総合窓口の充実を図りました。また、高齢・障害・介護分野などの福祉サービスを統合する福祉総合窓口を設置し、わかりやすく手続きできるよう、案内誘導するコンシェルジュを配置し、新しいシステムを導入しました。

■待合スペースの充実

ゆとりある待合スペースを確保しました。

■市民利用スペース

土曜・日曜や夜間など閉庁時間も利用できる市民ラウンジを配置しました。

③ だれにでも使い易い庁舎

■ユニバーサルデザイン・バリアフリー

高齢者や車椅子利用者にも使いやすい、ローカウンターを中心に設置しました。

各階に車椅子利用者にも使いやすい、多目的トイレを設置しました。

④ 安心で安全な市民生活を提供する庁舎

■安全対策の充実

災害時に防災拠点として利用する為、耐震補強を行いました。また、災害時の業務継続のため、ライフラインの復旧までの、電気・水道のバックアップを確保しました。

帰宅困難者の一時退避スペースを確保しました。

⑤環境にやさしい庁舎

■自然エネルギーの利用

開口部を設置し自然通風、自然採光を行いました。エネルギーの使用を抑制するため、太陽光発電装置の改修を目指しました。

■LED照明

省エネルギー化を図るためLED照明を積極的に導入しました。

⑥長期間使い続けられる庁舎

■フレキシブルな空間設計

間仕切りのないワンルームとし組織の変更にも対応できる空間としました。

■維持管理の容易性

耐久性と維持管理に配慮した材料を採用し、保守経費の軽減を図りました。

⑦効率的で職員が働きやすい庁舎

■業務連携に重点を置いた配置をしました。

⑧市民に開かれた議会

■議場の整備

議会の内容をモニターで視聴できる市民スペースを設置しました。

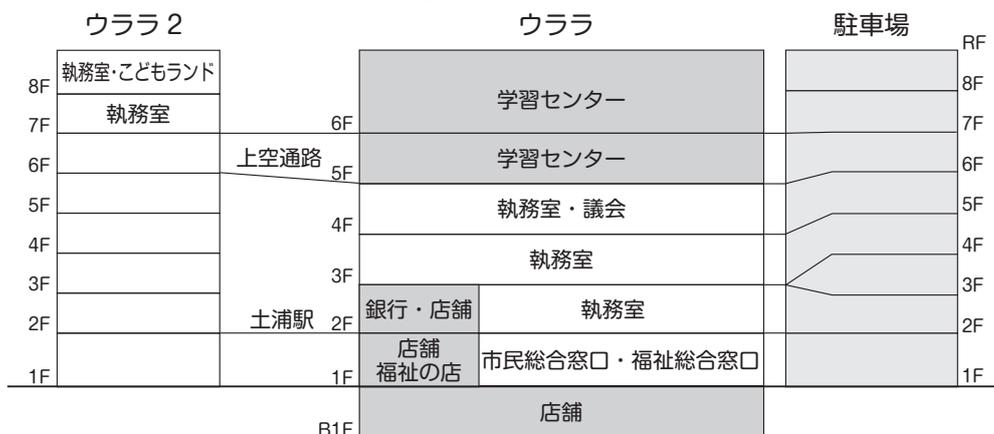
傍聴席へは、分かり易い導線計画としました。また、車椅子利用者が容易に傍聴できるよう段差部分にはスロープを設置しました。

⑨駐車場・駐輪場の整備

■土浦駅東・西駐車場・駐輪場の活用を図りました。

■車椅子利用者や高齢者等に優しく広い駐車スペースを増設しました。

■敷地内に平面の駐輪スペースを設置しました。



断面構成図

「災害時防災拠点の役割を担う」

- ・ 建物を耐震補強 保有水平耐力1.5倍にUP
- ・ 市の中心となる防災指令所
- ・ 災害時用 → 自家発電システム
- ・ 1・2階共用スペースは一時避難所として利用
- ・ 防災備蓄倉庫の設置
- ・ 屋外ウララ広場と連携 大屋根設置、防災広場として利用

〈防災・設備計画〉

■災害へ配慮し信頼性の高い設備システムを構築

震災や水害などの災害時においても災害対策本部および一時避難所として建物が機能する設備インフラを整備しました。

■フレキシブルな設備計画

将来の市民サービスのあり方の変化や、それに伴う庁舎内のレイアウト、システムの変更などにフレキシブルな対応を可能としました。

将来の機器更新に配慮した機器配置としました。

メンテナンスの容易なシステム設計としました。

■環境への配慮

省エネルギー型・高効率型・機器節水型を採用しました。空調は外気冷房を積極的に採用しました。

■経済性への配慮

電力幹線の一部など既存設備をできるだけ利用し、イニシャルコストを極力抑える方針としました。

照明制御システムなどの採用によりランニングコストを削減しました。

〈耐震補強〉

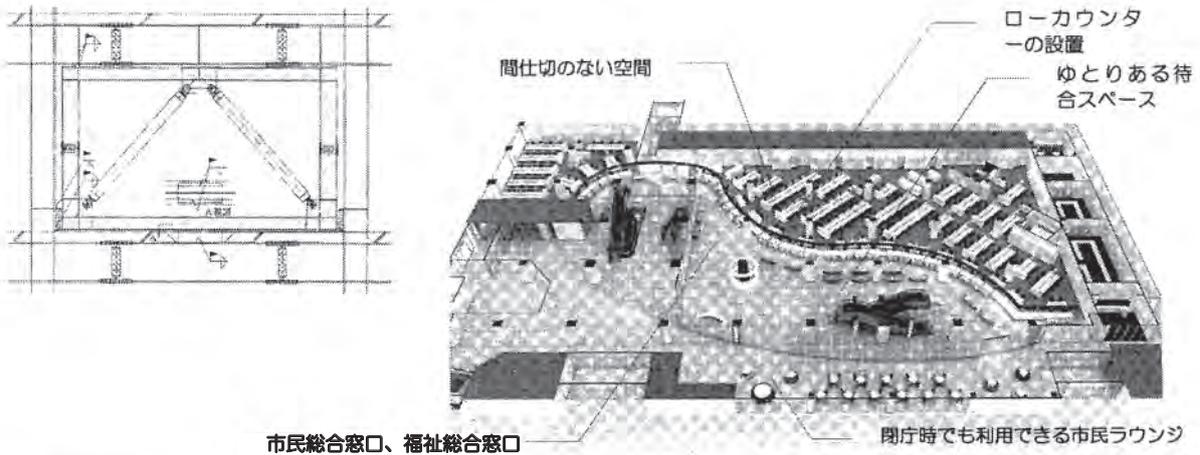
本建物は市庁舎として利用される目的に改修しました。大地震時の耐震安全性の区分は行政庁舎に求められる強度としました。

一般建物の1.5倍の耐震性能をもつように補強をしました。

■ブレース新設

耐震性能を増強するために新たなブレースを、既存の柱や梁に取付けました。

又、柱及び壁の部分補強を行いました。



〈建築概要〉

- 建築物名称 : ウララ及びウララ2
- 建築主 : 土浦市
- 建設地 : 茨城県土浦市大和町1外
- 地域、地区 : [用途地域]商業地域
[防火指定]防火地域
- 許容建ぺい率 : 100%(80%+耐火、角地)
- 許容容積率 : 600%
- 主要用途 : 事務所(市役所)、店舗、
公共施設、共同住宅、
駐車場
- 改修面積 : ウララ 27,000㎡
ウララ2 1,250㎡



企 画



ウォーターフロント土浦

1	総合計画	45
2	土浦市亀城プラザ	52
3	合併の経過	55
4	広報・広聴	56
5	行財政改革	60
6	ICT施策の推進	70
7	企業誘致	71
8	公共施設マネジメント	72

1 総合計画

第9次土浦市総合計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成30（2018）年に策定した第8次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現を目指し、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり、行財政改革の推進と市民サービスの向上の2つを計画推進の基本姿勢に位置付け、市民や団体、NPOなどと共に、これまでより一歩進んだ協働によるまちづくりと、効率的で無駄のない行財政基盤を確立させることによる、持続可能なまちづくりを進めてきました。

しかしながら、今日、我が国においては、明治32（1899）年の統計開始以来、年間の出生数が初めて90万人を割り込むなど、少子化が予想を超えるスピードで進行しています。また、経済のグローバル化や地球規模での環境問題の顕在化、ICT社会の進展など、社会構造そのものが大きな転換期を迎えており、本市を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまで培ってきた社会の在り方や価値観、また、行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらしており、市民の生活や地域の経済活動はもとより本市の財政状況への影響は計り知れないことから、市政運営も、新型コロナウイルス感染症収束後の社会形態を見据えたものに迅速に変化させていかなければなりません。

一方で、平成27（2015）年9月に、国連において開催されたサミットにおいて、全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が掲げられており、本市においても、SDGsの理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進していく必要があります。

このようなことから、現計画の期間内ではあるものの、改めて、時代の潮流を見定めた上で、社会経済情勢のあらゆる変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまちづくりを実現するため、令和4（2022）年度を初年度とする新たな総合計画を策定したものです。

(2) 計画の位置付け

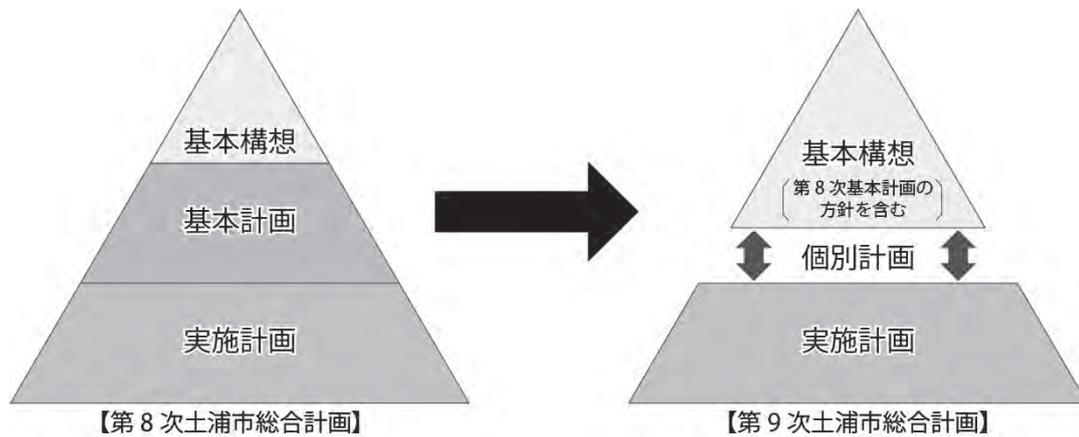
本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画となります。

具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための政策の方針を明らかにし、将来のまちづくりの指針とするとともに、令和4（2022）年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

(3) 総合計画の構成

第8次土浦市総合計画では、構成を「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造としていますが、基本計画については、5年ごとの見直しとなり、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できず、また、個別計画との峻別が曖昧になるなどのデメリットもありました。

このようなことから、第9次土浦市総合計画の構成については、昨今の社会経済情勢の目まぐるしい変化にいち早く対応できるよう、基本構想及び実施計画の2層構造の体系とし、基本計画については、現計画の方針に該当する部分を基本構想に含めた上で、各分野の個別計画に置き換え、基本構想と実施計画を接続する役割を担わせるものとします。



- 基本構想…まちの将来像を定めるとともに、将来像を実現するための政策の方針を体系的に示すもの
- 基本計画…基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を体系的に示すもの
- 個別計画…基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を個別に示すもの
- 実施計画…各計画に定めた主な事業を中心に、財政状況や社会情勢と整合を図りながら、実施する事業を定めるもの

(4) 総合計画の期間

基本構想の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。また、実施計画は基本構想に掲げた政策方針を実現する個別計画を具現化するための計画であり、計画期間は3年間とします。さらに、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。

令和3年度	4年度(2022)	5年度(2023)	6年度(2024)	7年度(2025)	8年度(2026)	9年度(2027)	10年度(2028)	11年度(2029)	12年度(2030)	13年度(2031)	14年度(2032)
基本構想（構想期間10年間）											
3カ年実施計画											
3カ年実施計画											
3カ年実施計画											

(5) 基本構想

ア まちの将来像

(ア) 将来像

将来像は、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、令和13（2031）年度を目途に目指す「まちづくりの方向性や将来の姿」を目標として明示するものです。

社会経済情勢等のこれからの変化や本市の抱える課題を踏まえて、次のように設定します。

将来像

「夢のある、元気のある土浦」

○将来像の概念

・「夢のある土浦」の創生～誰もがその人らしく暮らせるまち～

市民の誰もが、それぞれ抱く夢や希望をかなえることができるよう、その人らしく暮らすことができる、あたたかさあふれるまちを創っていきます。

そして、未来を担う子どもたちが、こうして生まれた環境の中で安心して人生のスタートを切り、郷土愛を深め、生涯を通して土浦で生きていくことを心から誇りに思えるよう、全ての市民にとって「夢のある土浦」を実現します。

・「元気のある土浦」の創生～「地域の宝」で人を呼び込むまち～

土浦に活力をもたらすために、市民の暮らしを豊かにするとともに、更なる産業発展を促進します。あわせて、本市の「地域の宝」に磨きをかけるとともに、時代の変化に応じて、新たな地域の魅力を生み出すことで、本市ならではの魅力あふれるまちを創っていきます。

さらに、創り出した魅力を通じて、土浦に人を呼び込むことで、活気あふれる「元気のある土浦」を実現します。

○将来像を支える3つの視点

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、次の3つの視点に基づき、この総合計画を推進していきます。

・人と人がつながり合い、地域社会を支える

特に関係の深いカテゴリー：人権 市民協働 福祉・医療 防災・防犯 子育て 教育

コロナのまん延をきっかけとして、人と人とのつながりの在り方自体が変わりつつある中で、多様性と包容力にあふれた地域共生社会の構築に向けて、市民の誰もが居場所と役割を持つことができ、家庭で、地域で、職場でそれぞれが自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。

さらに、こうしたまちづくりを礎に、福祉や医療、防災・防犯、子育て、教育といった各分野において、人と人がつながり合い、地域社会を支えるための各種施策を推進していきます。

・本市ならではの魅力を通じて地域の活力を生み出す

特に関係の深いカテゴリー：産業 観光 自然環境 歴史・文化 情報発信 福祉・医療 子育て

市民が本市の魅力である「地域の宝」を再認識するとともに、本市の特性を生かした新たな魅力を創出することで、郷土愛を育み、かつ、住環境や雇用環境、子育て環境などの側面から市民満足度の高いまちづくりを進めます。

さらに、こうして生み出される人やまちの魅力を効果的に発信し、移住、産業立地や観光交流等につなげることで、地域の活力を生み出すための各種施策を推進していきます。

・将来にわたって、持続可能な地域を創造する

特に関係の深いカテゴリー：自然環境 都市形成 子育て 教育 行財政運営 広域連携

今の子どもたちが夢や希望を持って羽ばたくことができるよう、技術革新が生む世の中の在り方の変化を予測しながら、自然環境保全と都市形成の両立や子育て及び教育環境の充実を図るとともに、時代の変化に対応した行政運営や中長期的視点に立った財政運営を行います。

さらに、県南地域の中心都市として、リーダーシップを発揮することで、将来にわたって、持続可能な地域を創造するための各種施策を推進していきます。

(イ) 人口の見通し

結婚・出産・子育て世代の出生率の向上や青年・壮年世代の転出超過の改善、中高年世代の転入の促進などを始め、人口減少を克服（抑制）するとともに、人口構造の若返りに向けた実効性

の高い施策を進めることで、令和13（2031）年の将来目標人口を次のとおり設定します。

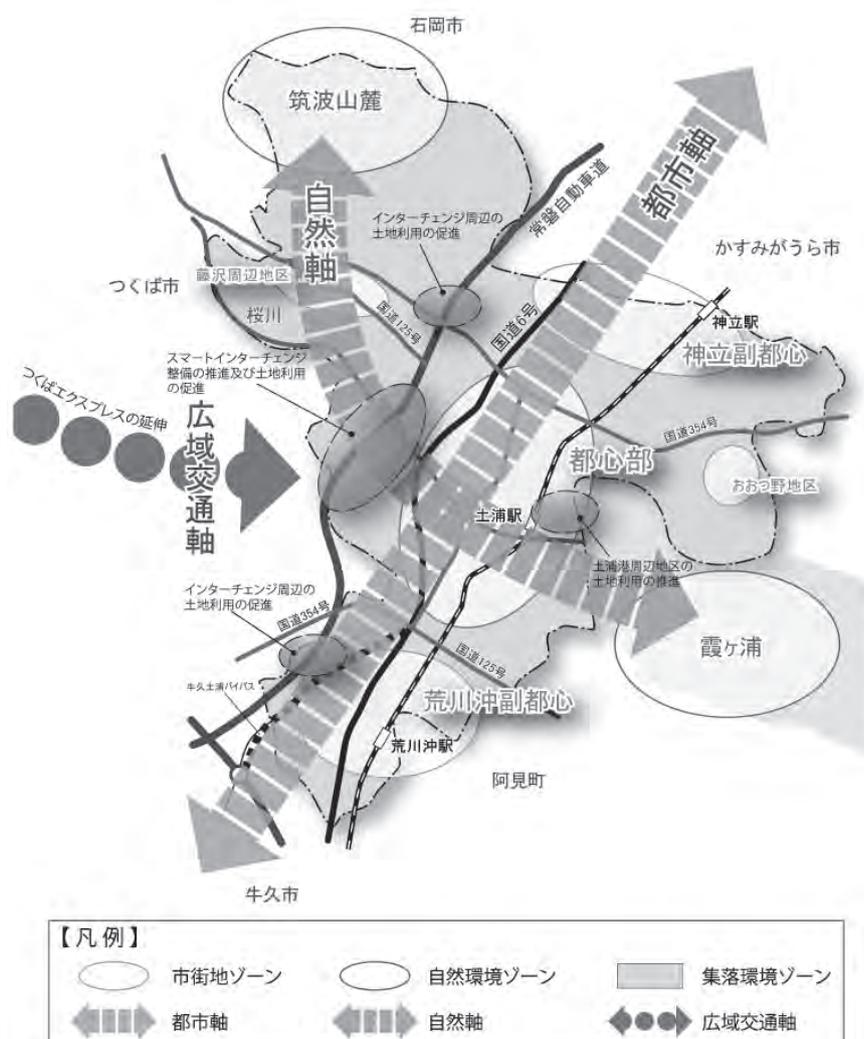
第9次土浦市総合計画の将来目標人口
（令和13（2031）年）：128,000人

あわせて、シティプロモーションに積極的に取り組み、本市の知名度を高めることで、「交流人口」及び「関係人口」を拡大し、本市への人口流入につなげます。

（ウ）土地利用の考え方

本市の地勢や現況を踏まえ、基本構想を実現する空間として、土地利用の考え方を以下のように示します。

土地利用イメージ図



○市街地ゾーン…JR土浦駅を拠点とする都心部とJR荒川沖駅及びJR神立駅を中心とする副都心については、相互に連携し、かつ、補完しながら、一体的に多様な都市機能の集積を図ります。あわせて、藤沢周辺地区及びおおつ野地区は、それぞれの地域特性を生かした良好な市街地の形成を図ります。

- 集落環境ゾーン…人口減少による集落の空洞化・過疎化を防ぐとともに、適切な土地利用を誘導することで、自然と生活がほどよく両立し、共存するゾーン形成を図ります。
- 自然環境ゾーン…環境保全活動の充実を図るとともに、自然を活用した交流機関の提供など、市民の生活を豊かにする取組を推進します。
- ◇都市軸…各市街地ゾーンや周辺を結び、市民が暮らしやすく、地域が持続可能となる交通ネットワークを構築します。あわせて、スマートインターチェンジの整備を推進し、まちに活力をもたらすため、交通ネットワークを生かして、各インターチェンジ周辺地区の適切な土地利用の誘導を図ります。
- ◇自然軸…筑波山麓、霞ヶ浦とその間を流れる桜川から成る自然軸を基軸として、生態系のつながりを守るとともに、自然に親しむための環境整備を図ります。
- ◇広域交通軸…未来の交通ネットワークの形成に向けて、つくばエクスプレスの本市への延伸の実現を目指します。

イ リーディングプロジェクト

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、優先的・重点的に取り組むべき政策として、4つのリーディングプロジェクトを定め、まちづくりを進めていきます。

○リーディングプロジェクト1 子どもが夢と希望を持ち、生き生きと育つまちづくり

「かがやけ！土浦の子どもたち」を合い言葉に、未来を担う子どもたちが地域とのつながりの中で心身共に健やかに、生き生きと育ち、土浦を故郷として誇りに思うことができるまちを目指します。

【成果指標】年少人口割合：10.9%（R2）→11.4%（R13）

【政策方針及び主導する取組】

- 1 子育て環境の充実
 - ・本市全体の保育の質の向上
 - ・時代の変化に応じた子育て支援の充実
 - ・仕事と子育ての両立
- 2 経済的支援の充実
 - ・子育てにかかる経済的支援制度の不断の見直し
- 3 教育環境の充実
 - ・時代の変化に応じた個別最適な学びと協働的な学びの提供
 - ・学校施設の環境改善
 - ・小学校の適正配置

○リーディングプロジェクト2 未来につなげる「地域の宝」を生かしたまちづくり

本市の持つ自然環境や歴史文化、日本一の生産量を誇るれんこんや花火競技大会、充実したサイクリング環境などの「地域の宝」を最大限に生かして本市の魅力を創造し、戦略的に発信することで、人口還流を強化し、持続的に発展できるまちを目指します。

【成果指標】観光入込客数：808,102人（R2）→1,755,000人（R13）

【政策方針及び主導する取組】

- 1 「地域の宝」を核とした魅力の創造
 - ・サイクリングを活用した地域活性化
 - ・広域連携による観光の推進
 - ・「イベント」資源の効果的活用
 - ・歴史・文化の継承

2 「地域の宝」の戦略的な発信

- ・シティプロモーション戦略の展開

○リーディングプロジェクト3 暮らしやすさ、働きやすさが人を呼ぶまちづくり

多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、市民の暮らし満足度を高める取組を推進するとともに、産業の更なる発展を促すことで、本市に住む誰もが暮らしやすく、また、働きやすいまちを目指します。

【成果指標】社会移動数：+173人／年（R2）→現状値以上（R13）

【政策方針及び主導する取組】

1 暮らしの質の向上

- ・都市拠点への都市機能の誘導
- ・公共交通不便地域の解消
- ・土浦港周辺地区の土地利用の推進
- ・主要幹線道路等の整備
- ・公園の機能充実
- ・つくばエクスプレスの土浦への延伸の実現に向けた取組の推進

2 地域経済の活性化

- ・インターチェンジ周辺地区の土地利用の促進
- ・スマートインターチェンジの整備の推進
- ・農業振興の推進
- ・IT関連企業等のオフィスの市内移転の促進

○リーディングプロジェクト4 安心な市民生活を支える災害に強いまちづくり

自然災害の激甚化や感染症の流行期等に自然災害が発生した場合の複合災害に備え、ハード・ソフトの両面から、災害被害を最小化し、市民の生命、財産、そして生活を守る取組を推進することで、市民が安心して暮らせる災害に強いまちを目指します。

【成果指標】自主防災組織率：85.4%（R2）→100%（R13）

【政策方針及び主導する取組】

1 防災・減災対策の充実

- ・地域防災力の強化

2 防災インフラの整備

- ・土砂災害による急傾斜地崩壊防止対策
- ・橋梁の安全対策

ウ 基本目標

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、市政運営全体を包括する8つの基本目標を定め、まちづくりを進めていきます。

○基本目標1 心豊かに住み続けることのできるまちづくり

結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた、切れ目のない総合的な施策を推進するとともに、時代の変化に応じたより良い教育環境の整備や学校教育の充実、多様な生涯学習の機会の提供やスポーツに親しむ環境の充実を図ります。

- ・関連するキーワード：結婚・出産・子育て 学校教育 青少年育成 スポーツ・レクリエーション 生涯学習

○基本目標2 未来につなげる魅力あるまちづくり

「地域の宝」を積極的に活用し、観光や交流、ひいては移住・定住にもつなげることで地域の活性化を促進するとともに、長い歴史に培われた誇り高い文化・芸術・風景を守り、次の世代に引き継ぐ取組を推進します。

・関連するキーワード：観光振興 移住・定住 歴史・芸術・文化 景観形成

○基本目標3 「しごと」を核とした活力のあるまちづくり

時代の変化に合わせて、本市の強みを生かした産業振興を図るとともに、更なる企業誘致や消費者の新たな需要の創出、中心市街地へのにぎわい創出等の取組を促進し、魅力ある都市環境を形成します。

・関連するキーワード：中心市街地活性化 商工業・農業振興 企業誘致 労働環境

○基本目標4 全ての市民が安心して暮らせるまちづくり

大規模災害発生時の社会経済活動の維持・継続や広域的な連携も視野に、災害被害を最小に抑えるための防災・減災の取組の充実・強化を図るとともに、日常生活での犯罪・事故等の危険を未然に防ぐため、地域ぐるみで取組を進めます。

・関連するキーワード：防災 防犯 消防・救急 交通安全 水害対策 消費生活

○基本目標5 多様性を認め合い、包容力を育むまちづくり

人権意識の醸成と平和意識の啓発や男女共同参画社会、多文化共生社会などの実現に向けた取組、市民との協働の更なる深化など、一人ひとりがお互いへの理解を深め、支え合う地域共生社会の実現に向けた各種取組を推進します。

・関連するキーワード：人権・平和 男女共同参画 多文化共生 市民協働・地域コミュニティ・ボランティア

○基本目標6 ふれあいとあたたかさにあふれる福祉のまちづくり

市民・社会・行政で支える地域福祉を推進するとともに、高齢者福祉や医療体制・社会保障制度の充実、障害者福祉の取組などを通じて、市民や事業者等と行政が相互にパートナーシップを確立し、様々な分野で全世代型の社会保障を実現します。

・関連するキーワード：地域福祉 高齢者福祉 医療・社会保障 障害者福祉

○基本目標7 未来につなげる環境にやさしいまちづくり

脱炭素・ゼロカーボンに向けた取組などを通じて、国際社会と共に地球環境問題の解決を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、市民・事業者・行政の連携による、人と自然が共生するための環境保全の取組を推進します。

・関連するキーワード：SDGs・脱炭素 自然環境保全 循環型社会・環境衛生 水道

○基本目標8 効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり

市民サービスのデジタル化や社会経済情勢の変化を踏まえた社会基盤の整備などを推進するとともに、広域行政の推進や公共施設マネジメントなどを通じて、持続可能で安定的な行財政基盤を確立します。

・関連するキーワード：広域連携 都市基盤整備 土地利用 情報発信 行政運営 財政・マネジメント

2 土浦市亀城プラザ

(1) 施設のねらい

本施設は、土浦市のめざす「温もりのある活力にみちた住みよい地域社会づくり」のための生活・文化活動の拠点として、都市（活力）と農村（うるおい）が一体となった中核施設にふさわしい、各種公共施設の機能を組み合わせた複合施設で、その内容は、各種の催しや集会、展示会、自己啓発や生涯学習を志向したグループ・サークル活動など学習と暮らしの向上に役立つ催し、室内スポーツやレクリエーションなどを通じて、健康づくりや体力づくりなど様々な目的にそって利用できるコミュニティセンターである。

昭和58年7月15日開館以来、本館のもつ機能や立地の好条件などにより、多くの市民に利用されており、令和4年度は月平均約5,095人の利用があった。今後も市民の交流促進の場として高い利用が見込まれる。

位 置	土浦市中央二丁目16番4号
敷 地 面 積	3,034㎡
建築延面積	7,431㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階
起 工	昭和56年9月29日
完 工	昭和58年5月31日
開 館	昭和58年7月15日
総 工 費	21億3,000万円
指定管理者	一般財団法人土浦市産業文化事業団

(2) 施設の内容

施設は、「催し、集会、展示」「学習と暮らし」「体力・健康づくり」の三つの機能を集合して建設したものである。

ア 施設の構成

階	面 積	内 容
地 下 1 階	1,604㎡	駐車場、機械室
1 階	1,660㎡	大会議室、市民ホール、管理事務室、消費生活センター
2 階	1,627㎡	文化ホール、展示室、会議室
3 階	1,201㎡	音楽室、会議室、和室
4 階	1,339㎡	運動室、会議室、学習室
		屋上機械置場
合 計	7,431㎡	

※なお、本施設は当初広域圏民の交流の場として建設されたが、土浦石岡地方広域市町村圏の構成市町においても、同様の施設を整備してきたことや、国の広域行政圏に関する施策が、平成21年度末をもって終了したことを受け、土浦石岡地方広域市町村圏協議会は平成22年度末で廃止となり、広域的利用の位置付けも終了した。

イ 各部屋面積一覧表

機能	施設名	内 容	規 模
催 し ・ 集 会 展 示	市 民 一 民 館	商品展示、即売会などの商業活動、パーティー、集会などのほか、住民の憩いの場として利用できる屋内自由広場	258㎡
	文 化 一 化 館	文化催し、行事、式典、講演などに利用できるホール	ホール 246㎡ 固定席 146席 移動席 164席 車椅子 2席 計 312席 楽 屋 57㎡ リハーサル室 119㎡ ホワイエ 123㎡
	大 会 議 室 2	各種会議、会合等に利用	150㎡
	小 会 議 室	研修、会議などのほか、特に和室は茶華道の稽古、囲碁、将棋など教養娯楽施設として利用可能 和室 4 洋室 6	No.1 50㎡ (和) 20帖 No.2 49㎡ (＼) No.3 98㎡ (＼) 40帖 (2分割可) No.4 53㎡ (＼) 20帖 No.1 81㎡ (洋) No.2 49㎡ (＼) No.3 53㎡ (＼) No.4 99㎡ (＼) No.5 75㎡ (＼) No.6 74㎡ (＼)
	展 示 室	(大) 作品発表、展示展覧会場 (小) 小展示会に利用	(大) 137㎡ (小) 74㎡
	学 習 と 暮 ら し	音 楽 室	民謡、詩吟、コーラス等に利用 洋室 2
学 習 室		学習、会議など多目的に利用できる学習室	102㎡
大 会 議 室 1		発表会、集会、ゲーム、レクリエーション等に利用	149㎡ (2分割可)
消 費 生 活 一 消 費 生 活 一		消費生活相談、指導、資料展示など	134㎡
づ健体 く り康力	軽 運 動 室	体操、卓球、ヨガ、舞踊 レクリエーション、ゲームなど	(大) 217㎡ (小) 150㎡
そ の 他	管 事 務 理 室	受付、管理	98㎡
	駐 車 場	地下及び1階敷地の利用	50台 自転車置場100台

企
画

ウ 利用料金

施設名		区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時
文化ホール (314席)	平日		6,660 円	10,400 円	13,430 円	27,350 円
	土・日・祝日		8,710	13,430	17,430	35,580
市民ホール (293.8㎡)	平日		4,350	6,660	8,590	17,540
	土・日・祝日		5,565	8,590	11,250	22,870
リハーサル室 (118.8㎡)	平日		1,210	2,175	2,910	5,565
	土・日・祝日		1,570	2,785	3,635	7,130
展示室	第1展示室 (136.5㎡)	平日	3,635	6,290	8,110	16,220
		土・日・祝日	4,715	8,110	10,530	20,950
	第2展示室 (73.3㎡)	平日	1,810	3,255	4,120	8,220
		土・日・祝日	2,295	4,120	5,440	10,650
会議室	大会議室1 (100人)	平日	3,025	5,440	7,020	13,910
		土・日・祝日	3,990	7,020	9,070	18,030
	大会議室2 (100人)	平日	3,750	6,410	8,350	16,580
		土・日・祝日	4,840	8,350	10,770	21,540
	第1会議室 (16人)		1,935	3,395	4,235	8,590
	第2会議室 (24人)		1,210	2,175	2,910	5,565
	第3会議室 (33人)		1,330	2,420	3,145	6,170
	第4会議室 (66人)		2,420	4,350	5,815	11,140
	第5会議室 (30人)		1,810	3,255	4,120	8,220
	第6会議室 (39人)		1,935	3,395	4,235	8,590
和室	和室1 (20畳)		1,210	2,175	2,910	5,565
	和室2 (20畳)		1,210	2,175	2,910	5,565
	和室3 (40畳)		2,420	4,350	5,815	11,140
	和室4 (20畳)		1,440	2,545	3,395	6,540
学習室 (57人)		2,055	3,750	4,840	9,560	
音楽室	第1音楽室 (68.9㎡)		1,330	2,420	3,145	6,170
	第2音楽室 (67.6㎡)		1,330	2,420	3,145	6,170
運動室	第1運動室 (216.6㎡)		2,175	3,990	5,210	10,160
	第2運動室 (150.0㎡)		1,570	2,785	3,635	7,130
楽屋		715	1,210	1,570	3,145	

備考

- ①利用時間が(別表)の区分時間を越え、又は繰り上がる場合は、次の区分により規定の利用料金を割りましてとする。この場合において5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを5円とする。
1時間未満 30% 1時間以上2時間未満 60% 2時間以上 100%
- ②午前と午後又は午後と夜間とを引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。
- ③入場料若しくは料金を徴収する会員券・整理券その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利宣伝その他これに類する目的に利用する場合の利用料金は、規定利用料金の100%増しとする。ただし、市民ホールの利用料金は、規定利用料金の200%増しとする。

エ 令和4年度利用状況

(単位：回)

主催者別	施設										計
	ホ 文 化 ル	ホ 市 民 ル	展 示 室	会 議 室	和 室	学 習 室	音 楽 室	運 動 室	そ の 他		
官 公 庁	0	0	420	23	1	5	4	0	0	453	
学 校	12	0	12	28	0	5	9	0	6	72	
学 術・研 究・団 体	0	0	4	15	0	2	0	0	0	21	
同 業 組 合・農 業 組 合	0	0	0	15	0	0	0	0	0	15	
会 社	15	0	26	964	16	97	6	1	9	1,134	
各 種 団 体	36	34	28	871	52	99	124	278	57	1,579	
興 行	4	0	0	5	0	0	0	0	6	15	
ク ラ ブ・教 室・研 究 会	20	2	4	221	102	22	195	903	232	1,701	
演 奏 団 体	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	
個 人	0	0	0	46	13	0	19	8	4	90	
合 計	87	36	494	2,188	184	230	361	1,190	314	5,084	

3 合併の経過

合併は、地方分権型社会の構築や行財政改革が進められる中で、自治能力の向上や地方行政の構造改革、変化する社会システムへの確に対応できる市町村の確立、21世紀の新しい地域社会づくりにとって重要な課題である。

このため本市と新治村は、議会代表、住民代表、学識経験者等26名の委員による土浦市・新治村合併協議会において、慎重な協議を重ね、平成18年2月20日に合併した。

(1) 合併記念式典

日 時 平成18年2月20日 午前10時から
場 所 土浦市民会館 大ホール
参加者 532名

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律10号）
（施行日）：平成22年4月1日

【改正概要】

- ①国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ②自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

○東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律36号）
（施行日）：平成24年6月27日

【改正概要】

- ①東日本大震災の発生後の実情を考慮し、地方債を起すことのできる期間を延長（特定被災地方公共団体のため10年間延長）

4 広 報・広 聴

(1) 広 報

市政に対する理解と協力を得るため、次の広報活動を行っている。

○「広報つちうら」の発行

発行回数 上旬号・中旬号の月2回

規 格 A4判・2色刷り（一部 4色刷り）

配布方法 町内会配布、公共施設への配布、電子書籍の配信

○視覚障害者に対する広報

「広報つちうら」をもとに再編集し、点字広報、声の広報として発行している。

委 託 先 茨城県視覚障害者協会

○「マイシティつちうら」

放送日時 毎日4回（9時、12時、16時、20時）各15分間

委 託 先 土浦ケーブルテレビ

放送内容 土浦市からの催し物案内 等

○市民・学生アナウンサー事業

「マイシティつちうら」でのアナウンス、市のイベント会場などでのインタビュー、市主催の事業の司会などに市民アナウンサーを起用することで一層親しみやすい番組づくりを目指している。

市民アナウンサー 10人 学生アナウンサー 1人

○土浦市ホームページ

市の概要、事業、イベント案内等の行政情報を提供している。

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp>

○土浦市（公式）X（旧 Twitter）

防災情報、市の事業、イベント等の行政情報を提供している。

○土浦市（公式）LINE

コロナ情報、災害情報、広報紙の発行等の行政情報を、自動通知でかつリアルタイムで提供している。

○市長記者会見

月1回の定例記者会見日（原則として第1月曜日）に、市政の主要施策及び現況等を発表し市民への情報提供を行っている。また、手話通訳付きの記者会見動画を YouTube で配信している。

○有料広告事業

広 報 紙 平成20年4月中旬号から掲載開始

掲載場所 中旬号の最下段

ホームページ 平成20年5月から掲載開始

掲載場所 トップページ最下段

○その他

「市民くらしの便利帳」

デジタルサイネージを活用した広報

カタログポケットによる広報紙等の電子書籍化、多言語化

(2) 広 聴

市民相談

○市政に対する各種相談、苦情の処理及び法律的な相談への助言、指導等を行う。

法律相談（相談員：弁護士）

毎週火曜日（祝日を除く）13時30分から16時00分まで（市役所相談室）

司法書士相談（相談員：司法書士）

毎週第2水曜日（祝日を除く）13時30分から15時35分まで（市役所相談室）

行政書士相談（相談員：行政書士）

毎月第3木曜日（祝日を除く）13時30分から16時30分まで（市役所相談室）

行政相談（相談員：行政相談委員）

毎月第3水曜日（祝日を除く）13時30分から15時30分まで（男女共同参画センター研修室3）

市民相談（担当者：職員）

毎日（閉庁日を除く）8時30分から17時15分まで（市役所）

処理件数

区分 年度	総数	請願 陳情 要望等	法律 相談	司法書士 相談	行政書士 相談	行政 相談	社労士 相談	土地家屋 調査士 相談	窓口相談			E-mail 問い合わせ
									来庁相談	電話相談	計	
3	1,884	36	309	48	24	18	19	24	142	877	1,019	387
4	2,052	35	326	60	47	101	11	31	137	984	1,121	320

○こんにちは市長さん（市政に対する提言・要望等）

広報広聴課へ常時寄せられる要望・苦情・相談等とは別に、市の施策に対する提言・意見・要望等市民からの手紙・メールを市長が直接目をとおり、それぞれの内容に応じて関係部課に指示し、市政運営に反映させている。

処理件数

区分	通数	市長公室	総務	市民生活	保健福祉	こども未来	都市政策	産業経済	建設	教育	消防	その他	合計
3年度	93	16	20	14	20	9	6	3	2	23	0	0	113
4年度	30	4	2	9	4	2	2	1	3	9	0	1	37

（内容により複数課が処理しているため、通数とは異なります。）

子ども模擬議会

土浦市とはどういう「まち」なのかと考えることにより、自分たちの住む地域に関心を持たせ、地域に対する理解と愛着を深めてもらう。また、子どもたちが「より良い土浦市にするためにどうすればいいか」を自ら考え、提案を議員として模擬議会で発表することにより、行政と議会の役割を理解させる。併せて、優れた提案を市政に反映させる。

○令和3年度

令和3年8月5日（金）に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止。いただいた質問については、答弁と合わせ「広報つちうら」11月上旬号に掲載。

○令和4年度

- ・開催日 令和4年8月9日（火）
- ・会場 市議会議場
- ・対象者 市内8公立中学校・義務教育学校 8年生 9名
議長：1名 議員：8名（各校1名）

まちづくり市民懇談会

市民との協働のまちづくりの一環として、市長（執行部）が地区へ出向き、市政方針を伝えるとともに、市民より市政への意見や提言、地区の課題等を直接聴き、市政に反映させる。（5年毎）

○令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止。

代替で郵送等による意見募集を実施（2月16日～3月16日） 提出者数 12名

市民と市長の対話集会

決まったテーマにより、市長が市民からの市に対する意見やアイデア等を直接聴き、市政運営の参考にする。

○令和4年度

- ・開催日 令和4年11月19日から令和5年2月19日まで（全11回）

- ・会 場 本庁舎及び各中学校地区公民館
- ・テーマ 第9次土浦市総合計画に沿った地域づくりについて
- ・対 象 町内会長・地区役員
- ・述べ参加者 165名

(3) シティプロモーション

本市が「存在感のある、選ばれるまち」となり持続的に発展していくため、まちの地域資源を活用して創出したさまざまな魅力を戦略的に内外に発信する。

ア 市のイメージアップに関すること

○土浦市シティプロモーションサイト「意外と〇〇!つちうら」

「つちうら」まちのレポーター（市民）がお知らせするグルメ、イベント情報を発信

<http://www.tsuchiura-pr.jp>

○土浦市公式 Facebook、Instagram、YouTube、X(旧Twitter)

土浦市の情報を発信

○インターネットを活用した情報発信

主に20代～30代の首都圏在住者及び市民に向け、土浦で体験できるアクティビティの魅力伝える動画を制作。ホームページ、SNS等で公開。歴史文化編、イベント編、れんこん編、ワカサギ・シラウオ編、総集編の5本を制作。

○移住体験ツアーの実施

「自転車のまち土浦」テレワーク移住体験ツアー

本市が選ばれるまちとなるよう地方への移住に関心のある方に、土浦でテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらい、まちの魅力や、充実した福祉・教育環境、都心へのアクセスの良さなどを知ってもらう。

10月27日～29日（2泊3日）

イ シティプロモーションの企画、調整、実施及び推進に関すること

○「第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン」の推進

令和元年度に策定した「第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン」の進捗の管理及び新規事業の企画調整を実施

計画期間：令和2年度～令和6年度の5年間

○職員向けシティプロモーション研修

職員の情報発信力強化を図るため、SNSの活用等階層別に研修会を実施

○「学祭TSUCHIURA」の開催

市内には高校が10校あり、近隣市町村から学生が集う「学びのまち」であることから、「まちの財産」である高校生が一堂に会し、企画の段階から高校生が主役となってイベントを開催することにより、土浦への愛着心を育むとともに、賑わい創出と本市のイメージアップ及び市民の郷土愛の醸成を図る。

うらら大屋根広場特設ステージでの、市内高等学校等の生徒による、それぞれの学校のPRと部活動を披露するステージイベントと、土浦市民ギャラリーでの生徒が作成した美術等作品、各校の紹介物品の展示を実施。

ウ イメージキャラクターに関すること

○つちまる着ぐるみの貸出運用によるPR活動

市のイベントをはじめ地域や企業など様々な場面での活用

運用実績 令和4年度 69件

- つちまるファンクラブの設置
メールマガジン「つちめーる」の配信、
協賛店の会員のサービス

エ フィルムコミッションの推進

映画・テレビドラマ・CMなどのロケーション撮影を誘致し、ロケが円滑に進むようサポートする事業で、積極的にロケ支援することで、本市の知名度向上や地域活性化を図る。

- ロケ地に関する相談及び案内
 - 撮影イメージにあったロケ地紹介
 - ロケハン等への同行・案内
 - 撮影に必要な許可等の手続支援
 - 飲食店、宿泊施設の紹介
 - エキストラ手配の支援
- その他撮影に関する各種相談
- 撮影時の立会い
- フィルムコミッション専用ホームページの運営、管理
<http://www.tsuchiura-fc.jp>
- 支援作品のPR
 - パネル展の開催
 - ロケ地マップポスター、冊子の作成
- 撮影支援実績
令和4年度 撮影件数47件 経済波及効果63,469千円

5 行財政改革

1 実施計画の進行状況

土浦市では、令和元年度から令和5年度の5年間で推進期間とした「第6次土浦市行財政改革大綱」を策定し、それに基づいて改革の取り組みを行っています。

第6次土浦市行財政改革大綱を推進する実施計画には、令和3年度当初の推進項目として66件を掲げております。

今後も、持続可能な行財政基盤の確立を目指していくために、その進捗状況や成果を点検・評価し、問題点や課題点の改善を踏まえた見直し、並びに新たな取組を追加し、計画の着実な推進を図ります。

(1) 実施状況・達成状況について

ア 実施状況

令和3年度の実施状況は、全66項目の内、「実施」が57件、「準備・検討」が3件、「未実施」が6件となりました。

未実施については事業内容について再度精査し、最適な事業の進め方を検討してまいります。

6つの基本方針ごとの令和3年度実施状況は次の表のとおりです。

分類	基本方針	(1) 市民との協働・地域力の強化	(2) 持続可能な財政運営の確立	(3) 効率的・効果的な行政運営の確立	(4) 機能的な組織・人材づくり	(5) 適正な公共施設マネジメントの推進	(6) 情報発信・ICT社会への対応	合計
項目数		15	16	10	12	7	6	66
実施		14	12	7	11	7	6	57
準備・検討		0	2	1	0	0	0	3
未実施		1	2	2	1	0	0	6

〔表中の分類〕

実施：取組における工程に着手した。（目標達成に向け取組中である。）

準備・検討：目標達成に向け工程の検討、または着手のための事前準備を行った。（当初計画を見直し事業の再検討を実施した場合を含む）。

未実施：目標達成のための準備等も含め、取組みを実施していない。

イ 達成状況

達成状況は、実施状況において令和3年度中に着手に至った取組みについて、行財政改革大綱実施計画の中で定めた目標に対して現在の状況を示したものです。

効果の高い取組みはその効果を維持できるよう、あるいは次の段階に向けて新しい取組みを進めるなどの検討を進めていきます。また、効果の低い取組みについては、計画期間に効果を引き上げられるよう、積極的な取組みを図っていきます。

令和3年度中の取組み（66項目）

令和3年度中に計画の事業に挙げられた66項目の最終目標に対する現在の値を度合いとして示したものです。これらは、A（100%以上～81%）が33件、B（80%～61%）が8件、C（60%～41%）が3件、D（40%未満及び判定不能）が22件となっております。

4つの基本方針ごとの令和3年度達成状況は次の表のとおりです。

分類	基本方針	(1) 市民との協働・地域力の強化	(2) 持続可能な財政運営の確立	(3) 効率的・効果的な行政運営の確立	(4) 機能的な組織・人材づくり	(5) 適正な公共施設マネジメントの推進	(6) 情報発信・ICT社会への対応	合計
項目数		15	16	10	12	7	6	66
A（100%以上～81%）		8	11	5	4	1	4	33
B（80%～61%）		1	1	1	3	2	0	8
C（60%～41%）		1	0	0	1	1	0	3
D（40%未満） 及び判定不能		5	4	4	4	3	2	22

2 6つの基本方針ごとの取組状況

(1) 市民との協働・地域力の強化

地域課題の解決に向けて、市民やNPO等との協働事業の推進や大学との連携協定の取組みなど、市民・自治会・NPO・民間事業者・大学などの多様な主体と行政が、それぞれの知恵や力、強みを活かし、防災や環境など様々な分野で連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

また、町内会やまちづくり市民会議、地区市民委員会などの地域コミュニティへの活動支援や活動を担う人材の育成などにより、地域の特性を活かした協働によるコミュニティ活動の促進に取り組めます。

これらについては、市民の防犯意識の高揚及び自主防犯組織の育成や、企業・大学との連携の推進に努めました。

【令和3年度の主な取組項目】

No 項目	取組状況の概要
1-1-⑧ 公園里親制度の推進	<p>登録したボランティア団体等により公園の清掃・美化活動を行っていたが、市民協働での美しく住みよいまちづくりの推進及び公園の維持管理費削減を目的とする。</p> <p>平成24年度から導入した公園里親制度については、令和3年度までに15団体の登録があり、令和2年度より3団体増加した。今後についても、市ホームページ及び広報誌等でPRを実施し、積極的な制度活用を推進する。</p> <p>公園里親制度認証団体数：15団体 達成状況：A（目標値：10団体）</p>
1-2-② 市民の防犯意識の高揚及び自主防犯組織の育成	<p>安全で安心できる地域社会を実現するため、市民一人ひとりが地域の防犯に関心を持ち「地域の安全は自分たちで守る」、「地域の安全は地域で連携して守る」という意識を高め、自主防犯活動への参加によって地域のコミュニティ活動の活性化を図り、地域における犯罪抑止力を高める。</p> <p>地域の自主的な防犯活動を推進するため、町内会が行う防犯用具購入に対して、補助金を交付する。（自主防犯組織結成時にのみ1町内会50,000円を補助）</p> <p>また、幟とパトロール時に使用する防犯メッシュキャップを各町内会に配布した。</p> <p>組織構成員数：5,428人 達成状況：A（目標値5,100人）</p>
1-3-② 企業・大学との連携の推進	<p>企業・大学と行政が連携し、それぞれ持つ知的・人的・物的資源を相互活用することで、魅力あるまちづくり及び地域の活性化を図っていく。</p> <p>新たに東日本旅客鉄道株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と包括連携協定を締結し、多分野にわたる事業連携体制を確立した。</p> <p>包括連携協定締結団体数：13団体 達成状況：A（目標値10団体）</p>

(2) 持続可能な財政運営の確立

人口減少・少子高齢化の進展により、社会情勢が急速に変化する中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠です。

そのため、真に必要な市民ニーズを把握し、事業の選択と集中に努めるとともに、実効性のある財源確保の取組みを強化するなど、歳入確保と歳出削減の一体的な取組みを推進します。

また、将来世代の負担も考慮し、計画的な市債の発行や基金の活用、公共施設等の適正な維持管理などに努め、健全で安定的な財政運営を図ります。

これらについては、経常経費の適正化の推進による税配分の精査や、ふるさと土浦応援寄付事業の推進、ネーミングライツによる収入確保のほか、市税等の徴収強化に引続き取組むことにより、歳入増加や歳出抑制の取組みを図りました。

【令和3年度の主な取組項目】

No. 項目	取組状況の概要
2-1-① 経常経費の適正化の推進	<p>大規模事業の推進に伴う施設維持管理費及び公債費の増や、扶助費の増、消費税率の改正など経常経費の増加が見込まれる中で、担当課への状況を説明し、経常経費の増加を抑制する。</p> <p>前年度に引き続き、部単位での枠配分をゼロシーリングで実施した。経常経費については、必要性、緊急性を検証し、最少の経費で最大の効果となるよう精査した。</p> <p>経常経費額：15,153百万円 達成状況：A（目標値16,397百万円）</p>
2-2-① ふるさと土浦応援寄付事業の推進	<p>ふるさと納税制度において、寄附者に対し特産品等を返礼品として送ることにより、寄付件数と寄付金額を増やし、財源確保を図るとともに、地元特産品等を広くPRし、新たな販路拡大など地域の活性化を目指す。さらなる新規事業者の開拓、新たな返礼品の開発、イベント時のPRを実施することで、寄付額の増を図った。</p> <p>寄付金額の増加率：2018年度決算額の9%増 達成状況：A（目標値 2018年度決算額の10%増）</p>
2-2-⑤ 市税収納対策の推進	<p>税負担の公平性の確保及び安定した行政サービスを提供するため、各種の収納強化対策や収納機会の拡大等により、自主財源の確保を図る。</p> <p>【令和3年度市税収入状況】 収入済額 22,420,082千円（滞納繰越額 967,477千円） 収入率 95.43%（県平均97.32% 5月末現在） 県内順位 40 / 44位（5月末現在）</p> <p>収入率：95.43% 達成状況：A（目標値96.90%）</p>
2-2-⑦ ネーミングライツ事業の推進	<p>市有体育施設や市民会館を対象に、ネーミングライツ事業を推進することで歳入の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口運動公園野球場 500万円 ・川口運動公園陸上競技場 50万円（R3年度同額更新） ・市民運動広場 30万円 ・水郷プール 100万円 ・南部地区運動広場 30万円 ・新治運動公園野球場 50万円 ・土浦市民会館 300万円 <p>歳入：1,060万円 達成状況：A（目標値800万円）</p>

(3) 効率的・効果的な行政運営の確立

市民の視点に立った行政サービスの維持・向上をより一層図るため、多様化・高度化する市民ニーズや厳しい財政状況を踏まえ、必要性が低く、又は効果の少ない事業を廃止するなど、事業の選択と集中に取り組みます。

また、より良い市民サービスを提供するため、民間委託や指定管理者制度等の最適な民間活力を活用した業務の効率化を推進します。

さらに、地方分権に対応した行政経営が求められている中、市の施策を時代の変化に応じて見直し、効率的・効果的な市民サービスの向上を図ります。

これらについては、時間外勤務の適正化の推進、公立保育所の民間活力の導入等により、効率的・効果的な行政運営を図りました。

【令和3年度の主な取組項目】

No. 項目	取組状況の概要
<p>3-1-② 時間外勤務の適正化の推進</p>	<p>2018年度に策定した「時間外勤務の適正化に向けた取組方針」に基づき、全庁的な時間外勤務の適正化に取り組むことにより、長時間労働の是正及び労働生産性の向上を図る。</p> <p>【取組状況内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の上限規制の適切な運用 ・パーフェクトノー残業デー時の職場内巡回 ・事業スクラップ研修等の実施 <p>※時間外勤務に係る目標管理（全体目標の設定、課単位の目標設定）は、新型コロナウイルス感染症拡大により通常業務への影響が懸念されたことから、実施しなかった。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、花火・マラソン等のイベント事業が多数中止となった一方で、ワクチン接種などの感染症対策業務、東京オリンピック関連の事業対応のための休日出勤等が発生した。これにより、時間外勤務時間が増大しただけでなく、時間外実施部署に偏りが発生する等、例年と比べ勤務時間が流動的な状況にある。引き続き、時間外勤務の上限規制の適切な運用を図りながら勤務状況の把握に努めるとともに、職員の心身の故障を未然に防ぐため、メンタルヘルス対策を進めていく。</p> <p>時間外勤務数：132,735時間 達成状況：D（目標値：118,000時間）</p>
<p>3-2-② 公立保育所の民間活力の導入</p>	<p>多様化する教育・保育ニーズに対応するため、市立土浦幼稚園が廃園となった後、既存の園舎を改修することで、市立認定こども園土浦幼稚園（幼保連携型）を整備することとし、保育機能部分については、東崎保育所を移転させることとした。</p> <p>また、令和3年3月に策定した「公立保育所民間活力導入実施計画【後期計画】」において、今後の民間活力導入については、霞ヶ岡保育所を実施することで進め（令和7年度を予定）、他の公立保育園（神立保育所、天川保育所、荒川沖保育所）は基幹保育所として存続させることとした。</p> <p>民営化所数：5所移管 達成状況：A（目標値：6所移管）</p>

(4) 機能的な組織・人材づくり

社会経済情勢や市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応できるよう、所期の目的を達成した組織の廃止や新たな行政課題に即応した施策に対応した組織の設置など、不断の見直しを行い、市民にわかりやすく機能的な組織の構築に努めます。

また、高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用出来るよう効果的な人材育成等に取り組みます。

これらについては、職場内研修（OJT）の確立による人材育成の推進など、効率的・効果的な行政運営を達成できるよう、各種の取組みを進めました。

【令和3年度の主な取組項目】

No. 項目	取組状況の概要
<p>4-1-② 定員管理の適正化の推進</p>	<p>2016年度に策定した「第2次土浦市定員適正化計画」に基づき、事業のスクラップ、業務の効率化等を進める一方で、新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するための職員数の適正化に努める。</p> <p>第2次土浦市定員適正化計画における令和3年度の目標値は1,012人であったが、近年の新型コロナウイルス感染対策等による事務量の増大、若年層や中堅層の減員による職員負担の増を鑑み、一定程度の増員を見込んで採用を実施した結果、目標値+4人の1,016人となった。</p> <p>総職員数：1,016人 達成状況：B（目標値1,012人）</p>
<p>4-2-① 外郭団体の見直しの推進</p>	<p>市と密接な関連を有する外郭団体について、団体の設立趣旨や現在の社会情勢から求められる団体の役割を再確認し、今後の事業展開と適切な組織について、見直しを行う。</p> <p>市の適切な関与のもと、市民ニーズに的確に対応し、人材育成や組織の活性化を図る。</p> <p>外郭団体の1つである当課所管の土浦市土地開発公社であるが、令和2年度に解散となった。他の団体については、所管課と検討をしていく予定である。</p> <p>団体数：5団体 達成状況：A（目標値5団体）</p>
<p>4-3-① 職場内研修（OJT）の確立による人材育成の推進</p>	<p>職場内研修（OJT）は、業務に直結した実践的な教育を、個々の職員に対して継続的に指導することができる最も効果的かつ重要な人材育成の手法であることから、全庁的なOJTの推進体制の確立を図る。</p> <p>チューター研修及び主任級職員1部研修、新任課長研修において、OJT推進マニュアルを使用した研修を実施した。</p> <p>また、目標管理面談や育成面談の効果的な方法について人事評価研修の中で取り上げた。そして、職場内でのOJTの確認をする機会となるよう、定期的な面談の場を設け、所属内でOJTがより一層機能するように取り組んだ。</p> <p>なお、人材育成基本方針の見直しに伴いOJTのあり方を見直していることから、事業目標等についても再検討を要するため、職員アンケートは行わなかった。</p> <p>職員アンケート回答率：— 達成状況：A（目標値50%）</p>

(5) 適正な公共施設マネジメントの推進

市民が安心して安全に公共施設等を利用できるよう、適正な日常の維持管理や計画的な保全による長寿命化を図るとともに、施設の統合や複合化などに取り組むことにより、適正な公共施設マネジメントを推進します。

また、公共施設やインフラ施設が市民全体の貴重な財産であることを踏まえ、全市的な視点に立ち、将来の健全財政や維持管理経費等も十分配慮した有効活用を図ります。

これらについて、橋梁長寿命化修繕事業の推進等を実施し、所管課において各施設やインフラの個別計画等が計画されており、計画的な管理・運営が推進されています。

【令和3年度の主な取組項目】

No. 項目	取組状況の概要
5-1-② 橋梁長寿命化修繕事業の推進	<p>市内の道路・河川・鉄道に架かる橋梁のうち、市が管理する橋梁は240橋あるが、近年は多数の橋梁が一斉に老朽化の時期を迎えていることから、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕・更新等を推進する。</p> <p>これにより、今後想定される膨大な修繕・更新費用の縮減や予算の平準化を図るとともに、施設を健全な状態で維持し、道路利用者の安心・安全を確保する。</p> <p>常磐線3号橋（二番橋）架替工事及び国道六号7号橋（殿里跨道橋）修繕工事を実施した。</p> <p>修繕等を実施した橋数（累計）：22橋 達成状況：B（目標値30橋）</p>
5-2-② 公有地の有効活用の推進	<p>統廃合などによって発生した公共施設の跡地については、有効活用することで行政需要への対応を図る。</p> <p>また、不用と判断されたもの、低・未利用のものについては、維持管理経費の節減や財源確保の上からも、個々の財産について精査を行い、積極的な売却処分や貸付等を図る。</p> <p>担当課において用途廃止となり行政財産から普通財産に所管替えされた市有財産を売却することにより、財源の確保に努めた。</p> <p>件数：3件（土地） 延べ面積：902.91㎡ 売払い金額：1,782,995円</p> <p>売払い件数：3件（27%） 達成状況：D（目標値55件）</p>

(6) 情報発信・ICT社会への対応

市民等と行政が情報を共有するため多様な情報提供手段を活用し、市政情報や暮らしに関する情報を積極的に発信するとともに、市の知名度とイメージの向上を図るため、シティプロモーションを推進します。

また、ICTを積極的に活用し、マイナンバー制度の適正な運用やマイナンバーカードの活用などにより、市民生活の利便性の向上や業務の効率化によるコストの削減や人口減少時代に対応した事務処理の効率化と市民サービスの確保を図る必要があり、限られた人材と財源を有効活用するため、AIやRPA等を検討し、現行のサービス水準を維持向上する取組を推進します。

これらについて、災害情報発信力の強化推進等により市民を情報弱者にならないように市から可能な手段で的確な情報発信に努め、市民サービス向上や業務の効率化を図ります。

【令和3年度の主な取組項目】

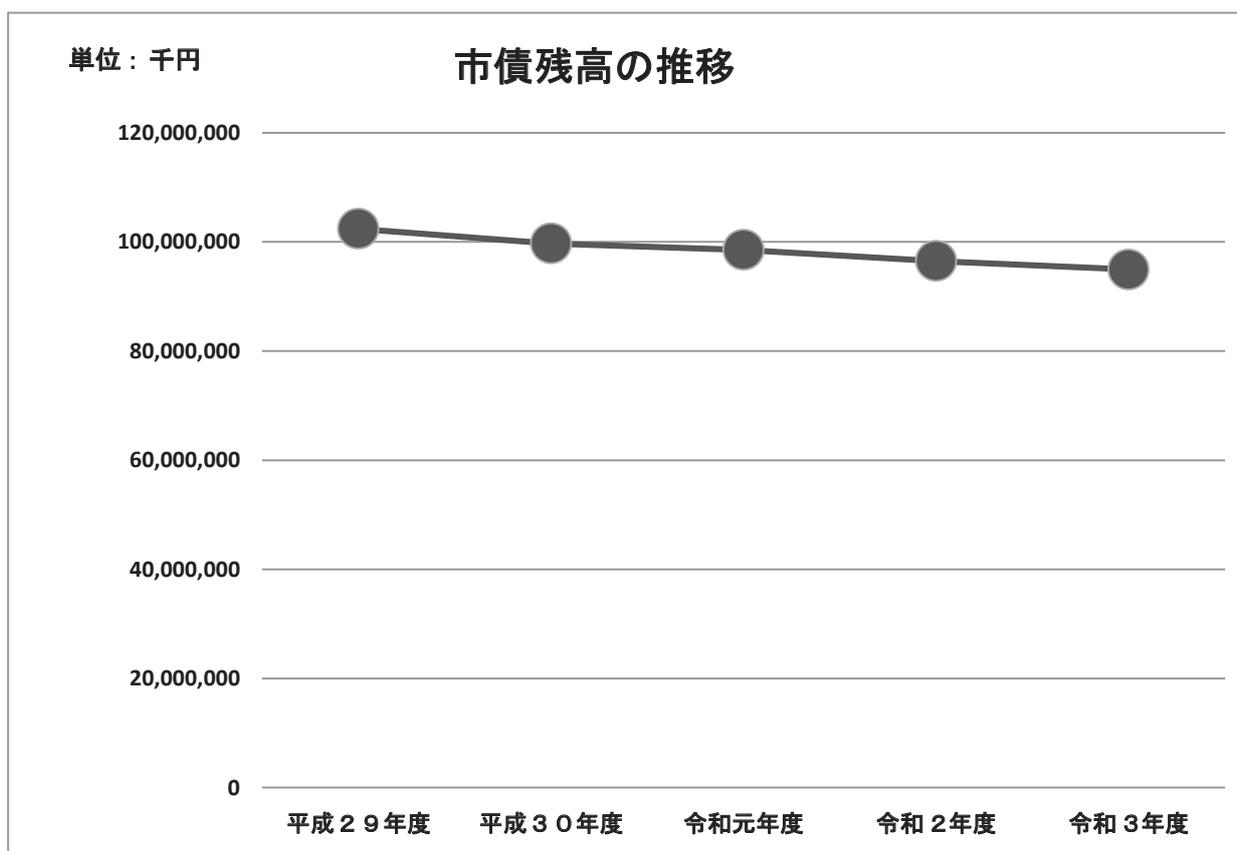
No. 項目	取組状況の概要
6-1-② 災害情報発信力の強化推進	<p>防災行政無線、HP、安心・安全情報メール等の情報伝達手段の充実と多重化を図り、迅速かつ的確な情報発信に努める。</p> <p>出前講座や広報紙等を通して、災害情報の受信方法について、市民への周知を行った。</p> <p>メール登録者数：6,369名 達成状況：A（目標値7,500名）</p>
6-2-② 情報システムの共同利用の推進	<p>情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、セキュリティレベルの高い外部のデータセンターにおいて、複数の自治体が共同で管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組</p> <p>複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を推進し、システムの稼働率の向上と保守業務等の効率的運用を図る取組「いばらき情報システム共同化推進協議会」8市町村で令和元年度に締結した協定に基づき、令和2年4月から共同利用を開始した。</p> <p>令和2年8月に本市を会場として協議会の定例会を開催し、要綱改正、事業継続計画、国保標準システム等について協議した。</p> <p>経費削減率：5% 達成状況：A（目標値5%）</p>

3 土浦市の現況（参考）

(1) 市債残高の状況

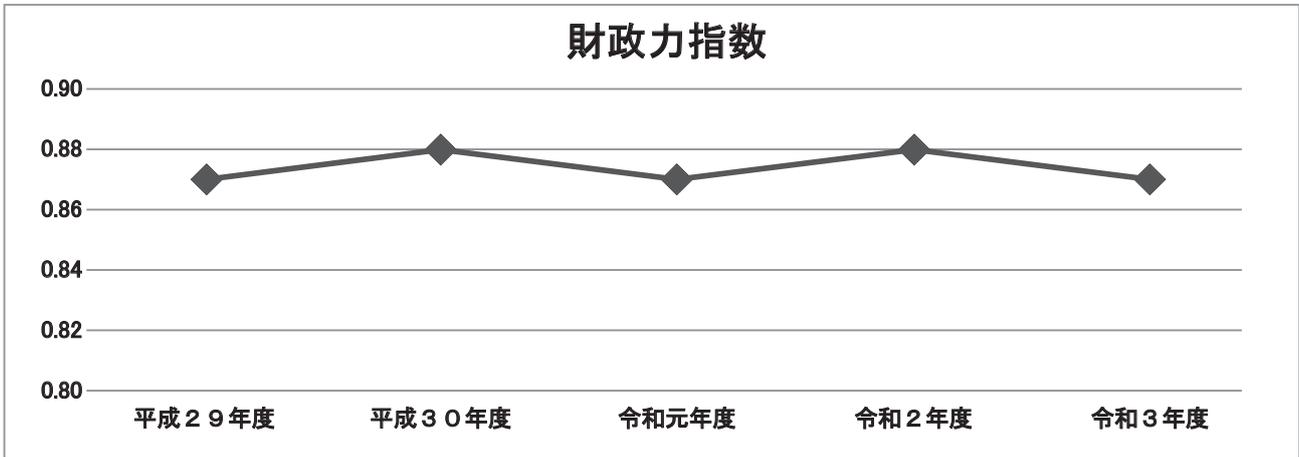
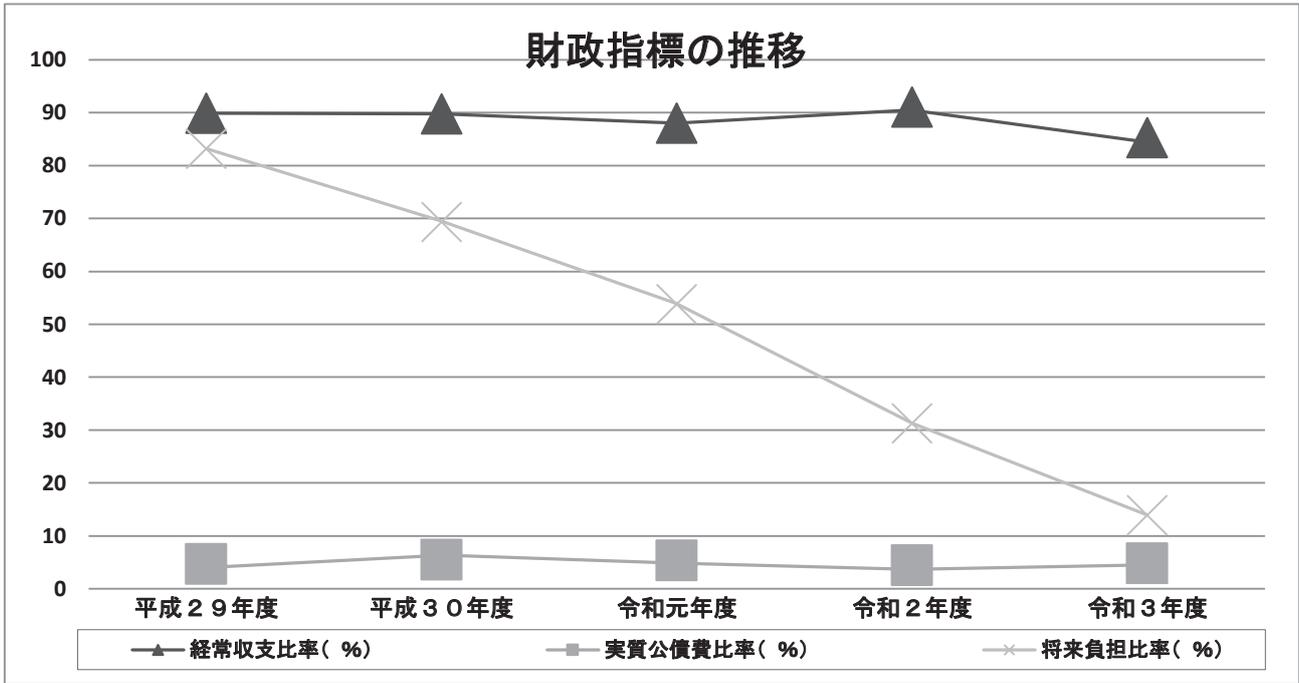
(単位：千円)

決算年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	72,384,093	71,480,697	71,561,246	70,537,297	67,809,107
特別会計	24,492,225	22,635,002	21,429,353	2,261,058	1,908,380
企業会計	5,543,723	5,587,207	5,564,408	23,710,315	22,628,607
合計	102,420,041	99,702,906	98,555,007	96,508,670	92,346,094



(2) 財政指標の状況

決算年度 指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①財政力指数	0.87	0.88	0.87	0.88	0.87
②経常収支比率(%)	89.9	89.8	88.4	90.4	86.6
③実質公債費比率(%)	4.3	6.1	4.8	4.1	4.4
④将来負担比率(%)	83.3	69.6	53.1	31.0	14.8



※用語解説

①財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、過去3ヶ年の平均値です。数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。(財政力指数=基準財政収入額/基準財政需要額)

②経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度経常的に支出される経常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。

この数値が高まると財政構造が弾力性を失いつつあると考えられます。

③実質公債費比率

地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、従来の起債制限比率に、一定の見直しを行った新たな指標です。一部事務組合の公債費への負担金や公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等を加え公債費相当部分を幅広くとらえています。

この数値が18%以上となる団体については、地方債協議制度においても、地方債の発行には許可が必要となります。さらに25%を超えると起債の一部が制限されます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

350%以上で早期健全化団体となります。

6 ICT施策の推進

(1) ICT（情報通信技術）施策の状況

ICTについては、平成14年度に住民基本台帳ネットワーク、平成15年度には総合行政ネットワーク（LGWAN）とそれぞれ接続し、国・県と一体化した行政サービスの提供が可能になりました。

平成27年度に市庁舎が移転したことに伴い、無線LANの導入及び耐障害性の高い庁内ネットワークを構築しました。

平成28年度に新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化のため、いばらき情報セキュリティクラウドに参加し、庁内ネットワークをインターネットから分離しました。

平成29年度に社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づく情報を開始しました。

令和元年度に、基幹業務におけるコスト削減、職員の利便性、業務効率化及び情報セキュリティの向上を図るため、県内8市町村で協定を締結し、翌年度から自治体クラウドの運用を開始しました。

令和2年度に、感染症等の流行時においても業務継続性を確保するため、市職員のテレワークシステムを導入しました。

令和3年度に、紙の削減と業務効率の向上を図るためペーパーレス会議システムを導入しました。また、セキュリティを担保し円滑な情報共有を図るため、自治体専用チャットツールを導入しました。

令和4年度に、オンライン申請を推進するため、電子申請ツールを導入しました。

今後も、さらなる利便性・安全性の向上につながるICT施策を展開してまいります。

令和5年度には、地図情報を速やかに取得するため、Web住宅地図を、事務の効率化のためAIによる会議録自動生成システム及び生成AIを導入しました。

(2) ICT施策の内容

運用年度	主なICT施策内容
平成14年度	統合型地理情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム 携帯電話に対応したホームページの構築
平成15年度	例規データベースシステム、総合行政ネットワーク（LGWAN）接続
平成16年度	公的個人認証システム、電子申請・届出システム、戸籍電子情報システム
平成17年度	市議会会議録検索システム、市主要公共施設間の光ケーブル接続
平成18年度	電子入札システム
平成19年度	図書館ホームページの蔵書予約システム、簡単申請・受付システム
平成20年度	庁内LANのLGWAN接続
平成21年度	市ホームページリニューアル
平成22年度	市税・保育料のコンビニ納付、証明書自動交付機
平成23年度	一部郵便局における、各種証明書の申請・交付
平成24年度	市議会本会議のインターネットによる録画中継
平成25年度	土浦市公共施設予約システム（文化施設・生涯学習施設の仮予約）
平成27年度	土浦市公共施設予約システム（スポーツ施設の仮予約）、新庁舎・新消防庁舎のネットワーク整備
平成28年度	いばらき情報セキュリティクラウドへ参加
平成29年度	新図書館のネットワーク整備、マイナンバー情報連携開始
令和元年度	基幹業務システム等の共同利用及び運用に関する協定を締結
令和2年度	自治体クラウドの運用開始、テレワークシステム導入
令和3年度	ペーパーレス会議システム導入、自治体専用チャットツール導入
令和4年度	電子申請ツール導入
令和5年度	Web住宅地図、AI会議録自動生成ルール、生成AI導入

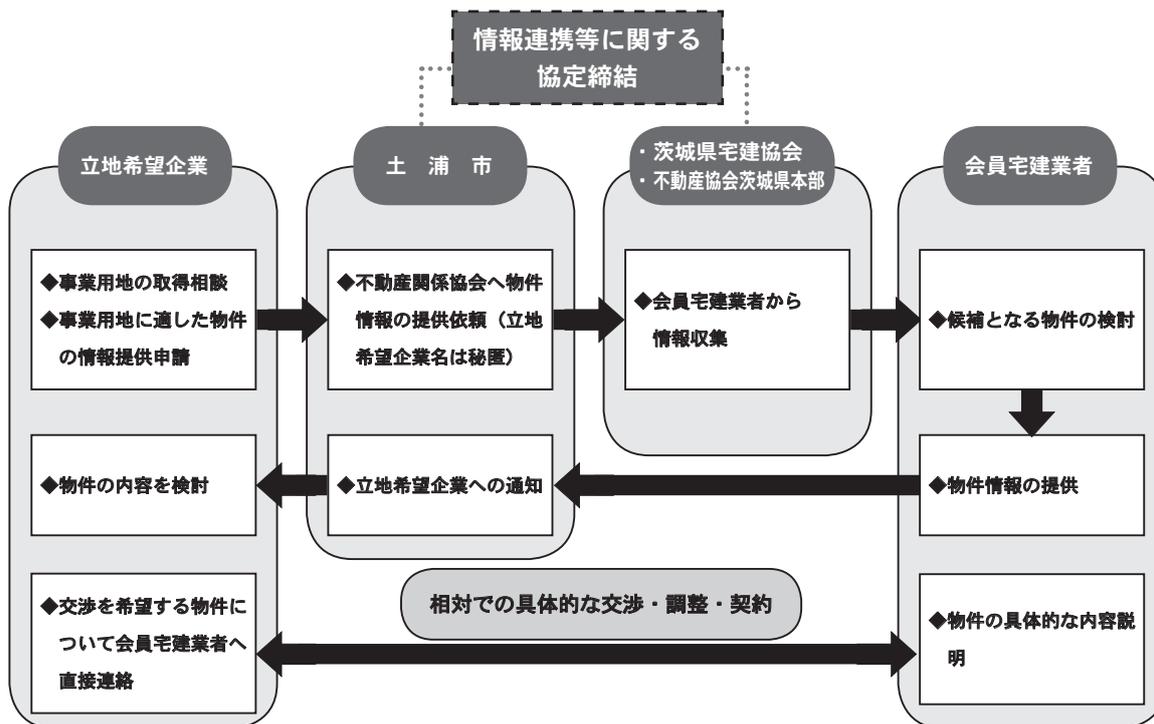
7 企業誘致

(1) 概 要

雇用機会の創出や産業振興による本市の持続可能な発展を目指し、戦略的な企業誘致を推進します。

(2) 事業内容

ア 不動産関係協会と協定を締結し、協会の協力の下、市内で事業用の不動産を探す企業等の事業者が必要とする民有地の情報を提供するなど、新たな企業誘致体制により効果的に対応を進めます。



イ 企業誘致の総合的な窓口として、公共施設の跡地や民間の遊休土地等の不動産情報と共に、国や県、本市の補助金等取りまとめることで、市内外へ本市の企業立地の優位性を積極的にPRします。

8 公共施設マネジメント

(1) 概要

高度経済成長期に集中的に整備した公共施設が老朽化し、今後一斉に更新時期を迎えることから、「土浦市公共施設等総合管理計画」で掲げる公共施設管理の方針に基づき、施設の適正配置、サービス向上及び安全性の確保を図ります。

(2) 事業内容

ア 公共施設等再編・再配置計画の策定

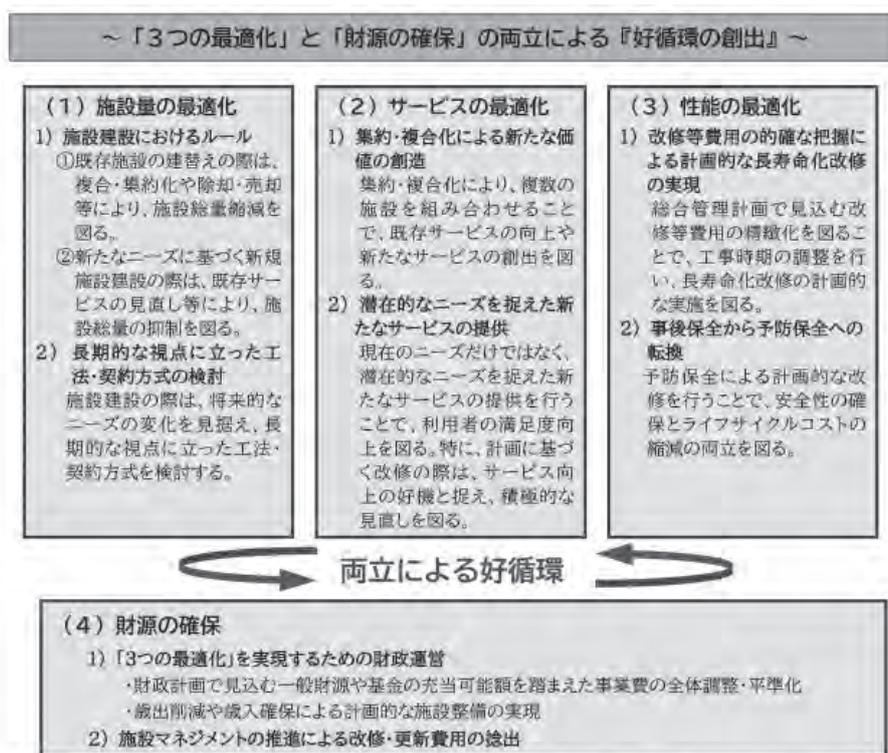
土浦市公共施設等総合管理計画で掲げる公共施設管理の方針を推進するための実行計画として、令和4年度に土浦市公共施設等再編・再配置計画を策定し、早急に検討が必要な10施設の配置方針の策定のほか、計画期間における基本方針やスケジュールを定めました。

- ・計画期間：令和5年度～令和24年度
- ・対象施設：「公共施設」に分類される188施設（インフラ施設を除く）

イ 公共施設の配置方針の策定

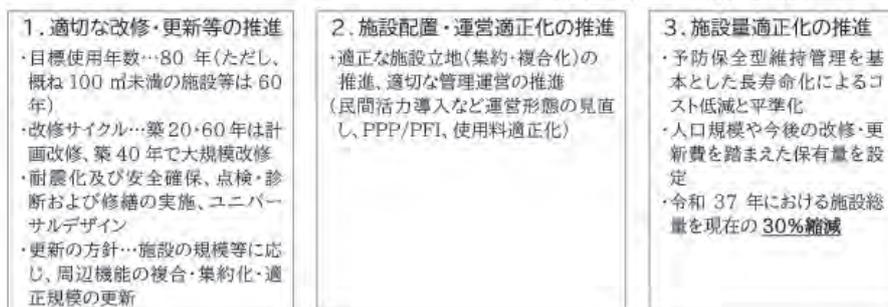
令和4年度に配置方針を策定した施設を除く178施設について、令和5年度から令和7年度にかけて、施設評価や類型別・地区別方向性の検討を行った上で配置方針を策定の上、「土浦市公共施設等再編・再配置計画」を改訂します。

○再編・再配置計画の基本方針



○総合管理計画の基本方針

総合管理計画の基本方針を実現するため、本計画における基本方針を策定



財 政



真鍋小学校の桜

1	令和5年度予算	73
2	令和4年度決算	78
3	市税の状況	82
4	市債	88
5	財政指標	89
6	土浦市の現況	90

1 令和5年度予算

(1) 予算総括表

(単位：千円・%)

会 計 別		令和5年度		令和4年度		比 較	
		予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	伸 率
一 般 会 計		55,280,000	57.0	52,650,000	56.0	2,630,000	5.0
特 別 会 計	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	361,281	0.4	574,616	0.6	△ 213,335	△ 37.1
	駐 車 場 事 業	57,955	0.1	129,804	0.1	△ 71,849	△ 55.4
	国 民 健 康 保 険	14,288,341	14.7	14,215,732	15.1	72,609	0.5
	後 期 高 齢 者 医 療	2,294,162	2.4	2,208,668	2.3	85,494	3.9
	介 護 保 険	12,376,114	12.8	12,404,772	13.2	△ 28,658	△ 0.2
	農 業 集 落 排 水 事 業	134,736	0.1	113,214	0.1	21,522	19.0
企 業 会 計	水 道 事 業	4,645,865	4.8	4,578,566	4.9	67,299	1.5
	下 水 道 事 業	7,491,546	7.7	7,224,628	7.7	266,918	3.7
	小 計	41,650,000	43.0	41,450,000	44.0	200,000	0.5
合 計		96,930,000	100.0	94,100,000	100.0	2,830,000	3.0

(2) 令和5年度主要事業

(単位：千円)

【総務費】		地域公共交通確保維持改善事業	91,515
水郷筑波サイクリング環境整備事業	31,455	都市計画マスタープラン策定(見直し)事業/ 立地適正化計画策定(見直し)事業	13,175
TX 延伸事業	3,300	スマートインターチェンジ整備事業	7,040
公共施設等再編・再配置推進事業	5,171	歴史的風致維持向上計画推進事業	3,904
RPA 導入事業	4,898	神立駅西口地区土地区画整理事業	211,146
地域公民館整備事業	27,200	インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業	89,463
女性のための寄り添い支援事業	7,674	田村沖宿線延伸道路整備事業	232,550
防災意識普及啓発事業	2,154	荒川沖木田余線(Ⅱ期)整備事業	424,964
ふるさと土浦応援寄附事業	406,997	木田余神立線街路事業(Ⅱ期)	479,736
【民生費】		都市公園等長寿命化事業	49,302
重層の支援体制整備事業	399,281	中心市街地活性化基本計画管理運営事業	9,109
手話普及事業	2,592	まちなか定住促進支援事業	19,276
高齢者補聴器購入費助成事業	2,000	中心市街地まちなか再生事業	18,855
子ども・子育て支援事業計画策定事業	4,877	住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画 見直し事業	5,830
産前・産後家事ヘルパー派遣事業	831	【消防費】	
出産・子育て応援事業	92,989	救助資器材整備事業	2,073
マタニティタクシー利用料金助成事業	2,070	救急資器材整備事業	1,100
公立保育所民間活力導入事業	21	常備消防車両更新事業	118,769
認定こども園土浦幼稚園整備事業	398,646	【教育費】	
【衛生費】		部活動改革推進事業	13,817
各種予防接種事業(子宮頸がん予防接種)	60,547	上大津地区統合小学校整備事業	102,369
若年がん患者等の在宅療養支援助成事業	756	小学校/中学校長寿命化改良事業	100,692
清掃センター維持管理事業	5,390	家庭教育支援事業	1,293
最終処分場維持管理事業	49,317	コミュニティ・スクール導入事業	3,588
最終処分場埋立地基幹整備事業	33,534	文化財整備・活用事業	6,000
【農林水産業費】		特別展・企画展事業	1,497
土浦ブランドアッププロジェクト推進事業	1,249	博物館大規模改修事業	364,188
日本一のれんこん産地推進事業	5,320	重要資料公開推進事業	5,109
畑地帯総合整備事業(虫掛地区)	3,000	川口運動公園整備事業	301,700
かんがい排水事業(木田余地区)	7,200	小学校口腔衛生推進事業	486
【商工費】		【特別会計・企業会計】	
土浦全国花火競技大会開催事業	85,000	出産育児一時金支給事業	54,023
【土木費】		認知症施策推進事業	11,883
橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業	648,362	配水管施設整備事業/老朽管更新事業	571,000
道路新設改良事業	400,000	公共下水道(汚水)整備事業	251,600
都市下水路整備事業/小規模排水路整備事業	69,000	公共下水道雨水排水路整備事業	628,419

(3) 一般会計歳入予算

(単位：千円・%)

款 別	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比 較	
			増減額	伸 率
1 市 税	22,889,780	22,593,055	296,725	1.3
2 地 方 譲 与 税	486,520	496,425	△ 9,905	△ 2.0
3 利 子 割 交 付 金	18,509	24,369	△ 5,860	△ 24.0
4 配 当 割 交 付 金	140,136	80,628	59,508	73.8
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	93,528	144,257	△ 50,729	△ 35.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	484,406	411,770	72,636	17.6
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,813,028	3,452,995	360,033	10.4
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6,556	6,411	145	2.3
9 環 境 性 能 割 交 付 金	42,554	41,509	1,045	2.5
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	11,888	11,866	22	0.2
11 地 方 特 例 交 付 金	145,008	139,570	5,438	3.9
12 地 方 交 付 税	4,521,575	4,010,745	510,830	12.7
13 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	20,698	23,538	△ 2,840	△ 12.1
14 分 担 金 及 び 負 担 金	390,416	363,868	26,548	7.3
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,299,207	1,339,394	△ 40,187	△ 3.0
16 国 庫 支 出 金	9,284,059	9,174,399	109,660	1.2
17 県 支 出 金	4,125,765	4,144,983	△ 19,218	△ 0.5
18 財 産 収 入	92,520	87,861	4,659	5.3
19 寄 附 金	700,502	700,002	500	0.1
20 繰 入 金	1,912,902	1,336,190	576,712	43.2
21 繰 越 金	300,000	1	299,999	29,999,900
22 諸 収 入	1,097,203	1,059,204	37,999	3.6
23 市 債	3,403,240	3,006,960	396,280	13.2
歳 入 合 計	55,280,000	52,650,000	2,630,000	5.0

(4) 一般会計歳出予算

(単位：千円・%)

款別	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	
			増減額	伸率
1 議会費	331,697	333,972	△ 2,275	△ 0.7
2 総務費	5,074,905	5,109,009	△ 34,104	△ 0.7
3 民生費	22,808,747	22,030,531	778,216	3.5
4 衛生費	3,948,025	4,209,521	△ 261,496	△ 6.2
5 農林水産業費	586,832	648,163	△ 61,331	△ 9.5
6 商工費	1,111,182	1,056,387	54,795	5.2
7 土木費	6,909,645	6,027,877	881,768	14.6
8 消防費	1,950,398	1,881,037	69,361	3.7
9 教育費	5,773,334	5,129,669	643,665	12.5
10 公債費	6,715,221	6,153,807	561,414	9.1
11 災害復旧費	14	27	△ 13	△ 48.1
12 予備費	70,000	70,000	-	-
歳出合計	55,280,000	52,650,000	2,630,000	5.0

(5) 一般会計歳出予算性質別内訳

(単位：千円・%)

性質別	款別	令和4年度											構成比				
		1.議会費	2.総務費	3.民生費	4.衛生費	5.農林水産業費	6.商工費	7.土木費	8.消防費	9.教育費	10.公債費	11.災害復旧費		12.予備費	合計		
義務的経費	人件費	290,505	2,725,249	1,663,732	564,512	212,812	168,337	691,436	1,620,797	1,106,503	-	-	-	9,043,883	16.4	8,733,242	16.6
	扶助費	-	-	14,016,079	11,118	-	-	-	-	120,486	-	-	-	14,147,683	25.6	13,645,420	25.9
	公債費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,715,221	-	-	6,715,221	12.2	6,153,807	11.7
	小計	290,505	2,725,249	15,679,811	575,630	212,812	168,337	691,436	1,620,797	1,226,989	6,715,221	-	-	29,906,787	54.2	28,532,469	54.2
物件費	物件費	28,782	1,720,053	1,216,263	2,866,587	39,130	147,483	655,125	118,621	3,151,306	-	-	-	9,943,650	18.0	9,347,129	17.8
	維持補修費	-	5,500	14,472	17,587	8,060	2,012	708,815	7,000	65,366	-	-	-	828,812	1.5	750,922	1.4
	補助費等	8,908	579,738	647,553	378,068	167,494	626,373	530,936	80,411	243,882	-	8	-	3,263,371	5.9	3,327,195	6.3
	貸付金	-	-	1	-	14,588	91,000	-	-	-	-	-	-	105,589	0.2	104,590	0.2
	投資及び出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	積立金	-	4	3	-	2,264	-	-	2	8,821	-	-	-	11,094	-	308,246	0.6
	繰出金	-	1	4,840,784	-	71,137	-	1,477,689	-	98,376	-	-	-	6,487,987	11.7	6,677,601	12.7
	小計	37,690	2,305,296	6,719,076	3,262,242	302,673	866,868	3,372,567	206,332	3,567,751	-	8	-	20,640,503	37.3	20,515,683	39.0
投資的経費	普通建設事業費	3,502	44,360	409,860	110,153	71,347	75,977	2,845,642	123,269	978,594	-	-	-	4,662,704	8.4	3,531,833	6.7
	(1)補助事業	-	-	408,434	13,396	-	-	1,107,224	-	300,000	-	-	-	1,829,054	3.3	1,356,059	2.6
	(2)単独事業	3,502	44,360	1,426	96,757	71,347	75,977	1,738,418	123,269	678,594	-	-	-	2,833,650	5.1	2,175,774	4.1
	災害復旧費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	15	-
	小計	3,502	44,360	409,860	110,153	71,347	75,977	2,845,642	123,269	978,594	-	6	-	4,662,710	8.4	3,531,848	6.7
予備費	予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70,000	70,000	0.1	70,000	0.1
合計	合計	331,697	5,074,905	22,808,747	3,948,025	586,832	1,111,182	6,909,645	1,950,398	5,773,334	6,715,221	14	-	55,280,000	100.0	52,650,000	100.0
構成比	構成比	0.6	9.2	41.3	7.1	1.1	2.0	12.5	3.5	10.4	12.2	-	0.1	100.0			

2 令和4年度決算

(1) 一般会計歳入決算の推移

(単位：千円・%)

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
自 主 財 源	市 税	22,684,413 (43.0)	23,565,877 (43.4)	22,956,225 (32.7)	22,420,081 (36.8)	23,299,118 (38.1)
	分担金及び負担金	741,272 (1.4)	520,818 (1.0)	289,250 (0.4)	298,407 (0.5)	318,118 (0.5)
	使用料及び手数料	1,521,227 (2.9)	1,457,417 (2.7)	1,378,882 (2.0)	1,333,624 (2.2)	1,367,991 (2.2)
	財 産 収 入	442,635 (0.8)	111,561 (0.2)	86,329 (0.1)	154,386 (0.2)	51,195 (0.1)
	寄 附 金	125,439 (0.3)	434,649 (0.9)	613,346 (0.9)	660,112 (1.1)	546,749 (0.9)
	繰 入 金	686,594 (1.3)	352,388 (0.6)	672,927 (1.0)	416,801 (0.7)	1,495,258 (2.4)
	繰 越 金	1,459,549 (2.8)	1,896,656 (3.5)	2,065,481 (3.0)	1,809,894 (3.0)	3,706,435 (6.1)
	諸 収 入	1,162,205 (2.2)	1,435,468 (2.6)	1,184,324 (1.7)	1,085,728 (1.8)	1,138,971 (1.9)
	公社貸付金収入を除く	1,162,205	1,435,468	1,184,324	1,085,728	1,138,971
	計	28,823,334 (54.7)	29,774,834 (54.9)	29,246,764 (41.8)	28,179,033 (46.3)	31,923,835 (52.2)
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	480,760 (0.9)	483,194 (0.9)	486,821 (0.7)	501,560 (0.8)	498,283 (0.8)
	利子割交付金	31,872 (0.1)	15,227 (-)	15,769 (-)	12,474 (-)	7,042 (-)
	配当割交付金	72,736 (0.1)	84,529 (0.2)	75,562 (0.1)	119,151 (0.2)	102,444 (0.2)
	株式等譲渡所得割交付金	62,660 (0.1)	51,188 (0.1)	105,229 (0.1)	142,041 (0.2)	81,200 (0.1)
	法人事業税交付金	- (-)	- (-)	228,152 (0.3)	480,402 (0.8)	482,531 (0.8)
	地方消費税交付金	2,769,406 (5.2)	2,677,706 (4.9)	3,218,387 (4.6)	3,508,865 (5.8)	3,699,997 (6.1)
	ゴルフ場利用税交付金	6,229 (-)	7,108 (-)	6,412 (-)	6,557 (-)	5,822 (-)
	自動車取得税交付金	132,657 (0.3)	69,245 (0.1)	- (-)	- (-)	- (-)
	環境性能割交付金	- (-)	21,281 (-)	35,081 (-)	43,124 (0.1)	48,126 (0.1)
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,085 (-)	12,248 (-)	11,819 (-)	11,866 (-)	11,888 (-)
	地方特例交付金	87,697 (0.2)	252,774 (0.5)	135,933 (0.2)	372,685 (0.6)	140,041 (0.2)
	地 方 交 付 税	3,960,280 (7.5)	3,785,256 (7.0)	4,390,078 (6.3)	4,930,521 (8.1)	5,079,660 (8.3)
	交通安全対策特別交付金	24,357 (-)	22,322 (-)	23,329 (-)	22,009 (-)	19,296 (-)
	国 庫 支 出 金	7,949,478 (15.1)	7,651,841 (14.1)	23,743,106 (33.8)	14,674,854 (24.1)	12,458,909 (20.4)
	県 支 出 金	3,339,419 (6.3)	3,559,563 (6.6)	3,796,056 (5.4)	3,957,843 (6.5)	3,980,112 (6.5)
	諸 収 入	2,294 (-)	20,420 (-)	1,754 (-)	1,871 (-)	1,873 (-)
	市 債	5,030,159 (9.5)	5,814,318 (10.7)	4,692,523 (6.7)	3,966,540 (6.5)	2,655,760 (4.3)
	借換債分を除く	4,563,819	5,311,514	4,287,143	3,685,700	2,571,500
	計	23,963,089 (45.3)	24,528,220 (45.1)	40,966,011 (58.2)	32,752,363 (53.7)	29,272,984 (47.8)
歳 入 合 計	52,786,423 (100.0)	54,303,054 (100.0)	70,212,775 (100.0)	60,931,396 (100.0)	61,196,819 (100.0)	
借換債 公社貸付金収入を除く	52,320,083	53,800,250	69,807,395	60,650,556	61,112,559	

※()内は構成比

※財源区分別のため、分担金及び負担金・使用料及び手数料・財産収入・諸収入は決算書の数値を調整している。

(2) 一般会計歳出決算の推移

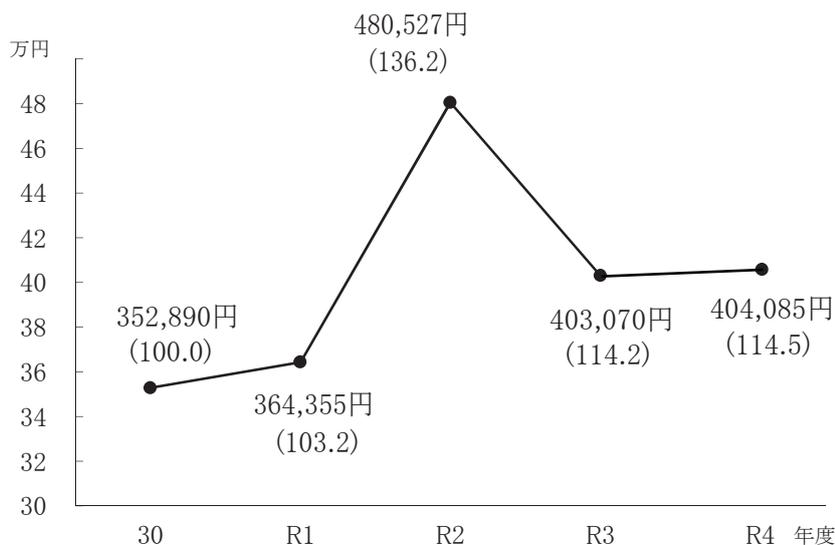
(単位：千円・%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
議 会 費	357,349 (0.7)	326,338 (0.6)	316,504 (0.5)	316,764 (0.6)	313,020 (0.5)
総 務 費	4,545,080 (8.9)	5,923,711 (11.3)	5,986,918 (8.7)	5,907,725 (10.3)	6,608,565 (11.5)
民 生 費	18,683,781 (36.7)	20,137,487 (38.6)	34,718,193 (50.8)	24,347,879 (42.5)	23,329,179 (40.8)
衛 生 費	5,540,434 (10.9)	3,434,223 (6.6)	5,664,439 (8.3)	4,576,913 (8.0)	4,337,062 (7.6)
農 林 水 産 業 費	518,380 (1.0)	573,212 (1.1)	494,801 (0.7)	513,798 (0.9)	612,707 (1.1)
商 工 費	765,732 (1.5)	784,974 (1.5)	1,230,129 (1.8)	1,588,361 (2.8)	1,500,908 (2.6)
土 木 費	7,118,091 (14.0)	5,437,692 (10.4)	4,943,836 (7.2)	5,464,652 (9.5)	5,842,115 (10.2)
消 防 費	1,827,425 (3.6)	1,767,859 (3.4)	1,754,725 (2.6)	1,882,872 (3.3)	1,869,289 (3.3)
教 育 費	4,700,325 (9.3)	7,765,375 (14.9)	7,324,287 (10.7)	5,715,069 (10.0)	6,879,006 (12.0)
公 債 費	6,773,999 (13.3)	6,024,359 (11.5)	5,967,357 (8.7)	6,907,781 (12.1)	5,934,899 (10.4)
借換債分を除く	6,307,659	5,521,555	5,561,977	6,626,941	5,850,639
諸 支 出 金	-	-	-	-	-
公社貸付を除く	-	-	-	-	-
災 害 復 旧 費	59,171 (0.1)	62,343 (0.1)	1,692 (-)	3,148 (-)	23 (-)
歳 出 合 計	50,889,767 (100.0)	52,237,573 (100.0)	68,402,881 (100.0)	57,224,962 (100.0)	57,226,773 (100.0)
借換債・公社貸付を除く	50,423,427	51,734,769	67,997,501	56,944,122	57,142,513

※()内は構成比

財
政

(3) 市民1人当たり一般会計歳出額の推移



(人口)

30年 10月1日	142,887人
R1年 "	141,990人
R2年 "	141,506人
R3年 "	141,276人
R4年 "	141,412人

人口は各年度10月1日現在の
住民基本台帳人口による。

※指数は平成30年度を100として算出している。
※借換債分・公社貸付分を除く。

(4) 一般会計歳出決算性質別内訳の推移

(単位：千円・%)

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
義 務 的 経 費	人 件 費	8,467,948 (16.6)	8,403,278 (16.1)	8,302,893 (12.1)	8,447,752 (14.7)	8,513,584 (14.9)
	扶 助 費	11,469,728 (22.5)	12,342,547 (23.6)	12,829,282 (18.8)	16,301,017 (28.5)	14,745,517 (25.7)
	公 債 費	6,773,987 (13.3)	6,024,349 (11.5)	5,967,351 (8.7)	6,907,781 (12.1)	5,934,899 (10.4)
	借換債分を除く	6,307,647	5,521,545	5,561,971	6,626,941	5,850,639
	小 計	26,711,663 (52.4)	26,770,174 (51.2)	27,099,526 (39.6)	31,656,550 (55.3)	29,194,000 (51.0)
物 件 費 補 助 的 経 費	物 件 費	7,370,574 (14.5)	7,474,995 (14.3)	7,785,843 (11.4)	8,936,845 (15.6)	9,133,134 (16.0)
	維 持 補 修 費	760,245 (1.5)	677,407 (1.3)	695,994 (1.0)	717,024 (1.3)	449,468 (0.8)
	補 助 費 等	2,869,161 (5.6)	3,191,797 (6.1)	19,092,396 (27.9)	5,193,446 (9.1)	5,634,657 (9.8)
	貸 付 金	85,100 (0.2)	77,000 (0.1)	79,000 (0.1)	85,000 (0.1)	90,000 (0.2)
	公社貸付を除く	85,100	77,000	79,000	85,000	90,000
	投 資 及 び 出 資 金	4,200 (-)	- (-)	300 (-)	2,200 (-)	- (-)
	積 立 金	432,490 (0.9)	1,518,986 (2.9)	1,684,382 (2.5)	1,685,695 (2.9)	3,083,963 (5.4)
	繰 出 金	6,521,623 (12.8)	6,539,208 (12.5)	5,219,260 (7.6)	5,254,604 (9.2)	5,036,995 (8.8)
小 計	18,043,393 (35.5)	19,479,393 (37.2)	34,557,175 (50.5)	21,874,814 (38.2)	23,428,217 (41.0)	
投 資 的 経 費	普通建設事業費	6,079,924 (12.0)	5,939,574 (11.5)	6,746,129 (9.9)	3,690,450 (6.5)	4,604,533 (8.0)
	補 助	3,625,660 (7.1)	1,500,972 (3.0)	2,995,737 (4.4)	1,874,446 (3.3)	2,367,652 (4.1)
	単 独	2,454,264 (4.9)	4,438,602 (8.5)	3,750,392 (5.5)	1,816,004 (3.2)	2,236,881 (3.9)
	災 害 復 旧 費	54,787 (0.1)	48,432 (0.1)	51 (-)	3,148 (-)	23 (-)
	小 計	6,134,711 (12.1)	5,988,006 (11.6)	6,746,180 (9.9)	3,693,598 (6.5)	4,604,556 (8.0)
計	50,889,767 (100.0)	52,237,573 (100.0)	68,402,881 (100.0)	57,224,962 (100.0)	57,226,773 (100.0)	
借換債・公社貸付を除く	50,423,427	51,734,769	67,997,501	56,944,122	57,142,513	

※()内は構成比

(5) 特別会計歳入歳出決算の推移

(単位：千円)

会計名	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	歳入	392,584	574,807	867,513	368,814	573,073
	歳出	392,584	574,807	867,513	368,814	573,073
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	0
	実質収支	0	0	0	0	0
駐 車 場 事 業	歳入	163,845	138,866	102,274	143,655	151,017
	歳出	163,845	135,063	92,262	139,248	135,468
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	1,654	0	0
	実質収支	0	3,803	8,358	4,407	15,549
国 民 健 康 保 険	歳入	16,022,699	15,100,118	14,045,037	14,190,831	13,613,057
	歳出	15,928,270	14,955,588	13,842,612	14,009,584	13,533,874
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	0
	実質収支	94,429	144,530	202,425	181,247	79,183
後 期 高 齢 者 医 療	歳入	1,688,516	1,767,673	2,001,052	2,044,843	2,173,194
	歳出	1,685,858	1,765,075	1,997,720	2,041,573	2,169,293
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	0
	実質収支	2,658	2,598	3,332	3,270	3,901
介 護 保 険	歳入	10,882,599	11,395,524	11,626,845	11,816,517	12,161,626
	歳出	10,711,734	11,281,790	11,579,004	11,678,061	11,934,638
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	0
	実質収支	170,865	113,734	47,841	138,456	226,988
農 業 集 落 排 水 事 業	歳入 (借換債を除く)	132,799 (132,799)	116,252 (116,252)	133,510 (133,510)	127,622 (127,622)	115,685 (115,685)
	歳出 (借換債を除く)	132,485 (132,485)	115,669 (115,669)	118,436 (118,436)	127,061 (127,061)	115,183 (115,183)
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	14,223	0	0
	実質収支	314	583	851	561	502
土 浦 駅 前 北 地 区 市 街 地 再 開 発 事 業 (令 和 元 年 度 廃 止)	歳入	499,950	0	0	0	0
	歳出	499,950	0	0	0	0
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	0
	実質収支	0	0	0	0	0
水 道 事 業	収入 (借換債を除く)	4,101,876 (4,101,876)	3,953,333 (3,953,333)	3,877,661 (3,877,661)	3,689,777 (3,689,777)	3,769,419 (3,769,419)
	支出 (借換債を除く)	4,861,604 (4,861,604)	4,615,568 (4,615,568)	4,867,370 (4,867,370)	4,455,272 (4,455,272)	4,387,338 (4,387,338)
	収入－支出	△ 759,728	△ 662,235	△ 989,709	△ 765,495	△ 617,919
	実質収支	△ 759,728	△ 662,235	△ 989,709	△ 765,495	△ 617,919
下 水 道 事 業	歳入 (借換債を除く)	4,514,520 (4,514,520)	4,515,501 (4,412,881)	5,955,873 (5,955,873)	5,681,969 (5,681,969)	5,482,353 (5,482,353)
	歳出 (借換債を除く)	4,499,128 (4,499,128)	4,291,872 (4,291,872)	7,151,879 (7,151,879)	6,886,350 (6,886,350)	6,656,758 (6,656,758)
	翌年度へ繰り越すべき財源	7,098	20,536	177,840	57,562	0
	実質収支	8,294	203,093	△ 1,373,846	△ 1,261,943	△ 1,174,405
計	歳入 (借換債を除く)	38,399,388 (38,399,388)	37,562,074 (37,459,454)	38,609,765 (38,609,765)	38,064,028 (38,064,028)	38,039,424 (38,039,424)
	歳出 (借換債を除く)	38,875,458 (38,875,458)	37,735,432 (37,735,432)	40,516,796 (40,516,796)	39,705,963 (39,705,963)	39,505,625 (39,505,625)
	翌年度へ繰り越すべき財源	7,098	20,536	193,717	57,562	0
	実質収支	△ 483,168	△ 193,894	△ 2,100,748	△ 1,699,497	△ 1,466,201

※ 土浦市駅前北地区市街地再開発事業特別会計における実質収支の赤字分に対しては、翌年度歳入繰上充用金を計上している。

※ 水道会計及び下水道会計の収入が支出に不足する額は、過年度損益勘定留保資金等で補っている。

財 政

3 市税の状況

(1) 市税予算額

(単位：千円・%)

税目		区分	令和5年度	計上率	令和4年度	計上率	比較
			当初予算額	(対調定)	当初予算額	(対調定)	
現 年 度 分	市民税	個人	7,676,287	98.5	7,812,104	98.4	▲135,817
		法人	2,208,718	99.7	2,115,671	99.5	93,047
	固定資産税		9,660,274	98.5	9,414,302	98.5	245,972
	軽自動車税		392,823	96.6	379,844	96.5	12,979
	たばこ税		1,177,073	100.0	1,135,691	100.0	41,382
	都市計画税		1,496,934	98.5	1,470,567	98.5	26,367
	計		22,612,109		22,328,179		283,930
滞 納 繰 越 分	市民税	個人	79,979	40.0	72,692	40.0	7,287
		法人	5,170	20.1	10,869	30.0	▲5,699
	固定資産税		109,579	19.4	105,304	18.0	4,275
	軽自動車税		6,836	18.0	6,527	18.0	309
	都市計画税		17,267	19.4	16,637	18.0	630
	計		218,831		212,029		6,802
合計		22,830,940		22,540,208		290,732	

(2) 税目別市税収入の推移

(単位：千円・%)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市民税	10,639,055 (96.8)	11,265,504 (97.9)	10,294,224 (97.1)	10,061,654 (97.4)	10,344,659 (96.8)
固定資産税	9,091,371 (91.7)	9,296,297 (92.4)	9,673,727 (93.3)	9,336,598 (93.4)	9,773,228 (93.8)
軽自動車税	326,819 (88.0)	343,670 (88.8)	360,713 (90.0)	373,832 (90.1)	396,091 (90.4)
たばこ税	1,177,879 (100.0)	1,190,425 (100.0)	1,133,413 (100.0)	1,208,502 (100.0)	1,296,374 (100.0)
都市計画税	1,449,288 (91.6)	1,469,981 (92.3)	1,494,147 (93.1)	1,439,496 (93.2)	1,488,766 (93.6)
計	22,684,414 (94.4)	23,565,877 (95.3)	22,956,225 (95.2)	22,420,082 (95.4)	23,299,118 (95.4)

※()内は対調定収入率

(3) 税 額

ア 市民税納税義務者及び税額

(単位：人・社・千円)

種 目	区 分	個 人 分			法人分	計
		普通徴収	特別徴収	計		
納 税 義 務 者	均等割のみのもの	667	3,954	4,621	2,610	7,231
	所得割のみのもの	0		0	—	0
	均等割＋所得割	10,834	58,899	69,733	—	69,733
	均等割＋法人税割	—	—	—	1,886	1,886
	計	11,501	62,853	74,354	4,496	78,850
	普・特構成比%	15.5	84.5	100.0	—	—
税 額	均 等 割 額	49,648	210,592	260,240	668,194	928,434
	所 得 割 額	1,518,901	6,626,112	8,145,013	—	8,145,013
	法 人 税 割 額	—	—	—	1,547,170	1,547,170
	計	1,568,549	6,836,704	8,405,253	2,215,364	10,620,617
	普・特構成比%	18.7	81.3	100.0	—	—

※個人分については令和5年度課税分(7月1日現在)
法人分については令和5年度当初見込調定額による。

イ 市民税所得割額段階別課税標準額及び算出額

(単位：人・%・千円)

段 階	区 分	納税義務者	課税標準額	算出税額	人員構成比
	10万円以下の金額	2,564	1,719,783	55,024	3.7
	10万円超え 100万円以下	22,375	13,353,388	776,848	32.1
	100万円超え 200万円以下	20,131	30,297,049	1,794,512	28.9
	200万円超え 300万円以下	11,946	29,701,350	1,766,914	17.1
	300万円超え 400万円以下	5,817	20,497,389	1,217,001	8.3
	400万円超え 550万円以下	3,817	19,056,167	1,097,249	5.5
	550万円超え 700万円以下	1,209	7,848,103	458,068	1.7
	700万円超え 1,000万円以下	1,008	8,562,065	505,718	1.4
	1,000万円を超える金額	866	18,722,742	1,074,123	1.2
	計	69,733	149,758,036	8,745,457	100.0

ウ 固定資産税の課税標準額

(令和5年4月1日現在)

区分 地目等		筆 棟 数	地 積 床面積 (㎡)	評価額 (千円)	課 税 標準額 (千円)	実 際 平均価格 (円/㎡)	評 価 方 法
土 地	一 般 田	16,544	17,535,846	1,866,262	1,863,016	106	標準地比準方式
	介在田・ 市街化区 域田	476	320,499	1,998,443	769,998	6,233	近傍地比準方式
	一 般 畑	15,646	14,420,764	763,880	763,180	53	標準地比準方式
	介在畑・ 市街化区 域畑	3,609	2,138,504	18,029,301	6,422,810	8,426	近傍地比準方式
	宅 地	112,964	26,390,036	413,782,448	155,384,927	15,654	路線価方式 標準地比準方式
	池 沼	17	7,799	101	101	13	近傍地比準方式
	一般山林	8,122	11,751,017	257,704	257,704	22	標準地比準方式
	介在山林	415	372,943	277,368	179,008	741	標準地比準方式
	原 野	1,581	611,300	7,947	7,947	13	近傍地比準方式
	雑 種 地	19,448	9,048,861	54,088,895	37,257,413	5,735	特殊な方式 (変動率方式・加算方式等)
計	178,822	82,597,569	491,072,349	202,906,104	5,685		
家 屋	木 造	47,454	5,263,012	141,726,242	141,710,359	26,929	再建築費評点 評価方式
	非木造	14,200	5,248,490	213,224,962	212,371,670	40,626	”
	計	61,654	10,511,502	354,951,204	354,082,029	33,768	
償 却 資 産				139,429,860	137,311,005		取得減価方式 (定率法)
合 計				985,453,413	694,299,138		

(ただし、法定免税点以上のもの)

(4) 市税の推移
ア 法人市民税

(単位：千円・%・件)

年 度	調 定 額	伸 長 率	法 人 数
平成 29	2,285,197	— (—)	4,280
30	2,567,140	112.3(112.3)	4,318
令和元	3,073,988	134.5(119.7)	4,319
2	2,084,308	91.2(67.8)	4,315
3	1,971,504	86.3(94.6)	4,300
4	2,127,242	93.1(107.9)	4,352
5(見込)	2,215,364	96.9(104.1)	4,496

※ 伸長率は平成29年度を100とする数字。
() 内は対前年度伸長率。

イ 個人市民税 (総所得金額)

(単位：千円・%)

年度	給 与	営 業	農 業	その他	計
平成29	170,156,468 (101.1)	7,816,704 (104.4)	1,688,928 (112.5)	20,464,861 (100.2)	200,126,961 (101.2)
30	172,312,665 (101.3)	7,859,553 (100.5)	1,408,258 (83.4)	20,160,252 (98.5)	201,740,728 (100.8)
令和元	176,025,012 (102.2)	7,773,944 (98.9)	965,038 (68.5)	20,328,518 (100.8)	205,092,512 (101.7)
2	177,994,528 (101.1)	7,477,571 (96.2)	788,121 (81.7)	20,118,452 (99.0)	206,378,672 (100.6)
3	181,328,831 (101.9)	8,013,202 (107.2)	787,312 (99.9)	21,214,199 (105.4)	211,343,544 (102.4)
4	186,605,394 (102.9)	8,620,705 (107.6)	825,565 (104.9)	21,065,428 (99.3)	217,117,092 (102.7)
5	191,947,931 (102.9)	8,810,821 (102.2)	595,373 (72.1)	20,648,335 (98.0)	222,002,460 (102.3)

※ 7月1日現在：課税状況調による。() 内は前年度に対する伸長率。

ウ 固定資産税

(単位：千円)

年度	区分	固定資産税		都市計画税		計	
		調定額	伸長率(%)	調定額	伸長率(%)	調定額	伸長率(%)
平成	24	9,165,821	93.3	1,477,580	95.8	10,643,401	93.6
	25	9,117,320	99.5	1,462,939	99.0	10,580,259	99.4
	26	9,117,701	100.0	1,467,357	100.3	10,585,058	100.0
	27	8,962,729	98.3	1,437,200	97.9	10,399,929	98.3
	28	9,038,001	100.8	1,453,716	101.1	10,491,717	100.9
	29	9,245,640	102.3	1,478,522	101.7	10,724,162	102.2
	30	9,058,537	98.0	1,452,107	98.2	10,510,644	98.0
	令和元	9,252,251	102.1	1,471,225	101.3	10,723,475	102.0
	2	9,666,909	104.5	1,500,464	102.0	11,167,372	104.1
	3	9,304,505	96.3	1,442,389	96.1	10,746,894	96.2
	4	9,754,255	104.8	1,493,375	103.5	11,247,630	104.7
	5 (見込)	9,807,385	100.5	1,519,730	101.8	11,327,115	100.7

※国有資産等所在市町村交付金を含まない

エ たばこ税

(単位：千円・%)

年度	区分	調定額	伸長率
平成	24	1,282,085	101.0
	25	1,432,624	111.7
	26	1,366,435	95.4
	27	1,352,313	99.0
	28	1,290,479	95.4
	29	1,216,132	94.2
	30	1,177,880	96.9
	令和元	1,190,425	101.1
	2	1,133,413	95.2
	3	1,208,505	106.6
	4	1,296,342	107.3
	5 (見込)	1,177,073	90.8

(5) 令和4年度市税徴収状況

(単位：千円)

税目	区分	令和4年度の決算額			対調定 収入率 (%)
		予算額	調定額	収入済額	
1. 市 民 税		9,977,831	10,686,512	10,344,659	96.8
2. 固 定 資 産 税		9,542,446	10,421,223	9,773,228	93.8
3. 軽 自 動 車 税		395,710	438,140	396,091	90.4
4. た ば こ 税		1,223,697	1,296,374	1,296,374	100.0
5. 都 市 計 画 税		1,489,419	1,590,589	1,488,766	93.6
合 計		22,629,103	24,432,838	23,299,118	95.4
市 民 1 人 平 均		160	173	165	

※現年度課税分及び滞納繰越分

※市民1人平均は令和4年4月1日現在の人口 141,563人で計算。

(6) 前納報奨金の交付状況

※市県民税（普通徴収）については平成24年度から廃止

固定資産税、都市計画税は平成30年度から廃止

4 市 債

(1) 年度末現在高の推移

(単位：千円)

年度	一 般 会 計		特 別 会 計		合 計	
	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数
H30	71,480,698	100.0	28,178,724	100.0	99,659,422	100.0
R1	71,561,246	100.1	26,993,761	95.8	98,555,007	98.9
R2	70,537,297	98.7	25,971,372	92.2	96,508,669	96.8
R3	67,809,106	94.9	24,536,986	87.1	92,346,092	92.7
R4	64,710,247	90.5	23,220,014	82.4	87,930,261	88.2

※指数は平成30年度を100として算出している。

(2) 市民1人当たり市債額の推移

(単位：円)

年度	一 般 会 計		特 別 会 計		合 計	
	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数
H30	500,260	100.0	197,210	100.0	697,470	100.0
R1	503,988	100.7	190,110	96.4	694,098	99.5
R2	498,476	99.6	183,535	93.1	682,011	97.8
R3	479,976	95.9	173,681	88.1	653,657	93.7
R4	457,601	91.5	164,201	83.3	621,802	89.2

※指数は平成30年度を100として算出している。

※人口は各年度10月1日現在の住民基本台帳人口による。

(人口)

30年	10月1日	142,887人
R1年	"	141,990人
R2年	"	141,506人
R3年	"	141,276人
R4年	"	141,412人

5 財政指標（普通会計）

区 分 年 度	財政力指数	実質収支比率 (%)	公債費負担比率 (%)	経常収支比率 (%)
H30	0.87	6.1	18.7	89.8
R1	0.87	4.3	16.1	88.4
R2	0.88	4.2	15.6	90.4
R3	0.87	9.5	18.9	86.6
R4	0.84	9.4	16.3	89.6

※ 財政力指数は、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合。3ヵ年平均。

※ 実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合。

※ 公債費負担比率は、一般財源総額のうち公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。一般には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

※ 経常収支比率は、経常一般財源に対する経常充当一般財源の割合。減税補てん債、臨時財政対策債を含む。

財
政

【健全化判断比率】

区 分 年 度	実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
H30	0.0	0.0	6.1	69.6
R1	0.0	0.0	4.8	53.1
R2	0.0	0.0	4.1	43.7
R3	0.0	0.0	4.4	14.5
R4	0.0	0.0	5.1	5.1
(参考)4年度 早期健全化基準	11.76	16.76	25.0	350.0

※ 早期健全化基準は、地方公共団体の財政の健全性に関する基準で、早期健全化基準以上の場合は「財政健全化計画」を定めなければならない。

※ 実質赤字比率は、普通会計の比率。

※ 連結実質赤字比率は、公営事業会計・公営企業会計を含めた全会計の比率。

※ 実質公債費比率は、土浦市の全会計及び加入一部事務組合を含めた比率。3ヵ年平均。

※ 将来負担比率は、土浦市の全会計・加入一部事務組合・出資する公社・第三セクターまでを含めた比率。

6 土浦市の現況

(1) 市債残高の状況

区分 \ 決算年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計	71,480,698	71,561,246	70,537,297	67,809,106	64,710,247
特別会計	22,635,001	21,429,353	2,261,058	1,908,380	1,547,675
企業会計	5,543,723	5,564,408	23,710,314	22,628,606	21,672,339
合計	99,659,422	98,555,007	96,508,669	92,346,092	87,930,261

※令和2年度より企業会計＝水道会計＋下水道会計

(2) 財政指標の状況

指標 \ 決算年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①財政力指数	0.87	0.87	0.88	0.87	0.84
②経常収支比率 (%)	89.8	88.4	90.4	86.6	89.6
③実質公債費比率 (%)	6.1	4.8	4.1	4.4	5.1
④将来負担比率 (%)	69.6	53.1	43.7	14.5	5.1

市民生活



桜川エコアドベンチャー

1	窓口	91	7	霞ヶ浦対策	110
2	まちづくり活動	94	8	環境衛生	114
3	ダイバーシティ推進	98	9	防犯対策	125
4	消費者行政	101	10	空家等対策	126
5	交通安全	103	11	人権推進事業	127
6	環境保全	105			

1 窓 口

(1)市民課の窓口

住民異動に伴う各種届出・登録等が一元的に手続きができるよう、平成15年10月14日から総合窓口を開設した。また、窓口業務の迅速化を図るお客様呼び出しシステムの導入やコンシェルジュの配置等により、市民サービスの向上を図っている。

ア 市民課・各支所・出張所の主な取扱事務

- ・住民票の写しの交付（含広域交付）
 - ・戸籍の証明・戸籍の附票の写し・諸証明書の交付
 - ・妊娠届出受理及び母子健康手帳交付（支所・出張所のみ）
 - ・各種健診受診券交付
 - ・戸籍・住民異動届
 - ・埋火葬の許可
 - ・印鑑登録・印鑑登録証明書の交付
 - ・市税諸証明書の交付
 - ・自動車臨時運行の許可事務（本庁、新治支所のみ）
 - ・マイナンバーカード申請交付（平成28年1月～）
 - ・公的個人認証サービス（電子証明書）
- 〈本庁のみで取扱う事務〉
- ・在留関連事務
 - ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧（国又は地方公共団体等が行う調査研究や公益性が高いと認められるもの）
 - ・パスポート（旅券）の申請・交付（午後4時45分まで）

イ 日曜日の窓口開庁

平日に証明書の交付が受けられない人等のために、日曜日に次の業務を行っている。
（平成16年8月1日～）

実施場所	市民課窓口
実施時間	午前8時30分～午後5時15分（年末年始を除く）
対象事務	住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録、印鑑登録証明書、パスポート（旅券）交付（午後4時45分まで）、埋火葬の許可、戸籍届書の預かり、マイナンバーカード申請受付・交付（午前9時～午後4時まで）

ウ 平日の窓口延長

通常時間内に、住民異動届、印鑑登録申請や、証明書の交付が受けられない人等のために、業務の延長を午後8時までに行っている。（平成16年8月5日～）

実施場所	市民課窓口
実施曜日・時間	毎週木曜日（祝日、年末年始を除く） 午後8時まで
対象事務	住民票の写し、住民異動届、戸籍の証明、印鑑登録、印鑑登録証明書、埋火葬の許可、戸籍届書の預かり、マイナンバーカード申請受付・交付（午後7時まで）、パスポート（旅券）交付（平成29年7月6日～）（午後7時まで）

エ 郵便局での証明書交付（平成22年11月1日～）

市役所や支所・出張所だけでなく、身近な郵便局でも午前9時から午後4時まで証明書交付を行い、市民の利便性の向上を図っている。

（ア）取扱郵便局

- ・山ノ荘郵便局
- ・土浦穴塚郵便局
- ・土浦中村郵便局

（イ）取扱証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍（謄本・抄本）、戸籍の附票の写し（謄本・抄本）、納税証明書、市県民税課税証明書、市県民税非課税証明書、市県民税所得証明書

オ 証明書のコンビニ交付（平成28年4月1日～）

マイナンバーカードを利用して、全国提携コンビニエンスストアで年末年始及び点検日を除く毎日午前6時30分から午後11時まで証明書交付を行い、市民の利便性の向上を図っている。

（ア）取扱店舗（全国のキオスク端末設置店舗）

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- ミニストップ
- セイコーマート
- 土浦イオン
- カスミ

（イ）取扱証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税課税証明書、市県民税非課税証明書、市県民税所得証明書

カ 窓口取扱件数

(ア) 各種証明等年度別取扱件数

区 分		年 度				
		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
戸 籍	全部・一部(除籍も含む)	38,700	38,651	36,494	38,699	36,142
	証 明	760	707	591	759	787
	小 計	39,460	39,358	37,085	39,458	36,929
住 民 票	全部・一部(附票も含む)	84,436	80,267	78,567	82,209	68,382
	証 明	5,498	5,332	4,954	3,362	3,352
	広 域 交 付	100	119	120	92	76
	閲 覧	26(0)	21(0)	12(0)	18(0)	23
	小 計	90,060	85,739	83,653	85,681	71,833
印 鑑	登 録	6,182	6,108	5,864	5,783	7,390
	証 明	44,726	43,011	40,123	40,880	29,402
	市民カードへの引換交付	—	—	—	—	—
	小 計	50,908	49,119	45,987	46,663	36,792
マイナンバー再交付		120	147	280	364	693
通知カード再交付		763	522	79	—	—
仮 ナ ン バ ー		1,153	1,160	1,223	1,185	1,118
税 務 証 明		27,890	22,541	16,875	18,228	17,089
母 子 手 帳		117	114	103	126	80
受 診 券 発 行		6,560	6,182	5,918	6,463	7,512
小 計		36,603	30,666	24,478	26,366	26,492
合 計		217,031	204,882	191,203	198,168	172,046
郵 送 に よ る 請 求	受 付	14,716	15,167	14,183	13,446	14,552
	発 行	13,752	14,087	13,194	12,690	13,457

※ 閲覧（ ）内は公用等の無料件数で外数

※ 郵送による請求件数は内数

(イ) 外国人住民の人数の推移（各年度とも3月末日現在）

区 分		年 度				
		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
世 帯 数		2,201	2,374	2,496	2,450	2,848
性 別	男	2,021	2,193	2,248	2,140	2,461
	女	2,072	2,121	2,205	2,307	2,496
計		4,093	4,314	4,453	4,447	4,957

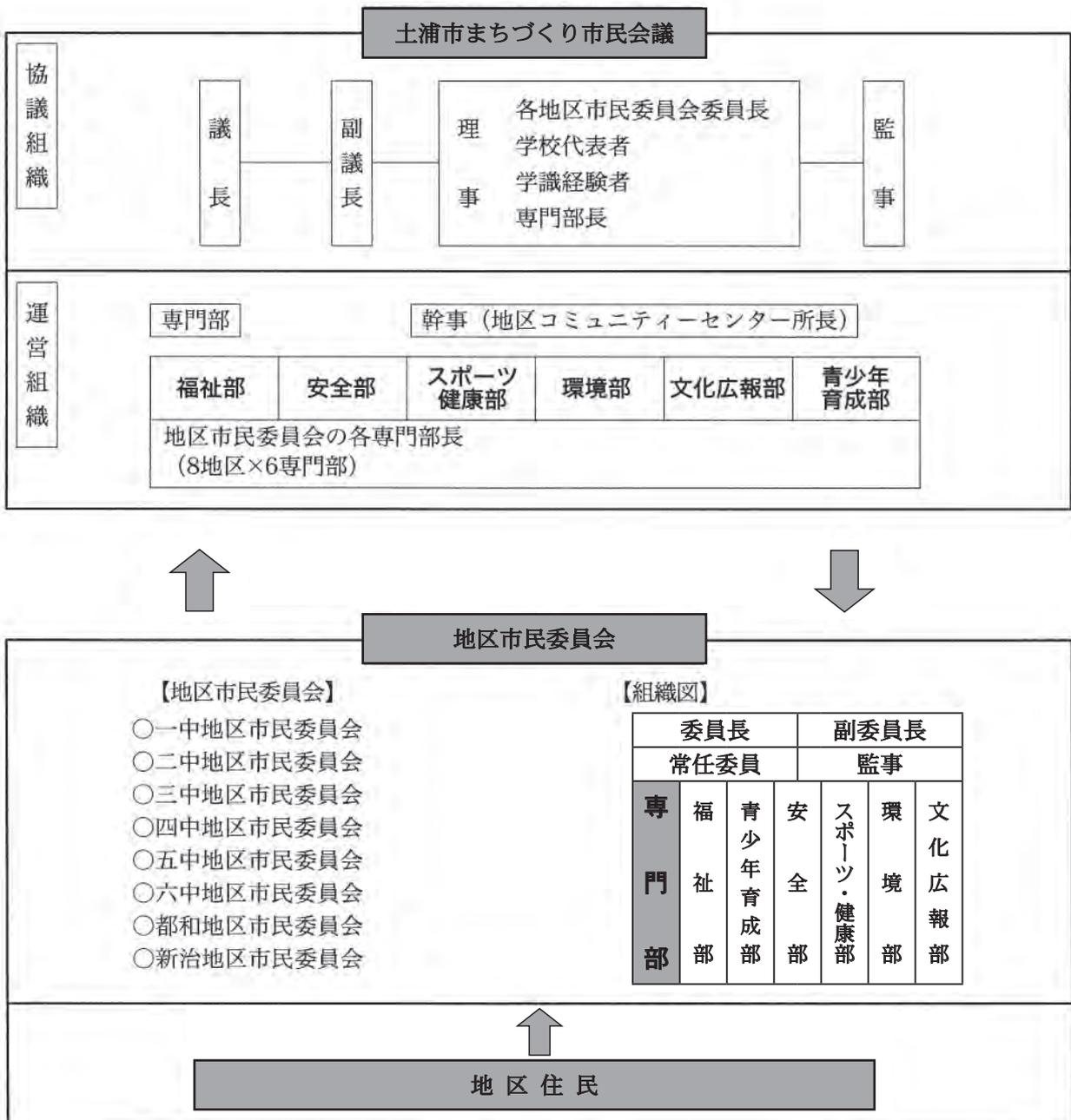
2 まちづくり活動

組 織

昭和50年に制定された土浦市民憲章の周知を図り、市民が力をあわせて住みよいまちづくりを進めることを目的として活動してきた「土浦市民憲章推進協議会」の発展的な組織の改編を行いました。

平成12年度に土浦市民憲章推進協議会の各支部を基礎として、地域が主体となって実態に合った活動ができるよう、中学校区ごとに「地区市民委員会」を設立し、委員会の中にそれぞれの活動部門にそった実践活動のために6つの専門部会を設置しました。また、平成18年度には合併後の新治地区にも地区市民委員会を設立しました。

平成13年度には、地区市民委員会を束ねる中央組織として「土浦市まちづくり市民会議」を設立し、各市民委員会のまちづくり活動などの情報交換の場として運営されているほか、市民憲章の実現のため、花いっぱい運動など、明るくさわやかなまちづくり活動を進めています。



本年度事業計画

- (1) 市民憲章や市のシンボル等の普及啓発活動
 - ・市民憲章普及啓発
 - ・市の木・市の花・市の鳥広報普及啓発
 - ・花いっぱい運動の推進
 - ・まちづくりの実践をたたえる表彰
- (2) 市民憲章の実践活動
 - ・福祉やスポーツ・健康維持の取り組み
 - ・青少年育成と交通・防犯など安全対策と地域防災
 - ・環境美化・花いっぱい運動の拡充
 - ・文化芸術活動やITを活用した広報活動の充実
 - ・情報交換・交流・研修等の実施と事業のデジタル化の推進

神立地区コミュニティセンター

1. 所 在 土浦市神立町682番地54
2. 敷地面積 2,500㎡
3. 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
4. 建物面積 1,164㎡
5. 竣 工 平成14年3月
6. 施設内容
 - ①神立出張所
 - ②図書館分館
 - ③集会室（約160㎡）、会議室1（57㎡）、会議室2（41㎡）、和室（12畳・6畳・茶室設備）、調理室（52㎡）、工作室（31㎡）、音楽室（31㎡）、保育室（17㎡）
 - ④駐車場 約40台分
7. 開館時間 12月29日から1月3日までの日を除く毎日
午前8時から午後10時まで（夜間申込がない場合は午後6時まで）
8. 利用料金

施 設	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00
集 会 室	1,650円	1,650円	1,865円
会 議 室 1	650円	650円	875円
会 議 室 2	650円	650円	875円
和 室	650円	650円	875円
調 理 室	1,315円	1,315円	1,650円
音 楽 室	650円	650円	875円
工 作 室	650円	650円	875円

利用料金の減額等
免除する団体

社会教育関係団体、社会福祉関係団体、官公署若しくはこれらに類する団体（PTA、子ども会、地区市民委員会、町内会、消防団等）

減額する団体（50%） 同好会等の利用団体（指定管理者が認めた団体）

9. その他 平成18年度から指定管理者制度の導入により「神立地区コミュニティセンター管理運営協議会」が管理運営を行なっている。

国際交流の推進

①姉妹都市「パロアルト市」（アメリカ合衆国）との交流の推進

・中学生交換交流事業

土浦市は、平成5年から続く中学生交換交流事業をきっかけとして、平成21年4月に、アメリカ合衆国カリフォルニア州パロアルト市と姉妹都市の締結をいたしました。

パロアルト市との交流経緯等

年 月	内 容
平成5年7月	新治村内に竣工した企業を通じて、本社のあるパロアルト市内の社員宅に、新治中学校生徒のホームステイを開始
平成7年3月～	相互にホームステイを行う、現在の交換交流の方法になる。以後、令和元年度までに25回の訪問、22回の受入を実施
平成18年2月	土浦市と新治村が合併。
平成21年4月	土浦市長とパロアルト市長が、姉妹都市締結に合意。
平成22年10月	パロアルト市において「日本／土浦まつり」開催 土浦市長ら訪問団がパロアルト市訪問
平成23年4月	東日本大震災の復興支援金として、12,700ドル(当時レート1,055,000円)を受領
平成24年3月	土浦市国際交流協会設立20周年記念式典 パロアルト市長夫妻らが土浦市訪問 同年よりかすみがうらマラソン大会にランナーを招待
平成26年9月	パロアルト市において「第2回日本／土浦まつり」開催 土浦市から伝統芸能関係者ら市民訪問団がパロアルト市訪問
令和元年10月	姉妹都市10周年記念としてパロアルト市長ら市民訪問団が土浦市訪問
令和3年3月	両市の中学校生徒によるビデオ交流を開始

パロアルト市概要について

○位 置



○概 要

パロアルト市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ湾岸地域内にあり、サンフランシスコの南約56kmに位置しています。

IT企業の集積で有名なシリコンバレーの北部に位置し、市内には、ヒューレット・パッカード社（コンピューター関連機器製造）を始め、複数のハイテク企業の本拠地があります。

アメリカ国内で屈指の私立大学であるスタンフォード大学にも隣接しています。

また、全米でも有数の治安の良い都市として有名です。

○面 積

総面積66.4km²（土浦市の約1/2の大きさ）

○人 口

約67,000人

○市の組織

- ・市長及び副市長 任期1年（市議会議員の中から互選により選任）
- ・市議会の構成 議員数9人（任期4年）

②友好都市「フリードリッヒスハーフェン市」（ドイツ連邦共和国）との交流の推進

昭和4（1929）年、フリードリッヒスハーフェン市で製造された飛行船ツェッペリン伯号が世界一周の途中で土浦に飛来したことが始まりで、フリードリッヒスハーフェン市はボーデン湖、土浦市は霞ヶ浦といずれも湖に面し、両市とも湖の水質浄化を目指していることなどから平成6年7月に、ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州フリードリッヒスハーフェン市と友好都市の締結をいたしました。

フリードリッヒスハーフェン市との交流経緯等

年 月	内 容
昭和4年8月	飛行船ツェッペリン伯号が世界一周の途中で土浦に飛来。30万人の観衆が訪れた。
平成3年1月	第1回かすみがうらマラソンに3名の選手が参加。
平成6年7月	土浦市長とフリードリッヒスハーフェン市長が、友好都市締結に合意。
平成23年4月	東日本大震災の復興支援金として、15,000ユーロ(当時レート1,694,850円)を受領
令和4年6月	ウクライナ避難民受け入れへの支援として、2,046,553円を寄付。

フリードリッヒスハーフェン市概要について

○位置



○概要

フリードリッヒスハーフェン市は、ドイツ連邦共和国最南部にあるボーデン湖北岸のほぼ中央に位置しています。ボーデン湖を国境としてスイスとの間にフェリーが周航しており、鉄道と水上交通の結節点となっています。商・工業都市であることに加え、風光明媚なボーデン湖のほとりであることから、スイスへの観光の要点として、観光都市の一面も持っています。

○面積

総面積 69.9km²（土浦市の約1/2の大きさ）

○人口

約61,000人

③国際交流事業の実施

- ・国際理解教室「世界の友達と話そう」令和4年度10回実施

④多文化共生推進プラン

- ・平成26年度 土浦市多文化共生推進プラン策定
- ・令和元年度 土浦市多文化共生推進プラン（後期計画）策定

⑤土浦市国際交流協会事業の支援

- ・日本語教室 ・日本語ボランティア養成 ・多国語講座 ・地域ふれあい事業
- ・中学生交換交流事業 ・広報事業 など

⑥土浦ユネスコ協会事業の支援

- ・日本語教室（土浦市国際交流協会との共催）
- ・「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展 ・世界寺子屋運動への協力 など

3 ダイバーシティ推進

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化している。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要であると考えられる。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められているといえる。

これらのことを踏まえ、2023年4月より、本市においてダイバーシティ社会を実現させるため、「人権推進課ダイバーシティ推進室」が設立された。

年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等のような立場の人も、それぞれが持つ個性と強みを十分に発揮し、すべての市民が互いに人権を尊重し合い、自分らしく生き生きと暮らせる市を目指すため、ダイバーシティ推進の取り組みを行っていく。

(1) 「いばらきダイバーシティ宣言」への登録

土浦市では、性別等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に取り組むため、令和5年7月、その取り組むべき方針を定め、「いばらきダイバーシティ宣言」に登録を行った。

(2) 庁内職員向けダイバーシティ研修の実施

ダイバーシティ社会の実現に向け、庁内におけるダイバーシティの取組を促進するため、様々な階級の職員を対象として、理解向上研修を実施する。

(3) ダイバーシティ推進のための啓発

ダイバーシティ社会の実現のため、市民に対して広く周知・啓発を実施する。

(4) 男女共同参画推進事業

国においては、昭和62年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定、平成6年に総理府に男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備、さらに、平成11年に「男女共同参画社会基本法」の施行、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の構築を推進している。

一方、県においては、平成3年に「いばらきローズプラン21」を策定、平成8年に「いばらきハーモニープラン」を策定、平成14年に「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」を策定、令和3年に「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、男女共同参画社会の具現化に向けて取り組んでいる。

土浦市においては、このような国や県の動向を踏まえながら、平成6年に「つちうら女性プラン21」、平成9年、県内他市に先駆けてセンターを設置し、平成14年に「第2次つちうら女性プラン21」、平成23年に「第3次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、さらに、平成24年には「土浦市男女共同参画推進条例」の制定、「男女共同参画都市宣言」、さらに令和3年3月に「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進している。

ア 「土浦市男女共同参画推進条例」（平成24年4月1日施行）

本市では、市の特性を生かした推進計画に基づく男女共同参画施策の一層の推進を図るため、土浦市の取り組む姿勢を明らかにする条例を平成23年度に制定した。

イ 「土浦市男女共同参画都市宣言」（平成24年11月18日記念式典で宣言）

宣言文は、14万市民の共通認識のため、理解しやすく・言葉に発しやすい表現で、本市が目指

す男女共同参画社会の実現の基本的な方向性を示したものである。

令和4年10月16日には、本宣言から10周年となることを記念し、今後より一層の男女共同参画推進に向けた取組として、10周年記念式典を実施した。

ウ 「第4次土浦市男女共同参画推進計画～誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会に向かって～」

(ア) 目的

男女が性別にかかわらずそれぞれの個性や能力が最大限に活かせる社会、互いの人権を尊重し、平等に生きられる男女共同参画社会の実現を目指す。

(イ) 計画策定の経過

「つちうら女性プラン」	平成5年度策定
「第2次つちうら女性プラン」	平成13年度策定
「第3次土浦市男女共同参画推進計画」	平成22年度策定
「第4次土浦市男女共同参画推進計画」	令和2年度策定

(ウ) 計画の期間

- a 基本構想令和3年度～令和12年度
- b 基本計画
 - (a) 前期計画令和3年度～令和7年度
 - (b) 後期計画令和8年度～令和12年度

(エ) 基本理念

- a 男女の人権の尊重
- b 社会における制度または慣行についての配慮
- c 政策等の立案及び決定への共同参画
- d 家庭生活における活動と他の活動の両立
- e 国際的協調

(オ) 基本目標

- a 男女の共同参画の実現に向かって
- b 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって
- c 安心・安全の実現に向かって

エ 男女共同参画推進事業

(ア) 男女共同参画に係る施策の企画及び推進

(イ) 男女共同参画センターの管理運営

- 男女共同参画社会実現のための各種講演、講座、講習会の開催
- 男女共同参画関連図書及び資料の収集、整備、提供等
- 女性問題や男女共同参画に関する市民の自主活動支援
- 女性問題に関する各種相談「フェミニスト相談」・「一般相談」

(単位：件)

区分	フェミニスト	一般	合計
平成29年度	150(62)	9(0)	159(62)
平成30年度	131(48)	9(0)	140(48)
令和元年度	122(63)	13(0)	135(63)
令和2年度	104(66)	20(3)	124(69)
令和3年度	76(30)	1(0)	77(30)
令和4年度	57(22)	12(0)	69(22)

※()内は、相談件数に占めるDV(ドメスティックバイオレンス=配偶者からの暴力)相談の件数

●研修室利用料金

区 分	面 積	午前	午後	夜間
		9：00～12：00	13：00～16：30	18：00～20：30
研修室 1	70㎡	1,835 円	2,140 円	1,835 円
研修室 2	63㎡	1,630 円	1,935 円	1,630 円
研修室 1・2	133㎡	3,465 円	4,075 円	3,465 円
研修室 3	24㎡	610 円	710 円	610 円

カ 土浦市女性団体連絡協議会

(ア) 目 的

市内の各女性団体・グループ等の相互の連絡調整と協力を図り、個々の活動を振興し、地域社会の向上・発展や女性問題解決のための事業及び男女共同参画社会実現を目指すための地域活動を進めるなど、土浦市が実施する男女共同参画行政との協働活動を促進するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(イ) 設 立

平成 4 年 4 月 26 日

(ウ) 組 織

市内で活動する 12 の女性団体・グループ等の連合体として構成されている。

(エ) 市との連携事業

- 男女共同参画×市民協働フェスティバル
- かすみがうらマラソン大会支援
- パープルリボン啓発活動

4 消費者行政（消費生活センター）

消費者を取り巻く問題は、年々多様化・複雑化しており、商品やサービス等に対する苦情相談も多い。これらの消費者トラブルを適正かつ、迅速に処理するとともに、消費者啓発・情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上に寄与するため、消費者行政を推進している。

また、消費者教育に関する施策の総合的かつ、計画的な推進を図るため、令和元年度に消費者教育推進地域協議会を設置し、令和2年2月に土浦市消費者教育推進計画を公表した。

ア 概要

所在地	土浦市中央二丁目16番4号（亀城プラザ内）
設立	昭和50年4月1日（現在地開設：昭和58年7月1日）

イ 業務内容

- ① 消費生活の啓発に関すること
- ② 消費者団体の指導及び育成に関すること
- ③ 消費生活の苦情相談処理に関すること
- ④ 消費生活の安定に関すること

ウ 消費者啓発事業（令和4年度実績）

- ① 消費生活展2022
土浦市環境展と合同開催した。
期 日 令和4年10月15日（土）
テ ー マ 「考えよう！大人になるとできること、気を付けること」
会 場 土浦市霞ヶ浦文化体育会館
来 場 者 約2,500人
- ② 暮らしのセミナー
講座内容 講座2回、実習1回、移動学習1回 計4回 参加者60名
- ③ 出前講座
講座内容 消費生活講座「知っ得と安心なるほど講座」
開 催 数 年7回（高齢者クラブ、地元大学などの依頼で開催） 参加者数 506名
- ④ 消費者月間啓発活動
毎年5月を消費者月間、5月30日を消費者の日と定め、消費者月間テーマの浸透と消費者意識の高揚を図った。
- ⑤ 消費者問題啓発チラシの配布
市民の日常生活にかかわりの深い情報を提供するとともに、消費者トラブルの未然防止及び市民生活の向上を図った。
- ⑥ 若者の啓発
成人を迎えた方々に消費者トラブル防止の啓発チラシを送付し、また中学2年生を対象に消費者教育用リーフレットを配布し、被害の未然防止を図った。
- ⑦ 地元大学学園祭開催時啓発活動の実施
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ⑧ 情報の提供
広報「つちうら」、市ホームページ、情報紙等への掲載、各種資料の貸出し配付

エ 消費生活安定事業

- ① 消費生活モニター
委嘱人員 13人（任期1年）
役 割 広く消費者問題について意見を述べ、消費者行政に反映させ生活向上を図る。
年6回のモニター通信・研修会・消費生活展等への参加

- ② 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に係る立入調査事業
(平成15年4月1日：県から権限委譲)
- ③ 電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る立入調査事業 (平成24年4月1日：県から権限委譲)
- ④ 関連機関との連携・連絡
- ⑤ 情報の収集

オ 消費者団体の指導・育成事業

- ① 土浦市消費生活連絡協議会 (略称土消連) 加盟 3団体 会員約760人
実施事業 霞ヶ浦水質浄化運動、消費生活展共催
- ② 土浦暮らしの会 会員 10人 実施事業…霞ヶ浦水質浄化運動、ゴミ・環境問題研究、消費生活展出展

カ 相談業務

- ① 業務内容
消費生活相談員3名が消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあつせんを行っている。
- ② 消費生活相談の状況 (過去10年推移)

年度	区別	問い合わせ	苦情相談	合計
平成 25		99	1,045	1,144
" 26		100	1,116	1,216
" 27		125	1,146	1,271
" 28		125	988	1,113
" 29		148	925	1,073
" 30		160	1,392	1,552
令和 元		189	1,102	1,291
" 2		151	1,095	1,246
" 3		128	915	1,043
" 4		155	981	1,136

- ③ 令和4年度苦情相談内訳 (981件中)

契約当事者年代・男女数		
年代	男性	女性
20歳未満	13	7
20歳代	33	48
30歳代	41	40
40歳代	55	57
50歳代	58	89
60歳代	79	88
70歳代以上	136	127
不明・団体	110	
合計	981	

販売購入形態	件数
店舗購入	262
訪問販売	67
通信販売	379
マルチ・マルチまがい	6
電話勧誘販売	41
ネガティブオプション	2
訪問購入	17
その他無店舗	0
不明・無関係	207
合計	981

位	商品・役務別 (商品名)	件数
1	商品一般	118
2	フリーローン・サラ金	44
3	基礎化粧品	38
4	不動産賃貸	35
5	工事・建築	26

5 交通安全

交通安全の推進を図るため、関係機関と一体となり、各般にわたる交通安全対策を実施した。しかしながら、交通事故はあとをたたないのが現状であり、なお一層の交通安全対策が必要である。事故防止の原点は、市民一人ひとりが交通ルールを守ることである。交通マナーを高めるため、安全教育の充実等交通安全対策を推進する。

(1) 交通事故

事故発生状況 (土浦市内)

年 別 区 分	発生件数	死者数	負傷者数
平成 30年	605	10	595
令和 元年	491	2	615
〃 2年	425	7	515
〃 3年	368	2	464
〃 4年	445	3	550

(2) 交通安全教育の開催状況

対 象	保育所	幼稚園	小学校	中学校	地 域	高齢者	合 計
開催回数	3回	1回	7回	1回	1回	0回	13回
受講者数	130名	122名	784名	163名	20名	0名	1,219名

(3) 自転車等の駐輪対策

駅周辺の違法駐輪対策として、自転車駐車場の整備や立哨指導等を実施している。

市営自転車駐車場と収容台数

令和5年4月1日現在 (台)

名 称	自 転 車		原 付	
	定 期	一 時	定 期	一 時
土浦駅東口第1自転車駐車場	234	0	0	0
土浦駅東口第2 〃	156	50	0	28
土浦駅東口第3 〃	0	0	100	0
土浦駅東口第4 〃	132	0	0	0
計 (土浦駅東口)	522	50	100	28
土浦駅西口第1自転車駐車場	76	31	65	20
土浦駅西口第2 〃	155	0	0	0
土浦駅西口地下 〃	1,068	200	0	0
計 (土浦駅西口)	1,299	231	65	20
神立駅西口自転車駐車場	512	64	15	5
有料自転車駐車場合計	2,678		233	
荒川沖東口第2自転車駐車場	500	※荒川沖の自転車駐車場は臨時駐車場の ため無料開放しています。		
荒川沖合計	500			
総 計	3,178		233	

(4) 安全施設の現況

令和5年4月1日現在

種 別	設 置 数
カーブミラー	3,599基
スクールゾーン電柱標識	877基
赤色回転灯	63基

(5) 県民交通災害共済

交通事故による災害を受けた場合の救済制度

ア) 会費 年間900円(一般) 500円(中学生以下)

イ) 共済期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間(途中加入者は、その翌日から3月31日まで。)

加入状況(令和4年度) 一 般 1,424人

中学生以下 291人

計 1,715人

見舞金支給状況(令和4年度)

等級	災 害 区 分	見 舞 金	給付者数(延べ)	支 給 額
1	死 亡	100万円	—	—
2	治療実日数181日以上 of 障害	30万円	—	—
3	” 151日以上 of 障害	25万円	1	25万円
4	” 121日以上 of 障害	20万円	—	—
5	” 91日以上 of 障害	15万円	3	45万円
6	” 61日以上 of 障害	10万円	3	30万円
7	” 41日以上 of 障害	8万円	1	8万円
8	” 21日以上 of 障害	6万円	4	24万円
9	” 8日以上 of 障害	3万円	7	21万円
10	” 3日以上 of 障害	2万円	2	4万円
身障	身体障害者(1級・2級該当)	50万円	—	—
計			21	157万円

6 環境保全

(1) 本市における環境の現況

近年、二酸化炭素等による温暖化現象、フロンによるオゾン層破壊や熱帯林の減少等の地球規模の環境問題や、生活排水による湖沼・河川の汚濁や自動車公害等の都市生活型公害が注目され、その対応が求められている。

本市においては、河川及び霞ヶ浦の水質汚濁が問題となっており、その浄化が大きな課題である。

工場・事業場を発生源とする公害等の事案は減少しているが、日常的な公害等の苦情は屋外燃焼行為による煙、建設工事等による騒音、スナックなど夜間営業による深夜騒音、日常生活に起因する騒音など多様化している。

このような地球規模から日常生活レベルにいたる多岐にわたる環境問題に対応するため、環境基本条例や環境基本計画に基づき、土浦市環境基本計画推進協議会の活動により、市民・事業者・市が協働して取り組むとともに、工場・事業所における法規制の遵守や監視体制の整備等の公害等防止対策を推進し、快適な生活環境づくりに取り組んでいる。

(2) 種類別公害等苦情件数

年 度 \ 種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成23年度	4	11	0	32	4	0	52	5	108
平成24年度	6	12	4	23	4	0	42	3	94
平成25年度	4	16	0	33	1	0	66	2	122
平成26年度	9	20	0	34	3	0	69	4	139
平成27年度	5	19	0	33	5	0	82	5	149
平成28年度	9	11	4	44	2	0	76	13	159
平成29年度	4	11	1	39	3	0	49	15	122
平成30年度	3	17	0	32	0	2	66	10	130
令和元年度	2	7	1	20	2	0	43	8	83
令和2年度	1	6	1	22	3	0	28	4	65
令和3年度	0	8	0	24	4	0	37	7	80
令和4年度	3	1	0	38	10	0	33	8	93

(3) 令和4年度月別公害等苦情件数

種 類 \ 月	R4 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5 1	2	3	計
大気汚染	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	0	4	2	0	4	4	3	4	3	4	4	6	38
振動	1	0	1	0	0	2	0	1	0	4	1	0	10
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	3	2	5	0	5	4	3	2	5	2	2	0	33
その他	1	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	8
計	5	8	8	2	9	12	7	8	8	12	7	7	93

(4) 公害関係法令等に基づく届出状況

現行の各種公害関係法令及び県条例等に基づく公害の規制は、工場・事業場のばい煙、汚水、騒音等を発生する施設を「特定施設」と定め、これらの特定施設を有する事業場を規制対象事業場としている。

特定施設（指定施設）を設置している工場数・事業場数

法・条例		工場・事業場数	施設数
水質汚濁防止法	特定施設	359	1,573
	有害物質貯蔵指定施設	8	15
湖沼水質保全特別措置法	みなし指定地域特定施設	33	38
	指定施設	6	6
大気汚染防止法		116	362
ダイオキシン類対策特別措置法		14	15
騒音規制法		273	2,829
振動規制法		104	857
茨城県生活環境の保全等に関する条例	特定施設	448	798
茨城県霞ヶ浦水質保全条例	指定施設	232	248
土浦市公害防止条例		29	71
計（延べ）		1,622	6,812

(5) 公害防止施設資金利子補給制度及び公害防止施設資金保証料補助要綱

市内の中小企業者が公害防止を円滑に進めるため、公害防止事業における茨城県環境保全施設資金融資制度の活用を推進している。特に昭和49年度から当資金の利用者に対し、利子負担の軽減を図ることを目的とした、「土浦市公害防止施設資金利子補給制度」を設け、金融機関に支払った利子を補給し、市内の中小企業が積極的に公害防止に取り組めるよう助成を行っている。

さらに、茨城県環境保全施設資金融資制度により融資を受ける際、融資条件が茨城県信用保証協会の保証付きとなって融資を受ける中小企業者に対し「土浦市公害防止融資資金保証料補助要綱」を設けて保証料の補助を行っている。

茨城県環境保全施設資金融資制度概要

融資限度額

- 環境保全施設
- (1) 融資対象となる事業費の80%以内
 - (2) 一つの貸付事業につき2,500万円を限度

※ただし、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認める場合5,000万円

融資利率

融資期間	利率（カッコ内は保証付きの場合）
5年超～7年以内	2.0 (1.5) %
3年超～5年以内	1.9 (1.4) %
3年以内	1.8 (1.3) %

- 償還方法 元金均等償還（1年以内の据置可）
- 利子補給 市で3分の2以内を補給（土浦市公害防止施設資金利子補給制度）
- 保証料補助 市で茨城県信用保証協会保証料を補助
（土浦市公害防止施設資金保証料補助要綱）

（6）市役所における環境マネジメントシステム活動について

土浦市役所環境保全率先実行計画は、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的としている。本市においては、平成13年度に第一期計画を策定し、平成29年度から第四期計画期間となった。第四期計画では、温室効果ガスの削減目標を設定し、本市独自の環境マネジメントシステムに基づき、進捗管理を行いながら、組織全体で一丸となって取り組んでいる。

ア 概要

1) 計画期間

平成29年度（2017年度）から令和12年度（2030年度）

前期：平成29年度（2017年度）～令和2年度（2020年度）の4年間

中期：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

後期：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）の5年間

2) 対象範囲

- ・組織：市が行う事務事業全般（原則）
- ・施設：市の全ての施設
（庁舎、支所・出張所、公民館、学校、指定管理者制度を導入した施設など）

3) 対象ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類のガス

- ①二酸化炭素（CO₂） ②メタン（CH₄） ③一酸化炭素（N₂O） ④ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ⑤パーフルオロカーボン（PFC） ⑥六ふっ化硫黄（SF₆）
- ⑦三ふっ化窒素（NF₃） ※⑤～⑦は土浦市対象外ガス

イ 温室効果ガス削減目標

目 標	<p>中期目標：令和7年度（2025年度）までに、 平成25年度（2013年度）から36%以上削減</p> <p>全体目標：令和12年度（2030年度）までに、 平成25年度（2013年度）から40%以上削減</p>
-----	--

(7) 土浦エコパートナー事業について

市と事業者とが緊密なパートナーシップを形成して地球温暖化問題、エネルギー問題及びごみ問題に取り組むことにより、次世代の子どもたちにより良い環境を引き継ぐことを目的として、協調して脱炭素社会づくり及び循環型社会づくりを行うため、率先して取り組む事業者と「土浦エコパートナー協定」を締結した。

ア 事業者の役割

- ・事業者は、毎年の環境活動計画及びその実績を市へ報告する。
- ・市の実施する環境イベント等への協力。

イ 市の役割

- ・エコパートナー協定締結事業者を市民へ周知。
- ・各事業者の環境活動への取組状況を市民へ周知。
- ・グリーンカーテンの依頼。

ウ エコパートナー協定締結事業者

- ・38事業者

(8) エコドライブ普及啓発について

地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因となる自動車の排出ガスを減らすことを目的に、市民及び職員のエコドライブを促進するため、平成23年度にエコドライブシミュレーターを導入した。イベント等でのエコドライブ体験講習や職員のエコドライブ研修等で活用している。

ア エコドライブ宣言の状況（令和4年度）

- ・個人 239人 累計 2,205人



(9) 除染対策等について

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出されたことで、本市を含む広範な地域住民の生活や環境などに多大な影響を与えました。

このような状況の中、国は、放射能汚染に対する新たな法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を定めたことから、本市においても、法定計画である「土浦市除染実施計画」を平成24年4月に策定し、子どもの生活空間を優先して除染を進めてきました。

その結果、平成26年3月末で土浦市除染実施計画に基づく施設の除染（小中学校、幼稚園、保育所、児童館、公園等）は完了し、現在の空間放射線量率は除染基準値を下回っています。

また、平成28年11月には除染措置完了市町村となりましたが、今後も公共施設の空間放射線量率の測定を継続し、より安心・安全な暮らしの実現に向けて対策を推進します。

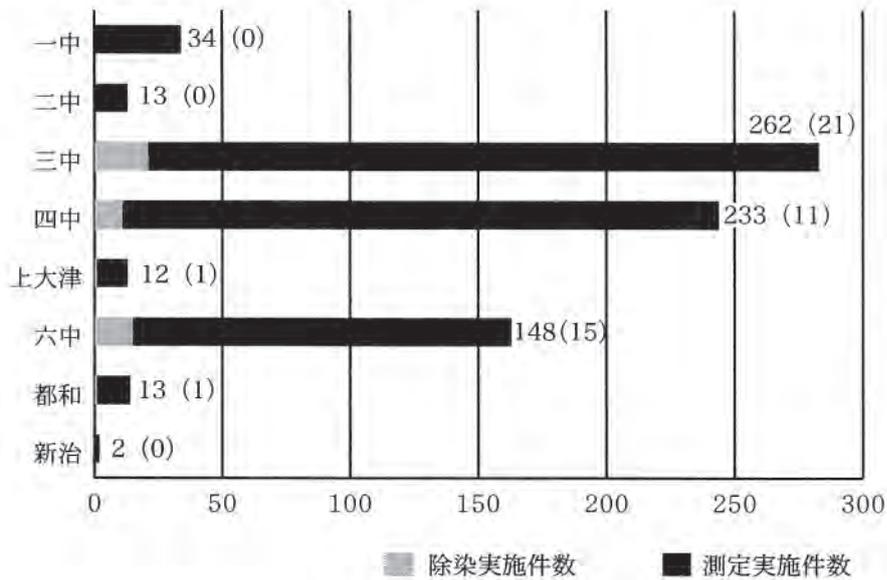
・子どもの施設の除染対策（令和5年4月1日現在）

	施設数*	除染実施施設数	測定のみ実施施設数
小中学校	28	22	6
幼稚園	5	4	1
保育所・児童館	14	7	7
公園	263	27	236

放射線対策総括報告書より

※福島第一原子力発電所の事故時の除染対象施設数

・一般住宅の放射線量率測定及び除染実施件数（令和5年4月1日現在）



7 霞ヶ浦対策

(1) 霞ヶ浦の概要

茨城県東南部に位置する霞ヶ浦は、霞ヶ浦（西浦）、北浦及び常陸利根川の3水域からなり、我が国では2番目に大きな湖である。いわゆる海跡湖で、海拔が低く、水深が浅いのに加えて、流域面積が湖面の約10倍と広いため汚れやすい性格を持っている。

霞ヶ浦流域は、肥沃な平坦地と豊かな水源に恵まれ、農業・畜産業が盛んであり、また、首都圏に近く約94万人の人々が暮らす、今後も都市化が進む地域である。

区分	項目	単位	霞ヶ浦	琵琶湖	諏訪湖
流域	流域面積	km ²	2,157（茨城県総面積の約1/3）	3,174	531
	流域の市町村	-	24市町村（茨城県22 千葉県1 栃木県1）	17市町村	7市町村
	湖沿岸の市町村	-	13市町村（茨城県12 千葉県1）	10市町村	3市町村
湖	成因	-	海跡湖	断層湖	断層湖
	最大水深	m	7（西浦）	103.6	7.2
	平均水深	m	4	41.2	4.7
	湖面積	km ²	220.0	669.3	13.3
	湖岸線	km	252（JR水戸駅から仙台までとほぼ同じ）	235.2	15.9
	湖容積	億m ³	8.5（東京ドームの685杯分）	約275	約0.6

注) 数値は令和5年度 出典「清らかな水のために」霞ヶ浦問題協議会

〈流域の主な産業〉

工業	工場数	4,400事業場
農業	米作付面積	413km ²
	畑地面積	290km ²
畜産業	豚飼養頭数	220,000頭
	牛飼養頭数	20,000頭
水産業	コイ養殖生産量	970トン

注) 数値は令和5年度
出典「清らかな水のために」霞ヶ浦問題協議会

〈流域の土地利用〉

水田	19.1%
畑	13.4%
森林	18.0%
市街地	16.2%
湖面	10.2%
その他	23.1%

注) 数値は令和5年度
出典「清らかな水のために」霞ヶ浦問題協議会

(2) 霞ヶ浦の水質変化

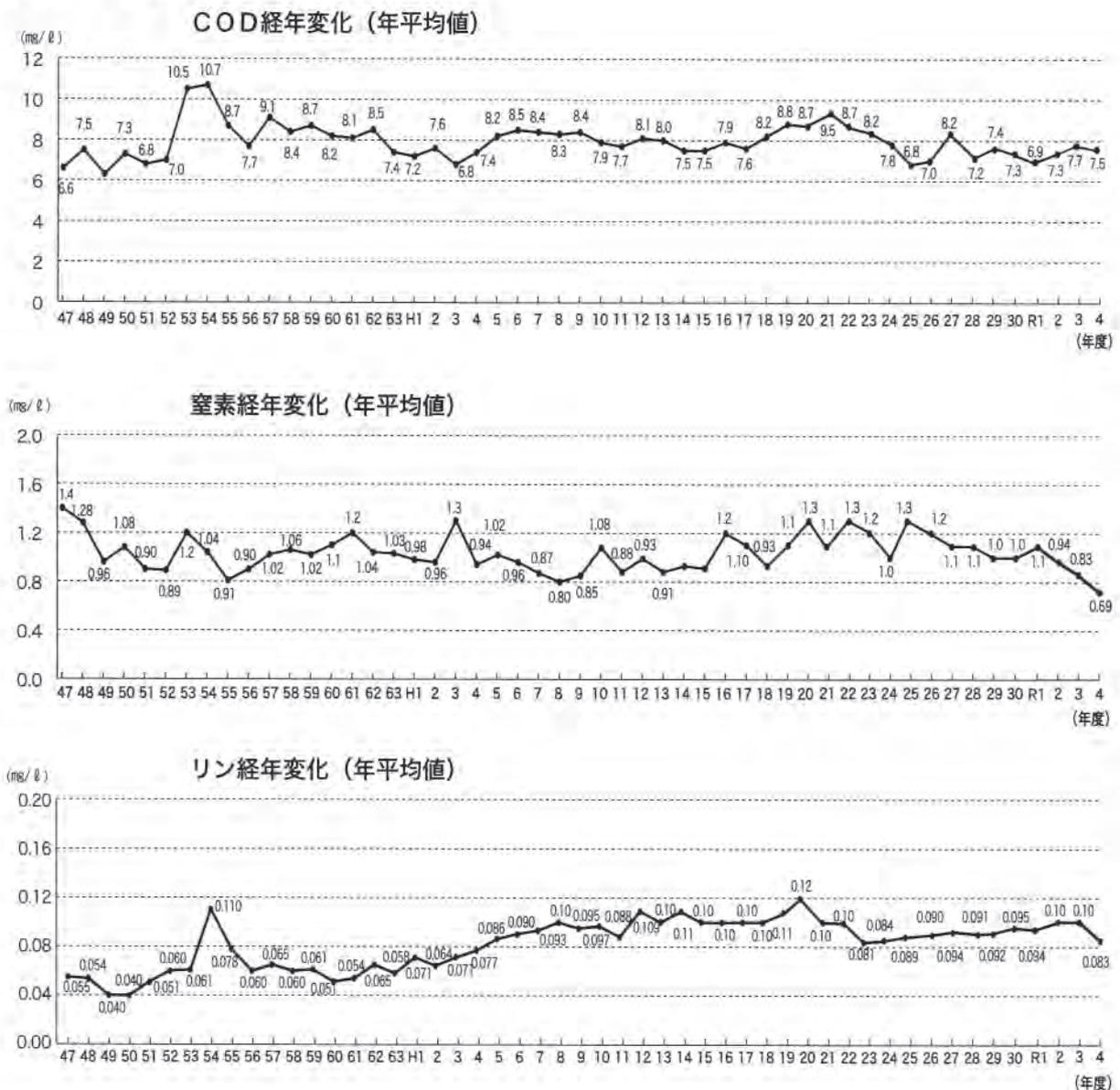
富栄養化しやすい性格の霞ヶ浦に対して、高度経済成長期における流域の人口増加と社会・経済活動は、種々の汚濁負荷を加えてきた。その結果として、昭和45年頃から湖の水質は急激に悪化してきた。

霞ヶ浦の環境基準は、昭和47年に「湖沼A類型（COD、3mg/L以下）」また、昭和61年に「湖沼Ⅲ類型（全窒素0.4mg/L以下、全リン0.03mg/L以下）」に指定されたが、現在の水質は環境基準を大きく上まわっている。

CODは、昭和54年度あたりにピークをむかえ、その後減少の傾向にあったが、種々の浄化対策にもかかわらず、8mg/L前後の高い数値で推移している。

近年では、平成21年度をピークに4年連続で改善傾向を示していたが、平成25年度より上昇傾向を示している。全窒素は、長期的には概ね横ばいで推移しているが、平成19年度以降やや高い値である。全リンは、長期的に増加傾向であったが、平成20年度をピークに依然として高い濃度である。

〈霞ヶ浦の水質〉

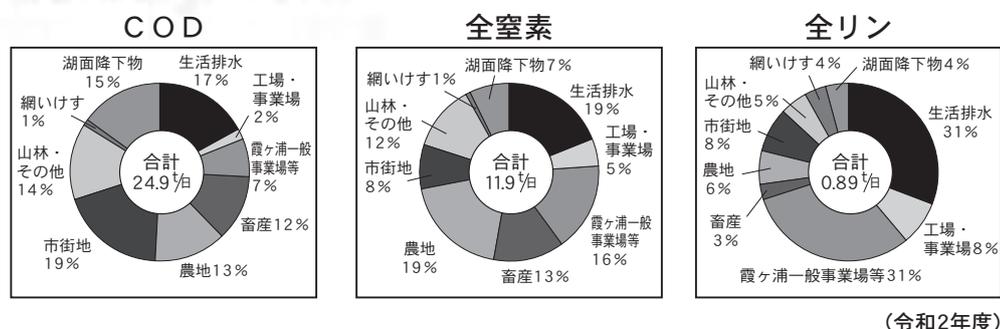


注) 数値は、霞ヶ浦（西浦）、北浦、常陸利根川における環境基準点（8地点）の平均値である。

〈霞ヶ浦の汚濁要因〉

霞ヶ浦の汚濁の要因は、生活排水・畜産排水・工場・事業場の排水のほか、いわゆる面源負荷といいい発生源が広く面として広がっているもので、降雨や農地・山地・市街地から流出するものがある。その他湖底に堆積している底泥からの溶出も相当大きいといわれている。

そのなかでも、台所・風呂・洗濯などの生活排水が霞ヶ浦流入負荷量の約3割を占めており、生活排水の浄化対策が重要課題となっている。



(3) 霞ヶ浦水質保全条例について

霞ヶ浦は、流域における人口の増加や社会経済活動の進展などに伴い、富栄養化による水質汚濁が進行してきた。特に昭和53年度から54年度にかけては著しい水質汚濁により、極めて憂慮すべき状況になった。

このため、県は、昭和56年12月に「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を制定し、昭和57年9月に施行した。この条例により、りんを含む家庭用合成洗剤の使用等の禁止や、工場・事業場に対して主に窒素・りんの規制を行ってきたが、平成19年3月に「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」として全面的に改正した。(平成19年10月1日施行) さらに、平成31年3月に工場・事業に対する排水規制の強化を図るための、条例の一部を改正した。(令和3年4月施行)

この条例は、これまでの窒素・りん規制に加え、小規模事業所に対する排水規制の強化や、生活、農業、畜産業及び養殖漁業における負荷削減対策などを規定し、流域の全ての人々が生活と生産のあらゆる面で水質保全に取り組むことを目指している。

(4) 水質浄化対策

- ア 生活系排水対策
 - 下水道の整備、農業集落排水施設の整備、高度処理型浄化槽の普及、生活排水路の直接浄化
- イ 工場・事業場排水対策
 - 工場・事業場に対する監視・指導の強化
- ウ 農業排水対策
 - 適正施肥の指導
- エ 畜産排水対策
 - 適正な飼養規模と畜舎管理の指導
- オ 浄化啓発
 - 水質浄化キャンペーンやイベント等への参加
- カ 環境学習
 - 小中学生や高校生を対象とした水環境学習プログラムの実施
- キ その他
 - 国、県、市町村、流域住民が一体となった浄化啓発事業を展開するとともに、国や県においても水質浄化に向けた様々な取組みが行われている。

〈市内公共用水域 水質調査結果 経年変化（年間平均値）〉

（単位：pHを除きmg/L）

河川等名	採水場所	年度	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
霞ヶ浦	県水道事務所地先 （大岩田町沿岸）	H30	8.2	9.1	2.4	7.5	19.0	1.2	0.11
		R1	8.0	8.7	2.4	7.0	21.0	1.4	0.12
		2	8.2	9.1	3.4	8.0	22.3	1.3	0.12
		3	8.2	8.6	2.5	7.5	24.2	1.3	0.12
		4	8.4	8.4	4.3	8.9	23.2	1.1	0.12
霞ヶ浦	土浦新港地先 （川口二丁目地先）	H30	7.8	9.4	3.3	8.1	15.1	2.4	0.13
		R1	7.5	8.4	3.2	8.0	20.5	3.0	0.17
		2	7.9	11.2	4.7	8.4	16.5	2.4	0.14
		3	8.0	11.0	3.3	8.2	16.2	2.6	0.14
		4	7.7	9.1	3.4	8.2	15.7	2.5	0.15
霞ヶ浦	沖宿漁港地先 （沖宿町地先）	H30	8.2	8.8	3.6	8.4	25.8	1.2	0.15
		R1	8.3	9.4	2.4	7.8	30.0	1.2	0.13
		2	8.4	10.6	3.0	8.3	28.0	1.0	0.14
		3	8.4	9.7	2.7	7.8	23.5	1.1	0.12
		4	8.5	8.3	2.4	7.9	21.3	0.8	0.10
乙戸川	桐の木橋下 （沖新田）	H30	7.3	9.4	2.2	6.1	11.9	1.9	0.11
		R1	7.2	8.5	2.1	5.8	12.2	2.1	0.09
		2	7.2	9.0	2.6	5.9	12.5	2.4	0.12
		3	7.3	10.3	1.6	5.3	13.7	2.1	0.09
		4	7.3	8.5	2.1	5.7	11.2	1.9	0.10
花室川	小岩田橋下 （小岩田東二丁目）	H30	7.5	6.5	2.7	5.6	8.9	2.6	0.17
		R1	7.6	8.2	1.7	4.6	8.7	2.1	0.11
		2	7.6	6.8	3.4	5.0	7.6	3.3	0.11
		3	7.7	7.8	1.3	4.2	6.4	2.0	0.09
		4	7.6	6.0	2.1	5.0	8.0	2.1	0.11
上備前川	旧衛生センター前 （上高津）	H30	7.4	6.6	1.7	6.6	19.1	2.0	0.21
		R1	7.4	6.7	1.5	6.8	24.2	1.6	0.19
		2	7.4	6.8	1.8	6.0	20.8	1.8	0.19
		3	7.4	6.7	1.4	6.0	21.2	2.5	0.15
		4	7.4	4.0	1.8	6.4	23.7	1.6	0.18
備前川	小松橋下 （小松一丁目）	H30	7.9	7.9	3.4	7.5	19.2	1.5	0.14
		R1	7.5	6.2	2.9	7.4	17.6	1.8	0.16
		2	7.8	7.7	3.4	6.4	14.8	1.9	0.13
		3	7.8	5.7	2.6	6.4	13.5	1.7	0.12
		4	8.1	8.1	5.3	8.2	18.5	1.7	0.16
桜川	水郷橋下 （蓮河原新町）	H30	7.8	8.5	2.3	6.4	16.6	1.6	0.10
		R1	7.7	8.9	2.8	6.7	21.0	1.9	0.13
		2	7.6	9.5	1.3	4.3	10.0	1.6	0.08
		3	7.7	7.9	1.5	4.7	9.3	1.6	0.07
		4	7.6	7.6	1.4	4.9	11.7	1.3	0.08
新川	天王橋下 （川口二丁目）	H30	7.3	7.6	3.2	7.7	10.7	3.1	0.15
		R1	7.3	6.9	3.4	8.0	12.4	3.9	0.18
		2	7.3	6.3	2.9	7.3	11.3	3.6	0.18
		3	7.4	7.4	2.6	7.1	8.3	3.9	0.15
		4	7.2	7.5	4.4	9.5	9.4	4.3	0.23
境川	境橋下 （木田余1719-1地先）	H30	8.1	10.4	2.0	7.0	23.6	3.3	0.26
		R1	8.0	9.6	2.2	8.2	43.8	3.3	0.29
		2	8.0	10.4	2.1	11.2	67.2	3.4	0.31
		3	8.1	10.3	2.0	7.5	25.8	3.3	0.22
		4	8.4	9.9	1.4	6.0	17.7	2.6	0.16
一の瀬川	一の瀬5号橋下 （菅谷町）	H30	7.3	9.1	1.3	4.9	11.0	2.5	0.16
		R1	7.3	9.3	1.6	5.2	10.0	2.8	0.11
		2	7.5	10.5	1.7	5.2	12.7	2.8	0.22
		3	7.4	9.3	1.5	5.7	15.6	2.8	0.16
		4	7.4	8.5	1.6	5.6	20.0	2.3	0.22
天ノ川	桜橋下 （栗野町）	H30	7.5	9.1	1.0	4.8	10.3	2.6	0.10
		R1	7.6	9.1	1.0	4.9	10.8	2.6	0.11
		2	7.7	9.6	1.1	4.8	18.5	3.3	0.19
		3	7.7	9.4	1.9	4.9	16.1	3.0	0.13
		4	7.6	8.5	0.8	4.6	11.4	2.2	0.10

市生活

8 環境衛生

(1) ごみ処理事業

ア ごみ収集

家庭系ごみについては、収集後清掃センターへ搬入され、焼却処理、破碎処理等の中間処理を施し、資源物、焼却灰、破碎不燃物に分けられている。焼却灰、破碎不燃物については、平成12年2月に完成した管理型最終処分場において埋立処分されており、令和4年度から焼却灰の一部を民間施設に搬入し、リサイクルしている。清掃センター、管理型最終処分場については、周辺環境に配慮した施設運営を図っている。

事業系のごみは、一般廃棄物については清掃センターへ、産業廃棄物については民間施設へそれぞれ自己もしくは許可業者による搬入を行うよう定めている。

また清掃センターと連携し、町内清掃、ボランティア清掃など環境美化活動への支援を行っている。

土浦市のごみ排出状況

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ排出量	全体 (t)		54,028	50,722	49,762	49,017	49,029
	家庭系ごみ		36,470	34,145	34,556	33,696	33,223
	事業系ごみ		17,558	16,577	15,206	15,321	15,806
資源化量	年間 (t)		11,803	11,096	10,631	10,332	10,019
	リサイクル率 (%)		21.9	21.9	21.4	21.1	20.4
焼却量	年間 (t)		42,038	38,343	38,798	38,337	38,992
最終処分量	年間 (t)		6,494	6,369	6,290	5,968	6,072

イ ごみ処理手数料

・家庭系ごみ

燃やせるごみ、燃やせないごみについては、平成30年10月1日から家庭ごみ処理有料化を実施し、手数料を徴収している。また、資源になるものについては、引き続き無料処理を行っている。

ごみ処理有料化後の手数料額

ごみ袋の種類	大きさ		手数料の額
	燃やせるごみ	15 L	
30 L			20円
45 L			30円
燃やせないごみ	15 L		10円
	30 L		20円

・粗大ごみ

条例において定めている金額を手数料として徴収している。

・自己搬入

土浦市清掃センター

家庭系ごみ 10kgにつき130円

事業系ごみ 10kgにつき265円

ウ 施設

(ア) 清掃センター

所在地 土浦市中村西根1811番地1
敷地面積 約29,959.93m²
建築面積 5,350m²
延床面積 10,634m²

(a) ごみ焼却処理棟

建築面積 2,700m²
延床面積 6,542m²
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上5階・地下1階
焼却方式 全連続焼却式焼却炉
焼却能力 210t/日 (70t/日×3炉)

(b) 粗大ごみ処理施設

建築面積 1,500m²
延床面積 2,384m²
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階
焼却方式 回転式破砕機、剪断式破砕機
焼却能力 70t/5h

(c) 管理棟

建築面積 400m²
延床面積 760m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(d) 排ガス処理棟

建築面積 750m²
延床面積 948m²
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階
処理方法 減温機・バグフィルター3基

(イ) 一般廃棄物最終処分場

所在地 土浦市白鳥町924番地4
敷地面積 124,809.65m²

(a) 埋立地

埋立面積 30,200m²
埋立容量 229,000m³
埋立方法 サンドイッチ+セル工法

(b) 浸出水処理施設 (管理棟含む)

処理能力 340m³/日
構造 鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階
処理方式 生物処理+凝集沈殿物処理
+砂ろ過+活性炭吸着処理
計量器1基 (最大計量20t)

(2) ごみ減量化事業

ア 町内分別収集事業

町内分別収集事業は、ごみの減量化と資源物の有効利用を図るため、平成2年7月に10町内をモデル地区として開始し、その後、年次的に実施町内を拡大して、平成5年度からは全町内実施となり現在にいたっている。

収集品目も、開始当初の2種5分類から逐次拡大を図り、現在はビン、缶、古布、乾電池、紙類、ペットボトルの6種11分類の収集を行っている。

また、収集回数は、当初の月1回から現在は月2回へと拡大し、市民の利便を図っている。

なお、本市においては、市民の資源物の分別意識の高揚を図るため、各町内会へ、ビン、缶、古布の収集量に応じた還元金を交付している。

町内分別収集量の推移

(単位：kg)

区分 年度	ビン				缶	古布	乾電池	紙類			ペット ボトル (拠点含む)	合計
	白	茶	緑	その他				新聞	ざつ紙	ダンボール		
平成30年度	259,570	204,210	92,120	32,450	272,720	153,934	30,746	180,930	294,290	300,070	260,550	2,081,590
令和元年度	256,080	205,490	91,170	34,820	275,560	182,866	30,547	153,410	337,840	308,860	276,480	2,153,115
令和2年度	287,722	223,292	99,560	41,396	316,130	235,042	36,618	233,930	458,440	465,730	308,110	2,705,970
令和3年度	262,726	206,138	104,051	35,078	303,840	242,797	34,308	245,410	418,260	477,120	326,110	2,655,838
令和4年度	235,584	187,646	95,367	34,261	288,590	222,159	32,571	235,410	415,700	477,230	332,300	2,556,818

※令和元年度まで土浦地区のみ

イ 生ごみ処理容器購入費補助事業

増加し続けるごみの減量化及び再資源化が社会問題となってきた現在の、家庭等から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と再利用を図ることを目的として、平成4年度からコンポスト容器の購入者に対し、1世帯当たり4,000円/基×2基を限度として補助金を交付している。

さらに、平成10年度からは、かねてより要望が多かった電気式生ごみ処理機の購入者に対する補助を20,000円を限度として行い、一層のごみの減量化と再利用を図っている。

なお、令和3年度からは、より多くの申請者に対して補助を行うため、コンポスト容器・EMぼかし器は1基あたり購入価格(税抜)の半額(上限4,000円)×2基、電気式生ごみ処理機は1基あたり購入価格(税抜)の半額(上限20,000円)を限度額としている。

生ごみ処理容器補助等の推移

(単位：世帯、基、円)

区分 年度	コンポスト容器			EMぼかし容器			電気式生ごみ処理機		
	世帯	基数	補助金	世帯	基数	補助金	世帯	基数	補助金
平成30年度	20	28	102,166	7	7	26,953	47	47	913,992
令和元年度	39	57	221,097	11	19	57,999	39	39	731,132
令和2年度	30	46	173,049	12	17	55,675	75	75	1,430,760
令和3年度	36	48	122,091	12	19	28,324	73	73	982,981
令和4年度	41	58	160,605	10	15	21,415	72	72	1,085,396

ウ 子ども会廃品回収事業

子ども達の社会に奉仕する心と物を大切にすることを養うとともに、更なるごみの減量化とリサイクルの推進を図ることを目的として、年度間に2回以上の廃品回収を実施した子ども会に対し、均等割10,000円に回収量1kg当り5円を加えた奨励金を交付して、これを積極的に支援・奨励している。社会構造や流通の変化に伴い、子ども会による回収量は減少傾向にあるが、廃品回収により交付される奨励金は子ども会活動の貴重な財源として、子ども達の健全育成とごみの減量化・リサイクルに大きく貢献している。

廃品回収事業実績の推移

(単位：団体、kg、円)

区分 年度	実施 団体	廃品の種類				奨励金額
		紙類	布類	鉄類	ビン類	
平成30年度	137	2,101,414	77,233	3,942	5,748	12,304,000
令和元年度	132	1,866,291	79,340	4,191	3,668	11,080,700
令和2年度	95	982,560	23,620	1,107	1,766	5,990,600
令和3年度	107	1,002,230	30,530	1,144	867	6,239,700
令和4年度	107	1,016,610	26,370	2,199	738	6,294,800

エ 新治地区の資源回収（令和元年度まで）

新治地区のごみは、令和元年度まで回収していた資源物は、ビン（茶色・無色・その他の色）・カン・紙類（新聞・チラシ・段ボール・雑誌・紙パック・その他の紙）・古布・ペットボトル・プラスチック容器の6種13分類で、その他に、新治地方広域事務組合環境クリーンセンターにごみとして持ち込まれたものから、紙類・古布・金属類などを回収していた。令和2年4月1日から土浦地区と統一し資源物を処理している。

資源回収状況

(単位：kg)

区分 年度	可燃ゴミ 資源物	ビン類	紙類	古布	缶類		粗大ごみ 資源物	ペット ボトル	プラス チック	溶融スラグ用 焼却残渣	合計
					鉄	アルミ					
平成30年度	10,850	53,080	88,350	11,050	23,884	13,140	40,796	15,250	4,830	66,385	328,615
令和元年度	8,370	49,290	91,170	10,320	24,883	14,640	42,812	17,210	7,450	44,535	310,680

オ 容器包装プラスチック収集事業

容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成13年11月から平成27年3月までモデル収集事業を行い、平成27年度から市内全域で容器包装プラスチックを分別収集している。

(単位：kg)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
容器包装プラスチック	975,960	1,104,190	1,191,640	1,184,340	1,133,340

※令和元年度まで土浦地区のみ

カ 生ごみ分別収集事業

土浦市バイオマスタウン構想の柱である生ごみの利活用策として、平成24年7月から平成27年3月までモデル収集事業を実施し、平成27年度から市内全域で生ごみを分別収集している。

(単位：kg)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生ごみ	4,850,860	4,943,890	4,768,800	4,626,400	4,318,960

キ 廃蛍光管拠点回収事業

廃蛍光管をリサイクルするため、平成21年10月から市内16個所の公共施設等において拠点回収を開始した。

平成30年度回収実績：5,630kg

令和元年度回収実績：6,330kg

令和2年度回収実績：6,730kg

令和3年度回収実績：5,830kg

令和4年度回収実績：6,090kg

(3) 環境美化運動

ア 清掃美化活動

各町内の住民による自主的な清掃活動に加え、快適で住み良い街づくりの気運の高まりとともに、より広域的視野のもと行政と住民が一体となって各種の美化活動を展開している。

以下、直近の実施記録

(ア) 関東地方環境美化運動の日

a 実施日	令和4年5月29日(日)		
b 参加者	149町内、市職員等		
c ごみ回収量	79,905kg		
	内訳		
	可燃ごみ	45,140kg	
	不燃ごみ	2,520kg	
	その他	32,245kg	

(イ) 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦

a 夏期		
(a) 実施日	令和4年7月31日(日)	
(b) 参加者	流域40町内会、団体、企業、市職員等	
(c) ごみ回収量	3,170kg	
b 春期		
(a) 実施日	令和5年3月5日(日)	
(b) 参加者	流域41町内会、団体、企業、市職員等	
(c) ごみ回収量	5,160kg	

イ 下水溝側溝清掃

下水溝側溝の清掃は、生活雑排水の排出される町内道路側溝等を主とし、平成7年度から業者委託により実施している。

また、自主活動として、定期的に下水溝清掃を実施している町内については、汚泥回収用の土のう袋を配布すると共に、回収後の汚泥は市で収集している。

ウ 草刈り

(ア) 空き地の草刈り

土地は、本来所有者等が適正に管理すべきものであるが、遠隔地等の理由で適正な管理が困難な所有者等には、市が所有者等からの委託により空き地の草刈りを実施して、安全で清潔な市民生活の確保に努めている。なお、委託による草刈りの実施に際しては、所有者等から実費相当額を徴収している。

空き地草刈りの実施状況

(単位：件、m²)

区分 年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
委託申請	40	12,202	58	16,644	45	13,145	36	9,732	41	10,989

(イ) 河川堤の草刈り

夏期の霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦に合わせ、河川環境の美化と清掃作業の容易性を確保するべく、県土浦土木事務所と区域を定めて桜川・新川の草刈りを実施している。

(4) さわやか環境推進員制度

本市においては、複雑多岐化するごみ問題をはじめとする地域の環境問題に対応するため、市民と行政が一体となった協力体制を確立することから、平成7年11月に「さわやか環境推進員制度」を発足させた。

さわやか環境推進員は、各町内から推薦を受けた市民の方を地域の環境に関するリーダーとして委嘱しており、現在、471名の方々が活動されている。

主な任務は、ごみの適正排出の指導、地域ぐるみの環境美化活動への協力、ごみ不法投棄箇所の市への通報などのほか、本市の特性である豊かな水を守るため、河川、湖沼などの水質汚濁の通報、公害発生のおそれのある場合の通報としている。

さわやか環境推進員へは、身分証明書と腕章を貸与するとともに、推進員活動への必要な情報の提供などを行い、円滑な活動ができるよう協力を行っている。

(5) し尿処理事業

ア し尿収集

し尿については、平成12年度より市内全域を全て委託収集とし、効率的な、し尿収集運搬に努めている。

収集方法は、毎月1回の定期収集とし、それ以外の汲み取りが必要な場合は随時申込み制度により実施し、その手数料については、一般家庭の普通便槽を対象とした定額制と、一般家庭の特殊便槽や事業所等を対象とした従量制の二区分料金制度となっている。

汲取手数料はし尿くみ取券で扱っており、市内20箇所の汲取券販売所を設けて市民の利便に努めている。

令和3年度から本市全域のし尿・浄化槽汚泥の処理が可能となる汚泥再生処理センターを供用開始した。

し尿等収集量の推移

土浦地区

(単位：t)

年度 \ 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し尿	2,578.72	2,393.45	2,130.61	1,778.59	1,707.85
浄化槽汚泥	5,934.80	6,121.86	6,444.45	5,523.45	5,957.06
合計	8,513.52	8,515.31	8,575.06	7,302.04	7,664.91

新治地区

(単位：t)

年度 \ 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し尿	321.81	304.98	296.83	286.43	251.79
浄化槽汚泥	477.50	577.91	537.78	444.41	501.58
合計	799.31	882.89	834.61	727.84	753.37

イ 施 設

令和3年度から供用開始した汚泥再生センターは、し尿・浄化槽汚泥だけではなく、市内の一部の農業集落排水汚泥も含めて処理し、助燃剤へ再資源化することが可能な有機性廃棄物リサイクル推進施設である。

処理方式は、浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式を採用し、処理能力は33.8kl／日（し尿9.7kl／日、浄化槽汚泥24.1kl／日）となっている。

所在地	土浦市佐野子13番地		
敷地面積	9,000.91m ²		
建 物	地 階（ポンプ室・ブロワ室等）	構 造	鉄筋コンクリート造
		延床面積	321.30m ²
	1 階（受入室・水槽上部室等）	構 造	鉄骨造
		延床面積	583.49m ²
	2 階（機械室・中央監視室等）	構 造	鉄骨造
		延床面積	505.73m ²
施 設	処理能力	33.8kl／日	
	処理方法	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式	
		総合脱臭方式	

(6) 埋・火葬事業

ア 斎場

(ア) 概況

平成28年10月に供用を開始した新市営斎場は、式場棟の施設充実はもとより、公害防止設備を備えた火葬炉など、すべての利用者と環境に配慮した施設である。また、同年同月から指定管理者による運営を開始した。

(イ) 利用状況

a 火葬状況

(単位：件)

年 度	区 分	13歳以上	13歳未満	死 産	身体の一部	合 計
平成30年度	本市の住民	1,553	5	23	7	1,588
	本市以外の住民	107	0	7	1	115
	合 計	1,660	5	30	8	1,703
令和元年度	本市の住民	1,603	5	15	7	1,630
	本市以外の住民	111	0	3	5	119
	合 計	1,714	5	18	12	1,749
令和2年度	本市の住民	1,594	1	15	5	1,615
	本市以外の住民	106	1	0	14	121
	合 計	1,700	2	15	19	1,736
令和3年度	本市の住民	1,724	4	21	10	1,759
	本市以外の住民	92	0	0	13	105
	合 計	1,816	4	21	23	1,864
令和4年度	本市の住民	1,783	2	14	6	1,805
	本市以外の住民	123	0	2	14	139
	合 計	1,906	2	16	20	1,944

b 式場等使用状況

(単位：件)

年 度	区 分	式 場	待 合 室	霊 安 室	汚 物 炉	合 計
平成30年度	本市の住民	779	548	5	27	1,359
	本市以外の住民	0	22	0	63	85
	合 計	779	570	5	90	1,444
令和元年度	本市の住民	836	534	34	26	1,430
	本市以外の住民	4	22	0	13	39
	合 計	840	556	34	39	1,469
令和2年度	本市の住民	607	545	30	53	1,235
	本市以外の住民	1	13	1	20	35
	合 計	608	558	31	73	1,270
令和3年度	本市の住民	661	584	31	19	1,295
	本市以外の住民	3	18	8	49	78
	合 計	664	602	39	68	1,373
令和4年度	本市の住民	611	632	22	18	1,283
	本市以外の住民	2	18	0	11	31
	合 計	613	650	22	29	1,314

(ウ) 使用料

a 火葬場使用料

(単位：円)

区 分	種 別	単 位	使 用 料	
			本市の住民	本市以外の住民
遺体の火葬	13歳以上	1体	5,000	50,000
	13歳未満	1体	3,000	30,000
	死産児	1胎	2,000	20,000
	身体の一部	-	2,000	20,000
汚物の処理	出産に付随する汚物	1個	2,000	20,000

b 式場等使用料

(単位：円)

区 分		単 位	金 額	
			本市の住民が利用する場合	本市以外の住民が利用する場合
式場	通夜に使用する場合	1回につき	53,990	161,950
	告別式に使用する場合	1回につき	45,840	137,500
お清め室		1回につき	14,260	42,780
待合室		1室につき2時間	9,170	27,500
霊安室		1棺で24時間	2,040	6,120
会議室		4時間	4,080	12,230
待合ホール			無 料	

(エ) 施設 (平成28年10月3日供用開始)

名 称 土浦市営斎場

所 在 地 土浦市田中二丁目16番33号

敷地面積 13,195.09㎡

建築構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建て+塔屋

延床面積 4,100.92㎡

主要施設 火葬棟 火葬炉6基、汚物炉1基、お別れホール、お別れ室3室、霊安室

待合棟 待合ホール、待合室5室 (1室40席)

葬祭棟 式場2室 (1室120席)、お清め室2室 (1室72席)

遺族・僧侶控室2室、事務室、会議室

駐車場 普通車180台、身障者用4台、搬入用4台、マイクロバス8台

イ 霊園

(ア) 概要

市営墓地は、国分霊園、並木霊園、今泉第一霊園及び今泉第二霊園の4霊園で、5,727区画の墓地を市民に供与し、市民の利便を図っている。

(イ) 施設

a 国分霊園

所在地	土浦市国分町6番
面積	15,162㎡
区画数	2,039区画
区画面積	3.3㎡、4.0㎡、その他
永代使用料	116,000円/㎡
管理料	1,000円/年

b 並木霊園

所在地	土浦市並木二丁目13番
面積	1,984㎡
区画数	345区画
区画面積	4.0㎡
永代使用料	116,000円/㎡
管理料	1,885円/年

c 今泉第一霊園

所在地	土浦市今泉1180番地1
面積	13,360㎡
区画数	1,761区画
区画面積	3.3㎡
永代使用料	93,000円/㎡
管理料	2,135円/年

d 今泉第二霊園

所在地	土浦市今泉1186番地
面積	39,207㎡
区画数	4,100区画 (Aブロック 946区画、Eブロック 636区画) (供用開始区画：1,582区画)
区画面積	3.3㎡、4.5㎡、6.0㎡
永代使用料	116,000円/㎡
管理料	2,640円/年

(7) スズメバチ駆除

平成15年度から住宅又は公共の場所の付近に営巣した、市民に危険を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除している。

区 分 \ 年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
駆 除	285	429	358	491	438
調 査	115	149	126	197	175
合 計	400	578	484	688	613

※調査は駆除を行わず現地確認のみ実施した件数

(8) 狂犬病予防事務

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し及びこれを撲滅することにより公衆衛生の向上と公共の福祉の増進を図ることを目的に、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を実施している。

近年は飼い犬の放し飼いや散歩時の糞害等に関する苦情が数多く寄せられるようになったことから、狂犬病予防注射時や広報紙等を通じて正しい犬の飼い方についての普及・啓発に努めている。

飼い犬登録数等の推移

(単位：頭)

区 分 \ 年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登 録	590	778	679	691	599
予 防 注 射	5,206	5,150	5,027	5,154	5,091

9 防犯対策

悲惨な事故、凶悪な事件が続発している現代社会においては、地域の安心・安全は地域が自ら守る必要があり、町内会単位の自主的な防犯組織の設立が重要課題となっている。本市では平成16年から令和4年までに171町内会中168町内会で結成された実績があり、県内でもトップの結成率を誇っている。

防犯活動の活性化のため、青色防犯パトロール車によるパトロールをはじめ、警察・防犯関係団体及び自主防犯組織との連携強化、防犯灯の設置補助等、地域ぐるみで防犯、地域安全運動に取り組んでいる。

(1) 土浦市の刑法犯認知件数状況

表1 刑法犯認知件数の推移

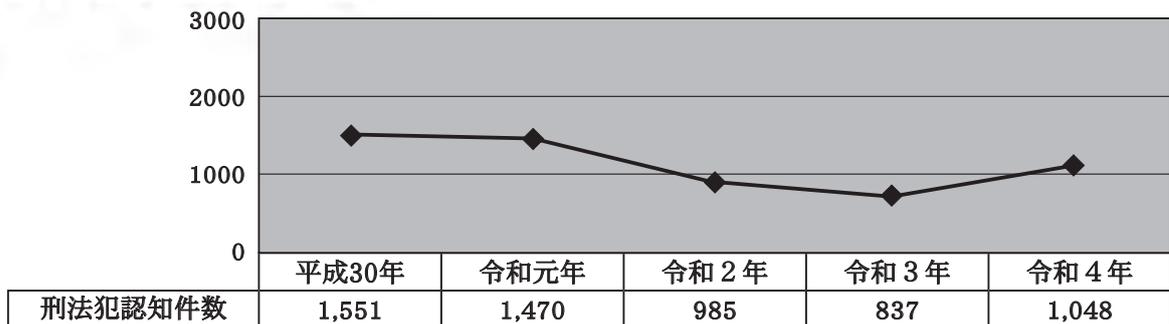


表2 窃盗犯の認知件数

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
窃	盗	1,159	1,174	743	594	732
区 分	侵入盗	176	161	124	66	161
	乗物盗	375	429	186	139	166
	非侵入盗	608	584	433	389	405

(2) 防犯灯整備状況について

明るい「まちづくり」の推進を図るため、町内会等に対して、防犯灯の設置と維持管理にかかる費用について補助金を交付している。

令和5年3月末の時点で、土浦市内には15,060基の防犯灯が設置されている。

表 町内会等の防犯灯事業に対する補助

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
LED新設	75基	79基	83基	72基	68基
その他新設	1基	1基	0基	0基	0基
LED交換	1,699基	1,688基	370基	12基	4基
その他交換	32基	29基	19基	7基	3基

(3) 防犯教室等の開催状況

	保育所	幼稚園	小・中学校	町内会等	その他	合計
開催回数	2回	-	0回	3回	1回	6回
受講者数	144名	-	0名	67名	12名	223名

10 空家等対策

令和5年3月に策定した「第2期土浦市空家等対策計画」に基づき、地域住民の生命や身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、行政による取組のみならず市民や事業者と相互に連携を図り、それぞれが役割や責務を果たしながら、それぞれの立場で強みを活かして取組を進めています。

(1) 空家の状況（令和5年3月末）

- ・空家等件数 2,660件（うち特定空家等10件）

空家件数の年度別推移

単位：件

	相談や苦情等により市が把握している空家件数		
	合計件数	うち適正管理	うち管理不全
平成30年度末	693	376	317
令和元年度末	652	277	375
令和2年度末	647	273	374
令和3年度末	646	267	379
令和4年度 市内空家現地調査 実施			
令和4年度末	2,660	1,837	823

適正管理：所有者等により適正に管理されている空家

管理不全：放置され周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家

(2) 「第2期土浦市空家等対策計画」（令和5年3月策定）

近年増加している空家が、安全、防災、まちの景観など様々な面において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす問題の解消に向けて、学識経験者等で組織する「土浦市空家等対策協議会」において専門的な視点からのご意見等をいただきながら、第2期土浦市空家等対策計画を策定しました。

本計画では、空家等の発生抑制、適正管理及び利活用の推進、管理不全状態空家等の防止・解消などの、空家等に関する基本方針を定め、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な考え方を示しております。

(3) 相談対応・空家の発生抑制・利活用促進の取組

- ・市民等からの空家の苦情・相談受付
- ・所有者及び相続人等調査、空家の現地調査
- ・空家の管理対応依頼文及び条例に基づく指導の実施
- ・所有者等からの空家の処分や活用の相談対応
- ・空家等対策相談会の実施
- ・空家の情報を一元管理する「土浦市空家等管理システム」により、関連部署と連携して指導
- ・倒壊のおそれなど周辺に悪影響を及ぼす空家に対し、特定空家等判定調査を実施
- ・空家バンク制度
- ・空家バンク住宅リフォーム費用助成制度

(4) 「空家対策の推進に関する協定」に基づく取組の推進

安全・安心で活力あるまちづくりに寄与することを目的として、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会茨城県本部、茨城県建築士会と協定を締結し、空家等に関する相談に関すること、管理不全空家等の発生を予防するための啓発に関することについて互いに連携、協力し取組を推進しています。

11 人権推進事業

(1) 人権施策の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権感覚や人権意識の醸成を図るため、関係機関と連携し学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通して、人権尊重社会の実現に向け様々な施策に取り組んでいる。

ア 「土浦市人権施策推進基本計画」(平成23年3月)

この計画は、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現を目指す」ことを基本理念とする。

イ 法務省による人権啓発活動強調事項17項目

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ こどもの人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう
- ・ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう
- ・ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ・ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ・ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ・ 人身取引をなくそう
- ・ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

ウ 主な人権啓発活動

- ・ 市主催行事等での街頭啓発活動
- ・ 人権と平和のつどい開催時の人権講演会及び人権啓発パネルの展示
- ・ 人権週間啓発活動(12月)

(2) 人権擁護に関すること

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員との連携により、人権啓発活動を実施。様々な分野の人権擁護委員が人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことを目的としている。

ア 事業の概要

- ・ 人権教室の実施(対象:市内小中学校)
- ・ 特設人権相談所の開設(年2回)
- ・ 男女共同参画×市民協働フェスティバル時の啓発活動
- ・ 産業祭や地元の夏祭り時の啓発活動
- ・ 土浦人権擁護委員協議会との連携
- ・ 茨城県南地域人権啓発活動ネットワーク協議会との連携

(3) 更生保護に関すること

土浦地区保護司会をはじめとした更生保護団体と連携協力し、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、地域社会の中で必要な助言指導を行い、円滑な社会復帰や社会的自立を助けていくことを目的としている。また、改善更生を促進することで、犯罪の危険から社会を保護し、公共の福祉を増進していく。

ア 土浦市再犯防止推進計画（令和5年3月）

犯罪や非行のない、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、犯罪や非行をした人が、同じ過ちを起こさないよう、地域の関係機関と連携・協力を図り支援する取組みを構築する。

イ 事業の概要

- ・ 社会を明るくする運動の推進
- ・ 犯罪予防活動の推進
- ・ 保護司会等との連携
- ・ 協力組織との連携の促進
- ・ 各種研修への協力

保 健 福 祉



シルバーリハビリ体操教室

1	福祉事務所の窓口	129	8	シルバー人材センター	187
2	社会福祉	130	9	社会福祉施設及び介護保健 関連施設一覧	188
3	生活保護	134	10	国民年金	194
4	中国残留邦人等に対する支援制度	136	11	国民健康保険	196
5	障害者福祉	137	12	後期高齢者医療制度	203
6	高齢者福祉	144	13	医療費助成制度	205
7	土浦市社会福祉協議会	166	14	保健衛生	207

1 福祉事務所の窓口

- 身体障害者手帳の申請受付及び交付
- 療育手帳の交付
- 精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付
- 介護給付費及び訓練等給付費支給事業
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）費の申請
- 地域生活支援事業（相談支援、日常生活用具給付、障害者（児）一時介護事業等）
- 補装具費給付の申請
- 住宅リフォーム費用助成の申請
- 障害者住宅整備資金の貸付申請
- 重度障害者福祉タクシー利用料金助成の申請
- 特別障害者手当、障害児福祉手当の申請
- 心身障害者（児）福祉手当の申請
- 特別児童扶養手当の申請
- 難病患者福祉手当の申請
- 心身障害者（児）扶養共済制度の受付
- 福祉関係諸証明（自動車税減免、NHK受信料減免）の発行
- 生活保護の相談及び申請
- 日本赤十字社費の受付
- 戦傷病者、戦没者及び遺族への援護の相談
- 災害見舞金の支給
- 介護保険における要介護認定申請
- 介護保険における福祉用具購入費の支給申請
- 介護保険における住宅改修費の支給申請
- 介護保険における高額介護サービス費等の支給申請
- 介護保険における各種減免申請
- 老人ホームへの入所など老人福祉についての相談、指導
- 高齢者住宅整備資金の貸付申請
- ねたきり老人等福祉手当の申請
- 福祉電話貸与の申請
- ひとり暮らし老人等緊急通報システムの申請
- はり、きゅう、マッサージ施術費補助の申請
- ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成の申請
- 寝具洗濯・乾燥・消毒サービスの申請
- 高齢者家族支援「探索」サービスの申請
- 高齢者移送サービス利用助成の申請
- 救急医療情報キット配布の申請
- 高齢者見守りキーホルダーの申請
- 高齢者に対する総合相談
- 保護を要する児童の相談、指導
- 児童手当の支給
- 児童扶養手当の相談及び申請並びに支給
- 母子父子寡婦福祉資金貸付相談及び申請
- 保育所、認定こども園への入所申請
- 遺児手当の支給
- 母子支援施設への入所相談
- 家庭児童相談
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の相談及び申請
- 妊娠届の受付及び職業健康手帳の交付
- 妊娠・出産・育児に対する総合相談
- 結婚新生活支援事業の申請

2 社会福祉

急速な少子高齢化や核家族化の進行、生活意識や価値観・生活様式の多様化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。さらには、災害時における高齢者や障害者等への支援、子どもや高齢者等への虐待や一人暮らし高齢者の孤独死なども生じております。

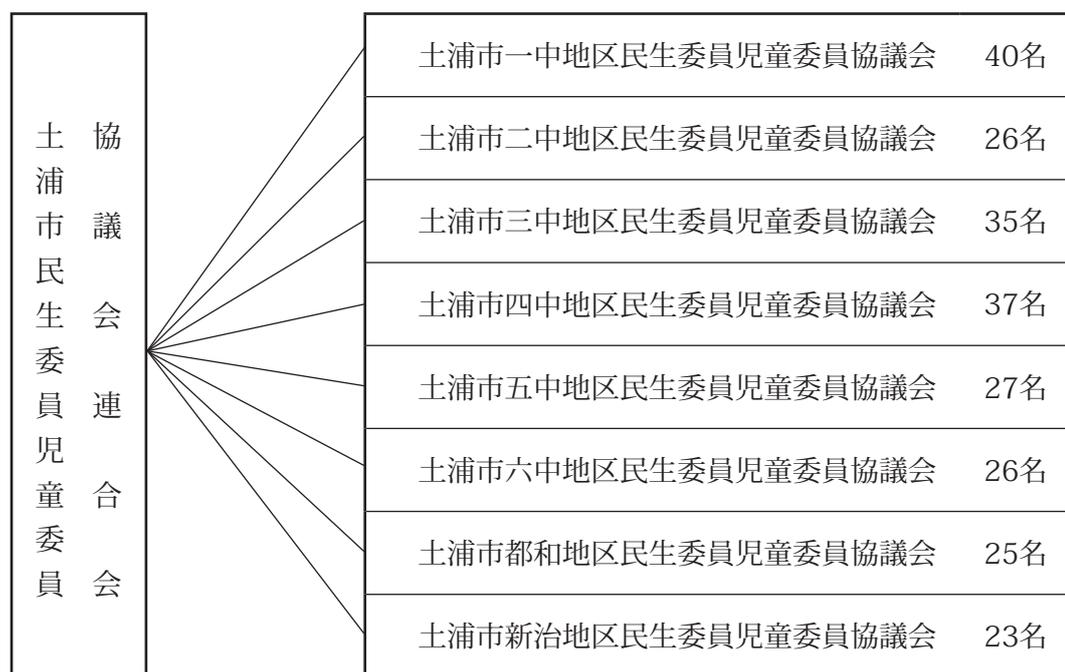
こうした中、本市では、地域におけるさまざまな生活課題に対応すべく、行政・市民・地域・事業者等の協働による、ふれあいネットワークの推進を図り、市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、福祉サービスの充実した、思いやりと優しさにあふれた福祉のまちづくりを進めております。

令和5年度より、ふれあいネットワークを活用し、重層的支援体制整備事業を運営し、地域共生社会を目指します。

(1) 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき更生労働大臣から239名（主任児童委員16名を含む。）が委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねています。本市では市内を各中学校単位とする8地区に区分し、地区民生委員児童委員協議会が組織され、生活保護に関する相談や助言をはじめ、高齢者・障害者（児）・児童・ひとり親家庭などを対象に、福祉事務所や児童相談所などの福祉行政機関と連携し、地域に住む人達に密着した福祉活動の担い手としての役割を果たしております。

ア 土浦市民生委員児童委員協議会構成図



計 239名

イ 民生委員・児童委員の活動状況

(令和4年度)

相 談 ・ 支 援 件 数		項 目	件 数	項 目	件 数	
(内 容 別)	相 談 ・ 支 援 件 数	在 宅 福 祉	182	その 他の 活動 件数	調 査 ・ 実 態 把 握	1,515
		介 護 保 険	101		行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	2,578
		健 康 ・ 保 健 医 療	205		地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	6,324
		子 育 て ・ 母 子 保 健	43		民 児 協 運 営 ・ 研 修	9,038
		子 ど も の 地 域 生 活	132		証 明 事 務	215
		子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	505		要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	16
		生 活 費	131	計	19,686	
		年 金 ・ 保 険	8	訪 問 回 数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	22,854
		仕 事	13		そ の 他	10,152
		家 族 関 係	87	計	33,006	
		住 居	62	連 絡 調 整 回 数	委 員 相 互	10,812
	生 活 環 境	207	そ の 他 の 関 係 機 関		9,676	
	日 常 的 な 支 援	1,406	計	20,488		
	そ の 他	1,329	活 動 日 数	30,094		
	計	4,411				
	(分 野 別)	高 齢 者 に 関 す る こ と	2,308			
		障 害 者 に 関 す る こ と	212			
		子 ど も に 関 す る こ と	1,278			
		そ の 他	613			
計		4,411				

保福
健社

(2) 災害見舞金等の支給

支給目的 市民が災害を受けたときに、被災者又は葬祭を行う者に対して災害見舞金又は弔慰金を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図る。

災害の種類 火災、風水害、震災、その他の自然災害

対象者 本市において、住民基本台帳に記載されている者

支給金額 (ア) 災害により死亡又は死亡したと推定される時。 100,000円
 (イ) 負傷した場合において全治3ヶ月以上入院加療を要するもの。 30,000円
 (ウ) 住家の全焼又は全壊したもの。 50,000円
 (エ) 住家の半焼又は半壊したもの。 30,000円
 (オ) 住家の床上浸水したもの。 10,000円

見舞金支給の状況

(令和4年度)

災害による死亡	0件	0円
住家の全焼・全壊	2	100,000
〃の半焼・半壊	3	90,000
〃の床上浸水	0	0
災害による負傷	0	0
計	5	190,000

(3) 日本赤十字社活動資金募集状況

(令和4年度)

	賛同者	実績額	前年度比
一般社資	25,479名	12,965,487円	101.8%
特別社資	45件	521,000円	289.4%

(4) 戦没者追悼式

毎年市内の戦没者(1,582名)の遺族を招待して戦没者追悼式を行い、戦没者に対し追悼の意を表すとともに、ご遺族のご苦勞に対して深い敬意を表し、平和を祈念する。

令和4年度 開催日時 10月30日(日) 午後2時

会場 クラフトシビックホール土浦 大ホール

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止となりました。

(5) 社会福祉センター

施設の概要

所在地 土浦市大和町9番2号

指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

面積 6,637,332㎡

構造 鉄筋コンクリート 8階建

設備等 4階 事務室、相談室、応接室2、図書室、団体共用室、講義講習室

5階 調理実習室、高齢者生きがいセンター、クラフト室

6階 ボランティアセンター、ボランティア活動室、点字ライブラリー

事業開始 平成9年10月

○利用者数(令和4年度)

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共有室	ボランティア活動室	その他	計
4	668	15	132	85	156	137	1,193
5	475	20	119	111	187	142	1,054
6	597	23	189	105	187	131	1,232
7	734	0	127	104	246	144	1,355
8	411	0	101	82	186	126	905
9	499	10	103	73	248	128	1,061
10	440	0	102	185	213	102	1,042
11	683	18	117	122	293	115	1,348
12	586	55	139	68	215	105	1,168
1	459	0	104	83	230	143	1,019
2	716	10	125	142	215	122	1,330
3	671	52	166	120	312	133	1,454
計	6,939	203	1,524	1,280	2,687	1,528	14,161

○利用団体数（令和4年度）

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共有室	ボランティア活動室	その他	計
4	64	1	15	10	23	61	174
5	71	1	15	19	23	59	188
6	85	2	22	10	20	62	201
7	89	0	16	9	30	75	219
8	52	0	16	12	22	53	155
9	69	2	15	8	28	59	181
10	64	0	13	18	23	50	168
11	72	1	14	15	24	51	177
12	69	3	16	8	26	52	174
1	57	0	13	10	30	66	176
2	85	2	16	14	24	53	194
3	87	6	21	13	30	61	218
計	864	18	192	146	303	702	2,225

(6) 新治総合福祉センター

施設の概要

所在地 土浦市沢辺1423-1
 指定管理者 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会
 敷地面積 21,287㎡
 建物面積 1,992.5㎡
 構造 鉄筋コンクリート平屋建
 設備等 大広間、ホール、浴室、リラックスルーム、生きがい工房、
 コミュニティサロン 他
 事業開始 平成8年4月

○利用状況（令和4年度）

月	開館日数	個人利用者数			団体施設利用者数				ゲートボール場等公園	おもちゃライブラリー	まあ〜るいさろん	計
		利用者	有料	無料	ふれあいホール	生きがい工房	ボランティアサロン	いきいきサロン				
4	25	993	9	984	83	28	9	68	0	22	8	1,211
5	23	974	6	968	83	24	5	57	0	16	14	1,173
6	26	1,095	4	1,091	100	19	14	72	0	10	60	1,370
7	26	974	6	968	83	24	5	57	0	16	14	1,173
8	26	854	5	849	124	18	10	43	0	29	5	1,083
9	24	924	5	919	103	23	4	48	0	7	6	1,115
10	24	857	10	847	98	21	5	64	0	24	8	1,077
11	24	998	11	987	159	24	6	390	0	11	9	1,597
12	24	956	5	951	142	13	10	77	0	20	6	1,224
1	23	878	10	868	67	19	6	64	0	25	10	1,069
2	22	928	10	918	66	14	10	74	0	8	9	1,109
3	26	1,058	7	1,051	73	18	8	97	0	30	8	1,292
計	292	11,489	88	11,401	1,181	245	92	1,111	0	218	157	14,493

3 生活保護

生活保護は、高齢や傷病等により生活が困窮したときに、保有する資産や能力の活用、親族の扶養及びその他あらゆるものを活用しても生活できない場合に、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

(1) 保護世帯・人員の推移

(各年度末：国県は速報値)

年 度	世帯数			人 員			前年比（世帯数％）			保護率（％）		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
H30	1,635,515	22,466	1,083	2,089,641	28,094	1,282	99.8	102.6	104.3	16.5	9.8	9.2
R1	1,635,201	22,641	1,120	2,066,660	28,082	1,318	99.9	100.8	103.4	16.4	9.8	9.5
2	1,641,536	23,120	1,139	2,053,268	28,496	1,342	100.4	102.1	101.7	16.4	10.0	9.7
3	1,641,640	23,500	1,185	2,034,226	28,723	1,407	100.2	102.9	104.0	16.2	10.1	9.9
4	1,647,341	23,728	1,233	2,027,865	28,785	1,465	100.3	100.9	104.1	16.3	10.2	10.3

(2) 扶助別人員等の推移

(各年度末)

区分 年度	人員	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
		人員	前年比 （％）	人員	前年比 （％）	人員	前年比 （％）	人員	前年比 （％）	人員	前年比 （％）	人員	前年比 （％）
H30	1,282	1,130	104.0	1,064	103.9	41	120.6	1,093	100.8	343	108.5	18	120.0
R1	1,318	1,149	101.7	1,090	102.4	38	92.7	1,158	105.9	372	108.5	23	127.8
2	1,342	1,170	101.8	1,112	102.0	44	115.8	1,169	100.9	391	105.1	27	117.4
3	1,407	1,227	104.9	1,177	105.8	50	113.6	1,245	106.5	397	101.5	22	81.5
4	1,465	1,286	104.8	1,222	103.8	35	70.0	1,115	89.6	401	101.0	17	77.3

(3) 保護開始・廃止件数等の推移

(各年度)

区分 年度	開 始				廃 止			
	世 帯		人 員		世 帯		人 員	
	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数
H30	161	13.4	195	16.3	97	8.1	135	11.3
R1	182	15.2	228	19.0	141	11.8	164	13.7
2	162	13.5	201	16.8	143	11.9	159	13.3
3	187	15.6	236	19.7	150	12.5	161	13.4
4	187	15.6	229	19.1	141	11.8	157	13.1

(4) 世帯類型別件数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	高齢世帯		母子世帯		障害世帯		傷病世帯		その他の世帯	
		世帯数	構成比 （％）	世帯数	構成比 （％）	世帯数	構成比 （％）	世帯数	構成比 （％）	世帯数	構成比 （％）
H30	1,083	724	66.8	17	1.6	110	10.1	176	16.3	56	5.2
R1	1,120	751	67.2	23	2.1	127	11.3	161	14.4	58	5.2
2	1,139	753	66.1	24	2.1	135	11.9	148	13.0	79	6.9
3	1,185	765	64.6	25	2.1	152	12.8	169	14.3	74	6.2
4	1,233	790	64.1	29	2.4	152	12.3	167	13.5	95	7.7

(5) 扶助別保護費の推移

(各年度末)

区分 年度	総額(円)	前年比 (%)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
			支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)
H30	2,276,325,191	99.2	734,710,569	32.3	313,244,002	13.8	4,035,338	0.2	1,123,763,765	49.4	89,278,712	3.9	11,292,805	0.5
R1	2,364,996,065	103.9	744,047,994	31.5	328,207,342	13.9	3,646,192	0.2	1,185,847,530	50.1	90,856,536	3.8	12,390,471	0.5
2	2,484,479,774	105.1	769,019,596	31.0	345,522,898	13.9	3,196,360	0.1	1,251,991,022	50.4	105,529,830	4.2	9,220,068	0.4
3	2,495,947,559	100.5	774,080,085	31.0	358,394,685	14.4	3,634,632	0.2	1,238,845,421	49.6	108,919,607	4.4	12,073,129	0.4
4	2,574,799,795	103.2	785,250,255	30.5	369,506,450	14.4	4,448,046	0.2	1,290,717,503	50.1	115,700,341	4.5	9,177,200	0.4

4 中国残留邦人等に対する支援制度

この制度は、平成20年度から開始されたもので、中国残留邦人及び樺太等残留邦人の方が、日本国内で生活し、国民年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に、その方の特別な事情に鑑み、本人及び配偶者に生活費等を給付するものです。

(1) 世帯数・人数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	人 数	人数の内訳				
			生活支援(人)	住宅支援(人)	医療支援(人)	介護支援(人)	その他(人)
H30	5	8	8	8	8	7	0
R1	4	6	6	6	6	6	0
2	3	4	4	4	4	4	0
3	3	4	4	4	4	4	0
4	3	4	4	4	4	4	0

(2) 支援費の推移

(各年度末)

区分 年度	総 額 (円)	支援額の内訳				
		生活支援 (円)	住宅支援 (円)	医療支援 (円)	介護支援 (円)	その他 (円)
H30	11,793,043	5,213,209	1,366,400	4,917,556	295,878	0
R1	13,216,137	5,255,167	1,575,574	5,987,416	397,980	0
2	10,167,271	3,912,736	1,422,700	4,678,884	152,951	0
3	5,932,261	2,375,630	753,600	2,578,606	224,425	0
4	5,739,040	2,363,857	748,800	2,427,956	198,427	0

5 障害者福祉

制度の改正等や障害者のニーズに的確に対応しながら、障害福祉サービスの提供、障害者の地域生活への移行の推進、総合的な就労支援の強化などを行い、障害のある方が安心して暮らせる地域社会を目指しています。

(1) 障害者の現況

ア 障害・年齢別 身体障害者手帳交付者数

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

区 分	18歳未満		18歳から64歳		65歳以上		合 計	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
視 覚 障 害	4	5.9%	70	6.0%	202	7.0%	276	6.7%
聴 覚 障 害	8	11.8%	83	7.1%	220	7.6%	311	7.5%
音 声 言 語 障 害	0	0.0%	12	1.0%	32	1.1%	44	1.1%
肢 体 不 自 由	46	67.6%	593	50.9%	1,156	39.8%	1,795	43.4%
内 部 障 害	10	14.7%	406	34.9%	1,295	44.6%	1,711	41.4%
合 計	68	100.0%	1,164	100.0%	2,905	100.0%	4,137	100.0%

保福
健社

イ 令和4年度障害原因別身体障害者手帳新規交付者

(単位：人)

区 分	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	計	率 (%)
先 天 的 障 害	0	0	0	1	0	1	0.4%
交 通 事 故	0	0	0	0	0	0	0.0%
脳 血 管 障 害	0	0	0	22	0	22	7.8%
そ の 他 の 疾 病	9	21	1	36	185	252	89.4%
そ の 他 の 事 故	0	0	0	7	0	7	2.5%
合 計	9	21	1	66	185	282	100.0%

ウ 年齢別・程度別療育手帳交付者数

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
④ 最重度	27	10	37	112	57	169	6	7	13	145	74	219
A 重 度	36	18	54	101	49	150	12	11	23	149	78	227
B 中 度	55	23	78	120	85	205	7	12	19	182	120	302
C 軽 度	84	40	124	135	111	246	4	0	4	223	151	374
合 計	202	91	293	468	302	770	29	30	59	699	423	1,122

エ 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和5年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1級	0	1	1	48	40	88	19	31	50	67	72	139
2級	13	8	21	329	337	666	30	46	76	372	391	763
3級	3	4	7	170	164	334	11	13	24	184	181	365
手帳交付者数 計	16	13	29	547	541	1,088	60	90	150	623	644	1,267

オ 自立支援医療給付等状況

○自立支援医療(精神通院)受給者数

2,657人 (令和5年4月1日現在)

○自立支援医療(更生医療)給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
肢体・内臓など	14	5,818,687	318,629
腎臓・血液透析	46	146,164,688	288,939
合 計	60	151,983,375	607,568

○自立支援医療(育成医療)給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
聴覚・平衡機能	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能	2	55,988	29,774
肢体不自由	5	169,409	19,551
内臓機能	4	654,118	75,000
合 計	11	879,515	124,325

カ 障害者住宅整備資金貸付事業

障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者の居住環境を改善するため、障害者専用の居室等を増築若しくは改築・改造するために必要な資金の貸付を行っている。

貸付額等

貸付限度額	償還期限	償還方法
3,000,000円	貸付交付日の属する月の翌月から起算して10年以内 (6か月の据置期間を含む)	元利均等月賦償還又は元利均等半年賦償還(繰上償還可)

対象者 ○身体障害者手帳1～4級又は療育手帳 ㉠、Aの所持者

○上記障害者と同居する親族

令和4年度新規貸付件数 0件

キ 重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業

重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成します。

1回の乗車につき500円券2枚使用できます。年間50枚分を限度とします。

対象者

○障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方

○障害の程度が㉠又はAの療育手帳の交付を受けた方

○障害の程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

令和4年度福祉タクシー利用状況

- 利用券の交付状況 359人
- 利用件数及び助成金額 8,825件 4,412,500円

ク リフトタクシー運行費補助事業

重度の身体障害者の利便を図るため、リフト付車輛の運行費の一部を補助しています。

- 令和4年度運行費補助件数 1件
- 令和4年度運行費補助金額 160,000円

ケ 手話奉仕員養成事業

手話及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、手話奉仕員の養成講座を開催しています。

- 令和4年度入門課程 28回(56時間) 受講生28人
- 令和4年度基礎課程 30回(60時間) 受講生6人

コ 要約筆記講座事業

要約筆記及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、要約筆記の入門講座を開催しています。

- 令和4年度入門講座 隔年開催のため未実施

サ 手話通訳者設置事業

本市庁舎に手話通訳者を設置し、ろう者が市役所内での手続や相談を円滑に行えるよう支援しています。

- 令和4年度設置日 毎週月曜日・金曜日(閉庁日を除く)
- 延べ利用者数 216人

シ 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

ろう者のコミュニケーション支援のため、茨城県聴覚障害者協会やすらぎに委託し、手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。

- 令和4年度実績 手話通訳者派遣 72件
- 要約筆記者派遣 17件

ス 難病患者福祉手当支給事業

難病患者(一般特定疾患医療受給者証所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者)の日常生活上の不安や入院及び通院の経済的負担を軽減するため、福祉手当を支給しています。

- 令和4年度受給者数 685人
- 令和4年度支給金額 14,955,000円

セ ひとり暮らし重度聴覚障害者緊急通報システム事業

ひとり暮らし重度聴覚障害者の緊急事態発生時の不安を解消し、生活の安全を確保するため、緊急通報システムを整備しています。

- 令和5年3月末現在設置台数 0台

ソ 障害者手帳交付申請用診断書料助成事業

(ア) 身体

新規の身体障害者手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	326件
助成額	1,626,800円

(イ) 精神

精神障害者保健福祉手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	548件
助成額	2,609,230円

タ 重度障害者住宅リフォーム助成事業

身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害1・2級）、又は療育手帳④を所持する方が居住する住宅を、その障害者に適応するように改造する費用について、その一部を助成します。

助成件数	3件
助成額	1,225,527円

チ 土浦市心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独）

在宅で心身に障害のある方及び在宅の20歳未満の障害児に手当を支給しています。

支給件数	1,486件
支給額	58,475,750円

（内訳）

20歳以上	身障手帳1級～2級	療育手帳④、A、B	精神手帳1級	1,151人
20歳未満	身障手帳1級～4級	〃	精神手帳1級～2級	187人
20歳未満	身障手帳5級～6級	療育手帳C	精神手帳3級	140人
特別児童扶養手当該当者				8人

ツ 特別児童扶養手当

中程度以上の心身障害のため日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を監護している父母又は療育者に対し、障害児の生活向上のために支給されます。

令和4年度	手当受給者数	220人
-------	--------	------

テ 障害者一時介護事業

在宅障害者の介護者が外出、休息等により一時的に介護が困難になったとき、障害者を一時的に預かり介護します。

対象者	市内在住の障害者で次に該当する満1歳以上の方	
	・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方	
	・医師により、発達障害があると認められた方	
委託先	障害者支援施設「尚恵厚生園」	
令和4年度 利用状況	・延利用人数	58人
	・延利用時間	196時間
	・委託料	294,000円

ト 特別障害者手当等支給事業

（ア）特別障害者手当

20歳以上の在宅者で障害基礎年金1級程度の障害が重複している状態又はその障害の程度が最重度で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする障害者に支給されます。

（イ）障害児福祉手当

20歳未満の在宅者で身体障害者手帳1級又は療育手帳④程度の最重度の障害があるため日常生活において常時、介護を必要とする障害児に支給されます。

（ウ）経過的福祉手当

従来福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない20歳以上の障害者に支給されます。

(単位：人、円)

手 当	手当月額	受給者数	受給額
特別障害者手当	27,350	51	21,355,100
障害児福祉手当	14,880	67	8,734,710
経過的福祉手当	14,880	1	178,260
合 計		115	30,268,070

ナ 茨城県心身障害者（児）扶養共済事業

心身障害者（児）を扶養される方が毎月一定の掛金を納付することにより、万一の場合に障害者に共済年金が支給されます。

(令和5年3月31日現在)

区 分	加入者数（人）
身体障害者	6
知的障害者	30
精神障害者	5
計	41

扶養共済年金受給者数 45人

ニ 「こころの相談」事業等

事業名	内 容	対 象 者	実施日	実施場所
こころの相談	精神科医師によるこころの相談・指導	こころの病気で悩んでいる方及び家族等	月1回 (予約制)	土浦市役所内

令和4年度 実施件数 21件

ヌ 土浦市障害者虐待防止センター事業

障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や相談支援を目的として、土浦市社会福祉協議会に委託し実施しています。

令和4年度 相談件数 28件

保護件数 0件

ネ 土浦市つくしの家

通常の事業所に雇用されることが困難な18歳以上の知的障害者の方を対象に、日常生活上の支援や生産活動その他の活動の機会の提供等を行い、地域社会において共生できるよう促進します。

所在地	土浦市上高津1810番地		
開設年月日	平成元年5月1日		
施設の規模	敷地面積	2,406㎡	
	建物面積	750㎡	
	構 造	鉄筋コンクリート平家建	

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

施 設 名	通所対象者	1日利用定員	通所者数
つくしの家	18歳以上の知的障害者（生活介護）	14	11
つくし作業所	18歳以上の知的障害者（就労継続支援B型）	46	30

(2) 障害者自立支援給付の内容

身体障害者

①介護給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	37	454	36,096,653	19
重度訪問介護	5	70	41,174,439	5
同行援護	25	268	7,579,009	7
生活介護	78	1,139	218,161,854	29
短期入所	14	65	6,977,052	4
施設入所支援	44	486	78,243,483	16
療養介護	15	172	46,885,580	7
計画相談支援	178	495	7,316,113	49
合計	396	3,149	442,434,183	136

②訓練等給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	14	128	25,548,610	11
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	13	94	9,040,026	5
就労移行支援	7	55	9,199,330	6
就労継続支援A型	34	331	54,241,846	20
就労継続支援B型	20	198	22,307,643	18
就労定着支援	2	10	346,510	2
合計	90	816	120,683,965	62

知的障害者

①介護給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	19	221	5,855,608	10
行動援護	1	3	235,623	1
同行援護	1	13	314,412	1
生活介護	209	2,514	536,613,161	68
短期入所	30	142	11,016,784	15
施設入所支援	130	1,486	201,272,450	40
療養介護	0	0	0	0
計画相談支援	442	1,107	16,933,685	75
合計	832	5,486	772,241,723	210

②訓練等給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	88	955	164,591,197	50
自立訓練(生活訓練)	5	27	4,349,249	2
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
就労移行支援	29	228	43,718,652	13
就労継続支援A型	51	519	68,724,519	21
就労継続支援B型	142	1,610	205,565,964	46
就労定着支援	21	139	3,946,182	6
合計	336	3,478	490,895,763	138

障害児

①介護給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	2	23	956,554	2
同行援護	0	0	0	0
短期入所	5	14	746,096	5
計画相談支援	1	2	29,489	1
相談支援(児)	650	1,180	21,743,211	22
児童発達支援	361	3,679	211,015,504	46
放課後デイサービス	338	6,275	469,577,858	74
保育所等訪問支援	25	120	2,839,393	3
合計	1,382	11,293	706,908,105	153

②訓練等給付費

(単位:人、円)

就労移行支援	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

保福
健社

精神障害者

①介護給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	46	446	9,354,509	14
同行援護	1	6	61,458	1
生活介護	9	73	11,809,638	8
短期入所	3	3	101,492	3
施設入所支援	3	31	4,681,118	3
地域移行支援	0	0	0	0
計画相談支援	397	1,110	16,885,035	50
合計	459	1,669	42,893,250	79

②訓練等給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	79	770	116,669,668	49
自立訓練(宿泊型)	2	24	2,843,095	2
自立訓練(機能訓練)	4	29	2,328,096	2
自立訓練(生活訓練)	14	98	17,681,854	7
就労移行支援	57	339	60,058,011	16
就労継続支援A型	160	1,549	219,369,403	32
就労継続支援B型	130	1,145	128,734,842	52
就労定着支援	17	123	3,423,128	7
合計	463	4,077	551,108,097	167

6 高齢者福祉

わが国の人口の高齢化は、世界でも例をみない速さで進展し、高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口の割合）は20%を超え、21世紀半ばには、3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。

国においては、介護を必要とする高齢者の増加や家庭における介護力の低下に鑑み、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）や新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）の策定により高齢者に対する保健福祉施策を推進し、平成11年12月には、今後5か年間の高齢者保健福祉の方向が示され、平成12年度からの新たなプラン（ゴールドプラン21）が策定されました。

さらに、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、自らの選択に基づくサービスが安心して受けられるよう介護保険法が平成9年12月に制定され、平成12年4月から施行されました。

この介護保険制度の施行によって、保健福祉サービスは、「措置」から「契約」へと大きく転換し、市町村の役割は、介護保険の保険者として安定した保険運営とともに、高齢者が安心してサービスが受けられる環境整備や介護サービスの量と質が均衡のとれた体制で供給できるように調整を行うことが重要となっています。

本市においては、平成6年度に「土浦市老人保健福祉計画」を策定し、高齢者への保健福祉施策の積極的な展開を図ってきましたが、当該計画の計画期間が平成11年度末で終了し、平成12年度から介護保険制度がスタートしたことから「土浦市ふれあいネットワークプラン」として、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しました。令和3年度からは、令和2年度に策定した令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第8次土浦市ふれあいネットワークプラン」に基づき、保健福祉施策を積極的に展開しています。

また、今後は、「土浦型地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護予防事業の推進と新たな生活支援サービスの整備、そして医療・介護等の多職種連携強化、認知症施策の強化・拡充を通じて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域づくりを行ってまいります。

(1) 高齢者人口

・65歳以上の人口状況

（各年4月1日現在）

年度 年齢階層	元		2		3		4		5	
	人口	構成比								
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
65～69歳	10,272	7.2	9,745	6.9	9,146	6.5	8,724	6.2	8,328	5.9
70～74	10,083	7.1	10,545	7.4	11,183	7.9	10,903	7.7	10,392	7.4
75～79	8,454	5.9	8,589	6.1	8,286	5.9	8,543	6.1	9,022	6.4
80～84	5,714	4.0	5,915	4.2	6,180	4.4	6,533	4.6	6,778	4.8
85～89	3,673	2.6	3,747	2.6	3,880	2.7	3,983	2.8	4,152	2.9
90～94	1,640	1.2	1,726	1.2	1,844	1.3	1,965	1.4	2,116	1.5
95～99	473	0.3	506	0.4	536	0.4	562	0.4	589	0.4
100歳以上	72	-	87	-	86	-	84	-	93	-
計	40,381	28.4	40,860	28.8	41,141	29.2	41,297	29.3	41,470	29.4
総人口	142,143		141,655		141,119		140,995		141,233	

・ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者の状況

（令和5年4月1日現在）単位：人

	ねたきり高齢者			ひとり暮らし高齢者			認知症高齢者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
65～69歳	35	36	71	31	17	48	51	43	94
70～74歳	69	66	135	77	78	155	122	115	237
75～79歳	98	117	215	177	332	509	196	255	451
80～84歳	129	171	300	179	519	698	309	486	795
85～89歳	111	211	322	120	464	584	297	629	926
90歳以上	71	265	336	77	298	375	225	708	933
計	513	866	1,379	661	1,708	2,369	1,200	2,236	3,436

※施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム）入所者は含まず。

(2) 要援護老人対策

ア 「愛の定期便」事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅に、ボランティアの方等が週2回訪問のうえ、乳製品を配付し、「安否の確認」、「健康の保持」、「孤独感の解消」を図ります。

乳製品配布世帯 139世帯（令和5年3月）

イ ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を貸与し、急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をすることにより不安を解消し、福祉の向上を図ります。

既設置台数 373台（令和4年度末）

令和4年度受信状況 54件（誤報を除く）

ウ 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、「かかりつけ医」、「持病」、「緊急連絡先」などの情報を保管するキットを配布し、急病等に備えることで安心、安全を図ります。

令和4年度末配布者数 1,152人

エ 高齢者等在宅生活支援配食サービス事業

食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、栄養に配慮した食事を配達し、健康保持及び安否確認を行います。

令和4年度末利用者 125人 年間延配食数 35,595食

オ 福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と相談等に応じるため、電話を無料で貸与するとともに回線使用料等を助成し、在宅福祉の向上を図ります。

令和4年度末貸与台数 23台

カ ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成事業

65歳以上のねたきり高齢者に、在宅で受ける理美容サービス料金の一部（1人2回、1回につき3,000円）を助成します。

令和4年度 申請者 94人 利用件数 102件

キ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ねたきり等により寝具の衛生管理が困難な高齢者に、洗濯、乾燥及び消毒のサービスを年4回まで提供します。

令和4年度 申請者 43人 利用件数 125件

ク ねたきり老人等福祉手当支給事業

疾病等によりねたきり及び認知症の状態にある65歳以上の在宅高齢者に対し、非課税世帯月額5,000円、課税世帯月額2,500円を支給することにより福祉の増進を図ります。

令和4年度末支給状況 ねたきり老人 144人 認知症老人 40人

ケ 日常生活用具給付事業

日常生活に支障のある概ね65歳以上の高齢者に対し、シルバーカー等の給付を行います。

令和4年度実績

(給付) シルバーカー	9件	電磁調理器	3件
住宅用防災警報器	3件	自動消化器	0件

コ はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業

70歳以上の高齢者と65歳以上のねたきり又は認知症高齢者の介護者が健康の保持と心身の安らぎを得るため、施術費の一部(1人年8回、1回につき1,000円)を助成します。

令和4年度 申請者 629人 利用件数 2,439件

サ 高齢者移送サービス利用助成事業

65歳以上の高齢者の通院や買い物、社会活動の参加などの際に移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が主体に運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の活用を推進するため、年会費15千円のうち13千円を助成します。また、平成27年6月以降に運転免許証を返納された方に対して、申請により1回のみ年会費の全額を助成します。

令和4年度末 会員数 798人

シ 高齢者見守りネットワーク事業

ひとり暮らしや認知症の高齢者等を対象に、登録番号を記載したキーホルダーを配布し、救急搬送や徘徊等が起きた緊急時に、キーホルダーの番号をもとに住所・氏名等の確認を迅速に行い対応しています。

令和4年度末配布人数 1,021人(実人数)

(3) 介護者支援

ア 高齢者家族支援「探索」サービス事業

認知症高齢者を抱える家族等に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを活用して、その居場所を伝えることにより事故の未然防止及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

対象者

徘徊の恐れのある概ね65歳以上の高齢者(要介護認定を受けた者)を介護している家族

令和4年度利用状況 11台

イ 家族介護者交流事業

家族を日々介護する者の介護の悩み、精神的・肉体的疲労等による厳しい状況を考慮し、一時的に介護から開放し、観光地や施設見学などの行楽の機会を通じて、介護者の相互の交流、心身の回復を図ることを目的に実施します。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業を実施しませんでした。

(4) 生きがい対策

ア 高齢者クラブ活動助成事業

60歳以上の高齢者が加入でき、教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行う高齢者クラブに対し、活動費を助成します。

令和4年度実績

クラブ数	会員数	補助対象クラブ数	市補助金額
83	2,929	80	3,648 千円

イ 高齢者と子供のふれあい事業

生活文化の伝承活動など、高齢者と児童等との世代間交流活動を推進して、高齢者の生きがいを高めるとともに児童の健全育成を図ります。

令和4年度 18団体で実施

ウ 生きがい対応型デイサービス事業

地域住民等が地域のボランティアの協力のもとに、空き家、空き店舗などを有効に活用し、地域において支援を必要とする高齢者等を対象に地域の実情に応じて行う福祉事業に対して、運営支援を行います。

- ・令和4年度末現在
全8中学校地区で、計8箇所で開催

(5) 祝賀の制度

ア 敬老事業

高齢者に対して長寿を祝福し敬意を表すため、祝金品を贈呈することにより福祉の増進を図ります。

敬老祝金・記念品等実績

対 象 者	令 和 4 年 度 実 績	
	人 数	記 念 品 等
最高齢者	1人	祝状
100歳	53人	祝状・祝金(2万円)
88歳	723人	祝状
計	777人	

イ 金婚をたたえる集い

結婚50年を迎えられた夫婦に対し、永年社会に貢献された実績に感謝の意を表し、今後も健康で、豊かな生活を営めることを目的とします。

令和4年度 市内会場に 64組を招待

(6) 老人ホーム等への入所

養護老人ホーム

入所措置の決定については、土浦市老人ホーム入所判定委員会（委員数6名）が行います。

入所措置者 1名（令和4年度末現在）

特別養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者であって、介護保険制度下における要介護認定において原則要介護3以上の認定を受け、身体若しくは精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な方が入所します。入所については、各施設で設置した入所判定委員会が決定し、入所者又はその家族と施設との契約により行います。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

高齢者向けの住宅機能を有し、高齢者の生活や心身機能の特性を考慮して基本的なサービスは、食事、入浴の準備、緊急時の対応等と最少限となっており、入居者の自主性を尊重した施設です。

(7) 介護支援ボランティア制度事業

市内に住民登録のある65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）が、市の指定する市内の特別養護老人ホームで介護支援ボランティア活動を行い、ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、自身が社会活動を通して介護予防を目指すものです。

また、その活動実績に対して評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた転換交付金を交付しています。

令和4年度実績 登録者数 24人

(8) 老人福祉センター

地域在住の老人に対して各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練ならびに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で地域老人に健康で明るい生活を営む場を提供します。

使用料

使用者区分	使用料
市内居住の60歳以上の方	無料
市内居住の中学生以上60歳未満の方	300円
市外居住の中学生以上の方	500円
小学生以下の方	無料（免除）

○湖畔荘

施設の概要

所在地	土浦市手野町1892番地1
指定管理者	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
敷地面積	4,986m ²
建物面積	764.33m ²
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	事務室、大集会室、教養娯楽室2、機能回復訓練室、相談室2、浴室2 他
定員	100人
事業開始	昭和56年5月

令和4年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者 (内訳)	
		回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	25	5	92	0	0	755	847	846	1
5	23	4	55	1	5	791	851	849	2
6	26	4	61	1	5	855	921	917	4
7	25	4	53	1	5	831	889	888	1
8	26	4	81	0	0	913	994	994	0
9	24	4	58	0	0	827	885	883	2
10	25	6	115	0	0	961	1,076	1,073	3
11	22	8	108	3	25	885	1,018	1,009	9
12	24	12	195	7	55	950	1,200	1,194	6
1	23	7	97	8	69	965	1,131	1,127	4
2	22	8	94	9	62	985	1,141	1,137	4
3	26	10	163	9	73	1,110	1,346	1,341	5
計	291	76	1,172	39	299	10,828	12,299	12,258	41

○つわぶき

施設の概要

所在地	土浦市中都町一丁目5428番地2
指定管理者	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
敷地面積	5,000m ²
建物面積	717.87m ²
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	事務室、大集会室、相談室、教養娯楽室2、学習室、訓練コーナー、浴室2 他
定員	100人
事業開始	平成4年9月

保福
健社

令和4年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		学習室		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者 (内訳)	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	25	23	112	25	90	6	47	1,114	1,363	1,352	11
5	23	21	147	22	78	5	32	964	1,221	1,213	8
6	26	25	171	29	80	7	39	1,079	1,369	1,357	12
7	25	21	99	48	139	8	48	963	1,249	1,238	11
8	26	14	39	31	87	5	28	986	1,140	1,126	14
9	24	16	72	23	80	6	48	940	1,140	1,128	12
10	25	20	177	24	79	9	61	1,203	1,520	1,499	21
11	24	22	127	22	75	7	63	1,094	1,359	1,346	13
12	24	18	88	24	84	9	64	1,163	1,399	1,388	11
1	23	18	122	23	76	6	31	1,132	1,361	1,350	11
2	22	20	118	20	68	6	64	1,128	1,378	1,362	16
3	26	22	158	25	97	8	95	1,290	1,640	1,632	8
計	293	240	1,430	316	1,033	82	620	13,056	16,139	15,991	148

○うらら

施設の概要

所在地 土浦市大和町9番2号（総合福祉会館6階）
 指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
 面積 618㎡
 構造 鉄筋コンクリート 8階建
 設備等 事務コーナー、大広間、相談室、娯楽室、ロビー兼訓練コーナー、浴室2他
 定員 100人
 事業開始 平成9年10月

令和4年度 利用状況

月別	利用 日数	大広間		娯楽室1・2		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者(内訳)	
		回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	25	25	171	6	22	1,178	1,371	1,371	0
5	23	23	132	5	19	1,038	1,189	1,187	2
6	26	26	167	7	24	1,191	1,382	1,380	2
7	16	16	105	5	14	684	803	803	0
8	25	25	151	6	18	944	1,113	1,113	0
9	25	25	140	7	22	1,049	1,211	1,208	3
10	26	26	143	7	24	1,124	1,291	1,291	0
11	24	24	132	7	24	1,127	1,283	1,281	2
12	24	24	157	7	24	1,126	1,307	1,305	2
1	24	24	176	6	20	1,178	1,374	1,373	1
2	22	22	146	8	34	1,117	1,297	1,297	0
3	26	26	157	5	20	1,208	1,385	1,384	1
計	286	286	1,777	76	265	12,964	15,006	14,993	13

(9) ふれあいセンター

○ふれあいセンター「ながみね」

隣接する清掃センターのごみ焼却時に発生する余熱を有効活用し、高齢者の生きがい活動施設、更に多くの方々を利用可能な 目的ホール、水中運動を目的とした運動プール、気浴の温水利用施設等を整備し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用できる複合的福祉施設です。

施設の概要

所在地 土浦市中村西根2078番地1
 指定管理者 株式会社ビート
 面積 敷地 10,355.01㎡ 建物 2,536.81㎡
 構造 鉄筋コンクリート平屋建
 設備等 事務室、運動プール(温水)、多目的ホール、趣味室、教養娯楽室、会議室
 生きがい工房、浴室2 他
 事業開始 平成15年6月

施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金
運動プール 及び浴室	市内に居住する者	小学生以下の者	無 料
		60歳以上の者	150円
		上記以外の者	300円
	市外に居住する者	小学生以下の者	無 料
		上記以外の者	500円
多目的ホール	午 前	9時～12時	1,720円
	午 後	13時～17時	2,505円
	夜 間	18時～21時	2,040円

令和4年度 利用状況

月別	利用 日数	利用 者数	内 訳												
			プール・浴室			多目的ホール		趣味室		教養娯楽室		会議室		その他	
			大人	子供	計	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4	26	5,482	3,894	296	4,190	22	244	22	93	0	0	18	99	25	856
5	26	7,140	4,710	536	5,246	30	348	25	121	0	0	21	104	22	1,321
6	26	7,582	5,039	625	5,664	28	325	20	95	0	0	18	80	19	1,418
7	27	7,863	5,149	853	6,002	32	322	22	108	0	0	22	121	24	1,310
8	26	6,816	4,577	727	5,304	22	232	18	71	0	0	17	90	20	1,119
9	26	6,846	4,484	529	5,013	29	439	10	77	0	0	12	104	20	1,213
10	26	5,452	3,257	313	3,570	19	354	8	92	0	0	13	103	24	1,333
11	26	7,147	4,903	346	5,249	26	343	9	70	10	26	15	123	18	1,336
12	24	6,890	4,858	307	5,165	22	292	9	62	0	0	11	77	17	1,294
1	24	7,274	4,999	403	5,402	21	412	10	101	0	0	9	76	19	1,283
2	24	7,660	5,279	403	5,682	23	353	6	43	0	0	11	114	18	1,468
3	26	8,288	5,670	452	6,122	20	345	8	63	0	0	10	109	18	1,649
計	307	84,440	56,819	5,790	62,609	294	4,009	167	996	10	26	177	1,200	244	15,600

(10) 介護保険制度

ア 保険者（制度の運営主体）

この制度の運営主体となる保険者は市町村で、国・県は財政面及び事務面から市町村を支援します。

イ 施行日（制度の始まり）

制度は、平成12年4月1日から施行されました。

ウ 対象者及び保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）が介護保険に加入します。

【令和3年度の保険料】

対象者	第1号被保険者 65歳以上の方	第2号被保険者 40歳以上65歳未満の 医療保険に加入している方
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○寝たきり・認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常動作について常に介護が必要な方 ○家事や身支度等の日常生活に支援が必要な方 	<ul style="list-style-type: none"> ○初老期認知症、脳血管障害等の老化に伴う病気によって介護が必要になった方
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○第1段階 13,900円(基準額×0.2) 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下、又は、老齢福祉年金受給者、若しくは、生活保護を受けている方 ○第2段階 34,800円(基準額×0.5) 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方 ○第3段階 48,700円(基準額×0.7) 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方 ○第4段階 62,600円(基準額×0.9) 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方 ○第5段階 69,600円(基準額) 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、第4段階以外の方 ○第6段階 80,000円(基準額×1.15) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 ○第7段階 87,000円(基準額×1.25) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 ○第8段階 104,400円(基準額×1.5) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 ○第9段階 111,300円(基準額×1.6) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 ○第10段階 118,300円(基準額×1.7) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 ○第11段階 125,200円(基準額×1.8) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 ○第12段階 132,200円(基準額×1.9) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 ○第13段階 139,200円(基準額×2.0) 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が700万円以上の方 	<p>加入している医療保険の算定方法に基づいて設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料は、給料に応じて変動します。 ○保険料は、事業主と折半になります。 ○健康保険の被扶養者は、加入している医療保険の被保険者が皆で保険料を負担することになりますので、直接の負担はありません。 ●国民健康保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料は、所得・資産等に応じて変動します。 ○保険料と同額の国庫負担があります。
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ○年金額が18万円以上の方は年金から差し引き、それ以外の方は市に個別に支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保険料と一括して支払います。

エ サービスの内容

介護を必要とする場合は、保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられます。

居宅サービス

介護予防サービス（要支援1・2の方）	介護サービス（要介護1～5の方）
訪問サービス <input type="checkbox"/> 介護予防訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護予防居宅療養管理指導	訪問サービス <input type="checkbox"/> 訪問介護（ホームヘルプサービス） <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導
通所サービス <input type="checkbox"/> 介護予防通所リハビリテーション	通所サービス <input type="checkbox"/> 通所介護（デイサービス） <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション
短期入所サービス（ショートステイ） <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所療養介護	短期入所サービス（ショートステイ） <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護
<input type="checkbox"/> 介護予防特定施設入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 特定介護予防福祉用具販売 <input type="checkbox"/> 介護予防住宅改修費支給	<input type="checkbox"/> 特定施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売 <input type="checkbox"/> 住宅改修費支給

施設に入所してのサービス

	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けられます。 介護老人保健施設 （老人保健施設） 病状が安定し、家庭へ戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 療養型病床群 <input type="checkbox"/> 老人性認知症疾患療養病棟 長期にわたる療養や介護が必要な場合に入所します。 介護医療院 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けることができます。
--	---

地域密着型サービス

地域密着型介護予防サービス	地域密着型サービス
<input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型共同生活介護 （グループホーム ※要支援2の方のみ）	<input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護（デイサービス） <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護

オ 居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

居宅サービスは、介護の必要度（要介護状態区分）に応じて給付額に限度があります。限度額は、要介護状態区分ごとに以下のように決められています。

サービス利用者は、利用限度額の範囲内で実際に利用した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担しますが、限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分の費用は全額自己負担となります。

「福祉用具購入費の支給」と「住宅改修費の支給」については、サービスごとの利用限度額が別に定められます。

居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

区分	状 況	利用限度額
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で出来るが、予防のために支援を要する状態	50,320円
要支援2	要支援1の状態から手段的に日常動作を行う能力が低下し、何らかの支援が必要な状態	105,310円
要介護1	食事、排せつ、着替えは何とか自分でできるが、何らかの支援又は部分的な介護が必要な状態	167,650円
要介護2	食事、着替えは何とか自分でできるが、排せつは一部手助けが必要な状態	197,050円
要介護3	食事、排せつ、着替えのいずれも一部手助けが必要な状態	270,480円
要介護4	重度の認知症状があり、食事、排せつ、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態	309,380円
要介護5	ねたきりの状態で、寝返りもできず、食事、排せつ、着替えのすべてに全面的な手助けが必要な状態	362,170円

※上記の支給限度額は、標準地域のもので、地域差は勘案していません。

【短期入所サービス利用時の注意点】

*短期入所サービスを連続して30日を超えて利用することはできません。

*短期入所サービスの利用日数は要介護認定有効期間の概ね半数を超えない利用となります。

福祉用具の貸与・購入費の支給、住宅改修の支給内容

サービスの種類	支給の対象	サービスの利用限度額
福祉用具の貸与	車いす、車いすのクッション、電動補助装置等の付属品、特殊寝台、特殊寝台のマットレス、サイドレール、介助用ベルト等の付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（吊り具の部分を除く）、自動排せつ処理装置	居宅サービスの利用限度額に含まれます。
福祉用具購入費の支給	腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具部分、自動排泄処理装置の交換可能部品、排せつ予測支援機器	要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は1年間に10万円となります。
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止、引き戸等への扉の取替、洋式便器への取替	要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は20万円となります。

カ 施設サービスの利用額と自己負担

施設サービスは、介護サービス費の1割負担（一定以上の所得のある方は2割又は3割）のほかに、食事・居住費の費用と日用品費が自己負担となります。

区 分	サービス利用額（1割負担分）	食事・居住費の費用
特別養護老人ホーム	17,190円～27,870円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
老人保健施設	21,420円～30,270円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
介護療養型医療施設	17,790円～34,980円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
介護医療院	21,420円～41,370円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。

※施設サービスの利用額は、施設や要介護状態区分に応じて異なります。

キ 利用者負担等の減額制度

介護保険では、認定を受けた利用者がサービスを利用した場合、費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担していただくほか、施設サービスなどでは食費・居住費・日常生活費の実費を負担していただきますが、負担が高額になったり、所得の低い方などの負担が大きくなるよう利用者負担等の減額制度が設けられています。

また、国が市町村（保険者）を支援して実施する低所得者対策に加え、本市が独自に実施する低所得者対策により、低所得者の負担の軽減をしています。

(ア) 高額介護（居宅支援）サービス費の支給

介護保険によるサービス利用者に対して一定の利用者負担限度額を設けて、その金額を超えた部分を申請により払い戻します。

介護保険自己負担の上限額

対象者	利用者負担限度額(月額)
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円
課税所得約380万円(年収約770万円)以上 ～同約690万円(同約1,160万円)未満の方	93,000円
住民税課税～課税所得約380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円
生活保護の受給者、利用額負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

(イ) 旧措置制度による特別養護老人ホーム入所者の減免制度

これまでの措置制度による特別養護老人ホーム入所者の中には、身寄りが無い等の低所得者が多い事から経過措置として、所得に応じ利用者負担が軽減されます。

(ウ) 居住費・食費の軽減制度

施設へ入所した場合、居住費・食費の負担額は施設と利用者の契約により決められますが、所得の低い方については、所得状況に応じた自己負担限度額に軽減されます。

なお、次の①②のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯が分離している配偶者が住民税課税者の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記の額を超える場合
 - 第1段階及び第2号被保険者(40～64歳)の方: 単身1,000万円, 夫婦2,000万円
 - 第2段階: 単身650万円, 夫婦1,650万円
 - 第3段階①: 単身550万円, 夫婦1,550万円
 - 第3段階②: 単身500万円, 夫婦1,500万円

自己負担限度額(月額)

利用者負担段階		居住費				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、老齢年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	特別養護老人ホーム320円 介護老人保健施設490円	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	特別養護老人ホーム420円 介護老人保健施設490円	370円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	特別養護老人ホーム820円 介護老人保健施設1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が120万円超の方					1,360円	1,300円

※年金収入額については、課税年金と非課税年金(遺族年金や障害年金など)の収入額を勘案します。

(工) 本市が実施する低所得者対策

国が実施する訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担軽減措置に合わせ、障害者に対し、利用者負担を減免しています。

また、社会福祉法人の提供するサービス利用の利用者負担軽減対策は、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）の各サービスの利用者及び施設入所者に対し、利用者負担額を $\frac{1}{2}$ に減額しています。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担減額制度

申請をしてこの認定を受けると、訪問介護及び介護予防訪問介護の利用者負担額（一割負担分）が免除になります。対象となる方は次のとおりです。

対 象 者	利 用 者 負 担
<p>○障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっている方で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>(1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳に到達したことで要介護または要支援の認定を受けた方。</p> <p>(2) 40歳から64歳までの方で、要介護または要支援の認定を受けている方</p>	利用者負担額を全額免除

② 社会福祉法人等利用者負担減額事業

申請をしてこの認定を受けると、減額実施の申し出のあった社会福祉法人による対象サービスを利用する際、介護保険の利用者負担額（一割負担分）等の料金が減額になります。対象となる方、対象サービス、及び減額の内容は次のとおりです。

社会福祉法人等による利用者負担減額措置

対 象 者	
世帯全員が市町村民税非課税の方のうち、前年中に所得がなかった方で、当該社会福祉法人が減額の必要を認めた方、かつ介護保険料の滞納がない方。所得控除の扶養対象者となっていない方。	
対象サービス	利用者負担
<p>○訪問介護 ○基準型訪問サービス</p> <p>○夜間対応型訪問介護</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額 *なお、「訪問介護利用者負担減額措置」と併用して減額を受けることはできません。
<p>○通所介護 ○基準型通所サービス</p> <p>○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護</p>	(利用者負担 + 食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○短期入所生活介護</p> <p>○介護予防短期入所生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○小規模多機能型居宅介護</p> <p>○介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>○看護小規模多機能型居宅介護</p>	(利用者負担 + 食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○介護老人福祉施設</p> <p>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額

※被保護者（生活保護受給者）の方については、「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護」の居住費（従来型個室、ユニット型準個室）のみ、この事業の適用となり、利用者負担は「免除」となります。

ク 介護保険対象外の市の独自サービス

(ア) 居宅介護サービス利用者負担額助成事業

本市では、居宅サービスを利用したときに負担する利用者負担額の一部を助成することにより、居宅サービスの利用の促進を図るとともに当該利用者の生活を支援しています。

対象者	次のいずれも満たす方 (1)世帯全員が市町村民税非課税の方 (2)給与収入および公的年金収入を除く収入の合計所得金額が0円 (3)介護保険料の滞納がない方
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、基準型訪問サービス、基準型通所サービス
助成額	利用者負担額の1/2に相当する額
給付方法	償還払い (いったん利用者負担額の全額を支払い、後から請求により助成額分を給付します。)

(イ) 居宅介護サービス特別事業

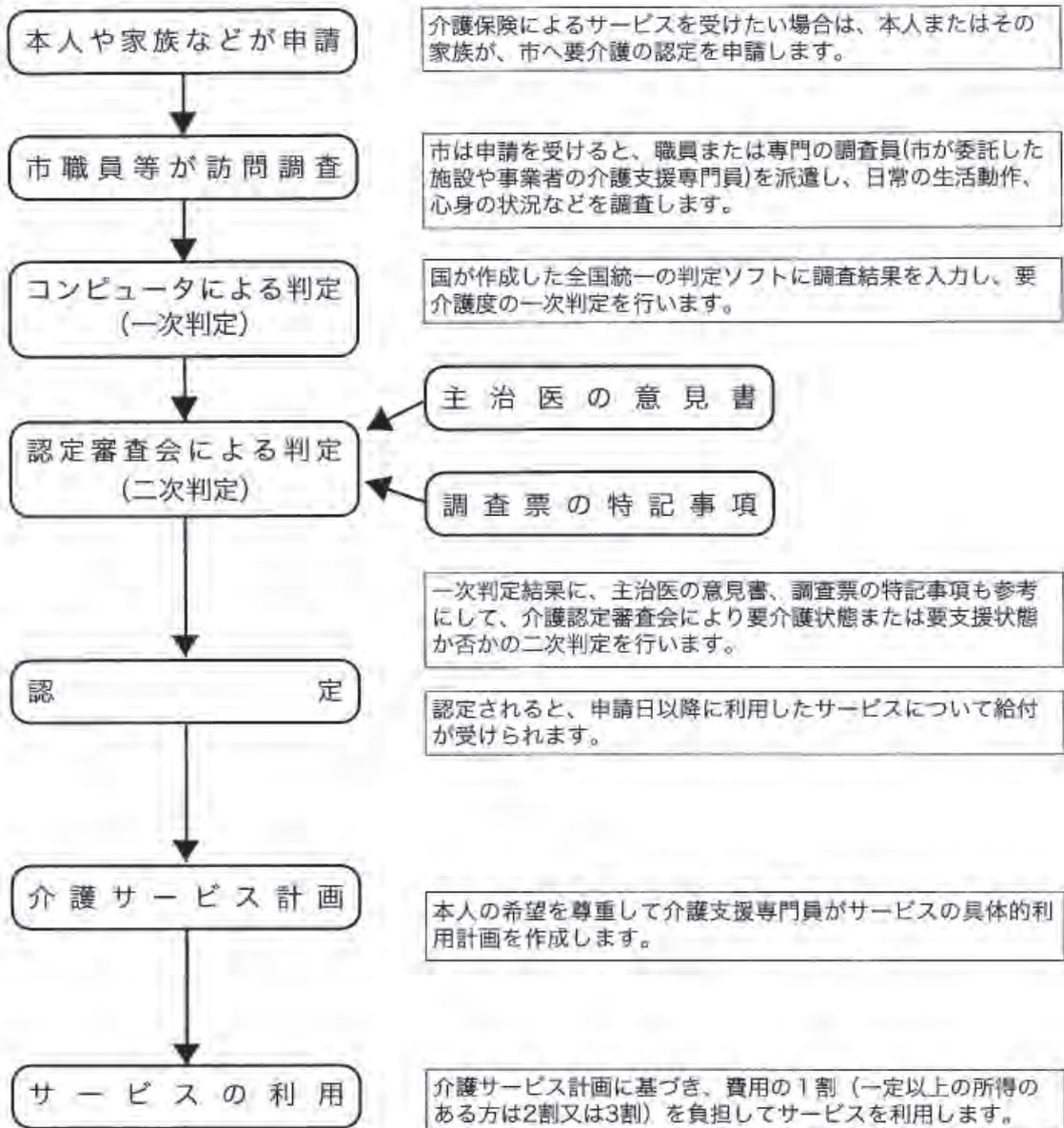
重度の要介護認定者については介護の手がかかり、介護者の精神的、肉体的負担も大きく、介護保険の限度額を超えるサービスの利用を希望したときには、費用負担も大きくなることが考えられます。

このような状況を緩和するため、本市では要介護4・5の方について介護保険の給付に上乘せして給付を行います。

対象者	要介護4	要介護5
上乘せ額	3万円が上限	5万円が上限
本人負担	2割	
給付方法	償還払い (いったん費用の全額を支払い、後から請求により本人負担分以外の費用を給付します。)	
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険での利用限度額を超過して利用した費用に限る。 ・対象サービスは、介護保険の居宅サービスと同様とする。 	

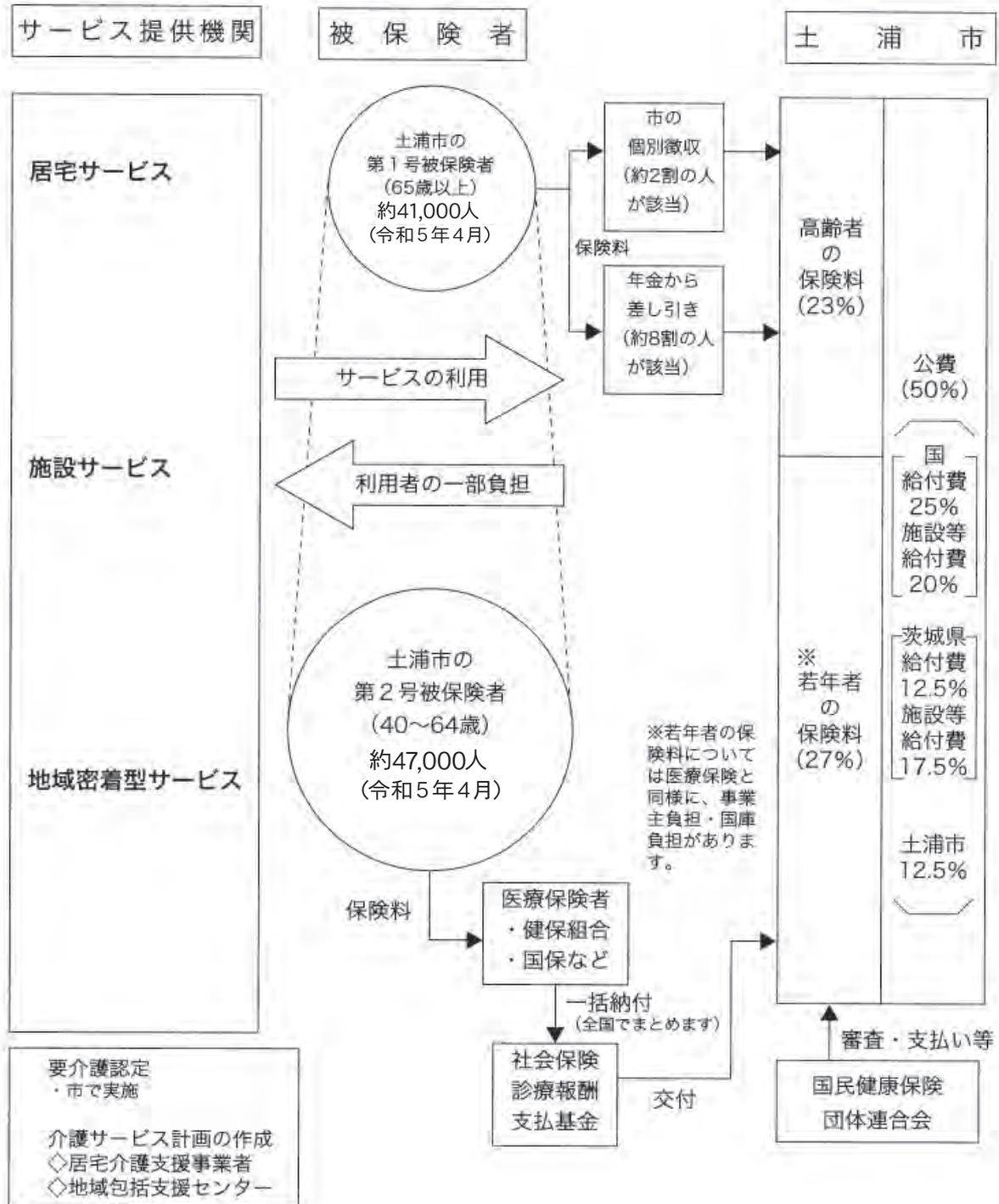
ケ サービス利用手続き

ねたきりや認知症などで介護が必要となったときや、日常生活に支援が必要になったときは、本人またはその家族が介護を必要とする状況を判断してもらうために、市に要介護認定の申請を行う必要があります。



※要介護認定は、一定期間ごとに見直しがあります。また状態に変化のあったときは、期間の途中でも要介護度変更の判定を受けることができます。

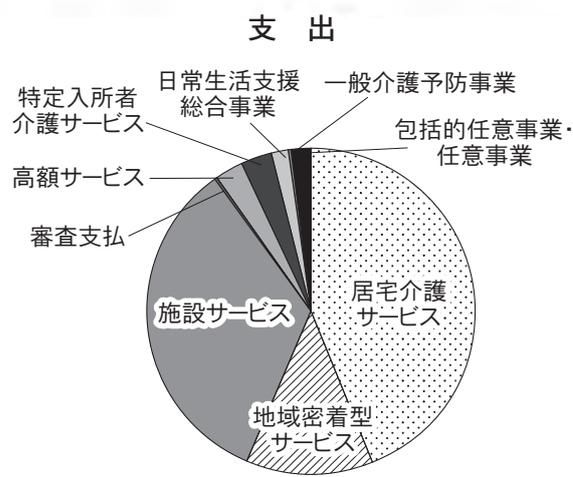
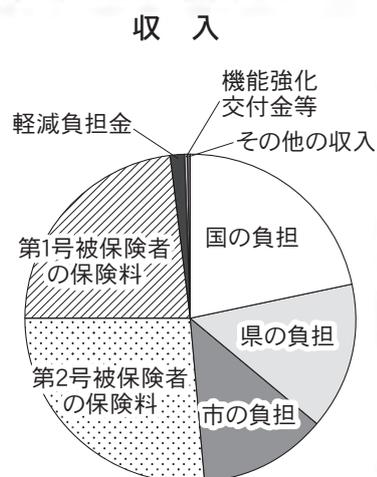
コ 介護保険制度の仕組み



保福
健社

サ 令和4年度の状況

(ア) 財源(収入)と給付(支出)内訳



単位：千円,%

国の負担	2,515,011	21.7
県の負担	1,682,109	14.5
市の負担	1,458,711	12.6
第2号被保険者の保険料	3,063,530	26.4
第1号被保険者の保険料	2,647,205	22.9
低所得者保険料軽減負担金	163,127	1.4
保険者機能強化推進交付金等	44,068	0.4
その他の収入	3,496	0.1
合計	11,577,257	100.0

単位：千円,%

居宅介護サービス	5,101,328	44.1
地域密着型サービス	1,454,954	12.5
施設サービス	3,903,487	33.7
審査支払手数料	9,674	0.1
高額サービス	319,944	2.8
特定入所者介護サービス	357,195	3.1
日常生活支援総合事業	180,591	1.5
一般介護予防事業	54,926	0.5
包括的支援事業・任意事業	195,158	1.7
合計	11,577,257	100.0

(イ) 第1号被保険者数

年齢区分	人数
65歳以上75歳未満	18,620
75歳以上	22,285
合計	40,905

(ウ) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	被保険者数	構成比
第1段階	6,893	16.9%
第2段階	2,921	7.1%
第3段階	2,797	6.8%
第4段階	5,429	13.3%
第5段階	5,183	12.7%
第6段階	5,682	13.9%
第7段階	6,346	15.5%
第8段階	2,888	7.1%
第9段階	868	2.1%
第10段階	570	1.4%
第11段階	336	0.8%
第12段階	216	0.5%
第13段階	776	1.9%
合計	40,905	100%

(工) 要介護・要支援認定者数（令和5年3月末）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	認定率
第1号被保険者	556	796	1,687	1,480	1,150	879	570	7,118	17.4%
65歳以上75歳未満	65	96	193	154	110	82	61	761	1.9%
75歳以上	491	700	1,494	1,326	1,040	797	509	6,357	15.5%
第2号被保険者	16	12	28	28	26	15	12	137	
計	572	808	1,715	1,508	1,176	894	582	7,255	

* 認定率は、第1号被保険者（40,905人）に対する認定者の割合となります。

(オ) 居宅介護（支援）サービス受給者数（令和5年3月月報）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	140	283	1,176	1,127	620	386	211	3,943
第2号被保険者	4	4	22	26	12	8	2	78
計	144	287	1,198	1,153	632	394	213	4,021

(カ) 地域密着型サービス受給者数（令和5年3月月報）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	0	3	242	231	180	112	57	825
第2号被保険者	0	0	3	2	1	0	1	7
計	0	3	245	233	181	112	58	832

(キ) 施設介護サービス受給者数（令和5年3月月報）

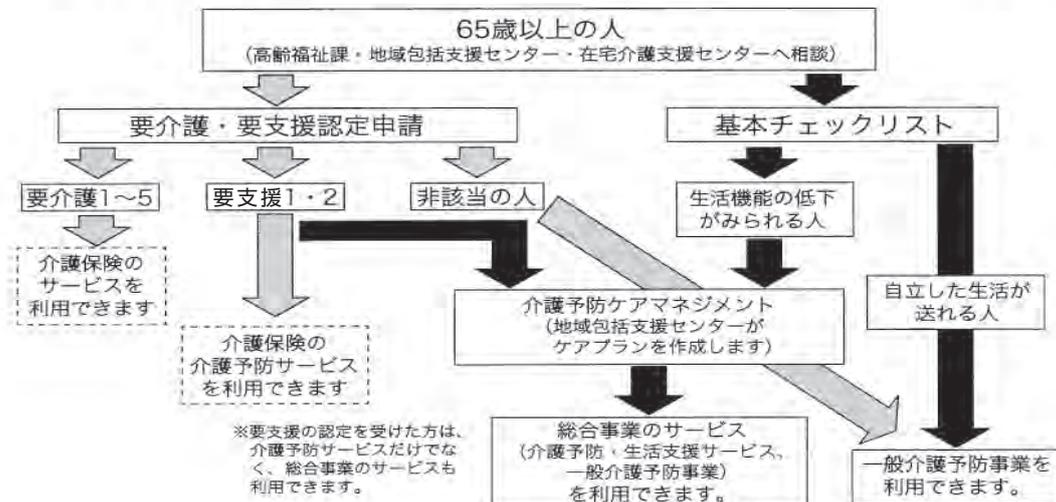
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	計
第1号被保険者	686	477	40	1,203
第2号被保険者	7	8	1	16
計	693	485	41	1,219

(11) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、健康維持のための運動教室や、多様な主体による、多様なサービスを取り入れた、要支援者等を対象にした介護予防施策です。（平成29年度開始）

下記の流れのとおり、生活機能等を確認するため25項目の質問事項による「基本チェックリスト」を実施し、一定の基準を満たした方が事業対象者となります。

要支援認定を受けている方及び事業対象者は、介護予防・生活支援サービス、一般介護予防サービスを利用することができます。（一般介護予防事業については、一般高齢者も利用可能）



イ 介護予防・生活支援サービス

訪問型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の訪問サービス (基準型訪問サービス)	これまでの介護予防訪問介護。身体介護・生活援助サービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による訪問サービス (緩和型訪問サービス)	ボランティア又は会員が自宅に訪問し、家事援助サービス(調理・買い物・掃除の代行等)を提供します。(シルバー人材センター、社会福祉協議会で実施)	100円/1時間

通所型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の通所サービス (基準型通所サービス)	これまでの介護予防通所介護。通所介護事業所において機能訓練等のサービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による通所サービス (緩和型通所サービス)	市の指定を受けた介護事業所などがミニデイサービス、運動、レクリエーションなどを提供します。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)

ウ 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

フレイル予防啓発講座	筋力低下や低栄養、閉じこもりなどにより、心や体の機能が低下しやすくなった状態「フレイル」を予防するための運動教室です。
------------	---

地域介護予防活動支援事業

事業の名称	内 容	利用者負担
シルバーリハビリ 体操教室	各中学校地区の公民館などで、ボランティアが指導する住民主体の介護予防教室です。	無料
介護支援ボランティア 制度事業	介護施設などでのボランティア活動を通じて、社会参加・地域貢献を行うとともに、自らの心身の健康の保持や増進につながる介護予防を支援します。活動実績にポイントを付与し、それに応じた転換交付金を交付します。	無料
生きがい対応型 デイサービス	各中学校地区に1箇所、健康や生きがいづくりのための趣味活動を行う施設です。週6日(日曜日、祝日休み)	100円/日
介護予防応援事業	高齢者の通いの場に出向き、運動・認知症・口腔ケア等の講話や運動指導を行い、また、介護予防体操のマニュアルを配付し、個人・地域単位による介護予防の取組を応援します。	無料

(12) 地域包括支援センター

ア 地域包括支援センターとは

高齢者の方が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援を行う総合相談機関です。ここでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となり、適切なサービスを提供します。

イ 地域包括支援センター

○土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら TEL 824-0332

担当区域：1中地区、3中地区、4中地区、6中地区

○医療法人社団青洲会 地域包括支援センターかんだつ TEL 869-7035

担当区域：2中地区、5中地区、都和地区、新治地区

相談窓口開設時間 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

ウ 事業と内容

(ア) 要支援認定者等のケアプラン作成

①介護予防支援

要支援1・2と判定された方で、予防給付のサービスを利用した場合のケアマネジメントです。

令和4年度実績(単位:件)

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	3,061	1,785

②介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と判定された方及び基本チェックリストにより総合事業の対象者となった方に対する、介護予防生活支援サービス及び一般介護予防事業を利用した場合のケアマネジメントです。

令和4年度実績（単位：件）

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	3,756	2,009

(イ) 総合相談支援

高齢者の方に関する様々な相談を受けて、どのような支援が必要かを把握し適切なサービスにつなぎます。

令和4年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
総合相談	6,832	6,690

(ウ) 権利擁護に関する支援

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見人制度の活用により、高齢者の方の権利を擁護します。

令和4年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
権利擁護・虐待防止	545	200

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護に係わる介護支援専門員等の方を対象に、充実したケア体制を作るための指導や助言、関係機関との調整を行います。

令和4年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
包括的継続的ケアマネジメント	474	208

エ 地域包括支援センターブランチ（在宅介護支援センター）

地域包括支援センターの地域における相談窓口として、身近なところで、気軽に専門家に相談できるとともに、必要な保健福祉サービスが受けられるよう、相談員や看護師等を配置し、24時間体制で相談を受けています。

令和4年度利用状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

		滝の園	協同病院	静霞園	もりの家	飛羽ノ園	神立病院	やすらぎの園	憩いの里	合計
相談方法 (延)	(1)電話	62	400	42	632	361	97	101	88	1,733
	(2)来所	2	26	2	20	10	9	17	5	91
	(3)訪問	54	17	43	331	257	99	106	252	1,159
	計	118	443	87	983	578	205	224	345	2,983

(13) 在宅医療・介護連携拠点事業

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、下記の事業を実施し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療と介護の支援体制を構築します。

(ア) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療において、関わりのある専門職との情報共有支援ツール、「在宅ケア連携手帳」と、在宅において病気の急変時の連携体制を円滑にするための「急変時の対応シート」を作成、配布を行っています。



(イ) 医療・介護関係者の研修

多職種連携強化、スキルアップを目的に、本市独自の研修会「つちうLabo」を開催しました。

	開催日	場 所	内 容	参加者数
第1回	R4.6.23(木)	市役所 2階 研修室1・2	「高齢者の入退院支援について」	38
第2回	R4.9.29(木)	〃	「フレイルで低下する生活能力とその改善について」	36
第3回	R4.11.25(木)	〃	「看取り期における支援について ～自宅で笑って見送るために～」	35
第4回	R5.1.26(木)	消防本部 3階 講堂	「急変時対応の支援について」	29

(ウ) 市民への普及啓発

	第1回	第2回
テーマ	知って始める「人生会議」	「認知症!つらい介護をキュンな介護にする講座」
開催日	令和4年8月20日(土)	令和5年2月4日(土)
場 所	茨城県県南生涯学習センター 多目的ホール	クラフトシビックホール土浦 小ホール
参加者	72名	119名

(14) 認知症施策推進事業

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目的に、認知症の方への支援や介護者への支援を行います。

(ア) 認知症初期集中支援チーム(平成28年10月～)

医療・介護の専門職員と認知症サポート医によりチームを編成し、主に認知症の疑いのある方や認知症の初期の段階の方で、かつ、継続的な医療や介護に繋がっていない方を対象に適切な支援を行います。

対応件数 33件(令和5年3月末)

(イ) 認知症カフェ「ふれあい茶屋」(平成28年10月～)

認知症の方の社会性の維持、介護者の情報共有の場として活躍する認知症カフェを市内2か所で開催しています。

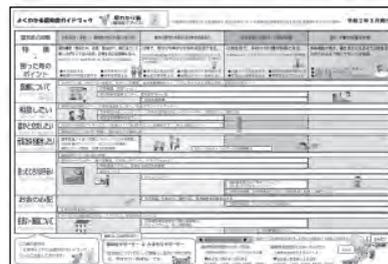
名 称	場 所	開催日時(原則)	参加者人数(人)
ふれあい茶屋 「おらが里」	土浦市沢辺1423-1 新治総合福祉センター内	毎月第1水曜日 13:00～14:00	129
ふれあい茶屋 「さくら」	土浦市大和町9-1 土浦市役所2階研修室	毎月第3月曜日 14:00～15:30	143

(ウ) 「よくわかる認知症ガイドブック」、「認知症ケアパス」の発行

認知症の方の在宅生活を支える地域支援を掲載した冊子「よくわかる認知症ガイドブック」と認知症の容態に応じて適切なサービス等が確認できる「認知症ケアパス」を配付しています。



よくわかる認知症ガイドブック



認知症ケアパス

(エ) 認知症サポーター養成講座事業

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくために、ボランティア（認知症サポーター）の育成講座を開催しています。

また、認知症サポーターとの協働事業の推進を目的に、認知症サポーター・フォローアップ研修を実施しています。

○認知症サポーター養成講座

開催回数 20回

受講者数 504人

○認知症サポーターフォローアップ研修

開催回数 2回

受講者数 27人

(15) 土浦市生活支援担い手養成講座（生活支援体制整備事業）

地域包括ケアシステム構築の推進においては、互助力の活性化、生活支援の担い手の養成は必要不可欠です。

また、多様な主体による生活支援サービスの提供においても、介護保険に関する知識や、生活支援の手法などを習得する必要があることから、生活支援の担い手を養成する講習会を開催しました。

※令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止といたしました。

7 土浦市社会福祉協議会

役員 理事 18人 監事 2人 評議員 38人 (令和5年4月1日現在)

- 事業 (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
(2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
(4) 第1号から前項までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
(6) 共同募金事業への協力
(7) 福祉サービス利用援助事業
(8) ボランティア活動の振興
(9) 老人福祉センターの管理・運営
(10) 福祉バスの管理運行時事業
(11) 生活福祉資金貸付事業
(12) ふれあい福祉資金(小口資金)貸付事業
(13) 訪問介護事業
(14) 障害福祉サービス事業
(15) 介護予防・日常生活支援総合事業
(16) 移動支援事業
(17) 障害者相談支援事業
(18) 心配ごと相談事業
(19) 障害者虐待防止センター事業
(20) 成年後見センターつちうら事業
(21) 成年後見制度中核機関事業
(22) 生活困窮者自立支援事業
(23) 子育て援助活動支援事業
(24) 生活支援体制整備事業
(25) 重層的支援体制整備事業
(26) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
(27) 土浦市障害者自立支援センターの管理・運営
(28) 土浦市社会福祉センターの管理・運営
(29) 土浦市新治総合福祉センターの管理・運営
(30) 地域包括支援センターうららの運営
(31) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(1) 生活福祉資金

目的 低所得者、障害者及び高齢者に対し、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長促進、また在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

○貸付状況(令和4年度)

資金種類	件数	金額(円)
緊急小口資金	1	80,000
福祉資金(福祉費)	1	102,000
計	2	182,000

○新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の申請状況

資金種類	申請件数	金額(円)
緊急小口資金	129	25,300,000
総合資金支援	102	53,140,000
総合資金支援(延長)	0	0
総合資金支援(再貸付)	0	0
計	231	78,440,000

(2) ふれあい福祉資金

緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮者に対し、資金を交付又は貸与することにより当面の事態を乗り切り、自立更生を図ることを目的とする。

対象 ・土浦市内に居住し、かつ、低所得世帯に属する者。
・社会的に援助が必要であると認められる者。

資金の限度額 特に必要と認められる場合100,000円を限度とする。

償還期限 貸与の日の属する月の翌月から起算して3年以内

償還方法 均等月賦償還

貸付利子 無利子

○貸付等の状況(令和4年度)

区分	件数	金額(円)
貸付金	37	423,920
計	37	423,920

保福
健社

(3) 災害見舞金

災害を被った世帯に対し、見舞金を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

見舞金の額

全焼又は全壊 20,000円

半焼又は半壊 10,000円

床上浸水 5,000円

○支給状況(令和4年度)

区分	件数	金額(円)
全焼	2	40,000
半焼	3	30,000
計	5	70,000

(4) ボランティアセンター

目的

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の推進と人材を育成を図るとともに、市民の善意を適正かつ効果的に活用し、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

事業

- ・ボランティアに関する啓発及び普及
- ・ボランティアの登録及び斡旋
- ・ボランティアに対する援助
- ・ボランティアグループの組織化と育成
- ・善意金品等の預託及び配分

○ボランティア保険等の加入(令和4年度)

区分	加入者数
ボランティア活動保険	1,515人

○善意銀行（令和4年度）

福祉の増進を目的とする団体等が行う事業や、地域福祉を支援するために預託された寄付金及び物品を受取及び管理並びに払出しする事業。

指定預託と払出

区 分	前年度繰越金 (円)	預 託		払 出		次年度繰越金 (円)
		件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	
障 害 福 祉	3,202,236	0	0	1	30,000	3,172,236
高 齢 福 祉	32,916,133	0	0	1	177,274	32,728,859
児 童 福 祉	552,438	2	163,132	1	46,316	669,254
ボランティヤ	0	0	0	0	0	0
交 通 遺 児	50,972	0	0	1	50,972	0
福 祉 全 般	15,869,733	26	802,738	1	748,375	15,924,096
福 祉 団 体	0	0	0	0	0	0
福 祉 施 設	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
指 定 寄 付	30,000	5	228,000	5	255,000	3,000
計	52,621,512	33	1,193,870	10	1,307,937	52,507,445
預 金 利 子	26,124					26,802
合 計	52,647,636					52,534,247

物 品

区分	件数	預 託	払 出
古切手、書き損じハガキ等		69	69
生活用品類（マスク・タオル等）		24	24
食品類（米・野菜・保存食等）		54	54
その他		18	18
合 計		165	165

(5) おせち料理の配付（歳末たすけあい配分事業）

支援が必要な方に対し、豊かなお正月を迎えていただくために、年末におせち料理を配布する。

○期 日 12月28日

○場 所 総合福祉会館

○対 象 者 宅配型食事サービス利用者でおせち料理配付を希望する方、および年末の安否確認が必要と思われる方でこれを希望する方（市配食サービス利用者は除く）。但し、生活保護受給者については、社会福祉課ケースワーカーに必要なの有無を確認し、選定する。

○協 力 者 宅配型・会食型食事サービスボランティア

○配食世帯数 163世帯

○協力者数 39人

(6) 地域介護教室

福祉教育の活きた土壌づくりと助け合い支えあう地域社会づくりを進めながら、高齢者や障害者への理解を深めることを目的とする。

○期 日 3月18日 午前10時～11時30分

○場 所 特別養護老人ホームこほく

○受 講 者 数 18人

(7) おもちゃライブラリー事業

障害児の身体能力、感覚、言語等の発達を促進し、おもちゃの製作、貸出、遊び場提供、療育相談を実施する。

○個人貸出の状況（令和4年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用人数	0	7	0	2	7	0	1	0	3	2	0	2	24
貸出点数	0	3	0	2	2	0	0	0	2	2	0	2	13

○団体貸出の状況（令和4年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用人数	1	1	1	1	3	0	3	0	1	3	0	5	19
貸出点数	13	14	13	17	30	0	35	0	20	39	0	26	207

(8) 心配ごと相談事業

相談員が日常生活のあらゆる相談を受け、適切な助言・援助を行う。

○心配ごと相談の状況（令和4年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開設日数	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	23
相談員出席数	4	2	3	4	3	3	3	3	3	3	4	4	39
相談者数	3	4	4	3	1	6	4	3	3	1	1	1	34

保福
健社

(9) ふれあいネットワーク

8中学校区ごとに地域ケアコーディネーターを配置し、地域福祉の担い手と相互の連携を図り、相談受付からサービスの必要性の検討と提供を一元的に実施する。

ア ケース検討

(令和4年度)

No.	区 分	スクラムネット	ふれあい調整会議	計
1	介護保険給付対象者	24	15	39
2	ひとり暮らし高齢者	13	10	23
3	その他要援護高齢者	28	11	39
4	身体障害者	1	1	2
5	知的障害者	5	0	5
6	精神障害者	12	8	20
7	難病患者	0	0	0
8	子育て親等	4	3	7
9	終末期患者	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0
11	ひきこもり	7	0	7
12	その他	7	3	10
	計	101	51	152

イ ふれあい調整会議（2ヵ月に1回開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、医師、看護師、保健師、民生委員児童委員、各種相談員が専門的な立場から支援の方向性を検討する。（令和4年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	6	0	0	4	0	1	3	1	15
2	ひとり暮らし高齢者	0	0	6	0	0	1	1	2	10
3	その他要援護高齢者	1	4	0	0	0	0	0	6	11
4	身体障害者	0	1	0	0	0	0	0	0	1
5	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	精神障害者	0	1	0	0	3	2	2	0	8
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	1	2	0	0	0	0	0	3
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	その他	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	計	7	7	8	4	6	4	6	9	51

ウ スクラムネット（1ヵ月に1回の定例会議と必要に応じた会議を随時開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会などが実務者レベルで支援を検討する。（令和4年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	9	2	0	7	0	1	4	1	24
2	ひとり暮らし高齢者	0	0	9	0	0	0	2	2	13
3	その他要援護高齢者	2	5	0	1	0	1	2	17	28
4	身体障害者	0	1	0	0	0	0	0	0	1
5	知的障害者	0	0	1	0	2	0	0	2	5
6	精神障害者	5	1	0	1	2	2	1	0	12
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	2	2	0	0	0	0	0	4
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	0	0	0	0	0	7	7
12	その他	0	0	0	1	5	0	1	0	7
	計	16	11	12	10	9	4	10	29	101

エ ケアサポート会議（随時開催）

ふれあい調整会議やスクラムネットでの結果を踏まえ、各種サービスを提供し支援するメンバーでサービスを検討する。（令和4年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	2	0	0	2	1	0	0	0	5
2	ひとり暮らし高齢者	0	0	0	0	1	0	1	0	2
3	その他要援護高齢者	0	0	0	0	2	0	0	0	2
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	0	2	4	0	1	0	9

(10) 生活支援体制整備事業

地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを推進するため、情報共有・連携強化の場として協議体を設置し、話し合いの場を設け、地域住民が主体となる生活介護や介護予防サービスの充実を図る。

ア 第1層協議体会議

(ア) 第1回

- 期 日 9月1日
- 場 所 総合福祉会館
- 内 容 (1) 第2層協議体の状況について
(2) 第1層協議体の役割について

(イ) 第2回

- 期 日 3月15日
- 場 所 総合福祉会館
- 内 容 (1) 第2層協議体の状況について
(2) 第1層協議体の状況について

イ 第2層協議体会議

(ア) 目的

生活圏域（各中学校区）の中で、住民が抱える生活課題を抽出し、その課題に向けて協議する。

(イ) 協議体会議の開催

項 目	1 中地区	2 中地区	3 中地区	4 中地区	5 中地区	6 中地区	都和地区	新治地区
回 数	7 回	4 回	1 回	5 回	6 回	12 回	5 回	3 回
場 所	1中地区公民館	2中地区公民館	3中地区公民館	4中地区公民館	5中地区公民館	6中地区公民館	都和地区公民館	新治地区公民館

(11) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

地域住民の複雑化・複雑化した支援ニーズに対し、「土浦市ふれあいネットワーク」を活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「人と人がつながる地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組み、包括的な支援体制を構築し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

ア 多機関協働事業

子どもや高齢者、障害者ごとの専門的なサービスが充実してきている中、福祉ニーズが複雑・多様化してきており、複合的なケースや相談に対して、スムーズに各相談機関が連携できるよう、支援できる体制づくりを推進します。

(ア) 広報啓発

- つちうら社協だよりへの掲載
- 社協ホームページへの掲載

(イ) 相談件数

- ふれあいネットワークで受けた相談件数 16,168 件

(ウ) プラン作成件数（スクラムネット・ふれあい調整会議・ケア会議を活用）

- ケース検討会議・情報共有 8 中学校区 161 件

(エ) 重層的支援会議の回数

- 会議の開催 8 中学校区 152 回

イ 参加支援事業

地域の社会資源の把握を行い、参加に向けた支援が必要な人には、サービス利用や地域活動などの支援をします。

(ア) 相談件数 (スクラムネット・ふれあい調整会議・ケア会議を活用)

○相談件数 76件

(イ) プラン作成件数 (スクラムネット・ふれあい調整会議・ケア会議を活用)

○プラン作成件数 8中学校区 76件

ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

多様な地域の集いの場に働きかけ、日頃の生活の中で気になることや支援が必要となる方などについて相談支援機関に早期に相談し、その後の支援につなげていき、潜在的ニーズへ対応できる体制の構築また、訪問等により継続的な伴走支援をします。

(ア) 相談件数 (スクラムネット・ふれあい調整会議・ケア会議を活用)

○相談件数 60件

(イ) プラン作成件数 (スクラムネット・ふれあい調整会議・ケア会議を活用)

○プラン作成件数 8中学校区 60件

(12) 児童福祉対策事業

ア 福祉ふれあい体験

小学生やその保護者を対象とし、福祉に係る現場体験や見学を通して、福祉への関心を深めることを目的とする。

- 期 日 第1回 8月2日 ・ 第2回 8月12日
- 場 所 CYBERDYNE スタジオ
- 参加人数 第1回 20人（親子10組）
第2回 16人（親子8組）
- 内 容 介護ロボット体験等

イ 子ども食堂（令和4年度）

地域の子どもたちへ食事を提供し、家庭的な雰囲気のもと安心して過ごせる居場所を提供することにより、子どもたち同士やボランティア、地域住民などとの交流の機会を作ること

- 開催日時 毎月第4土曜日 11時半～13時

区 分	期 日	会 場	こども(人)	おとな(人)	ボランティア(人)	合 計(人)
第52回	4月23日	一中地区公民館	36	31	13	80
第53回	5月28日	〃	36	41	13	90
第54回	6月25日	〃	35	37	11	83
第55回	7月30日	〃	19	38	8	65
第56回	8月20日	〃	27	31	9	67
第57回	9月24日	〃	26	35	12	73
第58回	10月29日	〃	15	38	10	63
第59回	11月26日	〃	31	36	13	80
第60回	12月24日	〃	21	26	14	61
第61回	1月28日	〃	32	36	12	80
第62回	2月25日	〃	29	37	14	80
第63回	3月25日	〃	39	46	15	100
合 計			346	432	144	922

※弁当持ち帰りの形式で開催。

ウ 福祉副読本の作成および配布

福祉に関する副読本を総合的な学習の時間などで活用することにより、福祉についての興味や関心を引き出すことを目的とする。

幼少期から人の気持ちを理解し、互いに支え合うことの大切さを学び、地域を支えていく大人になってもらえるよう、将来の福祉人材の育成を目的に小学生向け福祉冊子を作成する。

- 1,160部（市内5年生へ配布）

(13) 介護相談員派遣事業

介護相談員が、介護サービス利用者（施設）を訪問し、利用者の疑問や不満、不安を傾聴し、サービス提供事業者や行政に橋渡しを行い、介護サービスの質的向上を図る

ア 介護相談員定例会の開催

- 期 日 令和4年6月21日
- 場 所 総合福祉会館4階
- 内 容 (1) 意見交換
(2) 情報提供

イ 介護相談三者会議の開催

- 日 時 令和5年2月9日
- 場 所 総合福祉会館 4階
- 内 容 (1) 介護相談員派遣事業の現状について
(2) 情報交換

ウ 介護相談員活動の状況

- 介護相談員の活動状況（令和4年度）

(15) 住民参加型在宅福祉サービス

【友愛サービス】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして、会員制による家事援助サービスを提供。一般市民が協力会員となり、支援が必要な高齢者・障害者世帯などの利用会員へ、サービスを提供する住民主体の相互支援を行う。

○サービス内容：食事の支度・買い物・部屋の掃除・洗濯・通院介助・話し相手など

○費用

- ・年会費：利用会員 1,000円 協会会員 500円
- ・利用料：午前9時～午後5時 1時間 600円
上記時間以外 1時間 800円

活動実績（令和4年度）

月	利用会員 登録数	協力会員 登録数	利用時間	利用料金(円)	現金精算			利用券 売上(円)
				(奉仕料)	人数	時間	金額(円)	
4	14	18	55	34,000	10	55	34,000	54,800
5	3	2	66.5	41,700	11	66.5	41,700	51,900
6	3	3	83	51,300	14	83	51,300	51,400
7	1	0	38	23,900	9	38	23,900	50,700
8	1	0	107.5	66,000	15	107.5	66,000	66,600
9	1	0	71	44,400	13	71	44,400	76,400
10	2	0	84	51,900	13	84	51,900	55,000
11	2	1	85.5	52,600	15	85.5	52,600	50,200
12	0	1	85.5	52,400	14	85.5	52,400	46,200
1	0	0	66.5	40,900	13	66.5	40,900	38,900
2	0	0	97	59,900	17	97	59,900	35,700
3	1	0	137.5	83,500	16	137.5	83,500	67,600
計	28	25	977	602,500	160	977	602,500	645,400

イ 相談件数 172件

ウ 広報啓発活動

出前講座

みんなで学ぼう! 成年後見センターのしくみと活用法～

令和4年6月17日 新治地区民生委員児童委員協議会を対象に実施

エ 法人後見受任事業

(ア) 法人後見受任審査会

開催なし

(イ) 法人後見受任件数 2件

オ 市民後見人に関すること

(ア) 市民後見人講演会

○日 時 令和5年3月9日

○場 所 新治地区公民館

○参加者 52人

○内 容 終活と成年後見制度

○講 師 おおつの司法書士事務所 司法書士 平岡佳代氏

(イ) 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

集合研修

第1回 フォローアップ研修

○日 時 令和4年12月23日

○場 所 土浦市総合福祉会館4階

○参加者 7人

○内 容 相続について

○講 師 つくばあすなる法律事務所 弁護士 前澤優也氏

第2回 フォローアップ研修

○日 時 令和5年2月10日

○場 所 土浦市総合福祉会館4階

○参加者 7人

○内 容 遺言書について

○講 師 つくばあすなる法律事務所 弁護士 前澤優也氏

(18) 生活困窮者自立支援事業

相談支援員が生活困窮者からの相談を受け、課題を整理するとともに、どのような支援が必要か把握しながら、自立に向けた支援を行います。

ア 相談状況（令和4年度）

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規相談受付数		58	66	67	50	78	69	44	33	33	31	36	54	619
プラン作成件数		6	10	8	10	11	8	7	8	8	5	2	7	90
就労支援対象者数		6	10	7	9	10	8	7	8	8	5	2	6	86
延べ相談件数		533	472	634	397	459	425	307	306	354	310	425	404	5,026

イ 支援調整会議の開催

支援内容を計画化したプランが適切なものであるか、行政及び関係機関が合議体形式で検討する。

○開催日 毎月1回開催

○協議事項 支援計画（プラン）について

○プラン件数 新規 35件 再 52件

ウ 学習支援事業

○開催日 土曜日・日曜日

○会場 市内4ヶ所（非公開）で開催

○対象者 生活困窮世帯の4年生～9年生

(19) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

ア 健康づくり

○健康相談

老人福祉センター「湖畔荘」、「うらら」、「つわぶき」において、各施設隔月1回、定期的に健康相談を行い健康管理に寄与する。

○高齢者スポーツ大会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○高齢者ゲートボール大会の開催

イ 生きがいづくり

○趣味クラブ・生きがい教室

高齢者が長年培ってきた技術や生活の知恵の伝承及び趣味活動の推進により生きがいと創造性を高めることを目的とする。

詩吟クラブ 民謡クラブ 囲碁クラブ 書道クラブ

茶道クラブ 民舞クラブ 将棋クラブ 謡曲クラブ

陶芸クラブ 陶芸教室

○高齢者芸能発表会

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による民謡・民舞・詩吟・踊り・カラオケなどの発表会を開催する。

○期 日 9月16日

○場 所 亀城プラザ

○内 容 カラオケ・踊り・民謡・ダンスなど

○参加者 高齢者クラブ連合会女子部1団体、単位高齢者クラブ会員6団体
趣味クラブ会員3団体、個人参加1団体

○高齢者作品展示即売会

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による陶芸などの作品展示即売会を開催する。

○期 日 9月16日

○場 所 亀城プラザ

○展示品数 陶芸教室 45点

○販売品数 陶芸教室 138点

○高齢者囲碁・将棋大会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

単位高齢者クラブ・趣味クラブの会員による囲碁・将棋大会を開催する。

○アクティブシニア教室

シルバー世代や高齢者を対象に、新しい趣味を学びながら、健康づくりと仲間づくりを推進し、市民の健康長寿を資することを目的とする。

(令和4年度)

内 容	期 日	開催日数	場 所	延べ受講者数
生き生きシナプス体操教室	5月19日～3月16日	21	二中地区公民館	267

ウ 高齢者クラブ指導育成

教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、活動の育成を図る。

(ア) 土浦市高齢者クラブ連合会の概要 (令和5年3月31日現在)

・クラブ数 87クラブ ・会員数 3,010名

(イ) 重点事業 (令和4年度)

- ・クラブ活動の活性化運動の推進及び会員加入の促進
- ・「健康・友愛・奉仕」運動の推進
- ・健康の維持・向上、生きがいづくり、介護予防活動の推進
- ・高齢者の暮らしの安全・安心に資する活動の推進
- ・連合会の定例業務の円滑な運営と活力ある連合会の組織運営

(20) 愛の定期便事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、乳製品飲料等を配布しながら孤独感の解消及び安否の確認を図る。

※介護保険サービスを含む福祉サービスを週2回以上利用しているなど、安否確認についての環境的条件が満たされていると思われる者は除く。

地区 月別	一中 (人)	二中 (人)	三中 (人)	四中 (人)	五中 (人)	六中 (人)	都和中 (人)	新治中 (人)	合計 (人)	本数 (本)	金額 (円)	新規	中止	登録	延べ 配布 日数
4月	11	11	19	28	18	30	26	3	146	2,034	162,581	1	0	152	20
5月	12	9	18	28	18	30	26	3	144	1,953	155,990	1	0	153	19
6月	12	10	21	28	18	28	26	4	147	2,199	175,544	3	3	153	22
7月	12	9	20	27	18	28	26	3	143	1,987	158,511	0	15	138	20
8月	14	14	18	26	16	30	25	2	145	1,886	150,781	7	5	140	20
9月	13	12	18	24	18	32	24	2	143	1,950	156,396	4	5	139	20
10月	14	12	17	24	14	30	25	2	138	1,880	150,721	2	3	138	20
11月	14	11	17	25	12	29	24	2	134	1,860	148,912	1	5	134	20
12月	13	10	18	27	13	30	24	2	137	1,884	150,754	4	0	138	20
1月	16	9	18	26	12	29	23	2	135	1,779	142,006	0	2	136	19
2月	14	15	12	24	12	30	23	2	132	1,760	140,544	1	0	137	19
3月	14	9	19	27	12	30	24	3	138	2,023	161,650	7	2	142	22
合計	159	131	215	314	181	356	296	30	1,682	23,195	1,854,390	31	40	1,700	241

(21) 支部活動

8中学校区に社協支部を設置して専任職員（地域コーディネーター）を配置し、地域住民や関係団体との連携・協働により「ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）」をはじめ地域福祉の増進に向けた事業を行う。

ア 宅配型食事サービス事業（令和4年度）

地 区	対象者数	ボランティア数	延配食数
一 中 地 区	29	30	635
二 中 地 区	19	36	362
三 中 地 区	29	36	554
四 中 地 区	49	59	1,376
五 中 地 区	27	28	555
六 中 地 区	19	26	317
都 和 地 区	19	27	396
新 治 地 区	23	41	516
計	214	283	4,711

イ 会食型食事サービス事業（令和4年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とした場合は、ひとり暮らし高齢者見守り支援とした代替事業を実施した。

○一中地区

- ・期日 6月8日、6月22日、2月8日、2月22日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 160人
- ・内容 ボランティアによる手作り弁当の配付
- ・協力 一中地区民生委員児童委員協議会・たまき会

○二中地区

- ・期日 5月26日、7月27日、12月22日、2月22日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 56人
- ・内容 弁当の配付
- ・協力 二中地区民生委員児童委員協議会・ふたば会・二中地区市民委員会福祉部

○三中地区

- ・期日 10月7日、1月25日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 206人
- ・内容 弁当と感染予防対策用品等の配付
- ・協力 三中地区民生委員児童委員協議会・コスモス会

○四中地区

- ・期日 6月、1月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・内容 感染予防対策チラシ、体操指導チラシ、菓子類の配付
- ・協力 四中地区民生委員児童委員協議会

○五中地区

(1) 小地域お楽しみ会

- ・期日 7月28日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 14人
- ・内容 弁当の配付
- ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会・かすみ会

(2) 見守り支援事業

- ・期日 11月25日、3月10日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 36人
- ・内容 弁当等の配付
- ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会

○六中地区

- ・期日 6月9日、6月23日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 96人
- ・内容 仕出し弁当の配付
- ・協力 六中地区民生委員児童委員協議会

○都和地区

- ・期日 6月24日、7月8日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 29人
- ・内容 小地域お楽しみ会(レクリエーションと弁当の配付)
- ・協力 都和地区民生委員児童委員協議会・よつわの会

○新治地区

- ・期日 3月3日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 15人
- ・内容 レクリエーションと弁当の配付
- ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会・新治地区市民委員会福祉部・新治地区ボランティアグループ

ウ ひとり暮らし高齢者交流会（令和4年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全地区中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

○一中地区

- ・期日 10月27日、11月2日、11月16日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 176人
- ・内容 仕出し弁当と感染対策グッズの配付
- ・協力 一中地区民生委員児童委員協議会

○二中地区

- ・期日 9月15日、10月26日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 64人
- ・内容 アクアワールド大洗
- ・協力 二中地区民生委員児童委員協議会・支部役員

○三中地区 ※会食型食事サービス代替事業と合わせて実施

○四中地区 ※会食型食事サービス代替事業と合わせて実施

○五中地区

- ・期日 9月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 80人
- ・内容 防災6点セットの配付
- ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会

○六中地区

- ・期日 10月6日、10月12日、2月8日、2月15日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 45人
- ・内容 いばらきフラワーパーク
- ・協力 六中地区民生委員児童委員協議会

○都和地区

- ・期日 10月12日～11月16日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 220人
- ・内容 高齢者相談窓口のチラシ、特殊詐欺被害防止のチラシ、防災6点セットの配付
- ・協力 都和地区民生委員児童委員協議会

○新治地区

- ・期日 7月15日～31日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 53人
- ・内容 れんこんパウダー使用フリーズドライみそ汁、スープ、お吸い物セットの配付
- ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会

- ・期日 9月16日～30日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 49人
- ・内容 茶菓子、高齢者の安心・安全生活チラシ・啓発品等の配付
- ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会

- ・期日 11月18日～12月9日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 118人
- ・内容 市特産品、交通安全や身近な犯罪に関するチラシ・啓発品等の配付
- ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会

エ 児童福祉体験講座（令和4年度）

地区	期日	場 所	参加人数	内 容
一中地区	11月 8日	土浦小	88	車いす・インスタントシニア
二中地区	10月25日	真鍋小	140	車いす
三中地区	6月17日	乙戸小	54	車いす
	8月21日	乙戸青少年の家	14	インスタントシニア
	12月 6日	荒川沖小	61	車いす・インスタントシニア
	1月20日	中村小	66	車いす・インスタントシニア
四中地区	6月15日	土浦第二小	69	車いす
	6月21日			手話
	7月12日	下高津小	90	手話・車いす・インスタントシニア
五中地区	12月 8日	上大津東小	-	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	1月18日			
都和地区	11月11日	都和小	80	車いす
	11月18日			インスタントシニア

保福
健社

オ インスタントシニア体験講座（令和4年度）

地区	期日	場 所	参加人数	対 象 者
一中地区	6月 7日	アール医療福祉専門学校	43	看護学科1年生
二中地区	7月 7日	つくばアジア福祉専門学校	17	看護学科1年生

カ ふれあい・いきいきサロン事業（令和4年度）

	地区	サロン名	地区名	実施場所	主な活動内容
1	一 中	いきいきサロン大手町	大手町	公民館	健康体操・出前講座・小旅行・町内行事参加等
2		生田町ふれあいいきいきサロン	生田町	公民館	グランドゴルフ・出前講座・餅つき大会・野外研修・子供会に参加等
3	二 中	にこにこサロン東台	木田余東台	ワークヒル	お花見会・野外研修・クリスマス会・出前講座等
4		いきいきサロンさくらんぼ	真鍋二丁目	公民館	出前講座・お茶会・クリスマス会・会食等
5		東都和ふれあいいきいきサロン	東都和	公民館	俳句会・シルバーリハビリ体操・小旅行・餅つき大会・卓球会(子供の参加あり)等
6		ぺんぎんくらぶ	二中地区	公民館	リズム遊び・読み聞かせ・季節の行事等
7		なごやか・サロン	若松町	公民館	茶会・シルバーリハビリ体操・輪投げ(子供の参加あり)・コーラス等
8		真鍋四丁目いきいき健康教室	真鍋四丁目	公民館	シルバーリハビリ体操・カラオケ・野外研修
9		真鍋五丁目ふれあいいきいきサロン	真鍋五丁目	公民館	シルバーリハビリ体操・出前講座・野外研修・町内行事参加・育成会との交流
10	三 中	いきいきサロンめだか	中村6区	公民館	絵手紙・手芸・野外研修・健康体操等
11		西根南一丁目カラオケサロン会	西根南一丁目	公民館	カラオケとお茶会・食事会
12		西南3イキイキサロン	西根南三丁目	公民館	花壇づくり・いきいきヘルス体操・夏の料理教室等
13		中村東いきいきサロン	中村東	公民館	カラオケとお茶会・体操等
14	四 中	小松ふれあいの会	小松一・二・三丁目	公民館	交通安全教室・野外研修・クリスマス会(子供との交流あり)・餅つき大会等
15		中高津いきいきサロンさつき会	中高津	公民館	折り紙講座・野外研修・出前講座・三世代交流会・生きがい健康づくり体操等
16	中	ひまわり文庫	下高津	代表者宅	絵本の読み聞かせ・手遊び・わらべうた・本の貸出・絵本の勉強会・子育ての話し合い等
17		国分友の会	国分町	公民館	お茶会・シルバーリハビリ体操・町内行事参加
18	五 中	ふれあい・いきいきサロン伍楽	神立中央五丁目	公民館	鑑賞会・シルバーリハビリ体操・手工芸等
19		「住み心地の良い」まちづくりサロン	神立中央三丁目	公民館	吹き矢・輪投げ・ダーツ・シャッフルボード・グラウンドゴルフ
20		チームおおつ野	おおつ野	公民館	お茶会・おやこヨガ・オセロ
21	六 中	いきいきふれあいサロン新町	まりやま新町	公民館	手芸・囲碁・将棋・健康麻雀・卓球・出前講座・料理教室等
22		いこい	鳥山一・二丁目	公民館	体操・ギター演奏・折り紙・ハーモニカと歌・お茶会等
23		いきいきサロンなでしこ	右糺二区	公民館	会食会・健康講座・お茶会・三世代交流
24		ときわサロン	右糺四区	公民館	踊り・手芸・卓球・カラオケ等
25		まりやま団地ふれあいサロン	まりやま団地	公民館	卓球・お茶会・吹き矢・カラオケ・DVD鑑賞
26		霞ヶ岡いきいきサロン	霞ヶ岡町	公民館	グランドゴルフ・カラオケ・シルバーリハビリ体操
27		右糺三区ふれあいサロン	右糺三区	公民館	ラジオ体操・ダーツ・脳トレ・絵画教室等
28	都 和 中	都和の里	都和一・四丁目	公民館	シルバーリハビリ体操・お茶会・カラオケ・花壇の花植え・出前講座等
29		中都サロン	中瀬一・二・三丁目	公民館	花壇の手入れ・出前講座・お茶会等
30		常名健康カラオケ	常名町	公民館	カラオケ
31	新 治 中	藤沢団地いきいきサロン	藤沢団地	公民館	手芸・野外研修・出前講座等・ラジオ体操(子供の参加あり)等
32		サロン桃園	桃園	公民館	グランドゴルフ・お茶会・町内行事参加等

キ 広報啓発活動

「社協だより」による広報啓発

(22) 共同募金の状況（令和4年度）

地域福祉を充実させる事業を展開していくため、計画募金を行う。

ア 一般募金

目標額（円）	実績額（円）	達成率
13,331,000	13,546,337	101.6%

募金の内容

区 分	金 額
戸 別 募 金	10,071,750
街 頭 募 金	65,085
法 人 募 金	523,000
学 校 募 金	746,633
職 域 募 金	841,330
団 体 募 金	348,125
個 人 募 金	30,712
一 円 玉 募 金	63,610
カ ー ド 募 金	195,000
バ ッ チ 募 金	149,500
自 動 販 売 機 募 金	34,295
イ ベ ン ト 募 金	2,661
キ ャ ッ シ ュ レ ス 募 金	1,236
中 央 共 同 募 金 会	1,000
期 間 外 募 金	472,400
合 計	13,546,337

(茨城県共同募金会へ送金)

イ 歳末たすけあい募金（令和4年度）

目標額（円）	実績額（円）	達成額
8,500,000	8,570,880	100.8%

募金の内容

区 分	金 額
戸 別 募 金	7,821,760
団 体 募 金	96,590
法 人 募 金	3,030
個 人 募 金	68,800
期 間 外 募 金	580,700
合 計	8,570,880

配分の状況（令和4年度）

区 分	対象数	金 額（円）
ひとり暮らし高齢者世帯への配分	373	3,672,000
寝たきり高齢者世帯への配分	2	20,000
認知症高齢者世帯への配分	5	49,000
高齢者のみの世帯への配分	44	439,000
高齢者と虚弱者等のみの世帯への配分	7	69,000
交通遺児世帯への配分	66	582,000
重症心身障害児（者）世帯への配分	54	527,000
要保護世帯への配分	10	90,000
準要保護（6年生）児童への配分	105	1,260,000
歳末たすけあい運動期間中に必要性があると認められる福祉事業を実施する市内の福祉施設並びに福祉団体への配分	10団体	713,495
歳末おせち配付事業	163	390,136
歳末クリスマスケーキ配付事業	227	599,961
計		8,411,592

その他

区 分	金 額 (円)
事業に対する事務費	244,496
次年度配分資金 (茨城県共同募金会へ送金)	3,998,501

(23) 訪問介護事業

ア 介護保険事業

日常生活が困難な要支援要介護状態の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、洗濯・掃除などの生活援助のホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和4年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
実利用者数	総合事業	14	14	14	14	14	14	13	13	13	12	11	11	157	
	介護保険	16	16	16	18	18	18	20	19	19	18	17	17	212	
	実利用者数計	30	30	30	32	32	32	33	32	32	30	28	28	369	
訪問回数	介護保険	身体	56	52	59	59	61	61	81	83	30	27	30	33	632
		生活	78	86	90	84	89	85	77	82	77	74	70	80	972
		身+生	28	26	27	36	42	38	37	35	37	29	28	36	399
		回数計	162	164	176	179	192	184	195	200	144	130	128	149	2,003
訪問回数	総合事業	I	36	37	36	35	43	34	34	33	27	26	28	28	397
		II	40	37	40	42	40	39	41	41	36	37	32	32	457
		III	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回数計	76	74	76	77	83	73	75	74	63	63	60	60	854

イ 障害福祉サービス事業

日常生活が困難な障害者（児）の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、家事・掃除などの家事援助、視覚障害者の外出介護等ホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和4年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
実利用者数	16	19	18	20	19	20	18	19	18	17	20	18	222	
訪問回数	身体介護	69	66	77	72	41	69	73	70	71	61	74	79	822
	家事援助	67	71	85	81	84	84	83	82	84	84	86	100	991
	通院身体	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	同行援護	14	16	18	12	12	15	12	14	11	10	14	13	161
	回数計	150	153	181	165	137	168	168	166	166	155	174	192	1,975

ウ 移動支援事業（地域生活支援事業）

土浦市からの依頼により、障害者の方でホームヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会生活参加のための外出に対して移動支援のサービスを提供する。

(令和4年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	5
訪問回数	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	5

(24) 地域包括支援センター事業

ア 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援

介護保険において要支援1・2の認定を受けた方、総合事業の対象となった方が適切な生活支援サービスを利用できるようケアマネジメントを行う。

イ 総合相談支援業務

高齢者に関する様々な相談に応じ、実態把握を行いながら課題を明確にしたうえで、適切な機関、制度、サービス等を活用し支援する。

ウ 権利擁護業務

高齢者虐待への対応を行うとともに、高齢者虐待の防止、成年後見制度」の活用、消費者被害の防止等の啓発を行い、高齢者の権利を擁護する。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

関係機関や介護支援専門員と連携しながら、困難事例について具体的な支援方針を検討、助言、同行訪問等を行う。

(令和4年度)

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
介護予防 支援ケア プラン 請求件数	新 規	10	15	18	40	22	28	29	25	27	25	26	24	289
	(再掲)委託件数	7	10	8	15	13	17	14	18	15	16	22	19	174
	継 続	508	496	503	514	537	539	550	565	571	564	584	587	6,518
	(再掲)委託件数	269	270	275	268	290	279	290	293	301	296	326	319	3,476
	合 計	518	511	521	554	559	567	579	590	598	589	610	611	6,807
	(再掲)委託件数	276	280	283	283	303	296	304	311	316	312	348	338	3,650
総合相談等	総合相談事業	481	657	1,083	726	830	742	660	672	730	754	727	781	8,843
	権利擁護事業	27	77	80	57	24	37	29	33	42	41	20	80	547
	包括的継続的ケアマネジメント支援業務	15	29	89	54	64	69	32	21	26	33	39	32	503
	合 計	523	763	1,252	837	918	848	721	726	798	828	786	893	9,893

オ 土浦市認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症の方、及びその家族を訪問し、おおむね6ヶ月を目安に、支援チームがアセスメントや家族支援等の初期にお支援を包括的、集中的に行い、適切な介護サービスや医療機関につなげる。

(令和4年度)

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
認 知 症 初期集中 支援事業	新規事例数	1	0	0	1	1	3	1	0	1	1	0	0	9
	終了事例数	0	1	0	2	1	0	0	0	1	2	2	1	10
	継続中の事例	2	2	2	0	0	1	4	5	4	3	2	0	25
	合 計	3	3	2	3	2	4	5	5	6	6	4	1	44

(25) 福祉バスの管理運行事業

研修等を目的とする福祉団体等の活動を支援するため、福祉バスの運行を提供する。

(令和2年度)

区分 月	件数	日 帰 り		宿 泊	延べ稼働台数	延べ人数
		市 内	市 外			
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	1	0	1	0	1	10
7	2	2	0	0	2	19
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	1	0	1	0	1	14
11	11	0	11	0	11	231
12	4	0	4	0	4	70
1	1	0	1	0	1	13
2	0	0	0	0	0	0
3	1	0	1	0	1	14
計	21	2	19	0	21	371

(26) 障害者相談支援事業

ア 基幹相談支援センター・委託相談支援事業所

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。

また、地域の障害相談の中核的役割を担う機関として、地域課題の抽出や、地域の相談支援体制の強化を図る。

相談件数（令和4年度）

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
相談件数	89	96	91	125	112	82	95	80	85	84	98	101	1,138

イ 障害者虐待防止センターの運営

障害者への虐待を未然に防ぐため、障害者への虐待に関する情報や相談を24時間365日受付し、関係機関と連携し、支援を行う。

相談件数（令和4年度）

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計	計
電話及び 窓口受付 時間帯 (件数)	8:30～ 17:15	2	2	1	1	2	2	1	1	2	0	3	2	19	28
	17:15～ 8:30	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	4	
その他 (専用電話及び受付)		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	
計		2	4	1	1	3	2	1	1	2	1	4	5	28	
虐待 区分	身体	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	18
	性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	心理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
虐待なし		1	3	1	0	0	0	1	1	2	0	2	2	13	
その他	一般相談	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	1	0	7	7

8 シルバー人材センター

目的 定年退職後等において臨時的、短期的な就業又は厚生労働大臣の定めるその他の軽易な事務に係るものを通じて自己の労働能力を活用し自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を斡旋するための事業である。

会員 概ね60歳以上の健康で就業意欲のある者

- 事業**
- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
 - (2) " " 相談及び調査研究
 - (3) 高齢者の就業に関する相談
 - (4) 臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供
 - (5) 高齢者に対し臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関する必要な知識及び、技能の付与を目的とした講習等の実施
 - (6) 高年齢退職者のための有料職業紹介事業の実施

地区別会員数

(令和5年3月31日)

	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和中地区	新治中地区	計
男	56	36	72	76	31	43	25	24	363
女	28	12	18	30	19	16	20	8	151
計	84	48	90	106	50	59	45	32	514

※平均年齢74.7歳(男74.9歳 女74.0歳)

事業実績 (請負分)

(令和4年度)

仕事の 受託件数	就業 実人員	就業 延人員	契約金額			
			事務費	材料費	配分金	計
2,228	353	29,610	15,626,811	7,976,373	147,221,704	170,824,888

事業実績 (派遣事業分)

(令和4年度)

派遣会員数	契約件数	契約金額		
		賃金	手数料	計
104	55	47,304,979	12,115,893	59,420,872

9 社会福祉施設及び介護保健関連施設一覧

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
1	荒川沖保育所	荒川沖西 2-10-11	児童福祉	保育所	土浦市	S27.4.20	841-0037	90
2	霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町 13-20	児童福祉	保育所	土浦市	S29.6.29	821-1890	90
3	東崎保育所	東崎町 4-7	児童福祉	保育所	土浦市	S31.10.1	821-2807	120
4	天川保育所	天川 1-24-1	児童福祉	保育所	土浦市	S44.4.1	822-6172	60
5	神立保育所	神立中央 3-8-22	児童福祉	保育所	土浦市	S53.4.1	831-8464	120
6	土浦愛隣会保育所	右舩 1681	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S25.12.1	841-6439	120
7	めぐみ保育園	鳥山 5-2263-8	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S48.6.1	841-2838	90
8	白鳥保育園	白鳥町 1096-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.4.1	831-2590	120
9	エンゼル・ゆめ保育園	真鍋 2-10-23	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.8.1	822-1863	90
10	つくば国際保育園	真鍋新町 8-16	児童福祉	保育所	学校法人	H13.4.1	823-7404	100
11	中央保育園	神立中央 1-10-21	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H15.3.31	830-1284	70
12	高岡保育園	高岡 2303-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S30.5.1	862-4666	70
13	藤沢保育園	藤沢 1746	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S49.5.1	862-2600	70
14	白帆保育園	蓮河原新町 8-30	児童福祉	保育所	学校法人	H18.4.1	823-3070	110
15	あおぞら保育園	上高津 1800-1	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H19.4.1	869-7490	80
16	愛(かな)保育園	中村南 1-14-11	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	843-6877	30
17	童話館保育園	東真鍋町 9-28	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	824-1323	70
18	ともっこ保育園	真鍋 3-7-18	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H29.4.1	846-1213	80
19	中村白百合ナーサリー	西根南 3-4-46	児童福祉	保育所	学校法人	H30.4.1	842-6253	60
20	都和保育園	並木 2-8-4	児童福祉	保育所	学校法人	H31.4.1	822-8053	120
21	桜川保育園	田中 3-4-5	児童福祉	保育所	社会福祉法人	R2.4.1	821-8341	90
22	新生めぐみ保育園	中村南 1-24-1	児童福祉	保育所	社会福祉法人	R3.4.1	841-0575	90
23	もみじこども園	富士崎 2-1-46	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	846-2645	205
24	もみじ第二こども園	若松町 1-73	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-5987	135
25	まなべすみれ幼稚園	東真鍋町 22-11	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	824-3522	220
26	エンゼルススポーツ幼稚園	鳥山 5-2039	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	897-3331	110
27	土浦聖母幼稚園	大町 9-6	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	823-1460	140
28	中央幼稚園	神立中央 2-1-18	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	831-2103	300
29	土浦みどり幼稚園	並木 4-1-36	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-7090	175
30	あおば台幼稚園	右舩 2755	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-6311	200
31	ひたち学院幼稚園	乙戸 1029-1	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-7107	180
32	新学幼稚園	手野町 4524	児童福祉	認定こども園	学校法人	H29.4.1	828-1905	205
33	白帆幼稚園	蓮河原新町 11-35	児童福祉	認定こども園	学校法人	R4.4.1	823-2695	105
34	キッズマアム	板谷 7-626-11	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.6.7	896-5508	12
35	どんぐり保育園	神立中央 5-11-50	児童福祉	地域型保育施設	医療法人社団	H27.6.1	832-5414	60
36	キッズランドなないろ	大町 11-41 なないろビル	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.9.1	875-3651	19
37	キッズルームやまもと	西根南 2-1-29	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H27.9.1	842-5732	19
38	サンルーナ託児所	おおつ野 2-1-1	児童福祉	地域型保育施設	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	12
39	はっぴー文京園	文京町 4-8	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H28.12.1	826-2881	19
40	はっぴー神立園	神立町 3721-1	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H29.1.1	832-5881	19
41	キッズハウスうみの森	右舩 2340-28	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H30.4.1	804-0950	12
42	都和児童館	板谷 2-712-9	児童福祉	児童館	土浦市	S41.4.23	832-3112	
43	新治児童館	本郷 347-1	児童福祉	児童館	土浦市	S57.4.1	862-4403	
44	ポブラ児童館	鳥山 2-530-394	児童福祉	児童館	土浦市	H17.5.3	841-3212	
45	茨城県道心園東ホーム	並木 3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S24.4.1	821-2575	35

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
46	茨城県道心園西ホーム	並木 3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H20.3.31	821-2575	50
47	窓愛園	殿里町 20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S27.4.1	821-0392	56
48	ハイム・フィフティ(窓愛園)	中村南 2-9-7	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H13.10.1	821-0392	6
49	シクスティ(窓愛園)	殿里町 20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H24.4.1	821-0392	6
50	トゥエンティ(窓愛園)	真鍋 3-9-5	児童福祉	児童福祉養護施設	社会福祉法人	R2.4.1	821-0392	6
51	尚恵成人寮	菅谷町 1430-1	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	H22.10.1	831-8005	
52	尚恵厚生園	神立町 1791	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	H22.10.1	831-1686	
53	障がい者支援施設 一天土浦	小山崎 631 番 13	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	R1.6.1	846-2506	
54	ぼだいじゅ	神立町 1791	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	
55	ざっきょやホーム	東埼玉 6 番 29 号	障害者総合支援法	グループホーム	特定非営利活動法人	H19.4.1	825-6537	
56	グループホームはなまる	小松 1-21-5	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	H21.5.1	875-8870	
57	なでしこ	神立町 667-28	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H26.4.1	831-1686	
58	グループホーム オアシス	東若松町 3969	障害者総合支援法	グループホーム	医療法人	H24.4.1	821-3100	
59	グループホーム つばめ	田村町 972 番地	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H28.4.1	869-5500	
60	グループホームサンライフ	神立中央 1 丁目 11-43	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	H29.11.1	875-8341	
61	ファミリーユ上高津新町	上高津新町 11-21	障害者総合支援法	グループホーム	一般社団法人	H30.3.1	869-8105	
62	陽なたハウス	桜町 1-1-19	障害者総合支援法	グループホーム	合同会社	R1.10.1	869-7326	
63	グループホームおひさま高津	上高津新町 11-21	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R1.12.1	090-7252-3445	
64	クララホーム下高津	下高津 1 丁目 4 番地 6 号	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R2.8.1	811-8018	
65	イツ・ミー中村南	中村南 6-6-38 桂コーポ中村 102 号	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.4.1	811-8058	
66	みらいのたね茨城	若松町 7-11	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.4.1	875-5200	
67	かわせみホーム	並木 5 丁目 4127 番地の 1	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.8.1	090-3205-5715	
68	グループホームなつ	富士崎 2 丁目 3-2	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.9.1	846-5263	
69	ThornCastle	荒川沖東 3 丁目 12-15	障害者総合支援法	グループホーム	一般社団法人	R2.7.1	879-8140	
70	みんなのリハビリセンター土浦	小松 2-12-6	障害者総合支援法	自立訓練(機能訓練)	株式会社	R3.12.1	896-3280	
71	きぼう	若松町 46-3	障害者総合支援法	自立訓練(生活訓練)	特定非営利活動法人	H26.1.1	896-6230	
72	はずね	田村町 972 番地	障害者総合支援法	自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人	H28.5.1	896-5500	
73	茨城障害者雇用支援センター	真鍋新町 1 番 14 号	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H23.4.1	827-1104	
74	おひさま	穴塚 184 番地	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H23.10.1	895-4531	
75	たんぼば作業所	穴塚 1232 番地の 2	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H25.3.1	846-4430	
76	BeeCorporation	田中 3-8-28	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H27.12.1	835-7311	
77	百笑クラブ	天川二丁目 28 番 2 号	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H28.1.1	899-8863	
78	はずね	田中町 972 番地	障害者総合支援法	就労移行支援	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
79	就労移行支援事業いぬのいえWANSTEP	大畑 1440	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H29.8.1	846-0661	
80	自立支援センター オリーブ	並木 3 丁目 3-13	障害者総合支援法	就労移行支援	一般社団法人	R4.1.1	802-0192	
81	テイクハート土浦	有明町 2-31 関鉄土浦ビル 1 6 階	障害者総合支援法	就労移行支援	一般社団法人	R4.4.1	875-6027	
82	ハイライフサポート土浦	小松 2-13-4	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H26.8.1	873-7787	
83	就労センター土浦	大手町 16 番 12 号	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H26.12.1	875-5475	
84	ワークステーション 土浦	下高津 1 丁目 5 番 8 号	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H27.4.1	899-8197	
85	ハイライフサポート神立	白鳥町字一貫砂 1106 番地 234	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H27.10.1	893-5888	
86	就労センター飯田	飯田 2127-1	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H29.2.1	886-7561	
87	就労継続支援センターほほえみ	並木 3-1-25	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.5.1	050-5434-9061	
88	筑紫野苑	永井 1850 番地 1	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.10.1	875-8766	
89	self-A・ブラネッツ土浦大町	大町 14-14 クラフト大町ビル 2 階	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.12.1	869-9696	
90	あらた土浦事業所	大和町 8-22 土浦タマキビル 4F	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	R4.3.1	897-3407	

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
91	土浦市つくしの家	上高津 1810 番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	土浦市	H22.4.1	823-5881	
92	にいはり園	小高 572-1	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	社会福祉法人	H23.4.1	862-5116	
93	ざっきよやくらぶ	東埼玉 6 番 29 号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H24.9.1	825-6537	
94	自立支援センター はなまる	小松 1 丁目 21-9	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H21.9.1	886-6600	
95	おひさま	穴塚 184 番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H26.10.1	895-4531	
96	たんぼぼ作業所	穴塚 1232 番地の 2	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H25.3.1	846-4430	
97	就労センター土浦	大手町 16 番 12 号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	一般社団法人	H26.9.1	875-5475	
98	BeeCorporation	田中 3-8-28	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H27.12.1	828-7311	
99	百笑クラブ	天川二丁目 28 番 2 号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H28.1.1	899-8863	
100	はすね	田村町 972 番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	社会福祉法人	28.5.1	869-5500	
101	就労継続支援B型事業イヌモク工房 WANSTEP	大畑 1440	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H29.8.1	846-0661	
102	就労継続支援B型事業所クララ	川口 1 丁目 6-22	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	R3.6.1	811-8018	
103	自立支援センター オリーブ	並木 3 丁目 3-13	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	一般社団法人	R4.1.1	802-0192	
104	障害者支援施設 さくら苑	神立町字前原 443-4	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	832-3550	
105	土浦市つくしの家	上高津 1810 番地	障害者総合支援法	生活介護	土浦市	H22.4.1	823-5881	
106	きらめき苑	神立町 3637 番地の 2	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.11.1	831-0643	
107	コスモス	神立町 1614	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	
108	尚恵成人寮	菅谷町 1430-1	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H22.10.1	831-8005	
109	土浦市障害者自立支援センター	大和町 9-2 ウララ 2 ビル 5 階	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	827-1123	
110	尚恵厚生園	神立町 1791	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H22.10.1	831-1686	
111	ざっきよやくらぶ	東埼玉 6 番 29 号	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.4.1	825-6537	
112	きぼう	若松町 46-3	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.1.1	896-6230	
113	はすね	田村町 972 番地	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
114	障がい者支援施設 一天土浦	小山崎 631 番地 13	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	R1.6.1	846-2506	
115	障害者支援センター未来 永井事業所	永井字境松 153 番地 2	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	R3.1.1	867-0025	
116	つばめ	並木 5 丁目 4128-14	障害者総合支援法	生活介護	株式会社	R3.8.1	893-6872	
117	土浦市療育支援センター	上高津 1809 番地	児童福祉法	保育所等訪問支援	土浦市	R3.4.1	824-8013	
118	コスモス【つみぎ】	神立町 1054-3	児童福祉法	保育所等訪問支援	社会福祉法人	R4.4.1	879-8857	
119	つくし学園	上高津 1809 番地	児童福祉法	児童発達支援	土浦市	H24.4.1	824-8013	
120	土浦市療育支援センター	上高津 1809 番地	児童福祉法	児童発達支援	土浦市	H24.4.1	824-8013	
121	あくらーきっずすまいる土浦	上高津 1346-8	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H28.4.1	845-4500	
122	ハピネス	下高津3丁目6-7下高津入保田テナント201号室	児童福祉法	児童発達支援	合同会社	27.2.1	897-3423	
123	通所支援事業所 大夢	中村南 1 丁目 16 番 11 号	児童福祉法	児童発達支援	合同会社	H28.1.1	845-3094	
124	元気's	小松 3 丁目 27-2	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H28.10.1	896-4141	
125	からしだね	上高津 486 番地 2	児童福祉法	児童発達支援	宗教法人	H29.6.1	835-3622	
126	きりはーと永国	永国 749-3	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H30.10.1	845-7575	
127	らいおんハートリハビリ児童デイサービス 土浦	中村南 4 丁目 13 番 6 号	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H30.12.1	886-6440	
128	元気's きだまり	木田余東台 2-4-12	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R3.4.1	875-3457	
129	あんじん高津	中高津二丁目 10 番 10-2	児童福祉法	児童発達支援	特定非営利活動法人	R3.7.1	090-4065-5396	
130	コスモス【つみぎ】	神立町 1054-3	児童福祉法	児童発達支援	社会福祉法人	R4.4.1	879-8857	
131	Functional Training Center 土浦店	乙戸南 2 丁目 8-17	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H29.12.1	897-3005	
132	児童デイサービス ガルテン・ガルテン	小岩田東 1-1-39	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H24.4.1	835-3003	
133	児童デイサービス きりんくらぶ	神立東 2-30-61	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H26.1.1	835-3003	
134	たんぼぼ作業所	穴塚 1232 番地の 2	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H26.4.1	846-4430	
135	ふおれすと	中村南四丁目 7 番 26 号	児童福祉法	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人	H26.4.1	893-2620	

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
136	あくらーきつずすまいる土浦	上高津 1346-8	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H26.12.1	845-4500	
137	ハビネス	下高津3丁目6-7下高津久保田テナント201号室	児童福祉法	放課後等デイサービス	合同会社	H27.2.1	897-3423	
138	ひまわり キッズ土浦教室	若松町 1-6	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H27.11.1	825-5085	
139	通所支援事業所 大夢	中村南 1 丁目 11 号	児童福祉法	放課後等デイサービス	合同会社	H28.1.1	845-3094	
140	放課後クラブ ビ・パップスタイル	田中三丁目 8 番 28 号 3 階	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H28.1.1	828-7300	
141	ライラック	田村町 972 番地	児童福祉法	放課後等デイサービス	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
142	元気's	小松三丁目 27-2	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H28.10.1	896-4141	
143	からしだね	上高津 486 番地 2	児童福祉法	放課後等デイサービス	宗教法人	H29.6.1	835-3622	
144	きらりはーと永国	永国 749-3	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H30.10.1	845-7575	
145	らいおんハートリハビリ児童デイサービス 土浦	中村南 4 丁目 13 番 6 号	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H30.12.1	886-6440	
146	ハートっ子 土浦	小山崎 631 番 13	児童福祉法	放課後等デイサービス	社会福祉法人	R1.6.1	886-8686	
147	放課後デイサービス 苺和	虫掛 3726-1	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R2.4.1	846-0815	
148	やるきゃん土浦校	国文町 2-28	児童福祉法	放課後等デイサービス	一般社団法人	R2.4.1	875-3800	
149	ピースホームタウン土浦	田中 1 丁目 1-4-1	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R2.11.1	828-4700	
150	ドレミファソライズ FC 土浦	中高津 1-22-36	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.1.1	886-5324	
151	元気's きだまり	木田余東台 2-4-12	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.4.1	875-3457	
152	あんじん高津	中高津二丁目 10 番 10-2	児童福祉法	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人	R3.7.1	090-4065-5396	
153	アストロ土浦真鍋	真鍋 4-1-12 infit ビル 101 号室	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.9.1	869-8321	
154	みんなのリハビリセンター土浦	小松 2-12-6	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.12.1	828-4839	
155	障害者就職・生活支援センターかすみ	真鍋新町 1-14	障害者雇用促進法	障害者就職・生活支援センター	特定非営利活動法人	H23.4.1	827-1104	
156	土浦市老人福祉センター「湖畔荘」	手野町 1892-1	老人福祉	福祉センター	土浦市	S56.4.1	828-0881	100
157	土浦市老人福祉センター「つわぶき」	中都町 1-5428-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H4.9.15	831-4126	100
158	土浦市老人福祉センター「うらら」	大和町 9-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H9.10.1	827-0050	100
159	デイサービスゆとりえ土浦	田中 1-6-3	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.9.1	875-4126	20
160	土浦ケアセンター そよ風	田中 1-1-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H12.5.25	835-2635	30
161	指定通所介護事業所 滝の園	穴塚 1935	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	25
162	デイサービスセンター なぎの木土浦	穴塚 333-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.2.27	869-9512	33
163	駅前デイサービス	大和町 9-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H27.10.1	828-5371	20
164	デイサービス ハートリビング土浦中央	中央 1-5-16	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.3.10	897-3770	40
165	ケアステーション あさひ土浦	大手町 6-2	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	825-3610	35
166	レコードブック土浦駅前店	港町 1-7-5 櫻井ビルⅡ -2B	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	896-5884	30
167	デイサービスここねす	生田町 1-28 トリニティビル 1F	介護保険	デイサービス	営利法人	H30.2.1	845-7175	10
168	デイサービスセンター滝田	滝田 1-10-2	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	30
169	通所介護事業所 静霞園	東若松町 3379	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H元.3.1	823-0889	25
170	ツクイ土浦	東真鍋町 8-14	介護保険	デイサービス	営利法人	H17.3.1	825-1280	30
171	ヤックスデイサービス土浦	真鍋新町 7-4	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.11.1	824-1501	18
172	デイサービスまごころの家 土浦真鍋	真鍋 2-4-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.6.20	846-1288	15
173	デイサービス 桑林	荒川沖東 3-17-28	介護保険	デイサービス	営利法人	H19.12.1	843-7116	35
174	つくばからだはうす	中村西根 1055-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.11.6	886-8873	25
175	ケアパートナー・みなみ	荒川沖 5-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.6.14	834-3731	25
176	デイサービスセンター もりの家	北荒川沖町 8-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H10.9.1	830-4722	25
177	デイサービスセンター SLP 土浦	北荒川沖町 3-13	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.12.1	875-6206	10
178	デイサービス樹楽 土浦中	中 199-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.1.17	886-5265	22
179	デイサービスまいはうす	乙戸 1-69	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.3.4	843-6550	10
180	みんなのリハビリセンター土浦	小松 2-12-6	介護保険	デイサービス	営利法人	R3.10.1	896-3280	36

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
181	喜楽喜楽サービス通所介護事業所	上高津 486-2	介護保険	デイサービス	宗教法人	H15.8.20	886-4433	46
182	デイサービスここいち永国	永国 903-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.5.1	879-5522	60
183	デイサービス永国長寿館	永国 1048-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.12.22	823-1951	40
184	飛羽ノ園 デイサービスセンター指定通所介護事業所	小松 3-18-18	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	25
185	リハビリド・土浦	富士崎 1-10-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.3.1	896-6922	30
186	デイサービスまごころの家 土浦上高津	上高津新町 10-52	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.9.16	875-4501	10
187	デイサービス ガーデン	桜ヶ丘町 14-38	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.5.7	897-3305	25
188	デイサービス中高津シャンティ	中高津 2-5-15	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.10.1	896-8551	19
189	ご長寿くらぶ土浦・小松デイサービスセンター	土浦市小松 2-13-6	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	893-3522	15
190	デイサービス桜ヶ丘	桜ヶ丘町 19-30	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.11.1	896-7801	20
191	からだはうす ぶらす	小松 2-13-29	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.4.1	090-5211-1759	15
192	デイサービス ASUKA	神立中央 1-1-10 池田ビル 1階 105	介護保険	デイサービス	営利法人	H20.10.1	833-2682	30
193	デイサービス ここいち土浦	おおつ野 8-24-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.4.1	830-3002	48
194	土浦晴山苑 デイサービスセンター	田村町 2321-5	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	60
195	デイサービスセンターこほく	菅谷町 1168-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	25
196	指定通所介護事業所 ライフサポートサリナ	おおつ野 2-1-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	110
197	神立デイサービスセンター優	土浦市神立町 2245-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	846-1116	10
198	土浦なごみデイサービス	右舩 644-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	10
199	デイサービスセンター やすらぎの園	小岩田西 2-1-49	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	25
200	ご長寿くらぶ土浦みぎもみデイサービスセンター	右舩 2722	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.2.15	893-2200	15
201	ご長寿くらぶ土浦みぎもみII デイサービスセンター	右舩 2722-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.12.1	846-3622	10
202	めいこうの里 デイサービス	大岩田 2469-11	介護保険	デイサービス	医療法人	H30.7.24	823-0015	25
203	のどか	烏山 1-2347-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.9.1	875-9877	36
204	デイサービスはなのえん	粟野町 1852-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H16.8.20	830-0511	10
205	通所介護事業所プラザマアム	板谷 7-626-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H18.3.10	830-2206	35
206	デイサービス憩いの里	高岡 2315	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	30
207	デイサービスセンター シルトピア	本郷 1679-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.8.1	862-1717	20
208	デイサービスセンターにいほり	藤沢 3534-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.7.1	829-3200	20
209	リハスマイル土浦	大畑 1605-8	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.9.1	896-8316	30
210	デイサービスまごころの家土浦西根	西根南 1-6-17	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.4.11	828-7503	10
211	半日型デイサービスいろいろ	生田町 3-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.7.1	823-5052	10
212	コラボキッチン	西真鍋町 10-13	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.9.16	801-8752	10
213	特別養護老人ホーム 滝の園	穴塚 1935	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	50
214	特別養護老人ホーム 滝田	土浦市滝田 1-10-2	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	58
215	特別養護老人ホーム 静霞園	東若松町 3379	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	S56.4.1	824-9581	60
216	特別養護老人ホーム もりの家	北荒川沖町 8-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H10.9.1	830-4755	54
217	特別養護老人ホーム 飛羽ノ園	小松 3-18-18	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	50
218	特別養護老人ホーム 土浦晴山苑	田村町 2321-5	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	70
219	特別養護老人ホーム こほく	菅谷町 1168-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	70
220	特別養護老人ホーム やすらぎの園	小岩田西 2-1-49	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	54
221	特別養護老人ホーム なごみ	右舩 644-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	90
222	特別養護老人ホーム はなのえん	粟野町 1852-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H16.8.20	830-0511	45
223	特別養護老人ホーム 憩いの里	高岡 2315	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	70
224	特別養護老人ホーム シルトピア	本郷 1679-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.6.20	862-1717	47
225	地域密着型特別養護老人ホーム ねもとの里	穴塚 1988-1	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.7.1	893-2110	29

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
226	地域密着型特別養護老人ホーム 静霞園	東若松町 3379	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	824-9581	20
227	地域密着型特別養護老人ホーム もりの家 サテライト	乙戸 230-2	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H24.6.1	886-9080	29
228	地域密着型特別養護老人ホーム 飛羽/園・とわ	小松 3-18-18	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	826-2941	20
229	地域密着型特別養護老人ホーム やすらぎの園	小岩田西 2-1-49	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.12.1	835-3131	20
230	地域密着型特別養護老人ホーム やすらぎの園 アネックス	小岩田西 2-7-41	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H29.5.26	896-8330	29
231	地域密着型特別養護老人ホーム みちのえん	栗野町 1829-4	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.6.1	893-6061	29
232	介護老人保健施設 いっせい	土浦市東崎町 6-15	介護保険	老人保健施設	医療法人	H27.4.1	875-6900	29
233	介護老人保健施設 シルバーケア土浦	木田余 4606	介護保険	老人保健施設	医療法人	H9.3.5	826-7021	100
234	介護老人保健施設 セントラル土浦	真鍋新町12-10	介護保険	老人保健施設	医療法人	H30.2.1	893-6100	100
235	介護老人保健施設 常総の郷	荒川沖 6-110	介護保険	老人保健施設	医療法人	H18.4.21	843-5580	100
236	介護老人保健施設 えがお	中村東 2-21-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H23.6.1	869-9020	29
237	介護老人保健施設 さくら	神立町 444-2	介護保険	老人保健施設	医療法人	H8.6.25	823-1020	100
238	介護老人保健施設 ひかり	右舂 1113-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H16.10.18	843-3321	100
239	土浦リハビリテーション病院 介護医療院	真鍋新町 11-7	介護保険	介護医療院	医療法人	R4.11.1	835-7888	96
240	ケアパレス・ナヴァーレ	港町 3-30-23	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H18.10.1	835-1133	71
241	サンテラス土浦	文京町 8-3	介護保険	有料老人ホーム	社会福祉法人	H12.8.1	826-6333	137
242	サンテラス土浦新館(介護棟)	文京町 8.5	介護保険	有料老人ホーム	社会福祉法人	H23.4.1	875-3891	40
243	ハートワン土浦	天川 1-18-80	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H19.1.1	825-0250	40
244	かがやきの郷	常名 2212	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H12.3.24	823-8808	186
245	グループホーム だんらん	穴塚 1957	介護保険	グループホーム	社会福祉法人	H16.12.7	821-7071	18
246	グループホーム 和晃	若松町 5-28	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.4.7	826-1628	8
247	グループホーム しょうわ家族	荒川本郷 218-173	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.10.1	841-5666	18
248	グループホーム きらめき	小松 2-9-12	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.12.1	824-7810	18
249	グループホーム 永国長寿館	永国 1048-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.12.23	823-1951	18
250	グループホーム 土浦マロン館	菅谷町 1358-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.10.4	831-7086	18
251	グループホーム 鶴沼の里	神立東 2-21-22	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.11.16	834-0011	27
252	グループホーム 鶴沼の里 2	神立東 1-16-33	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.2.1	830-0220	18
253	グループホーム 寄居	神立町 443-5	介護保険	グループホーム	医療法人	H15.3.1	833-2070	27
254	グループホーム きらめき 2	右舂 2743-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.6.6	843-1991	18
255	グループホーム 和楽樹	板谷 1-478-3	介護保険	グループホーム	営利法人	H18.3.31	833-2400	9
256	グループホーム いっしん館こまち	藤沢 894-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.1.24	830-6000	18
257	デイサービス しょうわ家族	荒川本郷 218-115	介護保険	認知症サービス	営利法人	H21.10.1	842-7466	12
258	デイサービス 寄居	神立町 443-5	介護保険	認知症サービス	医療法人	H24.12.1	833-2070	9
259	デイホーム しょうわ家族	荒川本郷 218-173	介護保険	認知症サービス	営利法人	H20.12.10	841-5666	3
260	小規模多機能型居宅介護事務所 土浦の里	中央 2-6-27	介護保険	小規模多機能型居宅介護	学校法人	H24.9.1	895-3789	25
261	小多機ホーム しょうわ家族	荒川沖 6-638	介護保険	小規模多機能型居宅介護	営利法人	R3.6.1	846-3231	29
262	看護小規模多機能型居宅介護 [山手]	国分町 7-6	介護保険	複合型サービス	医療法人	H30.8.1	835-3388	29
263	ケアハウス ポブラ館	東若松町 3379	老人福祉	軽費老人ホーム	社会福祉法人	H8.4.13	826-8888	50
261	ケアハウス もりの家	北荒川沖町 8-2	老人福祉	軽費老人ホーム	社会福祉法人	H10.9.1	841-8885	30
262	土浦市ふれあいセンター ながみね	中村西根 2078-1			土浦市	H15.6.1	830-5600	
263	土浦市シルバー人材センター	東真鍋町 2-5	高齢者雇用安定法		公益社団法人	S57.3.11	824-8281/8282	
264	土浦市社会福祉センター	大和町 9-2			土浦市	S44.11.1	821-5995/5996	
265	新治総合福祉センター	沢辺 1423-1			土浦市	H8.4.10	862-3522	
266	土浦市社会福祉協議会	大和町 9-2	社会事業		社会福祉法人	S27.3.1	821-5995/5996	

10 国民年金

(1) 拠出年金（各年度末現在）

ア 国民年金被保険者適用及び免除状況

（単位：人・件・％）

区分	適用者					適用率	保険料免除		
	1号	任意	小計	3号	合計		法定免除	申請免除	計
平成30年度	17,085	221	17,306	8,885	26,191	-	1,095	一部 全額 学特 猶予 443 2,612 1,875 690	6,715
令和元々	16,584	226	16,810	8,594	25,404	-	1,095	一部 全額 学特 猶予 465 2,679 1,874 648	6,761
々2々	16,552	214	16,766	8,294	25,060	-	1,163	一部 全額 学特 猶予 375 2,700 1,816 664	6,718
々3々	16,316	209	16,525	7,943	24,468	-	1,240	一部 全額 学特 猶予 453 2,948 1,795 727	7,163
々4々	16,154	217	16,371	7,564	23,935	-	1,310	一部 全額 学特 猶予 398 2,870 1,756 659	6,993

イ 国民年金保険料納付状況

（単位：人・％）

区分	A 納付対象月数(累計)	B 納付実施月数(累計)	納付率 $\frac{B}{A}$ %
平成30年度	133,258	81,587	61.2
令和元々	125,773	78,352	62.2
々2々	123,050	79,159	64.3
々3々	117,801	79,548	67.5
々4々	116,268	79,995	68.8

ウ 国民年金保険料

定額保険料 月額 16,520円（令和5年4月から）

付加保険料 月額 400円

エ 拠出年金支給額（令和5.4.1から）

$$\begin{aligned}
 \text{老齢基礎年金} &= 795,000\text{円} \times \left[\left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能年数}} \right) + \left(\frac{\text{平成21年度以降全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left(\frac{\text{平成21年度以前全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{3} \right. \\
 &\quad + \left(\frac{\text{平成21年度以降} \frac{1}{4}\text{の納付月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{5}{8} + \left(\frac{\text{平成21年度以前} \frac{1}{4}\text{の納付月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left(\frac{\text{平成21年度以降} \frac{3}{4}\text{の納付月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \\
 &\quad \left. + \left(\frac{\text{平成21年度以前} \frac{2}{3}\text{の納付月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{2}{3} + \left(\frac{\text{平成21年度以降} \frac{3}{4}\text{の納付月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{7}{8} + \left(\frac{\text{平成21年度以前} \frac{3}{4}\text{の納付月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{5}{6} \right]
 \end{aligned}$$

加入可能年数×12

障害基礎年金 1級 993,750円

2級 795,000円

遺族基礎年金 795,000円

付加年金 200円×納付月数（付加年金加入者は老齢（基礎）年金に加算）

寡婦年金 夫の老齢基礎年金額の4分の3（付加年金を除く）

死亡一時金	納付済期間	3年以上15年未満	120,000円
		15年〃20年〃	145,000円
		20年〃25年〃	170,000円
		25年〃30年〃	220,000円
		30年〃35年〃	270,000円
		35年〃	320,000円

オ 拠出年金受給者の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分	受 給 権 者 数	受 給 金 額
老齢年金及び通算老齢年金	38,680 人	25,221,477 千円
障 害 年 金	2,237 人	1,927,577 千円
遺族年金（母子含む）	225 人	172,157 千円
寡 婦 年 金	13 人	5,102 千円
合 計	41,155 人	27,326,313 千円

11 国民健康保険

国民健康保険は、職域を中心とする被用者保険以外を対象として、疾病、負傷、出産、死亡について必要な保険給付を行うことを目的とする医療保険制度である。

(1) 事業開始

昭和26年1月10日

(2) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法において市町村の必置機関とされており、国民健康保険運営に関する重要事項を審議する市長の諮問機関である。

○委員の構成……………14人

被保険者代表 4人

保険医又は保険薬剤師代表 4人

公益代表 4人

被用者保険等保険者代表 2人

国保事業の運営にあたり、被保険者、療養担当者等それぞれの立場の利害の調整を図り、また公正かつ適正な協議会の運営を図るため以上の構成となっている。

(3) 被保険者の推移

ア 被保険者加入状況（住民基本台帳）

(各年度末現在)

区分 年度	全 市		国 民 健 康 保 険		加 入 割 合 (%)	
	世 帯	人 口	世 帯	被 保 険 者	世 帯	被 保 険 者
平成30年	66,087	142,143	21,473	34,078	32.5	24.0
令和元年	67,023	141,655	20,858	32,633	31.1	23.0
〃 2 〃	67,936	141,119	20,737	31,973	30.5	22.7
〃 3 〃	68,817	140,995	20,025	30,487	29.1	21.6
〃 4 〃	70,093	141,233	19,241	28,571	27.5	20.2

イ 事由別異動状況

区 分	年 度	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
資 格 取 得 届	転 入	1,416	1,726	1,414	1,700	1,265	1,477	1,158	1,363	1,356	1,613
	社保離脱	3,029	4,136	3,008	4,118	3,172	4,298	3,032	4,075	3,242	4,184
	社保廃止	34	44	44	51	27	31	37	37	34	38
	出 生	142	144	125	126	91	94	112	113	64	65
	後期から	5	5	6	6	4	4	8	8	2	2
	そ の 他	76	93	67	94	82	106	69	94	76	93
	小 計	4,702	6,148	4,664	6,095	4,641	6,010	4,416	5,690	4,774	5,995
資 格 喪 失 届	転 出	1,043	1,318	1,199	1,436	1,009	1,187	1,005	1,218	1,023	1,218
	社保加入	3,190	4,415	3,099	4,130	2,704	3,613	2,794	3,653	3,163	4,145
	生保開始	91	104	105	129	90	109	116	127	110	130
	死 亡	198	199	229	229	197	197	256	257	219	219
	後期へ移行	1,658	1,662	1,315	1,318	1,291	1,295	1,697	1,702	1,952	1,958
	そ の 他	208	237	253	298	221	269	182	219	199	241
	小 計	6,388	7,935	6,200	7,540	5,512	6,670	6,050	7,176	6,666	7,911
世帯合併	48	-	55	-	34	-	45	-	24	-	
世帯分離	141	-	135	-	94	-	93	-	97	-	
一部転居	13	-	8	-	6	-	6	-	5	-	
世帯主変更	466	-	455	-	466	-	451	-	427	-	
合 計	11,758	14,083	11,517	13,635	10,753	12,680	11,061	12,866	11,993	13,906	

(4) 保険給付

ア 療養の給付（現物給付）又は療養費及び移送費の支給（現金給付）

被保険者の疾病および負傷に関して法に定める要件を除き給付の制限はなく、保険診療で定められたすべてについて給付する。

- 診察
- 薬剤または治療材料の支給
- 処置、手術その他の治療
- 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 入院時食事療養費
- 移送費

ほかに柔道整復師の施術、鍼灸マッサージ（医師の同意のあるもののみ）についても給付する。

イ 給付の割合

- 義務教育就学前 8 割、70歳以上75歳未満 8 割（ただし、一定以上所得者 7 割）、その他 7 割
- ただし、結核予防法第34条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条は10割（公費分を含む）

ウ 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

1. 70歳未満の方（医療機関ごとに計算。ただし、入院、外来、医科及び歯科は別計算）

区 分		自 己 負 担 限 度 額	
所得が901万円を超える	(ア)	252,600円	実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円	実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円	実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円以下 (市・県民税非課税世帯除く)	(エ)	57,600円	
市・県民税非課税世帯	(オ)	35,400円	

※同一世帯で同一月以内に一部負担金を21,000円以上支払った場合が2回以上あったとき、これらの額を合算して、限度額を超えた分を支給。また、過去1年間に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目以降は、自己負担限度額が、(ア)は140,100円、(イ)93,000円、(ウ)・(エ)44,400円、(オ)24,600円になります。

2. 70歳以上75歳未満の方（外来は、個人単位、入院は世帯単位で合算）

区 分		自 己 負 担 限 度 額	
		外 来 の 限 度 額	入 院 及 び 世 帯 ご と の 限 度 額
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 (※1) 実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 380万円以上	167,400円 (※2) 実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 145万円以上	80,100円 (※3) 実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
一 般 (市・県民税課税世帯で現役並み所得者以外の方)		18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 (※3)
市・県民税非課税世帯	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

※現役並み所得者及び一般の区分で世帯ごとの高額療養費が過去1年間に3回以上支給されている場合、4回目以降の自己負担限度額が※1は140,100円、※2は93,000円、※3は44,000円になります。

エ その他の給付

出産育児一時金	1件	原則420,000円	被保険者が出産したとき
葬 祭 費	1件	50,000円	被保険者が死亡したとき

才 保険給付の推移

(療養給付費)

(単位：件・千円・%)

年度 区分	平成30年度	前 年 比	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比	令和3年度	前 年 比	令和4年度	前 年 比
件数	540,257	96.5	516,421	95.6	461,083	89.3	476,359	103.3	462,667	97.1
費用額	11,849,173	98.0	11,546,159	97.4	10,629,383	92.1	11,028,015	103.8	10,844,245	98.3
保険者負担分	8,628,242	98.0	8,420,256	97.6	7,761,866	92.2	8,061,841	103.9	7,937,278	98.5
一部負担金	2,909,058	99.5	2,846,992	97.9	2,589,781	91.0	2,642,927	102.1	2,579,242	97.6
薬剤一部負担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他負担分	311,873	84.8	278,911	89.4	277,736	99.6	323,247	116.4	327,725	101.4

(療養費等)

(単位：件・千円・%)

件数	11,976	88.1	11,442	95.5	10,050	87.8	9,705	96.6	8,632	88.9
費用額	103,445	87.4	100,279	96.9	87,617	87.4	82,054	93.7	77,473	94.4
保険者負担分	75,950	78.8	72,870	95.9	64,247	88.2	60,495	94.2	58,286	96.3
一部負担金	26,773	87.1	27,304	102.0	23,276	85.2	21,476	92.3	19,158	89.2
薬剤一部負担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他負担分	722	55.0	105	14.5	94	89.5	82	87.6	29	35.4

(計：療養諸費)

(単位：件・千円・%)

件数	552,233	96.3	527,863	95.6	471,133	89.3	486,064	103.2	471,299	97.0
費用額	11,952,618	97.9	11,646,438	97.4	10,717,000	92.0	11,110,069	103.7	10,921,718	98.3
保険者負担分	8,704,192	97.9	8,493,126	97.6	7,826,113	92.1	8,122,336	103.8	7,995,564	98.4
一部負担金	2,935,831	99.4	2,874,296	97.9	2,613,057	90.9	2,664,403	102.0	2,598,400	97.5
薬剤一部負担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他負担分	312,595	84.7	279,016	89.3	277,830	99.6	323,330	116.4	327,754	101.4

療養諸費の1人当たり・1件当たり費用額

(単位：件・千円・%)

年度 区分	平成30年度	前 年 比	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比	令和3年度	前 年 比	令和4年度	前 年 比
一人当たり費用額	338,515	102.4	347,593	102.7	333,728	96.0	352,387	105.6	364,726	103.5
1件当たり "	21,644	101.7	22,063	101.9	22,747	103.1	22,857	100.5	23,174	101.4

高額療養費支給状況

(単位：件・千円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支 給 額		1,269,328	1,270,026	1,166,653	1,204,623	1,190,486
支 給 件 数		21,238	20,162	19,327	20,181	18,821
1 件 当 り 支 給 額		60	63	60	60	63

出産育児一時金・葬祭費の支給状況

(単位：件・千円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出 産 育 児 一 時 金	1 件 当 支 給 額	404～420	404～420	404～420	404 [※] ～420	408～420
	支 給 件 数	137	119	98	108	67
	支 給 額	57,396	49,836	41,016	45,224	28,092
葬 祭 費	1 件 当 支 給 額	50	50	50	50	50
	支 給 件 数	188	202	185	209	195
	支 給 額	9,400	10,100	9,250	10,450	9,750

※令和4年1月1日以降の分娩については408(千円)

カ 保健事業

被保険者の疾病予防並びに健康の保持増進に努め、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために実施している。

- 市の疾病予防事業として実施する各検診の自己負担分の無料化
- 特定健診、特定保健指導の実施
- 日帰り人間ドック（健診機関：霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、つくば総合健診センター、土浦協同病院予防医療センター、神立病院健診センター、日立製作所土浦診療健診センター、牛久愛和総合病院総合健診センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、セントラル総合クリニック、龍ヶ崎済生会総合健診センター、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医学研究センター、筑波学園病院健診センター）及び脳ドック（健診機関：つくば総合健診センター、霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、土浦協同病院予防医療センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、龍ヶ崎済生会総合健診センター、神立病院健診センター、県南病院、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医療研究センター、筑波学園病院健診センター、牛久愛和病院総合健診センター）の健診料の半額程度補助
- 医療費通知

キ 高額療養費貸付制度

昭和53年4月1日から国民健康保険の被保険者に対し、著しく高額な療養に要した費用の支払いについて貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………高額療養費の90%以内
- 貸付期間……………高額療養費の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

ク 出産費資金貸付制度

平成13年10月1日から国民健康保険の被保険者に対し、出産予定日まで1月以内である場合に、出産費資金について貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………出産費一時金の90%以内
- 貸付期間……………出産育児一時金の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

ケ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の発行

平成19年4月1日から、国民健康保険の被保険者が診療を受けた場合、申請により、医療機関の窓口の支払が限度額までとなります。

○対象者 以下のいずれかに該当する国保被保険者

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の住民税課税所得690万円未満の現役並み所得者の方
- ・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

(5) 国民健康保険税

国民健康保険税は、所得割、被保険者均等割、二方式による合算によって賦課される。

ア 税率および賦課基準、減額等（令和5年4月現在）

区分	内 容	医療分税率	支援分税率	介護分税率
所得割額	前年の総所得金額および山林所得金額の合算額から基礎控除額を差引いた額に応じて計算	7.26/100	2.36/100	2.04/100
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	28,000円	9,000円	10,000円
課税限度額	算出額がこの額を超えた場合は、限度額	650,000円	220,000円	170,000円

※18歳未満（ただし18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む）の子どもの均等割額が5割軽減等されます。

減 額：世帯の総所得金額等が一定基準以下（別表）の場合は均等割が、2割・5割もしくは7割減額になる。

（減額基準）

区分	減額基準額算出式	備 考（減額される金額）
2割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 53.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)5,600円(支援分)1,800円(介護分)2,000円が減額
5割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 29万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)14,000円(支援分)4,500円(介護分)5,000円が減額
7割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)19,600円(支援分)6,300円(介護分)7,000円が減額

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受けている方です。
これらに該当する方が世帯にいない場合、（給与所得者等の数 - 1）はゼロとして計算します。

イ 納 期

納税通知書は、1～8期分を7月に送付。8期に分けて納付する。

期 別	1	2	3	4	5	6	7	8
納期月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

ウ 保険税の推移

(ア) 保険税率及び課税限度額

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	
応能割	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	
応益割	(円) 均等割	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	28,000	9,000	10,000
	(円) 平等割	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	-	-	-
	(万円) 課税限度額	58	19	16	61	19	16	63	19	16	63	19	17	65	20	17

(イ) 賦課（現年度分）状況

区 分		年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
算 出 税 額	所得割額(千円)		2,563,452	2,397,118	2,546,113	2,269,167	2,224,044
	均等割額(千円)		1,207,606	1,145,399	1,097,174	1,077,015	1,246,115
	平等割額(千円)		870,663	842,088	817,381	813,588	—
	合 計(千円)		4,641,721	4,384,605	4,460,668	4,159,770	3,470,159
上記 の 賦 課 割 合	所 得 割(%)		55.22	54.67	57.08	54.55	64.09
	均 等 割(%)		26.02	26.12	24.60	25.89	35.91
	平 等 割(%)		18.76	19.21	18.32	19.56	—
減免による減額(千円)			6,946	3,867	19,997	8,017	24,848
保険税軽減額(千円)			560,993	550,221	538,599	548,224	360,037
限度超過額(千円)			391,452	336,390	545,569	364,512	307,107
調 定 額(千円)			3,584,949	3,425,474	3,335,265	3,194,933	2,703,805
前 年 比(%)			100.3	95.6	97.4	95.8	84.6
世帯当り調定額(円)			166,951	164,228	160,836	159,547	140,523
前 年 比(%)			100.3	98.4	97.9	99.2	88.1
被保険者一人当り調定額(円)			105,198	104,970	104,315	104,797	94,635
前 年 比(%)			100.3	99.8	99.4	100.5	90.3

(ウ) 収納状況

年度	調 定 額	調定額(千円)	収納額(千円)	不納欠損額(千円)	未収額(千円)	収納率(%)
平成 30 年度	現年度分	3,584,949	3,180,262	528	404,160	88.7
	滞納繰越	1,498,910	302,059	277,168	919,683	20.2
	計	5,083,860	3,482,321	277,696	1,323,842	68.5
令和 元 年度	現年度分	3,425,474	3,059,848	597	365,029	89.3
	滞納繰越	1,306,369	300,922	241,597	763,849	23.0
	計	4,731,843	3,360,771	242,194	1,128,878	71.0
令和 2 年度	現年度分	3,335,265	3,001,442	0	333,823	90.0
	滞納繰越	1,332,175	297,129	213,584	821,462	22.3
	計	4,667,440	3,298,571	213,584	1,155,285	70.7
令和 3 年度	現年度分	3,194,931	2,883,980	127	310,823	90.3
	滞納繰越	1,145,876	212,240	153,959	779,677	18.5
	計	4,340,807	3,096,220	154,086	1,090,500	71.3
令和 4 年度	現年度分	2,703,804	2,466,012	20	237,771	91.2
	滞納繰越	1,083,016	215,658	57,012	810,345	19.9
	計	3,786,821	2,681,670	57,033	1,048,117	70.8

12 後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障害があると認定されたときは65歳以上）の方は、これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険（被扶養者であった方を含む）の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。ただし、生活保護受給中の方は除かれます。後期高齢者医療制度は、茨城県内の全市町村で構成する「茨城県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という。）が運営します。

(1) 対象となる方

- 1) 75歳以上の方
75歳の誕生日から被保険者となります。（生活保護受給者を除きます。）
- 2) 65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると広域連合の認定を受けた方
申請して認定を受けた日から被保険者となります。

(2) 保険料

- 1) 後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

◇令和4・5年度の保険料率（茨城県内は均一の保険料率）

$\begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}$	=	$\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{46,000円} \end{array}$	+	$\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 基礎控除額)} \times 8.50\% \end{array}$
--	---	--	---	---

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円。）となります。

※保険料額の賦課限度額（上限）は、66万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

2) 保険料の軽減措置

①均等割額の軽減

「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額」が次の基準額を超えない場合、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
①43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	7割
②43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+「29万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+「53.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

②その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※①の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

(3) 窓口での自己負担割合

医療機関等の窓口で支払う自己負担金の割合は、一般の方は、かかった医療費の「1割」で、一定以上の所得のある方は「2割」、現役並み所得者は「3割」となります。

(4) 自己負担限度額と高額療養費

1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額までの支払いで済みます。自己負担限度額を超える窓口負担をした場合、超えた分は高額療養費として払い戻されます。

13 医療費助成制度

(1) 医療福祉費支給制度

土浦市に居住し、各種医療保険に加入している者で、小児、ひとり親家庭の親子、重度心身障害者及び妊産婦に対して、必要な医療を容易に受けられるよう、その一部を助成し、健康の向上と福祉の増進を図るため「土浦市医療福祉費支給に関する条例」により、医療福祉費を支給する。

ア 小児

該当者

出生の日から満18歳(高校生相当年齢)に達する日以後の最初の3月31日まで

イ ひとり親家庭の親子

該当者

(ア) ひとり親家庭の親子

- ・配偶者のない(死別、離婚など)者で18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童を監護している方とその児童
- ・20歳になった日以後の最初の3月31日までの障害児とひとり親家庭の親
- ・20歳になった日以後の最初の3月31日までの高校在学者とひとり親家庭の親

(イ) 父母のいない(ア)に掲げる児童

(ウ) 父母のいない(ア)に掲げる児童を養育している配偶者のいない者又は婚姻をしたことのない者

(エ) 上記に準じ、次のような場合も母と子、父と子が対象となる

夫又は妻(又は父母)の生死が1年以上明らかでないとき

夫又は妻(又は父母)から1年以上遺棄されているとき

夫又は妻(又は父母)が精神又は身体の障害により1年以上労働能力を失っているとき

夫又は妻(又は父母)が1年以上拘禁されているとき

(オ) 所得制限

合計扶養 老人・特定(扶)	0人	1人	2人	3人
0人	3,096	3,576	4,056	4,536
1人	3,476	3,956	4,436	4,916
2人	3,856	4,336	4,816	5,296
3人	4,236	4,716	5,196	
4人	4,616	5,096		
5人	4,996			

(単位：千円)

(令和5年4月1日現在)

ウ 重度心身障害者

該当者

(ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号(省令別表、以下同じ)の1級又は2級の障害の程度に該当し、手帳の交付を受けた者

(イ) 障害名が心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害で、省令別表の3級に該当し、手帳の交付を受けた者。

(ウ) 自動福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉第12条に規定する知的障害者の更生相談所において、知能指数が35以下と判定された者

- (エ) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者（平成31年4月1日から）
- (カ) 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童（～20歳の誕生日前日まで）
- (キ) 障害年金1級の受給権者
- (ク) 所得制限

(単位：千円)

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	5,209	6,287
1人	5,589	6,536
2人	5,969	6,749
	(扶養親族1人ごとに380千円加算)	(扶養親族1人ごとに213千円加算・2人目以降)

(令和5年4月1日現在)

エ 妊産婦

該当者

- (ア) 県の妊産婦の医療福祉制度は、妊娠の継続又は安全な出産のために、必要となる医療に関する産婦人科受診の場合に、医療助成を行う。
- (イ) 市単独事業により、所得制限を撤廃し、産婦人科以外のすべての医療機関の受診に対する医療助成を行う。
 - ・利用期間……母子保健法に基づく妊娠の届出日の属する月の初日から出産月の翌日末日まで

医療福祉費支給制度（マル福）受給者数

(単位：人)

区 分	令和3年度			令和4年度			
	県制度	市単独	計	県制度	市単独	計	
妊産婦 ^(※1)	573	31	604	516	32	548	
小児 ^(※2)	17,399	1,434	18,833	16,974	1,457	18,431	
内 訳	未就学児	5,932	253	6,185	5,760	273	6,033
	小学生	6,063	399	6,462	5,921	434	6,355
	中学生	2,791	336	3,127	2,614	305	2,919
	高校生(相当年齢)	2,613	446	3,059	2,679	445	3,124
母子家庭	2,414	0	2,414	2,364	0	2,364	
父子家庭	251	0	251	238	0	238	
重度心身障害者	1,046	0	1,046	1,039	0	1,039	
65歳以上重度心身障害者	1,584	0	1,584	1,558	0	1,558	
計	23,267	1,465	24,732	22,689	1,489	24,178	

(※1) 妊産婦の市単独…県制度所得超過者（R3:31名、R4:32名）のほか、県制度受給者のうち妊産婦特有の疾病以外についても助成している。
県制度の助成:妊産婦特有の疾病（所得制限あり）

(※2) 小児の市単独…県制度所得超過者（R3:1,434名、R4:1,457名）のほか、県制度受給者の内中高校生の外来についても助成している。
県制度の助成:小学6年生までの外来、高校3年生相当年齢までの入院（所得制限あり）

14 保健衛生

市民の健康推進と疾病予防のための、各種保健事業、予防接種を主とした感染症予防対策、市民の休日及び夜間の医療不安に対する救急医療対策事業を実施している。

○土浦市保健センター施設概要

	土浦市保健センター	土浦市保健センター 新治分室
所在地	土浦市下高津二丁目7番27号	土浦市藤沢990番地
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	5,000㎡	1,542㎡
建築面積	1,180.89㎡	528.64㎡
延床面積	2,855.28㎡	508.43㎡
施工期間	着工 平成2年6月26日 竣工 平成3年6月15日	着工 昭和61年9月17日 竣工 昭和62年3月20日
業務開始	平成3年8月1日	昭和62年4月1日
総事業費	1,604,996千円	103,749千円

(1) 土浦市地域医療運営協議会

本市における地域医療の運営等について、必要な事項を調査審議する機関である。

○ 委員の構成及び任期 15名以内 2年

市議会議員、医師会及び歯科医師会の会長及び会員、保健所長、学識経験者、副市長、その他特に市長が認める者

(2) 健康つちうら21計画推進委員会

本市における健康増進計画及び食育推進計画を策定し、市民の健康増進を総合的かつ効果的に推進する。

○ 委員の構成及び任期 20名以内 3年

市議会議員、医師会・歯科医師会及び薬剤師会の会員、学識経験者、地区組織・関係機関及び団体の代表者、その他特に市長が認める者

(3) 土浦市予防接種健康被害調査委員会

市が実施する予防接種に関連して発生した健康被害調査及び補償について協議を行う。

○ 委員の構成及び任期 10名以内 2年

医師会の会員、予防接種に関して専門的知識及び経験を有する医師、保健所長、副市長

(4) 土浦市食生活改善推進員協議会

食生活改善推進員の活動を通して、会員の資質の向上と活動の振興を図り、土浦市の食生活改善活動を効果的に推進することによって、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

○ 令和5年4月1日現在推進員数 116名

(5) 土浦市運動普及推進員連絡協議会

運動普及推進員として、市民の生活に身近なところで普及活動を行い、会員の資質の向上と活動の振興をはかり、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

○ 令和5年4月1日現在推進員数 100名

(6) 健康まつり

市民、行政、医療機関の協働により、市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康への意識を高め、実践を促進し普及啓発を行い、健康で明るいまちづくりの推進を目指すことを目的とする。

内容	(1) 保健事業	健康相談、医療相談、食と健康、歯と健康、薬と健康、応急救護、健康体操 他
	(2) 福祉事業	福祉の店、親子の遊びコーナー 他
	(3) 啓発事業	薬物乱用防止、禁煙啓発、がん予防啓発 他

(7) 保健対策

各年齢層に応じた各種の事業を実施し、市民の疾病予防と健康の保持増進に努めている。

ア 健康増進

がん・心臓病・脳卒中をはじめとする生活習慣病を予防し、市民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう、健（検）診や健康相談・教育等の各種健康増進事業を実施している。

(1) 生活習慣病検診

種 別	検 診 名	対 象 者	実 施 日	実 施 場 所	
医療機関検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方 及び生活保護受給者	4月～3月	協力医療 機 関	
	特定健康診査	40歳から74歳の方 国民健康保険加入者の方			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部（肺がん）検診	40歳以上の方			
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性			
	乳がん検診	マンモグラフィ			40歳以上の偶数年齢の女性
		超音波			40歳以上の女性
	前立腺がん検診	50歳以上の男性			
	肝炎ウイルス検診	年度内40歳以上で過 去に肝炎ウイルス検 査を受けていない方			
胃がんリスク検査	年度内40～75歳の未 受診者でピロリ菌の 除菌治療等を受けた ことがない方				
集団検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方 及び生活保護受給者	7月～10月 ・1月	土浦市保健 センター等	
	特定健康診査	40歳から74歳の方 社会保険本人は該当しません			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部（肺がん）検診	40歳以上の方			
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性			
	乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上の偶数年齢の女性		
		超音波			
	前立腺がん検診	50歳以上の男性			
	腹部超音波検診	40歳以上の方			
	肝炎ウイルス検診	年度内40、45、50、 55、60、65、70歳で 過去に肝炎ウイルス検 査を受けていない方			
	骨粗鬆症検診	20歳から70歳の女性	1月～2月		
10か月児育児相談対象児 の母親と同伴の祖母		毎月第3火曜日			
地域子育て支援センターを 利用している児の保護者		5月～6月			

保福
健社

(2) 健康相談・健康教室

事業名	対象者	実施日	実施場所
ダイヤル健康相談	一般市民	随時	土浦市保健センター
栄養相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康相談	一般市民	月1回(予約制)	
リハビリ相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康出前講座	一般市民	年間	各地区公民館等
出張栄養相談	子育て支援センター利用者	隔月1回	子育て支援センターさくらんぼ
	子育て支援センター利用者	隔月1回	子育て交流サロンわらべ・のぞみ
高齢者健康相談	一般市民	月2回	老人福祉センターうらら他3か所
健診結果まるごと相談	今年度健康診査受診者とその家族	9月～3月	土浦市保健センター 各地区公民館
歯科健康教室	一般市民	年8回	公民館等
市民による市民のための健康減量教室	一般市民	5月～2月	土浦市保健センター
上がりぎみなら下げましょう血圧教室	一般市民	6月～9月・3月	土浦市保健センター
上がりぎみなら下げましょう血糖教室	一般市民	11月～1月	土浦市保健センター

(3) 歯科保健

事業名	対象者	実施日	実施場所
40歳誕生日 歯科健康診査	年度内40歳の方	4月～3月	協力医療機関

イ 介護予防

目的

いつまでも自立した、健康な生活が送れるように、介護予防のための運動講座や、出前講座等を実施する。

〈一般介護予防事業〉

1 対象者

65歳以上の高齢者

2 内容

事業名	実施日	場所
フレイル予防啓発講座	4月～3月 ・元気アップ講座:2コース ・筋トレ・脳トレステップ講座:4コース ・ぶらり☆つちまる健康ひろば:年12回 ・半日講座:年7回	土浦市保健センター、 各地区公民館等
介護予防応援隊	高齢者クラブ等の通いの場の 依頼に応じて、随時実施 ・出前講座 ・介護予防ノウハウ講座 ・健康体操指導音声CDの配布	土浦市保健センター、 各地区公民館・集会所等

ウ 予防接種

予防接種法に基づく各種予防接種及び臨時接種及び一部の任意予防接種を協力医療機関における個別接種で実施し、疫病予防を図っている。

種 別	接種回数		法定対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス	2回	生後6週から24週0日まで
	ロタテック	3回	生後6週から32週0日まで
B型肝炎	3回		生後0か月～1歳未満
ヒブ	初回免疫 (3回) 追加免疫 (1回)		生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回免疫 (3回) 追加免疫 (1回)		生後2か月～5歳未満
4種混合 (1期)	初回免疫 (3回) 追加免疫 (1回)		生後2か月～7歳6か月未満
2種混合 (2期)	1回		11歳～13歳未満
BCG	1回		生後0か月～1歳未満
麻しん・風しん	1期 (1回)		1歳～2歳未満
	2期 (1回)		5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間
水痘	2回		1歳～3歳未満
日本脳炎 (※)	初回免疫 (2回) 追加免疫 (1回)		生後6か月～7歳6か月未満
	2期 (1回)		9歳～13歳未満
子宮頸がん予防(※)	3回		小学校6年生～高校1年生相当までの女子
高齢者インフルエンザ	1回 (年度内)		ア65歳以上の者 イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
成人用肺炎球菌	1回		ア令和6年4月1日において、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
(任意) おたふくかぜ	1回		1歳～小学校入学前年度末 (年長相当の3月31日)
(任意) 小児インフルエンザ	13歳未満は2回、満13歳以上～中学3年生は1回 (年度内)		生後6か月～中学3年生まで
(臨時) 新型コロナワクチン	年1～2回		生後6か月～

(※) その他 特例実施あり

(8) 献 血

献血は、病気や怪我で輸血を必要としている方のために、血液を提供するボランティアです。

血液は、生命の維持に欠かせない役割を担っていますが、その機能を完全に代替できる手段が存在しないこと、また、血液は生きた細胞で、長い期間保存することもできないことから計画的に献血による血液の確保が必要です。

○献血推進協議会

市民の献血思想の普及と献血者の組織の育成を図るとともに、血液事業の適正な運営を推進するため、次の事業を行う。

- ・献血思想の普及に関すること
- ・献血計画の策定に関すること
- ・献血組織の育成に関すること
- ・その他献血事業の推進に関し必要なこと
- ・委員の構成及び任期 20名以内 2年

土浦市医師会の会員、献血協力団体の代表者、献血協力事業所等代表者、関係行政機関の代表者

(9) 救急医療対策

昭和48年4月から、土浦市医師会の協力により医科4科（内科、外科、産婦人科、小児科）の在宅当番医制による休日緊急診療を開始し、昭和51年4月から、土浦市歯科医師会の協力により歯科の休日緊急診療を開始した。また、昭和56年4月から、夜間緊急診療所を開設、さらに同年8月から国立霞ヶ浦病院（現在の霞ヶ浦医療センター）、土浦協同病院、東京医科大学霞ヶ浦病院（現在の東京医科大学茨城医療センター）の病院群輪番制による第二次診療体制を図り、市民の休日及び夜間の医療不安解消に努めている。

なお、平成9年4月から、在宅当番医制による小児科休日緊急診療をセンター方式に変更し、それに伴い「夜間緊急診療所」を「休日緊急診療所」に名称を変更して実施している。

また、平成31年4月から産婦人科の「休日緊急診療（在宅当番医）」は廃止となっている。

○休日緊急診療（在宅当番医）

- ・診療日 日曜日、祝日、盆（8月15日・16日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・時 間 午前9時～正午、午後1時～午後4時
- ・診療科目 内科、外科、歯科

○休日緊急診療所

- ・設置場所 土浦市保健センター内
- ・診療日 「夜間」 木・金・土・日曜日・祝日・盆（8月15日・16日）
年末年始（12月29日～1月3日）
「昼間」 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・時 間 「夜間」 午後7時～午後10時
「昼間」 午前9時～午後4時
- ・診療科目 「夜間」 小児科（木・金・土・日曜日・祝日・盆・年末年始）
内 科（土・日曜日・祝日・盆・年末年始）
「昼間」 小児科（日曜日・祝日・年末年始）

○病院群輪番制

夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、初期救急医療施設及び患者搬送機関との円滑な連携体制のもと、第二次病院としての診療機能を有する病院群の輪番制を行い、夜間の緊急医療を確保している。

- ・参加病院 霞ヶ浦医療センター、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センターの輪番制
- ・診療日 年間全日
- ・時間 午後6時～翌午前8時

こども政策



保育所の様子

1	児童の状況	215	8	子ども家庭支援	242
2	保育	216	9	児童健全育成等	245
3	地域子ども・子育て支援	222	10	母子・父子・寡婦福祉	246
4	母子保健	230	11	新型コロナウイルス感染症 対策事業	247
5	療育支援センター	237	12	出産・子育て応援事業	249
6	各種手当等	238			
7	少子化対策・結婚支援	241			

1 児童の状況

近年の少子化や核家族化の進行が、今後の社会・経済情勢に大きな影響をもたらすことが懸念されている中で、孤立感や不安感を抱えながら子育てしている親が増加しており、地域で安心して子育てができる支援体制づくりが求められています。

こども未来部では、児童福祉、母子保健、子ども・子育て支援の各事業を統合して実施することで、出会いから結婚、そして妊娠から子育てまで切れ目ない包括的な支援体制の強化を図り、また、「2020つちうらこどもプラン」に基づき、子どもや子育て支援対策を総合的かつ計画的に推進しています。

(1) 本市の児童（18歳未満）の人口

①児童人口の割合（各年度4月1日時点）

区 分 \ 年	令和3	令和4	令和5
全人口（人）	141,119	140,995	141,233
18歳未満人口（人）	19,501	19,110	18,706
比 率（%）	13.8	13.6	13.2

②年齢層別児童人口（各年度4月1日時点）

区 分 \ 年	令和3	令和4	令和5
18歳未満人口（人）	19,501	19,110	18,706
0歳～5歳（人）	5,420	5,316	5,151
6歳～11歳（人）	6,592	6,490	6,341
12歳～17歳（人）	7,489	7,304	7,214

③合計特殊出生率(各年1/1～12/31で集計)

区 分 \ 年	令和2	令和3	令和4
出生数（人）	775	849	816
出生率（%）	1.10	1.19	1.14
(参考) 全国合計特殊出生率	1.33	1.30	1.26
(参考) 県 合計特殊出生率	1.34	1.30	1.27

2 保 育

①保育所入所申込及び保育利用状況

(R5.4.1 現在)

保育所名	定員	入所申込数 ※転所含む	入所申込 に対する 利用数	継続 児童数	広域 入所者	計	定員に対 する実施 率	実施 主体
荒川沖保育所	90	42	29	60	0	89	98.9%	公立
霞ヶ岡保育所	90	15	15	46	1	62	68.9%	〃
東崎保育所	120	18	18	37	0	55	45.8%	〃
天川保育所	60	13	13	42	2	57	95.0%	〃
神立保育所	120	17	14	48	1	63	52.5%	〃
公 営 計	480	105	89	233	4	326	66.5%	
土浦愛隣会保育所	120	18	14	93	0	107	89.2%	民間
愛保育園	20	0	0	0	0	0	0.0%	〃
めぐみ保育園	90	24	23	70	2	95	105.6%	〃
白鳥保育園	100	19	18	67	3	88	89.0%	〃
エンゼルゆめ保育園	70	16	15	49	0	64	91.4%	〃
つくば国際保育園	100	25	22	78	0	100	101.0%	〃
中央保育園	70	17	16	57	3	76	115.7%	〃
高岡保育園	70	18	18	52	2	72	102.9%	〃
藤沢保育園	70	16	16	60	1	77	110.0%	〃
白帆保育園	110	17	17	52	0	69	62.7%	〃
あおぞら保育園	80	22	19	68	0	87	108.8%	〃
童話館保育園	70	18	12	59	1	72	102.9%	〃
ともっこ保育園	80	22	20	63	1	84	105.0%	〃
中村白百合ナーサリー	60	18	18	46	3	67	111.7%	〃
都和保育園	110	18	15	69	0	84	76.4%	〃
桜川保育園	90	26	21	76	2	99	110.0%	〃
新生めぐみ保育園	90	52	46	43	0	89	98.9%	〃
民 営 計	1,400	346	310	1,012	15	1,337	95.5%	
計	1,890	415	399	1,245	19	1,663	88.0%	

②保育所等 年齢別入所児童数

(ア) 保育所

(R5.4.1 現在)

保育所名	定員	入所 児童数	年齢別入所児童数 (広域保育受託者含む)						実施 主体
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
荒川沖保育所	90	89	6	14	17	17	17	18	公立
霞ヶ岡保育所	90	62	0	10	11	11	12	18	〃
東崎保育所	120	55	0	12	11	14	8	10	〃
東崎保育所駅前分園	10	0	0	0	0	0	0	0	〃
天川保育所	60	57	0	9	12	11	12	13	〃
神立保育所	120	63	3	12	10	12	13	13	〃
公 営 計	490	326	9	57	61	65	62	72	
土浦愛隣会保育所	120	107	8	11	16	23	23	26	民間
めぐみ保育園	90	95	7	16	17	19	18	18	〃
白鳥保育園	100	88	3	18	14	18	19	16	〃
エンゼルゆめ保育園	70	64	6	12	12	12	11	11	〃
つくば国際保育園	100	100	7	18	20	20	19	16	〃
中央保育園	70	76	7	11	14	15	14	15	〃
高岡保育園	70	72	2	11	14	14	12	19	〃
藤沢保育園	70	77	4	14	14	14	16	15	〃
白帆保育園	110	69	5	13	12	13	12	14	〃
あおぞら保育園	80	87	9	16	16	16	15	15	〃
童話館保育園	70	72	7	12	14	13	15	11	〃
ともっこ保育園	80	84	6	15	16	16	15	16	〃
中村白百合ナーサリー	60	67		11	14	10	14	18	〃
都和保育園	110	84	4	13	14	18	16	19	〃
桜川保育園	90	99	8	18	18	17	19	19	〃
新生めぐみ保育園	90	89	9	15	16	18	16	15	〃
民 営 計	1,400	1,330	92	224	241	256	252	263	
計	1,890	1,656	101	281	302	321	314	335	

こども
政策

(イ) 認定こども園

(R5.4.1 現在)

保育所名	定員	入所 児童数	年齢別入所児童数 (広域保育受託者含む)						実施 主体
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
もみじこども園	205	199	6	12	20	63	63	49	民間
もみじ第二こども園	135	127	6	17	17	33	33	32	〃
まなべすみれ幼稚園	232	200	6	15	24	53	52	57	〃
エンゼルススポーツ幼稚園	95	72	1	12	12	11	15	21	〃
土浦聖母幼稚園	100	42				18	12	28	〃
中央幼稚園	195	171	0	11	14	47	47	65	〃
土浦みどり幼稚園	150	134				41	42	43	〃
あおば台幼稚園	175	78				30	36	52	〃
ひたち学院幼稚園	170	72				37	31	48	〃
新学幼稚園	190	172	0	15	17	36	45	49	〃
白帆幼稚園	105					8	17	15	〃
土浦日本大学高等学校附属幼稚園	210	164				49	47	68	〃
計	1,752	1,613	21	82	104	426	440	527	

(ウ) 地域型保育施設

(R5.4.1 現在)

保育所名	定員	入所 児童数	年齢別入所児童数 (広域保育受託者含む)						実施 主体
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
キッズマアム	12	9	0	4	5				民間
どんぐり保育園	60	28	2	13	13				〃
キッズランドなないろ	19	18	1	10	6				〃
キッズルームやまもと	19	17	3	7	8				〃
サンルーナ託児所	12	8	0	4	4				〃
はっぴー文京園	19	14	1	5	8				〃
はっぴー神立園	19	9	1	3	5				〃
キッズハウスうみの森	12	13	2	6	5				〃
ともっこキッズ	12	11	2	5	4				〃
キッズハウスほしの森	12	5	0	4	1				〃
計	196	132	12	61	59	0	0	0	

③広域保育の実施状況

(ア) 広域保育委託児童（市外の保育所に入所している児童）状況

(R5.4.1 現在)

委託先	入所児童数	年齢別入所児童数					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
阿見町	6	0	0	2	0	1	3
石岡市	10	0	2	3	0	5	0
牛久市	5	0	0	0	1	2	2
小美玉市	4	0	2	1	0	1	0
かすみがうら市	34	2	7	3	7	9	6
つくば市	19	1	3	1	3	3	8
桜川市	1	0	1	0	0	0	0
稲敷市	2	0	1	0	1	0	0
龍ヶ崎市	1	1	0	0	0	0	0
鉾田市	3	0	0	0	1	1	1
笠間市	1	1	0	0	0	0	0
千葉市	1	0	1	0	0	0	0
計	87	5	17	10	13	22	20

(イ) 広域保育受託児童（市外から市内の保育所に入所している児童）状況

(R5.4.1 現在)

委託先	入所児童数	年齢別入所児童数					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
かすみがうら市	41	0	5	4	7	10	15
つくば市	26	1	6	4	2	5	8
阿見町	19	0	2	3	1	6	7
石岡市	2	0	0	0	0	0	2
牛久市	3	0	0	0	0	1	2
稲敷市	1	0	0	0	0	0	1
龍ヶ崎市	3	0	0	1	0	1	1
水戸市	1	0	1	0	0	0	0
小美玉市	1	0	0	1	0	0	0
行方市	1	0	0	1	0	0	0
川崎市	1	0	0	0	1	0	0
計	99	1	14	14	11	23	36

④令和5年度保育所（園）・認定こども園・地域型保育の利用者負担額表

※年齢は、年度当初のものです。

階層区分 ※市町村民税課税額による		利用者負担額（月額）	
		満3歳未満児	
		保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	非課税世帯	0円	0円
第3	3 A	5,800円	5,750円
	所得割課税額 48,600円未満	12,600円	12,500円
第4	4 A 77,101円未満	9,000円	9,000円
	所得割課税額 97,000円未満	20,700円	20,400円
第5	所得割課税額 169,000円未満	31,400円	30,900円
第6	所得割課税額 301,000円未満	41,100円	40,300円
第7	所得割課税額 397,000円未満	50,800円	49,900円
第8	所得割課税額 397,000円以上	57,300円	56,300円

- ※1 1号認定及び2号認定（年度途中で3歳の誕生日を迎えて2号となった場合を除く）の利用料は無償となります。
- ※2 表中の数字は1人目の金額です。
- ※3 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子は無料となります。
- ※4 所得割課税額57,700円未満の世帯については、年齢制限なく最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子として、上記と同様に軽減します。
- ※5 利用者負担額の階層が第3及び第4の一部の方で、「母子または父子世帯」、「在宅障害者（児）世帯」、「要保護世帯」の場合は、それぞれ「第3 A」、「第4 A」になります。所得割課税額77,101円未満の場合は、年齢制限なく第2子以降無料となります。

⑤認可を受けていない保育施設への助成（市単独事業：S 50.4.1 施行）

保育施設の健全な運営を促進するとともに、利用児童の保育内容の充実及び向上を図ります。

- 対象施設 日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳幼児を常時10人以上保育する施設で、保育室又は遊戯室を20㎡、屋外遊技場を30㎡以上有する施設
- 施設割 1 保育園 年額 12,000円
- 児童割 市内児童1人当たり 年額 12,000円
- 職員割 保育士1人当たり 年額 10,000円

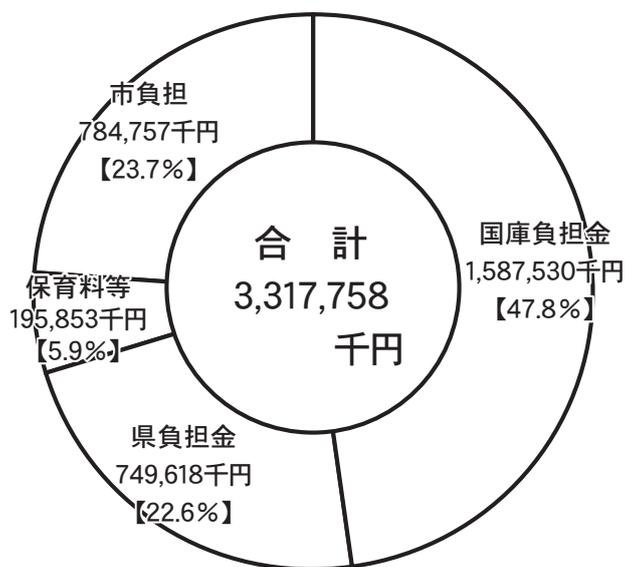
対象施設

施設名	定員	市内通園児	令和4年度助成金
土浦めぐみ協会附属マナ愛児園	88人	22人	296,000円

保育所の運営割合（決算）（令和4年度）

項目	運営費の負担割合		児童1人当たり負担割合（月額）	
	決算額(単位：千円)	構成比 (%)	決算額(単位：千円)	構成比 (%)
国庫負担金	1,587,530	47.8	40,408	47.8
県負担金	749,618	22.6	19,080	22.6
保育料等	195,853	5.9	4,985	5.9
市負担	784,757	23.7	19,974	23.7
合計	3,317,758	100.0	84,447	100.0

運営費の負担割合



⑥特別保育事業

(ア) 延長保育（地域子ども・子育て支援事業）

保護者の就労形態の多様化や、通勤時間の増加に対応するため、保育時間の延長を実施しています。公立保育所においては、19時まで実施しており、民間保育所等においては保育所によって19時～20時まで実施しています。

(イ) 一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）

仕事の都合や家族の急病等により、継続的に又は一時的に子どもの面倒がみられない時に、お子さんを預かり保育する事業です。

- 実施保育所
 - （公立保育所）荒川沖保育所、東崎保育所、神立保育所
 - （民間保育所）土浦愛隣会保育所、めぐみ保育園、白鳥保育園、高岡保育園、藤沢保育園、あおぞら保育園、童話館保育園、ともっこ保育園、都和保育園、桜川保育園、新生めぐみ保育園
 - （認定こども園）もみじこども園、もみじ第二こども園、まなべすみれ幼稚園
 - 土浦聖母幼稚園、ひたち学院幼稚園、中央幼稚園、新学幼稚園、あおば台幼稚園
 - （地域型保育施設）はっぴー神立園、キッズハウスうみの森、キッズマアム、キッズルームやまもと、キッズハウスほしの森、ともっこキッズ
- 対象児童（公立） 土浦市内に居住する満1歳から就学前の児童
- 保育時間（公立）

月～金	8時30分から17時00分まで
土	8時30分から12時30分まで
- 保育料

（公立）	4時間以内…800円	4時間を超える場合…1,600円
（民間）	各施設の料金設定による。	
- 令和4年度利用延人数 4,424名

(ウ) 病児保育（地域子ども・子育て支援事業）

保育を必要とする乳児・幼児等で、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行います。

- 実施施設
 - （病児対応型）キッズケアなおるーむ（小児科塚原医院内）
 - （病後児対応型）エンゼルススポーツ幼稚園、愛保育園（休園中）
- 令和4年度利用延人数
 - （病児対応型）112名
 - （病後児対応型）0名

(エ) 多子世帯保育料軽減事業

子育て家庭への経済的負担軽減策として、多子世帯における3歳未満児の保育料について、第2子は低所得者世帯を対象に半額、第3子以降は全世帯を対象に全額を助成します。

- 対象世帯

第2子…市町村民税所得割課税額169,000円未満の世帯
第3子以降…全世帯
- 令和4年度実績

・助成対象児童数	157名
・助成金額	16,283千円

3 地域子ども・子育て支援

①地域子育て支援拠点

地域の児童の健全な遊び場として、また、乳幼児及びその保護者が相互の交流により、子育てについての相談、情報の提供及びその他の援助を行う、次の施設を設置しています。

(ア) 児童館（令和4年度の利用状況）

（単位：人）

	都和児童館	ポプラ児童館	新治児童館	合 計
幼 児	2,344	5,964	2,617	10,925
小学生	5,660	2,465	365	8,490
中高生	886	1,001	6	1,893
大 人	2,647	5,632	2,004	10,283
計	11,537	15,062	4,992	31,591

(イ) 地域子育て支援センター

親子での遊び方などの指導や、親同士の仲間づくりなど、保護者への支援をとおして子どもたちの育ちを支えると共に、子育て講演会等の情報提供をしています。

市立東崎保育所にある地域子育て支援センター「さくらんぼ」、民間の土浦愛隣会保育所子育て支援センター「ありんこクラブ」、白鳥保育園地域子育て支援センター及びめぐみ保育園地域子育て支援センター「ひまわり」の合計4ヶ所で実施しています。

○令和4年度利用延人数

桜川保育所地域子育て支援センター「さくらんぼ」	3,437人
土浦愛隣会保育所子育て支援センター「ありんこクラブ」	1,867人
白鳥保育園地域子育て支援センター	289人
めぐみ保育園地域子育て支援センター「ひまわり」	1,976人

(ウ) 子育て交流サロン

子育て中の方々の交流の場として、平成16年3月に子育て交流サロン「わらべ」を、また平成23年4月から「のぞみ」を開館し、利用者の子育てに関する悩みや、相談に応じています。特に、近年は、核家族化の進行や転勤などによって、一人で子育てをする母親が多いことから、親同士の交流を図ることにより、子育てに関する不安などを解消することを目的としています。

○令和4年度利用延人数	「わらべ」	2,968人
	「のぞみ」	3,006人

②ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けをしたい人（協力会員）がそれぞれ会員として登録し、働きながら子育てをしている方や病気などで困ったときなどに、子育ての不安や負担を軽減するために、地域の中で支えながら子育てできるように支援します。

平成24年度から「病後時預かり」、平成27年度から、ひとり親及び多子世帯の低所得世帯に対し、年間80時間を限度に利用料の一部を助成する支援事業を開始しています。

現在、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、協力会員、利用会員を増やすなど子育て支援の更なる充実を図っています。

○会員数（令和4年度末）

・利用会員 25人 ・協力会員 102人

○活動実績

活動内容 年度	合計		保育施設前後の預かり		保育施設までの送迎		学童後預かり		放課後預かり		学校行事等の預かり		買い物・外出預かり		病後児預かり		産前産後家事援助		学校→おけいこの場の送迎		
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	
令和元年度	1,479		215		641		123		230		0		214		0		16		40		
令和2年度	524		4		204		97		53		0		153		0		7		6		
令和3年度	754	847.0	129	56.5	305	131.0	101	38.5	39	183.0	0	0.0	86	368.0	0	0.0	0	0.0	94	70.0	
令和4年度	401	591.0	4	5.5	105	52.5	55	14.5	0	0.0	0	0.0	173	460.5	0	0.0	18	21.0	46	37.0	
内 訳	4月	26	55.5	0	0.0	5	1.5	4	1.0	0	0.0	0	0.0	11	44.0	0	0.0	3	6.0	3	3.0
	5月	38	56.5	0	0	7	2.0	7	1.5	0	0.0	0	0.0	21	50.0	0	0.0	0	0.0	3	3.0
	6月	49	75.0	1	1.5	8	2.5	7	1.5	0	0.0	0	0.0	24	60.5	0	0.0	3	3.0	6	6.0
	7月	61	61.5	3	4.0	31	14.0	7	1.5	0	0.0	0	0.0	16	38.5	0	0.0	2	2.0	2	1.5
	8月	19	22.5	0	0.0	3	1.0	3	0.5	0	0.0	0	0.0	9	19.0	0	0.0	0	0.0	4	2.0
	9月	23	41.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	36.0	0	0.0	0	0.0	6	5.0
	10月	30	55.0	0	0.0	2	0.5	2	0.5	0	0.0	0	0.0	16	46.0	0	0.0	0	0.0	10	8.0
	11月	34	46.0	0	0.0	6	1.5	6	1.5	0	0.0	0	0.0	13	36.0	0	0.0	0	0.0	9	7.0
	12月	31	40.0	0	0.0	11	6.5	6	1.5	0	0	0	0.0	11	30.5	0	0.0	0	0.0	3	1.5
	1月	21	38.0	0	0.0	7	5.5	2	0.5	0	0.0	0	0.0	8	28.0	0	0.0	4	4.0	0	0.0
	2月	33	50.0	0	0.0	9	6.5	3	0.5	0	0.0	0	0.0	16	38.0	0	0.0	5	5.0	0	0.0
	3月	36	49.5	0	0.0	15	10.5	8	4.0	0	0.0	0	0.0	12	34.0	0	0.0	1	1.0	0	0.0

③放課後児童健全育成事業

放課後子ども総合プランに基づき、次世代を担う人材を育成するため就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし多様な体験活動を行う事が出来る様、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型連携を中心とした両事業の計画的な整備等を進めています。

(ア) 放課後児童クラブ

共働き世帯の増加などにより、「放課後児童」が年々増加している現状から、親が帰宅するまでの時間帯にクラブを組織し、家庭的な雰囲気の中で、家庭生活、集団生活、社会性をかん養するとともに、自主性、自発性、自己制御などを身につけさせ、児童の健全育成を図ります。

○ 開所日及び時間 毎週月曜～金曜日 (授業終了後～午後6時30分)

夏・冬・春休み等長期休業日

毎月第1土曜日、創立記念日等 (午前8時 ~午後6時30分)

○ 育成料 3,000円/月 (8月分は5,000円/月)

○児童クラブ開設状況

クラブ名	クラブ数	定員	開設場所	開設年月日	電 話
都和小学校児童クラブ	3	117	学校内余裕教室	S41. 4	831-1500
				H19. 4. 2移設	
神立小学校児童クラブ	3	118	学校敷地内専用施設	S52. 6. 9	831-5976
				H14. 7.30移設	
真鍋小学校児童クラブ	5	190	学校内余裕教室	S53. 5. 8	826-1262
				H12. 9. 1移設	
中村小学校児童クラブ	3	114	学校内余裕教室	S53. 5. 24	842-3116
			学校敷地内専用施設	H13. 4. 6移設	
下高津小学校児童クラブ	3	140	学校敷地内専用施設	S53. 6. 2	827-1387
				H17. 2.21移設	
土浦小学校児童クラブ	4	130	学校敷地内専用施設	S55. 5.19	822-3071
				H26. 4. 1移設	
乙戸小学校児童クラブ	2	77	学校敷地内専用施設	H 6. 4.30	841-2720
				H22. 4. 1移設	
土浦第二小学校児童クラブ	3	116	学校内余裕教室	H11.11. 8	827-1848
			学校敷地内専用施設	R 4. 4. 1増設	
大岩田小学校児童クラブ	3	118	学校内余裕教室	H12. 6. 5	821-0127
右粕小学校児童クラブ	2	76	学校内余裕教室	H13. 3.21	842-2006
荒川沖小学校児童クラブ	2	88	学校敷地外専用教室	H13. 6.15	841-1705
				H24.10. 1移設	
東小学校児童クラブ	3	99	学校敷地内専用施設	H14. 7.10	841-5327
				H19. 1.15移設	
上大津東小学校児童クラブ	2	80	学校内余裕教室	H15. 4. 8	828-1620
都和南小学校児童クラブ	2	75	学校敷地内専用施設	H16. 3. 1	821-9030
菅谷小学校児童クラブ	1	38	学校内余裕教室	H20. 4. 1	831-0838
新治学園義務教育学校 児童クラブ	4	128	学校敷地内専用施設	H30. 4. 1	862-5033

(イ) 放課後子供教室

小学校等の施設を活用し、子供たちの放課後等における安全・安心な居場所を設け、スポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子供たちの社会性、自主性、創造性及び豊かな人間性が地域社会の中で育まれることを推進します。

○実施日 概ね週2回（年間約50回）

○実施時間 授業終了後から午後5時まで（土曜日実施時間は午前9時30分から12時まで）

○放課後子供教室実施状況

(R5.4.1 現在)

実施場所	放課後子供教室名	延べ参加児童数（人）			実施
		R2	R3	R4	年度
東小学校	東小学校放課後子供教室	944	679	1,346	H23～
上大津東小学校	上大津東小学校放課後子供教室	1,170	944	1,306	H24～
右舂小学校	右舂小学校放課後子供教室	1,173	1,315	1,726	H24～
都和南小学校	都和南小学校放課後子供教室	928	735	1,226	H25～
土浦小学校	土浦小学校放課後子供教室	1,644	2,068	3,019	H26～
荒川沖小学校	荒川沖小学校放課後子供教室	601	892	2,465	H26～
下高津小学校	下高津小学校放課後子供教室	1,557	—	804	H27～
神立小学校	神立小学校放課後子供教室	1,380	993	197	H28～
乙戸小学校	乙戸小学校放課後子供教室	1,333	852	952	H29～
新治学園義務教育学校	新治学園義務教育学校放課後子供教室	832	623	964	H30～
大岩田小学校	大岩田小学校放課後子供教室	2,186	1,093	2,081	H30～
土浦第二小学校	土浦第二小学校放課後子供教室	—	110	337	H30～
中村小学校	中村小学校放課後子供教室	1,436	812	1,101	R1～
都和小学校	都和小学校放課後子供教室	805	473	753	R2～
真鍋小学校	真鍋小学校放課後子供教室	141	97	444	R2～ (1～3年生対象)
菅谷小学校	菅谷小学校放課後子供教室	—	554	790	R3～

④子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にかけて、母子保健と子育て支援の両面から切れ目ない総合的相談支援を行います。保健師、助産師等が妊娠届出時にすべての妊婦の相談支援を行い、妊娠・出産についての悩みや不安等の解消・軽減を図っています。

また、子育て支援コンシェルジュによる出張相談や1歳児の家庭へ電話相談を行い、子育てに関する情報提供などをすることで、子育て支援を行います。

<令和4年度実績>

ア 妊娠届出数（週数別）

妊娠届出者数	満11週以内	満12～19週	満20週から27週	満28週以上	不詳	分娩後
819人	778人	28人	7人	5人	0人	1人
	95.0%	3.4%	0.9%	0.6%	0.0%	0.1%

イ 要支援妊婦数（支援プラン作成）

支援項目	人数
精神不調	90人
家族などの支援者不足	3人
妊娠届出の遅延	9人
外国人の言語や文化の違い	2人
若年	4人
妊婦の持病	4人
多子家庭	0人
愛着・養育不良の恐れ	10人
経済的不安	7人
グリーフケア	94人
その他	4人
合計	227人

ウ 要支援乳幼児数（支援プラン作成）

年齢	人数
出生～生後4か月	736人
生後4か月～1歳未満	25人
1歳～3歳	20人
4歳～6歳	7人
学童	1人

エ 産後ケア事業

出産後、家族などから十分な家事・育児の援助が受けられず、支援が必要な母子に対し、宿泊または通所にて助産師等による専門的な支援や保健指導を実施し、育児に対する不安の軽減や、安心して子育てができるよう支援します。

○対象者 産後6か月未満の産婦及び乳児

○委託場所 霞ヶ浦医療センター、なないろもあパースクリニック、つくばセントラル病院

○利用上限 1回の出産につき宿泊型・通所型合わせて5日以内

○自己負担額 施設の定める金額の1割（多胎児の場合、別途加算あり）

	通所型	宿泊型		合計
		1泊2日	2泊3日	
人数(人)	15	16	4	35
日数(日)	15	32	12	59

オ 助産師による電話相談

○電話相談

妊娠34週電話相談	直通電話相談
594件	59件

○出張相談

地域子育て支援センター、交流サロンに助産師が出張し、妊婦や育児に関する相談に応じます。

実施場所（内容） ひまわり（妊婦相談）月1回

さくらんぼ（育児相談）隔月1回

わらべ・のぞみ・こどもランド（育児相談）各月1回

出張回数（回）	51
参加者数（人）	115

○相談内容

（単位：件）

	妊娠届出	窓口・電話	交流サロン こどもランド 支援センター	マタニティ教室	妊娠34週 相談電話	訪問・その他	合計
妊娠届出・マル福・手当関連	328	53	8	28	20	0	437
妊娠中のトラブル・合併症	307	65	11	102	568	3	1,056
保護者の心の健康	27	12	2	75	36	2	154
経済面に関すること	6	1	0	0	4	0	11
出産に関すること	302	56	9	94	558	2	1,021
産後の支援者・里 帰りに関すること	324	69	5	97	584	3	1,082
育児に関すること	7	19	86	94	36	3	245
子の発育発達・ 医療関係	0	20	30	8	1	0	59
遊び場に関すること	1	3	0	0	0	0	4
保育所・幼稚園・一時預かり、 ファミリーサポート	54	11	3	3	70	0	141
グリーフケア	24	0	2	0	2	1	29
合計	1,380	309	156	501	1,879	14	4,239

カ 子育て支援コンシェルジュによる相談

保育士の資格をもつ子育て支援コンシェルジュが、市内の遊び場や市のサービス、保育所に関すること等の情報提供や育児相談を実施し、子育てをサポートします。

- 出張相談：子育て交流サロン（わらべ・のぞみ・こどもランド）
- 定期健診：4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診
- 育児相談：つちまる育児相談、10か月児育児相談、2歳児育児相談
- 令和4年度 相談件数、内容（子育て支援コンシェルジュ）

(単位：件)

	出張相談等		窓口	電話相談	1歳 すくすく 電話相談	合計	
	子育て 支援施設	定期健診等					
相 談 件 数	351	53	33	40	502	979	
内 訳 (延)	保育所認定こども園幼稚園関連	19	11	11	16	18	75
	一時預かり・ファミリーサポート	0	1	4	3	6	14
	児童手当・児童扶養手当	1	0	0	0	0	1
	遊び場に関すること	37	7	3	10	11	68
	就学時に関すること	0	0	13	0	1	14
	子の発育発達・医療関連	26	2	3	8	47	86
	育児に関すること	373	38	9	20	612	1,052
	保護者の心身の健康	22	0	2	7	28	59
	育児支援者に関すること	2	0	0	1	0	3
	経済・住まいなどその他	1	0	0	0	0	1
	グリーンケア	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	3	0	14	6	4	27
	合 計	484	59	59	71	727	1,400
周 知 啓 発	1	2,286	0	0	0	2,287	

キ 乳幼児ふれあい交流促進事業

中高生が妊婦疑似体験をしたり乳幼児とふれあったりすることで、子どもや家庭・生命の大切さを学び、妊婦や年少者へのやさしさ、思いやりの育成を促進します。

また、将来、命をはぐくむための健康を増進するプレコンセプションケアの実践を推進します。

- 実 績

(単位：人)

年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施回数	3	4	—	—	1
人 数	15	16	—	—	6

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染予防のため中止。

ク ペアレント・トレーニング

子どもとの会話ややり取りの工夫を紹介する子育て講座です。

また、参加者の子育ての悩みを聞き、助言や情報提供することにより、子育て負担感の軽減を図ります。

- 実 績

(単位：人)

年 度	平成30	令和元	令和2	令和3		令和4	
				オンライン	対面	オンライン	対面
形 態	対面	対面	対面	オンライン	対面	オンライン	対面
実施回数	2	3	1	2	1	2	5
人 数	18	16	6	5	6	5	33

ケ 多胎児家庭交流会（つちまるビーンズ交流会）

多胎児を妊娠中、子育て中の家庭の交流会を通し、仲間づくりを促し、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。

○実績

(単位：人)

年 度	令和3	令和4
実施回数	1	1
実施人数	2	3 (2)

() 内妊婦

コ 出産・子育て応援事業（伴走型相談支援）

出産・子育て世帯に、出産・子育て応援給付金の申請と一体的に専門職が面談を行い、相談や必要な支援につなげることで、安心して出産・子育てが行えるよう支援します。

※令和5年3月開始

○対象者

令和4年4月1日以降に妊娠届出をした方

令和4年4月1日以降に出生した子を養育する方

○面談

保健師や助産師が面談し、子育てガイドによる出産・育児の見通しや活用できるサービス、給付金申請の案内をします。

①妊娠届出時

②妊娠8か月頃にアンケート（希望者は面談）

③乳児家庭全戸訪問時

○実績（令和4年度は遡及対象者のアンケートへの対応）

(単位：件)

アンケート送付数	1,156
アンケート回答数	1,364

(単位：人)

面談数（実）	37
電話相談数（延）	315

4 母子保健

母子の総合的な保健対策により、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図っています。

①健康診査

4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査は集団健診を実施しています。

(ア) 4か月児健康診査

発育が特に著しい乳児期に、心身の異常の早期発見及び、栄養・育児相談、疾病や事故の予防等について助言を行い、正しい知識の普及を図ります。

○実施日及び場所 毎月第2水・木曜日 土浦市保健センター

○実績 (単位：人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
対象者数	1,006	814	997	856	834
受診者数	972	789	678	840	833
受診率	96.7%	97.0%	68.0%	98.1%	99.9%
診察有所見者数	179	114	69	128	143

※令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため、集団健診ではなく、医療機関健診（個別）の実績

(イ) 1歳6か月児健康診査

幼児初期における心身の異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養育児に関する指導助言を行い、健康の保持増進を図ります。

○実施日及び場所 毎月第1水・木曜日 土浦市保健センター

○実績 (単位：人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
対象者数	1,006	937	869	856	828	
受診者数	980	904	898	812	803	
受診率	97.4%	96.5%	96.8%	94.9%	97.0%	
診察有所見者	身体面	75	80	72	64	65
	心理発達面	4	5	13	15	1
	う歯罹患者	18	12	5	4	6
	う歯罹患率	1.8%	1.3%	0.5%	0.5%	0.7%

※令和2年3月～6月は、新型コロナウイルス感染予防のため延期し、7月から集団健診を再開

(ウ) 3歳児健康診査

心身発達の面で重要な時期の3歳児に対し、心身の異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、育児に関する助言指導を行い、健康の保持増進を図ります。

○実施日及び場所 毎月第3水・木曜日 土浦市保健センター

○実績

(単位：人)

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
対象者数		983	912	1,017	909	839
受診者数		946	900	999	897	823
受診率		96.2%	98.7%	98.2%	98.7%	98.1%
診察有所見者	身体面	60	65	74	53	46
	心理発達面	13	10	18	18	10
	う歯罹患者	179	131	122	88	90
	う歯罹患率	17.1%	14.6%	12.2%	9.8%	10.9%

※令和2年3月～7月は新型コロナウイルス感染予防のため延期し、8月から集団健診再開

(エ) 2歳児歯科健康診査

う歯の増加が見られる幼児期から生涯を通じた歯の健康づくりが実践できるよう、2歳の幼児を対象に歯科健康診査とフッ化物歯面塗布を実施しています。

○実施方法 受診券交付 1回分（自己負担なし）

○実績

(単位：人)

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
対象児		1,037	887	1,020	971	810
受診者数	幼児	732	654	442	354	472
	保護者	347	264			
う歯り患者（児）		26	24	20	19	23
う歯り患率（児）		3.4%	3.7%	4.5%	5.4%	4.9%
フッ化物塗布数				188	277	387

※令和2年3月～8月まで集団健診（おやこの歯科健康診査）を新型コロナウイルス感染予防のため中止。9月から医療機関健診（個別：2歳児歯科健康診査）に切り替えて実施。

(オ) マタニティ歯科健康診査

妊婦の歯科健康診査を市内医療機関に委託実施し、口腔衛生の向上を図ります。

○実施方法 受診券交付 1回分（自己負担なし）

○実績

(単位：人)

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
対象者数		990	928	887	870	818
受診者数		253	283	288	253	284
受診率		25.6%	30.5%	32.5%	29.1%	34.7%

(力) 妊産婦・乳児委託健康診査

妊婦・産婦及び乳児の健康増進を図るため、健康診査を医療機関に委託して行います。

- 実施方法 妊婦健診受診票交付 14回分 (一部助成)
産婦健診受診票交付 2回分 (一部助成)
乳児健診受診票交付 2回分 (自己負担なし)

○実績

(単位：件)

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
妊婦	交付件数	14,418	13,601	13,238	12,834	12,088
	受診件数	11,032	10,647	9,808	10,047	9,370
産婦	交付件数	-	1,870	1,959	1,889	1,744
	受診件数	-	1,247	1,248	1,397	1,312
乳児	交付件数	2,023	1,961	1,737	1,861	1,819
	受診件数	1,482	1,211	1,331	1,283	1,250

※産婦健康診査は令和元年度から実施

(キ) 多胎妊婦健康診査費追加助成

単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨されることから、通常の14回の妊婦健康診査に5回追加助成をします。

- 実施方法 多胎妊婦健康診査結果報告書交付 5回分 (償還払い)

○実績

年度		令和4
妊多胎	交付件数	45
	受診券数	0

(ク) 新生児聴覚検査

先天性の聴覚障害を早期発見し、早期治療につなげるため、生後6か月未満の乳児の検査費用を助成します。

- 実施方法 新生児聴覚検査受診票交付 1回分 (一部助成)

○実績

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
出生児数(人)	947	927	802	857	800
受診件数(件)	432	637	658	785	742

(ケ) 健診未受診者訪問

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査が未受診の方に対し、地区担当保健師が訪問し、育児状況や生活状況の把握、相談指導を行い、子どもの安全の確認や健康の保持増進に努めます。

○実績

(単位：件)

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
4か月児	実件数	20	20	—	12	14
	延件数	32	40	—	13	20
1歳6か月児	実件数	29	17	24	34	28
	延件数	34	18	25	47	39
3歳児	実件数	15	36	41	39	34
	延件数	31	70	79	61	67

※令和2年度の4か月児健康診査は新型コロナウイルス感染予防のため医療機関健診(個別)で実施し、未受診者訪問はありません。

②健康相談

(ア) 10か月児育児相談

10か月児の発育発達を確認し、母の育児相談をとおして、生活習慣や離乳食、事故の予防等知識を普及啓発します。また、母の骨密度測定やブックスタートも同時に開催しています。

○実施日及び場所 毎月第3火曜日 土浦市保健センター

○実績

(単位：人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
実施回数	24	22	—	12	24
人数	729	574	—	262	487

※令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため中止。

※令和3年度は10月から再開。

(イ) つちまる育児相談

出生から1歳11か月までの児を対象に、保護者が定期的に発育発達を把握できる場として身体計測を実施しています。希望する保護者には、保健師や栄養士が相談に対応し、助言指導や情報提供を行っています。

○実施日及び場所 月1回（予約制） 土浦市保健センター

○実績

(単位：人)

年度		令和2	令和3	令和4
実施回数		110回	24回	24回
乳児	実人数	136人	136人	120人
	延人数	236人	246人	220人
幼児	実人数	33人	15人	22人
	延人数	52人	41人	59人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため、集団を中止し個別に育児相談を実施した。

※令和3年度から、1歳6か月までとしていた対象を1歳11か月まで拡大した。

(ウ) 2歳児育児相談

2歳児を対象に、相談及び助言指導により保護者の育児不安を軽減する機会の確保や、発達障害等の早期発見と必要な療育支援へつなげることを目的にしています。

○実施回数及び場所 月1回（予約制） 土浦市保健センター

○実績

年度	令和2	令和3	令和4
実施回数(回)	3	10	11
実人数(人)	3	47	103
延人数(人)	3	47	103

※令和3年1月から実施。

※令和3年度4月、10月は相談の予約なかったため未実施。

③健康教育

(ア) マタニティ教室

妊婦及び家族に対し、保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する保健指導や沐浴等の実習を行い、安心してお産を迎えられるよう支援します。

- 実施日 毎月第1火曜日
- 実施場所 土浦市保健センター
- 実績

(単位：人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
実施日数	28	26	21	24	24
対象者数	990	928	883	870	819
受講者数	379(141)	279(100)	166(67)	213(91)	268(118)

※令和2年4月のみ中止。

※()内夫等再掲

※令和2年5月からは内容を変更。月1回 午前は集団クラス、午後は個別クラス

(イ) 親子どんぐり教室

育児相談や健康診査等の結果から、親子関係や幼児の発達について経過観察が必要な親子に対し集団指導を行います。また、必要な方は療育機関等につなげます。

- 実施日及び場所 月2回 土浦市保健センター
- 対象児 1歳7か月から3歳2か月
- 実績

年度		平成30		令和元		令和2		令和3	令和4
日数(日)		バンビ	ラビット	バンビ	ラビット	バンビ	ラビット		
		10	18	10	20	—	—	18	20
参加人数	実人数(人)	43	64	20	54	—	—	29	34
	延人数(人)	154	243	74	266	—	—	119	182

※令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため中止。

※令和元年度までバンビ(1歳6か月から2歳2か月児)、ラビット(2歳3か月から3歳2か月児対象)の2クラス制。令和3年度から1クラス制で実施。

(ウ) フッ化物洗口普及事業

むし歯予防に効果があるとされているフッ化物洗口を、市内の4・5歳児の在籍する就学前施設に実施し、幼児期からの歯科保健の向上を図ります。

- 内容 週5回法、歯科衛生士と保健師による歯科保健指導
- 実績

年度	令和元	令和2	令和3	令和4
実施施設数(箇所)	15	11	12	12
※()うち新規	(15)	(1)	(1)	(2)
実人数(人)	683	392	432	469

④特定不妊治療費助成事業

不妊治療（体外受精または顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

※平成29年度から男性不妊治療費助成開始

※令和3年1月1日以降の治療終了者より所得制限が撤廃

※保険適用により、令和3年度で事業終了。令和4年度は経過措置として実施。

○助成内容

- ・助成金額 1回に50,000円まで
- ・助成回数 10回まで助成

○実績

(単位：件)

		年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
助成件数	実件数		85	95	71	113	77
	延件数		150	174	110	209	89

⑤不育症治療費等助成金交付事業

不育症治療（検査を含む）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

※令和4年度から助成開始

○助成内容

- ・助成金額 夫婦1組に対し、1年度あたり50,000円まで
- ・助成交付期間 初回申請の年度を含めた、3年度を限度

○実績

(単位：件)

		年度	令和4
助成件数	実件数		2
	延件数		2

⑥母子健康手帳交付

母子保健法により、妊娠届出の受理並びに母子健康手帳の交付を行います。保健師による面接や助産師による電話相談により、保健指導を行い、妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援につなげます。

(単位：件)

		年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
妊娠週数 内訳	11週以内		912	874	836	829	778
	12週～19週		44	35	31	26	28
	20週～27週		7	9	10	5	7
	28週以上		9	2	6	10	5
	不詳		0	0	0	0	0
	分娩後		16	15	4	1	1
合計			988	935	887	871	819

⑦乳児家庭全戸訪問事業

保健師や助産師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児相談を行います。

- ・平成21～29年度 土浦市民生委員・児童委員に委託し実施
- ・平成30年度から、保健師・助産師による実施

(単位：件)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
出生数	947	927	802	875	798
訪問数	861	853	700	788	736

⑧低体重児の届出

体重2,500g未満の乳児が出生した時は、母子保健法により、保護者は市町村に届出が必要となることから、市はその届出により、早期に適切な養育が行われるように支援します。

(単位：件)

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
届出件数	低出生体重児 (1,500g～2,499g)	63	77	72	84	68
	極低出生体重児 (1,000g～1,499g)	1	4	1	6	2
	超低出生体重児 (1,000g未満)	4	1	0	4	1
	計	68	82	73	94	71

⑨未熟児の訪問指導

出生体重が2,500g未満の乳児に対して、保健師が家庭訪問を実施し、乳児の成長の確認や育児相談に応じます。

(単位：件)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
未熟児訪問件数	58	77	58	90	63

⑩未熟児養育医療給付事業

指定医療機関において入院養育を行う未熟児に対し、その医療に係る費用の自己負担分を一部公費負担します。

(単位：件)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
届出件数	13	14	13	13	12

5 療育支援センター

障害児に対する独立自活に必要な指導訓練及び機能回復訓練、発達に特別な支援を必要とする児童に対する療育等を行い、障害児等の福祉の増進に資することを目的として設置されています。

所在地	土浦市上高津1809番地	
開設年月日	昭和55年6月1日	
施設の規模	敷地面積	3, 333.34㎡
	建物面積	978.12㎡
	構造	鉄筋コンクリート2階建

(令和4年度) (単位:人)

施設名	事業対象者	定員	利用者数
つくし学園 (児童発達支援センター)	3歳以上就学前までの、日常生活の自立のために療育支援が必要な児童	20	22 (市内 21)
つくし療育ホーム (児童発達支援)	ゆりかご教室: 0歳以上就学前までの、運動発達に支援が必要な児童	10	5
	おひさま教室: 1歳6ヵ月から就学前までの、発達に支援が必要な児童	10	16
幼児ことばの教室 (児童発達支援)	就学前までの、ことばの発達等に支援が必要な児童	16	96
保育所等訪問支援	保育所等に通う就学前までの、集団生活の適応に支援が必要な児童		12
早期療育相談 (一般相談、障害児相談支援・ 特定相談支援事業)	心身の発達に係る相談及び助言を必要とする児童及びその保護者 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等(18歳未満の方に限る)の保護者		

早期療育相談 各種相談内容件数 (令和4年度)

業務内容		件数
電話による発達相談		1,082
来所による発達相談		1,115
各種健康診査時の相談		286
保育所への巡回指導、幼稚園・認定こども園・学校訪問		688
各種療育機関・医療機関との連絡調整		1,669
合計		4,840
障害児相談支援	サービス等利用計画作成	433
	モニタリング作成	95

6 各種手当等

①児童手当及び特例給付支給状況

児童手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援することを目的に、子どもを養育している保護者等に支給するものです。ただし、保護者等の所得が所得制限の限度額以上の場合には、特例給付として児童1人につき5,000円を支給しています。

※制度改正により、令和4年6月分から特例給付金の支給に係わる所得上限額が設けられました。

○手当月額

- ・ 0～2歳 15,000円（一律）
- ・ 3歳～小学校修了前 10,000円
（第3子以降は、15,000円）
- ・ 中学生 10,000円（一律）

○支給月 原則として、6月・10月・2月の年3回

○支給額等

区分		年度		
		令和2	令和3	令和4
支給延べ人数 (人)	3歳未満被用者	22,120	21,209	21,665
	3歳未満非被用者	5,719	4,601	4,058
	3歳以上小学生 (被用者)	80,821	79,328	77,329
	3歳以上小学生 (非被用者)	24,395	23,082	21,668
	中学生(被用者)	28,172	29,149	27,222
	中学生(非被用者)	8,804	8,342	8,488
	特例給付	11,461	11,082	7,964
	合計	181,492	176,793	168,394
支給総額 (円)	3歳未満被用者	331,800,000	318,135,000	324,975,000
	3歳未満非被用者	85,785,000	69,015,000	60,870,000
	3歳以上小学生 (被用者)	855,940,000	840,375,000	818,635,000
	3歳以上小学生 (非被用者)	261,450,000	247,830,000	233,595,000
	中学生(被用者)	281,720,000	291,490,000	272,220,000
	中学生(非被用者)	88,040,000	83,420,000	84,880,000
	特例給付	57,305,000	55,410,000	39,820,000
	合計	1,962,040,000	1,905,675,000	1,834,995,000

②児童扶養手当支給状況

父母の離婚などにより、父又は母と生計をともにしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当が支給されます。ただし、受給資格者等の前年の所得により手当の一部又は全部の支給が制限されます。

○手当額（月額）

	令和4年4月～	令和5年4月～
児童1人の場合	43,070円	44,140円
児童2人の場合	53,240円	54,560円
児童3人以上の場合、児童1人につき	6,100円	6,250円

※所得が一定以上の方は減額または停止されます。

○支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月（年6回）

○認定数・支給人数

(R5.3.31 現在)

認定件数(人)	支給状況(人)			
	うち新規認定	全部支給件数	一部支給件数	全部支給停止
1,327	147	637	474	216

○支給額等

区分		年度	令和2	令和3	令和4
全部支給	延べ支給人数(人)		9,231	8,663	8,060
	支給額(円)		398,334,850	373,910,010	347,353,630
一部支給	延べ支給人数(人)		5,903	6,047	6,096
	支給額(円)		171,534,070	175,980,370	175,192,610
第2子加算	延べ支給人数(人)		5,551	5,194	5,173
	支給額(円)		53,268,620	49,492,520	48,929,570
第3子加算	延べ支給人数(人)		1,484	1,405	1,452
	支給額(円)		8,796,870	8,300,430	8,558,130
合計	延べ支給人数(人)		22,169	21,309	20,781
	支給額(円)		631,934,410	607,683,330	580,033,940

③高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで1年以上修学する場合に給付金を支給しています。

(上限4年で支給要件があります。)

○対象資格 看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他市長が必要と認める資格

○訓練促進給付金 市町村民税非課税世帯 100,000円（月額）
市町村民税課税世帯 70,500円（月額）
※卒業年度においては次の額を支給
市町村民税非課税世帯 140,000円（月額）
市町村民税課税世帯 110,500円（月額）

○修了支援給付金 市町村民税非課税世帯 50,000円
市町村民税課税世帯 25,000円

※ひとり親家庭の母は平成24年度から、父は平成25年度から実施しています。

○高等職業訓練促進給付金等事業受給者

(単位：人)

資格	年度	令和2	令和3	令和4		
				課税世帯	非課税世帯	合計
看護師		3	2	1	1	2
准看護師		2	3	1	4	5
臨床検査技師		1	0	0	0	0
美容師		1	0	0	1	1
保育士		1	2	1	1	2
はり師・きゅう師		0	1	0	1	1
介護福祉士		0	1	0	0	0
ITパスポート		0	0	1	0	1
合計		8	9	4	8	12

④遺児手当（市単独事業・昭和48年創設）

父母またはその一方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している方に対し、手当を支給し、遺児の健全な育成を図っています。

○手当額

両親が死亡した遺児1人につき月額 5,000円
父母の一方が死亡した遺児1人につき月額 4,000円

○手当の状況

区分	年度	令和2		令和3		令和4	
		世帯数	支給額(円)	世帯数	支給額(円)	世帯数	支給額(円)
児童1人		29	1,336,000	40	1,604,000	46	1,948,000
児童2人		23	1,968,000	23	2,128,000	23	1,952,000
児童3人		1	144,000	2	264,000	2	96,000
児童4人		0	0	0	0	0	0
児童5人以上		1	240,000	1	240,000	1	240,000
計		54	3,688,000	66	4,236,000	72	4,236,000

7 少子化対策・結婚支援

① マタニティタクシー利用料金助成事業

妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み、育てられる環境を整備するため、医療機関に移動する際などに、公共交通機関などの利用を避けて移動できるよう、タクシー利用料の助成を行います。

なお、令和5年度に、助成額を増額しました。

	変更前	変更後
対象者	市内に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊産婦	
有効期間	母子健康手帳の交付日から1年間	
助成方法	妊婦1人につき500円のタクシー券を20枚交付	妊婦1人につき500円のタクシー券を40枚交付
利用枚数	1回の乗車で複数枚使用可	

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新生活のスタートに係る費用の補助を行います。

○補助対象経費

賃貸初期費用の内、敷金・礼金・仲介手数料、引越費用（引越業者等を利用した場合のみ）

○補助額

1世帯当たりの上限30万円（千円未満切り捨て）

ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合、上限60万円（千円未満切り捨て）

○各年度実績

（単位：件）

年度	件数
令和2	13
令和3	19
令和4	26

8 子ども家庭支援

①子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室含む）

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的な支援を行っています。

(1) 種類別相談件数

(ア) 新規相談件数

(単位：件)

種 別		年度	令和 2	令和 3	令和 4
養護 相談	児童虐待		48	34	63
	その他		93	80	71
障害 相談	重症心身障害		0	1	1
	発達障害		5	5	3
育 成 相 談	ぐ犯行為等		0	2	1
	性格行動		11	3	2
	不登校		10	11	7
	適 正		1	0	0
	育児・しつけ		3	0	1
そ の 他			15	4	9
合 計			186	140	158

(イ) 継続相談件数

(単位：件)

種 別		年度	令和 2	令和 3	令和 4
相談 対応	一般相談		25	119	100
	虐待相談		11	18	31
計			36	137	131

(2) 対応延べ件数

(令和4年度) (単位：件)

対応	組織	こども家庭 総合支援拠点	家庭児童相談室	合 計
電 話 相 談		2,022	492	2,514
来 室 相 談		188	141	329
訪 問 相 談		106	127	233
情報交換対応協議 (電話)		1,185	638	1,823
合 計		3,501	1,398	4,899

②要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見、早期対応による適切な保護及び要支援児童、特定妊婦への適切な支援及び関係機関の円滑な連携と協力を図るために設置するものです。

代表者会議 1 回、実務者会議 3 回、個別支援会議延べ20回開催

＜個別支援会議内訳＞

(令和4年度) (単位：人)

種別 \ 対象児	乳幼児	小学生	中学生	高校生	計
身体的虐待	4	5	1		10
心理的虐待		4	1	1	6
ネグレクト		2	1		3
性的虐待			1		1
養育不安	2		1		3
計	6	11	5	1	23

※会議の中で兄弟児童を併せて検討するため、会議開催回数と内訳児童の数は一致しない

③児童福祉施設入所状況

(R5.4.1 時点)

区分	施設名	所在地	定員	入所数
児童養護施設	みどり園	水戸市開江町1069-7	41	4
	内原和敬寮	水戸市小林町1186-84	40	2
	日照養徳園	日立市川尻町4-20-12	41	1
	道心園東ホーム	土浦市並木3-18-5	35	0
	道心園西ホーム	土浦市並木3-18-5	35	2
	窓愛園	土浦市殿里20	50	19
	茨城育成園	筑西市茂田北原1735-1	40	1
	誉田養徳園	常陸太田市瑞龍町1425	37	2
	石崎学園	東茨城郡茨城町上石崎4698-2	42	6
	同仁会子どもホーム	高萩市秋山712-1	25	4
	るんぴにー	行方市芹沢1651-1	37	1
	樹学園	東茨城郡茨城町小幡2765-4	35	1
	つくば香風寮	つくば市高崎802-1	30	4
慈恵学園	鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原5173-2	40	1	
児童心理治療施設	内原深敬寮	水戸市小林町1186-84	40	3
障害児入所施設	慈光良児園	坂東市生子1617	30	1
児童自立支援施設	県立茨城学園	那珂市後台1484-1	44	1
乳児院	日赤乳児院	水戸市小吹町2673-1	38	5
里親				20
合 計				78

④支援対象児童等見守り強化事業

日常的な見守りが必要な支援児童を対象に、NPO法人に委託し宅食を含めた訪問事業を実施します。

<対象人数及び訪問回数>

実績 \ 年度	令和2	令和3	令和4
実人数(人)	2	15	12
延べ人数(人)	16	101	73
訪問回数(回)	8	48	55

⑤子育て短期支援事業

児童の保護者が疾病や社会的事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、乳児院や児童養護施設において、一時的に養育するものです。

<利用人数>

(単位：人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用人数	13	2	0	1	0

⑥DV相談

子どもの面前で行われる配偶者等に対する暴力(DV)は、児童虐待の一種です。DVと児童虐待が密接に関連していることから、DV相談にも対応します。

対応別相談件数

(単位：件)

対応 \ 年度	令和2	令和3	令和4
D V 相 談	31	42	29
避 難 支 援	1	0	2

9 児童健全育成等

①チャレンジクラブ事業

各地区公民館を拠点に、学校週5日制の週休土曜日等に異年齢間の子どもたちによるグループ活動を実施し、協調性や思いやりの心を育み、また、地域の大人とのふれあいにより、お互いの顔の見える地域づくりを推進する事業です。

令和4年度実績

地区名	一中	二中	三中	四中	五中	六中	都和中	新治学園	合計
実施回数	10	9	10	10	9	10	9	9	76
延人数	101	121	118	132	121	127	135	127	982

②赤ちゃんの駅事業

授乳・おむつ交換スペースを整備する公共施設及び民間施設に「赤ちゃんの駅」のポスターを掲出していただき、子育て中の人たちが安心して外出できる環境を整備しています。

※令和5年度にポスターのデザインを見直ししました。

【登録施設数】 32箇所（令和5年4月1日時点）



③子育て支援アプリ「つちまるKids」

スマートフォンで子育てに関する情報を手軽に確認でき、また、アプリを通じた家族とのつながりにより、楽しく子育てができるよう支援しています。

【内 容】①予防接種のスケジュール管理 ②成長の記録と共有

③市のお知らせ配信 など

【登録者数】 1,458人（令和5年4月1日時点）



④こどもランド

(ア) 目 的 こどもランドは、子どもの知識と視野を広げ、豊かな情操と創造力をはぐくむことを目的に施設を利用した遊び及び学習の場を提供します。

(イ) 所在地 大和町9番2号（ウララ2ビル8F）

(ウ) 開設 平成9年10月1日

(エ) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(オ) 施設 工作コーナー・幼児コーナー・図書コーナー・交流スペース・授乳、おむつ替えスペース等

(カ) 休館日 ・祝日・定期清掃日
・年末年始（12月29日～1月3日）

（単位：人）

年度	開館日数	こども					大人	合計
		幼児	小学生	中学生	高校生	小計		
令和2	230	5,088	285	15	4	5,392	5,680	11,072
令和3	268	7,120	350	10	2	7,482	6,275	13,757
令和4	339	9,498	523	14	3	10,038	8,446	18,484



こどもランド 幼児コーナー

10 母子・父子・寡婦福祉

母子家庭に対しては、母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子寡婦福祉資金の貸付、窓口での生活相談等、福祉の措置が講じられています。

福祉措置としては、児童扶養手当の支給、税制上の優遇措置等が行われています。

(1) ひとり親家庭となった理由・年齢別世帯数（児童扶養手当認定者）

各年4月1日時点

年度 区分	令和3	令和4	令和5					計	理由別構成比
			19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上		
離別	1,185	1,130	0	84	343	511	176	1,114	84.3%
死亡	15	15	0	1	4	4	5	14	1.1%
廃疾	0	2	0	0	1	0	1	2	0.2%
遺棄	1	2	0	0	1	1	1	3	0.2%
未婚の女子	188	193	1	33	68	52	34	188	14.2%
拘禁	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	1,389	1,342	1	118	417	568	217	1,321	100.0%
年齢別構成比			0.1%	8.9%	31.6%	43.0%	16.4%	100.0%	

(2) 母子寡婦福祉資金等の貸付状況

年度 区分	令和2		令和3		令和4	
	件数(件)	貸付額(円)	件数(件)	貸付額(円)	件数(件)	貸付額(円)
修学資金	1	998,980	0	0	3	4,860,000
就業資金	0	0	1	300,000	0	0
就学支度資金	1	500,000	0	0	0	0
計	2	1,498,980	1	300,000	3	4,860,000

11 新型コロナウイルス感染症対策事業

①低所得の子育て世帯への臨時特別給付金支給状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対して、生活の支援のため、臨時給付金を支給しました。

(ア) 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

○支給対象者

- I 令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- II 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の受給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- III 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

○支給額 児童1人につき5万円

支給者数（人）	対象児童数（人）	支給金額（円）
1,231	1,808	90,400,000

(イ) 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

○支給対象者

- I 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、かつ、令和4年度の住民税均等割非課税である者
- II Iのほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者
 - ・令和4年度の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である者と同様の水準に下がったとの申し出があった者

○支給額 児童1人につき5万円

支給者数（人）	対象児童数（人）	支給金額（円）
881	1,612	80,600,000

(ウ) 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯分）

○支給対象者

- I 令和4年9月分の児童扶養手当受給者
- II 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の受給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- III 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

○支給額 児童1人につき5万円

支給者数（人）	対象児童数（人）	支給金額（円）
1,246	1,842	92,100,000

(エ) 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

○支給対象者

- I 令和4年9月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、かつ、令和4年度の住民税均等割が非課税である者
- II Iのほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する者
 - ・令和4年度の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である者と同様の水準に下がったとの申し出があった者

○支給額 児童1人につき5万円

支給者数（人）	対象児童数（人）	支給金額（円）
868	1,578	78,900,000

②子ども食堂運営支援

地域で開催している子ども食堂が、継続した食事の提供ができるよう、また、利用者の負担額を増額することがないよう、子ども食堂に対し、物品の配布や食費等の物価高騰相当分の補助を行い、子育て世帯等の生活の支援をしました。

(ア) 子ども食堂臨時代替事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域で開催している子ども食堂が従来実施していた場所での食事提供ができなため、テイクアウトに必要な物品を提供し、食事の継続提供を支援しました。

- 提供団体 市内子ども食堂 8団体
- 配布内容 持ち帰り用弁当パック 11,900食分
感染予防衛生用品 10か月分

(イ) 子ども食堂運営支援事業

食料品価格高騰等の物価高騰の影響の中で、低料金又は無料で食事の提供を行っている子ども食堂の運営の支援のため、食費等の物価高騰相当分の費用の補助を行いました。

- 補助対象 市内子ども食堂 7団体
- 補助対象期間 令和4年4月分から令和5年3月分
- 全体補助額 283千円

12 出産・子育て応援事業

① 出産・子育て応援事業（伴走型相談支援）

妊娠届出時から全ての妊産婦さん・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じながら、出産・育児等の見通しを立てるために保健師等との面談を通して、必要なサービスの案内をしました。

○面談時期

- ・妊娠届出（母子健康手帳交付）時
- ・妊娠8か月頃のアンケート実施時（希望者のみ）
- ・乳児家庭全戸訪問時（産後1～2か月頃）

② 出産・子育て応援事業（経済的支援）

出産や子育てをする方の経済的な負担を軽くするため、「出産応援給付金」と「子育て応援給付金」の2つの給付金を支給しました。

（ア） 出産応援給付金

○支給対象者

令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦

○支給額

妊婦1人あたり5万円

○令和4年度予算支給実績

支給件数：954件 支給金額：47,700,000円

（イ） 子育て応援給付金

○支給対象者

令和4年4月1日以降に出生した子どもの養育者

○支給額

出生した子ども1人あたり5万円

○令和4年度予算支給実績

支給件数：576件 支給金額：28,800,000円

産業経済



土浦全国花火競技大会

1	産業一般	251	8	土浦市勤労者総合福祉センター	280
2	商工	255			
3	工業団地	263	9	まちかど蔵「大徳」「野村」	282
4	観光	269	10	小町の館	284
5	勤労青少年ホーム	274	11	農林水産	286
6	一般財団法人		12	農業基盤整備	295
	土浦市産業文化事業団	277	13	農業委員会	297
7	国民宿舎	279			

1 産業一般

(1) 土浦の産業

土浦市の産業について、国勢調査の就業者数からみると、平成22年に第一次産業は、2,174人（3.2%）、第二次産業15,324人（22.4%）、第三次産業46,395人（67.9%）であったものが、平成27年には2,203人（3.2%）、16,441人（24.2%）、46,403人（68.3%）となり、第一・第二・第三次産業とも増加している。

ア 農業

農業部門別の農業産出額（推計）・農業経営体数は、米麦類139千万円・732経営体、雑穀1千万円・29経営体、豆類3千万円・39経営体、いも類4千万円・90経営体、野菜類556千万円・529経営体、果実55千万円・238経営体、花き65千万円・64経営体、工芸農作物等2千万円・9経営体、畜産130千万円・25経営体、合計957千万円・1,204経営体となっている。

（農林水産省「わがマチ・わがムラ」のデータを加工。農業産出額、農業経営体の合計は実経営体のため内訳と一致しない。）

イ 漁業

霞ヶ浦は、わかさぎ、シラウオ、エビ、ゴロ、ウナギなどの水産資源に恵まれ漁業も盛んに行われ、水産加工業とともに重要な地場産業として発展してきたが、湖岸地域の開発などから、湖の水質悪化や漁場環境が変化し、更にアメリカナマズ・ブラックバス・ブルーギルなどの外来魚の繁殖も加わり、水産資源量が減少してきている。

このことから、水産資源の増大を図るため、わかさぎの人工ふ化・放流などに取り組むとともに、有害魚のアメリカナマズ・ブルーギル等の駆除を実施している。

ウ 工業

令和元年工業統計調査では、事業所数143社、従業者数13,995人、製造品出荷額6,298億円で平成30年工業統計調査と比較すると、事業所数、製造品出荷額で減少を示しており、従業者数で増加を示している。

現在、工業用水道事業の推進、設備近代化等によって生産の向上を図り、また、土浦北工業団地（テクノパーク土浦北）、東筑波新治工業団地、神立工業団地、おおつ野ヒルズの整備により、多彩な企業の集積エリアとして大きな発展が期待される。

エ 商業

平成28年経済センサス活動調査では、卸売業事業所数427事業所、従業者数3,467人、年間商品販売額3,022億円、小売業事業所数979事業所、従業者数8,285人、年間商品販売額1,855億円で、平成26年の商業統計調査と比較すると、調査方法が異なっており単純に比較はできないが、卸売業、小売業とも全ての項目について増加している。

オ 観光

平成30年度に策定した「第2次観光基本計画」に基づき、つくば霞ヶ浦りんりんロードを活用した観光誘客を図るため「サイクルツーリズムの推進と拠点機能の強化」、亀城公園を中心とした城下町に代表される歴史的資産を活用した「まちの資源の活用や空間演出によるブランド化」、本市を訪れた人に対する市民の「おもてなしの意識の醸成と仕組みづくり」を重点施策として位置づけ、市民・事業者・行政が連携することで観光によるまちづくりの推進を図っている。

(2) 労働力状態（6区分）男女別15歳以上人口（令和2年国勢調査）

男女別	総数	労働力							
		総数	就業者					完全失業者	非労働力
			総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者		
総数	123,210	67,551	64,518	54,181	7,780	1,092	1,465	3,033	44,162
男	60,962	38,057	36,094	34,130	753	491	720	1,963	16,510
女	62,248	29,494	28,424	20,051	7,027	601	745	1,070	27,652

(3) 商工業の概況

ア 事業所数（令和3.6.1 経済センサス活動調査）

○産業事業所数

区分 分類別	事業所数		区分 分類別	事業所数	
	総数	構成比(%)		総数	構成比(%)
総数	5,869	100	金融・保険業	95	1.62
農林漁業	27	0.46	不動産・物品賃貸業	426	7.26
鉱業	1	0.02	学術研究・専門・技術サービス業	280	4.77
建設業	622	10.60	飲食店・宿泊業	670	11.42
製造業	328	5.54	生活関連サービス業・娯楽業	515	8.77
電気・ガス・熱供給・水道業	22	0.37	医療・福祉	476	8.11
情報通信業	55	0.94	教育・学習支援業	165	2.81
運輸・郵便業	199	3.39	複合サービス事業	33	0.56
卸売・小売業	1,531	26.09	サービス業 (他に分類されないもの)	424	7.22

イ 他市の商業状況

市名	区分	商店数	従業員数 (人)	販売額 (万円)	一店当り	
					従業員数(人)	販売額(万円)
土浦市		1,257	11,595	50,872,900	9.2	40,472
水戸市		2,717	25,745	156,869,300	9.5	57,736
日立市		1,256	10,400	31,760,200	8.3	25,287
つくば市		1,794	17,010	59,069,400	9.5	32,926
筑西市		907	6,373	18,759,100	7.0	20,683
石岡市		589	4,398	15,691,700	7.5	26,641
龍ヶ崎市		489	4,639	10,868,100	9.5	22,225

(令和3年経済センサス)

ウ 産業別工場数

(令和3年経済センサス活動調査)

業種別	事業所数	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
製造集計	139	13,900	59,602,928
食料品製造業	27	2,065	7,223,571
飲料・たばこ・飼料製造業	2	307	×
繊維工業	5	92	69,867
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	50	×
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	19	×
印刷・同関連業	6	54	46,664
化学工業	2	40	×
石油製品・石炭製品製造業	3	29	232,068
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	12	900	2,896,773
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	10	×
窯業・土石製品製造業	3	81	373,297
鉄鋼業	3	198	1,935,625
非鉄金属製造業	5	689	5,240,571
金属製品製造業	18	1,163	4,456,641
はん用機械器具製造業	7	1,854	4,908,975
生産用機械器具製造業	17	4,581	22,116,276
業務用機械器具製造業	3	293	1,649,232
電車部品・デバイス・電子回路製造業	2	11	×
電気機械器具製造業	9	381	1,095,403
輸送用機械機器製造業	4	1,010	2,582,411
その他の製造業	7	73	781,281

産
業
経
済

エ 工業の状況

区分 年度	事業所数	従業者数	製造品出荷額 (万円)
23	195	11,840	65,180,604
24	173	14,839	68,543,159
25	163	13,674	66,929,288
26	157	13,814	60,662,491
27	183	13,921	77,845,806
28	152	12,753	64,544,561
29	150	13,798	65,331,669
30	143	13,995	62,985,786
R1	139	13,601	62,502,272
R2	139	13,900	59,602,928

※工業統計調査については平成13年より従業者数4人以上の事業所が調査対象。

オ 従業者規模別の推移

年度 規模別	28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度	
	実数	構成比								
総数	152	100	150	100	143	100	139	100	139	100
29人以下	103	67.8	96	64.0	93	65.0	91	65.5	88	63.3
30人以上	49	32.2	54	36.0	50	35.0	48	34.5	51	36.7

※工業統計調査については平成13年より従業者数4人以上の事業所が調査対象。
但し、27年度は9人以下、10人以上。

2 商 工

(1) 商工行政振興対策

ア 中心市街地の活性化対策

中心市街地は、都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育んできた「まちの顔」である。しかしながら、人口増加やモータリゼーションの進展等を背景に、大規模集客施設の郊外立地等によりまちは郊外化し、中心市街地の居住人口の減少、中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。

このような中で、「中心市街地の活性化に関する法律」をはじめとする「まちづくり三法」が改正され「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し「中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化」等のまちづくりの考え方が示された。

土浦市ではこの考え方にに基づき、「土浦市中心市街地活性化基本計画」を策定、平成26年3月に内閣総理大臣から計画認定を受け、基本方針「人がまちにすまう・人がまちをいきかう・人がまちをつくる」に基づき新市庁舎移転をはじめとする各種取り組みを実行し、中心市街地活性化を推進してきたが、平成30年度をもって5年間の計画期間が終了したことから、これまでの成果と課題を踏まえた第2期計画を策定し、平成31年3月に内閣総理大臣の認定を受け、引き続き中心市街地の活性化に取り組んでいる。

・商店街活性化支援事業

①食のまちづくり事業

本市の食の「歴史」「資源」を活かした“まちづくり事業”によって、新たな“まち”の魅力創出を図る。

②まちなか交流ステーション事業

中心市街地の空き店舗を活用し、市民が憩う交流拠点施設を設置して、まちなかの活性化に寄与するとともに、インターネットサテライトスタジオから、市の様々な行事、スポーツ、地域のニュースなどを発信する。

③土浦市中心市街地開業支援事業

活力と賑わいのある商店街区の形成に向け、中心市街地の空き店舗に新たな開業する者に対し、賃借料の一部または改装費の一部を補助する。

・まちなか元気創出事業

①土浦市まちなか元気市開催事業

中心市街地のまちなか空間を活用し、地元商店会・関係団体・市民等が協働により賑わいイベントを開催することで、商店街の活性化を図る。

②土浦まちなか彩り・鯉のぼり事業

中心市街地の広場・空間等を活用し、鯉のぼりを設置することにより、賑わいを創出する。

イ 工業の振興

本市の工業は、首都圏都市開発区域として指定を受けて以来、工業都市の開発構想のもとに工業団地造成等の整備促進により、近年著しい進展をみた。

これも、優良企業の積極的な誘致策によって、昭和40年代後半までは全体的に順調に伸びを示していたが、昭和50年の事業所数504、従業者数13,072人をピークに55年まで減少が続き、56年になり事業所数は515と増加したが従業者数は11,688人と減少した。これら減少傾向を示す工業の振興を図る施策としては、新規都市産業の立地促進につとめるための工場適地の確保が必要となる。また、既存の市街地に散在する小規模工場の振興を図るため、県の企業経営診断の利用、指導体制の強化と各種金融制度の拡充などの経営内容の充実促進を図る。

昭和57年度に市街地に散在する中小企業事業所528社に集団化への意向調査を実施したところ、175社からの回答がありその内移転希望は46社あった。58年度には、県の補助事業に基づいて「中小企業工場基盤整備事業」を実施し、工業適地の合理的な土地利用計画の検討、また地元地権者との懇談会を開催し、整備計画を策定した。59年度は、地元地権者と土浦市北部地区の“まちづくり”を考えると題し、当該地区の開発についての基本的な考え方をとりまとめた。

60年～61年の2ヶ年で基本構想を策定し概ねの骨格作りを行った。それを受け、62年～63年で地元住民の意見を反映しながら具体化に向けて調査、研究を重ね、緑豊かな工業開発を目指して平成2年から土浦北工業団地造成事業に着手し、平成6年12月から募集を開始しており、令和5年4月現在、11社が操業している。また、旧新治村との合併により、東筑波新治工業団地が新たに加わり、令和5年4月現在15社が操業している。

(2) 小売商業の現況

茨城県南の中心都市として発展してきた土浦市は、昭和40年代後半から大型店の進出が相つぎ、そのため大型店が全小売業に占める割合も急速に高まってきた。

一方、土浦市の周辺市町村でも幾つかの商業核が形成され、都市間競争が激化する中で、土浦市内においても売場面積500㎡未満の中型店が、主に、ロードサイドに進出し、商業環境は一段と厳しさを増した。

平成31年4月1日における土浦市の大型店は、店舗数33店舗、店舗面積187,656㎡である。

今後は、大規模小売店舗法の改正による規制緩和に伴う小売業者間の競争が促進され、都市間・商業集積間の競争が一層活発化する可能性が大きい。多様化する消費者ニーズに応じて小売商業の十分な業態展開や地域展開が求められている。

平成19年2月に大規模小売店舗立地法第4条に規定する「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」が改正され、大規模小売店舗の社会的責任の一環として、まちづくりに積極的に対応することへの期待が改めて示されたことから、大型店において、地域経済団体等の活動への積極的な協力等、まちづくりへの貢献に対する取り組みも進められている。

土浦市の商業の状況(産業分類別事業所数・従業員数・年間販売額・売場面積)

(令和3年経済センサス)

産業分類	事業所数	従業員数(人)	年間商品販売額(百万円)	売場面積(m ²)
計	1,406	11,932	487,822	×
卸売業計	427	3,647	302,248	—
各種商品卸売業	6	75	5,884	—
繊維品卸売業(衣服,身の回り品を除く)	—	—	—	—
衣服・身の回り品卸売業	3	36	1,527	—
農畜産物・水産物卸売業	40	604	29,959	—
食料・飲料卸売業	39	382	31,953	—
建築材料卸売業	37	285	34,369	—
化学製品卸売業	19	165	18,903	—
石油・鉱物卸売業	6	32	5,586	—
鉄鋼製品卸売業	7	62	7,715	—
非鉄金属卸売業	4	38	8,826	—
再生資源卸売業	5	37	919	—
産業機械器具卸売業	49	360	24,022	—
自動車卸売業	26	274	12,940	—
電気機械器具卸売業	40	277	30,571	—
その他の機械器具卸売業	19	163	11,313	—
家具・建具・じゅう器等卸売業	12	85	7,581	—
医薬品・化粧品等卸売業	21	382	71,102	—
紙・紙製品卸売業	5	22	970	—
他に分類されない卸売業	40	280	22,308	—
小売業計	879	8,036	182,281	188,232
百貨店,総合スーパー	2	510	×	×
その他各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	1	22	×	×
呉服・服地・寝具小売業	13	59	890	1,971
男子服小売業	16	57	603	2,468
婦人・子供服小売業	42	324	4,378	9,883
靴・履物小売業	10	41	511	1,110
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	24	172	2,939	9,220
各種食料品小売業	21	899	31,788	25,860
野菜・果実小売業	15	88	954	1,379
食肉小売業	7	74	858	754
鮮魚小売業	7	22	196	135
酒小売業	19	66	1,369	1,388
菓子・パン小売業	49	373	1,674	1,704
その他の飲食料品小売業	112	1,208	8,133	7,447
機械器具小売業	162	1,138	40,849	17,129
自動車小売業	112	841	30,617	3,632
自転車小売業	10	32	263	1,327
機械器具小売業(自動車,自転車を除く)	40	265	9,970	12,170
家具・建具・畳小売業	15	88	1,789	5,956
じゅう器小売業	9	24	78	322
医薬品・化粧品小売業	89	804	19,398	24,979
農耕用品小売業	13	47	1,741	2,302
燃料小売業	50	288	19,511	200
書籍・文房具小売業	21	299	2,651	4,199
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	29	175	4,451	14,944
写真機・時計・眼鏡小売業	17	71	886	985
他に分類されない小売業	92	822	12,962	37,933
無店舗小売業	44	365	13,227	—

産経
業済

(3) 大型店

(令和5年4月1日現在)

	名 称	所在地	開店日	業態	店舗面積(m ²)
1	カスミ並木店	並木3-8-1	1974年 11月	スーパー	2,252
2	カスミ中村店	中村南4-4-31	1975年 11月	スーパー	1,633
3	ジョイフル本田荒川沖店	北荒川沖879-3	1976年 3月	ホームセンター	21,823
4	土浦ピアタウン	真鍋新町18-1	1982年 9月	量販店	9,358
5	ザ・モール505	川口1-2-5	1985年 3月	専門店	3,784
6	さんあびお	大畑1611	1993年 4月	量販店	11,034
7	PCDEPOT土浦 GREAT CENTER	湖北2-1-5	1995年 9月	専門店	1,414
8	ウエルシア土浦東都和店	東都和6-1	1996年 2月	専門店	1,352
9	東京インテリア家具荒川沖店	中村南4丁目番外26-24	1996年 7月	専門店	5,088
10	フードオフストッカー土浦中店	田中2-1697-1	1997年 6月	スーパー	1,203
11	土浦パワーセンター	湖北2-5233	1997年 12月	スーパー	1,658
12	クスリのアオキ まりやま店	大字摩利山新田116-1	1998年 12月	スーパー	1,768
13	カワチ薬品土浦南店・八百邦土浦南店	中高津3-950-7	2000年 11月	専門店	3,981
14	ワンダーレックス土浦店	蓮河原新町4182	2000年 12月	専門店	4,335
15	ファッションセンターしまむら若松店	若松町3965-4	2003年 9月	量販店	1,325
16	パウつちうらきた店	東若松町3993	2003年 12月	量販店	2,151
17	カワチ薬品真鍋店・ヨークベニマル土浦真鍋店	真鍋新町1095-2	2006年 2月	量販店	5,030
18	コープつちうら	小松1-15-8	2006年 10月	スーパー	3,750
19	ヤマウチ神立店	神立町字新田682-4	2007年 7月	スーパー	1,320
20	木田余ショッピングモール	木田余4583	2008年 11月	スーパー	6,469
21	イオンモール土浦	上高津367	2009年 5月	量販店	48,302
22	土浦駅ビル プレイアトレ	有明町1-30	2009年 7月	専門店	7,358
23	ゼビオドームつくば学園東大通り店	中村南6番外26-18	2010年 5月	専門店	5,703
24	ベストリカー土浦北店	真鍋4丁目2277番地2	2012年 9月	スーパー	1,750
25	ケーズデンキ土浦真鍋店・サンキ土浦店	真鍋一丁目1081番1	2014年 4月	専門店	5,928
26	ウエルシア土浦真鍋店	真鍋3-3387-1	2014年 7月	専門店	1,285
27	山新土浦店	東真鍋町3-4	2014年 10月	専門店	6,718
28	ダイユーエイト土浦おおつ野店	おおつ野8-164	2015年 3月	量販店	6,008
29	ヴィクトリアゴルフつくば学園東大通り店	中村南6丁目番外26-236	2015年 12月	専門店	2,012
30	ニトリ土浦店	上高津宇沼下360番外	2015年 12月	専門店	5,049
31	クスリのアオキ 土浦おおつ野店	おおつ野2-2-5	2016年 2月	スーパー	1,576
32	ヨークタウン	生田町1528番外	2017年 3月	量販店	2,908
33	コスモス神立店	神立中央二丁目4011番地691外	2023年 4月	量販店	1,552
合 計					186,877



産経
業済

(4) 土浦の商圏

平成27年7月1日までの1年以内に土浦市で買い物行動したことがある市民が10%以上の市町村を、『土浦商圏』と定義する。

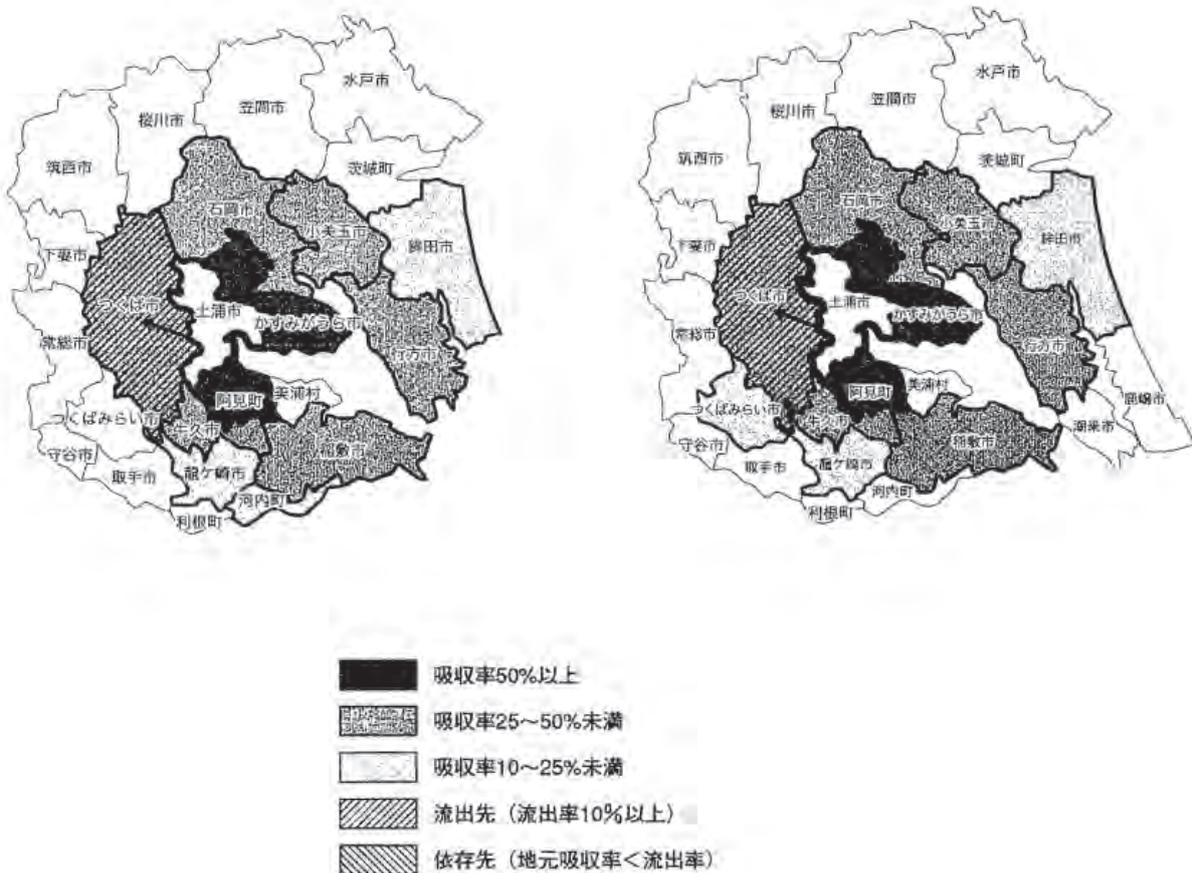
平成27年の土浦商圏は、12市町村（土浦市除く）で構成されており、水戸市、つくば市、ひたちなか市に次いで広い商圏を形成している。隣接する全ての市町村から商圏行動を吸収しており、かすみがうら市、阿見町については吸収率が50%を超えるなど、広域的かつ拠点性のある商圏を形成している。

また、平成24年と比較すると、河内町が商圏に加わり、商圏は拡大している。なお、美浦村については、アンケートデータが未入手のため不明となっている。

一方、他市町村への流出状況をみると、つくば市、阿見町に10%流出している。

【図Ⅱ-1 平成27年の商圏】

【図Ⅱ-2 平成24年の商圏】



(5) 融資及び補助制度

ア 土浦市中小企業融資制度

市内の中小企業者に対し、事業資金の融資とその保証をあっせんし、中小企業の振興を図るために設けられている制度です。条件として市内に店舗、工場または事業所を有し1年以上の営業実績のある企業に限られます。

(令和5年4月1日現在)

制度名	融資対象	資金用途	あっせん	利率 融資機関償還方法	担保	申込方法	備考
					保証人		
自治金融制度	①本市に1年以上住居及び事業所を有するもの。ただし、中小企業協同組合等又は市長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。	設備資金・運転資金	運転資金 設備資金 1,000万円以内	年1.12% (利率変動) 設備資金 7年 運転資金 7年 (設備資金6ヶ月以内据置き可) 毎月割賦返済	必要に応じて徴する 原則法人代表者のみ (個人事業者の方は原則不要)	土浦商工会議所・土浦市新治商工会	①申込受付月末締切 ②保証料全額市負担 ③利子補給1.0%3年間(自治金融のみ)
振興金融制度	②市税完納又は完納見込の確実なるもの。 ③中小企業信用保険法施行令第1条に該当するもの	設備資金・運転資金	設備資金 運転資金 2,000万円以内	年1.32% (利率変動) 設備資金 7年 運転資金 7年 (設備資金12ヶ月以内据置き可) 毎月割賦返済	必要 原則法人代表者のみ (個人事業者の方は原則不要)		

年次別あっせん実績

(単位：千円)

年度	区分		自治金融制度		振興金融制度		計	
	自治金融制度	振興金融制度	自治金融制度	振興金融制度	自治金融制度	振興金融制度	自治金融制度	振興金融制度
28	343	2,056,930	0	0	343	2,056,930		
29	322	1,893,800	3	53,600	325	1,947,400		
30	343	2,077,600	1	15,000	344	2,092,600		
令和元年度	289	1,842,050	1	20,000	290	1,862,050		
2	97	589,450	1	7,500	98	596,950		
3	191	3,902,270	1	16,000	192	3,918,270		
4	195	1,131,040	0	0	195	1,131,040		

産経
業済

イ 土浦市中小企業労働者共済会貸付制度

労働組合のない中小企業の工場や商店に勤務する方々で、資金が必要となった時、「土浦市中小企業労働者共済会」の会員となり、中央労働金庫から融資を受けた場合利子及び保証料の一部補給が受けられます。共済会に加入できるのは、市内に住んでいて同一事業所に1年以上勤務し、これからも引き続き勤務しようとする方が対象となります。

区 分	生 活 資 金	教 育 資 金	住 宅 資 金
用 途	生活費全般	入学金・在学資金	住宅資金
融 資 限 度 額	300万円	300万円	3,000万円
返 済 期 間	10年以内	10年以内	35年以内
利 率 (R 4 . 6 . 1 現 在)	固定型7.0%	固定型2.4%	固定型 { 3年2.40% 5年2.45% 10年2.50% 20年3.00% 変動型 2.475%
担 保	無	無	土地・建物
連 帯 保 証 人	な し		
補給対象借入額	200万円以内	子弟1人につき 200万円以内 最高300万円	1,500万円以内
利子補給	年3%以内(3年間)	年3%以内(3年間)	年3%以内(3年間)
保証料補給	5年以内	15年以内	5年以内

3 工業団地

土浦の工業は、昭和38年に首都圏整備法による都市開発区域の指定を受け、工業都市の開発構想のもと、昭和39年から41年にかけて、日本住宅公団によって市北部の神立地区に168ha（土浦市内127.2ha・千代田村内40.8ha）の工業団地が造成され、京浜、関西方面などから機械・金属・鉄鋼の重工業の他、食料品、合成樹脂の大・中規模企業合計32社が昭和44年に進出した。

その結果、従来の商業都市に加えて、工業都市としても発展するようになる。現在この工業団地内で結成されている神立地区工業協議会に加入している工場数は別掲のとおりで、47社が操業中である。

平成2年から7年にかけて都市基盤整備公団によって今泉、小山崎地区に整備された土浦北工業団地（テクノパーク土浦北）41.7haについては、令和5年4月現在11社が操業している。

また、平成18年2月の新治村との合併に伴い、東筑波新治工業団地35.5haが加わり、令和5年4月現在、15社が操業しており、平成元年から平成12年にかけて整備された、おおつ野ヒルズ41.0haについては、令和5年4月現在、準工業地域において9事業所が営業している。

○土浦・千代田工業団地内企業（一部・団地周辺企業含む）

（令和5年4月現在）

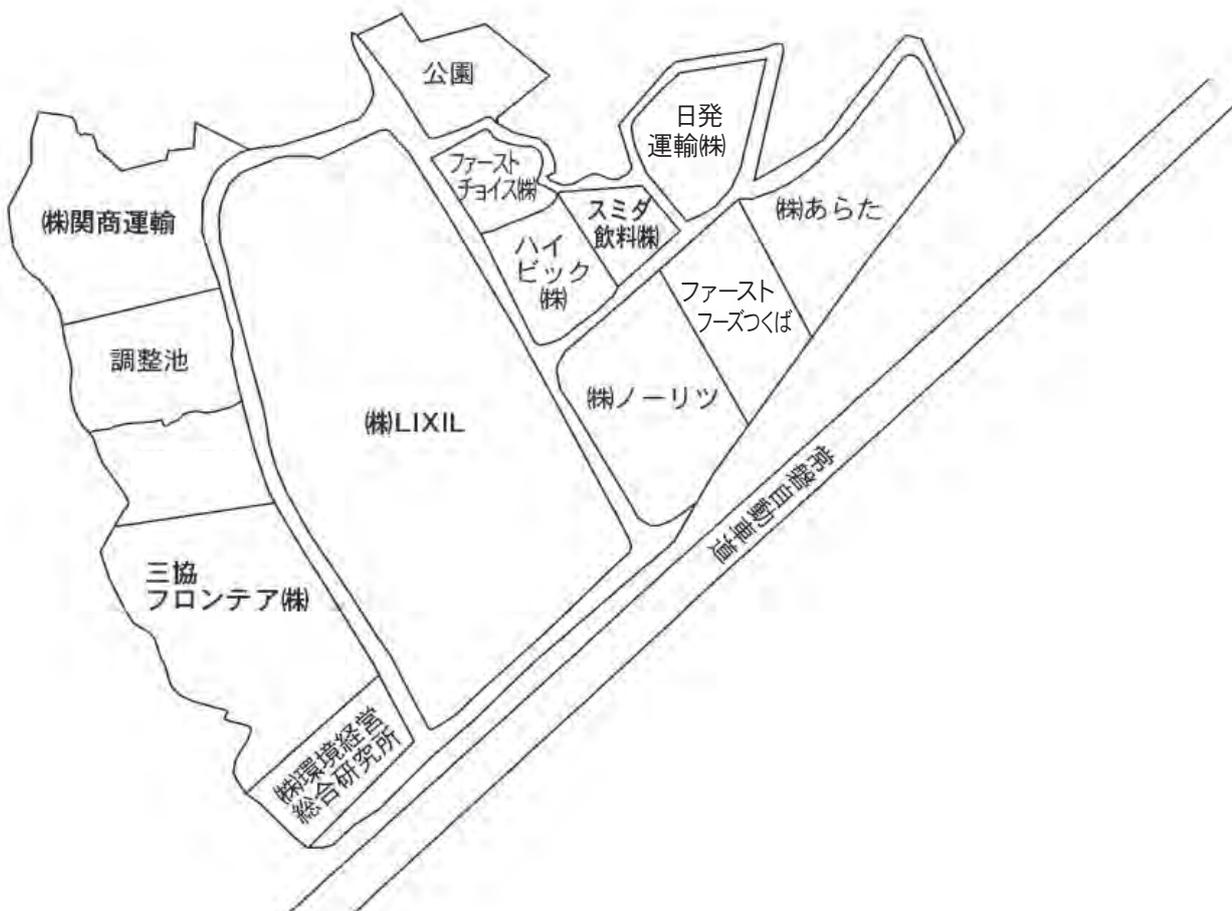
	事業所名	業種	主要製品名
土 浦 地 区 (27 社)	○㈱アールビー	金属製品	温水ボイラー
	○㈱東京精密土浦工場	精密機械	測定器、自動選別機
	○高圧昭和ポンベ㈱土浦工場	金属製品	高圧ガス容器
	○栗田アルミ工業㈱	非鉄金属	軽合金・ダイカスト
	○ロンシール工業㈱土浦事業所	化学工業	塩化ビニール製品
	○積水樹脂㈱土浦つくば工場	化学工業	梱包用PRバンド
	○㈱I J T T	輸送用機器	自動車用鋳物部品
	○コカコーラボトラーズジャパン㈱	食料品	コカコーラ
	○東レ㈱土浦工場	化学工業	ポリプロピレンフィルム
	○茨城スバル自動車㈱土浦サービス工場	輸送用機器	中古車整備
	○ボッシュ・レックスロス㈱	一般機器	油圧機器
	○オリエンタルモーター㈱土浦事業所	電気機械	発電機・電動機
	○日立建機㈱土浦工場	建設機械	ショベル
	○㈱プロテリアル金属土浦工場	金属製品	伸銅品
	○筑波銀行事務センター	計算センター	
	○㈱カスミ精肉加工センター	食料品	生鮮食品加工
	○㈱不動テトラ総合技術研究所	建設業	消波ブロック
	○医療法人社団青洲会神立病院		—
	○日立セメント㈱	産廃中間処理業	—
	○土浦殖産㈱	その他	—
	○㈱日立製作所土浦診療検診センタ		—
	○㈱日立テクノロジーアンドサービス	機械機具製造	生産設備試験装置
	○㈱TOKIRON土浦工場	輸送用機器	トラクター・トラックリンク
	○日立建機ロジテック土浦物流センタ	物流	—
	○㈱東精エンジニアリング	精密機械	半導体
	○キョーラク㈱	プラスチック製品加工業	工業用プラスチック
	○㈱日立インダストリアルプロダクツ		

産
経
業
済

	事業所名	業種	主要製品名
か す み が ら 地 区 (20 社)	○東京油脂工業(株)茨城工場	食料品	食料品
	○入江工管(株)	金属製品	プレハブの架溝体
	○オート化学工業(株)	化学工業	電気機械材料
	○芝浦シヤリング(株)	鉄鋼業	鋼板
	○東京製鋼(株)土浦工場	〃	ワイヤーロープ
	○タキロンシーアイ(株)東京工場	その他	塩化ビニール波枚
	○神鋼ノース(株)本社・工場	金属材料品加工	アルミサッシ
	○関鉄自動車工業(株)	輸送用機械	自動車の修理
	○クレハエクステック(株)	その他	硬質塩化ビニールシートフィルム
	○東洋平成ポリマー(株)茨城工場	合成樹脂加工業	フラットヤン
	○日平金属(株)茨城工場	金属製品	鉄鋼原料スクラップ
	○マグ・イゾバール(株)土浦工場	ガラス繊維	硝子短繊維
	○(株)日立物流東日本土浦営業部	運送事業	自動車運送
	○オートリブ(株)	自動車部品製造	エアバック
	○(株)ローズ・コーポレーション	食品製造業	食品製造
	○伸栄工業(株)	金属加工業	ガス容器部品等
	○日本硝子板ビルディングプロダクツ(株)	ガラス製品製造	建築用機能ガラス製造
	○(株)テクニカルワールド関東	物流	—
	○(株)日経首都圏印刷茨城工場	印刷業	—
○アサヒロジ(株)	倉庫業	—	

○土浦北工業団地

事業所名	業種	主要製品名
㈱ノーリツ	ガス給湯器	ユニットバス
ハイビック㈱	建設業	壁パネル
ファーストフーズつくば	食品製造業	食品
㈱LIXIL	建設業	ビル用建材
ファーストチョイス㈱	卸売業	食肉、畜産副産物
㈱あらた	卸売業	化粧品、家電等
日発運輸㈱	運送事業	
㈱環境経営総合研究所	再生木材加工業	再生木材
スミダ飲料㈱	各種飲料製造業	清涼飲料水
三協フロンテア㈱	製造業	ユニットハウス、トランクルーム
㈱関商運輸	運送事業	建築資材



○東筑波新治工業団地

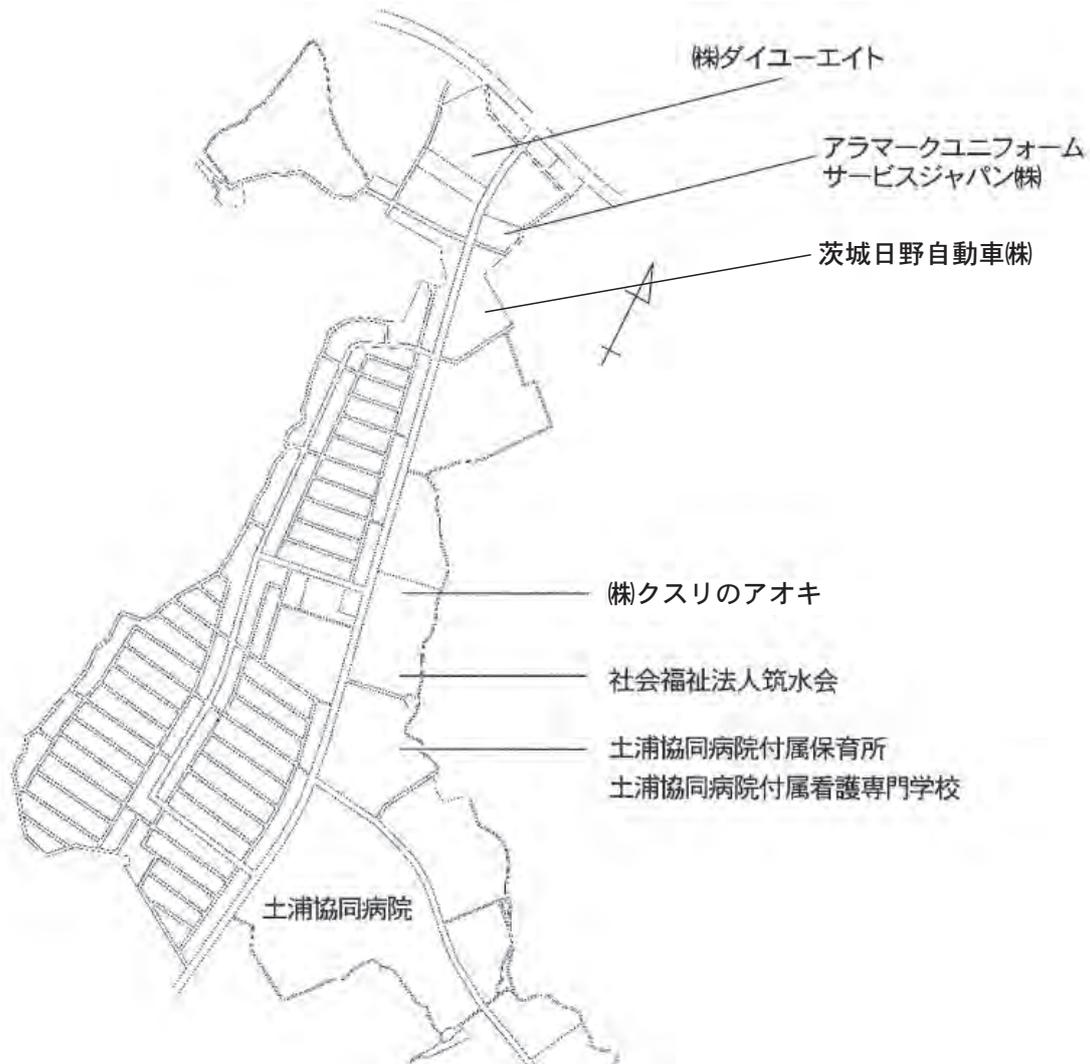
事業所名	業種	主要製品名
日本特殊コーティング(株)	製造業	光ファイバーケーブル用コーティング材製造
東栄化成(株)	塗料製造業	業務用塗料原料製造
三協ラボサービス(株)	その他	
東北特殊鋼(株)	製鋼厚延業	高級特殊鋼熱処理
(株)飯村精機製作所	自動車部品製造	トラックエンジン部品加工
(株)ヒロフーズ	食品製造業	冷凍食品
(株)精工	樹脂フィルム加工業	農作物加工フィルム
(株)フルヤ金属	工業用貴金属製造業	工業用貴金属製品
郷商事(株)	産業用電気機器卸業	産業用電気機器
ヤマト運輸(株)	電気機械器具修理業	
東立運輸(株)	運送事業	紙製容器・食品
S.Tecフーズ(株)	食品製造業	粉末食品・液体調味料
(株)ABC	板金塗装業	自動車修理・整備
武田機工(株)	配管製造業	プラント・配管用資材
(株)アントレックス	各種商品卸売業	



産経
業済

○土浦おおつ野ヒルズ

事業所名	業種	主要製品名
㈱ダイユーエイト	小売業	ホームセンター
アラマークユニフォームサービスジャパン㈱	物品賃貸業	ユニフォームレンタル, 販売
㈱クスリのアオキ	小売業	ドラッグストア
社会福祉法人筑水会	医療福祉	デイサービス, クリニック
土浦協同病院付属看護専門学校	専門学校	
土浦協同病院付属保育所	保育所	
土浦協同病院	病院	総合病院
J F E ライフ㈱	農業	グリーンハウス
茨城日野自動車㈱	小売業	トラック, バス



4 観 光

(1) 観光行政主要施策

市内には、霞ヶ浦や小町の里をはじめとする自然環境に加え、亀城公園、上高津貝塚などの歴史的な観光資源も数多く残されている。観光基本計画に基づき、それらの資源を活用した観光施策を推進している。

また、自然、歴史的資源を生かした観光の振興、多様化する観光ニーズに対応し、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するため、新たな体験メニューやテーマ性のあるツアー開発、効果的なPRに努め、受け入れ態勢の充実を図ります。

ア 施策の内容

- ・観光基本計画に基づく施策の推進
- ・霞ヶ浦、筑波山麓を活かした広域観光の推進
- ・魅力ある観光ルートの創設
- ・観光行事の充実
- ・訪れやすいまちづくりの推進
- ・観光施設の運営
- ・サイクリングイベントの実施

イ 主要事業

- ・観光施策の推進
- ・全国花火競技大会事業
- ・観光情報発信事業
- ・観光案内事業
- ・サイクルツーリズム事業
- ・ジオパークの推進事業

(2) 観光案内所

土浦駅東西自由通路の開設に伴い、昭和58年2月17日より駅前から自由通路沿いに移設し、観光案内業務の拡充に努めている。

場 所 土浦市有明町1番30号（土浦駅東西自由通路沿 TEL029-821-4166）
運 営 （一社）土浦市観光協会に委託
職 員 2名（交代勤務）

令和4年度案内状況

区 分	月													計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
市 内 案 内	1,142	1,156	755	893	870	839	1,232	1,110	650	637	832	1,166	11,282	
市 外 案 内	筑波山案内	9	23	16	11	14	8	13	21	5	12	12	167	
	学園都市案内	14	16	25	16	26	16	10	13	6	16	10	186	
	水郷案内	4	17	12	4	6	5	8	4	4	3	3	72	
	そ の 他	58	84	64	31	51	44	68	61	48	38	50	689	
交 通 案 内	255	241	207	194	214	171	257	293	199	180	205	294	2,710	
旅 館 案 内	29	24	28	20	15	24	27	33	28	17	22	35	302	
土 産 品 案 内	71	41	28	34	43	42	49	68	44	33	46	44	543	
そ の 他	444	392	313	283	309	283	500	363	285	278	331	438	4,219	
計	2,026	1,994	1,448	1,486	1,548	1,432	2,164	1,966	1,269	1,214	1,511	2,112	20,170	

(3) 令和4年度観光客入込数調査

場 所 土浦港・亀城公園・霞ヶ浦総合公園・小町の里
主 体 土浦市・茨城県
調査日 各四半期の1ヶ月の第1日曜日と第1水曜日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
72,570	76,114	71,220	48,088	44,502	45,380	72,120	68,360	67,676	67,958	59,633	64,220

イベント入込客数 計 757,841人

- ・さくらまつり 50,819人
- ・キララまつり 60,000人
- ・土浦全国花火競技大会 450,000人 計 560,819人

(4) 一般社団法人土浦市観光協会 事務所：「土浦まちかど蔵・大徳」内

霞ヶ浦をはじめ豊かな自然・文化遺産、更に観光行事などを紹介宣伝し、観光誘致を図るとともに、観光ニーズに合致した観光情報の提供、受け入れ態勢の整備拡充等を会員をはじめ行政機関、関係団体と緊密な関係を図り積極的に事業を推進する。

- ・観光宣伝と観光客の誘致促進
- ・観光情報の収集・提供
- ・観光行事の際、物品等の販売
- ・観光関連施設等の管理運営
- ・観光みやげ品の開発、紹介及び販売
- ・観光案内所の管理運営
- ・観光交流都市「天童市」との観光物産交流の推進
- ・観光ボランティアガイド協会の支援

(5) 土浦の花火

ア 土浦全国花火競技大会の歴史

神龍寺の住職故秋元梅峯師が関東大震災後の不況にあえぐ商店街の救済と霞ヶ浦海軍航空隊殉職者の慰霊のため、大正14年に霞ヶ浦湖畔において開催したのが始まりで、その後市内戦没者並びに花火物故者の霊を合わせて合同慰霊祭として行い、さらには、煙火業者の技術の向上と農村の五穀豊穡を祝うため、毎年恒例的に開催し、盛会をきわめている。

競技に参加する業者も、長い間花火一筋に研究努力をした結果を発表する場であり、花火師の技術の粋を尽くした花火のパラエティーさは千差万別で観光客に満足をもって迎えられ、日本一の大会とも称されている。

イ 期 日 11月第1土曜日

ウ 競技花火

- ・スターマイン 22台
- ・創造花火 22組
- ・10号玉 45発
- 合計 89作品

(6) 各種行事

ア 桜まつり

「桜まつり」は、亀城公園を中心に桜川堤、新川堤、竜ヶ峰、乙戸沼公園など市内各所の桜の名所にて行われている。期間中は、各流合同いけばな展、桜花見船等の行事を行い、市の観光行事の一つとして盛大に行われて観光客誘致の一助となっている。

主 催 土浦市・(一社)土浦市観光協会・土浦商工会議所・土浦商店街連合会
期 間 3月下旬～4月上旬

イ 山王様の流鏑馬まつり

「山王様の流鏑馬まつり」は、大猿退治の伝説にまつわるお祭りである。日本三大山王流鏑馬の一つに数えられ、よらい武者姿で馬上から鏑矢で的を射る古式ゆかしい行事は勇壮そのものである。県指定無形民俗文化財。

主 催 日枝神社流鏑馬保存会
期 日 4月第1日曜

ウ 皐月まつり

「皐月まつり」は、昭和43年から開催、会場には約100点のさつきが展示され期間中は、多くの人出でにぎわう。

主 催 土浦皐月会
期 間 5月下旬(1週間)

エ キララまつり

土浦の夏を彩る「キララまつり」は、駅前通りや、土浦港で多種多様な行事を行い観光開発と中心市街地の活性化に寄与するものである。

主 催 土浦市・(一社)土浦市観光協会・土浦商工会議所・土浦商店街連合会
期 日 8月上旬 2日間

オ からかさ万灯

「からかさ万灯」は、五穀豊穡・天下泰平・家内安全を祈願し、鷲神社に奉納される直径5m、高さ6mの傘状の仕掛け花火。国選択、県指定無形民俗文化財。

主 催 大畑からかさ万灯保存会
期 日 8月15日

カ 菊まつり

「菊まつり」は、市の観光行事の一つとして伝統をもち、会場にあたる亀城公園は約五百鉢の絢爛薫る菊花で飾られ年々盛大に行われている。

主 催 土浦霞菊協会
期 間 11月1日～15日

キ 産業祭

産業祭は、市内の産業文化各界の参加のもとに、市内の産業文化を広く市民に紹介し、展示即売会等広く生活に密着した行事を行い市民生活の向上と産業文化の振興育成のため開催する。

主 催 土浦市産業祭実行委員会
期 日 11月

ク 土浦カレーフェスティバル

土浦カレーフェスティバルは、地元事業者による団体「つちうらカレー物語事業者部会」や、全国のご当地カレー団体、各種市民団体などが多数集まり開催され、多くの来場者でにぎわう。土浦市の食の歴史・文化を活かしたまちづくりの一環として、「カレーのまち土浦」を広く全国にPRしている。

主 催 土浦市食のまちづくり推進協議会
期 日 11月

ケ 土浦の雛まつり

商家に伝わる江戸・明治・大正・昭和・平成の「雛人形」、色彩やかなちりめんで作成した「つるし雛」、日本一の生産量を誇る「蓮根」の花託を使用した「霞蓮雛人形」などが展示される。

主 催 (一社)土浦市観光協会
期 間 2月中旬～3月上旬

コ 観光帆曳船の操業

霞ヶ浦独特の伝統漁法である帆曳漁を観光用として活用、7月中旬から10月中旬までの土・日及び祝日観光帆曳船として運行中である。

「霞ヶ浦夏の風物詩」として好評を博している。

(7) 土浦の唄

名	称	作詞・作曲者	作・年次	レコード吹き込みの歌	歌手	歌詞
土浦	音頭	横瀬 夜雨 引田 竜太郎 南雲 一広 詞曲編	昭和3年	照 菊	1. 舟が見えそら霞ヶ浦の千艘万艘の帆曳船 船が見えそら土浦入りに風をはらんた帆曳の船が 恋知りそめし、十六・七の娘心は白魚か海老か 人は知らじな公魚は恋のやまいによしとかやさて	
霞ヶ浦	おどり	滝川 義勝 細田 一広 詞曲編	昭和21年	都 はるみ	1. そよそよそらと春風吹けばヨ ほんにうれしや 等の天下 ソレ 笑顔、笑顔でナーヨサテ、おどろじやないか、ヨイサ・アイヨ 土地で自まんの霞浦おどり	
土浦	小唄	市村 莊雄 宮本 英一 上原 げんと 詞曲編	昭和34年4月	島倉千代子	1. 水の夜桜土浦堤、月もおぼろに薄化粧 (断) いつも明るいい、ソレナ、湖畔の街よ	
よかつぱ音頭		枯野 迅一郎 細田 義勝 詞曲	昭和37年	中尾 涉 霞 和子	1. ハア一 ナーヨ 九万五千石ア、そうだ、そうだ、そうだっぺ 亀城の濠にヨナ一ヨ ホラサ コラシヨ 映つる松影今も昔の、今も昔の風が吹く 土浦よかつぱ、そうだっぺ アソレ うんだ、うんだ、うんだ、そうだっぺーヨ	
霞ヶ浦帆曳歌		作 詞 曲 作 詞 曲	昭和37年	飯塚 茂	1. ヤンサのコーラサ、エンヤコーラコイシヨ 霞ヶ浦風サレ、帆曳に受けりや ヤンサのコーラサ、エンヤコーラコイシヨ 唄もソレ、はづんであやめぶし ヤンサのコーラサ、エンヤコーラコイシヨ	
土浦七夕音頭		河西 新太郎 詞曲編	昭和41年7月	大月みやこ 平川 幸夫	1. ハア一 みどり明るいい、霞ヶ浦のヤッサ、ヤッサ、ヤッサエ 風は涼しく、浴衣も軽く、ヤッサ、ヤッサ、ヤッサエ ならぶ笹竹、絵のよにゆれて、夢もたのしい星まつり サッサ土浦七夕祭り、サッサ土浦星祭り	
新土浦音頭		横瀬 夜雨 詞曲編	昭和48年3月	若羽ちどり	1. 舟が見えそら霞ヶ浦の千艘万艘の帆曳船 船が見えそら土浦入りに風をはらんた帆曳の船が 恋知りそめし、十六・七の娘心は白魚か海老か 人は知らじな公魚は恋のやまいによしとかやさて	
風の贈り物		藤代 京子 庄司 明弘 南こうせつ 夏目 一朗 詞作補作編	平成2年	南こうせつ	1. 小さな手のひらにつかんだ風船よ 幼い日の鮮やかな青空へ 夕焼け染まる頃 帰り道急いで 緑色のじゅうたんを走ってた やさしい風が頬を伝わり 思い出すよ 君の足跡を…… 輝く笑顔 水に光ながら届くよ	

5 勤労青少年ホーム

(1) 事業

一般教養講座及び実務教育に関する講習会、座談会、講演会等の開催、職業や生活相談。
映画会、音楽会、体育、レクリエーション活動等の指導育成。
グループ活動に必要な指導育成。

(2) 施設の概要

所在地 土浦市文京町9-2 (電話822局7921番)

敷地面積 2,055.62㎡ (駐車場除く)

構造 鉄筋コンクリート2階建

建築延面積 1013.53㎡

着工 昭和45年10月2日

竣工 昭和46年4月7日

開館 昭和46年5月12日

工事費 52,300千円

調理実習教室(拡張)及び陶芸室新築工事(昭和48年度)

陶芸室(木造平屋鉄板瓦葺)

建築面積 32.4㎡

調理実習室拡張面積 36.85㎡

工事費 4,740千円

陶芸室整備工事(昭和50年度)

陶芸用電気炉室増築(木造及び鉄骨造、波スレート、カラー鉄板瓦葺)

増築面積 15.12㎡

工事費 470千円

陶芸室増築及び外部土間コンクリート工事(昭和53年度)

実習室(木造鉄板瓦葺)

増築面積 18.00㎡

工事費 1,210千円

(3) 施設の内容

施設名	内容	規模
会議室	多人数での会議、研修等に利用できます。	68.74㎡
講習室	壁面に鏡が備え付けられており、ヨガ、フラダンス等様々に利用できます。	67.54㎡
集会室	少人数での会議や研修等に利用できます。	23.11㎡
和室	電気釜、茶器、鏡等を備えており、茶道や着付に利用できます。	34.95㎡
音楽室	少人数での演奏等に利用できます。	22.86㎡
調理実習室	調理台6台、各種料理器具がそろっており調理実習に利用できます。	82.03㎡
体育室	広い面積を有し、ダンスや卓球等、様々な屋内スポーツに利用することができます。	271.62㎡
陶芸室	流し台、ろくろ、電気釜を備えており、陶芸制作に利用できます。	65.52㎡

(4) 施設使用料

火曜～金曜

区 分	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
会議室 (68.74㎡)	835円	835円
講習室 (67.54㎡)	835円	835円
集会室 (23.11㎡)	200円	200円
和 室 (34.95㎡)	415円	415円
音楽室 (22.86㎡)	200円	200円
調理実習室 (82.03㎡)	935円	935円
体育室 (271.62㎡)	1,670円	1,670円
陶芸室 (65.52㎡)	730円	730円

土曜・日曜

区 分	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時
会議室 (68.74㎡)	835円	835円
講習室 (67.54㎡)	835円	835円
集会室 (23.11㎡)	200円	200円
和 室 (34.95㎡)	415円	415円
音楽室 (22.86㎡)	200円	200円
調理実習室 (82.03㎡)	935円	935円
体育室 (271.62㎡)	1,670円	1,670円
陶芸室 (65.52㎡)	730円	730円

※備考

1. 市内在住・在勤の35歳以下の働く青少年の利用は無料。
2. 一般利用に際し、対象利用団体によっては減免あり。

(5) 令和4年度勤労青少年ホーム運営実績

施設利用実績（令和4年4月～令和5年3月）

ホーム主催による行事			クラブ活動等による団体利用			個別利用		参加及び 利用人員計	備考
講座名	回数	参加人数	クラブ名	回数	利用人数	室名	利用人数		
やさしい手編	34	154		0	0	体育館	2,236	2,390	
ピラティス&ヨガ(水)	34	239				音楽室	13	252	
茶道	31	143				会議室	0	143	
料理	30	103				和室	5	108	
着付	34	100				調理室	8	108	
書道	24	174				講習室	137	311	
骨盤・姿勢調整エクササイズ	12	100				集会室	6	106	
フラワーアレンジメント	17	85				陶芸室	542	627	
いろいろなお花のレッスン	17	105				談話室	141	246	
リラックス・ヨガ	24	174						174	
ZUMBA	34	764						764	
ピラティス&ヨガ(土)	34	247						247	
やさしい英会話	30	176						176	
英会話	34	246						246	
やさしいバレエ	34	182						182	
ゆるゆる YOGA	33	457						457	
計	456	3,449		0	0		3,088	6,537	

(6) 登録人数

区分	15～24歳	25～29歳	30歳以上	合計
男	0	2	12	14
女	7	12	100	119
計	7	14	112	133

(7) 月別男女利用状況調査（令和4年4月～令和5年3月）

月別	性別		計	開館日数	1日平均利用者数
	男	女			
4	132	491	623	25	24.9
5	100	440	540	24	22.5
6	130	436	566	26	21.8
7	95	388	483	25	19.3
8	98	269	367	25	14.7
9	90	339	429	24	17.9
10	112	465	577	27	21.4
11	135	526	661	23	28.7
12	120	471	591	24	24.6
1	95	334	429	23	16.7
2	154	438	592	22	26.9
3	254	425	679	26	26.1
計	1,515	5,022	6,537	294	22.2

6 一般財団法人土浦市産業文化事業団

(1) 目的

事業団は、産業及びスポーツの振興と文化の向上に関する事業を行い、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 組織



(3) 職員数

	市職員	職員	臨時職員	計
本部	1	4		5
国民宿舎		1	3	4
体育施設	水郷プール	(兼 1)		(兼 1)
	水郷体育館	5	2	7
レストハウス水郷		(兼 2)		(兼 2)
亀城プラザ	1	3	2	6
総合公園	水郷テニスコート	2	3	5
	ネイチャーセンター	3	2	5
市民会館		4	1	5
勤労者総合福祉センター		4	1	5
生涯学習館		4	1	5
小計	2	30	15	47
市への研修		2		2
他団体への派遣		1	1	2
小計		3	1	4
合計	2	33	16	51

(4) 沿革

- 昭和48年 4月 (財) 土浦市産業文化事業団設立
- 昭和48年 4月 国民宿舎「水郷」の管理運営を受託
 - ・H18.4 指定管理 ・H21.4 更新 ・H27.4 更新 ・H30.4 更新
 - ・R3.4 更新(～R6.3)
- 昭和54年 4月 水郷プールの管理運営を受託
- 昭和56年 4月 レストハウス「水郷」の管理運営を受託
 - ・H18.4 指定管理 ・H21.4 更新 ・H27.4 更新 ・H30.4更新
 - ・R3.4 更新(～R6.3)
- 昭和58年 4月 亀城プラザの管理運営を受託
 - ・H18.4 指定管理 ・H21.4 更新 ・H29.4 更新 ・R4.4 更新(～R9.3)
- 昭和58年 6月 霞ヶ浦文化体育会館の管理運営を受託
- 昭和60年 3月 駅東駐車場の管理運営を受託
- 昭和62年 4月 霞ヶ浦総合公園の管理を受託
- 平成 3年 6月 霞ヶ浦総合公園テニスコート施設の管理許可
 - ・H25.4 指定管理 ・H30.4 更新 ・R3.4 更新(～R6.3)
- 平成 5年 4月 ネイチャーセンターの管理を受託
- 平成 6年 4月 市民会館の管理を受託
 - ・H18.4 指定管理 ・H21.4 更新 ・H29.4更新 ・R4.4 更新(～R9.3)

平成 6年 4月 自転車駐車場の管理運営を受託
平成 9年 4月 勤労者総合福祉センターの管理運営を受託
・H16.4 指定管理 H26.4更新 H31.4更新 (～R6.3)
平成 9年10月 駅西駐車場の管理運営を受託
平成18年 3月 自転車駐車場の管理運営受託を終了
平成21年 3月 駅東駐車場・駅西駐車場の管理運営受託終了
平成22年 4月 生涯学習館の指定管理
・H25.4 更新 H28.4更新 H30.4 更新 R 3.4 更新(～R 6.3)
平成25年 4月 (一財)土浦市産業文化事業団へ移行

7 国民宿舎

(1) 日帰り入浴施設

ア 建設経緯

着工 平成15年6月28日
竣工 平成16年1月26日

イ 名称及び所在地

国民宿舎水郷入浴施設『霞浦の湯』
所在地 土浦市大岩田255番地

ウ 建築内容

RC構造、一部木造2階建て
延床面積 549.63㎡

エ 事業費

147,360千円

オ 業務開始年月日

平成16年2月10日

カ 収容人員

浴室収容人員 男女各25人 洋風浴室・和風浴室
休憩室 畳25帖

キ 料金

(令和5年4月1日現在)

利用料	宿泊者	中学生以上	小学生まで	3歳以下
入浴料	無料	410円	210円	無料
回数券(11枚綴り)	—	4,100円	2,100円	—
タオル(販売)	—	200円		
バスタオル(貸出)	—	100円		

ク 利用状況

稼働日数 308日(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

日帰り入浴者数 延 19,629人 1日平均 64人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入浴の人数制限等を実施

(2) 土浦市レストハウス「水郷」

所在地 茨城県土浦市大岩田622番地の1

施設 センターハウス

鉄筋コンクリート造平屋造 延 578㎡

食堂 183㎡(約100席)

和室 3部屋 各10畳

ロビー・ホール等

野外バーベキュー施設 6棟

工期 着工 昭和55年7月9日

竣工 昭和56年3月30日

8 土浦市勤労者総合福祉センター（ワークヒル土浦）

(1) 施設のねらい

本施設は、平成9年、中小企業に働く勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上及び雇用の促進と職業の安定に資することを目的に、旧雇用促進事業団が設立し、平成15年に市が譲渡を受けた施設です。

その内容は、①各種会議や研修②自己啓発や生涯学習を志向した、グループ・サークル等の活動の場③室内スポーツやレクリエーションなどを通じて健康づくりや体力づくりなど数々の目的に沿った施設であります。

位 置	土浦市木田余東台四丁目1番1号
敷地面積	8,434.01㎡
建築面積	1,373.59㎡
延床面積	1,852.83㎡
1階	1,220.17㎡
2階	632.66㎡
構 造	鉄筋コンクリート2階建
起 工	平成8年3月
完 工	平成9年3月
開 館	平成9年4月24日

(2) 施設の内容

ア 各部屋面積一覧表

施 設 名	内 容	規 模
1F 多 目 的 ホール	充実した音響設備を備え、社交ダンスやエアロビクス・卓球などの他、可動式演台を備えており、各種研修会・発表会などに利用できます。	259.2㎡ 収容人数240名
1F トレーニングルーム	トレーニング機器を使って、心肺機能チェックや筋力トレーニング、健康チェックに利用できます。	158.9㎡ 収容人数20名
1F 工 芸 室	流し台、保管庫、電気窯を備えており陶芸・彫刻・絵画に利用できます。	74.7㎡ 収容人数20名
1F 音 楽 室	カラオケ機器、グランドピアノを備えており、音楽サークルの活動などに利用できます。	73.5㎡ 収容人数40名
2F 特 別 会 議 室	少人数でゆったりとした会議専用室です。	58.0㎡ 収容人数20名
2F 会 議 室	各種会議、研修に利用できます。	130.0㎡ 収容人数81名
2F 研 修 室 1	流し台が備え付けられており、絵画・華道・書道などの各種研修に利用できます。	77.5㎡ 収容人数45名
2F 研 修 室 2	英会話・編み物・ワープロ・パソコン教室など各種研修に利用できます。	90.6㎡ 収容人数48名

イ 施設利用料

(令和5年4月1日現在)

施設名	区分	午前 9時 ～12時	午後 13時 ～17時	夜間 18時 ～21時	全日 9時 ～21時
多目的ホール	市内勤労者等	2,420円	2,970円	2,970円	7,370円
	その他	2,970円	3,740円	3,740円	9,240円
特別会議室	市内勤労者等	1,320円	1,650円	1,650円	4,070円
	その他	1,650円	2,090円	2,090円	5,170円
会議室	市内勤労者等	2,315円	2,865円	2,865円	7,040円
	その他	2,865円	3,635円	3,635円	8,920円
研修室1	市内勤労者等	1,210円	1,540円	1,540円	3,740円
	その他	1,540円	1,980円	1,980円	4,840円
研修室2	市内勤労者等	1,430円	1,760円	1,760円	4,400円
	その他	1,760円	2,200円	2,200円	5,390円
工芸室	市内勤労者等	985円	1,210円	1,210円	2,970円
	その他	1,210円	1,540円	1,540円	3,740円
音楽室	市内勤労者等	985円	1,210円	1,210円	2,970円
	その他	1,210円	1,540円	1,540円	3,740円
個人利用料 トレーニング室 多目的ホール 工芸室	市内勤労者等	3時間当たり 215円			
	その他	3時間当たり 270円			

産経
業済

備考

- 1 利用時間が区分時間を超え、又は繰り上がる場合は、次の区分により規程の利用料を割り増しする。
1時間未満 30パーセント
2時間未満 60パーセント
3時間未満 100パーセント
- 2 午前と午後を、又は午後と夜間を引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料を徴収しない。
- 3 入場料若しくは料金を徴収する会員権、整理券その他これに類する料金を徴収する場合又は営利宣伝その他これに類する目的には利用の許可をしない。

ウ 利用状況

稼働日数 308日 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)
市内勤労者等 延 29,741人 (内トレーニング室 4,410人)
その他 延 26,212人 (" 1,393人)

9 まちかど蔵「大徳」「野村」

(1) 施設の目的

まちかど蔵「大徳」「野村」は、歴史的資源の残る旧水戸街道沿いに立地する土蔵造りの歴史的商家建築物であり、周辺に既存する歴史的建造物と一体となった景観整備を図ることにより、観光及び文化の一拠点として活用する。

(2) 施設の経緯

まちかど蔵「大徳」は、平成9年に呉服店「大徳」の所有者である尾形氏から寄附を受け、改修工事を行い、本市観光の中核施設として活用されている。

また、まちかど蔵「野村」については、江戸時代からの商家であったが、野村氏から「市によって保存・活用を」との申し出があり、平成12年に寄附を受け、改修工事を行い、飲食やそば打ち体験等が出来る観光交流施設として、まちかど蔵「大徳」と共に活用している。

(3) 事業の内容

- ①観光行事の開催
- ②観光・物産キャンペーン事業
- ③霞ヶ浦観光帆曳船運航事業
- ④小さな旅事業
- ⑤まちかど蔵「大徳」「野村」貸出・活用事業
- ⑥観光情報の発信

(4) 施設の概要

名 称 まちかど蔵「大徳」
所 在 土浦市中央1-3-16
施設規模 敷地面積：594.85㎡
建物面積：585.472㎡
構 造：土蔵造2階

名 称 まちかど蔵「野村」
所 在 土浦市中央1-12-5
施設規模 敷地面積：333.18㎡
建物面積：315.33㎡
構 造：土蔵造2階（母屋は木造2階、レンガ蔵はレンガ造1階）

(5) 施設の内容

①各施設の名称・構造・面積等

<大徳>

建物名称	構造	延床面積(㎡)	用途
見世蔵	土蔵造2階建て	376.77㎡	1階：管理事務所、観光物産店舗、休憩室 2階：展示室
袖蔵	土蔵造2階建て	99.372㎡	1階：観光展示室 2階：商家歴史展示室
元蔵	土蔵造2階建て	39.748㎡	展示室
向こう蔵	土蔵造2階建て	69.582㎡	倉庫
合 計		585.472㎡	

<野村>

建物名称	構造	延床面積(m ²)	用途
母屋	木造2階建て	153.14m ²	1階：事務室、体験室、展示室 2階：和室、展示室
袖蔵	土蔵造2階建て	98.32m ²	1階：体験工房、厨房 2階：倉庫
文庫蔵	土蔵造2階建て	40.16m ²	1階：展示室 2階：倉庫
レンガ蔵	レンガ造1階建て	23.71m ²	喫茶室
合計		315.33m ²	

②休館日 年末・年始

③開館時間 午前9時～午後6時

④利用料金

(令和5年4月1日現在)

施設名	規模	使用料			
		午前 9時～12時	午後 13時～18時	延長料金 1時間につき	
まちかど蔵 「大徳」	見世蔵2階和室1	10畳	265円	440円	85円
	見世蔵2階和室2	6畳	155円	260円	50円
	見世蔵2階和室3	8畳	215円	365円	70円
	見世蔵2階多目的室	59.68m ²	550円	915円	180円
まちかど蔵 「野村」	文庫蔵1階	20.08m ²	330円	550円	110円
	袖蔵1階(厨房除く)	33.12m ²	330円	550円	110円
	袖蔵1階(厨房含む)	48.90m ²	500円	840円	165円
	母屋2階和室	16畳	435円	730円	145円

	営業時間	利用料金
レンタサイクル	午前9時～午後4時(11月～2月) 午前9時～午後5時(3月～10月)	1,000円～(1日)

10 小町の館

(1) 施設の目的

小町の館は、豊かな自然環境と地域資源を活かした交流の場を提供し、農業体験等を通じて地域の魅力を発進するとともに、本市産業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とした施設である。

(2) 事業の内容

- ①地場産品を活用した観光事業
- ②観光情報の発信及び観光宣伝
- ③特産品及び土産品の販売
- ④農業体験や自然観察等の各種体験事業の企画及び運営
- ⑤前各号に掲げるもののほか、小町の館の設置目的を達成するために必要な事業

(3) 施設の概要

- ①名 称 土浦市小町の館
- ②所 在 土浦市小野491
- ③施設規模 延床面積：1,086.05㎡
構造：木造平屋建、鉄骨造平屋建

(4) 施設の内容

- ①各施設の名称・構造・面積等

建物名称		構造	階数	延床面積(㎡)
本館		木造	平屋建	393.44
		※施設内容 事務室、ふれあいホール、ホール、小町ギャラリー、 食の工房、厨房、囲炉裏の間、便所、倉庫、駐車場		
体験館	体験工房	木造	平屋建	258.36
	土間的空間	鉄骨造	平屋建	127.59
	おやすみ処	木造	平屋建	99.37
直売所		木造	平屋建	82.81
公衆便所		木造	平屋建	79.77
水車小屋		木造	平屋建	19.87
農作業用器具置場		木造	平屋建	24.84
合計				1,086.05

- ②休館日 月曜日（休館日が休日に当たるときは、次の日）

- ③開館時間 9月まで：午前9時～午後6時
10月から：午後9時～午後5時

④利用料金

(令和5年4月1日現在)

施設名	区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後6時まで (3月～10月)	午後1時から 午後5時まで (11月～2月)
小町の館 本館	囲炉裏の間	435円	550円	435円
	ふれあいホール	1,320円	1,650円	1,320円
	小町ギャラリー	1日につき330円		
小町の館 体験館	体験工房	1,320円	1,650円	1,320円

⑤利用状況 (令和4年度)

施設名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
小町の館内 (来館者数)		2,735	3,232	2,058	1,581	2,028	2,194	3,034	3,555	1,875	1,594	2,089	2,466	28,441
ふれあいホール		0	40	77	22	10	15	62	0	10	0	39	49	324
小町ギャラリー		0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
囲炉裏の間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体験工房		36	96	86	108	64	88	96	196	139	118	78	67	1,172
お休み処		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
レンタルサイクル		6	7	2	0	1	5	11	4	0	0	0	6	42
小町庵(そば店)		1,481	1,703	1,245	898	1,046	1,337	1,559	1,793	903	828	1,125	1,370	15,288
ハイキング		1,755	1,871	1,409	889	877	1,127	1,888	2,299	1,611	1,618	1,775	1,635	18,754
自転車		42	75	42	28	58	28	59	43	37	42	18	48	520
小町まつり等 (田植え・宵祭り・稲刈り)				80		200			80					360

産経
業済

11 農 林 水 産

(1) 概 要

本市は、首都圏から約60km圏内に位置し、茨城県南の中心都市として地域の産業経済の重要な地位を占めている。

本市の農業は、一大消費地である首都圏への農産物供給の生産地として発展してきたが、近年の米価の下落、農産物の価格低迷などから、農業経営は厳しい状況に置かれている。又就農人口の減少や高齢化により、特に畑地の耕作放棄地が近年増加傾向にある。

農業経営の厳しい状況は、全国的な共通の問題であり、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地増加等の問題に対応するため、平成21年に「農地法」の改正が行われ、「農地を所有から利活用へ」との一大転換が図られ、一般企業の農地貸借等による農業参入が大幅に緩和されてきている。さらに平成24年からは、地域の中心となる経営体の確保及びそれら経営体への農地の集積プランを地域ごとに作成し、「人と農地の問題」の解決に取り組んでいる。

本市の農業の特色としては、水田では、日本一の生産を誇るレンコンがあり、また基盤整備された水田地帯では水稻が栽培されている。畑作では、梨、柿などの果樹類や全国有数の生産量を誇るグラジオラス、アルストロメリア、ヤナギなどの花き類が主体となっている。

大消費地の京浜市場への出荷に加え、安心・安全で新鮮な農産物を求める消費者が増加する中、地産地消の取組の一つである農産物直売所による取扱高も年々増加しており、新たな販売ルートとして定着してきている。

(2) 主要振興対策

- (ア) 農地は、国土の保全や美しい景観の提供など多面的な機能を有することから、優良農用地の積極的な保全に努めるほか、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約による担い手農家等の規模拡大を推進し、農地の有効活用と耕作放棄地の発生防止に努める。
- (イ) 地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者の育成と確保を図るため、関係機関が連携し農業経営への支援を行うとともに、流通体制の整備を進め、消費者の志向に適応した生産性の高い都市近郊型農業の振興と、足腰の強い農業経営体の育成を図る。
- (ウ) 水田農業政策については、食料の安定供給や水田の多面的機能維持のため、規模拡大や集落営農の組織化・法人化など、効率的な経営へと農業構造を転換していけるよう、地域の特色を生かした水田収益力強化ビジョンを策定し、国や関係機関と連携を取りながら推進を図る。
- (エ) 本市の、農産物の南限と北限が交わる温暖な土地柄と山から水辺まで広がる大地の資源を活用し、都市と農村の交流と加工品の開発を進めている。また、地域の農林水産業を始めとした産業を活性化することでまちの賑わいを創出しようと「土浦ブランド」の認定を行っている。
- (オ) 本市を代表する農作物であるレンコンについては、日本一の生産地として持続的に発展していくため、JA水郷つくばや生産組合等と連携し、品質向上と共販体制の強化に取り組むとともに、その他関係機関と連携して消費拡大を図る。
- (カ) 農作物（野菜、果樹、花き等）の生産振興に取り組むため、各生産組織の育成強化を図り、栽培から出荷までの体制づくりを進め、優良産地化を推進する。また、茨城県銘柄産地指定を受けている「レンコン」「グラジオラス」の産地の維持発展に努めるとともに、新たな農作物の銘柄産地指定に向けて、共撰共販体制等の整備を進めていく。
- (キ) 立地環境や生産環境などの恵まれた環境を活かし、土浦市内で育まれた農作物について、生産者の創意工夫に満ちた農作物やその加工品を地域のブランドとして認定し、付加価値を高め、効率的な農業経営の強化を図っていく。
- (ク) 農業経営の安定と効率化を支援するため、経営に必要な機械・設備等の整備のために農業近代化資金を借り入れた農業者に対する利子補給や、優良花き種苗導入のための低利資金の貸し付けを進めていく。

- (ケ) 畜産経営の振興を図るため、家畜伝染病予防対策を徹底するとともに優良乳牛の改良・育成対策や家畜ふん尿の堆肥化による農地還元利用を進めていく。
- (コ) 危険個所や鳥獣害などが多い山林を中心に、森林環境譲与税を活用した整備事業に取り組むとともに、木材の利活用促進を図り、森林資源の適正管理と有効活用を進める。
- (サ) 森林の持つ多面的な機能を発揮できるように、市民生活に身近な森林の適正な整備・保全を図り、快適で豊かな森林環境づくりを推進していく。
- (シ) 霞ヶ浦名産のわかさぎ・うなぎ等の水産資源の増大を図るため、霞ヶ浦漁業協同組合の行う有害魚の駆除やわかさぎの人口ふ化等の取り組みを支援する。

(3) 農業経営状況

(2020年農林業センサス)

ア 農家就業人口

(単位：人)

	男	女	計
農業就業人口（販売農家）	1,317	995	2,312

(2020年農林業センサス)

イ 農家戸数

(単位：戸)

総農家数	販売農家数				自給的農家
	主業	準主業	副業的	小計	
1,548	254	118	556	928	620

ウ 年齢別世帯員数（販売農家）

(2020年農林業センサス)

総数	男				
	計	満20歳未満	満20歳～39歳	満40歳～59歳	満60歳以上
3,262	1,662	180	267	386	829
	女				
	計	満20歳未満	満20歳～39歳	満40歳～59歳	満60歳以上
	1,600	144	212	362	882

エ 自営農業、従事日数別の従業者数

(2020年農林業センサス)

年齢	総数					男					女				
	計	1～29日	30～99日	100～199日	200～以上	計	1～29日	30～99日	100～199日	200～以上	計	1～29日	30～99日	100～199日	200～以上
販売農家	2,234	370	506	406	952	1,253	177	271	213	592	981	193	235	193	360

オ 耕地面積（令和4年作物統計調査）

(単位：ha)

田 畑 計	田	畑
2,870	1,790	1,080

カ 作物別作付面積（わがマチ・わがムラ）

（単位：作付面積：ha）

作物名	作付面積	作物名	作付面積
水 稲	985	ほうれんそう	8
陸 稲	17	ね ぎ	32
六 条 大 麦	38	ト マ ト	2
大 豆	3	き ゅ う り	2
そ ば	80	レ タ ス	4
ば れ い し ょ	7	は く さ い	3
か ん し ょ	2	キ ャ ベ ツ	4
に ん じ ん	8	た ま ね ぎ	2
さ と い も	6	ブ ロ ッ コ リ ー	3
だ い こ ん	8	レ ン コ ン	471

※レンコンのみ「2020年農林業センサス」より

キ 果樹栽培面積（わがマチ・わがムラ）

（単位：作付面積：ha）

作物名	栽培面積	作物名	栽培面積
日 本 な し	36	か き	7
う め	2	く り	51
ぶ ど う	5	キウイフルーツ	1

(4) 水田農業

ア 概要

水田を活用して生産される作物の生産性の向上と、需要の動向に応じた米の計画生産を、生産者・生産者団体の主体的責任をもった取り組みを基準に一体的に実施する「米づくりの本来あるべき姿」の実施に向け、水田農業の構造改革の促進を図っている。

本市はれんこん、花き等を主体とした産地づくりが定着している

イ 令和4年度作物別作付実施状況について

作物別作付状況

(単位：㎡)

一般作物		特例作物	
一般作物(対象外)	25,469	野菜(自家用)	82,187
六条大麦(収穫年)	75,302	野菜(販売用)	45,204
大豆	1,979	きゅうり	3,561
とうもろこし(飼料)	3,356	トマト	3,274
多年生牧草(飼料)	9,783	かぼちゃ	1,668
そば	20,254	キャベツ	1,173
そば(二毛作)	75,302	ねぎ	8,490
飼料用米	2,125,334	レタス	967
芝	986	さといも	16,481
ソルガム(地力)	10,714	みつば	7,721
花き	80,213	レンコン	4,981,828
花木	16,162	かんしょ	1,483
小計(①)	2,443,854	しょうが	1,647
永年性作物等		小計(③)	5,155,684
うんしゅうみかん	4,716	保全管理	2,575,928
うめ	20,680	管理農園	2,150
かき	40,329	林地	935
くり	23,620	農業生産施設地	21,185
果樹	15,632	施設園芸用施設	678
ゆず	444	一時転用	8,142
ぶどう	1,944	小計(④)	2,609,018
キウイ	3,085	(小計①～④の合計)	
なし	18,387	10,337,393	
小計(②)	128,837		

ウ 令和4年度集落別主食用米の作付実施面積

(単位：㎡)

集 落 名	主食用米の作付実施面積	集 落 名	主食用米の作付実施面積
沖 宿	4,146	摩 利 山	56,099
田 村	3,384	永 国	21,251
手 野	27,244	中 村	66,642
神 立	144,217	西 根	49,885
白 鳥	7,523	又 城	21,549
菅 谷	343,510	殿 山	14,531
常 名	504,238	大 房	6,360
中 貫	168,955	乙 戸	103,503
板 谷	63,342	小 山 田	54,807
並 木	89,711	荒 川 沖	69,631
笠 師	20,800	土 浦	125,454
今 泉	101,245	土浦居所不明	5,355
小 山 崎	170,791	藤 沢 一 区	79,533
粟 野	48,052	藤 沢 二 区	53,522
中 都	74,035	東 町	21,950
佐 野 子	129,503	大 畑	224,210
飯 田	352,006	上 坂 田	270,591
矢 作	226,124	下 坂 田	272,010
穴 塚	182,757	桃 園	3,041
粕 毛	49,855	文 教 区	868
上 高 津	108,349	沢 辺	348,503
中 高 津	6,372	田 宮	122,144
下 高 津	18,110	高 岡 根	249,395
小 松	20,517	高 岡 沖	280,695
木 田 余	48,146	田 土 部	366,757
真 鍋	74,730	高 岡 新 田	44,325
殿 里	50,177	藤 沢 新 田	248,310
蓮 河 原	114,861	永 井	151,703
田 中	87,272	本 郷	384,387
虫 掛	63,398	大 志 戸	229,254
大 岩 田	321,455	小 野	174,998
小 岩 田	96,821	東 城 寺	162,164
鳥 山	52,232	小 高	114,999
右 粉	81,100	合 計	8,253,404

※土浦市全体 主食用米の作付確定面積 825ha

(5) レンコン

ア 概要

霞ヶ浦湖岸の低湿性水田地帯が、レンコン栽培に適していたことから、古くから作付が行われ、昭和初期に耐病性に優れた支那種が導入されて栽培面積が増加し、戦後になり産地の回復とともに適地作物として急速に伸びてきた。

更に、昭和45年から始まった水稻の生産調整により、転作作物として栽培が急速に拡大して定着し、現在では作付面積、収穫量、出荷量のいずれも日本一の産地になっている。

出荷の最盛期は12月で、大部分を占める露地物は11月から翌年4月にかけて北海道から関西まで広範囲に出荷されており、消費拡大事業として出荷先に出向き試食販売会を実施するなど、JA水郷つくばや各生産組合とともに、経営の安定化を目指して取り組んでいる。

- ・レンコン：「茨城県青果物銘柄産地」平成17年指定（令和3年更新）

イ レンコン作付面積・生産量

(作付面積：ha、生産量：t)

区 分	項目	年次			
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
旧土浦市	作付面積	496	496	496	495
	生産量	9,600	8,430	9,670	9,400
旧新治地区	作付面積	9	7	5	5
	生産量	144	99	85	80

区 分	項目	平成18年
		作付面積
土浦市	生産量	8,960

(6) 花 き

ア 概 要

花は人々に安らぎと潤いを与えるものとして古くから生活の中にとけこみ親しまれているが、経済の高度成長による生活水準の向上や生活様式の変化等から花きの需要は大幅に伸びており、今後も花と緑・自然を求める動きは、より強まるものと思われる。

本市においては、昭和23年頃からチューリップ・ユリを主体とする促成の球根切花をはじめ、菊・花木生産が導入され、現在はグラジオラス・菊・ヤナギ類等が露地栽培を中心に行われ、施設栽培では、アルストロメリアの生産が栄えである。

- ・グラジオラス：「茨城県花き銘柄産地」平成2年指定（令和5年更新）
- ・アルストロメリア：「茨城県花き銘柄推進産地」平成3年指定

イ 切花鉢物類の生産状況（茨城の園芸 平成20年度）

(単位：a、千本、千鉢)

区 分	施設栽培		露地栽培		施設露地栽培計	
	作付面積	出荷数量	作付面積	出荷数量	作付面積	出荷数量
アルストロメリア	450	3,000	0	0	450	3,000
き く	0	0	550	1,315	550	1,315
ば ら	10	100	0	0	10	100
ガ ー バ ラ ー	30	420	0	0	30	420
チューリップ	19	230	0	0	19	230
グラジオラス	0	0	2,035	4,835	2,035	4,835
枝 も の 類	10	108	4,310	5,217	4,320	5,325
そ の 他 切 花	145	1,105	140	124	285	1,229
鉢 物	310	373	104	16	414	389
合 計	974	5,336	7,139	115,07	8,113	16,843

(7) 畜 産

ア 概 要

最近の畜産をめぐる情勢は、東日本大震災、福島第一原発事故による風評被害を受け、価格低迷や消費の伸び悩みに加え、飼料価格が依然高騰した状態にあるなど、極めて厳しい状況となっている。

家畜防疫に関しては、宮崎県の口蹄疫や毎年頻発する鳥インフルエンザ、岐阜県を中心とした豚熱の発生を踏まえ、これらを未然に防ぐために家畜伝染病予防法がより厳しく改正されたことなどを受けて、市内においても家畜防疫対策に積極的に取り組んでいる。

市内の畜産農家については、市北部を中心に養豚、肉用牛、養鶏、産卵鶏の経営が営まれているが、近年は後継者不足などにより年々減少傾向にある。

イ 畜産農家数と飼養頭羽数

(茨城県県南家畜保健衛生所 家畜伝染病予防法に基づく飼養状況報告より)

区 分	戸 数	頭 数
乳 用 牛	—	—
肉 用 牛	6	868
豚	5	3,497
肉 用 鶏	4	63,900
採 卵 鶏	1	× (一戸なので非公開)

(8) 林 業

ア 概 要

本市の林野面積は1,493haで、本市総面積12,289haの約12.1%占めている。このうち人工林は542haで、森林面積の約36%となっており、大半が標準伐期齢以上の林である。

森林の所有規模は零細であり、材木生産より資産的な保有形態となっている。

一方、森林の保育管理は、間伐や下刈りなどが不十分で荒廃してきており、森林の適正な管理が課題となっている。今後、森林経営管理制度を活用した森林の経営や管理の実施が期待される。

森林は、地球環境のCO2削減など環境面からも重要であり、更に水源かん養や自然災害防止、緑地の提供などの公共的機能面を有しており、こうした森林の持つ多面的な機能が見直されている。

このため、管理放棄されている森林が公共的機能を十分に発揮できるよう、森林の保全・整備を推進していく。

林 野 面 積 (わがマチ わがムラ)

(単位：ha)
(比率、%)

総土地面積	林野面積	林 野 率
12,289	1,493	12

現 況 森 林 面 積

(単位：ha)

合 計	国 有			民 有		
	計	林野(庁)	林野庁以外の官庁	計	公 有	私 有
1,493	37	37	0	1,456	98	1,358

イ 霞ヶ浦地域森林計画

茨城県では、全国森林計画に基づき、県内を3つの森林計画区に分けて、10年間の地域森林計画(H29.4月～R9.3月)を策定している。

本市は「霞ヶ浦地域森林計画」の区域に含まれ、対象森林面積は1,130haとなっている。

区域内の森林整備に当っては、森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持を図っている。

(単：面積ha 材積m³ 竹林束)

総数		総数					
		総数		針葉樹		広葉樹	
面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
1,130.66	158,528	966.80	158,528	521.40	128,666	445.40	29,862

人工林					
総数		針葉樹		広葉樹	
面積	材積	面積	材積	面積	材積
519.88	128,306	519.88	128,306	0.00	0.00

天然林					
総数		針葉樹		広葉樹	
面積	材積	面積	材積	面積	材積
446.92	30,222	1.52	360	445.40	29,862

竹林	
総数	
面積	材積
65.53	19,659

無立木地					
総数		伐採跡地		未立木地	
面積	材積	面積	材積	面積	材積
98.33	0.00	0.00	0.00	98.33	0.00

(9) 水産業

ア 概要

本市は、霞ヶ浦に面し、わかさぎ、シラウオ、エビ、ウナギなどの水産資源に恵まれ、古くから漁業が盛んで、この豊かな資源を活かした水産加工業も地場産業として発展してきた。

霞ヶ浦周辺の都市化等による富栄養化の進行や水生植物帯の減少などの漁業環境の変化に加え、近年の夏季の高水温化やアメリカナマズ、ブルーギル、などの外来魚の繁殖などから漁獲量の低迷が続いており、漁業や水産加工業の経営体も減少傾向にある。

このようなことから、水産資源の増加を図るため、わかさぎの人口ふ化や放流等、広域で水産業の振興に取り組んでいる。

イ 漁業別、魚種別漁獲高

(茨城農林水産統計年報、平成18年) (単位：t)

魚 種 別	数 量
わ か さ ぎ	3
し ら う お	4
こ い	0
ふ な	0
は ぜ 類	0
う な ぎ	1
そ の 他 の 魚 類	10
え び 類	4
計	22

(10) 土浦ブランド認定品 令和5年4月1日現在

<p>主分類 土浦の恵みが人を結び、まちの賑わいが土浦を豊かにする。 価値：土浦の恵みであり、人を結びつけ、それがまちの賑わいへとつなげていけるもの。</p>		
<p>分類① 「土と水」が育む、豊かな土浦の恵みをみんなで食べる、愛でる。 ・価値：土浦市で生産される農林水産物及び加工品で、自慢できる、紹介できるもの。</p>	<p>分類② つくり手も、集まってきた人もともによろこび笑顔になる。 ・価値：土浦産の農林水産物を使った料理や加工品等（レシピ含む）をみんなで食べて笑顔になることができるもの。</p>	<p>分類③ 土浦の魅力が多くの人に知られ、愛されていくことで、また新しいものが生み出され、発展していく。 ・価値：広く土浦市の産物として認められている飲食物や加工品で、農林水産物を活性化し、土浦市を広めていくことができるもの。ヒストリー・ストーリーのあるもの。</p>
10点	12点	16点

12 農業基盤整備

(1) 霞ヶ浦用水事業

この事業は、霞ヶ浦のかすみがうら市（旧霞ヶ浦町）地先より毎秒19.8トン（最高）を取水し、県西南部の17市町に、農業、水道、工業の各用水を供給する総合用水事業である。

事業の施工区分も、水資源機構、国営及び県営、さらに団体営とで、それぞれが連携し、総合的に施工する仕組みとなっている。昭和54年度に水資源機構事業が着手されると共に、各事業も順次進められ、水資源機構事業は平成5年度に完了、国営事業（農業用水）については、一期分が平成4年度に完了、二期分も平成20年度に完了した。三期分も令和元年度完了予定であったが計画期間を延長し未着工路線の整備を進める予定である。

農業用水については、県西南13市町の田畑合わせて19,294ヘクタールに対して供給するもので、受益戸数は約33,000戸となっている。昭和63年4月に最初の水田1,500ヘクタールの通水に始まり、令和5年3月においては、全体の41.5パーセントにあたる約7,998ヘクタールに通水されている。また、本事業は、事業着手以来三十数年が経過し、予定工期も近づいていることから、事業を総点検し、事業完了後の維持管理や施設の安全性・耐久性確保などの観点も含め、必要な見直しを行ったところ、事業内容及び事業費を変更する必要性が生じ、平成18年度には事業計画の変更を行っている。

当市における、農業用水の受益地は、天の川上流、新治、沢辺及び小高土地改良区の水田（昭和63年4月通水）341ヘクタールと畑地帯整備予定の337ヘクタールとなっている。

(2) 経営体育成基盤整備事業 手野地区

手野町地内・霞ヶ浦沿岸に広がる未整備のレンコン地帯約173ヘクタールについて、道路、用排水及び区画形状を整備し、農地の集団化を図り、近代的農業基盤の確立を目的に、経営体育成基盤整備事業を実施した。

平成7年度には、国より経営体育成基盤整備事業としての新規採択をうけると共に、土地改良法による認可申請等の手続きを行い、翌平成8年度には事業計画の確定を受け、事業に着手し、平成22年度末には約128haの整地工、平成27年度末に道路工が完了した。

平成30年度に換地の登記作業完了をもって基盤整備事業は完成した。

(3) 上備前川排水機場及び上備前川水門の管理

一級河川上備前川河口の佐野子地区内に設置されている上備前川排水機場は、県営湛水防除事業（桜川地区）にて造成されたもので、完了後は所在地である土浦市が県より譲与を受けている。施設の維持管理は、湛水防除事業の受益地となる土浦市、つくば市さらに関係する4土地改良区で組織する「桜川地区湛水防除施設管理運営協議会」が行っている。また、同じ河口に設置されている水門は、平成元年から茨城県において改修が進められ、上備前川水門として完成し、平成4年6月より土浦市が県から委託を受け維持管理を行っている。

施設概要

○排水ポンプ

φ1500mm×400PS（ディーゼルエンジン）2台
φ1500mm×270KW（モーター）1台 総排水能力15.75m³/s

○水門

電動ローラーゲート 15.5m（扉幅）×4.4m（扉高）×2門

(4) 新治第一排水機場管理

一級河川桜川左岸の藤沢地内に設置されている新治第一排水機場は、県営かんがい排水事業（新治上流・中流地区）にて造成されたもので、完了後は所在地である土浦市が県より譲与を受けている。施設の維持管理は、かんがい排水事業の受益地となる土浦市、つくば市さらに関係する新治土地改良区、大畑前田水利組合で組織する「新治地区湛水防除施設管理運営協議会」が行っている。

施設概要

○排水ポンプ

φ1500mm×250KW（モーター）2台

φ1000mm×132KW（モーター）1台

φ 800mm× 75KW（モーター）1台 総排水能力17.948m³/s

(5) 新治第二排水機場管理

一級河川桜川左岸の下坂田地内に設置されている新治第二地区排水機場は、県営かんがい排水事業（新治下流地区）にて造成されたもので、完了後は土浦市が県から譲与を受けて施設の維持管理を行っている。

施設概要

○排水ポンプ

φ700mm×50KW 2台 総排水能力 4.992m³/s

(6) 農道整備事業

農業振興地域内の道路について、大型機械化農業に対応し、さらに、農産物の流通路として、年次計画にて整備を行い、農業生産基盤の整備を図るものである。

(7) かんがい排水事業

農業振興地域内の農業用排水路について、年次計画にて改修を行い、農業生産基盤の整備を図るものである。

(8) 多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金は、農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等といった多面的機能の発揮と維持することを目的に、地域の共同活動をする組織（農業者のみまたは農業者とその他の者（地域住民、団体等）で構成された組織）に交付される。

平成19年度から25年度までは、「農地・水保全管理支払交付金」という名称で交付金事業が行われていたが、平成26年4月に活動組織がより本交付金を使いやすくするための制度改正が行われ、「多面的機能支払交付金」として交付金事業が行われており、平成27年度より法制度化された。

活動内容については、農地維持支払と資源向上支払（共同活動並びに長寿命化）がある。

農地維持支払は、主に農地や水路等の草刈りや泥上げといった基礎的な保全活動、資源向上支払（共同活動）は、水路等の農業施設の軽微な補修や花苗の植栽といった地域資源の質的向上を図る活動、及び資源向上活動（長寿命化）は、農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う。

多面的機能支払交付金は、活動対象農用地の面積に応じて交付され、交付金の負担割合については、国が2分の1を負担し、県と市が4分の1ずつ負担する。

令和5年度の農地維持支払の交付金単価は、田3,000円/10a、畑2,000円/10aとなっている。資源向上活動（共同活動）の交付金単価は、田2,400円/10a、畑1,440円/10aとなっている。資源向上活動（長寿命化）の交付金単価は、田4,400円/10a、畑2,000円/10aとなっている。

13 農 業 委 員 会

農業委員 12 人によって組織され、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律などの所掌事務を処理している。

また、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保や農地利用の効率化を促進するため、農地利用最適化推進委員 10 人を委嘱し、ともにその活動を行っている。

(1) 歴代会長

代	氏 名	就 任 年月日	退 任 年月日	代	氏 名	就 任 年月日	退 任 年月日
初	宮 本 徳 三 郎	昭26.7.31	昭29.7.19	15	本 橋 義 夫	昭59.8.6	昭62.7.19
2	柴 沼 四 郎	昭29.8.9	昭30.5.10	16	城 取 清 之 助	昭62.7.27	平2.7.19
3	竹 中 高 之 助	昭30.6.24	昭32.7.19	17	城 取 清 之 助	平2.7.26	平5.7.19
4	竹 中 高 之 助	昭32.8.17	昭35.4.19	18	城 取 清 之 助	平5.7.26	平8.7.19
5	高 野 武 夫	昭35.8.5	昭37.10.28	19	城 取 清 之 助	平8.7.30	平11.7.19
6	吉 田 実	昭37.11.19	昭38.7.19	20	城 取 清 之 助	平11.7.27	平14.7.19
7	広 瀬 寅 直	昭38.8.5	昭41.7.19	21	中 川 恭 平	平14.7.30	平17.7.19
8	広 瀬 寅 直	昭41.7.30	昭42.8.3	22	中 川 恭 平	平17.7.29	平20.7.19
9	田 中 道 之 助	昭42.8.3	昭44.7.19	23	吉 田 藤 左 衛 門	平20.7.29	平23.7.19
10	瀬 能 松 右 衛 門	昭44.8.9	昭47.7.19	24	高 橋 弘 一	平23.7.27	平26.7.19
11	中 根 常 男	昭47.8.10	昭50.7.19	25	高 橋 弘 一	平26.7.29	平29.7.19
12	中 根 常 男	昭50.8.5	昭53.7.19	26	高 橋 弘 一	平29.7.20	令 2.7.19
13	中 根 常 男	昭53.8.3	昭56.7.19	27	高 橋 弘 一	令 2.7.20	在 任 中
14	本 橋 義 夫	昭56.8.3	昭59.7.19				

(2) 農業委員会総会

農業委員で構成された農業委員会総会を月 1 回開催し、農地法等に係る許可申請等を審議・許可する。

(3) 農地法関連業務

ア 耕作目的での権利移動(法第3条の許可)

農地について売買等による所有権の移転、又は賃借権その他の使用収益権の設定等する場合の許可

イ 農地転用(法第4・5条の許可)

農地を農地以外のもの(宅地、雑種地等)にする場合の許可

(4) 農地の利用状況調査(法第30条)

優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な農業者への農地集積の促進を図る観点から、農地利用最適化推進委員を中心に市内のすべての農地を対象に年1回実施する。

遊休農地の所有者等に対し意向調査を行い、貸付の意向があった農地については耕作希望者に情報の提供を行い遊休農地の解消、有効利用を図る。

(5) 農地中間管理事業の活用

農地の貸付けを希望する所有者に対し、農地中間管理機構に利用者の設定を行うことを積極的に推進する。

(6) 農業後継者対策

今日の農業・農村の実態は、若年労働力の流出、新規就農者の減少、農業の担い手の高齢化が進んでいる。

このような現状にかんがみ、農業振興対策の一環として、次代の農業を担い、農村社会を支える農業後継者の育成確保に努める。

(7) 新規就農対策

農外からの新規参入者に対しては、就農環境条件の整備を図るため、土浦地域就農支援協議会と連携し、就農予定者が希望を持って就農できる環境を整備する。

(8) 農業者年金制度関連業務

農業者の老後生活の安定や福祉の向上とあわせて、保険料助成を通じて農業者の担い手を確保する目的を持った農業者のための年金で、加入を促進し制度の定着と発展に努める。

(9) 広報紙の発行

「つちうら農業委員会だより」年1回発行

都 市 政 策



つちまるバス

1	都市計画	299	6	駐車場	309
2	地価公示一覧及び経年変化	302	7	荒川沖橋上駅	311
		8	土浦橋上駅	312
3	建築行政	303	9	神立橋上駅	313
4	市街地整備	305	10	総合運動公園整備概要	314
5	公園緑地	307			

1 都市計画

(1) 概要

本市は昭和8年都市計画法の適用を受け、以来、都市施設の整備、地域地区の指定等、都市の均衡ある発展を図ってきた。また昭和38年には、首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定、さらに新都市計画法の施行に伴い、昭和46年には市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を決定し、従来の農業、工業生産機能等に加え、業務、教育、文化等の諸機能の充実に努めつつ、市街地の整備を進めてきたところである。

しかしながら、近年、少子高齢化、国際化等の新しい社会潮流や都市間競争の激化、全国的な現象である中心市街地の空洞化により、本市の都市づくりは、これまでにない大きな転換期を迎えている。

このため、これからは、質の高いコンパクトな都市づくりを目指し、既成市街地の都市機能の更新、生活環境の改善、道路、公園、下水道等の都市施設の整備及び市街地再開発事業、土地区画整理事業等による面的整備を、計画的かつ効率的に推進することが求められている。

(2) 土地利用計画

ア 都市計画区域の範囲

(令和5年4月1日現在)

市町村名	範囲	面積
土 浦 市	行政区域の全域	約12,289ha
かすみがうら市	行政区域の一部	〃 8,133
阿 見 町	行政区域の全域	〃 7,140
計		〃 27,562

イ 市街化区域の規模

(令和5年4月1日現在)

市町村名	面積
土 浦 市	約3,294ha
かすみがうら市	〃 754
阿 見 町	〃 1,392
計	〃 5,440

ウ 用途地域

(令和5年4月1日現在)

区 分	面 積	比 率
第1種低層住居専用地域	約 722ha	約 21.9%
第2種低層住居専用地域	〃 549	〃 16.7
第1種中高層住居専用地域	〃 174	〃 5.3
第2種中高層住居専用地域	〃 131	〃 3.9
第1種住居地域	〃 500	〃 15.2
第2種住居地域	〃 78	〃 2.4
準住居地域	〃 188	〃 5.7
近隣商業地域	〃 141	〃 4.3
商業地域	〃 151	〃 4.6
準工業地域	〃 294	〃 8.9
工業地域	〃 90	〃 2.7
工業専用地域	〃 276	〃 8.4
計	〃 3,294	〃 100.0

工 地区計画

(令和5年4月1日現在)

地区名	決定(最終) 年月日	位置	面積 (ha)	計画内容 (制限のあるものに○印) 敷地・建築物						
				用途	建蔽率	容積率	敷地面積	壁面の位置	建物の高さ	形態・意匠
木田余地区	H17 3.25	木田余東台	約 70.8	○	○	○	○	○	○	○
永国地区	H6 10.25	永国台の一部	約 12.1	○	—	○	○	—	○	○
田村・沖宿地区	H30 4.1	お お つ 野	約 99.5	○	—	○	○	○	○	○
土浦北 工業団地地区	H6 10.25	紫 ケ 丘	約 41.7	○	○	○	○	○	○	○
瀧田地区	H10 10.14	瀧田一丁目及び 瀧田二丁目の一部	約 20.6	○	—	○	○	—	○	○
烏山 一・二丁目地区	H16 2.13	烏山一丁目及び 烏山二丁目の各一部	約 31.0	○	○	○	—	○	—	—
真鍋新町地区	R3 3.10	真鍋新町の一部	約 13.7	○	—	—	—	—	—	—
上高津団地地区	H22 9.27	上高津新町の一部	約 5.0	○	○	○	○	○	—	○
東筑波新治 工業団地地区	H23 8.22	本郷及び 沢辺の各一部	約 35.3	○	—	○	○	○	○	○
高津地区	H28 12.27	上高津及び 下高津四丁目の各一部	約 16.0	○	—	○	○	○	○	○
都和二・三丁目 地区	H28 5.16	都和二丁目・三 丁目の各一部	約 5.8	—	—	—	—	—	—	—
仲の杜地区	H30 4.1	中 の 一 部	約 8.0	○	—	○	○	○	—	○

(3) 都市計画道路

(令和5年4月1日現在)

計 画 決 定		整 備 済	
路 線 数	延 長	延 長	比 率
44	約101,035m	約64,458m	63.8%

都市計画道路一覧表

(令和5年4月1日現在)

街路番号			路 線 名	起 点 → 終 点	主 な 経 過 地	延 長	市内延長
区分	規模	番号					
3	4	1	神立停車場線	神立中央一丁目→かすみがうら市下稲吉		2,380m	325m
3	4	2	中貫白鳥線	中貫→白鳥町	神立町	4,110	4,110
3	5	3	木田余神立線	木田余東台四丁目→かすみがうら市下稲吉	神立町	2,760	2,390
3	4	4	中貫神立線	板谷七丁目→神立町		2,450	2,450
3	4	5	川口下稲吉線	川口一丁目→かすみがうら市下稲吉	真鍋新町	5,760	5,110
3	3	6	土浦新治線	手野町→高岡	木田余	12,020	12,020
3	4	7	中高津中貫線	中高津三丁目→中貫	文京町	6,400	6,400
3	4	8	真鍋神立線	真鍋三丁目→神立中央一丁目	木田余	5,500	5,500
3	4	9	真鍋町線	東真鍋→東真鍋		350	350
3	4	10	真鍋神林線	真鍋三丁目→湖北一丁目		1,500	1,500
3	3	11	荒川沖木田余線	阿見町大字荒川本郷→手野町	右初、桜ヶ丘、有明町	11,500	9,200
3	3	12	川口田中線	川口二丁目→田中二丁目	文京町	2,500	2,500
3	5	13	土浦駅北通り線	大和町→川口一丁目		270	270
3	3	14	駅前川口線	大和町→川口一丁目		300	300
3	4	16	土浦駅西通り線	土浦駅西口広場→桜町四丁目	桜町三丁目	750	750
3	4	17	穴塚大岩田線	穴塚→大岩田	下高津一丁目、小松一丁目	5,650	5,650
3	4	18	大和上高津線	大和→天川一丁目	富士崎一丁目、區分町、中高津一丁目	3,900	3,900
3	4	19	桜ヶ丘大岩田線	小岩田→大岩田	桜ヶ丘町	2,450	2,450
3	4	20	阿見学園線	阿見町大字阿見→中村西根番外	荒川沖東一丁目	5,510	3,730
3	3	21	荒川沖駅前西通り線	中荒川沖町→荒川沖西一丁目		360	360
3	3	22	荒川沖駅前東通り線	荒川沖東二丁目→荒川沖東二丁目		470	470
3	4	23	下坂田線	下坂田→大畑		480	480
3	5	29	並木線	並木三丁目→並木四丁目		670	670
3	2	30	土浦駅東学園線	港町一丁目→穴塚	桜町四丁目、田中三丁目	5,250	5,250
3	4	32	中央立田線	中央二丁目→立田町		850	850
3	4	33	木田余線	木田余東台二丁目→木田余東台五丁目		920	920
3	5	34	東台御霊線	木田余東台四丁目→木田余東台一丁目		1,340	1,340
3	3	35	土浦阿見線	中→阿見町大字舟子	右初、烏山五丁目	10,590	2,820
3	4	38	田村沖宿線	おおつ野→沖宿町	田村町	2,550	2,550
3	4	39	今泉線	紫ヶ丘→紫ヶ丘		600	600
3	4	40	今泉大畑線	紫ヶ丘→大畑		2,240	2,240
3	5	41	木田余池下線	木田余字宮ヶ崎→木田余字池下		460	460
3	2	42	牛久土浦線	乙戸→中		4,130	4,130
3	4	43	常名虫掛線	西並木→虫掛字東		2,000	2,000
3	5	46	真鍋並木線	真鍋五丁目→西並木		2,500	2,500
3	3	49	荒川沖寺子線	荒川沖東二丁目→阿見町大字実穀		2,900	70
3	5	53	小松大岩田線	小松一丁目→滝田二丁目		1,230	1,230
3	3	58	土浦千代田線	中貫→かすみがうら市市川		8,470	1,000
3	4	59	中貫下稲吉線	中貫→かすみがうら市下稲吉		2,420	160
3	4	61	高岡下大島線	田土部→田宮		1,650	1,650
7	5	1	大和桜線	大和町→桜町一丁目		140	140
7	5	3	神立駅前西通り線	神立中央一丁目→かすみがうら市稲吉一丁目		210	130
8	6	1	有明大和線	有明町→大和町		70	70
8	7	2	神立駅東西自由通路線	神立中央一丁目→神立中央一丁目		40	40
合 計			44 路 線			128,600	101,035

都政
市策

2 地価公示一覧及び経年変化（令和5年1月1日現在）

（各年1月1日基準日）

【標準地1㎡あたりの価格（円）】

	5年	4年	3年	2年	31年
1 若松町7-13	29,500	29,500	29,500	29,600	29,600
2 乙戸南2丁目19-16	31,700	31,700	31,700	31,700	31,700
3 並木2丁目6-12	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200
4 真鍋4丁目9-3	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600
5 中神立町6番4	34,500	34,500	34,500	34,500	34,500
6 西真鍋町6-2	27,600	27,600	27,600	27,600	27,600
7 中村南1丁目19-2	27,900	27,900	27,900	27,900	27,900
8 木田余東台2丁目17-17	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700
9 千束町2-15	51,300	50,800	50,000	49,400	48,400
10 桜ヶ丘町16-6	—	37,600	—	—	37,600
11 高岡字遠藤久保2336番6	21,500	21,600	21,700	21,800	21,900
12 湖北1丁目5-16	38,900	38,800	38,700	38,700	38,600
13 真鍋6丁目4-39	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600
14 小松1丁目26-5	39,300	39,200	39,200	39,200	39,200
15 天川1丁目3-2	35,100	35,100	35,100	35,100	35,100
16 小松ヶ丘町6-8	31,300	31,300	31,300	31,300	31,300
17 荒川沖東3丁目16-19	40,900	40,900	40,900	40,900	40,800
18 小岩田東2丁目10-4	32,700	32,700	32,700	32,700	32,700
19 藤沢字本町1445番	23,600	23,700	23,800	23,900	24,000
20 真鍋新町13-9	36,700	36,700	36,700	36,700	36,700
21 鳥山4丁目1941番13	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
22 霞ヶ岡町31-7	28,600	28,700	28,800	28,900	29,000
23 右靱字永長1681番89	27,800	—	27,800	27,800	27,800
24 神立東1丁目5-35	37,900	37,800	37,700	37,600	37,500
25 中荒川沖町17-6	39,500	39,400	39,300	39,200	39,100
26 中高津2丁目8-33	30,700	30,700	30,700	30,700	30,700
27 並木5丁目5510番2	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
28 菅谷町字辰巳ノ砂1280番19	10,200	10,300	10,400	10,500	10,600
29 神立町字岩ノ久保2425番7	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
30 中村西根字西1591番1	13,400	13,500	13,600	13,700	13,800
31 田宮字上宿640番2外	8,640	8,820	9,020	9,220	9,410
32 おおつ野8丁目4-9	33,400	32,900	32,500	32,400	32,300
5-1 神立中央1丁目11-9	44,000	43,900	43,800	43,800	43,700
5-2 桜町3丁目1-3	58,500	58,900	59,500	60,500	60,400
5-3 桜町1丁目12-14	44,400	44,500	44,800	45,200	45,200
5-4 真鍋6丁目1-25	35,900	35,900	35,900	36,000	36,000
5-5 大町13-17	46,000	46,000	46,100	46,200	46,100
5-6 荒川沖東2丁目16-20	50,600	50,600	50,600	50,700	50,700
5-7 真鍋1丁目14-15	45,200	45,200	45,200	45,300	45,300
5-8 中村南4丁目11-17	34,200	34,200	34,300	34,400	34,400
5-9 おおつ野7丁目1-3	44,400	44,300	44,300	44,300	44,300
9-1 東中貫町5番3	21,500	21,300	21,200	21,200	21,100

標準地番号の区分

1～32…住宅地
5-1～5-9…商業地
9-1…工業地

3 建築行政

本市は「水、みどり、人がきらめく安心のまち 活力のまち土浦」の実現に向け邁進し活力に満ちた街づくりを目指している。その一端を担う建築行政は昭和55年11月1日に特定行政庁として発足して以来、その指導方針は建築物が災害等に対し安全性を確保し市民の生命と財産の健全な保持、加えて福祉の増進に大きく寄与し、そして土地の有効利用を図ることにある。

近年の建築物の趨勢は近隣の都市整備が進むなか、交通機関の充実により都市型と郊外型の混在した街づくりへと発展している。景気低迷がもたらす住宅事情も堅実な進捗を示し、郊外型は優良な宅地造成が行われ質の高い住宅の建築が進んでいる。

○建築物確認件数

(1) 建築物

()内は計画通知で外数(令和4年度)

用途 地域別	専用住宅	併用住宅	寄寮 宿舎	長共同 住居	事務所	店 舗	診療 所院	ホ旅 テル館	工 場	倉 庫	そ の 他	計
第一種低層 住居専用地域	132	1	0	21	1	0	0	0	0	0	1	156
第二種低層 住居専用地域	144	1	1	19	2	0	0	0	1	0	1	169
第一種中高層 住居専用地域	43	0	0	5	0	0	0	0	0	1	2 (3)	51 (3)
第二種中高層 住居専用地域	42	0	0	2	1	0	0	0	0	0	(1)	45 (1)
第一種 住居地域	71	0	1	6	1	2	0	0	1	1	2	85
第二種 住居地域	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	(1)	8 (1)
準住居地域	9	0	0	2	0	1	0	0	0	2	2 (1)	16 (1)
近隣商業 地域	15	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1 (1)	19 (1)
商業地域	6	1	0	0	3	1	0	0	0	2	3	16
準工業地域	19	0	0	0	4	0	0	1	1	0	0	25
工業地域	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	6
市街化調整 区	96	0	1	2	4 (1)	1	0	0	2	2	10	118 (1)
計	582	3	3	61	16 (1)	8	0	1	10	8	25 (7)	717 (8)

(2) 工作物

()内は計画通知で外数(令和4年度)

種類	煙突	鉄塔等	広告塔	サイロ	擁壁	貯蔵施設	製造施設	車庫
件数	0	0	15	0	0	0	0	0

(3) 昇降機

()内は計画通知で外数(令和4年度)

種類	エレベーター	エスカレーター	計
件数	20 (7)	0	20 (7)

○建築許可件数(建築基準法)

(令和4年度)

種類	用途制限による建築許可	仮設建築物	仮使用承認	敷地等と道路との関係	道路内の建築制限	日影による中高層の建築物の高さの制限	計
件数	0	25	1	1	0	1	28

○開発許可件数(都市計画法)

(令和4年度)

用途	件数	内 訳			
		0.3ha未満	0.3ha以上 1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上
住宅	54	50	4	0	0
その他	11	6	5	0	0
計	65	56	9	0	0

○道路位置指定件数(令和4年度) 0件

○住宅金融支援機構審査件数(令和4年度) 0件

4 市街地整備

(1) 市街地整備の方向

【拠点の再生・整備】

JR常磐線の3駅（土浦駅、荒川沖駅、神立駅）周辺地区は、本市の都市づくりの中心的役割を果たすとともに、県南地域における重要な役割を担う地区としてさらに魅力あるまちづくりを進める。

常磐自動車道IC周辺地区を流通拠点として、また、テクノパーク土浦北等を工業拠点として位置づけ、広域交通ネットワークを生かした本市の産業発展を促す核的拠点として、その機能充実に目指す。

①土浦駅周辺

土浦駅周辺は、本市あるいは県南地域の「まちの顔」ともいうべき中心市街地として、人が集うにぎわいのある広域拠点を目指し、高次の都市機能の充実と活性化を図る。

- ・平成11年度：土浦市中心市街地活性化基本計画策定
- ・平成14年度：市街地総合再生計画承認（土浦駅前西口周辺地区）
- ・平成15年度：〃〃（土浦駅東口周辺地区）
- ・平成25年度：土浦市中心市街地活性化基本計画認定
- ・平成30年度：〃〃（第二期）認定

②荒川沖駅周辺

荒川沖駅を中心とする荒川沖市街地は、荒川沖駅西口地区の整備を推進しながら、首都東京やつくば市への近接性を生かした、本市の南の拠点としてふさわしい市街地の形成を目指す。

- ・平成8年度：市街地総合再生計画大臣承認
- ・平成15年度：荒川沖駅西口第1-A地区竣工

③神立駅周辺

神立駅を中心とする神立市街地は、神立駅周辺地区の整備を推進しながら、本市の北の拠点として、また、隣接市との交流の拠点としてふさわしい市街地の形成を目指す。

- ・平成12年度：神立駅地区再生計画大臣承認
- ・平成15年度：神立駅地区街区整備計画大臣承認

【バリアフリーの推進】

平成21年3月に策定した「土浦市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区に設定した、土浦駅、荒川沖駅、神立駅の各駅周辺地区を中心に、総合的、一体的なバリアフリー化を推進する。

(2) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

施行	地区名	施行者	面積 (ha)	施行年度	用途
済	神立第1	県知事	168.0 内土浦市 127.2	昭和39～昭和44	工業団地 流通団地
済	神立第2	県知事	29.6	昭和42～昭和45	住居
済	乙戸	組合	58.0	昭和45～昭和53	住居
済	神林	組合	27.2	昭和48～昭和57	住居
済	虫掛	組合	33.1	昭和49～昭和56	住居
済	木田余	組合	70.8	昭和59～平成19	住居
済	桜ヶ丘	組合	4.1	昭和59～昭和63	住居
済	中村西根	土浦市	38.7	昭和60～平成2	工業・流通
済	田村・沖宿	組合	99.6	平成元～平成11	住居・工業
済	瀧田	組合	20.7	平成7～平成11	住居
中	神立駅西口	一部事務組合	2.2 内土浦市1.3	平成24～	商業

② 市街地再開発事業等

施行	地区名	施行者	面積 (ha)	施行年度	用途
済	土浦駅東第1地区	個人	0.13	昭和60～昭和62	住居
済	桜町三丁目地区	個人	0.2	平成5～平成7	住居
済	土浦駅前地区	組合	2.1	昭和63～平成10	店舗・住居・ 公益・駐車場
済	荒川神駅西口第1-A地区	組合	0.36	平成9～平成17	住居・店舗
済	土浦駅前北地区	土浦市	0.8	平成19～平成30	公益・駐車場

③ 工業団地造成事業

施行	地区名	施行者	面積 (ha)	施行年度	用途
済	テクノパーク土浦北	公団	41.7	平成2～平成7	工業団地

5 公園緑地

(1) 都市公園

(令和5年4月1日現在)

名 称	位 置	開設面積	主 な 施 設
川口運動公園	土浦市川口二丁目地内	7.33 ha	各種運動施設
亀城公園	〃 中央一丁目地内	3.30	土浦城址広場
神立公園	〃 北神立町地内	4.04	野球場、広場
中貫公園	〃 東中貫町地内	1.00	サッカー場、広場
乙戸沼公園	〃 中村西根地内	12.80	広場遊戯施設
乙戸南公園	〃 乙戸南二丁目地内	1.00	〃
右廻児童公園	〃 右廻地内	0.20	〃
真鍋児童公園	〃 東真鍋町地内	0.30	〃
神立第1児童公園	〃 中神立町地内	0.21	〃
神立第2児童公園	〃 〃	0.28	〃
神立第3児童公園	〃 〃	0.40	広場
下の内児童公園	〃 乙戸南一丁目地内	0.26	広場遊戯施設
稲荷児童公園	〃 乙戸南二丁目地内	0.26	〃
向台児童公園	〃 乙戸南三丁目地内	0.21	〃
霞ヶ浦総合公園	〃 大岩田地内	32.30	県施工分10.3ha
神林東公園	〃 湖北二丁目地内	0.28	広場遊戯施設
神林西公園	〃 湖北一丁目地内	0.20	〃
虫掛東公園	〃 虫掛町地内	0.25	〃
虫掛中央公園	〃 〃	0.33	〃
虫掛立野公園	〃 〃	0.27	〃
烏山東公園	〃 烏山二丁目地内	0.25	〃
烏山西公園	〃 〃	0.27	〃
烏山南公園	〃 〃	0.34	〃
烏山北公園	〃 〃	0.20	〃
永国東公園	〃 永国東町地内	0.82	〃
まりやま新町公園	〃 右廻町地内	0.25	〃
乙戸ファミリースポーツ公園	〃 卸町一丁目地内	0.70	テニスコート・広場遊戯施設
西根西第1児童公園	〃 西根西一丁目地内	0.25	広場遊戯施設
卸町第1児童公園	〃 卸町一丁目地内	0.25	〃
卸町第2児童公園	〃 卸町二丁目地内	0.25	〃
摩利山緑地	〃 まりやま新田地内	0.13	広場
東都和児童公園	〃 東都和地内	0.21	広場遊戯施設
木田余中央公園	〃 木田余東台一丁目地内	1.02	〃
かすみ公園	〃 木田余東台五丁目地内	0.55	〃
けやき公園	〃 木田余東台四丁目地内	0.42	〃
みやわき公園	〃 木田余東台三丁目地内	0.20	〃
田村沖宿公園	〃 おおつ野七丁目地内	2.00	〃
風の公園	〃 おおつ野八丁目地内	0.52	〃
緑の公園	〃 おおつ野五丁目地内	0.49	〃
紫ヶ丘公園	〃 紫ヶ丘地内	1.30	広場
千鳥ヶ池公園	〃 小松三丁目地内	0.20	広場遊戯施設
こもれび公園	〃 永国台地内	0.14	〃
瀧田東公園	〃 瀧田二丁目地内	0.60	〃
瀧田西公園	〃 瀧田一丁目地内	0.19	広場
朝日峠展望公園	〃 小野地内	3.02	〃
田土部農村公園	〃 田土部地内	0.13	広場遊戯施設
永井農村公園	〃 永井地内	0.11	〃
大畑児童公園	〃 大畑地内	0.30	〃
ふじさわ児童公園	〃 藤沢地内	0.05	〃
ふるさとの森	〃 藤沢地内外	4.00	〃
水と緑の里公園	〃 富士崎二丁目地内	1.40	〃
合 計	51ヶ所	85.78	

市民1人当たり公園面積(整備済)約6.08㎡

(2)土浦駅東西口広場

東口広場（昭和43年12月都市計画決定、面積8,500㎡）、西口広場（昭和42年6月都市計画決定、面積9,800㎡）とも都市計画交通広場として定め、昭和53年度に西口広場、昭和54年度に東口広場の恒久整備を目標として都市計画事業認可を受け、整備を進めてきたものであり、昭和60年3月に整備を完了し、供用されている。

また、平成26～29年度において、西口広場のレイアウト変更と併せて、シェルター（屋根）やエレベーターを設置し、バリアフリー基本構想に合致した安心・安全に移動できる広場の整備を完了したものである。

(3)霞ヶ浦総合公園

霞ヶ浦総合公園は、昭和47年5月都市計画決定を受け、総面積46ha、内公有水面11ha、陸地部35ha、内土浦市25ha、茨城県10haについて年次計画で整備を進めてきた。

霞ヶ浦総合公園整備計画は、本市の特色である霞ヶ浦という自然豊かな環境を基盤として、従来の規格化した近代的な施設の整備ではなく、土、水、緑等の自然を主体とした公園整備を目指してきた。

これまでに、県施行のカルチャーパークをはじめ、プール・テニスコート等体育施設整備、滝・小川等修景施設整備、風車塔の建設、さらに自然浄化を兼ねた水生植物園、水辺施設の活動拠点としてのネイチャーセンター等の整備が完了し供用面積約32ha、供用開始率約91%となっている。

公園の内、特に水辺地区は、霞ヶ浦に残された数少ない貴重な水辺であり、これを守り育て、いかに活用するかは公園整備の中でも極めて重要なキーポイントであった。この様な状況を背景に、平成元年度には水辺地区整備計画を策定したが、その内容は、霞ヶ浦の水辺の中でも数少ない公共用地で、かつ自然岸辺に残っている計画地に、水生植物群落の創出、野鳥の楽園バードサンクチュアリー等の整備、霞ヶ浦の水質浄化の啓蒙を図る植物浄化システムの導入、砂浜の水遊び場の整備等である。

この整備計画を受けて、平成5年度には水辺地区の自然動植物の観察の場であるサンクチュアリーと、砂浜の水遊び場を含めた水辺広場の整備を完了したものである。

両施設とも、既に供用開始しているネイチャーセンター・風車等と共に、水辺地区の主要な施設であり、古くから市民生活に密着している霞ヶ浦の自然を学び、親しむ施設として広く市民に愛され利用していただけることを期待したい。

計画決定	昭和47年5月18日
計画変更	昭和53年8月3日
事業施工期間	昭和47年8月31日～平成22年3月31日（事業認可）

○ カルチャーパーク（文化公園）

霞ヶ浦総合公園に定住構想の中心事業として県が事業主体となり、霞ヶ浦文化体育会館及び公園施設を建設したものである。霞ヶ浦文化体育会館は58年7月1日開館。

面 積 10.3ha

○ レストハウス「水郷」

本施設は、総合公園内に雇用促進事業団が建設し、本市に管理移管されたものであり、勤労者が余暇を活用して、家族づれで自然に親しみ休養、健康増進を図ることを目的としている。付帯施設工事は市施行

鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積 578㎡

開 所 昭和56年3月30日

○ テニスコート

夜間照明付きの全天候型テニスコート、ゲートボールコート、クラブハウス会議室を併設し、サークル、グループで快適なプレイが楽しめます。

施設概要 テニスコート……………9面

ゲートボールコート……………3面

○ ネイチャーセンター

霞ヶ浦湖畔の自然環境の中に、自然とのふれあいやレクリエーションの拠点として、平成5年4月オープン

施設概要……鉄筋造2階建（312㎡）

野鳥観察コーナー、展示室、図書コーナー

○ 花蓮園

霞ヶ浦の水と緑に恵まれた自然環境を生かした施設の整備

平成13年10月 開設 花蓮 約200品種（80区画+240樽）

6 駐 車 場

(1) 施設概要

駐車場名 項目	駅東駐車場	駅西駐車場	駅東口広場 駐 車 場	荒川沖駅東口 広場駐車場	荒川沖駅西口広 場駐車場	内西駐車場 (月極)
所在地	有明町 2番	有明町 1番	港町一丁目 3番	荒川沖東二丁目 2番	中荒川沖町 2番	中央一丁目 13番
面積	12,100㎡	3,826㎡	380.05㎡	249.72㎡	301.95㎡	303.20㎡
構 造	路外駐車場アス ファルト全面舗装 自動料金精算シ ステム採用 自動精算機4基 エレベーター2基 鉄骨造4階建 (連続傾床式 4階5層) 1F 事務所 1F 便所	路外駐車場アス ファルト全面舗装 自動料金精算シ ステム採用 自動精算機2基 事前精算機1基 エレベーター2基 鉄骨鉄筋コンク リート4階5層 1F 事務所 1F 便所2か所	路外駐車場アス ファルト全面舗装 集中精算機1基	路外駐車場アス ファルト全面舗装 集中精算機1基	路外駐車場アス ファルト全面舗装 集中精算機1基	
造成費	212,719万円	249,600万円	1,274万円	775万円	1,291万円	
収容能力	1,155枠	467枠	13枠	6枠	6枠	17枠
令和4年度利用台数	107,493台	103,086台				
令和4年度駐車料金	47,423,540円	35,169,520円	3,089,000円	834,500円	1,728,300円	1,056,000円

(2) 料 金 体 系

その1

(令和5年4月1日現在)

区 分		金 額	
普通駐車料金	土浦市駅東駐車場 土浦市駅西駐車場	1時間まで	200円
		最初の1時間を超え、30分増すごとに	100円
		1日における最高限度額	1,000円
定期駐車料金	土浦市駅東駐車場 土浦市駅西駐車場	1か月	10,000円
	土浦市内西駐車場	1か月	6,600円

その2

自動二輪車 (駅東駐車場のみ)

(令和5年4月1日現在)

区 分		金 額	
普通駐車料金	土浦市駅東駐車場	1時間ごとに	100円
		1日における最高限度額	500円
定期駐車料金	土浦市駅東駐車場	1か月	5,000円

- (注) 1 この表を適用する自動車は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0メートル、幅2.0メートル及び高さ2.35メートル（土浦市駅東駐車場立体駐車場部分及び土浦駅西駐車場については2.1メートル）を超えないものに限る。
- 2 前項に定める制限を超える普通旅客自動車で、土浦市駅東駐車場に駐車する場合の駐車料金は、この表の普通駐車料金の各項に記載する金額の5倍に相当する金額とする。
- 3 駐車回数券は、100円券11枚つづり1,000円と、200円券11枚つづり2,000円とする。

その3

(令和5年4月1日現在)

区 分		金 額	
普 通 駐 車 料	土浦市駅東口広場駐車場 土浦市荒川沖駅東口広場駐車場 土浦市荒川沖駅西口広場駐車場	1時間まで 最初の1時間を超え1時間 増すごとに	100円 100円

(注) この表を適用する自動車は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0メートル、幅2.0メートル及び高さ2.35メートルを超えないものに限る。

(3) 駐車区分及び供用時間

駐 車 場 名	駐 車 区 分	供 用 時 間
土浦市駅東駐車場	普 通 駐 車	24時間
土浦市駅西駐車場		
土浦市駅東駐車場	定 期 駐 車	24時間
土浦市駅西駐車場		
土浦市内西駐車場		
土浦市駅東口広場 駐車場	普 通 駐 車	24時間
土浦市荒川沖駅 東口広場駐車場		
土浦市荒川沖駅 西口広場駐車場		

7 荒川沖橋上駅

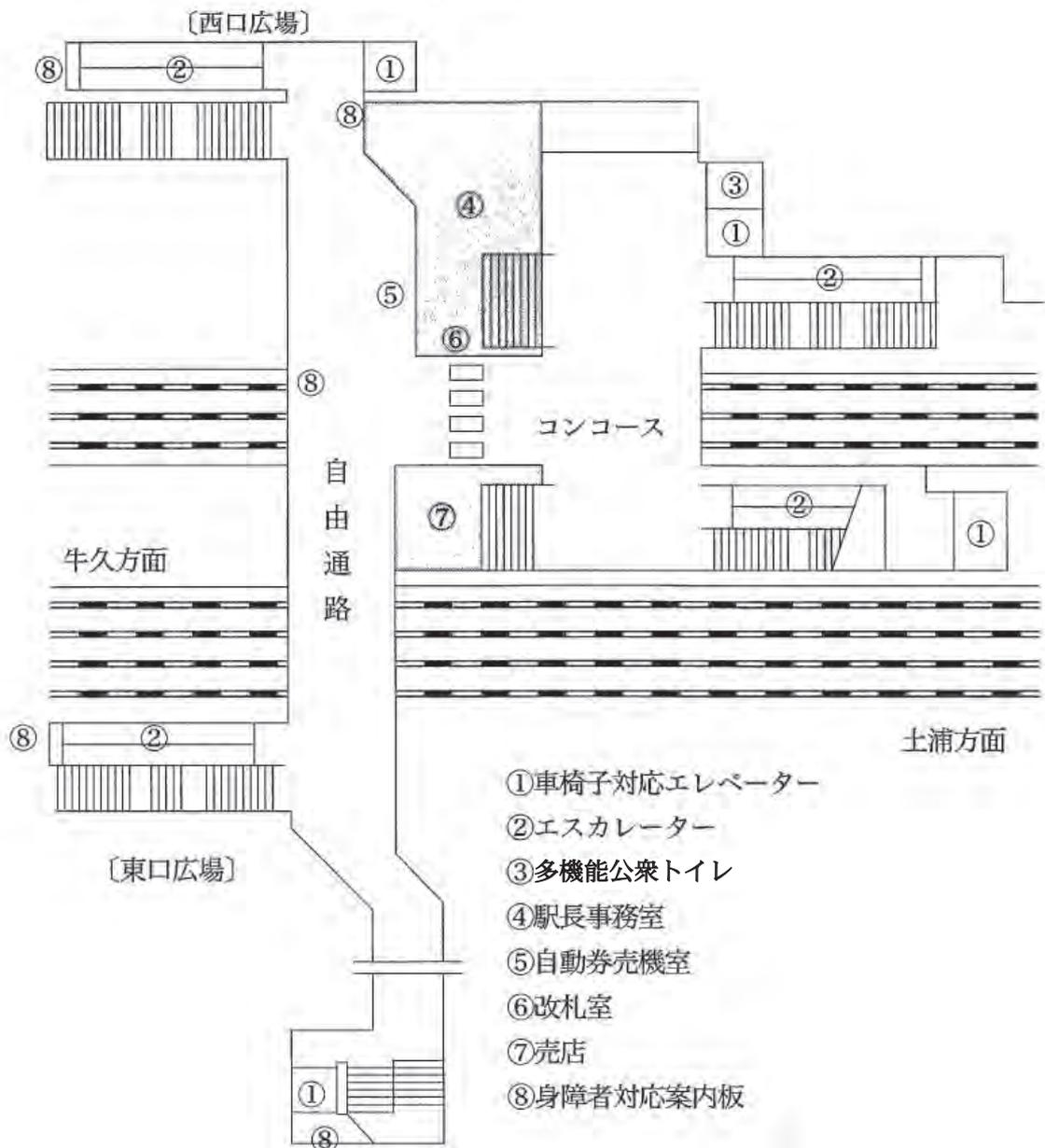
荒川沖駅は明治28年常磐線の開通とともに建設されたものであるが、筑波研究学園都市の進展と駅勢圏地域の開発に伴って、急増した駅利用者に対応するとともに地域住民の利便向上と地域の振興を推進するため、昭和49年5月橋上駅の建設促進を目的とする荒川沖橋上駅建設促進期成同盟会を設立、阿見町との共同事業として橋上駅化が図られた。

建設工事は総工費476,146千円、昭和52年3月に着工し、昭和53年12月には全工事が竣工した。

なお、昭和53年4月期成同盟会より市に「跨線人道橋」が寄付されたことにより、市は昭和54年3月1日付け国鉄と管理協定を締結し、現在これに基づいて管理を行っている。

さらに、平成13～15年度において、自由通路及び駅構内にエレベーター、エスカレーターを設置して、「人にやさしいまちづくり」を目指し、高齢者、障害者に配慮したまちづくりを推進している。

荒川沖駅舎図



8 土浦橋上駅

土浦駅は、明治28年常磐線の開通とともに開設され、昭和11年に改築されたものであるが、駅勢圏地域の開発に伴って、急増した駅利用者への対応と併せ市民の利便向上を図るとともに、駅東西の交流と地域の振興を促進し、さらには、昭和60年に筑波研究学園都市で開催される国際科学技術博覧会に向け玄関口としての機能を整備するため、橋上駅化が図られた。

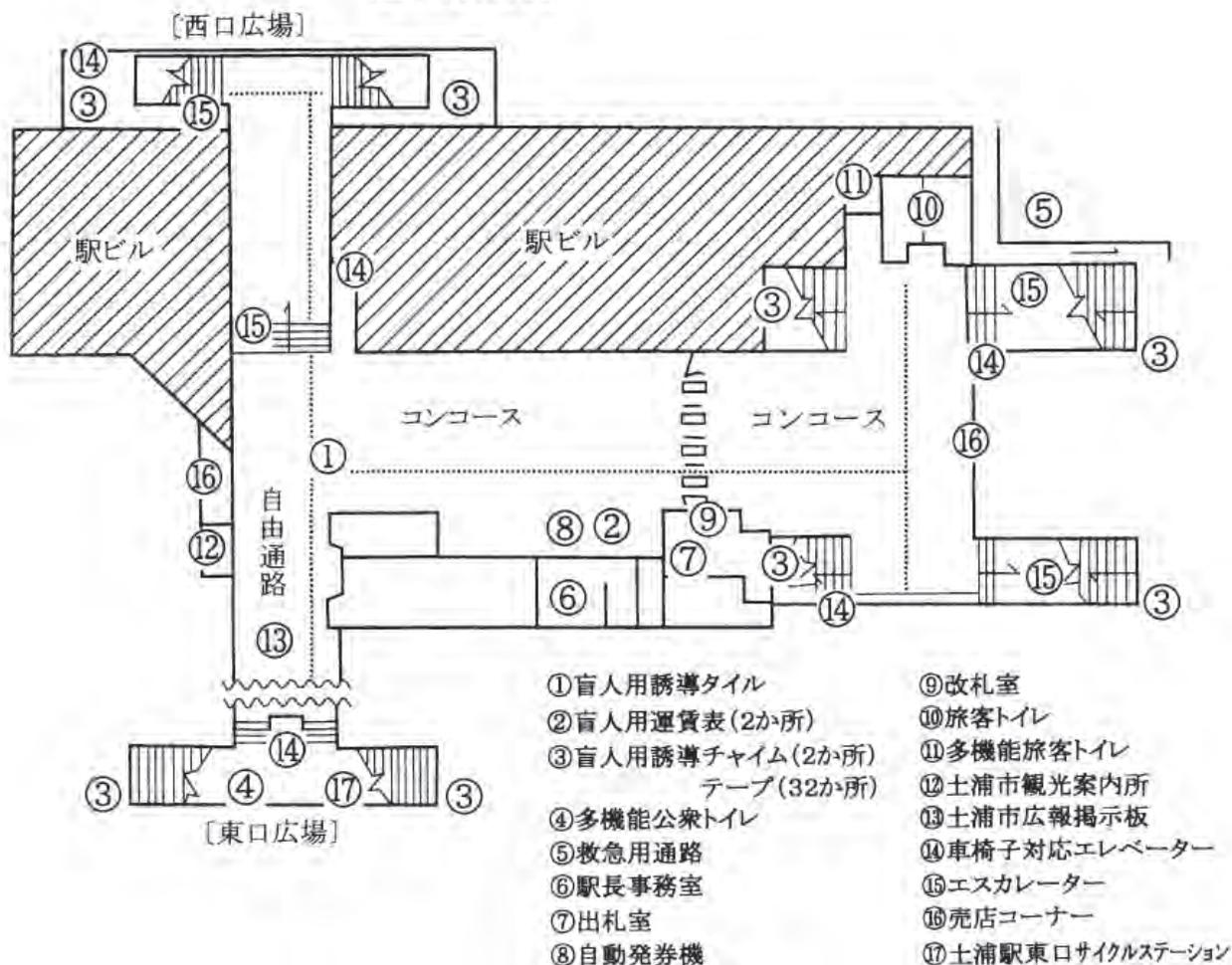
橋上駅の面積は、約2,110㎡で幅員8mの自由通路によって駅東西に連絡され、この概算総工事費19億4,700万円のうち10億6,900万円を市が負担したものであり、昭和56年10月着工し、昭和58年2月にその供用が開始された。

なお、これに併せ西口に地下1階、地上6階延床面積約16,600㎡の商業ビルが橋上駅及び自由通路と接続して建設され昭和58年4月に開業された。

駅舎概要

1. 設置位置	茨城県土浦市有明町1-30	3. 工事費	
	日暮里起点 63km760m	国鉄	713百万円
2. 駅舎		土浦市	1,069百万円
(面積)	橋上本屋 約2,110㎡	土浦ステーション	
	東西自由通路 約1,280㎡	開発株式会社	165百万円
	幅8.0m 延長約141m	合計	1,947百万円
(構造)	鉄骨造 (橋上式)		

土浦駅舎図



9 神立橋上駅

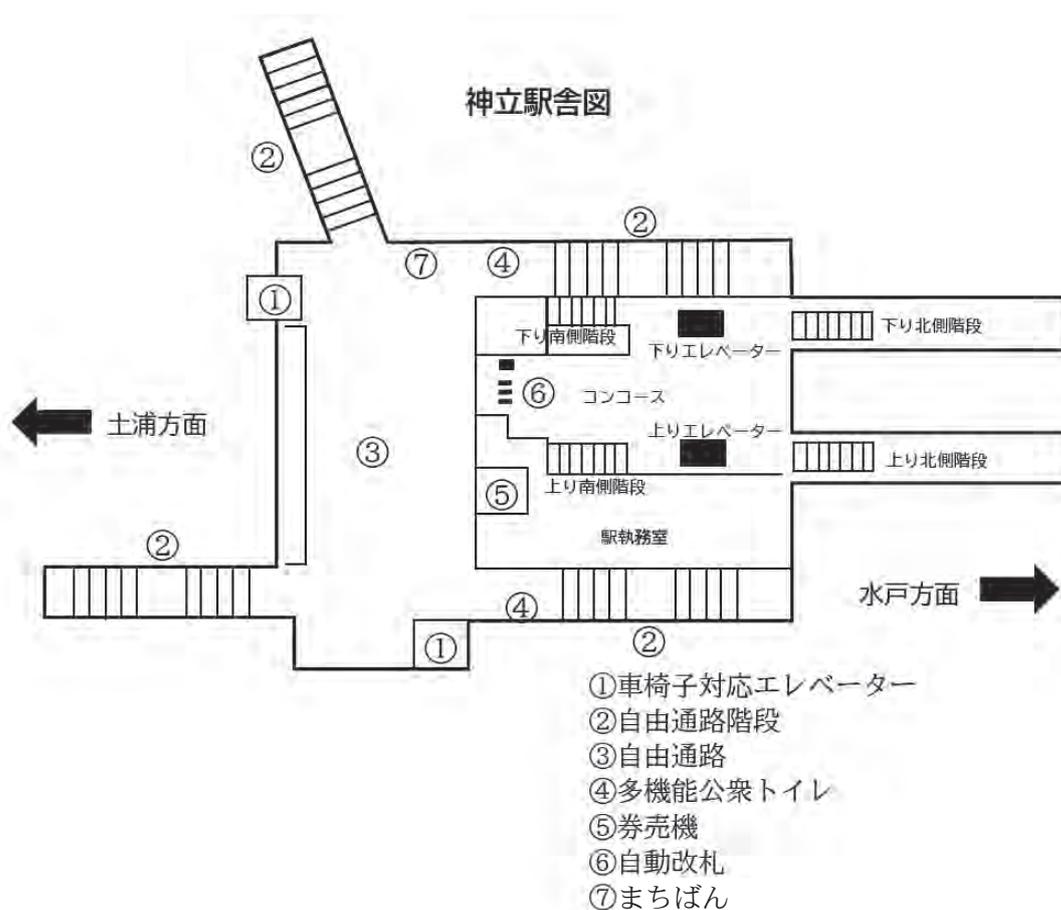
神立駅は、明治28年常磐線の開通とともに開設され、本市の北の玄関口として、又かすみがうら市では最寄りの主要駅として利用されてきた。

駅周辺は、土浦市、かすみがうら市の行政界を越えて、日常的な生活行動の交流圏が形成されており、一体的な整備による行動圏内の機能充実が求められてきたことから、平成23年、本市とかすみがうら市で一部事務組合を設立し、橋上駅舎の整備を行った。

橋上駅の面積は950㎡で、建設総工費30億5,800万円、平成30年3月に供用が開始された。

外観は霞ヶ浦に浮かぶ帆曳船をイメージしており、外壁はベージュ色、屋根材には透光性に優れた膜屋根を採用している。

現在は、駅周辺の都市環境の形成を図るため、駅西側の既存商業機能の再生、駅前広場の拡充工事等を行っている。



10 総合運動公園整備概要

(1) 整備目的

近年、市民のスポーツ・レクリエーションに関する関心は、健康志向と余暇活動の増大等もあって、ますます高まり、多種多様化した高度なスポーツ施設に対する欲求が増大している。

総合運動公園整備事業については、第7次土浦総合計画の見直し方針を受けて、常名運動公園・川口運動公園及び新治運動公園を含めた3つの運動公園について、市全体の運動施設の配置や連携、更には効率的な施設運営、市民のスポーツ・レクリエーションの多様なニーズに対応するため、平成22年度～平成23年度にかけて、基本計画の見直しを実施した。

今後は、基本計画の見直し方針を受け、土浦市総合運動公園基本計画に基づき整備を図る。

(2) 土浦市総合運動公園基本計画の策定

平成23年6月に常名・川口・新治運動公園の基本計画を策定。

(3) 基本方針

(あ) 常名運動公園

土浦市運動公園拠点として、敷地の広さを生かし、地域住民が憩えるゾーンと競技大会等のイベントが行えるゾーンの2つの大きな特徴を兼ね備えた公園とする。

(い) 川口運動公園

都市利便型として競技大会開催のしやすさがあるため、競技者向けの公園とする。また、かすみがうらマラソンの発着場としての利用もあるため、既存イベント等を考慮した施設づくりを検討する。

(う) 新治運動公園

地域密着型の公園として、常名・川口運動公園の補完する公園とする。

(4) 土浦市総合運動公園基本計画の施設概要（平成23年6月基本計画見直し時）

	川口運動公園	常名運動公園	新治運動公園
野球場	20,000人収容		野球場（少年野球場3面）
陸上競技場		第2種公認規格	
サッカー場		3,500人収容	
テニスコート		16面（フットサルコート3面含む）	（既設）
体育館		バスケットコート2面規模	
多目的広場	有	有	有

建 設



帆曳船

1	土木	315
2	建築	317
3	下水道	319
4	都市下水路	324
5	水道	326

1 土 木

(1) 土浦市道路状況

(令和5年3月31日現在)

市道種別	総延長 (m)	重用延長 (m)	実延長 (m)	未供用延長 (m)	舗 装		未舗装 延長(m)
					延長(m)	率%	
1 級	110,791.48	1,822.30	103,296.50	5,672.68	103,291.03	99.99	5.47
2 級	59,141.21	3,133.59	52,637.62	3,370.00	51,936.65	98.67	700.97
その他	1,502,118.85	13,127.64	1,375,574.97	113,416.24	1,043,727.90	75.88	331,847.07
合 計	1,672,051.54	18,083.53	1,531,509.09	122,458.92	1,198,955.58	78.29	332,553.51

(2) 市道延長内訳

		路 線 数	6,956本	
		実 延 長	1,531,509.09m	
延 長 内 訳	幅 員 別	規 格 改 良 延 長	19.5m以上	740.36 m
			13.0 "	7,511.39 "
			5.5 "	194,046.82 "
			5.5 未満	541,910.10 "
			計	744,208.67 "
	内 訳	未 改 良 延 長	5.5m以上	12,572.03 "
			3.5 "	64,557.41 "
			3.5 未満	710,170.98 "
			計	787,300.42 "
	訳	路 面 別 内 訳	未 舗 装 路	332,553.51 "
舗 装 路			アスファルト系	1,157,338.25 "
		セメント系	41,617.33 "	
		計	1,198,955.58 "	
舗 装 率		78.29 %		

(3) 市道路工事状況 (令和4年度)

区 分	道路新設 改 良	道路舗装	道路排水 工 事	交通安全 施 設	そ の 他 維持工事
工事箇所	20	12	0	3	229
総延長(m)	2,338	1,876	0	4,656	-

(4) 道路占用

占用料

種 類	期 間	単 位	占 用 料	摘 要	
電柱類	年	本	900円	本柱、支柱、支線柱	
鉄塔類（水平面積）	年	平方メートル	1,860円	三脚以上のもの	
看板類（板面積）	年	平方メートル	2,230円	広告板、看板	
標識類	年	本	1,190円		
広告塔	年	基	7,500円		
その他の柱類	年	本	900円		
変圧塔類、公衆電話所	年	基	1,400円		
アーチ	年	基	6,700円		
郵便差出箱	年	基	600円		
宅地用通路	年	平方メートル	900円		
露店（臨時に占用するもの）	月	平方メートル	620円		
興行施設類	月	平方メートル	620円		
材料置場、板囲い、足場類	月	平方メートル	620円		
広告付街路灯柱	年	本	900円		
上空又は地下に設ける通路、施設	年	平方メートル	2,230円		
横断幕類	月	張	1,430円		
地下埋設物類	外径が0.08メートル未満のもの	年	メートル	40円	
	外径が0.08メートル以上 0.15メートル未満のもの	年	メートル	80円	
	外径が0.15メートル以上 0.3メートル未満のもの	年	メートル	170円	
	外径が0.3メートル以上 1メートル未満のもの	年	メートル	280円	
	外径が1メートル以上のもの	年	メートル	580円	

(5) 地籍調査事業

国土調査（地籍調査）は、一筆毎の土地について地番・地目・境界の調査と登記簿に記載されている所有者に関する確認と併せて、境界の測量と面積の測定を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものである。

本市の国土調査（地籍調査）事業は、昭和33年度から年次計画に基づいて実施しており、全体調査計画面積94.47km²に対して、令和4年度までに90.61km²（95.9%）が完了している。

なお、令和5年度の事業として、右舂〔IX〕地区（約0.12km²）の地図及び簿冊の閲覧、烏山〔I〕地区（約0.18km²）の現地調査及び測量を実施する予定である。

2 建 築

(1) 市営住宅

(令和5年4月1日現在)

住宅名	所在地	戸数	構造別戸数				一般世帯家賃
			木造	簡平	簡二	中耐	
霞ヶ岡第一	霞ヶ岡町5番	21				21	19,100～43,400円
〃 第二	霞ヶ岡町12番	45				45	27,100～46,300円
板谷第一	若松町5・12～14・36・37番	10	10				1,800～ 3,700円
〃 第二	若松町30・32～34・37番	29	5		24		2,200～10,300円
竹の入第一	西根南三丁目1番	20		20			4,500～ 6,700円
〃 第二	〃 二丁目6番	40		40			4,000～ 6,900円
南ヶ丘	烏山四丁目2065番地2	138			138		8,900～13,000円
都 和	都和三丁目1～8番	295			177	118	9,800～26,400円
神 立	神立中央四丁目2番	64				64	17,100～26,000円
中 村	中村東二丁目19番	79				79	18,200～27,600円
中 高 津	中高津二丁目18番	69				69	20,800～31,500円
大 岩 田	大岩田1715・2153番地	192				192	22,000～34,800円
西 板 谷	板谷三丁目713番地1	194				194	22,500～40,000円
下 坂 田	下坂田2011番地	3	3				1,700～ 2,600円
計		1,199	18	60	339	782	

(2) 県営住宅

(令和5年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	構造別戸数			一般世帯家賃
			特耐・簡二	木造	中耐	
大房アパート	中村南4丁目3番	24			24	21,700～43,300円
都和アパート	都和2丁目3番地9	216			216	22,100～58,900円
神立アパート	神立中央4丁目1番	242			242	14,600～35,600円
ひばりアパート	下高津2丁目1番	210			210	17,600～49,400円
神立南アパート	神立町3587番地	102			102	19,600～40,000円
大岩田アパート	大岩田1715番地3	112			112	22,000～44,200円
中アパート	中1108番地	62			62	29,900～61,400円
常名アパート	並木5丁目4128番地1	18			18	30,200～61,400円
大房住宅	中村南4丁目3番	8		8		26,400～52,700円
新治住宅	高岡1899番地6	6		6		20,400～37,100円
新治第二住宅	高岡1899番地6	6		6		19,500～35,400円
計		1,006		20	986	

(3) 市営住宅への入居申込資格

- ア 土浦市内に住所又は勤務場所があること。
- イ 現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者「いばらきパートナーシップ宣誓」をされた方を含む）があること。ただし次に掲げる方は単身者でも入居することができます。（身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けられない、または受けることが困難であると認められる方は入居出来ません。）
- ① 満60歳以上の方
 - ② 身体障害者（1～4級）、精神障害者（1～3級）、知的障害者（A、A、B、C）
 - ③ 戦傷病者の方で障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症である方
 - ④ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑤ 生活保護被保護者又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
 - ⑥ 海外からの引き揚げた日から5年を経過していない方
 - ⑦ ハンセン病療養所入所者等の方
 - ⑧ DV被害を受けている方
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- エ 市町村税を原則滞納していないこと。
- オ 暴力団員ではないこと。
- カ 下記の収入基準にあてはまること。

◇収入基準早見表

① 所得金額の上限（全員の所得の合計額）

	種 別	同居しようとする親族（本人を除く）及び別居扶養親族の人数					
		0人 (単身者)	1人	2人	3人	4人	5人
世帯の年間 総所得金額	一般世帯	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
	裁量世帯	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

※家族の中に高齢者、障害者、寡婦（寡夫）、ひとり親がいる場合は特別控除の適用があり、該当する控除額を差し引いて計算します。

② 給与所得者が1人の場合（給与支払金額）

	種 別	同居しようとする親族（本人を除く）及び別居扶養親族の人数					
		0人 (単身者)	1人	2人	3人	4人	5人
世帯の年間 総収入金額	一般世帯	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
	裁量世帯	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

※総収入金額（給与支払金額）に対する給与所得控除後の金額は、上記「①所得金額の上限」の表と同じになります。

3 下 水 道

(1) 計画のあらまし

本市の公共下水道事業は、昭和41年度に浸水対策事業として中心市街地を中心に計画面積177.5haを合流式ではじめたものである。

その後、霞ヶ浦の水質汚濁防止対策として、霞ヶ浦北西地域を広域的に県が事業主体となって、霞ヶ浦湖北流域下水道計画が策定されたことにより、本市の公共下水道事業も流域関連公共下水道に変更され、昭和54年1月1日に一部供用を開始した。さらに、国の方針により、市街化調整区域も公共下水道事業で整備することが出来るようになったことを受け、平成12年度に事業認可区域の変更を申請し計画区域の拡大を図ったところである。

また、霞ヶ浦湖北流域下水道区域内の新治村と平成18年2月20日に合併し、現在では、市街化区域の全域及び市街化調整区域の一部を合わせた計画面積6,017ha計画人口121,178人を対象として事業を進めている。

令和4年度末現在では、3,737haの整備が完了し、人口普及率で88.2%となっている。

ア 計画面積及び人口

処理分区名	区 分	計 画 面 積 (h a)	計 画 人 口 (人)	備 考
沖	宿	27.2	231	
田 村 第 一		209.6	3,506	
田 村 第 二		32.6	277	
石	田	5.4	46	
鶴	沼	98.0	833	
神 立 南		87.6	529	
神 立		208.3	5,549	
西 神 立		25.3	591	
北 神 立		193.9	1,432	
中	貫	229.8	3,543	
北	部	81.1	331	
板 谷 第 一		10.4	364	
板 谷 第 二 - 1		30.9	1,036	
板 谷 第 二 - 2		11.6	406	
板 谷 第 三		18.8	493	
並 木 第 一		67.8	1,628	
並 木 第 二		6.7	78	
並 木 第 三		34.9	546	
都	和	55.6	1,615	
若	松	32.8	1,072	
木 田 余 沖		4.0	34	
木 田 余 第 一		39.6	334	

处理分区名	区 分	計画面積 (h a)	計画人口 (人)	備 考
木 田 余 第 二		31.8	212	
木 田 余 第 三 - 1		11.6	406	
木 田 余 第 三 - 2		7.9	277	
木 田 余 第 四		16.9	486	
木 田 余 第 五		221.6	6,852	
亀 城 (合流)		177.5	9,205	
亀 城 (分流)		548.2	12,970	
川 口		30.0	1,034	
港		40.9	1,620	
桜 川		103.8	2,385	
高 津		716.3	18,024	
永 国		222.2	7,517	
小 岩 田		128.9	2,472	
大 岩 田		97.5	1,035	
中 村 第 一		61.7	974	
中 村 第 二		108.7	3,657	
中 村 第 三		271.9	4,278	
中 村 第 四		74.4	2,604	
西 根		39.1	1,052	
右 粕 第 一		117.8	2,134	
右 粕 第 二		98.4	1,192	
荒 川 沖 第 一		63.3	2,096	
荒 川 沖 第 二		288.2	6,089	
荒 川 沖 第 三		88.7	3,013	
新 治		938.0	5,120	
合 計		6,017.2	121,178	

ポンプ施設

(令和5年4月1日現在)

名 称	種 別	計 画		整 備 済		摘 要 ()内は稼働年
		ポンプ数 (台)	能 力 (/min)	ポンプ数 (台)	能 力 (/min)	
亀城ポンプ場	雨 水	5	326.0	5	326.0	稼働中(昭和41年)
桜川ポンプ場	〃	4	208.8	4	208.8	〃(昭和45年)
塚田ポンプ場	〃	4	680.0	4	680.0	〃(昭和54年)
〃	汚水中継	2	9.8	2	10.0	〃(昭和56年)
川口ポンプ場	雨 水	4	148.0	4	148.0	〃(昭和59年)
港ポンプ場	〃	4	282.0	4	282.0	〃(昭和63年)
川口川ポンプ場	〃	2	36.0	2	36.0	〃(平成5年)
紫ヶ丘ポンプ場	汚 水	3	5.1	3	5.1	〃(平成7年)
木田余ポンプ場	雨 水	4	1,200.0	2	306.0	〃(平成11年)
新川ポンプ場	〃	5	1,170.0	3	538.8	〃(平成14年)
藤沢中継ポンプ場	汚 水	2	2.1	2	2.1	〃(昭和62年)
東筑波ポンプ場	〃	3	3.3	3	3.3	〃(令和4年)

合流式公共下水道改善施設

名 称	貯留量	寸 法	摘 要
雨水滞水池	5,325	縦17.4m×横47.0m×高さ15.6~18.0m	供用中(平成17年)

令和4年度末整備状況

(ア) 行政人口	141,233人
(イ) 全体計画面積	6,017.20ha
(ウ) 事業計画面積	4,490.70ha
(エ) 整備済面積	3,736.80ha
(オ) 処理区域内人口	124,580人
(カ) 水洗化人口	117,432人
(キ) 整備率(全体計画面積比)	62.1%
(ク) 整備率(事業計画面積比)	83.2%
(ケ) 普及率(人口比)	88.2%
(コ) 水洗化率(人口比)	94.3%

イ 令和5年度事業計画

排水施設工事 φ200mm L=1,157m

ウ 受益者負担金

区 分	対 象 地 区	負 担 率	面 積	負 担 金
第1負担区	旧市内地区	1/5	1,774,700㎡	151円/㎡
第2負担区	真鍋地区	1/5	1,838,300㎡	300円/㎡
第3負担区	塚田地区	1/5	1,054,000㎡	300円/㎡
第4負担区	神立地区の一部	1/5	1,284,400㎡	300円/㎡
第5負担区	港・川口地区	1/5	578,000㎡	300円/㎡
第6負担区	都和・木田余地区	1/5	3,920,000㎡	300円/㎡
第7負担区	高津・中村及び荒川沖地区の一部	1/5	9,271,000㎡	400円/㎡
第8負担区	神立・板谷・並木・永国・右舩・小岩田・荒川沖地区の一部	1/5	8,280,000㎡	410円/㎡
第9負担区	中貫・常名・殿里・東並木・西並木・虫掛地区の一部	1/5	3,424,000㎡	410円/㎡
第10負担区	白鳥・北神立・中都・東都和・東若松・上高津・大岩田・右舩・中・中村西根・西根・乙戸・荒川本郷・沖新田地区の一部	1/5	4,798,000㎡	410円/㎡
第11負担区	藤沢・高岡・大畑・田宮・永井・上坂田・本郷・沢辺・下坂田・大志戸・小野・東城寺地区の一部	1/5	6,176,000㎡	300円/㎡
第12負担区	手野町、田村町、沖宿町の一部区域	1/5	1,509,000㎡	410円/㎡
第13負担区	手野町、田村町、中貫、穴塚、粕毛、佐野子、上高津、下高津、乙戸南地区の一部区域	1/5	561,000㎡	410円/㎡

エ 下水道使用料

区分	基本金額（1月につき）		超過金額 （排除汚水量1立方メートルにつき）		
	排除汚水量	金額			
一般汚水	10立方メートルまで	1,320円	10立方メートルを超え	20立方メートルまで	143円
			20 "	30 "	154
			30 "	50 "	165
			50 "	100 "	176
			100 "	500 "	187
			500 "	1,000 "	198
			1,000立方メートルを超えるもの		209
公衆浴場汚水			排除汚水量1立方メートルにつき		33

上記表は消費税法に基づき、すべて消費税込みの表示となっております。

備考1. 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2. 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた浴場から排除される汚水をいう。

(2) 霞ヶ浦湖北流域下水道

ア 事業計画

事業年度	事業費	幹線 管渠延長	終末処理場（霞ヶ浦浄化センター）					放流先
			浄化センター面積	処理面積	処理人口	処理水量	処理方法	
昭和48年度 ～ 令和22年度	1,230億円	57.0km	25ha	14,457ha	245,442人	147,081 m ³ /日	担体投入型修正 Bardenpho法 +急速ろ過 +オゾン酸化法 +好気性ろ床法	霞ヶ浦

イ 市町村別処理計画

関係市町村	処理面積(ha)	処理人口(人)	処理汚水量 (m ³ /日)	備考
土浦市	6,017.2	121,178	67,495	
石岡市	2,104.1	33,770	21,596	
かすみがうら市	2,032.6	23,680	15,005	
小美玉市	2,644.0	31,090	22,947	
阿見町	1,659.0	35,724	20,038	
計	14,456.9	245,442	147,081	

(3) 農業集落排水事業

近年、農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変化等により、農業用排水の汚濁が進行し、農業生産環境及び、農村生活環境の両面に大きな問題が生じており、公共用水域の水質悪化の要因にもなっている。

このため、国では、従来より行われている市街化区域を中心とした公共下水道事業とは別に、農村におけるミニ下水道として、農林水産省所轄の農業集落排水事業を、昭和58年度から導入しました。

土浦市では、霞ヶ浦の水質浄化の一環として、昭和62年度に事業の全体計画構想を策定すると共に、昭和63年度から西部地区（佐野子、飯田、矢作）に着手し、平成4年度に処理場が完成し、8月に供用開始しました。

また、平成4年度に着手した2番目の北部地区（粟野町、今泉、小山崎）は、平成7年度に処理場が完成し、同年7月に供用開始しました。

さらに、3番目の東部地区（菅谷町、白鳥町）は、平成7年度に事業採択を受けるとともに、基本設計、全体実施設計及び管路工事に着手し、平成10年度に処理場が完成し、平成11年度に供用を開始しております。

平成18年2月に新治村との合併により、高岡地区（高岡、藤沢新田、田土部）、沢辺地区（沢辺、小高）が加わりました。

平成14年度より進めておりました西根地区（中村西根）は、平成20年度に処理場が完成し、平成21年4月に供用を開始したことにより、現在6地区において供用を開始しています。

施設概要

区分 地区名	計画処理 対象人口 (人)	管路延長 (m)	中継ポンプ 施設 (箇所)	汚水処理方式	備考
高岡	940	9,542	3	回分式活性汚泥方式	
西部	780	5,676	8	〃	
沢辺	850	8,292	10	〃	
北部	950	11,832	10	〃	
東部	1,770	17,812	23	〃	
西根	690	5,506	12	〃	

4 都市下水路

(1) 概況

本市の都市下水路事業は、市街化の進展に伴う、降水時の雨水流出量の増加による家屋の浸水被害及び道路冠水等の解消及び生活環境の向上を図ることなどを目的としている。

また、将来の公共下水道の雨水幹線との関連を考慮しながら、計画的に整備を進めている。

雨水事業全体としては、令和4年度までに延長87,873mの整備が完了し、令和5年度においては、路線延長256mの改築等の整備が予定されている。(木田余の水路42m加算)

(2) 令和5年度の事業概要

- ア 整備予定路線 3路線 (神立菅谷 50m、西根竹の入 59m、木田余 147m)
 イ 整備予定延長 256m

(3) 都市下水路及び雨水幹線の状況

(令和5年4月1日現在)

No.	路線名	路線延長(m)	集水区域	流末河川
1	東中貫	1,463	中貫、神立町、東中貫町	中貫路 都市下水路
2	神立菅谷	4,513	神立中央一、二、三、四、五丁目 中神立町、神立東一、二丁目 神立町、白鳥町、菅谷町	一ノ瀬川
3	菅谷	568	菅谷町	一ノ瀬川
4	菅谷東	865	菅谷町	一ノ瀬川
5	都和	3,356	並木二、三、四丁目、常名 都和一、二、三丁目、中貫	中貫路 都市下水路
6	白鳥	3,395	手野町、白鳥町、神立町	神立路 都市下水路
7	中貫	6,037	中貫、小山崎、神立町、木田余、手野町	神立路 都市下水路
8	神立	10,632	神立中央五丁目、中神立町、神立町 北神立町、手野町	境川
9	常名新田	1,218	常名	常名路 都市下水路
10	東真鍋	769	東真鍋町	真鍋雨水渠
11	田村沖宿	825	田村町	田村川
12	木田余	2,859	木田余	境川
13	虫掛	1,430	虫掛	新川
14	常名	1,466	常名	新川
15	殿里	1,453	殿里、西真鍋町、真鍋二、五丁目	新川
16	真鍋二丁目	198	真鍋二丁目	新川
17	真鍋二丁目第2	396	西真鍋町、真鍋二丁目	新川
18	西真鍋	576	西真鍋町、真鍋二丁目	新川
19	真鍋	1,789	真鍋一、三丁目、東真鍋町、真鍋新町	新川
20	木田余第2	1,115	木田余、真鍋新町	新川
21	上高津	2,084	上高津、粕毛	上備前川
22	粕毛穴塚	987	粕毛、穴塚	上高津 都市下水路

No.	路線名	路線延長 (m)	集水区域	流末河川
23	天川上高津	1,823	上高津、上高津新町、天川二丁目	備前川
24	上高津第2	446	上高津	備前川
25	中高津	2,594	中高津二、三丁目、下高津三、四丁目	備前川
26	国分中高津	1,632	富士崎一、二丁目、国分町 中高津一丁目、下高津一丁目	備前川
27	小松	1,706	小松一、二、三丁目、千鳥ヶ丘町 霞ヶ岡町	備前川
28	小松大岩田	1,084	大岩田、千鳥ヶ丘町、霞ヶ岡町 小松三丁目	備前川
29	大岩田	1,825	大岩田、霞ヶ岡町	備前川
30	蓮河原新町	872	蓮河原新町	桜川
31	蓮河原	934	蓮河原、蓮河原新町、小松一丁目	土浦第二土地改良区水路
32	西根竹の入	3,230	中、中村西根、西根南一、二丁目	花室川
33	中村西根	1,223	中村西根	花室川
34	永国西	1,543	永国、天川一丁目、中高津三丁目	花室川
35	中村	1,405	中、中村西根	花室川
36	中	206	中、中村西根	花室川
37	原の前	2,673	中村南一、二丁目、中	花室川
38	永国東	1,606	永国	花室川
39	右粕西	2,068	右粕	花室川
40	小岩田西	1,032	桜ヶ丘町、小岩田西二丁目	花室川
41	桜ヶ丘	2,012	桜ヶ丘町、霞ヶ丘町 小岩田西一、二丁目	花室川
42	右粕東	1,681	右粕	花室川
43	烏山南ヶ丘	1,868	烏山一、三、五丁目	花室川
44	小岩田東	1,427	小岩田東一、二丁目、大岩田	花室川
45	烏山	2,060	烏山二、三、四丁目、右粕	花室川
46	長峰	811	中村西根	西根竹の入 都市下水路
47	北荒川沖	1,099	中村南二、三丁目、北荒川沖町	原の前 都市下水路
48	摩利山	1,852	摩利山新田、右粕	原の前 都市下水路
49	乙戸沼	190	乙戸、中村西根	乙戸沼
50	荒川沖北	932	中村南二、三丁目、北荒川沖町	荒川沖 都市下水路
51	乙戸	949	乙戸	乙戸川
52	荒川沖	2,362	中村南四、五、六丁目 荒川沖西一、二丁目	乙戸川
53	荒川沖東	1,862	荒川沖東二、三丁目、荒川沖	乙戸川
	合計	95,001		

5 水 道

(1) 事業計画

土浦市における水道事業は、1957年（昭和32年）に発足した霞ヶ浦水道組合（茨城県・土浦市・阿見町で結成する一部事務組合）事業の発展的解消により、1964年（昭和39年）茨城県企業局から全量を受水し、土浦市水道事業者として独立し、水道事業を経営するに至った。

1981年（昭和56年）には、第1次拡張事業計画を策定し、その面整備に取り組んでいる。

また、2006年2月（平成18年）には、新治村との合併により新治村水道事業を土浦市に統合し、更には、2019年3月（平成31年）に給水区域外であった中村南一丁目、五丁目及び右粕の一部を給水区域に指定し、第1次拡張事業の変更による事業認可を受け、施設整備を行っている。

なお、旧新治村の水道事業は、1974年（昭和49年）に事業認可を受け、1978年（昭和53年）より供用開始し、茨城県企業局からの受水と地下水による自己水源により事業を行っていたが、自己水源については2011年（平成23年）に廃止し、現在は茨城県企業局より全量を受水している。

水道は、健康で文化的な生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な施設であり、限られた財源のなかで、地域の発展を支える重要な基礎施設として優先的に取り組み、その進捗が図られている現状にある。さらに、公営企業に課せられた経済性の確保と公共の福祉という観点から、公衆衛生の資質向上と生活環境の改善を目指し、事業計画に基づいた施設の整備を進め、常に安心・安全な給水ができる施設の整備と安定した水道水の確保に努めている。

配 水 区 域	創設事業	第1次拡張事業
	土浦市の全域 (一部の地域を除く)	土浦市全域 (右粕、中村南一丁目 五丁目の一部を除く)
計 画 給 水 人 口	130,000 人	149,800 人
計 画 1 日 最 大 給 水 量	32,500 m ³	64,100 m ³
計 画 1 人 1 日 最 大 給 水 量	250 ℓ	428 ℓ
配 水 区 域	合併後	第1次拡張事業変更
	土浦市全域	土浦市全域
計 画 給 水 人 口	161,900 人	136,400 人
計 画 1 日 最 大 給 水 量	70,000 m ³	46,000 m ³
計 画 1 人 1 日 最 大 給 水 量	432 ℓ	337 ℓ

(2) 財 務

ア 令和4年度損益計算書（消費税抜）

（単位：千円）

水 道 事 業 会 計	
科 目	金 額
1 営業収益	3,112,284
1 給水収益	3,035,443
2 受託工事収益	2,140
3 その他営業収益	74,701
2 営業費用	2,976,651
1 原水及び受水費	1,557,728
2 配水及び給水費	306,061
3 受託工事費	5,534
4 業務費	151,535
5 総係費	45,265
6 減価償却費	901,482
7 資産減耗費	9,046
3 営業外収益	127,824
1 受取利息	224
2 長期前受金戻入	102,314
3 雑収益	3,074
4 補助金	22,212
4 営業外費用	74,345
1 支払利息	74,294
2 雑支出	51
5 特別利益	41
1 過年度損益修正益	0
2 その他特別利益	41
6 特別損失	13,410
1 過年度損益修正損	3,606
2 その他特別損失	9,804
当年度純利益	175,743
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	0
当年度未処分利益剰余金	175,743

イ 令和4年度剰余金処分計算書

（単位：千円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,186,660	361,162	175,743
議会の議決による処分	102,314	0	△ 175,743
減債積立金の積立	0	0	△ 73,429
資本金への組入れ	102,314	0	△ 102,314
処分後残高	13,288,974	361,162	0

ウ 令和4年度貸借対照表（消費税抜）

（単位：千円）

科 目		金 額
資 産 合 計		23,427,888
1	固 定 資 産	20,974,650
1	有 形 固 定 資 産	20,973,775
	1 土 地	363,168
	2 建 物	537,999
	3 構 築 物	18,134,457
	4 機 械 及 び 装 置	1,871,907
	5 車 輛 運 搬 具	4,896
	6 工 具 器 具 及 び 備 品	1,301
	7 建 設 仮 勘 定	60,047
2	無 形 固 定 資 産	741
	1 電 話 加 入 権	741
3	投 資	134
	1 そ の 他 投 資	134
2	流 動 資 産	2,453,238
1	現 金 預 金	2,079,862
2	未 収 金	343,679
	貸 倒 引 当 金	△ 3,340
3	貯 蔵 品	32,807
4	そ の 他 流 動 資 産	230
負 債 合 計		8,938,489
3	固 定 負 債	5,359,029
1	企 業 債	5,001,693
	1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,001,693
2	引 当 金	357,336
	1 修 繕 引 当 金	212,330
	2 退 職 給 付 引 当 金	145,006
4	流 動 負 債	768,558
1	企 業 債	314,300
	1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	314,300
2	未 払 金	415,006
3	引 当 金	11,389
	1 賞 与 引 当 金	9,524
	2 法 定 福 利 費 引 当 金	1,865
4	そ の 他 流 動 負 債	27,863
5	繰 延 収 益	2,810,902
1	長 期 前 受 金	4,642,527
	収 益 化 累 計 額	△ 1,831,625
資 本 合 計		14,489,399
6	資 本 金	13,186,660
7	剰 余 金	1,302,739
1	資 本 剰 余 金	361,162
	1 国 庫 補 助 金	361,162
2	利 益 剰 余 金	941,577
	1 建 設 改 良 積 立 金	400,000
	2 財 調 積 立 金	365,834
	3 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	175,743
負 債 資 本 合 計		23,427,888

(3) 給水計画

ア 配水場

(ア) 大岩田配水場

所在地	土浦市大岩田字西秋葉1734
敷地面積	9,305㎡
配水区域	市街地部一帯
計画給水人口	63,300人
計画1人1日最大給水量	428ℓ
計画1日最大給水量	27,100㎡
配水池公称能力	10,500㎡ (5,250㎡/1池×2池)
配水池有効容量	8,190㎡
配水池滞留時間	7.2時 (通常実有効水深 7.8m)
竣工期日	創設 1983年 (昭和58年) 3月 低区 2011年 (平成23年) 12月

(イ) 神立配水場

所在地	土浦市北神立町5
敷地面積	13,665㎡
配水区域	北部台地一帯
計画給水人口	56,100人
計画1人1日最大給水量	428ℓ
計画1日最大給水量	24,000㎡
配水池公称能力	13,000㎡ (1,500㎡/1池×2池) (5,000㎡/1池×2池)
配水池有効容量	10,380㎡
配水池滞留時間	10.3時間 (通常実有効水深 創設3.1m、1 拡5.1m)
竣工期日	創設 1967年 (昭和42年) 1月 1 拡 1988年 (昭和63年) 1月

(ウ) 右舂配水場

所在地	土浦市右舂1157-5
敷地面積	5,146㎡
配水区域	南部台地一帯
計画給水人口	30,400人
計画1人1日最大給水量	428ℓ
計画1日最大給水量	13,000㎡
配水池公称能力	5,300㎡ (2,650㎡×2池)
配水池有効容量	5,000㎡ ※1
配水池滞留時間	12時間 (通常実有効水深 6.5m) ※1
竣工期日	創設 1970年 (昭和45年) 7月 1 拡 1984年 (昭和59年) 1月 施設整備 2018年 (平成30年) 3月

(工) 新治浄・配水場

所在地	土浦市大畑字前山869-32
敷地面積	6,735㎡
配水区域	新治地区一帯
計画給水人口	12,100人
計画1人1日最大給水量	488ℓ
計画1日最大給水量	5,900㎡
配水池公称能力	2,835㎡ (330㎡/1池×2池) (1,175㎡/1池×1池) (1,000㎡/1池×1池)
配水池有効容量	2,380㎡
配水池滞留時間	9.2時間 (通常実有効水深 4.2m)
竣工期日	創設 1974年 (昭和49年) 8月 2 拡 2005年 (平成17年) 2月

(4) 業 務

ア 料 金

水道使用金額

(令和元年10月1日改定)

料 金 用 途		基本料金(1カ月につき)		従 量 料 金 (1㎡当り)	
		基 本	金 額 (円)	水 量	金 額 (円)
家 事 用	0㎡	495	1㎡を超え、10㎡まで	126.5	
			11㎡を超え、20㎡まで	231.0	
			21㎡を超え、50㎡まで	280.5	
			51㎡を超えるもの	341.0	
団 体 用	官庁・会社等	0㎡	1,320	1㎡を超え、20㎡まで	165.0
				21㎡を超え、200㎡まで	275.0
				201㎡を超えるもの	374.0
	学校・福祉施設	0㎡	1,210	1㎡を超え、20㎡まで	154.0
				21㎡を超え、200㎡まで	264.0
				201㎡を超えるもの	341.0
工 業 用	0㎡	7,150	1㎡を超え、100㎡まで	181.5	
			101㎡を超え、300㎡まで	286.0	
			301㎡を超えるもの	352.0	
営 業 用	0㎡	1,265	1㎡を超え、16㎡まで	203.5	
			17㎡を超え、60㎡まで	335.5	
			61㎡を超えるもの	407.0	
臨 時 ・ そ の 他	0㎡	2,200	1㎡を超え、10㎡まで	533.5	
			11㎡を超えるもの	907.5	

※この表は、すべて消費税込みの金額になっています。

メーター使用金額 (1ヶ月につき)

(令和元年10月1日改定)

口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
使用料 (円)	33.0	49.5	55.0	110.0	132.0	440.0	550.0	770.0	1,210.0	1,980.0

※この表は、すべて消費税込みの金額になっています。

イ 水道料金改定の経緯

用途	改定実施期日	基本料金		従量料金						
		円	円	円	円	円	円	円	円	
家事用	S39.10.1	10m ³	270	11m ³ ~	30					
	43.6.1	8	270	9~	40					
	51.1.1	10	500	11~100	70	101m ³ ~	80			
	53.2.1	10	740	"	105	"	130			
	55.3.1	10	970	11~20	120	21~50	140	51m ³ ~	165	
	57.4.1	10	1,240	"	160	"	190	"	225	
	58.4.1	10	1,650	"	220	"	265	"	320	
	H18.4.1	0	450	1~10	120	11~20	220	21~50	265	51m ³ ~ 320
H20.7.1	0	450	"	115	"	210	"	255	" 310	
団 体 用 官庁・会社等	S39.10.1	20	580	21~	30					
	43.6.1	20	600	"	40					
	51.1.1	20	1,200	21~200	70	201~	78			
	53.2.1	20	1,900	"	105	"	120			
	55.3.1	20	2,500	"	140	"	180			
	57.4.1	20	3,200	"	180	"	240			
	58.4.1	20	4,300	"	260	"	350			
H20.7.1	0	1,200	1~20	150	21~200	250	201~	340		
団 体 用 学校・福祉施設	S51.1.1	20	1,200	21~200	65	201~	70			
	53.2.1	20	1,800	"	95	"	110			
	55.3.1	20	2,300	"	130	"	160			
	57.4.1	20	2,950	"	170	"	210			
	58.4.1	20	4,000	"	250	"	320			
	H20.7.1	0	1,100	1~20	140	21~200	240	201~	310	
工 業 用	S39.10.1	100	1,500	101~	25					
	43.6.1	100	3,000	101~500	30	501~	25			
	51.1.1	100	6,000	101~300	65	301~	70			
	53.2.1	100	9,500	"	100	"	110			
	55.3.1	100	13,200	"	140	"	165			
	57.4.1	100	16,900	"	180	"	220			
	58.4.1	100	23,500	"	270	"	330			
	H20.7.1	0	6,500	1~100	165	101~300	260	301~	320	
営 業 用	S39.10.1	20	620	21~	40					
	43.6.1	16	620	17~	50					
	51.1.1	16	1,100	17~60	65	61~	80			
	53.2.1	16	1,750	"	115	"	135			
	55.3.1	16	2,400	"	165	"	195			
	57.4.1	16	3,070	"	225	"	270			
	58.4.1	16	4,250	"	315	"	380			
H20.7.1	0	1,150	1~16	185	17~60	305	61~	370		
臨 時 用	S39.10.1	10	560	11~	50					
	43.6.1	10	1,000	"	60					
	51.1.1	10	2,000	"	200					
	53.2.1	10	3,000	"	320					
	55.3.1	10	4,000	"	450					
	57.4.1	10	5,200	"	600					
	58.4.1	10	7,000	"	850					
H20.7.1	0	2,000	1~10	485	11~825					

H 9.4.1改定 S58.4.1実施の料金に5%を加算した金額

H26.4.1改定 H20.7.1実施の料金に8%を加算した金額

R1.10.1改定 H20.7.1実施の料金に10%を加算した金額

ウ 加入金

メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
13ミリメートル	40,000円	50ミリメートル	600,000円
20ミリメートル	80,000円	75ミリメートル	1,500,000円
25ミリメートル	140,000円	100ミリメートル	2,670,000円
30ミリメートル	210,000円	150ミリメートル	6,000,000円
40ミリメートル	380,000円	200ミリメートル以上	市長が別に定める額

※上記加入金に消費税(10%)が加算されます。

エ 年度別料金調べ(消費税込)

年度	給水件数(件)	水道料金(千円)	行政区域人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
H25	57,777	3,372,288	145,125	136,179	93.8
H26	58,524	3,411,350	144,532	136,070	94.1
H27	59,136	3,449,217	143,726	135,709	94.4
H28	60,104	3,357,661	143,182	135,358	94.5
H29	59,997	3,381,773	142,734	135,316	94.8
H30	60,973	3,393,824	142,143	135,040	95.0
R1	62,555	3,333,280	141,655	134,734	95.1
R2	62,909	3,324,970	141,119	134,454	95.3
R3	64,717	3,352,904	141,563	138,481	97.8
R4	66,081	3,338,759	141,801	138,795	97.9

オ 年度別、用途別料金調べ(消費税込)

上段・料金(単位:千円)、下段・件数

年度	家事用	団体用	工業用	営業用	臨時用
H25	2,078,013	441,312	420,210	393,964	9,381
	54,891	1,498	17	1,319	52
H26	2,106,877	433,343	431,375	395,950	13,010
	55,585	1,523	17	1,347	52
H27	2,126,548	445,158	422,608	400,593	22,881
	56,162	1,577	12	1,351	34
H28	2,130,479	416,115	385,191	384,677	9,276
	56,981	1,619	45	1,413	46
H29	2,144,177	422,930	375,636	397,074	9,446
	56,970	1,570	11	1,365	81
H30	2,132,547	431,613	405,212	382,199	9,371
	57,904	1,612	18	1,357	82
R1	2,150,180	417,935	355,168	368,270	8,050
	59,340	1,667	19	1,438	91
R2	2,281,707	382,507	306,117	306,931	13,110
	59,640	1,697	23	1,453	96
R3	2,271,654	388,591	337,583	312,834	6,993
	61,533	1,707	19	1,363	95
R4	2,254,299	393,545	303,833	338,048	12,770
	62,741	1,752	24	1,440	124

量水器使用料

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
使用料	29,408	30,793	31,429	31,923	32,510	32,882	33,677	34,599	35,249	36,264

力 配水量

年度	配水量 (m ³)	有収水量 (m ³)	有収率 (%)	1日平均配水量 (m ³)
H25	14,845,925	13,820,936	93.1	40,674
H26	14,579,709	13,649,251	93.6	39,944
H27	14,739,327	13,743,090	93.2	40,271
H28	14,564,083	13,516,884	92.8	39,902
H29	14,729,334	13,611,982	92.4	40,354
H30	14,547,349	13,633,453	93.7	39,856
R1	14,174,321	13,385,133	94.4	38,728
R2	14,266,146	13,441,199	94.2	39,085
R3	14,274,970	13,491,011	94.5	39,110
R4	14,236,474	13,457,355	94.5	39,004

キ 水道の需要状況

年度	総 数		家 事 用		団 体 用	
	件 数	使用水量 (m ³)	件 数	使用水量 (m ³)	件 数	使用水量 (m ³)
H25	57,777	13,820,936	54,891	9,960,866	1,498	1,480,117
H26	58,524	13,649,251	55,585	9,870,808	1,523	1,420,582
H27	59,136	13,743,090	56,162	9,938,206	1,577	1,453,294
H28	60,104	13,516,884	56,981	9,965,648	1,619	1,365,742
H29	59,997	13,611,982	56,970	10,032,336	1,570	1,383,175
H30	60,973	13,633,453	57,904	9,980,457	1,612	1,429,051
R1	62,555	13,385,133	59,340	10,026,157	1,667	1,344,639
R2	62,909	13,441,199	59,640	10,476,730	1,697	1,244,492
R3	64,717	13,491,011	61,533	10,446,879	1,707	1,250,338
R4	66,081	13,457,355	62,741	10,385,157	1,752	1,272,490
年度	工 業 用		営 業 用		そ の 他	
	件 数	使用水量 (m ³)	件 数	使用水量 (m ³)	件 数	使用水量 (m ³)
H25	17	1,260,325	1,319	1,109,226	52	10,402
H26	17	1,262,082	1,347	1,081,660	52	14,119
H27	12	1,232,443	1,351	1,093,988	34	25,159
H28	45	1,125,553	1,413	1,049,410	46	10,531
H29	11	1,101,455	1,365	1,086,421	81	8,595
H30	18	1,174,273	1,357	1,040,259	82	9,413
R1	19	1,020,290	1,438	986,432	91	7,615
R2	23	881,215	1,453	825,823	96	12,939
R3	19	947,258	1,363	840,452	95	6,084
R4	24	877,905	1,440	910,105	124	11,698

教 育



GIGA スクール構想（1人1台端末を用いた授業風景）

1	教育	335
2	生涯学習	352
3	青少年教育	358
4	文化	361
5	スポーツ振興	367

1 教育

(1) 教育行政方針

基本方針1 時代の変化に対応した学校教育の充実

少子化の進行及び子どもたちの多様化の進展により、ますます重要性を増す学校教育について、保護者及び関係機関と連携を図りながら、更なる充実を図る。また、市内全域での教育の機会均等と公平性の確保を図るための環境整備に努める。

さらに、急激に進む情報化社会に対応するための情報活用能力の向上と合わせて、情報技術を活用した学校教育の在り方についても検討を進めるとともに、子どもたちが自ら主体的に課題に対応し、解決する力を身に付けるための教育を推進する。

基本方針2 将来を見据えた青少年教育の推進

少子化や家族形態の変化等により、子ども同士のコミュニケーションや異なる年齢層との交流が減少し、社会性や心の豊かさを育む機会が少なくなっている。そのため、豊かな社会性を養う社会活動への参加を推進する仕組みづくりや、学校・地域社会が連携して、貴重な学びや成長の機会の充実、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいく。

基本方針3 本市の特性を生かしたスポーツ活動の推進

本市では、霞ヶ浦でのウォータースポーツや筑波山麓でのスカイスポーツ、全国屈指のサイクルスポットであるつくば霞ヶ浦りんりんロードでのサイクリングなど、様々なスポーツに親しむことができる。

そのような本市の特性をPRするとともに、施設の維持管理・改修による魅力向上、利用手続の簡略化、スポーツイベントを契機とした関心の喚起等、誰もがスポーツに魅力を感じ、楽しく安全に利用できる環境の提供に努めることで、市民の健康増進や生きがいづくり、生涯スポーツ活動の推進につなげていく。

基本方針4 多様なニーズに対応した生涯学習の推進

市民の多様なニーズに対応した学びの機会の充実に努めるとともに、既存の活動の支援、活動拠点となる施設の老朽化対策などを行い、市民が自主的に学ぶことができる環境の整備に努める。

基本方針5 歴史・文化遺産の保存・継承と文化芸術活動の推進

本市の先人から引き継がれた貴重な歴史・文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承するため、文化財の保存活用や施設の老朽化対策に努める。

また、市民一人ひとりが文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活を送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ環境の整備を推進するとともに、市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図る。

(2) 教育委員・事務局

ア 教育委員

(令和5年7月1日現在)

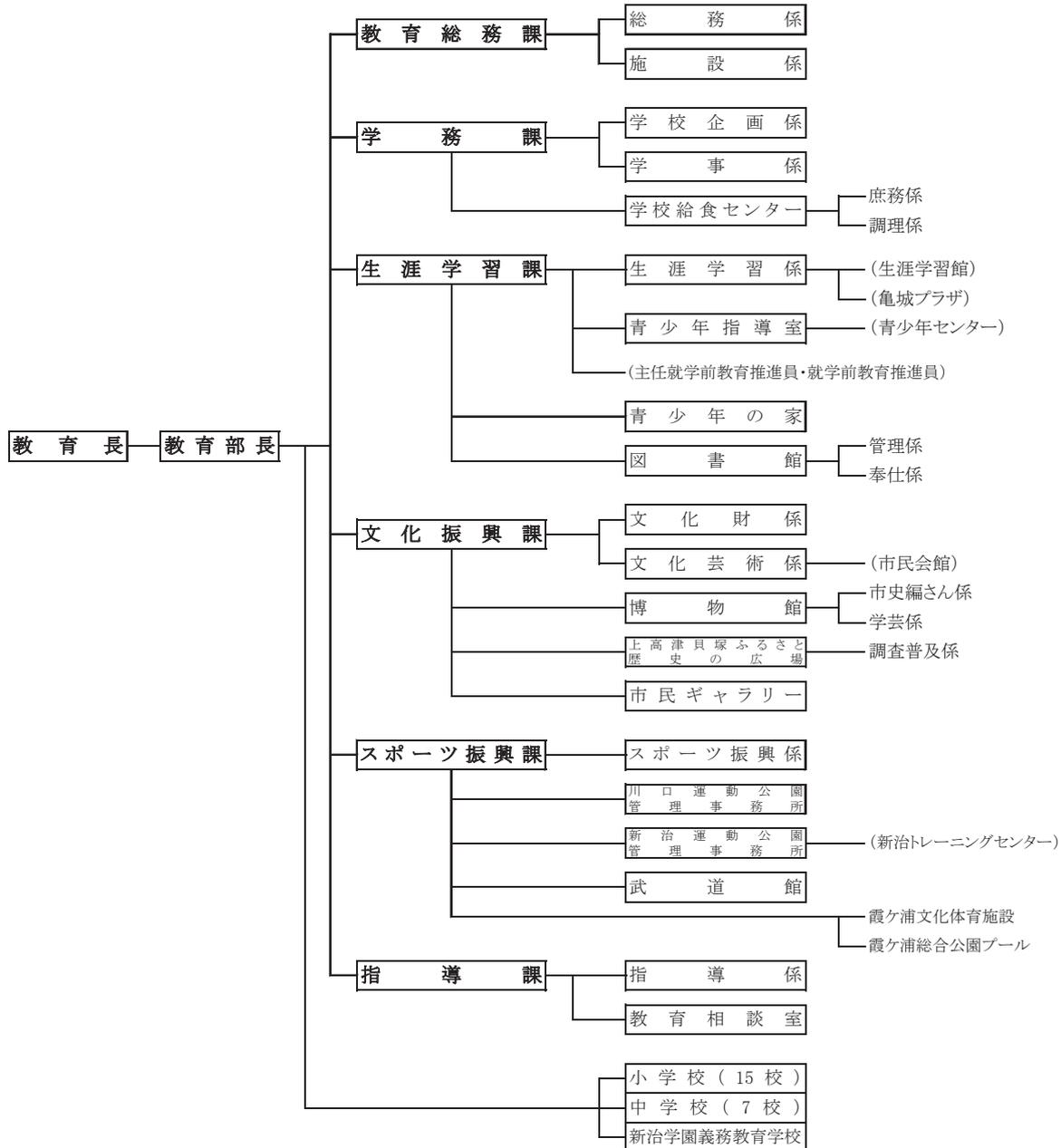
職 名	氏 名
教 育 長	入 野 浩 美
教育長職務代理者	鈴 木 敏 之
委 員	福 島 幸 子
〃	高 橋 信 子
〃	石 川 一 幸

イ 歴代教育長

初代	野 口 敏 雄	S28.4~S44.6	第5代	尾 見 彰 一	H8.10~H15.11
第2代	長 坂 和 夫	S44.8~S54.7	第6代	富 永 善 文	H16.1~H24.9
第3代	日 下 部 晁	S54.8~H1.12	第7代	井 坂 隆	H24.10~R3.3
第4代	青 木 利 次	H2.1~H8.9	第8代	入 野 浩 美	R3.4~

ウ 歴代教育委員

吉田忠重	S27.11～S31.9	堀越昭二	S57.3～S62.12
菊池朝三	S27.11～S34.4	濱田道雄	S59.10～S63.9
鈴木憲一	S27.11～S31.9	淀縄武雄	S59.12～H19.6
沢野銀一郎	S27.11～S31.9	中川敏夫	S62.12～H4.2
本橋茂一郎	S27.11～S28.5	本橋久	S63.10～H4.9
野口敏雄	S28.4～S44.6	青木利次	H2.1～H8.9
河合朝雄	S28.6～S30.4	中川清	H4.6～H6.8
堀越誠之	S29.11～S31.9	矢口一郎	H4.10～H8.9
色川恵一	S30.5～S31.9	平田洋子	H6.3～H22.3
岩松倉之助	S31.10～S32.10	御田寺信郎	H6.12～H12.8
鶴町光衛	S31.10～S33.6	尾見彰一	H8.10～H15.11
桜井秀三郎	S31.10～S36.11	木村憲	H8.10～H15.2
土肥岩之助	S32.11～S37.9	中川喜久治	H12.10～H15.12
吉田耕平	S33.10～S34.9	富永善文	H15.4～H24.9
吉岡荘助	S34.6～S43.9	武井紀	H15.12～H20.9
坂本仙之助	S34.11～S38.11	島岡宏明	H15.12～H26.12
平本義典	S37.3～S53.3	小原芳道	H19.6～H30.6
野村富郎	S37.11～S40.1	清水裕美	H20.10～H24.9
根本悟楼	S38.12～S41.12	橋本重信	H22.3～H30.6
柴沼富雄	S40.3～S45.12	木下謹子	H24.10～H28.9
堀越真一郎	S42.6～S47.6	井坂隆	H24.10～H28.9
土肥幹三	S43.10～S47.9	説田賢哉	H27.3～R1.12
長坂和夫	S44.8～S54.7	松延芳子	H28.10～R2.9
助川弘之	S46.6～S59.12	今野登喜子	H30.3～R4.3
柴沼晴彦	S47.8～S54.12	鈴木敏之	H30.6～
吉田明一	S47.10～S51.9	長沼早苗	R1.12～R4.12
島田幸喜	S51.10～S59.9	岡島学	R2.10～R5.3
高野正道	S53.3～H6.3	福島幸子	R4.3～
日下部晁	S54.8～H1.12	高橋信子	R4.12～
酒井亨	S54.12～S56.11	石川一幸	R5.6～



(3) 学区審議会

本市の現在の小・中学校及び義務教育学校の学区は、昭和25年9月に定められ、昭和44年3月に、住宅団地の造成等による人口分布の変化及び交通事情の変化等社会情勢の変動に伴い、学区に不合理が生じたところから、これらを調整するため、教育委員会の諮問機関として市立小中学校学区問題協議会が設立された。更に新しいまちづくりの中で将来にわたる適正な学区編成を全市的視野で検討するためこれを発展的に解消し、昭和47年4月に土浦市学区審議会条例が制定され、20名以内の委員で学区審議会が発足し、教育委員会の諮問により小・中学校及び義務教育学校の通学区域（学区）の編成について審議を行っている。

※審議会委員の構成（令和5年度は14名）

市立小中学校長及び義務教育学校長	3名
市立小中学校及び義務教育学校のPTA役員	4名
市議会議員	4名
学識経験者	3名
教育委員会が必要と認めた者	

(4) 市内小中学校及び義務教育学校通学区域

(令和5年4月1日現在)

小学校・義務教育学校	中学校・義務教育学校	通学区域
土浦小	土浦第一中	中央一丁目、中央二丁目、東崎町、城北町、川ロ一丁目、川ロ二丁目、大和町、大町、大手町、文京町、千束町、生田町、立田町、田中町、田中一丁目、田中二丁目、田中三丁目、虫掛、常名の一部、桜町四丁目、湖北一丁目、湖北二丁目、穴塚の一部、矢作、飯田、佐野子、粕毛
下高津小	土浦第四中	下高津二丁目、下高津三丁目、下高津四丁目、中高津一丁目、中高津二丁目、中高津三丁目、上高津、穴塚の一部、上高津新町、園分町、天川一丁目、天川二丁目、桜ヶ丘町、永国の一部
東小	土浦第三中	中、中村西根の一部
	土浦第四中	永国の一部、永国台、永国東町
大岩田小	土浦第六中	大岩田、霞ヶ岡町、小岩田東一丁目、小岩田東二丁目、小岩田西一丁目、小岩田西二丁目、鳥山一丁目、鳥山二丁目、鳥山三丁目、鳥山四丁目、鳥山五丁目
真鍋小	土浦第二中	真鍋一丁目、真鍋二丁目、真鍋三丁目、真鍋四丁目、真鍋五丁目、真鍋六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、木田余、木田余東台一丁目、木田余東台二丁目、木田余東台三丁目、木田余東台四丁目、木田余東台五丁目、木田余西台、殿里、東都和、若松町、東若松町、板谷七丁目の一部
都和小	都和中	並木五丁目、都和二丁目、都和三丁目、板谷一丁目、板谷二丁目、板谷三丁目、板谷四丁目、板谷五丁目、板谷六丁目、板谷七丁目の一部、中貫、中都町一丁目、中都町二丁目、中都町三丁目、中都町四丁目、笠師町、東中貫町、今泉、小山崎、粟野町、紫ヶ丘
荒川沖小	土浦第三中	北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖東一丁目、荒川沖東二丁目、荒川沖東三丁目、荒川沖西一丁目、荒川沖西二丁目、荒川沖、荒川本郷、沖新田
中村小	土浦第三中	中村西根の一部、西根南一丁目、西根南二丁目、西根南三丁目、中村南一丁目、中村南二丁目、中村南三丁目、中村南四丁目、中村南五丁目、中村南六丁目、卸町一丁目、卸町二丁目、西根西一丁目、中村東一丁目、中村東二丁目、中村東三丁目
土浦第二小	土浦第一中	桜町一丁目、桜町二丁目、桜町三丁目、有明町、港町一丁目、港町二丁目、港町三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、滝田一丁目、滝田二丁目
	土浦第四中	富士崎一丁目、富士崎二丁目、下高津一丁目、小松一丁目、小松二丁目、小松三丁目、小松ヶ丘町、千鳥ヶ丘町
上大津東小	土浦第五中	沖宿町、田村町、おおつ野一丁目、おおつ野二丁目、おおつ野三丁目、おおつ野四丁目、おおつ野五丁目、おおつ野六丁目、おおつ野七丁目、おおつ野八丁目
神立小	土浦第五中	神立町の一部、神立中央一丁目、神立中央二丁目、神立中央三丁目、神立中央四丁目、神立中央五丁目、中神立町、北神立町
右碕小	土浦第六中	右碕、摩利山新田
都和南小	都和中	並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、東並木町、西並木町、常名の一部、都和一丁目、都和四丁目
乙戸小	土浦第三中	乙戸、乙戸南一丁目、乙戸南二丁目、乙戸南三丁目、小山田一丁目、小山田二丁目
菅谷小	土浦第五中	手野町、神立町の一部、菅谷町、白鳥町、神立東一丁目、神立東二丁目
新治学園義務教育学校	新治学園義務教育学校	藤沢、大畑、上坂田、下坂田、高岡、田宮、藤沢新田、田土部、永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高、沢辺

(5) 学校数・教職員数一覧表

(令和5年5月1日現在)

区 分		小 学 校	中 学 校	義務教育学校
学 校 数		15	7	1
児 童 ・ 生 徒 数 (人)		5,910	3,002	480
学 級 数		273	123	23
教 室 数	普 通	284	123	26
	特 別	146	113	14
校 地 面 積 (m ²)		318,398	212,265	39,720
教 職 員 (人)	教 員	362	226	39
	養護教諭・助教諭	16	7	2
	栄養教諭	2	0	1
	事務職員(県費)	17	7	2
	管 理 員	15	7	2
	計	412	247	46

事務職員(県費)

(6) 小学校施設の現状

(令和5年5月1日現在)

校 名	児 童 数	学 級 数	教 職 員 数	教 室 数		校 地 面 積 (m ²)
				普 通	特 別	
土 浦 小	568	23	34	24	18	15,843
下 高 津 小	518	23	33	23	12	24,812
東 小	386	16	25	16	8	16,049
大 岩 田 小	316	17	25	17	10	17,792
真 鍋 小	781	36	49	37	11	14,865
都 和 小	391	17	26	23	9	19,297
荒 川 沖 小	320	15	24	15	12	19,990
中 村 小	320	17	23	17	8	18,607
土 浦 第 二 小	470	19	28	20	9	18,327
上 大 津 東 小	402	17	25	17	6	12,367
神 立 小	465	22	37	23	10	32,118
右 廻 小	261	13	23	13	11	21,594
都 和 南 小	253	14	22	15	8	32,638
乙 戸 小	321	16	23	16	7	25,660
菅 谷 小	138	8	15	8	7	28,439
計 (15校)	5,910	273	412	284	146	318,398

(7) 中学校施設の現状

(令和5年5月1日現在)

校名	生徒数	学級数	教職員数	教室数		校地面積 (㎡)
				普通	特別	
土浦一中	380	16	34	16	17	22,300
土浦二中	415	18	41	18	12	24,101
土浦三中	650	25	47	25	18	31,963
土浦四中	491	18	34	18	17	31,416
土浦五中	434	19	36	19	15	33,704
土浦六中	333	14	28	14	18	34,130
都和中	299	13	27	13	16	34,651
計(7校)	3,002	123	247	123	113	212,265

(8) 義務教育学校施設の現状

(令和5年5月1日現在)

校名	児童数	学級数	教職員数	教室数		校地面積 (㎡)
				普通	特別	
新治学園(前期)	319	15	46	18	8	39,720
(後期)	161	8		8	6	
計	480	23	46	26	14	39,720

(9) 幼稚園施設の現状

(令和5年5月1日現在)

園名		園児数	学級数	教職員数	園舎面積(㎡)	園地面積(㎡)
私立	中村白百合	300	9	16	2,703	7,722
	天川	95	6	6	671	3,296
	つくば国際短大附属	68	3	6	778	6,688
	計 3 園	463	18	28	4,152	17,706

(10) 特別支援学級

ア 知的障害、自閉症・情緒障害学級

(令和5年5月1日現在)

小 学 校	校名	土浦小	下高津小	東小	大岩田小	真鍋小	都和小	荒川沖小	中村小
	学級数	5 (3)	6 (3)	3 (2)	6 (3)	12 (5)	4 (2)	3 (2)	5 (3)
	児童数	30	40	23	38	67	26	23	29
	校名	土浦二小	上東小	神立小	右衞小	都和南小	乙戸小	菅谷小	
中 学 校	学級数	4 (2)	5 (3)	8 (5)	3 (2)	3 (1)	4 (2)	2 (1)	
	生徒数	20	31	47	19	15	24	8	
義 務 教 育 学 校	校名	新治学園							
	学級数	6 (3)							
	児童生徒数	34							

()は自閉症・情緒障害分を再掲

イ 難聴・言語障害学級

(令和5年5月1日現在)

区分	言語障害
学校名	土浦第一中学校
学級数	1

ウ 通級指導教室(言語、自閉症、情緒、LD・ADHD)

(令和5年5月1日現在)

区分	言語	自閉症・情緒					LD・ADHD		
学校名	土浦小学校	土浦小学校	真鍋小学校	都和小学校	都和南小学校	土浦第二中学校	神立小学校	土浦第五中学校	新治学園義務教育学校
学級数	1	1	1	1	1	1	2	1	2

エ 土浦市教育支援委員会

昭和54年4月から養護学校の義務制に伴い、障害のある児童及び生徒に対し、適正な就学指導を行うための同委員会が設置され、教育委員会の諮問に応じ、適正な就学支援等の教育支援及びこれにかかわる必要な事項について調査審議を行う。

同委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

※ 委員の構成(令和5年度は15名)

医師	3名
学校教育関係の職員	7名
児童福祉施設の職員	2名
学識経験者	2名
市の職員	1名

教育施設の整備充実

1. 学校施設・設備の重点施策

教育施設の安全性、教育環境の変化に配慮した施設の整備充実を図る。

- (1) 学校施設の長寿命化計画に基づき、長寿命化改良工事を実施する。
- (2) 要配慮児童生徒が入学予定の学校にエレベーターを整備する。

学校施設建築及び整備等の経過

(11) 学校施設建設の推移

【校舎建築】

小学校校舎 ※R：鉄筋コンクリート造り、S：鉄骨造

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦小学校	15,843	10-1	R	3	H26.2	8,097	H25年度改築工事済
下高津小学校	24,812	1-1.2.3.4	R	3	S43.9	4,524	H26年度補強・改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
		7	R	3	S49.8	753	H26年度補強・改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
東小学校	16,049	16-1	R	3	S50.9	1,212	H23年度補強・改造工事済
		16-2	R	3	S51.3	1,283	H23年度補強・改造工事済
		16-3	R	3	H1.3	625	
		28	S	2	H27.3	493	
大岩田小学校	17,792	8-1	R	3	S47.3	1,491	H22年度補強・改造工事済
		8-2	R	3	S48.3	559	H22年度補強・改造工事済
		8-3	R	2	S49.3	348	H22年度補強・改造工事済
		8-4.5	R	3	S52.3	1,110	H22年度補強・改造工事済
		8-6	R	3	S56.3	2,091	H22年度補強・改造工事済
真鍋小学校	14,865	8-1.2	R	2	S51.3	888	
		8-3	S	2	S58.1	183	
		11.12	R	1	S54.6	1,934	H23年度補強・改造工事済
		18	R	5	H17.1	5,954	
都和小学校	19,297	10-1.2	R	2	S49.8	1,103	H15年度耐震化済・改造工事済
		21	R	3	H28.1	5,213	H27年度改築工事済
荒川沖小学校	19,990	1-1.2	R	3	S45.11	2,746	H26年度補強・改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
		13	R	2	S48.3	1,443	H26年度改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
		19	R	2	S55.3	729	H24年度補強工事済 R 1年度非構造部材耐震化済

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
中村小学校	18,607	17	R	3	S53.2	2,573	H23年度補強・改造工事済
		20	R	3	S54.3	1,342	H23年度補強・改造工事済
土浦第二小学校	18,327	1	R	3	S46.3	1,750	H25年度補強・改造工事済
		20	R	3	S54.5	1,537	H25年度改造工事済
		22	R	3	S54.7	1,696	H25年度補強・改造工事済
上大津東小学校	12,367	15	R	2	S53.3	1,524	
		22	S	1	S58.3	251	
		28	S	2	H23.2	496	
		32	S	2	H26.3	497	
神立小学校	32,118	1-1.2	R	3	S49.10	2,285	H11年度補強・改造工事済
		1-3.4	R	3	S52.3	1,038	H11年度補強・改造工事済
		1-5	R	3	S60.2	280	
右舂小学校	21,594	1-1	R	3	S54.3	1,634	H26年度補強・改造工事済
		1-2	R	3	S54.3	2,232	H26年度補強・改造工事済
		1-3	R	3	H3.3	1,037	H26年度改造工事済
都和南小学校	32,638	1の一部	R	3	S58.2	4,157	
		1の一部	R	3	S58.2		
乙戸小学校	25,660	1の一部	R	3	S59.3	3,647	
		1の一部	R	3	S59.3		
菅谷小学校	28,439	5の一部	R	3	S61.3	3,461	
		5の一部	R	3	S61.3		

中学校校舎

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備 考
土浦第一中学校	22,300	21-1	R	4	S52.3	1,146	H23年度補強・改造工事済
		24	R	4	S53.3	1,683	H23年度補強・改造工事済
		25	S	1	S54.2	338	H27年度補強・改造工事済
		26	R	4	S54.5	2,358	H23年度補強・改造工事済
土浦第二中学校	24,101	29-1.2.3.4	R	4	S49.10	5,720	H24年度補強・改造工事済
土浦第三中学校	31,963	24-1	R	4	S54.2	3,095	H23年度補強・改造工事済
		24-2	R	4	S55.3	1,480	
		24-3	R	4	S56.3	946	H23年度補強・改造工事済
		24-4	R	4	S59.2	533	
		28	R	1	S56.3	286	
土浦第四中学校	31,416	17-1.2.5	R	4	S47.3	2,448	H25年度補強・改造工事済
		17-3.4	R	4	S57.1	3,825	
		37-1	R	1	H9.3	293	
土浦第五中学校	33,704	21-1	R	3	S53.12	1,345	H27年度補強・改造工事済
		21-2	R	3	S53.12	1,566	H27年度補強・改造工事済
		21-3	R	3	S57.3	915	H27年度改造工事済
		38	R	1	H18.2	215	
		39	S	2	H24.3	441	
土浦第六中学校	34,130	1の一部	R	4	S57.2	5,818	H29年度改造工事済
		1の一部	R	4	S57.2		H29年度改造工事済
		2	R	1	S57.2	286	
都和中学校	34,651	1の一部	R	4	S59.3	5,664	
		1の一部	R	4	S59.3		
		2	R	1	S59.3	289	

義務教育学校校舎

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
新治学園 義務教育学校	39,720	18-1	R	3	H30.3	2,559	
		18-2	R	3	H30.3	1,268	
		23	S	1	H30.3	188	
		26	R	2	H30.3	3,338	

小学校屋内運動場

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦小学校	10-2	R	2	H26.2	880	H25年度改築工事済 校舎棟と一体
下高津小学校	5	S	2	S47.3	828	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
東小学校	21	S	2	S57.3	794	H29年度非構造部材耐震化済
大岩田小学校	15	S	2	S54.3	957	H21年度補強・改造工事済 H28年度非構造部材耐震化済
真鍋小学校	11.12	R	2	S54.6	1,934	H23年度補強・改造工事済 校舎棟と一体 H28年度非構造部材耐震化済
都和小学校	11	S	2	S52.3	964	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
荒川沖小学校	15	S	2	S53.3	957	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
中村小学校	23	S	2	S54.8	957	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
土浦第二小学校	27	R	1	H28.3	958	H27年度改築工事済
上大津東小学校	20	S	2	S57.1	794	
神立小学校	8.9	R	2	S54.10	1,657	H11年度耐震化済 校舎と一体 H27年度非構造部材耐震化済 R4年度長寿命化改良工事済
右舂小学校	8	S	2	S56.3	949	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
都和南小学校	2	S	2	S58.3	969	H27年度非構造部材耐震化済
乙戸小学校	2	S	2	S59.3	794	H27年度非構造部材耐震化済
菅谷小学校	7	S	2	S61.3	794	

中学校屋内運動場

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦第一中学校	31-1	R	3	H2.5	1,353	柔剣道場と一体 H27年度非構造部材耐震化済
土浦第二中学校	43	R	2	H5.3	1,207	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第三中学校	35	R	2	H4.3	1,224	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第四中学校	37-2	R	2	H9.3	1,397	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第五中学校	37	R	2	H17.2	1,226	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第六中学校	5	R	2	S57.3	1,064	H27年度非構造部材耐震化済 H29年度改造工事済
都和中学校	3	R	2	S59.3	1,064	H27年度非構造部材耐震化済

義務教育学校屋内運動場

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
新治学園 義務教育学校	22	R	2	H30.3	1,163	

中学校柔剣道場建築

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦第一中学校	31-1	R	3	H2.5	1,353	屋内運動場と一体 H29年度非構造部材耐震化済
土浦第二中学校	38	S	2	S58.7	811	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第三中学校	38	S	1	H20.2	659	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第四中学校	33	S	1	H1.3	641	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第五中学校	32	S	1	H3.3	687	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第六中学校	15	S	1	H5.2	687	H29年度非構造部材耐震化済
都和中学校	11	S	1	H6.1	687	H29年度非構造部材耐震化済

義務教育学校柔剣道場建築

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
新治学園 義務教育学校	24	S	1	H30.3	700	

※R：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

プール建築

学校名	概要	建築年度	備考
土浦小学校	25m × 11.8m 6コース	S60.7	
下高津小学校	25m × 11.8m 6コース	S49.7	
東小学校	25m × 11.8m 6コース	S49.7	
大岩田小学校	25m × 11.8m 6コース	S49.7	
真鍋小学校	25m × 11.8m 6コース	S50.10	
都和小学校	25m × 11.8m 6コース	S48.7	
荒川沖小学校	25m × 11.8m 6コース	H6.3	
中村小学校	25m × 11.8m 6コース	S47.7	
土浦第二小学校	25m × 11.8m 6コース	S47.7	
上大津東小学校	25m × 7.8m 4コース	S44.7	
神立小学校	25m × 11.8m 6コース	S50.7	
右碓小学校	25m × 11.8m 6コース	S54.7	
都和南小学校	25m × 11.8m 6コース	S58.7	
乙戸小学校	25m × 11.8m 6コース	S59.7	
菅谷小学校	25m × 11.8m 6コース	S61.7	
土浦第一中学校	25m × 15.1m 7コース	S40.7	
土浦第二中学校	25m × 15.1m 7コース	S43.7	H14年度補強工事済
土浦第三中学校	25m × 15.1m 7コース	S43.7	H15年度補強工事済
土浦第四中学校	25m × 15.1m 7コース	S44.7	H16年度補強工事済
土浦第五中学校	25m × 15.1m 7コース	S44.7	
土浦第六中学校	25m × 13.6m 7コース	S57.5	
都和中学校	25m × 13.6m 7コース	S59.7	

(12) 就学助成

ア 奨学資金制度

奨学資金給与基金制度（昭和40.4.1奨学基金制度実施）

本市奨学資金制度は、市内に住所を有する者で、進学 of 意志と能力を有しながら、経済的理由により高等学校へ進学することが困難な生徒に対して、その意志を達成させることを目的として、昭和40年度から実施している（月額7,000円を給付）。

(13) 高校・私立学校等

ア 県立中学校

(令和5年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
県立	土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目4-2	240	6	20

イ 私立中学校

(令和5年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
私立	常総学院中学校	土浦市中村西根 1010	296	10	37

ウ 私立中等教育学校

(令和5年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
私立	土浦日本大学中等教育学校	土浦市小松ヶ丘町4-46	847	26	81

エ 県立、私立高等学校（県立5、私立3）

(令和5年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
県立	土浦第一高校	土浦市真鍋四丁目4-2	755	19	70
"	土浦第一高校(定時制)		85	4	12
"	土浦第二高校	" 立田町9-6	944	24	76
"	土浦第三高校	" 大岩田1599	706	18	64
"	土浦工業高校	" 真鍋六丁目11-20	670	18	80
"	土浦湖北高校	" 菅谷町1525-1	668	18	56
私立	土浦日大高校(全日制)	" 小松ヶ丘町4-46	1,788	51	200
"	土浦日大高校(通信制)		85	-	43
"	つくば国際大学高校	" 真鍋一丁目3-5	499	18	57
"	常総学院高校	" 中村西根1010	1,643	50	151
計	8 校		7,843	220	809

オ 私立短期大学

(令和5年5月1日現在)

区分	校名	所在地	学生数	学科	職員数
私立	つくば国際短期大	土浦市真鍋六丁目7-10	111	保育科	15

カ 私立大学

(令和5年5月1日現在)

区分	校名	所在地	学生数	学科	職員数
私立	つくば国際大学	土浦市真鍋六丁目20-1	1,577	理学療法科 看護学科 保健栄養科 診療放射線科 臨床検査科 医療技術科	136
	アール医療専門職大学	土浦市湖北二丁目10-35	145	理学療法科 作業療法科	28

キ その他

(令和5年5月1日現在)

校名	所在地	生徒数	学級数	職員数
土浦特別支援学校	土浦市上高津1238	249	小 25 中 15 高 15	143

(14) 学校保健

学校における保健教育・保健管理の充実強化を図り、児童生徒及び教職員の健康保持・増進に努める。

ア 学校保健の充実

- (ア) 児童・生徒及び教職員の健康診断の実施
- (イ) 児童・生徒の生活習慣病予防検診の実施
- (ウ) 心臓検診の実施
- (エ) 脊柱側弯症の早期発見と姿勢の矯正指導
- (オ) 学校保健会の事業推進
- (カ) 学校保健委員会等との連携

イ 学校医等委嘱状況

■委嘱人数等一覧

(令和5年4月1日現在)

区分	委嘱医数(人)	配置人数(延べ人数)	備 考
内科・小児科	28	47	各小・中学校及び義務教育学校に1～3名配置
眼科	7	23	各小・中学校及び義務教育学校に1名配置
耳鼻咽喉科	6	23	各小・中学校及び義務教育学校に1名配置
整形外科	6	6	1人当り3～5校の小・中学校及び義務教育学校を担当
心臓検診担当	1	1	全小・中学校及び義務教育学校を担当
歯科医	30	31	各小・中学校及び義務教育学校に1～2名配置
薬剤師	16	23	各小・中学校及び義務教育学校に1名配置
計	94	154	

ウ 令和4年度 児童・生徒体位測定結果(平均値)

■男 子

区分	小 学 校						中 学 校		
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
身長(cm)	117.2	122.8	128.6	134.0	140.1	146.3	153.5	161.5	166.0
体重(kg)	22.4	25.4	28.5	33.1	37.2	42.2	46.8	52.9	56.6

■女 子

区分	小 学 校						中 学 校		
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
身長(cm)	116.2	121.8	127.8	134.7	142.0	147.8	151.7	154.6	156.4
体重(kg)	21.6	24.6	27.8	32.3	37.3	41.8	45.1	48.2	49.7

(15) 学校給食

衛生的で栄養バランスのとれた給食の充実を図るとともに、学校給食センターの施設・設備の適正な管理に努め、安心安全な学校給食を目指す。

学校給食の食材については、地産地消を積極的に取り組みながら、食育に関する指導の充実に努める。

ア 学校給食の充実

- (ア) 地場産物の活用促進
- (イ) 食育に関する指導の充実（食育指導、給食指導、給食だより、給食メッセージ等）
- (ウ) 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応
- (エ) 学校給食の安全確保と栄養バランスのとれた給食の提供
- (オ) 給食費の未納対策強化

イ 学校給食の状況

1. 実施方法

■ 食数等一覧

(令和5年5月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育学校	計	小・中学校及び義務教育学校 土浦一高附属中学校を含む 完全5日制, 3献立制
施設数	15校	8校	1校	24校	
給食数	6,340食	3,449食	526食	10,315食	

2. 給食費

- ・小学校・前期課程（児童）4,200円／月（4,400円うち公費200円）
- ・中学校・後期課程（生徒）4,700円／月（4,900円うち公費200円）
- ・土浦第一高等学校附属中学校 4,900円／月
- ・教職員 4,900円／月

■ 1食当りの費用

区 分	金 額	区 分		
		主食（ごはん等）	牛乳	おかず
小学校・前期課程	243円21銭	77円04銭	56円18銭	109円99銭
中学校・後期課程	270円85銭	83円63銭		131円04銭

3. 施設概要

学校給食センター	
設置場所	土浦市藤沢969-2 電話846-2601
敷地	6,883.68㎡
延床面積	4,901.14㎡
建物内訳	給食センター・ごみ置場・ダンボール保管庫・受水槽ポンプ室・駐輪場・排水除害施設機械室
構造	鉄骨造2階建て
調理能力	4,000食×3献立（最大12,000食／日）
供用開始	令和2年9月

4. 運営

(1) 学校給食センター運営審議会

教育委員会の諮問に応じて、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議を行う。

同審議会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、委員15人以内をもって組織する。

※審議会委員の構成（令和5年度は13名）

市議会議員	3名
市立学校長	3名
市立学校のPTAの代表	2名
市立学校の学校医	1名
市立学校の学校薬剤師	1名
所属保健所の職員	1名
学識経験者	2名

(2) センター職員

■給食センター職員数

(令和5年4月1日現在)

所長	事務職員	栄養教諭等	栄養士	計
1人	4人 (うち会計年度 任用職員1)	4人 (県栄養教諭3 県講師(栄養)1)	4人 (うち会計年度 任用職員2)	13人

(3) 給食内容

給食実施予定日数 令和5年度196日

献立委員会を実施し、給食内容の充実した献立を作成し提供している。

米飯給食を主に、概ね1ヶ月間にはパン給食5～6回、めん給食2～3回となっている。

2 生涯学習

(1) 生涯学習

市民の多様なニーズに対応した学びの機会の充実に努めるとともに、活動の支援などを行い、市民が自主的に学ぶことができる環境の整備に努める。

また、図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進する。

ア 方針

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 一人ひとりが行う学習の充実
- (3) 地域社会とのつながりの充実
- (4) 市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ
- (5) 「土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みの推進
- (6) 図書館サービスの充実

イ 事業概要

- ① 家庭教育・生涯学習活動支援の充実
 - ・乳幼児期親力アップ講座、学童期親力アップ講座、思春期親力アップ講座の開催
 - ・いきいき出前講座の拡大
 - ・学校支援ボランティア活動の推進
 - ・生涯学習情報の提供
 - ・生涯学習推進計画に基づく生涯学習の推進
 - ・学校・家庭・地域・行政の連携体制の充実
- ② 学習機会の提供
 - ・公民館・生涯学習館講座の開催、人権に関する学習の推進等
- ③ 学習成果の地域社会活用の推進
 - ・同好会活動等の育成支援、人材バンク事業の拡大
 - ・家庭教育学級活動の支援

(2) 地区公民館

○方針

- (1) 学習機会を効果的に提供し、現代社会に対応する生涯学習活動を推進する
- (2) 文化活動の振興を図り、文化のかおり高い地域づくりを推進する
- (3) 地域住民の交流を図り、明るい家庭、住みよい環境づくりを推進する

○主な事業

1. 各種講座の開設
各地区公民館主催の講座
2. 生活文化活動の開催
地区文化祭、市民委員会地区活動
3. 展示活動
小・中・義務教育学校児童生徒の絵画・習字展、同好会作品展、各種講座作品展
4. 各種運動の推進
図書貸出等による読書活動の推進、専門部による広報活動の推進、花いっぱい運動等の推進
5. 育成活動
各種同好会・サークルの育成、市民委員会・スポーツ協会の地区活動の推進、児童の健全育成の推進（チャレンジクラブ事業等）

○開館時間 午前9時～午後10時

○休館日

- ・毎週月曜日（当該日が国民の祝日に当たるときは、その翌日も休館日とする）

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

○利用申込 使用する日の前月1日から受付。申込は、直接各地区公民館へ。（3日前までに）インターネットによる予約は使用する日の前月2日から受付。

ア 一中地区公民館（平成5年11月開館）

- 所在地 〒300-0044 大手町13番9号
TEL：821-0104 FAX：821-0193
- 面積 敷地面積：1,468㎡ 延床面積：1,750㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造3階建
- 施設 会議室1・2、集会室、和室1・2・3、視聴覚室、調理室、保育室、図書室、展示ホール、事務室
- 駐車場 40台

イ 二中地区公民館（昭和60年7月開館）

- 所在地 〒300-0026 木田余1675番地
TEL：824-3588 FAX：824-3553
- 面積 敷地面積：3,052㎡ 延床面積：1,223㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 会議室1・2、集会室、和室1・2・3、視聴覚室、調理室、保育室、図書室、事務室、ロビー
- 駐車場 90台

ウ 三中地区公民館（昭和58年10月開館）

- 所在地 〒300-0843 中村南四丁目8番14号
TEL：843-1233 FAX：843-1294
- 面積 敷地面積：4,194㎡ 延床面積：1,213㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1（図書館分館）・2・3（調理室）・4・5（視聴覚室）・6・7、休養室1・2・3、集会室、ロビー、事務室
- 駐車場 70台

エ 四中地区公民館（昭和55年10月開館）

- 所在地 〒300-0814 国分町11番5号
TEL：824-9330 FAX：824-9337
- 面積 敷地面積：4,679㎡ 延床面積：1,217㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1・2・3、会議室、集会室、休養室（和室）、視聴覚室、調理室、図書室、展示ホール、事務室
- 駐車場 96台

オ 上大津公民館（昭和53年5月開館）

- 所在地 〒300-0025 手野町3252番地
TEL：828-1008 FAX：828-1006
- 面積 敷地面積：2,190㎡ 延床面積：725㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 会議室、集会室、和室、調理室、研修室、図書室、ロビー、事務室
- 駐車場 40台

カ 六中地区公民館（昭和61年11月開館）

- 所在地 〒300-0836 烏山二丁目2346番地1
TEL：842-3585 FAX：842-3509
- 面積 敷地面積：4,327㎡ 延床面積：1,219㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1（図書室）・2・3・4（調理室）・5・6（視聴覚室）・7、
集会室、保育室、休養室、展示コーナー、事務室
- 駐車場 100台

キ 都和公民館（昭和63年7月開館）

- 所在地 〒300-0061 並木五丁目4824番地1
TEL：832-1667 FAX：832-1659
- 面積 敷地面積：4,272㎡ 延床面積：1,243㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 会議室1・2、集会室、和室1・2・3、視聴覚室、調理室、保育室、
図書館分館、展示ホール、事務室
- 駐車場 63台

ク 新治地区公民館（昭和49年7月開館・平成25年10月新築移転）

- 所在地 〒300-4115 藤沢982番地
TEL：862-2673 FAX：862-5516
- 面積 敷地面積：7,772㎡ 延床面積：1,888㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 集会室、調理実習室、研修室1・2・3・4、視聴覚室1・2、
和室1・2、図書室分館、ギャラリーラウンジ、談話サロン、事務室
（太陽光発電設備、中水利用設備等設置）
- 駐車場 139台

地区公民館利用状況

公民館名	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	利用件数(件)	利用者数(人)	うち公民館主催講座受講者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)	うち公民館主催講座受講者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)	うち公民館主催講座受講者数(人)
一中地区公民館	1,531	17,238	216	1,745	19,521	387	2,778	32,261	439
二中地区公民館	912	11,696	119	1,116	15,246	156	1,630	21,819	491
三中地区公民館	1,372	18,050	66	1,899	24,602	251	2,639	37,539	473
四中地区公民館	1,596	21,850	73	1,998	27,803	316	2,600	34,986	392
上大津公民館	480	7,847	186	610	7,307	416	794	11,546	435
六中地区公民館	1,435	22,813	216	1,862	28,894	374	2,751	36,498	464
都和公民館	1,004	9,998	305	1,272	13,310	710	1,851	19,405	928
新治地区公民館	1,023	8,907	291	1,411	15,693	555	2,026	19,965	519
計	9,353	118,399	1,472	11,913	152,376	3,165	17,069	214,019	4,141

(3) 土浦市立図書館

方針 土浦市立図書館は、市民のニーズや課題に対応した図書館サービスの充実を計画的に図り、児童・生徒に対しては、「第3次土浦市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動・教育の支援に努める。

所在地 〒300-0036 大和町1番1号 (TEL 823-4646 FAX 822-3316)

施設概況 平成29年11月開館 アルカス土浦内（市民ギャラリー・銀行・学習塾・交番との併設）

地上4階建（うち、図書館として2・3・4階を使用）

延べ床面積5,118㎡（情報ステーション、おはなしのへや、研修室、事務室等）

- 分館 ○三中地区公民館内（平成10年10月設置、延床面積約100㎡）
 ○都和公民館内（平成11年10月設置、延床面積約80㎡）
 ○神立地区コミュニティセンター内（平成14年5月設置、延床面積約150㎡）
 ○新治地区公民館内（平成25年10月設置、延床面積約313㎡）
- サービス ○貸出・閲覧サービス（図書・雑誌・新聞・録音資料・映像資料等の収集、保存及び貸出（貸出・予約・リクエスト受付））
 ○情報サービス（複写サービス、レファレンスサービス、館内インターネット・オンラインデータベース・電子図書館サービス・音楽配信サービス、国会図書館デジタル化資料閲覧サービス）
 ○利用者サービス（児童サービス（ブックスタート事業、おはなし会、学校支援事業、読書感想文事業等）、青少年サービス（青少年向け図書の展示・学生ボランティアの養成・活動）、障害者サービス（障害があり来館することが困難な方への郵送サービス・対面朗読サービス））
 ○その他サービス（自主講座の開催、本の通帳サービス、託児サービス）

休館日・開館時間

	図書館（アルカス土浦内）	分館
休館日	第1月曜日を除く月曜日（祝日の場合を除く） 年末年始（12月29日～翌年1月4日） 特別整理日	月曜日 祝日（その日が月曜日にあたるときは翌日も） 年末年始（12月29日～翌年1月4日） 特別整理日
開館時間	平日：午前10時～午後8時 土・日・祝日：午前10時～午後6時	午前10時～午後5時

蔵書数（分館含む） 総資料数 503,927点

蔵書種別内訳

蔵書種別	図書 481,796冊			
	一般書	児童 105,745		地域資料
		読み物・絵本	紙芝居	
冊数	355,716	103,693	2,052	20,335

（令和5年4月1日現在）

資料種別	その他の資料 22,131点			
	録音資料		映像資料	
	カセット	CD	DVD	雑誌
点数	3	4,913	5,509	11,706

図書館利用状況

《個人貸出》登録者数

51,589人（令和5年4月1日現在）

（令和4年度）

貸出状況等の内訳

	配架資料数	開館日数	貸出点数（点）		貸出者数（人）		来館者数（人）	
			貸出点数	1日当たり	貸出者数	1日当たり	来館者数	1日当たり
土浦市立図書館	422,980	316	547,362	1,732	155,568	492	407,345	1,289
三中地区分館	15,668	287	70,338	245	21,043	73	25,648	89
都和分館	13,964	287	14,839	51	5,317	19	7,330	25
神立地区分館	18,944	287	53,612	186	15,320	53	17,586	61
新治地区分館	32,371	287	35,298	122	9,654	34	19,886	69
Web(貸出延長)	—	—	42,879	—	23,923	—	—	—
合計	503,927		764,328		230,825		477,795	

《団体貸出》 団体39団体／延べ利用回数282回／貸出点数4,022点

(うち学校14団体／延べ利用回数74回／貸出点数1,333点)

(4) 土浦市生涯学習館（平成22年4月1日開館）

本施設は、広域の社会教育施設として親しまれてきた「土浦・石岡地方社会教育センター」の解散に伴い、平成22年4月に開館した。また、平成29年11月の図書館移転に伴い、平成30年4月より旧図書館で使用していた3・4階を研修室として整備した。

○方針

(1)これまで培われてきたものを生かしなが、広く一般市民の方にも利用できる生涯学習施設として活用し、本市における生涯学習の振興を図り、市民が自ら文化教養を高めることを支援する。

(2)「より広く、より豊かに、より新しく」を目標として、大学・病院等との共催講座や魅力ある講座等の開催及び内容の充実とあわせて参加者層の拡大を図る。

○所在地 〒300-0045 文京町9番2号

(TEL:822-3381, FAX:822-3388)

○面積 敷地面積:6,336㎡ 延床面積:2,596㎡

○施設 研修室1～10、会議室、和室、視聴覚室、ロビー、事務室 ほか

○開館時間 午前9時～午後10時

○休館日 ・毎週月曜日

(該当日が国民の祝日に当たるときには、その翌日も休館日とする)

・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

○利用申込 使用する日の前月1日から受付。

○利用状況

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
利用件数(件)	利用者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)
2,725	16,336	4,967	45,285	5,683	53,827

(5) その他の施設

ア 土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設（昭和51年10月開館）

- 所在地 〒300-0871 荒川沖東二丁目12番1号
- 面積 敷地面積：654㎡ 延床面積：362㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1・2、集会室、保育室（和室）、休養室（和室）、事務室
- 駐車場 5台
- 開館時間 午前9時～午後9時

イ 土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設（平成3年7月開館）

- 所在地 300-0874 荒川沖西二丁目11番28号（南支所との併用施設）
- 面積 敷地面積：744㎡ 延床面積：334㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1・2、集会室、保育室（和室）、休養室（和室）、ホール、事務室
- 駐車場 5台
- 開館時間 午前9時～午後9時

ウ 土浦市藤沢集会所（昭和62年4月開館）

- 所在地 〒300-4115 藤沢1860番地5
- 面積 敷地面積：224㎡ 延床面積：132㎡
- 構造 木造平屋建
- 施設 大会議室（洋室）、小会議室（和室）1・2、調理室
- 駐車場 なし
- 開館時間 午前9時～午後10時

3 青少年教育

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域ぐるみの指導・相談体制の充実を図る。また、青少年団体の育成及び指導者の養成に努め、青少年の多様な交流活動を推進する。

(1) 青少年指導室

青少年の非行防止及び環境浄化について、青少年関係の機関及び団体が中心となり、民間有志者の参加を得て、活動をより効果的に推進するための拠点である。

所在地 大和町9番2号(ウララ2ビル8F) TEL 823-7838

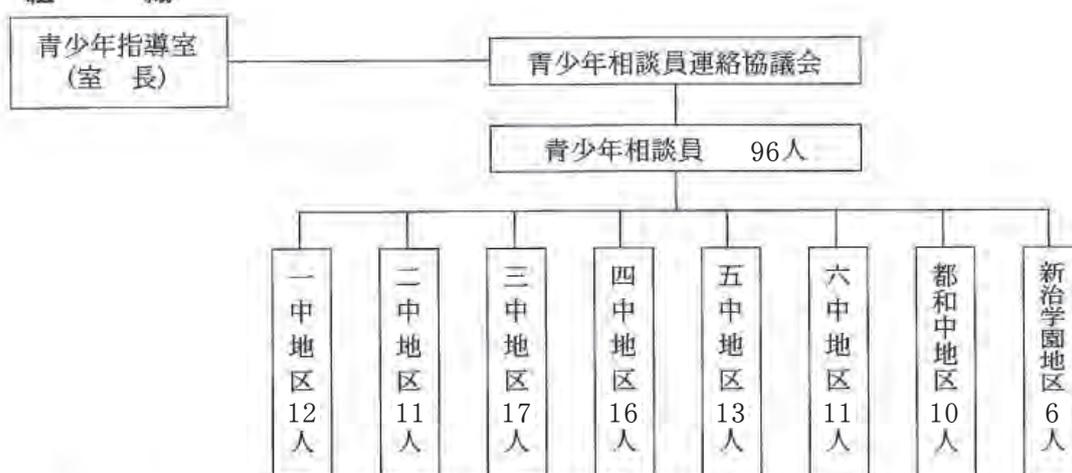
ア 業 務

街頭指導、青少年相談、有害環境の浄化、関係機関との連携、情報の収集、資料の作成、広報活動

イ 相 談 員

青少年相談員 96人

ウ 組 織



※各地区に組織された街頭指導活動が行われている。

エ 活 動

(ア) 指導活動

少年非行の早期発見未然防止を目的に、青少年相談員による街頭指導を計画的に実施し、青少年への助言指導にあたっている。

(イ) 相談活動

青少年や保護者などから非行防止に関する相談や依頼を受けてこれらに対して適切な助言や指導をするほか対象少年の矯正などの必要な措置を講じている。

(ウ) 環境浄化活動

- ・「青少年の健全育成に協力する店」登録等活動
- ・有害図書・有害DVD等自動販売機調査
- ・「白ポスト」の設置(有害図書の回収)
- ・土浦市まちづくり市民会議、PTA、子ども会育成会等各種団体との協力活動

(エ) 研修活動

青少年相談員の資質及び指導技術の向上を図るために次の研修会を実施する。

- ・土浦市青少年相談員研修会
- ・青少年相談員視察研修
- ・県主催研修会への参加
- ・各地区ブロック別研修会

(2) 土浦市青少年問題協議会

青少年問題協議会は、青少年の健全育成に関する総合的施策について競技する。

- ア 設置** 昭和38年7月2日（昭和24年任意発足）
イ 構成 市長、市議会代表2名、関係行政機関職員若干名、学識経験者若干名、
 家庭裁判所の職員1名

(3) 子ども会育成

子ども会は、各町内に組織されており、年間計画に従って事業及び行事を行っている。

活動内容は、社会的行事活動、奉仕活動、安全活動、文化学習活動、体育的活動など各町内子ども会がそれぞれ特色のある活動をしている。

これらの子ども会の育成組織として子ども会育成会があり、運営活動の援助及び指導にあたっている。

- ・子ども会数 147団体
- ・会員数 10,668人（子ども会安全共済会加入数：令和5年3月31日現在）

ア 子ども会巡回指導

各地区子ども会の要望により支援部会員を派遣し、各地区子ども会活動の振興を図る。

イ 子ども会指導者、育成者の表彰

子ども会の育成振興を図るため、昭和25年から子ども会及び育成会の指導者、育成者等の表彰を行っている。

(4) 土浦市子ども会育成連合会

ア 目的

市民が相互に連携して、地域における児童の友愛と自主性を育てる子ども会を育成し、より良くその福祉を増進し、児童の健全育成を図る。

イ 重点目標

- ・子どもたちに連帯感、責任感、自主性を持たせるための事業や活動を推進し、子ども会の活性化を図る。
- ・子ども会指導者の研修に努め、子ども会における活動内容の充実を図る。
- ・各小学校地区子ども会育成連合会をとおし、地域ぐるみの子ども会活動を図る。
- ・子ども会安全共済会加入の促進と事故防止・安全教育の推進を図る。
- ・子どもたちが将来立派な社会人となるための人づくりを図る。

ウ 事業

- ・子ども図画・習字展表彰式、展示会
- ・子ども会指導者養成講習会
- ・子ども会支援部会員派遣指導
- ・土浦市子どもまつり
- ・土浦郷土かるた子ども会対抗中央大会
- ・親子サマーチャレンジ
- ・親子サイクリング

エ その他の事業・業務

- ・優良子ども会等の表彰
- ・子ども会安全共済会の加入促進

(5) 青少年の家

ア 目的

青少年が宿泊共同生活をとおして自分の個性と能力を発見し、より豊かな人間性を培い、仲間とともにたくましく社会に育っていくことを念願し開設された。

イ 所在地 乙戸1099番地 TEL 842-8429

ウ 開設 昭和49年10月1日

エ 施設

- ・敷地面積 31,619.66㎡
- ・建物面積 1,352.50㎡(鉄筋コンクリート2階建)
- ・宿泊人員 200人
- ・設備

宿泊室 13室、研修室、第一会議室(食堂)、第二会議室(談話室)、浴室、厨房、キャビン、炊飯場、キャンプ場、野球場(2面)、野外便所、足洗場、水飲場、野外炊事場、営火場、野外教室兼食堂、野外温水シャワー室、多目的広場

オ 休館日

- ・毎週火曜日(その日が祝・休日にあたる場合は、その翌日)
- ・年末年始(12月29日～1月3日)

■宿泊室及びキャビン利用料

対象区分	市内の利用者	市外の利用者
小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒1人1泊につき	275円	550円
上記以外の利用者1人1泊につき	550円	875円

備考 冷暖房を利用する場合は、上記の額に1人につき105円を加算した額とする。
(利用料の減免)

- ・教育委員会が主催する事業・義務教育における宿泊共同学習の場合は全額免除
- ・本市に登録されている青少年団体(一部減額)

■青少年の家利用状況

年度	宿泊室		キャビン		テント		キャンプ場		会議室・研修室		多目的広場		野球場		その他		計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
R2	4	55	0	0	6	100	41	1,314	58	763	38	935	12	793	0	0	159	3,960
R3	2	15	0	0	1	39	33	1,103	53	1,180	66	1,853	21	580	0	0	176	4,770
R4	19	239	0	0	19	444	82	3,256	142	5,400	58	2,041	30	1,116	0	0	350	12,496

4 文 化

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、文化芸術活動の振興に努める。

また、各種イベントの開催による文化芸術活動の推進をはじめとして、文化芸術を楽しむことのできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努める。

(1) 文化芸術活動・文化事業の推進

ア 土浦市美術展の開催（第75回）

日本画・洋画・彫刻・美術工芸・書・写真・デザインの7部門で構成される美術展覧会の開催
会 期 令和4年11月26日（土）～12月4日（日）
会 場 土浦市民ギャラリー
出品点数 342点
来場者数 1,391人

イ 土浦市文化祭の開催

土浦市文化祭は土浦市文化協会の主催事業として、春季と秋季に分けて行われている。

・春季美術展覧会

春季美術展覧会は、複数の団体が参加し、例年5月に「春の文化祭」として開催されている。
令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大を受け、1団体のみでの展示となり、「土浦美術協会展」として開催された。
会 期 令和4年5月21日（土）～29日（日）
会 場 土浦市民ギャラリー
来場者数 875人

・土浦市文化祭（秋季）

土浦市文化協会の詩吟、茶華道、バレエ、囲碁将棋、演劇映画、芸文鑑賞、邦楽、音楽、民謡民舞、交響楽、民俗文化、能楽、祭囃子各連盟の団体が参加して文化祭を開催している。
令和4年度第51回土浦市文化祭については、新型コロナウイルス感染拡大を受け、全16事業中3事業が中止となった。
会 期 令和4年10月15日（土）～12月18日（日）
会 場 クラフトシビックホール土浦（市民会館）、亀城プラザ、生涯学習館、うらら大屋根広場
来場者数 4,181人

ウ 土浦薪能の開催に対する支援

土浦城址本丸内において、土浦薪能倶楽部が、歴史的遺産の保護及び古典芸能の振興、歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進を目的として開催する「土浦薪能」を支援する。

・第23回土浦薪能

開催日 令和4年9月28日（水）
会 場 土浦城址本丸内
来場者数 597人

エ 芸術・文化団体等の活動促進

市内を中心に活動する各種文化団体等で組織された土浦市文化協会に対して、その活動を積極的に支援するとともに、文化協会加盟団体の連携の強化や組織の充実、文化・芸術活動の活性化と振興を図る。土浦市文化協会には、令和5年4月現在15連盟62団体約2,200人が入会して、積極的に活動している。

毎年開催される春季美術展覧会及び土浦市文化祭はこの文化協会により開催されている。

(2) クラフトシビックホール土浦（市民会館）管理運営及び文化事業の充実

市民会館の運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入している。なお、建物の老朽化が著しく、耐震補強も必要であることから、平成29・30年度に設計業務を、平成30・令和元年度に耐震化及び大規模改造工事を実施した。また、令和2年5月より、株式会社クラフトをパートナー企業としたネーミングライツを導入し「クラフトシビックホール土浦」の愛称となった。

今後も本市の文化芸術活動の拠点として、市民が利用しやすい施設となるような人的なサービスの向上及び快適な施設環境を提供していくよう努めるとともに、幼児から高齢者まで幅広い層を対象とした魅力ある自主文化事業を実施し、地域における文化芸術の振興を図る。

ア 施設概要

位 置	東真鍋町2番6号
敷地面積	16,548㎡
建築面積	3,251㎡(附属建物含む)
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階
延床面積	5,925㎡(附属建物含む)
着 工	昭和42年10月1日
竣工・開館	昭和44年2月・4月26日
改修着工	平成30年12月19日
改修竣工	令和2年3月15日
リニューアルオープン	令和2年5月24日

イ 館内各室概要

○大ホール	客席	1,019席(1階593席、2階426席)
	舞台	間口15.0m 高さ7m 奥行9.0m
	楽屋	3室
○小ホール	客席	288席
	舞台	間口7.0m 高さ4m 奥行5m
	楽屋	3室
○その他	会議室 3室、和室、リハーサル室、展示ホール	

ウ 駐車場

駐車可能台数	317台
--------	------

(3) 土浦市民ギャラリー

市民にとって身近な芸術鑑賞の場を提供し、芸術文化の振興を図るため、土浦市民ギャラリーにおいて、収蔵美術品や本市にゆかりのある郷土作家・芸術家等に関する展覧会の充実を図る。

☆利用案内

- ・開館時間 午前10時～午後6時
- ・休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)、展示替え等による臨時休館日
- ・貸しギャラリー使用料

区分(面積)	使用料(日額)	
	市内	市外
オープンギャラリー1 (50㎡)	2,550円	3,875円
オープンギャラリー2 (52㎡)	2,650円	3,975円
オープンギャラリー3 (52㎡)	2,650円	3,975円
オープンギャラリー4 (50㎡)	2,550円	3,875円
展示ギャラリー1 (147㎡)	11,000円	16,500円
展示ギャラリー2 (135㎡)	10,190円	15,280円

①所在地：〒300-0036 土浦市大和町1番1号 (TEL 029-846-2950 FAX 029-846-2951)

②施設の概要

土浦駅に隣接して建てられたアルカス土浦の1階にあり、2階～4階は土浦市立図書館となる。アルカス土浦駐車場共用：普通車82台分、バイク駐輪場：13台分、自転車89台分。建物：鉄骨造4階建(1階部分)。施設積約930㎡。展示室：オープンギャラリー(約216㎡)天井高4m。展示ギャラリー(約290㎡)天井高4m。収蔵庫：収蔵庫(約120㎡)、前室(約15㎡)他。事務室、主催者控室他。

③沿革・概要

平成27(2015)年9月に着工し、平成29年11月27日開館。展示室は個展・グループ展向きの明るく開放的な展示室「オープンギャラリー」(第1～4室)と、白と黒を基調とし本格的な美術展覧会の開催も可能な「展示ギャラリー」(第1～2室)からなる。収蔵庫には土浦市が所有する美術品が保管されている。

④収蔵品

土浦ゆかりの洋画家・渡辺浩三や日本画家・浦田正夫などの作品を所有し、収蔵美術品展として所蔵作品の公開も行っている。

⑤事業概要

(ア) 収蔵美術品展・企画展等の開催

(イ) 貸しギャラリーに関する業務

(ウ) 市民ギャラリーの管理運営業務

(4) 文化財の保存と活用

本市は「土浦城跡および櫓門」をはじめとし、多数の国・県・市指定の文化財や貝塚・古墳及び住居跡等の埋蔵文化財の包蔵地が各地に存在する文化財の豊富な地域であるため、これら文化財の保護、保存に努めるとともに活用を図る。

ア 方針

歴史文化の継承と、文化財を活かしたまちづくりを進めるため、令和5年度に文化庁長官の認定を受けた「土浦市文化財保存活用地域計画」を基に、下記の方向性に基づく諸事業を実施します。

方向性1：土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る

○遺産の把握・収集を推進する

○遺産の適切な保存を推進する

方向性2：優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る

○市史の情報発信を推進する

○地域の魅力向上を推進する

○まちづくりへの貢献を推進する

方向性3：歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、様々な連携を図る

○人材の育成を推進する

○ネットワークの構築・拡張を推進する

○文化財管理基盤の強化を推進する

イ 文化財保護事業

・文化財の調査・指定と保存・活用

郷土の歴史や文化を伝える文化財を調査・保存するとともに、市民に明らかにして活用を図る。

・歴史資料の収集

歴史の解明や先人の足跡を明らかにするため、郷土の歴史や文化を伝える資料を収集する。

・埋蔵文化財の保護

開発行為等に伴う埋蔵文化財保護の充実に努める。

・文化財愛護団体の育成

市民が自発的に組織している「土浦市文化財愛護の会」の活動を支援するとともに、育成と推進を図る。

【土浦城址整備概要】

土浦城は、永享年間に築城されたといわれており、数百年の栄枯盛衰の歴史を辿りながら、多くの遺産を伝えてきた。昭和10年に土浦にふさわしい公園とするために、城址の大改修が行われ、現在の亀城公園の基礎が出来た。一方、昭和27年茨城県文化財保護条例の規定による茨城県指定文化財 史跡第1号の指定を受け、文化財としての保護が図られることとなった。土浦城址は「都市公園」と文化財の史跡という二つの性格を持っている。昭和59年には、土浦城址整備検討委員会が立ち上がり、昭和61年には土浦城址整備委員会が発足し、整備を行ってきた。

【土浦城址整備経過】

年 度	内 容
S61年度 ～ 62年度	郁文館正門解体保存修理
S61年度 ～ 62年度	櫓門解体修理
H 元年度 ～ 3年度	西櫓復元工事
H 6年度 ～ 7年度	西櫓土塁修復
H 8年度	東櫓土塁復元工事
H 8年度 ～ 10年度	東櫓復元工事
H16年度	本丸土塀復元整備工事
R 4年度	霞門保存改修工事

○ 文化財の状況（国・県・市指定）

R5.4.1現在

種 別	国	県	市	計
建 造 物	1	3	15	19
美 術 工 芸 品	絵 画	1	4	11
	彫 刻	1	9	42
	工 芸 品	7	14	55
	書 跡		3	5
	古 文 書			7
	考 古 資 料	1	4	15
	歴 史 資 料		1	12
有 形 民 俗 文 化 財			7	7
無 形 民 俗 文 化 財		3	6	9
史 跡	1	3	41	45
名 勝			2	2
天 然 記 念 物		2	5	7
計	12	46	223	281

○ 国認定重要美術品 7 ○ 国選択無形民俗文化財 2 ○ 登録有形文化財建造物 18

(5) 土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

○土浦市立博物館

土浦市に関わる人々の生活及び文化に関する歴史・民俗などの資料を調査・収集・保存・展示している。

○上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）

国指定史跡上高津貝塚に関する資料を収集・保管・展示すると共に、土浦市の埋蔵文化財を調査・収集・保存・展示している。

☆利用案内（両館共通）

• 開館時間

午前9時から午後4時30分まで

• 入館料

一般：105円（75円） 児童・生徒：50円（30円） ※（ ）は20名以上の団体

※毎週土曜日は児童・生徒の入館料無料

• 休館日

毎週月曜日・祝日の翌日（ただし、祝日の翌日が土・日にあたるときは開館）、年末年始（12月28日～1月4日）、その他展覧会準備等の期間

ア 土浦市立博物館

①所在地：〒300-0043 土浦市中央一丁目15番18号（TEL 029-824-2928 FAX 029-824-9423）

②施設の概要

亀城公園西側の土浦城二の丸跡に位置し、城郭をイメージした外観となっている。敷地面積：1,482㎡、第1駐車場：普通車13台分、第2駐車場：普通車38台分。建物：鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建、延床面積：2,539㎡。展示部門（625㎡）、収蔵部門（651㎡）、その他附属展示館として亀城公園内に復元された土浦城東櫓（木造2階建111㎡）があり、上記の入館料で見学できる。

③沿革・概要

昭和63（1988）年7月2日開館。主に土浦市域の歴史・民俗を通史的に展示・解説してきたが、これまでに収集した資料をより安全な展示環境のもとで公開し、調査研究の進展に応じた最新の情報を発信するため、平成19年7月3日にリニューアルオープンして、総合展示を行っている。また、東櫓では復元された建物の特徴や土浦城の概要などを展示・解説している。

④収蔵品・展示品

土浦市内の歴史・民俗資料を幅広く収蔵し、研究・公開している。主な収蔵品としては土浦藩主土屋家旧蔵の刀剣類（国宝・重文含む）・茶道具、県指定文化財の色川三中関係資料、傘式地球儀や坤輿万国全図などの地理学関係資料、関流砲術関係資料などの近世の歴史資料のほか、霞ヶ浦沿岸の漁業関係資料などの民俗資料があり、季節ごとに展示品を入れかえ、多様な資料を紹介している。

⑤事業概要

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| （ア）特別展・テーマ展等の開催 | （イ）歴史・民俗資料の収集保存と活用 |
| （ウ）博物館紀要など歴史研究刊行物の発行 | （エ）博物館実習・校外学習・出前講座 |
| （オ）土浦市史編さん資料の整理・調査・研究 | （カ）古文書の整理・調査と目録の発行 |

イ 上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）

①所在地：〒300-0811 土浦市上高津1843番地（TEL 029-826-7111 FAX 029-826-6088）

②施設の概要

史跡公園として整備した国指定史跡「上高津貝塚」とガイダンス施設「考古資料館」から構成されている。敷地面積：49,788㎡（その内史跡公園：44,423㎡）。駐車場：大型バス3台、普通車50台分。建物：鉄筋コンクリート造、地上2階建、延床面積：1,764㎡。展示部門（467㎡）、収蔵部門（269㎡）、そのほか、史跡公園には、貝層平面範囲展示や貝層断面展示施設、竪穴住居等の復元建造物などがある。

附属展示館として上坂田地区に武者塚古墳展示施設がある。附属展示館は見学無料。

③沿革・概要

縄文時代後晩期の関東地方を代表する大規模貝塚として、昭和52（1977）年に国の史跡指定を受け、平成7年10月17日に開館した。常設展示では、上高津貝塚を中心とした縄文時代の生活や文化について展示・解説している。また、毎年企画展等を開催し、考古資料を活用した地域の歴史の紹介に努めている。

④収蔵品・展示品

土浦市内の考古資料を収蔵・研究し、展示公開している。主な収蔵品として上高津貝塚出土品や重要文化財の武者塚古墳出土品、市内遺跡出土の資料のほか、ジオパークに関する資料がある。

⑤事業概要

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| （ア）企画展・テーマ展等の開催 | （イ）考古資料の調査・収集保存と活用 |
| （ウ）歴史研究刊行物の発行 | |
| （エ）筑波山地域ジオパーク推進協議会の教育・学術部会事務局に関する業務 | |

5 スポーツ振興

(1) 社会体育

ア 目標

社会体育にあつては、活力に富む市民生活を営むための基本となる健康づくり・体力づくりの条件の整備を図り市民総スポーツの実現に努める。

イ 方針

- (ア) スポーツ・レクリエーションの実践をとおして健康の維持増進を図り、明るい家庭づくりと住みよいまちづくりに努める。
- (イ) スポーツ・レクリエーション施設を適正に管理し、市民の利用促進に努める。

ウ 社会体育の振興

- 学校施設開放事業の実施
- スポーツ教室の開設とスポーツテストの実施
- 体育団体との連携と活動の推進
- スポーツ推進委員の実践活動の推進
- スポーツ少年団の育成
- スポーツ各種保険への加入の奨励
- 社会体育広報活動の推進
- レクリエーション活動の推進
- かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催

エ 施設の整備充実

- 川口運動公園施設の整備と効率的な活用
- 霞ヶ浦文化体育会館の整備と効率的な活用
- ヒューナックアクアパーク水郷（水郷プール）の整備と効率的な活用
- 各体育施設の整備と効率的な活用

田中冷設神立野球場・一誠商事市民運動公園（市民運動広場）・南部田中冷設スポーツフィールド・乙戸ファミリースポーツ公園テニスコート・中貫公園運動広場・右衾地区運動広場・武道館・木田余地区運動広場・新治運動公園・新治トレーニングセンター・本郷グラウンド

オ スポーツ推進委員

(ア) 組織

スポーツ推進委員の定数 72名（任期2年）

(任期：令和7年3月31日まで)	土浦市スポーツ 推進委員協議会	一中地区スポーツ推進委員	11名
		二中地区	7名
		三中地区	11名
		四中地区	10名
		五中地区	8名
		六中地区	9名
		都和中地区	8名
		新治学園地区	8名

(イ) 活動状況

スポーツ推進委員は、広く住民のスポーツの推進を図るため、主に次のような活動をしている。

- スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整
- 各種スポーツ・レクリエーションの企画立案及び運営
- スポーツ活動の相談、指導、助言
- スポーツ指導者の発掘
- 地域住民のスポーツテストの実施と体づくりの指導

カ 主な事業・行事

- 学校体育館の開放
 中学校8校（一中、二中、三中、四中、五中、六中、都和中、新治学園）
 小学校19校（土浦小、下高津小、東小、大岩田小、真鍋小、都和小、荒川沖小、中村小、土浦第二小、上大津東小、神立小、右粕小、都和南小、乙戸小、菅谷小、旧上大津西小、旧藤沢小、旧山ノ荘小、旧穴塚小）
 県立高校1校（土浦工業高）
- 学校運動場の開放（都和南小、菅谷小、旧穴塚小、旧藤沢小、一中
 夜間開放、土浦産業技術専門学院）
- 市民体育祭の実施（15地区）
- かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催

キ 体育施設

(ア) 川口運動公園

所在地 土浦市川口二丁目12番75号

建設年月 昭和24年1月起工 昭和29年10月完成

総面積 73,300㎡ (22,212坪)

競技施設（種目別） (イ) 陸上競技場 (ロ) 野球場 (ハ) 庭球場 (ニ) 運動広場

附属施設 川口運動公園管理事務所（陸上競技場施設） 木造平屋倉庫

○川口運動公園管理事務所 電話 821-1648

竣工年月日 昭和47年3月15日 建築面積 847.22㎡

起床面積 691.72㎡ 鉄筋コンクリート二階建・スタンド上家鉄骨造

事務室 医務室、更衣室、倉庫、便所 一階475.22㎡

会議室、放送室、倉庫 二階216.50㎡

○J：COMフィールド土浦（陸上競技場）

竣工年月日 昭和28年7月17日

総面積 35,395㎡

トラック面積 5,596㎡

フィールド面積 10,897㎡

スタンド面積 4,027㎡

その他面積 14,875㎡

規 格 及 び 場 内 施 設	1 周の距離	400.00m	走巾路、三段挑砂場	2ヶ所
	最長直走路	145.00m	砲丸投げ	1ヶ所
	片側直走路	84.39m	やり投	2ヶ所
	片側曲走路	115.61m	サッカー場	1面
	曲率半径	36.80m	円盤投、ハンマー投	1ヶ所
	走路巾員	10.00m		
	コース数	8コース	(直線9コース)	
収容人員	芝生スタンド		6,380人	

○J: COMスタジアム土浦（野球場）電話 824-5637

竣工年月 昭和25年11月（昭和48年改修、平成29年改修）

フィールド面積 12,990㎡

観客席面積 延床面積 8,620.68㎡ 建築面積 4,882.60㎡

収容人員 13,240人

・メインスタンド 3,650人

・1,3塁側スタンド 6,590人

・外野席 3,000人

規模 両翼99m センター長122m

管理棟 平成29年改修

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（1階関連諸室、2階観覧席）

スコアボード LED付磁気反転方式 平成24年2月竣工

照明設備 LED夜間照明灯4基

・全灯の場合（内野1500Lx 外野800Lx）硬式野球公式戦用

・3/5点灯の場合（内野750Lx 外野500Lx）軟式野球公式戦、硬式野球一般用

・2/5点灯の場合（内野500Lx 外野300Lx）軟式野球一般用

・1/4点灯の場合（内野300Lx 外野200Lx）レクリエーション用

○庭球場 電話 824-5636

竣工年月日 昭和29年9月30日（昭和47年度改修）

総面積 7,241㎡

コート数 8面 Aコート 6面（クレー舗装）、Bコート 2面（全天候舗装）

観覧席 1,800人

管理棟 竣工年月日 昭和47年8月31日

延床面積 179.14㎡ 鉄筋コンクリート造二階建 建築面積98.34㎡

事務室、医務室……1階 更衣室×2、観覧席……2階

○運動広場

面積 6,399㎡ 各種野球大会のサブグラウンド及び催物などで利用している。

(イ) 田中冷設神立野球場（神立公園野球場）2面

所在地 土浦市北神立町3番地 電話 831-6863

設置年月 昭和42年3月 日本住宅公団から移管

昭和50年6月 改修

敷地面積 16,873㎡

規模 両翼 85m・センター長105m

照明設備 夜間照明灯6基（水銀灯72、ナトリウム72）232Lx

(ウ) 中貫公園運動広場

所在地 土浦市東中貫3番地

設置年月 昭和42年3月 日本住宅公団から移管

敷地面積 6,500㎡

規模 多目的運動広場（サッカー、ソフトボール、少年野球等）

(エ) 霞ヶ浦文化体育会館（水郷体育館）

所在地 土浦市大岩田1051番地 電話 823-4811

規模 構造 鉄筋コンクリート造 1部鉄骨造2階建

建築面積 6,165㎡

延床面積 7,605㎡

工期 起工 昭和56年10月

竣工 昭和58年5月

大体育室	1,778㎡ (36m×48m)
	バレーボール3面、バスケット2面、バトミントン8面 ハンドボール1面、卓球台24台、テニス2面 柔道2面、新体操2面 その他各種室内競技、レクリエーション、集会等 観覧席(2階1,341席 身障者用 6席)、仮設スタンド12基(672席) ステージ、楽屋兼選手控え室(2)、調整室、ミーティング室 救護室、器具庫(3)、レストコーナー(4)、便所 身障者用エレベーター
小体育室	626㎡ (20m×32m)
	バレーボール1面、バスケット1面、バトミントン3面 その他各種室内競技、レクリエーション、集会等 トレーニング室(330㎡)、幼児体育室(121㎡)
玄関ホール	ラウンジ、幼児コーナー、事務室
文化施設	展示ホール、和室、会議室(2)、視聴覚室

(オ) お祭り広場・多目的広場

所在地	土浦市大岩田霞ヶ浦総合公園内
竣工	昭和58年
お祭り広場	19,500㎡ サッカー1面
多目的広場	28,000㎡ ソフトボール2面
便所	2棟
多灯設備	水銀灯 29基

(カ) 霞ヶ浦総合公園相撲場(水郷相撲場)

所在地	土浦市大岩田霞ヶ浦総合公園内
竣工	平成13年3月
面積	179.56㎡
規模	屋根付相撲場

(キ) *NAC* ヒューナックアクアパーク水郷(水郷プール)

所在地	土浦市大岩田霞ヶ浦総合公園内
竣工	平成28年3月
敷地面積	17,868㎡
水面積	2,643㎡
種類	流水プール 270m、多目的プール 25m×8コース、 ちびっ子プール・滑り台等、スライダープール 曲線80m、50m 直線30m×3本 管理棟 898㎡

(ク) *R* 南部田中冷設スポーツフィールド(南部地区運動広場)

所在地	土浦市乙戸1129番地5
竣工年月日	平成27年9月
総面積	23,119㎡
規模	多目的運動広場(野球場1面(少年2面)又はサッカー場1面(少年2面))

(ケ) 右舩地区運動広場

所在地	土浦市右舩1601番地3
竣工年月日	昭和59年6月7日

総面積 17,345㎡
規模 野球場1面、サッカー場1面

(コ) 土浦市立武道館

所在地 土浦市文京町10番16号 電話 822-8730
竣工年月日 平成元年3月28日
総面積 3,469㎡ (駐車場2,042㎡を含む)
規模 ・延面積 1,476.47㎡ ・構造
・1F床面積 512.57㎡ *鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
・的場 20.87㎡ ・1F事務室、会議室、弓道場(6人立)
・2F床面積 478.95㎡ ・2F柔道場(2面224畳)
・3F床面積 484.95㎡ ・3F剣道場(2面)

(サ) 乙戸ファミリースポーツ公園テニス場

所在地 土浦市卸町一丁目1番11号 電話 841-4005
竣工年月日 平成2年3月17日
総面積 2,000㎡
規模 3面(全天候型)

(シ) ISSEI一誠商事市民運動広場(市民運動広場)

所在地 土浦市佐野子町260番地
竣工年月日 平成2年6月30日
総面積 95,591㎡(駐車場等を含む) 野球場
規模 野球場 2面(少年野球・ソフトボール4面)
多目的広場(サッカー・ラグビー・グラウンドゴルフ等)
ゲートボール 6面
自由広場(野球場サブグラウンド)

(ス) 木田余地区運動広場

所在地 土浦市木田余東台一丁目3883
竣工年月 平成7年6月
総面積 23,800㎡(駐車場3,130㎡を含む)
規模 多目的運動広場(サッカー・ソフトボール・少年野球等)

(セ) 新治運動公園

所在地 土浦市藤沢801-1
竣工年月 平成11年3月(平成26年野球場改修、令和5年多目的グラウンド改修)
総面積 112,189㎡ 番地1
規模 つくば電気通信新治グラウンド(多目的グラウンド)(サッカー・ラグビー1面(少年サッカー3面))
雅電設ファミリー球場新治(野球場)1面(少年野球3面) 照明灯7灯
テニスコート4面
こども広場(少年サッカー、グラウンドゴルフ等)

新治運動公園管理事務所

竣工年月 平成11年3月
起床面積 201.00㎡ 鉄筋コンクリート平屋造
事務室、会議室、放送室、更衣室、便所、シャワー室

(ソ) 本郷グラウンド

所在地 本郷入会地離山番外1番地1
総面積 12,371㎡
規模 野球場1面 (少年野球2面)

(タ) 新治トレーニングセンター

所在地 土浦市藤沢990番地
竣工年月 昭和59年12月
総面積 1,424.24㎡
規模 バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面

(チ) 旧穴塚小学校

所在地 土浦市穴塚1478番地
総面積 10,050㎡ (校舎等含む)
規模 体育館、グラウンド

ク 体育施設使用料

(ア) 川口運動公園体育施設

(1) 体育施設使用料

区分	利用者	団体で利用する場合					個人で利用する場合	
		9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	9時以前又は17時以降に利用する場合(1時間つき)	9時～17時(2時間にまで)	
野球場	市内	3,570円	3,570円	3,570円	3,570円	1,785円		
	市外	5,350円	5,350円	5,350円	5,350円	2,675円		
陸上競技場	市内	1,755円	1,755円	1,755円	1,755円	875円	1人につき110円	
	市外	2,640円	2,640円	2,640円	2,640円	1,320円	1人につき165円	
庭球コート (1面につき)	市内	875円	875円	875円	875円			
	市外	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円			

備考

1. 体育施設を団体で利用する場合において、当該団体が入場料を徴収するときの使用料は、1日につき当該入場料の最高額の100人分に相当する額とする。
2. 運動広場を団体で利用する場合において、当該団体が入場料を徴収するときの使用料は、1日につき当該入場料の最高額の20人分に相当する額とする。
3. 体育施設を9時以前から利用する場合(9時以降の区分と併せて利用する場合に限る。)において、その利用を開始する時間は、日の出の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間からとする。この場合において、利用する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
4. 体育施設を17時以降に延長して利用する場合における延長の時間は、日没の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間(野球場を17時以降に延長して利用する場合は、21時を限度とする。)までとする。この場合において、延長する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(2) 附属設備使用料

区分	利用者	団体で利用する場合				
		9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	9時以前又は17時以降に利用する場合(1時間つき)
スコアボード一式	市内	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	655円
	市外	1,975円	1,975円	1,975円	1,975円	985円
放送設備一式	市内	550円	550円	550円	550円	275円
	市外	825円	825円	825円	825円	410円
夜間照明設備(野球場)	100パーセント点灯の場合	1時間まで15,280円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに7,640円を加算する。				
	60パーセント点灯の場合	1時間まで9,070円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに4,535円を加算する。				
	40パーセント点灯の場合	1時間まで5,910円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに2,955円を加算する。				
	25パーセント点灯の場合	1時間まで3,670円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに1,835円を加算する。				

備考

- (1) 体育施設の附属設備を9時以前から利用する場合(9時以降の区分と併せて利用する場合に限る。)において、その利用を開始する時間は、日の出の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間からとする。この場合において、利用する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- (2) 体育施設の附属設備を17時以降に延長して利用する場合における延長の時間は、日没の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間(野球場を17時以降に延長して利用する場合は、21時を限度とする。)までとする。この場合において、延長する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- (3) 運動公園内における売店の占用に係る使用料 1売店(売場面積は、10平方メートルを限度とする。)につき月額4,965円又は年額38,880円

(イ) 神立公園体育施設

(1) 体育施設使用料

区分	利用者	早朝	午前	午後	夜間
		9時まで	9時～13時	13時～17時	17時～21時
野球場 (1面につき)	市内	550円	1,100円	1,100円	1,100円
	市外	825円	1,650円	1,650円	1,650円

備考

1. 早朝の時間帯において、体育施設を利用する場合における利用の開始時間は、日の出の時間、利用者の安全の確保及び周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間とする。
2. 早朝の使用料は、利用を開始する時間から9時までの料金とする。

(2) 附属設備使用料

区分	利用者	早朝	午前	午後	夜間
		9時まで	9時～13時	13時～17時	17時～21時
放送設備 一式	市内		875円	875円	
	市外		1,320円	1,320円	
夜間照明設備 (1面につき)	1時間まで4,400円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに2,200円を加算する。				

(ウ) 霞ヶ浦文化体育会館 (令和4年9月1日施行)

(単位：円)

施設名称	アマチュアスポーツに利用する場合										アマチュアスポーツ以外で、営利又は宣伝を目的としない催物に利用する場合						個人使用料		
	団体					個人					入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合			高校生以下	一般	
	高校生以下		一般			高校生以下		一般			入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合						
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
霞ヶ浦文化体育施設	大体育室	3,710	4,815	4,815	1,980	2,120	1,620	1,980	9,620	9,620	9,620	8時30分～12時	12時～17時	17時～21時	8時30分～12時	12時～17時	17時～21時	2時間までごとに1人につき	2時間までごとに1人につき
	小体育室	1,390	1,925	1,925	1,980	2,120	1,620	1,980	3,840	3,840	3,840	8時30分～12時	12時～17時	17時～21時	8時30分～12時	12時～17時	17時～21時	130	285
	第一会議室	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	2,120	入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。			入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。			入場料を徴収しない場合の団体使用料に同じ。	
	第二会議室	805	1,040	1,435	805	1,040	1,435	805	1,040	1,435	入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。			入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。					
	和室	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。			入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。					
	視聴覚室	2,885	3,640	3,725	2,885	3,640	3,725	2,885	3,640	3,725	入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。			入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。					
展示ホール	2,795	3,535	3,640	2,795	3,535	3,640	2,795	3,535	3,640	入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。			入場料を徴収しない場合の一般に6を乗じて得た額とする。						

備考

- 1 利用時間がこの表に区分時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。
- 2 団体使用料の適用を受ける団体は、その人数が20人以上の団体とする。ただし、その人数が20人に満たない場合であっても施設を占有する場合も、団体使用料を適用する。
- 3 団体使用料の適用を受ける場合において、やむを得ない事由により利用時間を超えた場合の使用料は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）につき、当該区分の額の1時間相当額とする。
- 4 団体使用料の適用を受ける場合において、大体育室の床面積の3分の1、2分の1又は3分の2を利用する場合の使用料は、当該区分の額に3分の1、2分の1又は3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを5円とする。
- 5 営利、宣伝その他これらに類する目的に利用する場合の使用料は、「アマチュアスポーツ以外で、営利又は宣伝を目的としない催物に利用する場合」の「入場料を徴収する場合」の使用料を適用する。ただし、大体育室を利用する場合で、入場料を徴収するときの当該施設の使用料は、時間区分けにかかわらず、当該入場料の最高料金の100人分の額（その額が50万円に満たないときは、50万円）とする。
- 6 「入場料を徴収する場合」とは、入場料又は料金を徴収す会員券、整理券その他これらに類する料金を徴収する場合をいう。
- 7 個人使用料は、回数券を用いて納入することができる。

(附属設備等使用料)

種 別	使 用 料	
放 送 装 置	一式1回につき	3,650円
電 光 掲 示 板	一对1回につき	3,650円
オーバーヘッドプロジェクター(O.H.P)	一式1回につき	2,465円
バレーボールコートマット	一式1日につき	122,820円
仮 設 ス タ ン ド	一基1日につき	12,840円
持 込 機 器 に 係 る 電 気 料 金	1キロワット1日につき	150円

種 別	施設の名称		使用料(1時間につき)
冷暖房設備	大体育室	アリーナ	1,300円
		観客席	1,300円
		ステージ	200円
		ミーティング室	160円
		控室	140円
	小体育室	1,700円	

種 別	施設の名称		利用する床面積の区分	使用料(1時間につき)			
				全点灯の場合	3分の2点灯の場合	2分の1点灯の場合	3分の1点灯の場合
照明設備	大体育室	アリーナ	全面	440円	300円	220円	150円
			3分の2	300円	200円	150円	100円
			2分の1	220円	150円	110円	75円
			3分の1	150円	100円	75円	50円
	ステージ		一列につき 10円				
	小体育室		80円		40円		

(エ) ヒューナックアクアパーク水郷
プール入場料

区分	個人	回数券 (11枚つづり)	団体割引(20人以上)	
			市内	市外
一般・高校生	1,220円	12,200円	975円	1,100円
小・中学生	610円	6,100円	485円	550円
幼児(4歳以上就学前)	200円	2,000円	160円	180円
乳幼児(3歳以下)	無料			

(オ) 武道館

施設の名称	団 体 使 用 料				個人使用料
	午 前	午 後	夜 間	超過料金	
	8時30分 ～12時	12時 ～17時	17時 ～21時	1時間まで ごとに	
柔 道 場	770円	1,100円	875円	220円	1人2時間 までごとに 215円
剣 道 場	770円	1,100円	875円	220円	
弓 道 場	770円	1,100円	875円	220円	

備 考

- 1 利用時間が利用単位の時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。
- 2 団体使用料の適用を受ける団体は、その人員が20人以上の団体とする。ただし、その人員が20人に満たない場合であっても施設を専用して使用するときは、団体使用料を適用する。
- 3 団体使用料の適用を受ける場合においてやむを得ない事由により使用時間が予定の区分時間を超えた場合の使用料は、超過料金に掲げる使用料金を適用する。
- 4 次の各号の場合は、この表にかかわらず、当該各号に掲げる使用料を適用する。
 - (1) 市内の小学校、中学校、小学校体育連盟又は中学校体育連盟が使用する場合、無料。
 - (2) 市内の高等学校又は市内の高等学校の生徒が使用する場合 規定料金の50パーセント
 - (3) 市外の小学校、中学校、高等学校又はこれらの児童若しくは生徒が使用する場合、規定料金の75パーセント
 - (4) その他市外の者が使用する場合 規定料金の150パーセント

(カ) 乙戸ファミリースポーツ公園テニス場

区分	利用者	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時
庭球コート (1面につき)	市内	875円	875円	875円	875円
	市外	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円

(キ) 新治運動公園

① 多目的グラウンド

区 分		市 内	市 外	照明料
団体使用料	3分の1面	1,000円	2,000円	半面 1,650円 ／1時間 全面 2,200円 ／1時間
	半 面	1,500円	3,000円	
	3分の2面	2,000円	4,000円	
	全 面	3,000円	6,000円	
個人使用料	高校生以下	150円	300円	
	一 般	300円	600円	

施設の利用時間は、2時間を単位とする。

② テニスコート（1面）につき

区 分	市 内	市 外	照明料
9時～11時	875円	1,320円	215円／30分
11時～13時	875円	1,320円	
13時～15時	875円	1,320円	
15時～17時	875円	1,320円	
17時～19時30分	1,100円	1,650円	
19時30分～22時	1,100円	1,650円	

③ 雅電設ファミリー球場新治（野球場）（1面）

利用区分		9時～13時	13時～17時	18時～22時	照明料
軟式野球（学童） 又はソフトボール	市内の居住者	2,200円	2,200円	2,200円	2,750円/ 1時間
	市外の居住者	4,400円	4,400円	4,400円	
軟式野球 （学童を除く。）	市内の居住者	3,300円	3,300円	3,300円	
	市外の居住者	6,600円	6,600円	6,600円	

軟式野球（学童）及びソフトボール利用の際には、同時に3面の利用が可能であるが、軟式野球（学童を除く）利用の際には、1面での利用とする。

(ク) 新治トレーニングセンター

区 分	市 内	市 外
9時～11時	875円	1,320円
11時～13時	875円	1,320円
13時～15時	875円	1,320円
15時～17時	875円	1,320円
17時～19時30分	1,100円	1,650円
19時30分～22時	1,100円	1,650円

備考 利用時間が利用単位の時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。

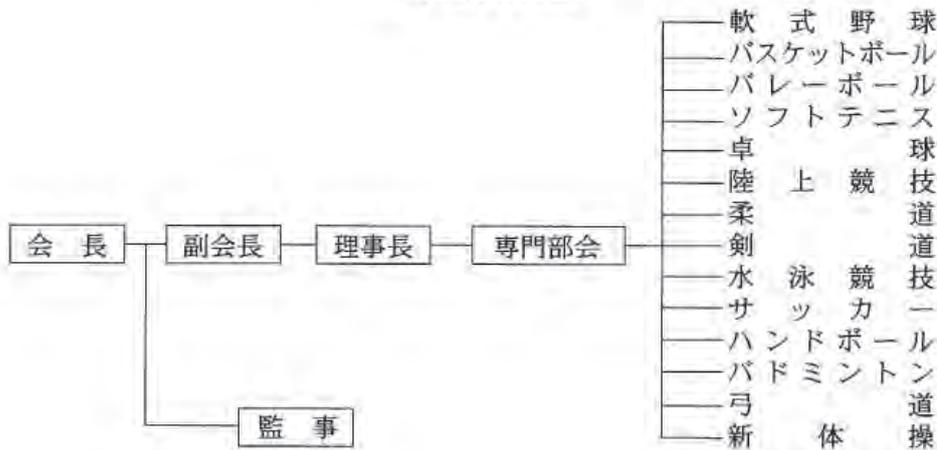
ケ 学校体育の組織

(ア) 土浦市中学校体育連盟

目 的

市内中学生全体を対象としての体育、スポーツの健全な普及、振興に資するとともに、相互の研修活動、行事の精選、効率的な運営を通して、ひとりひとりの調和のとれた全体的な体力の向上と人間性の育成を図る。

(中学校体育連盟)



(イ) 土浦市体育保健研究部

目 的

学習指導の内容と効率化の研究及び施設用具の充実と活用、運動の生活化を中心に研究推進する。

(体育保健研究部)



消 防



消防庁舎

1	土浦市の消防情勢	381
2	組織・消防力	382
3	消防車両	387
4	過去5年間の出火状況	388
5	予防対策	391
6	救急救助活動状況	392
7	A E D 設置場所	395
8	消防職員・団員の処遇	396

1 土浦市の消防情勢

本市の消防行政は、1消防本部4署1分署、吏員190名、消防車等13台（広報車を除く）、救急車6台、小型救助艇1艇及び1消防団本部38箇分団、1女性部、1機能別消防団、団員484人、消防ポンプ車24台、小型ポンプ積載消防車14台をもって市民の生命・財産の守護と安心・安全なまちづくりを推進している。近年社会経済情勢の厳しさが増し、将来にわたり高い消防力を維持するため、各分野で効率的且つ効果的な消防運営に努めている。

このような中、平成28年2月にいばらき消防指令センターの共同運用と消防救急無線のデジタル化を実施。平成28年3月には署所再編事業により、消防庁舎を田中町に移転し、平成29年4月に並木出張所を土浦消防署に統合したことで従来よりも効率的な人員と車両の配置を図った。

人的強化については、消防大学校、県立消防学校、各種研修会等への派遣を積極的に実施し、予防技術資格者の養成等も行うなど、職員の資質向上を図っている。また、救急救命士については、救急救命研修所への派遣を積極的に実施し、令和5年4月1日現在、64名在職している。

近年は地震や風水害等の自然災害が各地で頻発し、消防に求められる責任も多様化している。そのため職員のスキルアップや装備品の充実強化を図り、消防団を中心とした地域防災力向上に注力する必要がある。

今後とも消防機関と地域住民が一体となった消防体制の確立を目指してまいりたい。

消防庁舎の概要

(1) 所在地 土浦市田中町2083番地1 敷地面積13396.06㎡

(2) 建物概要

建物	建築面積	延べ面積	建築物高さ	階数	構造
消防庁舎	1656.82㎡	3816.46㎡	22.79m	地上3階	S造（免震構造）
本部車両車庫	287.12㎡	287.12㎡	3.85m	地上1階	RC造・S造
訓練塔A	176.17㎡	460.27㎡	18.90m	地上5階	RC・SRC・S造
訓練塔B	115.94㎡	177.24㎡	7.10m	地上2階	RC造
自家給油所	26.50㎡	26.50㎡	4.50m	地上1階	S造
合計	2262.55㎡	4767.59㎡			

(3) 消防庁舎の基本方針

“安全（SAFE）”

S：災害に強く持続可能な庁舎（Sustainable）

A：市民に開かれた庁舎（Available）

F：人と地球にやさしい庁舎（Friendly）

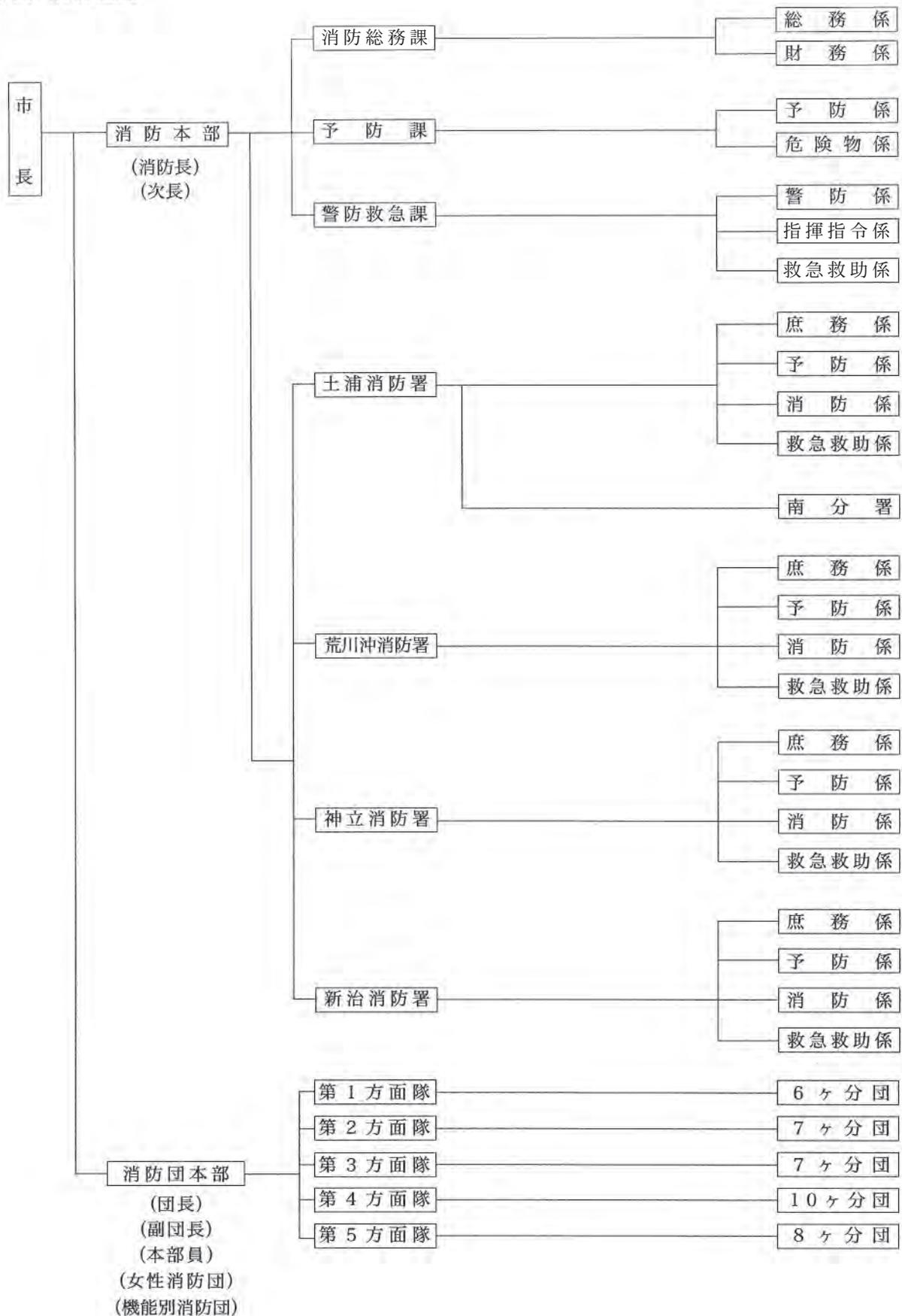
E：機能的経済的な庁舎（Efficient）

(4) 特徴

消防庁舎	全館免震構造	免震部材4種類使用
	非常用発電設備	220kVA 72時間連続運転可能
	太陽光発電設備	30kw 蓄電池（20kwh）付 系統連系
	井戸	深さ100m 吐出量400L/min
訓練塔	水難救助訓練用プール	5m×4m 深さ5m
	濃煙迷路訓練室	可動式間仕切りを設置する
屋外訓練場	訓練場を柱状改良し 25トンの耐圧を確保	飛行場外離発着場の基準を満たす 消防ポンプ操法競技大会が開催可能

2 組織・消防力（令和5年4月1日現在）

(1) 消防組織



(2) 常備消防力

[人 員]

(消防吏員の条例定数及び実員)

基準 現有別	区分	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	計
条例定数	階級別定員なし								216
実員	1	11	46	23	53	44	12	190	

(消防力の基準と現有)

区分	基準 現有別	基 準	現 有	充 足 率
消防職員		274	190	69%

[署 所]

区分	基準 現有別	基 準	現 有	充 足 率
消防本部		1	1	100%
署 所		5	5	100%

[消防車両]

区分	基準 現有別	基 準	現 有	充 足 率
指揮車		1	1	100%
ポンプ自動車		9	9	100%
化学自動車		1	1	100%
梯子自動車		1	1	100%
救助工作車		1	1	100%
救急自動車		6	6	100%
小型救助艇		1	1	100%
合 計		20	20	100%

[消防水利]

基準 現有別	区分	消 火 栓 (150φ以上)	防火水槽 (40㎡以上)	そ の 他	合 計
現 有		888	960	91	1,939

[消防現勢]

区分	割合	消防職員1人に対する割合	消防車1台に対する割合	救急車1台に対する割合
人口		746 人	10,908 人	23,634 人
世帯		346 世帯	5,052 世帯	10,945 世帯
面積		0.6 km ²	8.7 km ²	18.9 km ²

令和 5年4月1日現在

人口 141,801人

世帯数 65,670 世帯

面積 122.89 km²

(3) 非常備消防力

[人員]

(消防団員の条例定員及び実員)

階級	計	団長	副団長	本部員	分団長	副分団長	部長	班長	団員
定員	629	1	5	15	39	39	39	39	452
実員	484	1	5	15	39	39	39	39	307

[消防車両]

区分	計	ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車
現有	38台	24台	14台

(4) 分団担当区域

区分 名称	消 防 自 動 車	計	分 団 担 当 区 域
第1分団	三 菱 2000年	1	大和町、桜町一・二・三丁目、有明町一番街区
第2分団	トヨタ 2003年	1	川口一・二丁目、東崎町、港町一・二・三丁目、有明町二番街区、湖北一・二丁目
第3分団	トヨタ 1999年	1	大町、千東町、桜町四丁目、生田町、田中町、田中一・二・三丁目、文京町
第4分団	いすゞ 2002年	1	大手町、中央一・二丁目、立田町
第5分団	いすゞ 2012年	1	虫掛の一部、佐野子、粕毛、穴塚の一部、飯田、矢作
第6分団	トヨタ 2006年	1	小松一・二・三丁目、千鳥ヶ丘町、霞ヶ岡町、桜ヶ丘町、蓮河原町、蓮河原新町、大岩田、小松ヶ丘町、小岩田東一・二丁目、小岩田西一・二丁目、滝田一・二丁目
第11分団	トヨタ 2023年	1	真鍋一・二丁目、真鍋三丁目一番街区～五番街区、真鍋新町、城北町、木田余、木田余東台一・二・三・四・五丁目、木田余西台
第12分団	いすゞ 2009年	1	真鍋三丁目六番街区～十四番街区、真鍋四・五・六丁目、若松町、東・西真鍋町、殿里、東都和、東若松町
第13分団	いすゞ 2008年	1	並木一・二・三・四・五丁目、都和一・二・三・四丁目、東・西並木町、常名、中貫、虫掛の一部 板谷一・二・三・四・五・六・七丁目
第14分団	いすゞ 1995年	1	小山崎、今泉、粟野町、中都町一・二・三・四丁目、笠師町、紫ヶ丘
第15分団	いすゞ 2000年	1	神立町、中神立町、白鳥町、北神立町、神立中央一・二・三・四・五丁目、神立東一・二丁目、東中貫町
第16分団	トヨタ 2003年	1	手野町、菅谷町
第17分団	いすゞ 2002年	1	沖宿町、田村町、おおつ野一・二・三・四・五・六・七・八丁目
第21分団	いすゞ 2008年	1	下高津一・二・三・四丁目、富士崎一・二丁目
第22分団	いすゞ 2017年	1	中高津一・二・三丁目、国分町、永国、永国東町、永国台、小岩田
第23分団	トヨタ 2007年	1	上高津、上高津新町、天川一・二丁目、穴塚の一部
第24分団	トヨタ 1997年	1	右廻、烏山一・二・三・四・五丁目、摩利山新田
第26分団	トヨタ 2005年	1	荒川沖東一・二・三丁目、北荒川沖町、中村東一・二・三丁目、中村南一・二・三丁目、中の一
第27分団	トヨタ 2006年	1	荒川沖西一・二丁目、中村南四・五・六丁目、荒川沖の一部 西根南一・二・三丁目、西根西一丁目、中荒川沖町、中村西根、中の一、小山田一丁目の一部
第28分団	いすゞ 2009年	1	荒川沖の一部、乙戸、乙戸南一・二・三丁目、卸町一・二丁目、荒川本郷、沖新田 小山田一丁目の一部、小山田二丁目

区分 名称	消 防 自 動 車	計	分 団 担 当 区 域
第30分団	いすゞ 2005年	1	藤沢の一部
第31分団	ニッサン 2013年	1	藤沢の一部
第32分団	ニッサン 2012年	1	大畑
第33分団	いすゞ 1996年	1	上坂田
第34分団	ニッサン 1991年	1	下坂田
第35分団	ニッサン 2011年	1	藤沢の一部
第36分団	ニッサン 2012年	1	高岡の一部
第37分団	ニッサン 1994年	1	高岡の一部
第38分団	ニッサン 1992年	1	藤沢新田
第39分団	ニッサン 2013年	1	田土部、下大島
第40分団	ニッサン 1993年	1	田 宮
第41分団	いすゞ 1996年	1	沢辺、小野沢辺東城寺入会地の一部
第43分団	ニッサン 1992年	1	永井、永井本郷入会地の一部
第44分団	トヨタ 2013年	1	本郷、永井本郷入会地の一部
第45分団	ニッサン 1991年	1	大志戸
第46分団	ニッサン 2011年	1	小野、小野沢辺東城寺入会地の一部
第47分団	ニッサン 1994年	1	東城寺、小野沢辺東城寺入会地の一部
第48分団	ニッサン 1993年	1	小 高

3 消防車両

(1) 消防本部及び消防署所配置車両

(令和5年4月1日現在)

所属	種別	社名式	車両製作所	性能	規格(cm)			総重量(kg)	燃料	総排気量(ℓ)	無線機	緊急消防援助隊登録
					長さ	巾	高さ					
消防本部	指揮車	トヨタ 平成23年	クラウン	—	487	179	162	1,935	ガソリン	2.49	土浦本部指揮2	
	水槽付ポンプ車(予)	三菱 平成19年	日本機械工業	A-2(2,000ℓ)	668	228	300	10,650	軽油	7.54	土浦本部タンク1	
	ポンプ車(予)	トヨタ 平成25年	GMいちほら	A-2	508	188	250	4,590	〃	4.00	土浦本部ポンプ1	
	救急車(予)	トヨタ 平成20年	トヨタ テクノクラフト	高規格	564	189	256	3,245	ガソリン	2.69	土浦本部救急1	
	人員搬送車	三菱 平成27年	エムビーエム サービス	20人乗	702	201	281	5,060	軽油	2.99	土浦本部輸送1	○
	連絡車	トヨタ 平成24年	プリウス	—	461	177	157	1,725	ガソリン	1.79	無	
	連絡車	ホンダ 平成21年	アクティ	—	339	147	188	1,410	〃	0.65	〃	
	連絡車	ニッサン 平成17年	ADバン	—	437	169	147	1,635	〃	1.29	〃	
	連絡車	ホンダ 平成16年	ステップワゴン	—	467	169	184	1,950	〃	1.99	〃	
	連絡車	ニッサン 平成26年	パネット	—	440	169	185	1,960	〃	1.59	〃	
	連絡車	トヨタ 平成21年	ハイエース	—	484	188	210	2,500	〃	2.69	〃	
	連絡車	トヨタ 平成15年	クラウン	—	482	176	146	1,945	〃	2.99	〃	
	連絡車	トヨタ 平成13年	カローラ	—	436	169	147	1,315	〃	1.49	〃	
	連絡車	三菱 平成13年	ミニキャブ	350kg	339	147	178	1,170	〃	0.65	土浦本部搬送1	
小型救助艇	スズキ 平成20年	ヤンマー	—	657	264	123	2,700	ガソリン	2.87	土浦消防艇1		
土浦消防署	水槽付ポンプ車	日野 令和5年	日本機械工業	A-2(2,000ℓ)	716	238	297	10,770	軽油	5.12	土浦タンク1	
	水槽付ポンプ車	日野 令和4年	日本機械工業	A-2(8,000ℓ)	940	249	320	21,120	〃	8.86	土浦タンク2	
	ポンプ車	日野 平成22年	GMいちほら	A-2(600ℓ)	580	188	273	6,795	〃	4.00	土浦ポンプ1	
	梯子車	UD 平成19年	日本機械工業	先端屈折 (35m)	1,115	249	375	20,370	〃	21.20	土浦梯子1	○
	救助工作車	日野 平成23年	モリタ	クレーン2.9t	769	230	320	11,265	〃	6.40	土浦救助1	○
	救急車	ニッサン 令和3年	京都 オートワークス	高規格	533	188	273	3,255	ガソリン	2.48	土浦救急1	
	救急車	ニッサン 令和5年	京都 オートワークス	高規格	533	188	273	3,255	〃	2.48	土浦救急2	
	指揮車	トヨタ 平成18年	トヨタ テクノクラフト	—	563	180	255	3,125	〃	3.37	土浦本部指揮1	
	査察広報車	三菱 平成15年	パジェロ	4WD	477	189	204	2,475	〃	2.97	土浦広報1	
	資機材搬送車	日野 平成23年	デュトロ	クレーン2.9t ウインチ前後5.0t	684	219	267	7,960	軽油	4.00	土浦搬送1	○
南分署	水槽付ポンプ車	日野 平成24年	モリタ	A-2(2,000ℓ)	695	230	300	9,590	軽油	6.40	土浦南タンク1	
	救急車	ニッサン 平成31年	京都 オートワークス	高規格	533	188	270	3,255	ガソリン	2.48	土浦南救急1	○
	査察広報車	ニッサン 平成28年	ウイングロード	—	441	169	150	1,515	〃	1.49	土浦南広報1	
荒川沖消防署	水槽付ポンプ車	いすゞ 平成18年	日本機械工業	A-2(2,000ℓ)	745	228	300	10,580	軽油	7.16	土浦荒川沖タンク1	○
	ポンプ車	日野 平成29年	モリタ	A-2(600ℓ)	580	192	295	6,825	〃	4.00	土浦荒川沖ポンプ1	
	救急車	ニッサン 平成26年	京都 オートワークス	高規格	564	190	255	3,305	ガソリン	3.49	土浦荒川沖救急1	
	査察広報車	三菱 平成13年	リベロ	—	430	168	156	1,345	〃	1.46	土浦荒川沖広報1	
神立消防署	化学車	三菱 平成21年	モリタ	A-2 (1,700+300ℓ)	725	230	300	10,320	軽油	7.54	土浦神立化学1	
	ポンプ車	日野 令和4年	GMいちほら	A-2	575	190	290	6,115	〃	4.00	土浦神立ポンプ1	○
	救急車	トヨタ 平成26年	トヨタ テクノクラフト	高規格	565	189	272	3,245	ガソリン	2.69	土浦神立救急1	
	査察広報車	ニッサン 平成30年	セレナ	—	469	169	201	2,110	〃	1.99	土浦神立広報1	
新治消防署	水槽付ポンプ車	いすゞ 平成25年	モリタ	A-2(2,000ℓ)	705	230	300	10,830	軽油	5.19	土浦新治タンク1	
	ポンプ車	いすゞ 平成24年	モリタ	A-2	584	188	280	5,515	〃	2.99	土浦新治ポンプ1	
	救急車	ニッサン 平成25年	京都 オートワークス	高規格	564	190	270	3,325	ガソリン	3.49	土浦新治救急1	○
	査察広報車	トヨタ 平成9年	カルディナ	—	452	169	162	1,515	〃	1.76	土浦新治広報1	

消防

4 過去5年間の出火状況

(1) 火災種別損害額

(単位：千円)

種別 年別	合計		建物火災		車両火災		林野・その他	
	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額
合計	217	445,479	117	400,302	25	23,458	75	21,719
平成30年	39	144,961	19	128,965	4	2,997	16	12,999
令和元年	48	60,584	25	59,072	9	1,421	14	91
令和2年	40	105,945	25	105,107	3	591	12	247
令和3年	47	64,911	29	50,040	3	14,681	15	190
令和4年	43	69,078	19	57,118	6	3,768	18	8,192

(2) 建物火災損害額

建物火災焼損棟数及び損害額

焼損 程度別 年別	火災区分(類焼棟数含む：棟)						焼損床面積 (㎡)	損害額(千円)			
	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発		合計	建物	収容物	その他
合計	167	46	8	38	75	0	4,106	400,302	356,763	42,046	1,493
平成30年	36	11	1	9	15	0	1,142	128,965	107,863	20,585	517
令和元年	34	8	0	6	20	0	730	59,072	52,776	5,570	726
令和2年	33	8	4	7	14	0	800	105,107	97,825	7,132	150
令和3年	42	12	0	14	16	0	988	50,040	43,590	6,379	71
令和4年	22	7	3	2	10	0	446	57,118	54,709	2,380	29
平均	33	9	2	8	15	0	821	80,060	71,353	8,409	299

(3) 出火原因別火災件数

原因別	年 別	件 数	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
合 計		217	39	48	40	47	43
た ば こ		14	3	1	5	4	1
こ ん ろ		8	2	4	1	1	
か ま ど							
風 呂 か ま ど		1			1		
炉		1				1	
焼 却 炉							
ス ト ー ブ		5	1	1		1	2
こ た つ							
ボ イ ラ ー							
煙 突 ・ 煙 道							
排 気 管		4			2		2
電 気 機 器		4		2		1	1
電 気 装 置		3		2			1
電灯・電話等の配線		11	1	2	3	2	3
内 燃 機 関		1			1		
配 線 機 器		13	2	2	3	5	1
火 あ そ び		1		1			
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー		7		1	2	4	
た き 火		9	3	2		2	2
溶 接 機 ・ 溶 断 機		3	1			1	1
灯 火		1		1			
衝 突 の 火 花							
取 灰		1			1		
火 入 れ		2		1		1	
放 火		21	1	7	7	2	4
放 火 の 疑 い		15	3	3	2	4	3
そ の 他		62	15	13	9	11	14
不 明 ・ 調 査 中		30	7	5	3	7	8

(4) 町内別火災発生件数(令和4年度)

署別	町別	種別	計	建物	林野	車両	船舶	その他
			43	19	0	6	0	18
土浦消防署 (南分署含む)	有明町		3	2				1
	大岩田		3			2		1
	川口一・二丁目		1					1
	木田余		2					2
	木田余西台		1	1				
	小岩田東一・二丁目		2	1				1
	小松一・二・三丁目		1	1				
	穴塚		1	1				
	滝田一・二丁目		1					1
	東崎町		1	1				
	並木一・二・三・四・五丁目		1					1
	常名		1			1		
	真鍋一・二・三・四・五・六丁目		1	1				
19件								
荒川沖消防署	乙戸		1	1				
	卸町一・二丁目		1		1	1		
	鳥山一・二・三・四・五丁目		1	1				
	中		1			1		
	中村西根		2	1				1
	右粕		4	1				3
10件								
神立消防署	おおつ野一～八丁目		1	1				
	菅谷町		1					
	田村町		1	1				
	手野町		1					1
	中神立町		1	1				
	東若松町		1	1				
6件								
新治消防署	大志戸		1			1		
	大畑		2					2
	小沢高		1					1
	田宮		1	1				1
	藤沢		2	1				1
	8件							

5 予防対策

(1) 中高層建築物対策

学校、病院、ホテル、百貨店、共同住宅等、消防法施行令別表第1で定める中高層の防火対象物のうち、二以上の用途に供される複合用途防火対象物（雑居ビル）が大半を占め、火災による被害拡大要因が増大する状況下にあるため、35m級はしご付消防自動車を土浦消防署へ配置するとともに特別救助隊員に対しては、救助技術の錬磨と知識の向上を図る。

予防行政面においては、査察・違反処理を強化し、防火管理体制の徹底、消防用設備等の適正な維持管理の指導を行い、防火防災思想の普及高揚に努め、火災危険要因の排除及び人命安全対策に取り組んでいる。

3階以上の防火対象物 (150m²以上)

3階	4階	5階	6階	7階以上	計
579	269	111	61	113	1,133

(2) 危険物対策

近年、全国的に危険物施設数は減少しているにもかかわらず、火災、漏えい等の事故件数は横ばいで推移している。引き続き重大な事故の防止のため危険物施設への査察及び講習会等による注意啓発を行っている。また、危険物施設はもとより消防活動に重大な支障を及ぼす物質を含んだ消火活動が困難な災害に対応するため化学消防ポンプ自動車（I型）及び発砲器等特殊消火器具を配置するとともに化学消火剤（県・市）を備蓄し災害に備えている。

危険物施設数 (令和5年4月1日現在)

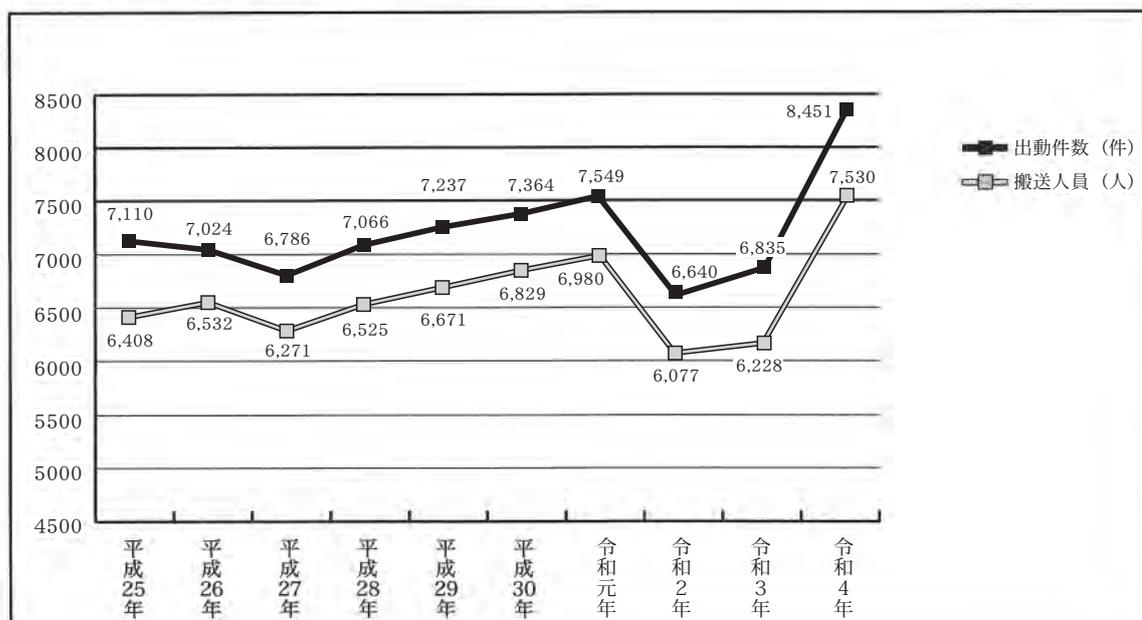
種 別		施設数
製 造 所		2
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	69
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	42
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	5
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	96
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	0
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	49
	屋 外 貯 蔵 所	11
取 扱 所	給 油 取 扱 所	80
	販 売 取 扱 所	3
	一 般 取 扱 所	66
合 計		423

6 救急救助活動状況（令和4年中）

(1) 救急概要

出動件数	8,451件
搬送件数	7,475件
不搬送件数	976件
（内 医師搬送）	0件
搬送人員	7,530人
死亡	123人
重症	557人
中等症	3,431人
軽症	3,419人
その他	0人

(2) 救急出動件数等の推移



(3) 事故種別救急活動状況

(単位：件、人)

	合計	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	医師搬送	資機材搬送	その他
出動件数	8,451	24	0	8	580	87	30	1,126	36	115	5,830	487	0	0	128
搬送件数	7,475	2	0	2	519	85	29	1,025	28	80	5,225	480	0	0	0
不搬送件数	976	22	0	6	61	2	1	101	8	35	605	7	0	0	128
搬送人員	7,530	2	0	2	568	85	29	1,027	28	80	5,229	480	0	0	0

(4) 事故種別所属別出動状況

(単位：件)

	合計	構成比	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	医師搬送	資機材搬送	その他
土浦消防署1	1,724	20.4%	8	0	1	138	12	9	207	11	28	1,179	94	0	0	37
土浦消防署2	1,517	18.0%	6	0	2	105	15	3	189	9	31	1,052	88	0	0	17
南分署	1,840	21.8%	2	0	4	114	8	6	269	7	18	1,264	115	0	0	33
荒川沖消防署	1,424	16.9%	2	0	0	86	12	7	186	2	17	1,044	50	0	0	18
神立消防署	1,374	16.3%	4	0	0	83	25	3	192	4	11	916	124	0	0	12
新治消防署	572	6.8%	2	0	1	54	15	2	83	3	10	375	16	0	0	11
合計	8,451	100%	24	0	8	580	87	30	1,126	36	115	5,830	487	0	0	128

(5) 事故種別年齢別搬送人員

(単位：人)

	合計	構成比	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	医師搬送	資機材搬送	その他
新生児	9	0.1%	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	6	0	0	0
乳幼児	273	3.6%	0	0	0	10	0	0	56	0	0	202	5	0	0	0
少年	269	3.6%	0	0	0	59	1	22	56	2	3	122	4	0	0	0
成人	2,500	33.2%	0	0	1	357	68	7	168	19	71	1,677	132	0	0	0
高齢者	4,479	59.5%	2	0	1	142	16	0	746	7	6	3,226	333	0	0	0
合計	7,530	100%	2	0	2	568	85	29	1,027	28	80	5,229	480	0	0	0

※ 新生児：生後28日未満、乳幼児：28日～7歳未満、少年：7歳～18歳未満
成人：18歳～65歳未満、高齢者：65歳以上

消防

(6) 各署別救助出動件数

(単位：件)

事故種別 各署別件数	合 計	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故
		建 物	建 物 以 外								
土 浦 消 防 署	73	1		19	8		3	1			41
荒川沖消防署	27	1		3							23
神立消防署	20			9			1				10
新治消防署	7			1				1	1		4
合 計	127	2	0	32	8	0	4	2	1	0	78

(7) 過去5年間の救助出動件数の推移

(単位：件)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
救助出動件数	109	118	113	124	127
救助活動件数	68	59	79	81	76
救 助 人 員	61	51	62	58	65

7 AED設置場所

(令和5年4月1日現在)

	小学校	中学校	公民館等	保育園等	その他施設	
1	土浦小学校	土浦第一中学校	新治地区公民館	荒川沖保育所	土浦市役所 1F 東側フロア	土浦市生涯学習館
2	下高津小学校	土浦第二中学校	一中地区公民館	霞ヶ岡保育所	土浦市役所 2F 総合受付センター	武道館
3	東小学校	土浦第三中学校	二中地区公民館	東崎保育所	土浦市役所 2F 市民ラウンジ	博物館
4	大岩田小学校	土浦第四中学校	三中地区公民館	天川保育所	社会福祉協議会 (ウララ2 4F)	青少年の家
5	真鍋小学校	土浦第五中学校	四中地区公民館	神立保育所	土浦市老人福祉セン ター (ウララ2 6F)	つくしの家
6	都和小学校	土浦第六中学校	六中地区公民館	都和児童館	教育委員会 (ウララ2 7F)	清掃センター
7	荒川沖小学校	土浦都和中学校	上大津公民館	ポプラ児童館	青少年センター (ウララ2 8F:生涯学習課)	まちかど「蔵」
8	中村小学校	新治学園義務教育学校	都和公民館	新治児童館	大町庁舎	霞ヶ浦総合公園 体育施設管理事務所
9	土浦第二小学校		神立地区コミュニ ティーセンター		都和支所	霞ヶ浦総合公園 ネイチャーセンター
10	上大津東小学校				南支所	霞ヶ浦総合公園 テニスコート
11	神立小学校				上大津支所	日帰り入浴施設 「霞浦の湯」
12	右碕小学校				土浦保健センター	川口運動公園 管理事務所
13	都和南小学校				新治支所 新治保健センター	上高津貝塚ふるさと 歴史の広場
14	乙戸小学校				土浦市老人福祉 センターながみね	乙戸ファミリー スポーツ公園
15	菅谷小学校				土浦市老人福祉 センター湖畔荘	新治運動公園
16	旧尖塚小学校体育館				土浦市老人福祉 センターつわぶき	新治トレーニング センター
17	旧藤沢小学校体育館				新治総合福祉 センター	小町ふれあい広場
18	旧山ノ荘小学校体育館				勤労青少年ホーム	アルカス土浦 2F
19	旧上大津西小学校体育館				農業センター (農業公社)	アルカス土浦 4F
20					ワークヒル土浦	市営東口駐車場
21					クラフトシビック ホール土浦	市営西口駐車場
22					土浦市営斎場	りんりんポート土浦
23					土浦市亀城プラザ	土浦市立学校 給食センター
24					土浦市シルバー人材 センター	まちなか交流ステー ションほっと ONE
25						
26						
小計	19台	8台	9台	8台	48台	
消防署						
1	土浦市消防本部 3階事務室前	土浦消防署 車両①	土浦消防署 南分署 車両	荒川沖消防署 車両	神立消防署 車両	新治消防署 車両
2	土浦消防署 (貸)	土浦消防署 車両②	土浦消防署 南分署 (貸)	荒川沖消防署 (貸)	神立消防署 (貸)	新治消防署 (貸)
小計	4台		2台	2台	2台	2台
合計	104台					

消
防

8 消防職員・団員の処遇

(1) 公務災害補償

消防職団員が公務に因り死亡、若しくは、疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合において、消防職団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害が補償される。その補償の種類は、次のとおりである。

- ア 療養補償
- イ 休業補償
- ウ 傷病補償年金
- エ 障害補償
 - (ア) 障害補償年金
 - (イ) 障害補償一時金
- オ 介護補償
- カ 遺族補償
 - (ア) 遺族補償年金
 - (イ) 遺族補償一時金
- キ 葬祭補償

(2) 賞じゅつ金

消防職団員が消防業務に従事するに当たって一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、消防職団員に対し、功労の程度により消防庁長官、県知事及び市長から殉職者賞じゅつ金又は障害者賞じゅつ金が支給される。その種類については、次のとおりである。

- ア 殉職者賞じゅつ金 最高2,520万円
- イ 障害者賞じゅつ金 〃 2,060万円
- ウ 殉職者特別賞じゅつ金 〃 3,000万円

(3) 団員の退職報償金

非常勤の消防団員が5年以上勤務して退職した場合、土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき、その団員の勤務年数及び階級に応じて退職報償金を支給する。

退職報償金支給額表

(単位:円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
本 部 員	224,000	321,500	419,000	521,500	684,000	879,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

(4) 消防育英会制度

消防職団員又は消防協力者であって、公務中又は消防作業中に死亡し、又は障害の状態となった者の子弟が品行方正、学術優秀、身体健康でありながら経済的理由により就学困難な場合、それらの子弟に対する学資の支給、その他育英上の必要な事業を行うため、財団法人消防育英会が設立され、昭和43年1月1日から事業を開始した。

資 料



霞ヶ浦総合公園

- 1 市庁舎..... 397
- 2 市内主要施設一覧..... 398

1 市庁舎

○位 置	ウララ : 土浦市大和町9番1号 ウララ2 : 土浦市大和町9番2号
○敷地面積	ウララ : 9,221㎡ ウララ2 : 1,250㎡
○構 造	ウララ : 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階 ウララ2 : 鉄骨造、地下1階、地上8階、塔屋1階
○工 期	着 工 ウララ : 平成26年5月27日 ウララ2 : 平成26年5月27日 竣 工 ウララ : 平成27年8月24日 ウララ2 : 平成27年3月 9日
○工 費	工事費 43億3,329万円 取得費 14億8,485万円 計画・設計費 1億2,967万円
○業務開始	平成27年9月24日
○庁舎面積	ウララ : 1階 3,070.6㎡ : 2階 3,112.9㎡ : 3階 4,113.3㎡ : 4階 3,881.2㎡ : 5階 167.8㎡ : 6階 164.2㎡ ウララ2 : 7階 1,116.8㎡ : 8階 132.9㎡ ※共用エリア、市民ラウンジ、店舗等は除く
○設計監理	基本構想 ㈱建設技術研究所 基本計画 ㈱アール・アイ・エー 基本設計実施設計 ㈱久米設計 工事監理 ㈱久米設計
○建築工事等	新庁舎整備工事(1工区) ㈱熊谷組 首都圏支店 新庁舎整備建築主体工事(2工区) ㈱大島工務店 新庁舎整備電気設備工事(2工区) 都和電設工業㈱ 新庁舎整備機械設備工事(2工区) 東洋プラント工業㈱

2 市内主要施設一覧

(1) 市の関係施設

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
土 浦 市 役 所	大和町9-1	826-1111	農 業 セ ン タ ー	永井本郷入会地字 離山番外1	862-5143
土 浦 市 役 所 (教育委員会)	" 9-2	"	霞ヶ浦総合公園 管 理 事 務 所	大岩田580	824-0880
保 育 課	大和町9-2	"	ネイチャーセンター	大岩田145	826-4829
水 道 課	大町11-38	821-6237	神 立 配 水 場	北神立町5	831-0829
消 防 本 部	田中町2083-1	821-0119	右 廻 配 水 場	右廻1655-139	842-1081
南 支 所	荒川沖西二丁目11-28	841-0036	大 岩 田 配 水 場	大岩田1734	823-7422
上 大 津 支 所	手野町1505-1	828-1007	道路補修事務所	田中町3282	823-6604
神 立 出 張 所	神立町682-54	832-3292	社会福祉協議会	大和町9-2	821-5995
都 和 支 所	並木三丁目3-43	821-1490	障 害 者 自 立 支 援 セ ン タ ー	大和町9-2	827-1123
新 治 支 所	藤沢990-1	862-3515	老人福祉センター 「うらら」	大和町9-2	827-0050
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	大和町9-1	827-1107	ふれあいセンター 「ながみね」	中村西根2078-1	830-5600
亀 城 プ ラ ザ	中央二丁目16-4	824-3121	老人福祉センター 「湖 畔 荘」	手野町1892-1	828-0881
自 転 車 駐 車 場 管 理 事 務 所	有明町2-7	823-4815	老人福祉センター 「つわぶき」	中都町一丁目5428-2	831-4126
汚泥再生処理センター	佐野子13	821-1724	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー「うらら」	大和町9-2	824-0332
清 掃 セ ン タ ー	中村西根1811-1	841-3427	シルバークリニック セ ン タ ー	東真鍋町2-5	824-8281
市 営 斎 場	田中二丁目16-33	824-2013	知的障害者通所 授産施設「つくしの家」	上高津1810	823-5881
消費生活センター	中央二丁目16-4	823-3928	都 和 児 童 館	板谷二丁目712-9	832-3112
新 治 総 合 福 祉 セ ン タ ー	沢辺1423-1	862-3522	ポ プ ラ 児 童 館	烏山二丁目530-394	841-3212
勤 労 青 少 年 ホ ー ム	文京町9-2	822-7921	新 治 児 童 館	本郷347-1	862-4403
勤 労 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	木田余東台四丁目1-1	826-2622	地域子育て支援センター 「さくらんぼ」	東崎町4-7	823-1288
国民宿舎「水郷」	大岩田255	823-1631	療育支援センター	上高津1809	824-8013
レストハウス 「水郷」	大岩田622-1	824-9403	駅 東 駐 車 場	有明町2-7	823-4815
亀 城 公 園 管 理 事 務 所	中央一丁目13-34	823-1858	駅 西 駐 車 場	有明町1	823-0220

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
青少年センター	大和町9-2	823-7838	青少年の家	乙戸1099	842-8429
生涯学習館	文京町9-2	822-3381	武道館	文京町10-16	822-8730
図書館	大和町1-1	823-4646	J : C O M スタジアム土浦	川口二丁目12-75	821-1648
博物館	中央一丁目15-18	824-2928	川口運動公園 テニスコート	"	821-1648
上高津貝塚ふるさと 歴史の広場	上高津1843	826-7111	ヒューナック アクアパーク水郷	大岩田601	824-6432
土浦市民ギャラリー	大和町1-1	846-2950	霞ヶ浦 文化体育会館	大岩田1051	823-4811
一中地区公民館 (コミュニティセンター)	大手町13-9	821-0104	学校給食センター	藤沢969-2	846-2601
二中地区公民館 (コミュニティセンター)	木田余1675	824-3588	土浦消防署	田中町2083-1	821-0119
三中地区公民館 (コミュニティセンター)	中村南四丁目8-14	843-1233	荒川沖消防署	中荒川沖町27-12	841-0119
四中地区公民館 (コミュニティセンター)	国分町11-5	824-9330	神立消防署	神立中央五丁目32-6	831-0119
六中地区公民館 (コミュニティセンター)	烏山二丁目2346-1	842-3585	新治消防署	大畑46	862-4577
上大津公民館 (コミュニティセンター)	手野町3252	828-1008	土浦消防署南分署	桜ヶ丘町13-1	823-0119
都和公民館 (コミュニティセンター)	並木五丁目4824-1	832-1667	土浦市観光協会	中央一丁目3-16	824-2810
新治地区公民館 (コミュニティセンター)	藤沢982	862-2673	りんりんポート土浦	川口二丁目13-25	846-3320
神立地区 コミュニティセンター	神立町682-54	833-1295			
クラフトシビックホール 土浦(市民会館)	東真鍋町2-6	822-8891			

(2) 保育所

(公立)

(私立)

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
荒川沖保育所	荒川沖西二丁目10-11	841-0037	土浦愛隣会保育所	右廻1681	841-6439
霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町13-20	821-1890	めぐみ保育園	烏山五丁目2263-8	841-2838
東崎保育所	東崎町4-7	821-2807	白鳥保育園	白鳥町1096-4	831-2590
天川保育所	天川一丁目24-1	822-6172	エンゼル・ゆめ保育園	真鍋二丁目10-23	822-1863
神立保育所	神立中央三丁目8-22	831-8464	つくば国際保育園	真鍋新町8-16	823-7404
			中央保育園	神立中央一丁目10-21	830-1284
			高岡保育園	高岡2303-4	862-4666
			藤沢保育園	藤沢1746	862-2600
			白帆保育園	蓮河原新町8-30	823-3070
			あおぞら保育園	上高津1800-1	869-7490
			愛(かな)保育園	中村南一丁目14-11	843-6877
			童話館保育園	東真鍋町9-28	824-1323
			ともっこ保育園	真鍋三丁目7-18	846-1213
			中村百合ナーサリー	西根南3-4-46	842-6253
			都和保育園	並木2-8-4	822-8053
			桜川保育園	田中3-4-5	821-8341
			新生めぐみ保育園	中村南1-24-1	841-0575

資料

(3) 幼稚園

(私立)

名 称	所 在 地	電話番号
日大高校附属幼稚園	桜ヶ丘町17-45	822-0696
中村白百合幼稚園	中村南五丁目31-1	841-5885
天 川 幼 稚 園	天川一丁目4-19	821-4126
つくば国際短大附属幼稚園	真鍋六丁目6-9	826-5146

(4) 認定こども園

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
もみじこども園	富士崎二丁目1-46	846-2645	中 央 幼 稚 園	神立中央二丁目1-18	831-2103
もみじ第二こども園	若松町1-73	822-5987	土浦みどり幼稚園	並木四丁目1-36	822-7090
まなべすみれ幼稚園	東真鍋町22-11	824-3522	あおば台幼稚園	右羽2755	842-6311
エンゼルススポーツ幼稚園	烏山五丁目2039	897-3331	ひたち学院幼稚園	乙戸1029-1	842-7107
土浦聖母幼稚園	大町9-6	823-1460	新 学 幼 稚 園	手野町4524	828-1905
			白 帆 幼 稚 園	蓮河原町11-35	823-2695

(5) 地域型保育事業

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
キ ッ ズ マ ア ム	板谷七丁目626-11	896-5508	サンルーナ託児所	おおつ野二丁目1-1	846-3607
どんぐり保育園	神立中央五丁目11-50	832-5415	は っ ぴ - 文 京 園	文京町4-8	826-2881
キッズランドなないろ	大町11-41	875-3651	は っ ぴ - 神 立 園	神立町3721-1	832-5881
キッズルームやまもと	西根南二丁目1-29	842-5732	キッズハウスうみの森	右羽2340-28	804-0950

(6) 学 校

(小学校)

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
土 浦 小 学 校	大手町13-32	822-2325	中 村 小 学 校	中村南五丁目29-5	841-0168
下 高 津 小 学 校	下高津四丁目2-9	821-1100	土 浦 第 二 小 学 校	富士崎二丁目1-41	821-0205
東 小 学 校	中455	841-0565	右 羽 小 学 校	右羽1728-3	842-2501
大 岩 田 小 学 校	大岩田2066-1	821-0247	都 和 南 小 学 校	常名3090	823-8251
上 大 津 東 小 学 校	神宿町2489	828-1018	乙 戸 小 学 校	乙戸南二丁目1-1	843-2008
神 立 小 学 校	中神立町4	831-5999	菅 谷 小 学 校	菅谷町1464-8	831-8331
真 鍋 小 学 校	真鍋四丁目3-1	821-0752			
都 和 小 学 校	並木五丁目4826-1	831-1510			
荒 川 沖 小 学 校	荒川沖東三丁目24-3	841-0049			

(中学校)

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
土浦第一中学校	文京町3-8	821-3679	土浦第六中学校	右廻428	842-7751
土浦第二中学校	東真鍋町21-7	821-0808	都和中学校	中貫1222-2	831-0866
土浦第三中学校	中村南一丁目25-15	841-0200	土浦第一高等学校 付 属 中 学 校	真鍋四丁目4-2	822-0137
土浦第四中学校	中高津三丁目10-4	821-0297	常総学院中学校	中村西根1010	842-0708
土浦第五中学校	手野町3218-1	828-1021	土浦日本大学 中 等 教 育 学 校	小松ヶ丘町4-46	822-3386

(義務教育学校)

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
新 治 学 園 義 務 教 育 学 校	藤沢 913	862-3503			

(高校・大学等)

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
土浦第一高等学校	真鍋四丁目4-2	822-0137	つくば国際大学 高 等 学 校	真鍋一丁目3-5	821-0670
土浦第二高等学校	立田町9-6	822-5027	土浦日本大学高等学校	小松ヶ丘町4-46	822-3382
土浦第三高等学校	大岩田1599	821-1605	常総学院高等学校	中村西根 1010	842-8771
土浦工業高等学校	真鍋六丁目11-20	821-1953	土浦産業技術 専 門 学 院	中村西根 50	841-3551
土浦湖北高等学校	菅谷町1525-1	831-4170	つくば国際短期大学	真鍋六丁目 20-1	826-6000
土浦特別支援学校	上高津1238	824-5549	つくば国際大学	真鍋六丁目 20-1	826-6000

(7) 県の施設

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
県南県民センター	真鍋五丁目17-26	822-7010	土浦児童相談所	下高津三丁目14-5	821-4595
土浦県税事務所	"	822-7176	土浦保健所	下高津二丁目7-46	821-5342
県南県民センター 地 域 福 祉 室	"	822-8516	県南食肉衛生検査所	下高津二丁目7-38	822-0740
県南農林事務所	"	822-0841	土浦土木事務所	中高津三丁目11-5	822-4340
県南家畜保健衛生所	"	822-8518	土浦警察署	立田町1-20	821-0110
霞ヶ浦北浦 水 産 事 務 所	"	822-7270	流域下水道事務所 霞ヶ浦浄化センター	湖北二丁目8-1	823-1621
県南教育事務所	"	822-7289	県南生涯学習センター	大和町9-1	826-1101
県南水道事務所	大岩田2972	821-3945	霞ヶ浦環境科学 セ ン タ ー	沖宿町1853	828-0960
県西水道事務所 新 治 浄 水 場	本郷1839	862-4485	水質管理センター	大岩田2972	826-8250

(7) 国その他の施設

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
土 浦 税 務 署	城北町4-15	822-1100	日本政策金融公庫 土 浦 支 店	中央一丁目1-26	0570-012646
霞ヶ浦河川事務所 土 浦 出 張 所	蓮河原町4497	821-2155	茨城県建設技術公社 県 南 支 部	永国886-3	824-5116
常陸河川国道事務所 土 浦 国 道 出 張 所	沖新田29-4	841-0298	茨城県建設業協会 土 浦 支 部	中高津三丁目11-22	821-6514
国土交通省関東地方整備局 常陸国道事務所	川口一丁目1-26	826-2040	茨城県宅地建物取引業協会 土 浦・つくば支部	下高津三丁目7-36	825-6161
土 浦 簡 易 裁 判 所	中央一丁目13-12	821-4359	土 浦 市 医 師 会	東真鍋町2-39	821-0849
土 浦 検 察 審 査 会 事 務 局	〃	〃	茨城県保険医協会	大町12-31	823-7930
水 戸 家 庭 裁 判 所 土 浦 支 部	〃	〃	J A 水 郷 つくば本店	小岩田西一丁目1-11	822-0534
水 戸 地 方 裁 判 所 土 浦 支 部	〃	〃	J A 水 郷 つくば 営農経済事業本部	田中一丁目1-4	823-7001
水 戸 地 方 検 察 庁 土 浦 支 部	中央二丁目16-7	822-0040	茨城県土地改良事業団体 連 合 会 県 南 事 業 所	下高津三丁目14-5	823-2354
土 浦 区 検 察 庁	〃	〃	土浦市外十五ヶ町村 土 地 改 良 区	上高津464	822-2828
日 本 年 金 機 構 土 浦 年 金 事 務 所	下高津二丁目7-29	825-1170	土 浦 商 工 会 議 所	中央二丁目2-16	822-0391
ハローワーク土浦	宍塚1838	822-5124	土 浦 市 新 治 商 工 会	高岡1902-7	862-2325
水 戸 刑 務 所 土 浦 拘 置 支 所	国分町5-1	821-0084	J R 土 浦 駅	有明町1-30	050-2016-1600
水 戸 地 方 法 務 局 土 浦 支 局	下高津一丁目12-9	821-0792	J R 神 立 駅	神立中央一丁目1-25	050-2016-1600
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	右羽2410	842-1211	J R 荒 川 沖 駅	荒川沖東二丁目1-6	050-2016-1600
土 浦 郵 便 局	城北町2-21	0570-943-636	ジェイアールバス関東 土 浦 支 所	富士崎二丁目1-50	821-5234
土浦労働基準監督署	宍塚1838	822-5127	関 東 鉄 道 ㈱	真鍋一丁目10-8	822-3724
土 浦 公 証 役 場	富士崎一丁目7-21	821-6754	東 部 瓦 斯 ㈱ 茨 城 南 支 社	有明町2-49	821-1107
国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所	下高津二丁目1-3	822-3007	東 部 瓦 斯 ㈱ 土 浦 営 業 所	中荒川沖町24-25	824-8350
茨城陸運支局土浦 自動車検査登録事務所	御町二丁目1-3	050-5540-2018	東日本高速道路 土 浦 北 料 金 所	並木五丁目4839-2	831-9361
自衛隊茨城地方協力 本部土浦地域事務所	川口一丁目3番142号E-107	821-6986			

土 浦 市 市 政 概 要

発行年月日 令和 5 年 1 2 月 1 日

発 行 所 土 浦 市 議 会 事 務 局
土 浦 市 大 和 町 9 番 1 号

印 刷 所 土 浦 プ リ ン ト ワ ー ク ス 株 式 有 限 公 司
土 浦 市 下 高 津 3 - 6 - 7 - 1 0 2